This is a digital copy of a book that was preserved for generations on library shelves before it was carefully scanned by Google as part of a project to make the world's books discoverable online.

It has survived long enough for the copyright to expire and the book to enter the public domain. A public domain book is one that was never subject to copyright or whose legal copyright term has expired. Whether a book is in the public domain may vary country to country. Public domain books are our gateways to the past, representing a wealth of history, culture and knowledge that's often difficult to discover.

Marks, notations and other marginalia present in the original volume will appear in this file - a reminder of this book's long journey from the publisher to a library and finally to you.

**Usage guidelines**

Google is proud to partner with libraries to digitize public domain materials and make them widely accessible. Public domain books belong to the public and we are merely their custodians. Nevertheless, this work is expensive, so in order to keep providing this resource, we have taken steps to prevent abuse by commercial parties, including placing technical restrictions on automated querying.

We also ask that you:

+ *Make non-commercial use of the files* We designed Google Book Search for use by individuals, and we request that you use these files for personal, non-commercial purposes.

+ *Refrain from automated querying* Do not send automated queries of any sort to Google's system: If you are conducting research on machine translation, optical character recognition or other areas where access to a large amount of text is helpful, please contact us. We encourage the use of public domain materials for these purposes and may be able to help.

+ *Maintain attribution* The Google "watermark" you see on each file is essential for informing people about this project and helping them find additional materials through Google Book Search. Please do not remove it.

+ *Keep it legal* Whatever your use, remember that you are responsible for ensuring that what you are doing is legal. Do not assume that just because we believe a book is in the public domain for users in the United States, that the work is also in the public domain for users in other countries. Whether a book is still in copyright varies from country to country, and we can't offer guidance on whether any specific use of any specific book is allowed. Please do not assume that a book's appearance in Google Book Search means it can be used in any manner anywhere in the world. Copyright infringement liability can be quite severe.

**About Google Book Search**

Google's mission is to organize the world's information and to make it universally accessible and useful. Google Book Search helps readers discover the world's books while helping authors and publishers reach new audiences. You can search through the full text of this book on the web at `http://books.google.com/`

THE LIBRARY
OF
THE UNIVERSITY
OF CALIFORNIA

GIFT OF

ANDREW W. MELLON
FOUNDATION

Digitized by Google

Digitized by Google

Digitized by Google

日野昭著

# 日本古代氏族伝承の研究

永田文昌堂刊

BERKELEY
LIBRARY
UNIVERSITY OF
CALIFORNIA

Digitized by Google

DS
EAST

Mellon

Digitized by Google

# 序

この書は、私の古代史研究の最初の成果であって、その内容は三部からなる。

第一部は、古代史上の氏族のなかでも雄族であり、つねに執政の座をしめてきた大臣家の諸氏が、こぞってその祖先と伝承する人物である、武内宿禰についての伝承の分析によって、その性格を究明するとともに、その後裔の伝承を通して氏族系譜の形成過程を追究したものである。

また、第二部は、もっとも代表的な雄族である蘇我氏に焦点を定め、日本書紀の記載をできるだけ批判的に分析、検討して、記載の諸相と性格を究明することに努めた。

さらに、第三部は、それとやや視点をかえて、蘇我氏の部民の存在形態や、大化以後における動向をさぐることによって、蘇我氏の歴史的役割についての展望を試みようとしたものであるが、最後の二章では、日本書紀の記載の特色や傾向を考察することによって、蘇我氏理解の一側面をすすめようとした。



Digitized by Google

私がこの考察に着手した当時は、学界においてまだ古代氏族の個別的研究の意義はほとんど留意されていなかったように思われる。そのため私自身も研究をつづけながら、その意義について、しばしば懐疑感におそわれざるをえなかった。この点で今日の氏族研究の盛況には、感慨を禁じえないものがある。このような私のたどった径路は、時に迂遠であり、時に晦渋でもある、この書の叙述に形骸をとどめることとなったが、いまはそれらをすべて解消して書きなおすことが、とてもできそうにない。むしろその時の筆致は、そのままに残しておきたい心のつよいのを如何ともしがたいものをおぼえる。ただ、その後修正すべきことに気づいた点は改めたが、それも最少限度にとどめたので、識者の批正をまたねばならないことも少なくないかと思うが、それらについては示教を惜しまれないことを切にお願いしたいと思う。この書に収める諸章の初稿の発表年次は別掲したが、執筆の順序からいえば、第二部がまず成り、ついでほぼ第一部、第三部という順序であった。そのため議論の過程にやや不調和な面があったかと考えるが、一書の構成としては、やはりこのような形体をとらざるをえなかったことを諒とされたい。

古代史の解明のために、氏族の存在形態がぜひ追究されなければならず、氏族の解明のためには、氏族伝承の理解が不可欠の前提となることは、今日ではもはや自明の事実であろう。しかし

Digitized by Google

特定の一氏族についてさえ、未解決の難問が山積している。数多くの氏族の歴史的実態を明らかにするためには、なお遠い道がのこされているといわなければならない。私の試みたことは全くその一分野にすぎず、しかもそれすらきわめて未熟なものである。私としては、この書を一の中間報告とし、これを反省の資として、今後の研究をつづけたいと願っている。

昭和の初世に生をうけた私には、敗戦当時の国民の多くがいだいたであろう、国家への疑念が、歴史学への関心をつよめる機縁となった。戦後の混沌のなかにあって、蒼古なるもの、伝統的なるものへの理解をさしおいて、現実理解への眼は開きえないと考えられたのである。しかし、いまのこの貧しい成果については省みて慚愧にたえないものがある。

思えば、私の今日あるは多くの先学のたまものである。学生時代の故秃氏祐祥・魚澄惣五郎両博士の講義もなつかしい思い出である。とくに学窓以来ながく御指導をいただいている、恩師宮崎円遵・末永雅雄両博士をはじめ、この研究を激励され、この書の出版についても御配慮をいただいた二葉憲香教授に、心からの感謝をささげたい。また三品彰英博士の主宰される日本書紀研究会の各位の御誘掖も忘れえない。出版に際しては、龍谷大学当局と永田文昌堂主の御厚意にあずかった。深く謝意を表したいと思う。



Digitized by Google

おわりに、全くの私事ではあるが、この書を亡き父母への、私の生活のささやかな報告ともしたいと思う。幼い日、母からなにげなく聞いた常世の国の物語の一節が、いまはからずも想起され、田道間守の心情を想い浮べていることである。

昭和四十六年　一九七一年　四月十一日

京都嵯峨の茅屋にて

日野昭

## 再刊の序

このたび、この書の続篇を刊行することとなり、これを機縁として誤脱を補正し、誤植を訂正することができた。内容的な補訂は全くおこなっていないことを明らかにしておきたい。

昭和五十六年　一九八一年　八月十四日

著者

Digitized by Google

# 目次

序……一
第一部　武内宿禰とその後裔……一
序　言……三
第一章　武内宿禰の伝承……六
一　記紀の記載の対照……六
二　伝承の分析……八
三　記紀伝承の関係……二七
四　伝承の性格……三一



Digitized by Google

第二章　後裔氏族の伝承……四三
一　伝承の区分……四三
二　天皇氏系譜との関係……四五
三　執　政……四八
四　朝鮮との交渉……五五
五　説話的伝承……六六
六　伝承の性格……七〇
概　括……七三
第三章　後裔氏族系譜の形成……八一
一　はしがき……八一
二　上位氏族……八三
三　波多氏系……八四
四　許勢氏系……八八
五　蘇我氏系……九〇
六　平群氏系……一〇〇

Digitized by Google

七　紀氏系……一〇一
八　葛城氏系……一〇八
九　若子宿禰系……一一四
一〇　むすび……一一七

第二部　蘇我氏に関する伝承（一）……一二三
――日本書紀の記載の検討――

序　言……一二五
第一章　天皇氏系譜との関係……一二九
第二章　執　政……一三八
第三章　朝鮮との交渉……一五〇
一　朝鮮との交渉についての記載……一五〇
二　応神紀から敏達紀まで……一五三



Digitized by Google

三　推古紀……一五六
四　新羅征討……一五九
五　概括……一六五

第四章　屯倉経営……一七三

一　屯倉経営についての記載……一七三
二　那津ノ口官家……一七三
三　白猪屯倉……一七七
四　概括……一八一

第五章　仏教……一八七

一　仏教についての記載……一八七
二　元興寺縁起との対照……一九〇
三　池辺氏と仏教……二〇一
四　舎利伝説……二〇四
五　物部氏との関係……二一一
六　善信尼の伝承……二一五

Digitized by Google

七　三宝興隆の記載……二一九
八　鞍作氏と仏教……二三三
九　仏教記事の一性格……二三四
第六章　神　祇……二四一
一　神祇についての記載……二四一
二　神仏の対称……二四三
三　祈雨伝説……二四九
四　巫覡と童謡……二五五
五　祥　瑞……二五九
六　概　括……二六五
第七章　物部氏との対立……二七八
一　物部氏との抗争についての記載……二七八
二　仏教をめぐる対立……二七九
三　穴穂部皇子をめぐる対立……二九〇
四　概　括……三〇〇





Digitized by Google

第八章　天皇氏との関係……三〇八
一　天皇氏との関係についての記載……三〇八
二　崇峻天皇の弑逆……三一一
三　推古朝……三一五
四　舒明朝と上宮王家……三一七
五　蘇我氏の誅滅……三二六
六　補説……三三三

第三部　蘇我氏に関する伝承（二）……三四三

第一章　蘇我の子らの歌……三四五
一　はしがき……三四五
二　歌の性格……三四六
三　成立の時期……三五〇
四　推古紀における位置……三五七

Digitized by Google

第二章　蘇我氏の部民支配……三六一
一　ソガ部の史料……三六一
二　ソガ部の分布……三六四
三　蘇我氏とソガ部……三七六
四　ソガ部の役割……三八三
第三章　山田寺と蘇我氏……三八九
一　蘇我氏の分支……三八九
二　蘇我倉山田石川麻呂……三九〇
三　山田寺の造立……三九八
第四章　天智・天武朝の蘇我氏……四〇六
一　難波京……四〇六
二　有間皇子の変……四〇九
三　蘇我連子……四一三
四　蘇我赤兄と安麻呂……四一四



Digitized by Google

五　天武朝の動向……四一八
第五章　蘇我氏人名の称呼法……四二六
一　人名称呼の諸例……四二六
二　敏達紀……四三一
三　用明・崇峻紀……四三八
四　人名称呼法の特色……四四五
第六章　日本書紀の執政に関する記載……四五三
一　神武紀から安康紀まで……四五三
二　雄略紀から持統紀まで……四六三
三　むすび……四七〇
成稿順序……四七五
索引……1

Digitized by Google

# 第一部　武内宿禰とその後裔

Digitized by Google

Digitized by Google

# 序　言

わが古代――ここでは、とくに大化前代を指す――には、多くの氏族[1]の活動したことが記紀などの古典によって知られている。これら氏族の動向は、その性格や歴史をさぐることによって、古代史の理解の上に大きな照明をあてることになると思われるが、氏族に関する文献資料はいずれも史的事実をそのままに表現するものではなく、全くの虚構のものから、多少とも史実との関係を推定しうるもの、さらに史的事実としての信憑性のみとめられうるものなど、実に多様な存在形態を示していて、近時、津田左右吉博士の古典の批判や、それへの反批判を通じて、古代文献の取扱い方法についての研究は大いに進歩したとはいうものの、眼を氏族研究の面のみに限っても未開拓の分野はあまりにも多いのである。[2]

いま、ここに試みようとするのは、そうした氏族研究への一階梯として、まず氏族に関する文献資料に着目し、それの物語る伝承の一一を批判的に検討し、おもくるしくたれこめた古代史のもやのなかから、いくらかでもそれの伝える歴史的真実を明らめようとすることである。

ところで、ここに氏族伝承とは、記紀を中心とする古代文献にあらわれた氏族関係の記事のうち、とくにある氏族に関係するものを綜括していうとともに、厳密にはその氏族特有の所伝とみとめられるものをいう。すなわち記紀についていえば、その編纂にあたって諸氏のもつ家記・伝承のたぐいが、直接または間接に利用されたことが推



Digitized by Google

定されるが[3]、それらはいわば朝廷すなわち天皇氏編纂の成書たる記紀の叙述の構成要素であり、局部的資料である。そして諸氏が独自の伝承を成書化したことはあっても[4]、それは記紀と並称するに足るほどのものとしては現存しないから、記紀に散見する多くの氏族関係の記事を摘出し、特定の氏族別につづりあわすことによって、氏族伝承の幾分かが想定できるであろう。すなわち記紀の局部的資料として採用された氏族伝承をとりあげ、これを適切に批判することによって、諸氏の性格やその歴史を明らかにし、古代史上の位置を規定することができるわけである。もちろん記紀に記載するところは、果して一一の氏族がそれ自身に伝えるところのものの、本質をよく把捉したものであるかどうか。また一一の氏族に関する重要事項を網羅しているかどうか問題であり、とくに重要事項の網羅などということは記紀が朝廷の史書であり、諸氏の歴史ではないことから考えても、望むのが無理というべきであろう。それゆえ諸氏の歴史と性格とが全き形において究明されるということは不可能であるが、さりとてその大体を浮彫りする希望はのこされている。ことに氏族のすべてをとりあげることは困難としても、少なくとも有力な諸氏について、それがいかに扱われているかを考察することによって、その資料を想定し、それがこのように扱われていることの理由を解明することが古代史の全景を見わたす上に有力な視点をあたえることになるであろう。

さて、古代の雄族を考えるとき、まず念頭にうかぶのは、大臣・大連氏族である。天皇の政治に参画し、協力して古代政治の支柱となり、臣僚最高の位置についた氏族は、数氏にまとめられるが、それらは臣姓氏族の中から任ぜられる大臣と、連姓氏族の中から任ぜられる大連との二に区別される。そして大臣となった氏は葛城・平群・許勢・蘇我の四氏であって、それは古事記によればすべてタケシウチノスクネ（武内宿禰）[5]の後裔とされており、また大連となった氏は大伴・物部の二氏に限られている。したがって、少なくとも現存の文献からすると、大臣・大連

Digitized by Google

氏族はごく少数のものに限定されていたことが察せられる。

ことに注意されなければならないことは、大臣となった氏がすべて武内宿禰を祖とすることであって、そこで武内宿禰という人物の事歴と性格とが問題となり、またそれと大臣となった氏族との関係をいかに考定すべきであるかが、大臣というものの本質を理解し、すすんで古代政治のあり方を究明するための一の課題であることになる。かくて、まず武内宿禰の伝承について検討し、ついでその後裔と称する諸氏の伝承の性格を考察し、この両面からいわゆる氏族伝承の一端をうかがってみたいと思う。

注(1) ここにいう氏族は、血縁的な集団としての古代社会のクラン・ゲンスに相当するものを指しているのではない。いわゆる古墳時代およびそれよりのちの日本の社会は、無階級に近い原始的未開社会にはとうてい比定することはできない。津田博士の指摘のように、氏族は社会組織ではなく、むしろ政治組織として考えられるべきものである。津田左右吉、日本上代史の研究、九〇―九八頁、昭和二二年。井上光貞、日本古代史の諸問題、二二二―二二七頁、昭和二四年。

(2) 直木孝次郎、古代氏族研究の動向、ヒストリア、一八、のち日本古代の氏族と天皇、所収、昭和三九年。

(3) 坂本太郎、纂記と日本書紀、史学雑誌、五六の七、のち日本古代史の基礎的研究、上、所収、昭和三九年。武田祐吉、古事記説話群の研究、四五頁、昭和二九年。岩橋小弥太、上代史籍の研究、一二三頁、昭和三一年。

(4) 古事記の序文には諸家の伝持する帝紀・本辞（旧辞）の存在をいい、現に古語拾遺・高橋氏文・大織冠伝などが伝えられている。

(5) タケシウチノスクネは、古事記には「建内宿禰」書紀には「武内宿禰」と記されているが、本書では引用文と第一部第三章をのぞき、便宜上すべて「武内宿禰」に統一して使用する。



Digitized by Google

# 第一章　武内宿禰の伝承

## 一　記紀の記載の対照

武内宿禰についての記載は、古事記・日本書紀にかなり多くみることができる。その一一を吟味して、伝承されてきたものが、そこにいかに定形化されているかを知ることが、まず必要である。これらの記事が書かれるまでには、ながい歳月にわたる、朝廷や諸氏の人々の伝持の努力があったであろう。編纂の資料とされたものもいわゆる帝紀や旧辞のほか、諸氏の家伝や墓記・本系帳のたぐいもあろうし、また編者の潤色・加筆もあるであろう。それらがいかにくみあって、記述がなされたかを検討するため、はじめに記紀の記事を対照して表示すると第一表のようになる。(1)

第一表

| 古事記 | 日本書紀 |
|---|---|
| 〔1〕孝元段　系譜…… | (1) 孝元紀七年二月丁卯　出自 |
| | (2) 景行紀三年二月庚寅　出生 |

Digitized by Google

| | | | |
|---|---|---|---|
| 〔2〕 | 成務段 | 大臣となる…… | (3) 同　紀廿五年七月壬午　東国の巡察 |
| | | | (4) 同　紀廿七年二月壬子　復命 |
| | | | (5) 同　紀五十一年正月戊子　宴楽の日に非常に備える |
| | | | (6) 同　紀同　年八月壬子　棟梁の臣となる |
| | | | (7) 成務紀三年正月己卯　大臣となる |
| 〔3〕 | 仲哀段 | 神の命を請う…… | (8) 仲哀紀九年二月丁未　天皇と同日生れという |
| | | | (9) 同　紀同年同月甲子　天皇の屍を殯する |
| | | | (10) 神功紀摂政前三月壬申　皇后に復命 |
| | | | (11) 同　紀摂政前四月　神意を問う |
| 〔4〕 | 同段 | (忍熊王の叛乱)…… | (12) 同　紀元年二月　忍熊王の叛乱 |
| 〔5〕 | 同段 | (乱の鎮定)…… | (13) 同　紀同年三月庚子　乱の鎮定 |
| | | | (14) 同　紀十三年二月甲子　笥飯大神を拝する |
| 〔4〕 | 同段 | 気比大神の命をうける…… | (15) 同　紀同年同月癸酉　寿宴の歌 |
| 〔5〕 | 同段 | 酒楽の歌…… | (16) 同　紀四十七年四月　天神の誨により議する |
| | | | (17) 同　紀五十一年三月　皇太后、太子・宿禰に語る |
| 〔6〕 | 応神段 | 髪長比売を太子に賜わる…… | (18) 同　紀十三年九月　(髪長姫を賜わる) |
| 〔7〕 | 同段 | 百済池を作る…… | (19) 同　紀七年九月　諸韓人を率い池を作る |
| | | | (20) 仁徳紀元年正月己卯　探湯で弟に勝つ |
| 〔8〕 | 仁徳段 | 鴈の卵を生むを寿ぐ歌…… | (21) 同　紀五十年三月丙申　天皇誕生の奇瑞について下問 |
| | | | 鴈の卵を生むを寿ぐ歌 |



Digitized by Google

| | | |
|---|---|---|
| (22) | 允恭紀五年七月己丑 | 玉田宿禰が武内宿禰の墓域にかくれる |
| (23) | 継体紀六年十二月 | 物部大連の妻のことば |

この対照によって、武内宿禰に関する記載は、古事記に八条、書紀に二十三条あり、書紀がはるかに多くの記述をもつことになるが、このうち、記紀にほぼ同種の内容を伝えると考えられるものは七条にわたり、古事記のみにあるもの一条、書紀のみにあるもの十五条を数えることができるわけである。

これによれば、古事記より書紀に記事の多いことはわかるが、しかし内容についてみて、はたしてどのように書紀が独特の価値ある伝承をもっているかは、検討を要することである。つぎに記紀の記述の対照をおこないつつ、武内宿禰に関する伝承の分析をこころみてみよう。

## 二　伝承の分析

### 1　系譜と出自

まず、記紀ともに最初に孝元天皇の裔として、武内宿禰を規定することは一致していて、それを示すのが[1]孝元段と(1)孝元紀七年二月丁卯の記述である。古事記によれば、孝元天皇の子のヒコフツオシノマコトノミコトの子に甘美内宿禰と武内宿禰とがあり、後者の子に九人があったとし、そこから波多・許勢・蘇我・平群・木・葛城・江

Digitized by Google

野財の諸氏が分れたという。これを図示すれば、つぎのようである。

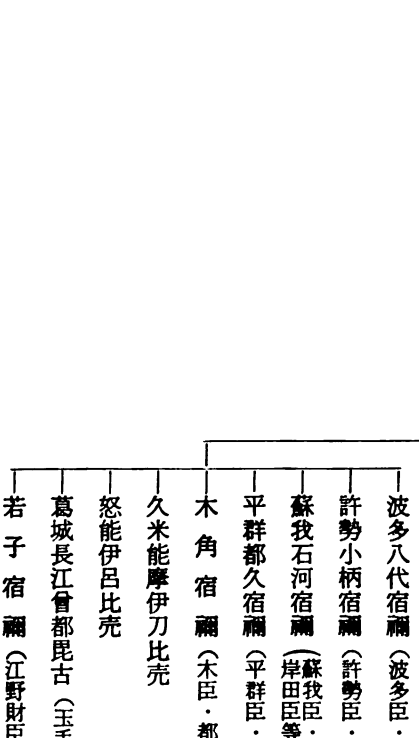




Digitized by Google

この系譜に相当する書紀の記載をもとめると、意外なことに、(1)には、ただ「彦太忍信命、是武内宿禰之祖父也、」とあるだけで、そのほかにはなんら伝えるところがない。武内宿禰を古事記にヒコフツオシノマコトノミコトの子とするに対し、書紀がその孫とする相違もさることながら、武内宿禰の後裔氏族の盛大の状の説明としての系譜の伝承が、書紀においてこのように平然と無視されていることは、きわめて注目に価する事実といわなくてはならない。しかし、これについては、別章に論及するように(2)、書紀の編者はこれを古い伝承ではないと考えて、除外したと考えることができよう。すなわち、このような大きな相違はかんたんに書紀の編者の杜撰とは解されないであろうからもし伝写の過程での誤脱でもなければ、意識的に除外されたものとみるべきであろうが、それではどのような意図によるかといえば、書紀においては武内宿禰後裔氏族についての詳細な記述に大きな意味をみとめず、これを省くことを是としたによるのであろう。周知のごとく、書紀は帝紀について伝写の久しいため所伝に錯雑のあることをみとめ、「考二覈古今一、帰二其真正一」(3)することを意図している。この意図がどの程度に貫徹され、またその結果がいかに史実に妥当するかは、もとより検討を要するが、少なくともいまの場合、書紀の編者の意図は明らかであるといってよい。

かくて、古事記と日本書紀とでは、武内宿禰についての系譜の伝承の上において、すでに価値観の大きなひらきがみとめられるが、さらにくわしく個個の記載について、検討することによって問題の解明をすすめてみよう。

## 2　景行・成務朝

つぎに書紀には、(2)景行紀三年二月に天皇が紀伊国に幸して、群神を祭ろうとし屋主忍男武雄心命を遣わしたと

Digitized by Google

ころ、命は阿備柏原に居て神祇を祭祀し、紀直の遠祖菟道彦の女影媛を娶って、やがて武内宿禰が生まれたとする。これは古事記にみえない記事であるが、出生についての興味ある伝承であるといえる。宿禰には神祇祭事に関する神秘的な所伝が少なくなく、神功皇后とともに古代神政のあり方を示唆するものがあるが、これによれば、すでにその出生において神祇とのつながりが示されているといえるからである。また紀直は紀国造家と解されようが、それとの関係の主張されたことのあることが知られる。そして宿禰を孝元天皇の孫とする古事記においては、かかる所伝を述べえなかったことが留意される。(3)景行紀二十五年七月壬午には、武内宿禰を北陸および東方の諸国に遣して、地形と百姓の消息をみせしめたといい、つづいて(4)二十七年二月壬子には、東国よりかえった宿禰が復命して、東夷のうちに日高見国があり、その国人を蝦夷という、とて討伐すべきことを具申している。この記事の直後には、有名な日本武尊の熊襲征討のことが出て、そのあとに、四十年六月に係けて東夷の叛乱を記し、ついで七月には日本武尊の蝦夷征討の開始となるのであるが、このことは、武内宿禰のうごきを伝える、さきの(3)・(4)の記述がいかなる意味をになっているものであるかを考えるうえに、きわめて注意すべきことがらである。だいたい、景行紀を通観していえることは、国土経略に関する記載の多いことで、それは九州や東国の賊酋との対立と征討・帰順の記述がそのほとんどをしめしていることから明らかである。征討事業の中心人物には、天皇をいっている部分も少しはあるが、なんといっても、日本武尊の活動を伝えることに、その重点がおかれていることはたしかで、これは古事記の記述によるとき、よりいっそうその感を深くさせる。このような景行紀のいちじるしい傾向を考えると、この紀において武内宿禰の行実として記されるところも、結局はこの紀の全体の記述の意向に合致するよう構想されたものにほかならないことが知られる。さきに(2)三年二月庚寅に武内宿禰の出生のことを述べ、のちに(5)五



Digitized by Google

十一年正月戊子や(6)同八月壬子において、その忠誠と棟梁の臣たることを記すのも、その意図するところを察せしめるものがあるであろう。すなわち、いまの(3)・(4)の記述は要するに日本武尊の蝦夷征討が、もと武内宿禰の献策にもとづくことをいい、日本武尊の、またひいては景行朝における、国土経略にあたって、武内宿禰の果した「棟梁之臣」としての活動の一端を主張しようとしたもので、その役割は蝦夷征討説話においてなんら本質的な意味をもつものではない。事実、征討説話には一度もその名をあらわさず、宿禰の行実と征討とは本来的な連関を見出しえない。それゆえ、この記事は、日本武尊の蝦夷征討の前件として、それへの伏線として、書紀の編者によって構作されたものと解して大過ないであろう。

ところが同じく古事記にない(5)景行紀五十一年正月には、宮廷でひらかれた数日にわたる盛んな宴楽に皇子稚足彦尊（のちの成務天皇）と武内宿禰とが参会せず、天皇がこの不審を問うたところ、人人の戯遊する間にも、国家をうかがうもののあるを思い、非常の事にそなえて警備をおこたらなかったためであることがわかり、天皇はこの深慮を賞めてとくに寵愛をあつくした、との記述がある。これは、武内宿禰が朝堂にあって顕職につき、天皇に忠勤をはげむことをいう(6)景行紀同年八月および(7)成務紀三年正月の記事への伏線とみるべく、これを古事記についていえば、〔2〕成務段の大臣であることの記事に端的に表示されている、武内宿禰の行実を文飾する、書紀における編者の操作とみられるべきものである。あるいは、少なくとも書紀の編纂以前において、武内宿禰に関する伝承のうちに加上されていた説話とみるべきで、本来の武内宿禰の伝承のなかにはなかったものというべきである。(4)

このようにみてくると、古事記〔2〕成務段の、「かれ建内の宿禰大臣として、大国小国の国の造を定めたまひ、また国々の堺、また大県小県の県主を定めたまひき、」という記事は、武内宿禰の行実についての初現の記述である

Digitized by Google

ことに、重大な意味をみとめることができるが、これを書紀についてみる時に、文飾は多いけれども[5]同じように注意されることの少なくないことに気づくであろう。まず古事記[2]成務段に相当する記述として、(7)成務紀三年正月己卯には、「以二武内宿禰一為二大臣一也、」といい、これにつづけて「初天皇与二武内宿禰一同日生之、故有二異寵一焉、」というものがあげられる。この前段は[2]成務段に一致するが、後段は書紀にのみいうところで、かような貴種との同日誕生譚の例は、同じ武内宿禰の子で、平群氏の始祖たる木菟宿禰が仁徳天皇と同日に誕生したことをいう、(10)仁徳紀元年正月己卯の記事との類同を看取させ、これまた書紀にのみいうところであることを思えば、かかる貴種との同日誕生譚が武内宿禰後裔氏族の間にある程度普遍化した説話形態であることを知ることができ、なおまた書紀の編者が、かかる伝承を尊重した事実をみとめることができるであろう。つぎに成務紀には、四年二月丙寅の詔に、「自」今以後、国郡立」長、県邑置」首、即取二当国之幹了者一、任二其国郡之首長一、是為二中区之蕃屏一也、」といい、五年九月に、「令二諸国一、以国郡立二造長一、県邑置二稲置一、並賜二楯矛一、以為レ表、則隔二山河一而分レ国県、随二阡陌一以定二邑里一、」とあるが、これは漢文の体裁をととのえているとはいえ、内容としては[2]成務段のそれに一致するといえるものであって、国家形成期における地方制度の制定として、古代文献に初見するきわめて注目されるものである。(6) したがって、大和朝廷の国内統一政策の進行途上における重要政策の尤なるものが、武内宿禰の大臣としての執政に関連づけて記述されていること自体が、古代伝承における武内宿禰の行実を評価するうえに大きな役割をはたすことは否定できないことになる。なお、(6)景行紀五十一年八月壬子の「立二稚足彦尊一為二皇太子一、是日命二武内宿禰一為二棟梁之臣一、」が、その主旨において上の大臣としての活動に関連することはいうまでもなく、しかもここにも稚足彦尊（成務天皇）とのつながりを示しているところに、武内宿禰と成務天皇との一心同体的な協働性が強



Digitized by Google

調されていることが知られ、それがまた書紀の意図するところであったとみられよう。

### 3　神功朝

さきの対照によっても明らかなように、武内宿禰の伝承の中心はなんといっても神功皇后に関連して語られているものが、質的にも量的にも、もっとも大きな比重をしめている。古事記にない(8)仲哀紀九年二月丁未の、皇后と武内宿禰とが天皇の喪を天下に知らせず、四大夫に宮中を守らせ(7)、宿禰はひそかに天皇の屍を収めて、海路穴門にうつり豊浦宮に殯(もがり)し、(9)同月甲子、武内宿禰が穴門より還って皇后に復奏した、という記事も、仲哀天皇崩御ののちのことであるから、この種のうちに入るし、また(23)継体紀六年十二月に、神功皇后と武内宿禰とが、韓地の国ごとに官家をおい海表の蕃屏としたという文辞のみえるのも、これに準ずることである。それゆえ、神功皇后に係けられている武内宿禰の行実の伝承は、とくに入念な検討を要するものといえよう。

そのはじめには、古事記(3)仲哀段と(10)神功紀摂政前三月壬申にみえる、新羅征討についての神教を請うた記事がある。これは記紀の記述に若干のずれがあるが、それを比較してみるとおよそつぎのようである(9)。なお、古事記には、これが仲哀段に載せてあるのに、書紀では神功紀を別立するため、仲哀紀と神功紀に分載する体裁をとっている。

(一)古事記では、天皇が琴をひき、武内宿禰が沙庭にて神の命を請い、そして神託が皇后にあったとし、天皇が皇后への神託を信ぜずして崩御した、とするに対して、書紀では、天皇の崩御までには武内宿禰のことを記さず、崩御の直後に(8)仲哀紀九年二月丁未の記事をおいて、崩御を秘して武内宿禰が殯したことをいっている。

Digitized by Google

(二)天皇の崩御の後、皇后の胎中の御子や、神の名を問うたのは、古事記では、武内宿禰であるが、書紀では皇后が神主となり、武内宿禰に琴をひかせ、中臣烏賊津使主を審神者として、神の名が問われたことになっている。

(三)古事記では、武内宿禰の問いに対して、神の名は天照大神の御心であり、また底筒男・中筒男・上筒男という、いわゆる墨江の三柱の神であると答えられているのに、書紀では、「撞賢木厳之御魂天疎向津媛命」、(10)「於尾田吾田節之淡郡一所居神」(11)、「厳之事代主神」および住吉三神の名があげられており、しかもこれは武内宿禰の問うたものとは解されず、皇后が主体となっている。

ただ武内宿禰に関連する部分のみをとっても、このような相違がみられるが、これによると書紀において、とくに武内宿禰が、軽視されているとはいえないが、簡潔な文章をもった古事記のなかに宿禰のしめる比重にくらべると、ややその印象のうすれるところがあり、それは(8)仲哀紀九年二月丁未に中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部胆咋連・大伴武以連の四大夫をあげ、またいま中臣烏賊津使主を審神者とするなど記事が複雑化されていることによっている。たしかに審神者として中臣烏賊津使主が出てくることは、武内宿禰の影をうすくさせるもので、それだけまた中臣連の存在を大きくさせており、これは神祇祭祀を家職とする同氏の地位を強化するはたらきをもつから、その系統の主張する伝承が採用されたものにちがいあるまい。ここに使主という敬称の使われているのは、おそらく原資料の筆勢を反映するものであろうと思われ、もしそう解してよいならば、それは中臣氏の系統の記録の性質が端的にあらわれているといえる。

これらを考えると、書紀よりも古事記の記載に伝承の原形に近いものが看取されるであろう。宿禰が仲哀天皇の



Digitized by Google

喪を秘して屍を殯したというなど、いかにも作為的説話的な色彩の濃厚なもので、伝承としても後世のものにちがいないであろう。だいたい多くの箇所において、書紀の記述がより複雑化し、より文飾されていることは争えない事実である。神名の表現についてもそういえるであろう。ただ、古事記にない武内宿禰の伝承が記載されているところに、書紀の立場が決して宿禰を軽視していないことがわかる。

(11)神功紀摂政前四月に、皇后の命によって神を祀り、烈田溝を通したという記事も、古事記にはない。これも神功紀を特色づける神秘な説話群のなかの一というべきものであるが、伝承としてとくに重大な意味をもつものではなかろう。

なお、書紀には神功皇后の新羅征討について、本文のほかに「一云、」として別伝をかけているが、それには武内宿禰の名はみえない。そして宿禰に相当する人物としては、沙麼県主の祖の内避高国避高松屋種(12)の名がみえる。沙麼は周防であり、また、文中に穴戸直践立のことを記していることなどからすると、この所伝には地方的色彩がよくあらわれているということができる。そして書紀の本文が、新羅征討説話のおわりを、住吉三神の荒魂を穴門の山田邑に祭ることによって結んでおり、その荒魂を祭る神主に穴門直の祖の践立がなっていること、またこれには津守連の祖の田裳見宿禰も関係していることなどを考えあわすと、この別伝は住吉神社の本縁を語るものであることが知られる。このことは直後の(13)神功紀元年二月に、住吉三神が「吾和魂宜居大津渟中倉之長峡、便因看往来船、於是随神教以鎮坐焉、」とおしえているのによって、その和魂は大津すなわち務古水門（武庫水門）の渟中倉、すなわち和名抄の摂津国兎原郡住吉郷に、鎮坐し、津守連が神主として奉斎したことを示すに対して、荒魂が長門国豊浦郡に鎮坐し、穴門直が神主となって奉祀したことを伝えるものである。したがって「和魂服王

身二而守二寿命一、荒魂為二先鋒一而導二師船一」[13]とされたこの外征の背景には、こうした神社の本縁譚を伝承した氏族の存在を忘れることはできない。

(13)神功紀元年二月よりは忍熊王叛乱のことが記され、(14)同紀元年三月庚子の武内宿禰の詭謀をもってする忍熊王撃滅におよぶ。すなわち、仲哀天皇の皇子である麛坂王と忍熊王とが、天皇崩御の後、皇后に皇子（のちの応神天皇）の生まれたのを聞き、「必共議之立二幼主一、吾等何以レ兄従レ弟乎、」とて、皇后に叛くにいたったのである。これには麛坂王が奇禍にあって薨じたこと、天照大神の荒魂・稚日女尊・事代主神・住吉三神を祭ったこと、阿豆那比の罪[14]のこと、など述べられているが、その間にあって忍熊王征討の中心人物は武内宿禰とされている。また葛野首の祖の熊之凝なるものの歌や、忍熊王と武内宿禰がとりかわした歌も載せられている。このように多彩ではあるが、要するにその主旨は一つの兄弟争いであり、皇位争いの物語の変形にすぎない。この忍熊王の物語には歌が重要な意味をもっているが、これを古事記についてみると、「物語もしくは物語中の人物の名と緊密の関係あるやうに見える少数の歌は、物語中の人物の作に擬して新作せられた」と津田博士によって指摘[15]された事例に相当するものと思われる。なぜなら、古事記にも忍熊王の叛乱の記事は出ているのであって、ただそれに武内宿禰の名がみえず、したがって、忍熊王の歌にもあらわれないことになり、かわりに振熊すなわち丸邇臣の祖の難波根子建振熊命の名が歌われている。記事の中心人物も、書紀よりははるかに簡潔な形においてではあるが、建振熊命となり、その詭謀によって忍熊王を撃滅したことになっている。いま歌謡のみについて両者を比較してみても、古事記に、

いざ吾君、
振熊が　痛手負はずは、

## 二　伝承の分析



Digitized by Google

鳰鳥の　淡海の海に
潜きせなわ

とあるものが、書紀には

いざ吾君、いさち宿禰
たまきはる　内の朝臣が　くふ槌の痛手負はずは、
鳰鳥の
かづきせな

とあって、両者の伝えるところにそれぞれ出入があるが、もっとも大きな相違は、古事記に「振熊が」とあるものが書紀には「たまきはる内の朝臣が」となっている点であろう。「振熊」が前述のように丸邇臣の祖の建振熊を指すことはいうまでもなく、「たまきはる」は「内」の枕詞であろうから、「内の朝臣」[16]たる武内宿禰に歌の人名が変改されていることが明らかである。なお[17]「いさち宿禰」は吉士の五十狭芽宿禰（古事記では難波吉師部の祖の伊佐比宿禰）で、忍熊王側の軍師の名である。そうして歌の人名の変改ができたのは、物語における中心人物がかえられたことによるのであり、それはまたその人物を祖先とする氏族の間の伝承の相違を示すものである。このような氏族伝承の相違は、あえて記序をひくまでもなく、古代において周知の事実であった。いまの場合は武振熊を祖とする丸邇氏と、武内宿禰を祖とする氏族――それが単一の氏であるかあるいは氏のあつまりであるかは、ただちには知られぬとしても――とのおかれた歴史的社会的境遇が、それぞれの氏族伝承をつくりあげたと考えられるべきであろう。

Digitized by Google

しかしこの記事は、とにかく武内宿禰については、その勇武功妙な軍師としての性格をえがき出している点で、他に例がないといって過言ではなく、タケシという美称をもつ宿禰にはふさわしい伝承であるといえよう。三韓征討における武内宿禰の活動が、つねに神功皇后のかげにかくれて、附随的であるのにくらべて、ここでは皇后の命によるとはいえ、かなり大きく扱われ、熊之凝の歌にも忍熊王の歌にも「たまきはる、うちのあそが、」とよみあげられている辺をみても、明らかに武内宿禰の伝承としては代表的なものの一にあげなくてはならない。そういう記述が古事記にではなく書紀にあらわれているということは、書紀の編纂過程における武内宿禰後裔氏族の伝承の重用に原因しているにちがいない。

つぎに[4]仲哀段と[10]神功紀十三年二月甲子とにみえる。ケヒの大神の記事をみよう。これは古事記のほうがくわしい叙述をもっていて、仮宮造営のことや、皇太子の名とその地の神イザサワケの命との易名(なかへ)の物語がまじえられている。そしてこの間にあって、皇太子に侍従したのが武内宿禰であったとするもので、現今の敦賀市の気比神宮の本縁譚と解されるものである。イザサワケの命はいまその祭神となっている。書紀には、ただ「命二武内宿禰一従二太子一令レ拝角鹿笥飯大神一」と簡明に記すのみであるが、応神紀即位前の割注によれば、古事記のような伝承は書紀の編者にも知られていたことがわかる。[18] すなわち、そこには古事記ほどに具体的ではないが、易名の伝承が記され、しかもその後に「然則可レ謂二大神本名誉田別神、太子元名去来紗別尊一、然無レ所レ見也、未レ詳、」と記してある。書紀一流の合理観によって、易名の伝承に批判をくわえているとも想定できるが、書紀集解には「然則」以下を私記の挿入としており、むしろこれに従うべきであろう。[19] しかし易名に関しては、ことに武内宿禰の関与することを記紀ともに積極的にとりあげていないから、当面の問題からはこれ以上いう必要もあるまい。



Digitized by Google

ところが、これにつづく[5]仲哀段と(15)神功紀十三年二月癸酉とには、皇太后と武内宿禰との間にかわされた歌を記しており、古事記はこれを酒楽の歌といっている。歌の内容はほとんど一致しているが、さきの忍熊王叛乱の記事のうちの歌とは違って歌詞に、皇太后または武内宿禰に相当する名の出ることもなく、特定の人によって作られたとする根拠もないから、津田博士の説のように[26]、本来宮廷の饗宴にうたわれたものにちがいなく、この伝承の成立した時期に行なわれていたのを[28]伝承の中の人物に依託したものとみるべきであろう。もっとも伝承の中に依託する作業そのものは、武内宿禰後裔氏族のなかの何人かによってなされたとみることができ、このことはまた別に考察を要することがらである。

神功紀には、このほかに百済の朝貢に関連して(16)四十七年四月と(17)五十一年三月との二条に武内宿禰の名があらわれている。その前者は、百済の朝貢使が途中で新羅人にとらえられて、貢物をとりかえられ、そのため百済の貢物が新羅のにくらべて貧弱になったと訴えた。そこで事の虚実をしらべるための使者が派遣されることになったが、時に天神の誨により、武内宿禰に議を行なわせ千熊長彦が新羅に遣わされたという。また後者は、皇太后が、百済の服属のよろこびを皇太子と武内宿禰とに語ったもので、ともに武内宿禰の独自の活動を積極的に伝えているものではない。いわば韓地経営参画の伝承である。しかし、名の出ることはそれだけでも意味をもつ。大臣として執政の地位にあることは、ひっきょう皇政を扶翼することに眼目があるとする政治観よりすれば、かかる、ひそやかな記述のうちにも武内宿禰の活動の意義は、おのずから流出するものがあるといってよかろう。これら百済の朝貢に関する記事は、神功紀では四十六年三月己亥の斯摩宿禰の卓淳国派遣にはじまり、全く記事のない四十八年を除く六年間にわたり、五十二年九月丙子の七枝刀などの重宝献上の記事におよんでいる。そして、これについては

すでに先学の論じているように[22]、百済記など百済の記録によりつつ、日本の修史家によって構作された説話であって、新羅が百済の使者の貢物をすりかえたというのも、事柄それ自身が事実らしくみえず、これは新羅のわが国に従順でなかった事実にもとづいて、新羅の不誠という概念を説話化したものであろう。問罪の使者として派遣された千熊長彦というのも、百済記の職麻那那加比跪に日本風の文字を当てたもので、その実ははじめて百済の来貢した時、その使者に副えて百済に遣わされた報使であろう[23]、などと推定されている。これらによれば、結局この説話的記述は、百済がわが国に服属した由来を説明するものにすぎず、史実として考えうるのは、百済とわが国との交渉が開かれたのが肖古王の治世のころであったことや[24]、そのころわが国が海を渡って新羅と交戦したことぐらいであることになる。

このような記事の性格からすれば、ここにみえる武内宿禰の名のもつ意味も、またそれに準じて考え合わされなければならない。すなわち、ここでは皇太后も皇太子も、また宿禰も要するに文勢上あらわれるにすぎなくて、そのはたす役割は微弱である。この説話が早くても、任那日本府の滅亡後、韓地における政治上の関係が薄らいで、百済についても、そこからもたらされる調貢品そのものに注意がむけられる時代になって、はじめて生じたものとすると[25]、それはいわゆる旧辞にはなく、したがって古事記には載せられなかった理由も想定できる。それが書紀には採用せられ、文勢上とはいえ武内宿禰に言及したことは、それ自身が書紀編者の意識を示すものといえるであろう。つまり、百済の服属は神功の世にはじまり、その朝の重臣として武内宿禰をあげることは、いわば書紀編者の常識であったわけである。それで、こうした書紀の編者の意識の背景には当然に武内宿禰後裔氏族の伝承が大きな役割をはたしていたことを、推測することができるわけである。



Digitized by Google

## 4　応神朝

応神紀にはみえないが、〔6〕古事記応神段には髪長比売を日向よりめし上げた記事のうちに、武内宿禰の名がみえる。髪長比売の話は応神紀十一年是歳・十三年三月・九月に出てはいるが、そこには武内宿禰のことをいっていない。この物語には歌が中心となっていることは、記紀に共通し、それは天皇と大雀命との歌とされているので、武内宿禰はなんら本質的な役割をはたしていない。それゆえ、古事記にあって書紀にないということも、さして重要な意味をもちえないであろう。書紀が別に引く一書にも、武内宿禰の名はないから、宿禰とは本来関係のない伝承とみることができよう。髪長比売を記紀ともに日向国の諸県君の女としていることから察すれば、諸県氏の家伝が有力な依拠とされたと考えられる。(26) もっともそれがすでにいわゆる旧辞の内容にとりいれられていたことがたしかであるから、その成立は比較的早い時期であったと考えるべきであろう。(27)

つぎに、〔7〕古事記応神段に「また新羅人まゐ渡り来つ、ここを以ちて建内の宿禰の命、引き率て、堤、池に為役(えだた)せて、百済の池を作りき、」とあるものは、(28)応神紀七年九月に「高麗人、百済人、任那人、新羅人、並来朝、時命二武内宿禰一、領(ヒキヰテ)二諸韓人等一作レ池、因以名レ池号二韓人池一」というものに相当すると思われる。ことばにかなり出入があるが、古事記のほかの部分に述べてあることをも、包括して記述したのが書紀の筆法とみることができる。たとえば百済人の来朝は古事記の次下に述べるところであろう。高麗人・任那人については古事記にみえず、その抽象的な表現のしかたよりして、漠然と韓人というための文勢から出た文飾とみることができる。そして武内宿禰が新羅人をひきいたというのは、新羅征討における武内宿禰の地位に関連している。新羅人が作った池を百済池と

Digitized by Google

いうのは不審なので、百済は地名と解されている。[28] それと韓人池とが同一のものを指すか否か明らかでないが、いずれ同種の伝承から出たと解することは、さしつかえあるまい。応神紀には、このほか劒池・軽池・鹿垣池・厩坂池の作られたことを伝える。大勢的にこの時期に大和朝廷の勢力伸張の基礎に農業生産力のあったことを考えると、池溝の築造は事実とみられるが、個個の池がそのままこの朝に作られたとすることには問題がある。記事そのものについていえば、欽明紀十七年十月の蘇我大臣稲目によって韓人大身狭屯倉・高麗人小身狭屯倉などの置かれたという事績と類縁関係が考えられ、それら後世の武内宿禰後裔氏族の活動を反映せしめる意図を想定してよいかもしれない。しかし、そこまで規定しなくても、大和朝廷の国土経営の進展に際しての宿禰の地位を伝えれば、原資料の意は十分とれるのであろう。ちなみに欽明紀には、韓人大身狭屯倉の割注に「言二韓人一者、百済也、」とあり、この意にしたがえば、韓人池は百済池と解しうるのではあるまいか。

(19)応神紀九年四月には、武内宿禰の弟の甘美内宿禰が、兄を廃しようとして、天皇に讒言したので、天皇はかれを殺そうとした。武内宿禰の臣の壱伎直の祖真根子はその容姿が宿禰によく似ていたので、みずからすすんで宿禰の身代りとなって死んだ。のち武内・甘美内の兄弟が推問されたとき、二人はたがいに執って決しなかったので天皇は探湯を命じ、磯城川のほとりでこれを行なったところ、武内宿禰の清白が決ったという。なお、甘美内宿禰は殺されようとして、とくにゆるされ、紀直らの祖に賜わったという。これに相当する記事は古事記にはないが、これは武内宿禰を主人公とする記述として、まとまったものでは代表的なものにあげられよう。

ところが、この記述もその内容を検討してみると、案外に史実性の少ないことが気づかれる。内容をわけてみると、(一)武内宿禰の筑紫派遣、(二)壱伎直真根子の忠死、(三)探湯による証明、の三段となると考えられるが、このうち



Digitized by Google

(一)は武内宿禰の謀反を三韓政策にむすびつけ、舞台を筑紫にもとめたものであり、(二)は真根子の敵をあざむく詭計を述べるもので、古代人の好尚にも合した話であろう。また(三)は、允恭紀四年九月の氏姓の錯乱を正すためにおこなわれたそれとともに、神判のもようをつたえた物語で、それだけに類型的説話の域を出ないものといわなければならない。それに兄弟の名の、タケシ・ウマシはいずれも美称であろうし、ウチノスクネは、ウチが地名であるとすれば、二人の名には全く個性的称呼をふくまないことになり、美称がなければ同名になってしまう。したがって、実在の人物としての性格は非常に稀薄であるといわなければならない。[29] また、兄弟争いということが、記紀にいかにしばしば出てくる話であるかを思うと、よしそれが皇族でなく臣下のそれである点に、特色があるとはいえ、古代人の興味をひきやすいことにおいては軌を一にし、そこに皇族に準じてこの種の説話を発生させた武内宿禰の人格的普遍性があらわれているということができよう。このようにみてくると、まさしく武内宿禰を主人公とする、この兄弟争いの記述も結局、一個の説話的伝承であり、類型的物語のなかに属することがわかる。

## 5　仁徳朝以後

さて、仁徳紀には関係記事が二条ある。まず、(四)元年正月己卯の天皇即位の条に係けて、天皇生誕の日の奇瑞が語られる。すなわち、その日、木菟（みみずく）が産殿にとび入った。あくる日、父なる応神天皇は武内宿禰をめし、何の瑞かと問うたところ、宿禰はこれを吉祥であるとし、またかれの子が昨日誕生するに、鷦鷯（ささき）（みそさざい）が産室にとび入ったことを述べた。天皇は皇子と大臣の子とが同日に生まれるさえふしぎであるに、しかもともにこの天之表（あまつしるし）をえたことをよろこび、その鳥の名をとり、たがいに易名して、皇子を大鷦鷯皇子といい、大臣の子を

木菟宿禰とした。この木菟宿禰は平群臣の始祖であるという。これはさきに論及した(7)成務紀三年正月己卯の、天皇と武内宿禰との同日誕生譚と同じモティーフで、しかもそれより具体的な記述となっている。かって私はこれを平群氏の家伝によるものと考定したが[30]、別に易名の説話としても注意する必要がある[31]。

つぎに(20)五十年三月丙申は、古事記[8]仁徳段に対応する。鴈の卵を産むにちなんで、天皇と武内宿禰との間にかわされた歌をつたえている。記紀を比較すると、その場所を古事記には日女島とし[32]、書紀には茨田堤とする[33]。歌の文句は相違するところがあるが、大意は共通する。そして古事記が載せる本岐歌（寿歌）の片歌というのを書紀はつたえていない。それは、

汝が御子や　終に知らむと
鴈は子産らし

というのであって、その意は、わが君がついには天下を治らされる瑞兆として、鴈が子を産んだのでありましょう、ということである。すなわち、ここではまだ天皇の即位前の、皇子であった時のこととして歌われているので、これを書紀がつたえないのは、天皇の五十年に係けるという記載法からも来ているといえよう[34]。ただし、これは古事記においても天皇として在位の時に係けて述べているのは、やはり歌の意を通じにくくすることは同じである。それはともかく、ここに武内宿禰が天皇（実は皇子であろうが）の歌に答えて歌っていることは、[5]仲哀段や(15)神功紀十三年二月癸酉の酒楽の歌が、皇太后の歌に答えて歌われたのと類似し、しかもここには明らかに「内の朝臣」とか、「世の長人」・「世の遠人」と宿禰が名指しされていることは、武内宿禰の伝承としても大いに注目しなければならぬところである。そのことは、またのちにふれることにしよう。



Digitized by Google

古事記の武内宿禰に関する記載は以上でおわる。また書紀も、あと二条ほどを残すとはいえ、それらは宿禰の死後のことに属し、事実上はその行実についての記述をおわっているといえる。すなわち、㉒允恭紀五年七月己丑には、反正天皇の殯事を命じられた葛城襲津彦の孫の玉田宿禰が、おのれの無礼の露見するをおそれて尾張連吾襲を殺して、武内宿禰の墓域に逃げかくれたという記述があり、これによれば、葛城の地には武内宿禰の墓のあったことが考えられる。この玉田宿禰の記事の内容が事実か否かは問題であるが、墓域のことをいうのは、少なくともこの記事の原型の作られたころに、じっさいに葛城の地に墓が存在したことを示すものではなかろうか。おそらく尾張氏の家伝が利用されたのであろうが、興味ある一資料たるを失わないといえよう。つぎに、㉓継体紀六年十二月には、百済がわが国に対し、任那の上哆唎、下哆唎・娑陀・牟婁の四県の割譲を請うてきたという、有名な事件をつたえる記述があり、そのなかの物部大連麁鹿火の妻が夫をいさめたことばのなかに、「夫住吉大神、初以二海表金銀之国、高麗、百済、新羅、任那等一、授二記胎中誉田天皇一、故大后気長足姫尊、与二大臣武内宿禰一、毎レ国初置二官家一、為二海表之蕃屏一、其来尚矣、」とみえている。このうちには、いわゆる神功皇后の三韓征討の意味が集約的に簡潔な辞句をもって表現されているが、皇后が大臣武内宿禰とともに活動したという表現は、上に述べた三韓経営の進行過程における宿禰の役割を端的によくいいあらわしており、それはまた書紀の編者の三韓征討観であり、また武内宿禰に関する常識であったといってよいであろう。それが、たまたま書紀において最後の、武内宿禰の名のみえるところに定式的にあらわれたわけである。これには他の材料も利用されていようが、物部氏の家伝も有力な資料となったものと思われる。(35)

## 三　記紀伝承の関係

上来の武内宿禰についての伝承の考察を通じて、われわれはなにをとらえたであろうか、ここに、それらをとりまとめるとともに、さらに残された若干の問題に言及してみたい。

第一に考えられることは、記紀の伝承の相違と、その特色およびその相互関係はどうかという問題である。この記紀の比較は、上にふれてきたところであるが、伝承の性格を知るためにも、この問題に答えることが、きわめてたいせつな意味をもってくる。そして考察の結果は、およそつぎのようにまとめることができよう。記紀の記載に出入のあることは、はじめにかかげた表のとおりであるが、そのうち、まず古事記にのみあって書紀にない唯一の例として、〔6〕応神段の髪長比売の話がある。しかし、これは記事としては書紀にも、応神紀十一年是歳、十三年三月・九月にあったのであり、ただそこには武内宿禰の名が出ないという相違があるのみであるから、武内宿禰に関する伝承として、とくに古事記のそれのみを問題とするに及ばないであろう。つぎに記紀に共通して載せられている七条の記事は、内容的にいっても、もっとも重要な伝承というべきである。古事記に記されているということは、いわゆる帝紀・旧辞に伝えていたことを示すので、たとえば〔1〕孝元段の系譜や〔2〕成務段の大臣たることを記すもの、〔7〕応神段の作池の記事のごときは、帝紀より出ているか、または帝紀との連関を想定させるものであり、[36] したがって、これに対応する(7)成務紀三年正月己卯や(18)応神紀七年九月には、それぞれ帝紀の原形というべきものに若干の潤色なり構作なりの手がくわえられていることが想定される。また、それらが記紀ほぼ相互に共通する要素



Digitized by Google

をもちあわせているのに対して、(1)孝元紀七年二月丁卯が〔1〕孝元段の系譜とは、大いに趣を異にしていること、その理由については上述した。つぎに旧辞によっていると考えられるのは、帝紀より来ているとみられる、〔1〕・〔2〕・〔7〕を除いたもの全部で、これはその一一が、それぞれ特殊な成立の事情をもっているものと思われる。〔3〕仲哀段の神の命を請う記事は、(10)神功紀摂政前三月壬申では文飾がくわえられ複雑化した形になっている。もちろん古事記の記述が直接の原形であるというのではないが、少なくとも、書紀にくらべて、より原形的であるとはいえよう。記紀のよるところの原資料がたとえ同一のものでなくても、原形的なものの様態を想定することはできないことではないと思う。つぎに、〔4〕仲哀段のケヒ大神の記事は、(14)神功紀十三年二月甲子とともに、気比神宮の所伝とみられる。この神宮司には古くより大中臣氏が任じたというが[37]、同氏とこの伝承との関係は明らかにしがたい。ともかく、かかる神社の本縁譚が旧辞の一部をなしていたことは否定できないところであろう[38]。なお、これに関連して述べられている、〔5〕・(15)の酒楽の歌は、内容的にはなんら神功皇后や武内宿禰に関係なく、かれらの作というべき理由がない。おそらく宮廷の饗宴などに歌われていたものを採用し[39]、関係人物の名に附会したものといってよかろうが、ただ旧辞にあらわれている点に、附会の時期の上ることが考えられる。最後に〔8〕仁徳段の鴈の卵の話は、旧辞より出たものとして、歌の内容にまで武内宿禰の関係しているところに、宿禰に関する伝承として高い価値をもつといえよう。記事は古事記のそれがより整備され、伝承としても、より本来的なものであろうと考えられる。以上が記紀に共通する記述をみるものである。

つぎに書紀にのみ伝えるものは、十四条を数えるが、その多くは伝承としての本来的特色を欠き、むしろ他の伝承――いいうべくば、古事記に出る、いわゆる帝紀・旧辞の所伝――を修飾し、助成し、それへの伏線として記述

Digitized by Google

されているものである。たとえば、(3)景行紀二十五年七月壬午や(4)同紀二十七年二月壬子は、日本武尊の蝦夷征討説話に附加されたものであろうし、(5)同紀五十一年正月戊子はつぎの(6)同年八月壬子や、さらには(7)成務紀三年正月己卯への伏線とみられる。また(6)は成務天皇とのつながりに着目すれば、(7)への前件ということができよう。また(8)仲哀紀九年二月丁未や(9)同月甲子は、(10)神功紀摂政前三月壬申の分出またはそれに包括されるべきものであり、(11)同四月は神功皇后の神秘的性格を宿禰に係わらせたもので、派生的意味をしかもちえない。(16)四十七年四月、(17)五十一年三月は、いずれも百済の記録によって構成された説話に武内宿禰が附会されたものにすぎない。(20)仁徳元年正月己卯は平群氏の家伝が武内宿禰に関係をもたせていたものであろうし、(22)允恭紀五年七月己丑はただ武内宿禰の墓域の存在をいう所伝であり、(23)継体紀六年十二月とともに、他の系統の伝承に間接的に宿禰の名をみるにとどまる。かように、書紀にのみ記すところは、武内宿禰の伝承としては本来的でないと考えられるもの、古いとは考えられないものが、その大部分をしめている。しかしその反面、かなり特異な内容をもつものも少数はこれを見出すことができるのであって、それは(19)応神紀九年四月の武内宿禰が弟の甘美内宿禰と争って、探湯によって勝った物語である。これは古事記に全く見えないもので、しかも説話としてよくととのった内容をもち、独立の意味をもちうるものといえよう。明らかに武内宿禰を主人公としていることも注意される。また神功紀元年の(12)二月・(13)三月庚子の忍熊王の叛乱は、古事記には武内宿禰の名を出さないのに、書紀では宿禰が武振熊に命じて忍熊王を討ったことになって、征討の中心人物となっている。少なくとも、この二例——後者は厳密には、書紀の独自の伝承とはいえないが、——においては書紀の記事の特異性をみとめなければならない。(40) けれども、これらは書紀の記載の全体からみれば、きわめてわずかな例にすぎないし、忍熊王の叛乱の説話も、さきに考察したように、武内宿



Digitized by Google

禰後裔氏族の手による改作を想定しうるとすれば、また本来的なものとはいいえない。したがって、ほとんど唯一の例が㊾応神紀九年四月の記事となるわけである。このように、書紀のみ伝える記事の性格を考定するとき、書紀にあらわれる武内宿禰の記事のもつ意味は、本来的でなく、古いものでないとしなければならないので、その伝承としての価値は削減されることになるであろう。

しかし、この点についてはただ書紀の伝承の価値を否定するのみでは、伝承研究の意図は達せられないと思う。なるほど、古事記の伝承をより古形を伝えるものとして扱うとしてみても、書紀がかかる古形の上に、種種の潤色・改作・加筆をなさなければならなかった事情や、その目的の奈辺にあるかを察しなければ、書紀の伝承のもつ価値と意義とは十分に把捉されたとはいえないであろう。私見によれば、書紀の記述に、武内宿禰の伝承として、非本来的なものの多いことは、書紀の編纂過程において、非本来的な伝承をも採用すべき事情があったことを示すものであって、いわばそれだけ武内宿禰を大きく取り上げ、誇張してでもその行実なり功績なりを主張しようとする意図のはたらいていたことを思わせるものがある。もちろん、このこともただ単純にいえることではなく、記紀の全体の記事の分量からして書紀の記述がより多くなることは当然であって、これはとくに武内宿禰の伝承のみについていうべきことでなく、他の伝承にもいいうるところがあるであろう。また、武内宿禰の伝承としてみても、書紀よりも古事記にくわしい例さえ見出しうるほどである。[41] けれども、そのことを考慮してもなお、書紀における武内宿禰の伝承が古事記におけるよりも、より増大し、強化されている事実は否定できないところであって、そこには武内宿禰の存在を、とくに顕彰し、誇示しようとするはたらきを看取することができる。そして、かような動きは書紀の編者その人の意図とすることもできるが、また長い編纂の過程や、[42] 採用された資料の多様性にもよるとこ

ろが多いにちがいないので、その間にあって、武内宿禰の後裔と称する氏族の人人のうごきや、またはかれらによって主張された伝承が、編纂の資料に採用されることによって、あらわれた現象であるにちがいないと思われる。

## 四　伝承の性格

記紀の伝承の相違とその相互関係を上のように考えると、伝承として、より多く古形をつたえ、その面影を察せしめる古事記の記述の中心のモティーフはなんであるか、が問題となる。いいかえれば、武内宿禰の伝承の、そのもっとも本来的な要素、根本的な意義はどのようなところにあるか、ということである。そこで、古事記の所伝をかえりみると、帝紀によって記されたと思われる三条（〔1〕・〔2〕・〔7〕）のうち、〔1〕孝元段の系譜を除くと、〔7〕応神段の作池のほかには、とくに〔2〕成務段の大臣たることを記すものが注意され、また旧辞によって記されたと思われる五条（〔3〕・〔4〕・〔5〕・〔6〕・〔8〕）のうちでは、なんといっても〔3〕仲哀段の神命を請うものと、〔8〕鴈の卵の話が問題であると思われる。そして、これらの所伝を綜合して、もっとも集約された形式において、武内宿禰の人間像をえがこうとすれば、要するにそれは、㈠「大臣」として歴朝に奉仕し、㈡つねに忠誠をつくした「世の長人」であり、「世の遠人」であって、㈢とくに三韓征討にあたって神功皇后を補佐し、「審神者（さにわ）」[13]として活動したというところに、その中心のモティーフがあるとみることができるであろう。

このように考えてくると、これに関連するいろいろのことが想起されてくる。まず、第一に「大臣」ということは、最初にいったように後世の大臣となった氏族のすべてが、武内宿禰の後裔と称していることから、それら諸氏



Digitized by Google

の始祖とされる宿禰の「大臣」たることが、いわば「大臣」となる執政の職の起源を説明することとなり、ひいてその後裔たる諸氏が、現実に執政として活動することの、歴史的由来、歴史的必然性を主張するための一種の証権の意味をもつことになるであろう。もっとも、これは武内宿禰の後裔氏族が単一の氏族であったばあい、大臣の職を独占するために、よりいっそう有利であったろうとも考えられるが、実際には大臣氏族の勢力にも浮沈消長があり、執政の職にも交替のあったことからすると、そういう附会もできなかったのであろう。そして帝紀には、〔1〕孝元段にみるような武内宿禰後裔氏族の厖大な系譜体系を載せることとなったのである。この系譜によって、大臣氏族の理想像が武内宿禰にもとめられ、そうすることによって氏族それ自体の地位が権威づけられるとともに、また他の大臣氏族との相互関係においても、一種の融和的共同関係、いいうべくば連立政権的権力均衡の関係が成立しえたことを推定しうるのではなかろうか。

第二に、〔8〕・仁徳段と(21)仁徳紀五十年三月丙甲において、武内宿禰が、「たまきはる内の朝臣」とよばれ、「世の長人」、「世の遠人」とたたえられ、うたわれていることは、この鴈の卵を産むという伝承において、歌の問答が重要な部分をしめると考えられる点から、すこぶる注意をひくものである。すなわち伝承体としては、おそらく歌の部分が中心をなし、他はその説明の辞句と思われる。記紀を比較すると、歌の部分にも相違はあるけれども、大意は共通しているのに対して、説明の文辞には相当なひらきがあるといえるようである。すなわち、〔8〕では、天皇が酒宴のため日女島に行幸した時、そこで鴈が卵を産んだことになっているのに、(21)では、河内の人の奏言によって茨田堤に鴈が産むというので、使を遣わしたところ事実であったという。この相違は、伝承体としては歌が中心であったことを想定する有力な根拠であろう。そして、このような歌の多くは、たいていこれらの物語の書かれた時に歌曲

として、宮廷などで実際に歌われていたもので、[8]の説明に「豊楽（とよのあかり）」の時の歌としていることは、(20)よりも歌曲の本質をよくあらわしているものといえよう。これらの歌がこうして旧辞のなかに記載されてしまうと、それはこの歌の起源を説明する説話となるわけであり、それがなにほどか古代宮廷人の好尚に応ずることでもあったと思われる。ところで、さきにもふれたように、[8]には本岐（ほぎ）歌（寿歌）の片歌をのせているが、これは(20)にはない。それは、この片歌の内容が天皇の即位前のことを歌っていて、鳰が卵を産んだのは、わが君がついには天下を治らされる瑞兆であろう、としていることと関係があろう。それが編年体的記述法をとる書紀において(21)五十年に係けられるのは、なんとしてもその内容にふさわしくないからである。もっとも、このことは[8]についてもいえるのであって、そこで天皇即位の後のこととし、かつ仁徳段としても終に近く出ていることは書紀とあまりかわらないことである。書紀ほどはっきりしてはいないとしても古事記もまた同様のあやまちをおかしているといわなくてはならない。このように、片歌をとりあげるならば、古事記の記述は大いに問題とすべきところがあり、ひいては書紀の記事にも関係してくることになる。すなわち、これらは仁徳段や仁徳紀に記されるべきものではなく、応神朝のこととして、応神段や応神紀に出るべきであり、またかりに仁徳天皇の条下に入れるにしても、ずっと早期に載せるべき内容のものである。それを記紀ともに、ことさら仁徳天皇の晩年に係けているようであるのはなぜであろうか。これは、たしかに一の疑義たりうることであるが、私見によれば、これまた歌の内容に起因しているのではなかろうか、と思われる。つまり、「世の長人」といい「世の遠人」とうたわれた武内宿禰は、それが理想化されればされるほど、より長寿の人でなければならない。そうした歌の内容に合うようにするためには、記述の順序には考慮を必要とすることになり、とくに編年体的記述法をとる書紀においては、その用意が肝要となる。もちろん、これ



Digitized by Google

は歌のなかにいう「内の朝臣」が武内宿禰であることを前提としていうのであるが、歌曲の本来の意義においては、それが武内宿禰を指していたか、否かはさして重要ではなく、饗宴に歌われて宮廷人の間に――したがって天皇や皇子と臣下との間にも――和楽の感情をかもしだせればよかったのであろう。しかし、それが、いったん武内宿禰という歴史的実在的人間の行実にむすびつけられた、旧辞的伝承の形態をとるようになると、ある一定の記述の上での準則にしたがわなくてはならなくなる。説明の文辞が附加せられ、ある程度まで前後の事情にふさわしい合理的記述が要求されることになる。[44] 武内宿禰を長寿の人としなくてはならない記述上の要請が旧辞や伝承の作者に向けられてきたにちがいない。書紀の編者も、かような考慮をはらわなくてはならなかったことがあるであろう。そのことを示すと思われるものがある。その一は、いまの鴈の卵の話が仁徳天皇五十年のことでなく、天皇の即位前のこととすれば、それだけ武内宿禰の生存年代は短くなる。記紀ともに、これより以後には宿禰の行実を記すところがないからである。またその二に、(20)仁徳紀元年正月己卯の天皇誕生の奇瑞というのも、体裁上そこに記されているとはいえ、これまた事は応神朝に属するものである。したがって、これは応神紀に出てもよいことであるのに、とくに仁徳紀に掲出するところに、前者ほどではないにしても、宿禰の長寿を印象づけようとする意図がはたらいていなかったかを思わせるところがある。

ふつう武内宿禰を五朝に歴任して、在官二百四十余年、――書紀の紀年による――日本史上の最長寿の人などというけれども、紀年の問題をはなれて、書紀の記述を古事記の片歌を介して検討してみると、少なくとも五十年以上は、その在官年数を短縮させることができることになるわけである。また五朝というのも、あるいは四朝であったかもしれない、少なくとも四朝でありうることを考えておかなければならない。[46] ともかく、ここではとくに武内宿禰[45]

の伝承の一の重大なモティーフとして、長寿の人としての理想化があったことを忘れてはならないと思う。

第三に、武内宿禰が、三韓征討にあたって神功皇后を補佐し、審神者として活動した、ということは、記紀の所伝にかなりのひらきはあるが、だいたいにおいてみとめられるところであろう。ところが、このことに関連して書紀の編者は、きわめて大胆な比定をおこなっている。それは神功紀三十九年・四十年・四十三年の連続した三条に魏志を、六十六年の条に晉起居注を、それぞれ割注として引用していることにあらわれている。これらは、河村秀根らが古本などになく後人の加えたものとして除くところであるけれども[47]、それのみによって否定するのは根拠が薄弱であろう。むしろ諸本の多くがこれを伝えることよりみて、書紀の編者によって記入されたと解さるべきであろう。かように考えて、これらの引文をみると、そこには倭の女王の遣使朝貢のことが記されていて、その意は明らかに神功皇后を、魏志・晉起居注の倭の女王に比定していることが知られる。すなわち、書紀の編者は神功皇后を卑弥呼に擬していたと思われる。このことは、書紀の伝える神功皇后の性格を理解するうえにとくに考慮を要することであって、もしかように考えてよいのであるならば、それはひとり書紀の編者のみでなく、書紀の編纂にいたる時代の修史家や知識人のあいだに、暗暗裡に、あるいは公然と、思想されてきた歴史的人物理解の一端を示すものということができるのではあるまいか。いうまでもなく、当代の修史家や知識人の主要な思想の基準は、中国文化への志向にあり、自国の文化や歴史の措定も、できるだけ中国の文化水準に接近させようとする努力を中心とするものであった。したがって、史書として編纂された書紀が、単にその形式のみにとどまらず、その記述内容においても中国史籍との関連を無視しえず、それへの接近をこころみたであろうことは推察にかたくないところである[48]。ことにこの方面において、ながい時期にわたる帰化人系の人人の活動のいちじるしかったことも忘れてはなら



Digitized by Google

ない。ともかく、こうして書紀の編者の意識のうちに神功皇后を卑弥呼に擬しようとする考えがあったとすると、それに附随する武内宿禰がいかに考えられていたかをも、かえりみる必要がある。ここに想起されるのは、魏志倭人伝の有名な記述である。

其の国、本亦男子を以つて王と為し、住まること七・八十年、倭国乱れ、相攻伐すること歴年、乃ち共に一女子を立てて王と為す、名づけて卑弥呼と曰ふ、鬼道に事へ、能く衆を惑はす、年已に長大なるも夫壻無く、男弟有り、佐けて国を治む、王と為りしより以来、見る有る者少なく、婢千人を以て自ら侍せしむ、唯男子一人有り、飲食を給し、辞を伝へ居処に出入す、宮室・楼観・城柵・厳かに設け、常に人有り、兵を持して守衛す、

神功皇后を女王に擬した編者の脳裡に、この男弟を武内宿禰とする着想がなかったとは断定できないであろう。もちろん、神功皇后の伝承と卑弥呼の事績とには、類似するところがあるとともに、またその相違もいちじるしい。たとえば、卑弥呼は女王とされているが、神功皇后は皇后であって王ではないし、また卑弥呼は夫壻なしとされ、見る有る者少なしというが、神功皇后には夫帝があり、三韓征討というはなばなしい事件の先頭に立って活動したとされている。男弟という表現が記紀の武内宿禰にあてはまらないことは、いうまでもない。したがって神功皇后の伝承が卑弥呼の事績と関連づけられるにいたったのは、伝承がかなり形を定めてからのちのこととも思われ、少なくとも、現形から考えると本来的に両者のあいだに親縁関係があったとはいえないようである。すなわち、神功皇后の伝承は、もともと卑弥呼の事績に関する知識とは無関係に、それ独自の伝承過程のうちに形成されてきたものであって、それが卑弥呼の事績にむすびつけられるのは、むしろ唐突な扱いのようにさえ考えられる。しか

し、相違点については種種の解釈の余地がある。われわれは、すでに自国において同時代に成立した記紀の所伝において、時にはなはだしい記述内容のひらきを経験している。ことに上に検討してきたように、神功皇后や武内宿禰の伝承は、本来の史実に潤色がくわえられたというようなものではなく、本来、成立の当初から伝承体としての性格を顕著に内含してきたのであり、事物の起源を説明する意図とか、理想的人格を祖とすることによる自氏の地位確保の意図とか、古代人の好尚に応ずるような説話的要素の要請とかの、諸種の条件に合する志向がつよくあらわれているものである。してみれば、かかる相違点はむしろ障害ではなく、その類似点の面に伝承の性格を探索するための、課題がふくまれていることを知らなければならない。

かくして、ここに神功皇后と武内宿禰との関係を、卑弥呼とその男弟との関係に擬して、その関係の特質をいうならば、いわゆる「鬼道に事へ、能く衆を惑はす」という女性司祭者――祭主・斎主（イハヒヌシ）[49]――と、「辞を伝へ居処に出入す」という男性司祭者――審神者――との関係であって、すでに先学はこれを巫（ミコ）と覡（カンナギ）との関係として、天照大神と天児屋根命・建御雷神、推古天皇と聖徳太子、斉明天皇と中大兄皇子などの関係におなじであろうとしている。[50]これは、いわゆるシャーマニズム民俗を指すのであって、シャーマンが超自然界と霊的な交渉をもつことによって、その異常な精神状態から、自己催眼に入るうちに神自身となり、神意を語り、託宣をおこなうにいたる。これが民衆にとっては一種の卜占の意味をもつことになり、それにもとづく政治的ないし社会的行動がとられることになる。わが古典の例では、これを女巫と男覡とがそれぞれ分掌的に実現しているかの観がある。すなわち女巫はシャーマンとして神がかり状態に入り、男覡はそれを審察し、宣布する対外的行動にうつるといえよう。[51]わが古代の伝承のうちには、かかる観念を素材としたものがあったのではないか。三韓征討説



Digitized by Google

話のごときも、結局このようなモティーフを基礎とし、そのうえに具体的な征討事件を係けたものなのではなかろうか。憶測をかさねるようであるが、そこまでも考える余地はあると思われる。

このように考えてくると、神功皇后と武内宿禰との伝承の形成過程には、すでに古事記のよるところである旧辞の成立の時期において、卑弥呼とその男弟とのあいだにみられるような、女巫―男覡的関係の説話化という示唆が、中国文化に対する憧憬のあついわが修史家や知識人のなかに、かもし出されていたことを推察してよいのではあるまいか。神功皇后を卑弥呼に擬定することはあながちに書紀の編者の創案というのではなく、その原資料において、すでにそう解されるような示唆が与えられていたと考えられるであろう。

Digitized by Google

注（1）この表に示した記紀の記事の番号は、古事記を〔〕印、書紀を（）印で区別し、以下の考察の過程において随時これを掲出して便宜に供することとする。

（2）本書第二部第一章。

（3）欽明紀二年三月。

（4）その文勢には、中国的な王臣の観念が予想されているといって過言ではなかろう。

（5）たとえば、成務紀四年二月丙寅の「聡明神武」、「膺レ籙受レ図」・「洽レ天順レ天」・「撥レ賊反レ正」・「稟気懐霊」などはいずれも文選の語である。

（6）和歌森太郎、日本古代社会、四五頁、昭和二四年。

（7）四大夫とは、中臣烏賊津連・大三輪大友主君・物部胆咋連・大伴武以連であって、これらはいちおう前二者を神祇、後二者を軍事をもって朝廷に勤仕した氏として類推できよう。

（8）古事記には殯宮のことは記すが、穴門に遷ったことは述べていない。なお殯陵として長門国豊浦郡豊浦村の常楽寺の後山の北峯が考えられている。

飯田武郷、日本書紀通釈、一八二二―一八二三頁、明治四二年。

（9）この記事については津田博士の精緻な考察がある。

津田左右吉、日本古典の研究、上、八七―一一六頁、昭和二三年。

（10）天照大神の荒魂。

（11）この尾田吾田節之淡郡が、どの国の地名か明らかでないが、摂津国とする説や阿波国とする説が唱えられている。

（12）これは三人の名とする書紀集解の説と一人の名とする飯田武郷の説とがある。飯田武郷、日本書紀通釈、一八九五頁。

（13）神功紀摂政前九月乙卯。

（14）合葬の罪のこと。

（15）津田左右吉、日本古典の研究、下、二六頁、昭和二五年。

（16）橘守部は内を地名より出たものではないとし、内裏に仕える朝臣の睦称とするが（稜威言別、四）、ほかに内の朝臣と呼ばれたものの事例がないので、内を地名とする説はなお強力なものがあり、これには大和国宇智郡説（本居宣長）、



Digitized by Google

山城国綴喜郡有智郷説（飯田武郷）、紀伊国名草郡宇治郷説（吉田東伍）などがある。

(17) 吉永　登、振熊から内の朝臣へ、国語と国文学、三一の一、昭和二九年。

(18) この一書の説が古事記の伝承と同一のものを指すか否かは問題である。谷川士清は大同小異とし（日本書紀通証）、河村秀根は「古事記所ㇾ載説也、」（書紀集解）とするが、太子にイザサワケの名があったという所伝はないし、また飯田武郷の「大神のみ天皇の御名を乞て易玉ふなり、」（日本書紀通釈、一九九頁）という解釈も一書の説が「相易」であったことからすれば当らないので、私記の説は考慮されるべきである。

(19) 河村秀根、書紀集解、巻一〇。

(20) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一〇―一一頁。

(21) 岩橋小弥太、上代史籍の研究、八三―八四頁。

琴歌譜には、この二首を十六日節酒坐歌として掲げており、十六日節とは踏歌の節会であろう。少なくとも琴歌譜のできた頃には、この歌は踏歌節会に歌われていたのであろうと思われる。和銅・養老の頃は踏歌であるかどうかは明らかにできないが、朝廷の宴会に歌われていたので、その起源が神功皇后の時代に附会されて説明されることとなったのであろう。

(22) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一九三―一九七、二五二―二六二頁。
池内　宏、日本上代史の一研究、九九―一〇一頁、昭和二二年。

(23) 池内　宏、日本上代史の一研究、一〇〇―一〇一頁。

(24) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一六〇―二六一頁。

(25) 津田左右吉、日本古典の研究、下、二五六―二五八頁。

(26) 諸県氏の家伝によると察せられる記述は、ほかに景行紀十八年三月にもみえている。

(27) 旧辞の成立の早いものは、欽明朝ごろにはすでに形をととのえていたと考えられる。

(28) 本居宣長、古事記伝三三、増補本居宣長全集、三の一七一六―一七一八頁、昭和一二年。

(29) 津田左右吉、日本古典の研究、上、一一四―一一五頁。

(30) 本書第二部第二章。

Digitized by Google

(31) 易名の物語としては上出のケヒ神宮の本縁譚をも参照されたい。
(32) 摂津国三島郡神島村の地、古くは島であったという。摂津国風土記逸文によれば比売許曾神はこの島に渡来したという。
(33) 河内国茨田郡茨田郷の地か。
(34) 次田　潤、古事記新講、五二五頁、大正一三年。
賀茂真淵は書紀を誤伝とするが、古事記の所伝もまた正確とはいえないであろう。
(35) 坂本太郎、纂記と日本書紀、史学雑誌、五六の七、のち日本古代史の基礎的研究、上、所収。
(36) 武田祐吉、古事記研究、帝紀攷、三七五―三七七頁、昭和一九年。
(37) 類聚三代格、巻一、類聚符宣抄。
(38) 武田祐吉、古事記説話群の研究、三二九―三三四頁。
(39) 津田左右吉、日本古典の研究、下、九―一〇頁。
(40) また、孝元紀七年三月の記事も古事記孝元段の系譜にくらべて独自の所伝というべきである。
(41) たとえば〔1〕孝元段・〔4〕仲哀段・〔8〕仁徳段などがそれである。
(42) 書紀の編纂の始期については、その早期に求めるものは天武天皇十年をとり（河村秀根）、おそいのも元明天皇、和銅七年（黒板勝美、和田英松）に求める。
(43) 古事記にはこの語はなく、書紀にのみみえるが、しかし「沙庭に居て神の命を請ひまつりき、」という記述にはこの意味があると考定してよいであろう。
(44) もっとも、それは完全には実現されず、むしろ不完全のまま記述されていることが少なくなく、それは記事の内容に合致しない歌の多いことからもいえるのであるが、かかる志向のあったことは否めない。
(45) 後世には、たとえば宋史日本伝でも「有大臣、号紀武内、年三百七歳、」といっている。
(46) さらにいえば、武内宿禰の活動を神功・応神朝の頃とし、書紀の干支が二運引き伸ばされているものとして、これを還元すると、宿禰の生存仮定年代はずっと短かくなるであろう。
(47) ここの古本とは書紀集解に引く僧雲蝶本を指す。なお、飯田武郷もこれに従っている。
飯田武郷、日本書紀通釈、一九六九頁・一九九一頁。



Digitized by Google

(48) 神功皇后紀における紀年の延長によって、書紀の意図がどこにあるかが察せられる。井上光貞、帝紀からみた葛城氏、古事記大成、歴史考古篇、一六〇頁、昭和三一年、のち日本古代国家の研究、所収、昭和四〇年。

(49) 書紀に「神主」とあるのは「祭神之主」の意であって祭主のことである。

(50) 白鳥庫吉博士の説である。

(51) かような形態に対して複式族長制という称呼が用いられている。高群逸枝、妻問時代の女性生活、古事記大成、歴史考古篇、二六六―二七三頁。

Digitized by Google

# 第二章　後裔氏族の伝承

## 一　伝承の区分

武内宿禰についての伝承が、記紀において、どのように表現されているか。またその伝承の相互の関係をいかに考えればよいか。そして武内宿禰の伝承は、その中心のモティーフとなるのはどのようなことか。それらのことがらについて、前章で考察をすすめてきたので、つぎに、この章では武内宿禰の後裔と称してゐる氏族がいかなる伝承をもっているか。その性格はどのようなものか、をしらべて、前章の考察をさらに別の面から補ってゆくことにしたい。

古事記の〔1〕孝元段の系譜の記す、武内宿禰の七人の男子のうち、末弟の若子宿禰を除いた六人は、それぞれ、波多（羽田）・許勢・蘇我・平群・木（紀）・葛城の六氏の祖であるとされている。もっとも、このうち葛城氏については、葛城長江曾都毘古がその祖であることを、いかなる理由によってか記していず、また他の五氏の祖にすべて宿禰の称がついているのに、これにのみそれがない。この辺に葛城氏に関する伝承の特異性がうかがわれる。また、若子宿禰の子孫は江野財臣のみをあげ、他の六人の後裔の多いのにくらべて、いちじるしく貧弱であり、かつ



Digitized by Google

その名が他の六人の名と趣を異にして、地名を名とするものではなく、若子すなわち稚児を意味するとすれば、この系譜における、その位置にふさわしく名づけたものと解され、作為性が看取できるものといえよう。また、六人の後裔氏族は葛城氏を加えると二十八氏の多数となり、これらすべてが本来の帝紀に記されていたとは考えられない。後世の加筆があったことは当然推測されるところである。なにを基準にして、その加筆の過程を考えるかはむつかしいが、いちおう、武内宿禰の子と氏の名を同じくする氏族は、少なくともそうでない氏族にくらべて、より重要視されるべきであろう。大臣となった四氏のごときも、すべてこの範囲に入ることを思えば、この考定は無難なものといえよう。かくて、武内宿禰後裔氏族のうち、とくに波多（羽田）・許勢・蘇我・平群・木（紀）・葛城の諸氏につき、その伝承を検討することによって、その歴史的性格を明らめ、ひいて武内宿禰の系譜との関係を考察にのぼらせ、それのもつ意義を論及してゆくことにしよう。このばあい、各氏ごとに伝承をとりまとめて考察することが氏族伝承としては研究上で望ましくもあるが、いまはその余裕も十分ないので、とりあえずつぎの四項目に記事を区分して、六氏のそれぞれを扱ってゆくことにする。そのほうが記事が三氏以上に関連する時には都合がよいという便宜をも考えてのことである。

㈠　天皇氏の系譜との関係
㈡　執政について
㈢　朝鮮との交渉について
㈣　説話的伝承について

Digitized by Google

## 二　天皇氏系譜との関係

記紀において、天皇氏の系譜に関する記述が、もといわゆる帝紀によっており、またその帝紀の所伝には、異説の多かったこと、それにもかかわらず、いわゆる帝紀によるとみられる伝承には古伝と考えられるものがあり、厳密な批判的操作に耐ええたものは、歴史的真実をさぐるための、貴重な材料を提供するものであることはくりかえすまでもないであろう。この意味において、当面の武内宿禰後裔氏族についても、古事記孝元段の系譜のごときは大きな問題をはらむものといわなくてはならない。しかるに、天皇氏の系譜へのつながりという点では、これより後には記紀ともに、しばらく記事を欠き、ようやく仁徳天皇の皇后として葛城襲津彦の女のイハノヒメが立ったことを伝え[1]、その所生たる四人の男子の名を伝えている。そのうちの三人はのちに即位して、履中・反正・允恭三天皇となっており、さらに履中天皇の皇妃には葛城襲津彦の子の葦田宿禰の女たるクロヒメが立ち、その所生にはイチノベノオシハノミコほか一男一女がある[2]。これらの記載は、武内宿禰後裔氏族が天皇氏の姻族としての地位に進出してきたことを示すものであるが、これはもし史実とすれば血縁的結合が政治的社会的にきわめて大きな機能をもっていたと思われる古代のばあい、ことに雄族の政治的動向を考えるうえに注目すべきことである。そしてその最初のあらわれが葛城氏との連関のもとにみられるわけである。

葛城氏の性格については、種種の見解が対立してきた。それを武内宿禰後裔氏族のなかでも宗族として、古い伝統と歴史をもってきたとする[3]ことに、津田博士は大きな疑義を提示し、この氏の成立をむしろ後世におく新説をと



Digitized by Google

なえた。[4] それによれば、孝元段の系譜に葛城臣の名がみえないのは、この系譜の書かれた時には、その家がまだ成立していず、系譜の成立ののち、「新に（多分、蘇我氏の配下のものからでも）起り、其の系譜によって建内宿禰の子たる曾都毘古の裔と称したものらしく、崇峻紀及び伊予の温泉の碑文に見えるのが、即ちそれであらう」[5]という。これに対しては井上光貞博士の反論があり、それはいわゆる帝紀を中国史籍や同時代の金石文と対照するという手がたい批判的方法によって、その記述の信憑性を追及した結果、葛城氏が決して新しい氏ではなく、かえって「史上に実在のたしかめられる最初の氏族」[6]であると論定したものであった。私見は基本的には、この井上説に従ってよいと考えるものであって、ただ帝紀の記述そのものに異伝があり、それらのうち現にみることのできるものが、ごくその一部にすぎないとすると、そこに若干の危惧を感じとらないわけではなく、史実そのものとの断定はあくまでさしひかえられなくてはならないが、しかし信憑性をみとめることは方法よりみて正当であるといえよう。異伝といえば、履中紀即位前に羽田八代宿禰の女のクロヒメを妃としようとして、ナカツ皇子の反乱におよぶ記述があり、そこに羽田氏の祖の名がみえるが、同紀元年七月壬子には葛城氏の葦田宿禰の女[7]のクロヒメを妃としたことが出ていて、前者は必ずしも帝紀によるとはいえないが、このクロヒメを同一人とするとこれも一の系譜の錯乱とみられよう。しかもこれは同じ武内宿禰後裔氏族の間においてあらわれている。しかしながら、この例はただちに帝紀の異伝とは断じえないのであって、むしろ書紀の編纂過程における加筆の多いことを考えねばならぬ。すなわちナカツ皇子の謀反の話は、記紀を対照すると書紀において古事記になかった要素が加っているところがすこぶる多く、それは羽田・平群・物部・阿曇・倭の諸氏の関係資料が影響していると解される。[8] したがって、書紀にクロヒメが二人のように記され、一は羽田氏の女であり、一は葛城氏の女であるというようになったのは、本来の帝紀の所伝

Digitized by Google

では皇妃として葛城氏出身のクロヒメを載せていただけであるのに、書紀の編者が旧辞の所伝たるナカッ皇子の謀反の話を載せるにあたって、羽田氏の系統の所伝ないし主張をとり入れたことによって生じたものである。つまり天皇氏の系譜には、葛城氏のクロヒメのみが載せられていたわけであって、事実また羽田氏のクロヒメの消息については書紀にはそのあとなんら記すところがないことである。[9]

つぎに雄略天皇についても、古事記には天皇がツブラオミの女のカラヒメを娶ったことを記し、[10]雄略紀元年三月には同様の記述をみる。そしてカラヒメの所生には清寧天皇があるのである。そこで、以上を通観すると、葛城氏の天皇との姻戚関係はまことに親密なものがあるといわねばならない。すなわち、葛城氏出身の皇妃が、仁徳の皇后イハノヒメ、履中の妃クロヒメ・雄略の妃カラヒメをかぞえ、その所生としてイハノヒメには履中・反正・允恭の三天皇あり、クロヒメにはイチノベノオシハノミコとイヒトヨノイラツメがあり、その前者は顕宗・仁賢の二天皇の父という。さらにカラヒメの所生には清寧天皇があって、かくて仁徳天皇より仁賢天皇にいたる九代はすべて葛城氏を皇后・皇妃とするか、または母とするか、あるいはそうでなくても祖母とするかという深い関係をもつことになる。また、イチノベノオシハノミコとイヒトヨノイラツメは、明確ではないがともに古来皇位についたかもしれないと推測せられている皇族であって、[11]もしそうとすれば実に十一代の天皇が葛城氏との関係をもつことになる。これらによって、葛城氏の政治的強盛を考定することは容易であるといえよう。

天皇氏の系譜には、武烈・継体の二朝には武内宿禰後裔氏族の関与することなく、安閑紀にいたって元年三月に許勢大臣男人の女なるサテヒメとアカリヒメとが妃となったことを伝える。これは古事記に所伝がなく、その帝紀との関係をしらべる便宜を欠くが、あるいはこれを帝紀の異伝の例にかぞえうるかとも思われる。すなわち古事記



Digitized by Google

の採用した帝紀には格別の記述がなかったのに対して、書紀の資料とした帝紀の伝承のうちには、これを伝えるものがあったことによるのではあるまいか。少なくとも、このように解される余地のあることであろう。

欽明紀二年三月、用明紀元年正月壬子・舒明紀二年正月戊寅には、蘇我氏の女の皇妃として立ったことを伝えている。これらについては別に考説したことがあるが[12]、記紀の所伝に相違のあるのは、いわゆる帝紀に対する編者の選択眼をしめすものであり、小異はあるけれども、とくに疑義を生むような点はなく、伝承の大様を察することができる。これによれば蘇我氏が天皇氏と姻戚関係をむすび、この系譜関係を通じて中央に勢力を伸張するにいたったのは欽明朝ごろからであり、用明・崇峻・推古の三天皇は蘇我氏の女の所生とされているのである。

## 三　執　政

執政に関する記載については、別章に蘇我氏に関してこれを検討した時その性格を明らかにしたように[13]、古事記にこれがなく書紀がほぼ歴朝に係けてこれを記しているところに、史書としての体裁を整え、中国風の重厚さをもたせようとした、編者の意図が推察できるであろう。すなわち古事記の資料となった帝紀や旧辞の類のほかに、さらに多くの他の記録や諸氏の家伝などをとり入れることによって、歴史の流れについての、書紀の編者の一の見通しが立てられ、その構想にもとづく記述がなされたことを考えてさしつかえなかろう。つぎにそれを個個の記載について関説してみよう。

まず、履中紀二年十月には平群木菟宿禰・蘇我満智宿禰・物部伊莒弗大連・円大使主が共に国事を執ったことを

Digitized by Google

記している。この記事については、別章でくわしく検討したように、書紀の編者によって作為されたものであろう。ここにあげられた四人のうち三人が武内氏族であることは、いまとくに注意させられるところであるが、このままをただちに史的事実とすることはゆるされない。たとえば、平群氏はナカツ皇子の謀反の話の分析によって明らかなように、この説話に係けて、つよく木菟宿禰の忠直を顕彰しようとしており、仁徳天皇との同日誕生譚とあわせて、同氏の家伝の主張がつよく履中紀に影響している。執政の記事にこの氏が主導的地位をしめるような様相を呈しているのも、その結果と考えられよう。物部氏については、ナカツ皇子の謀反の話では大前宿禰がイザホワケ太子を助けたというので、執政の伊莒弗大連とは一致せず、同氏の系譜では伊莒弗と大前とは伯父と甥との関係にあり、同一人ではないけれども、ここでは特定の人物の事績としてよりも、その氏の功績の主張に重点がおかれたのであろうから、これも家伝の影響による構作を考えうるであろう。また葛城氏については、さきに天皇氏の系譜との関連において知られたように、仁徳朝よりのちの歴代天皇との親縁関係にあり、とくに履中天皇の母が葛城襲津彦の女であり、また天皇の妃が葛城氏の出身であることを思えば、そうした帝紀の伝承がこの執政の記事をなさしめた事情も推察できよう。これら三氏にくらべて蘇我氏には、関係記事が少ないだけに、その後世の繁栄が溯源的に過去の時代に投射されたことが想定され、おそらくその家伝のなかの人名たる満智宿禰に係けて[11]、執政家としての伝統を主張するにいたったのであろう。

天皇氏の系譜にあらわれたかぎりでは、この五世紀より六世紀にかけての時代に、もっとも勢威のあった雄族は葛城氏であったとみられるが、大連家たる大伴・物部氏をのぞいても、執政の記事においては、むしろ平群氏が優位をしめる形勢が看取される。すなわち、履中紀においてその記載の様式から平群氏がもっとも勢威があったよう



Digitized by Google

にうけとられるが、雄略紀即位前十一月甲子および清寧紀元年正月壬子においても、武内氏族のうちとくに平群氏が執政の職に名をつらねるにいたっている。すなわち、雄略紀では「以二平群臣真鳥一為二大臣一、以二大伴連室屋、物部連目一、為二大連一」といい、清寧紀では、「以二大伴室屋大連一為二大連一平群真鳥大臣為二大臣一、並如レ故、」という。平群臣真鳥が大臣として執政の任に当ることとなったのを伝えるものである。ところで平群氏に関する伝承として、この時代に係けて記紀がともに記し、同氏の事績についてもっとも注意すべきものは、古事記清寧段にみえる歌垣の話と、それにまつわるシビの臣を滅ぼした話であろう。これは書紀においては、よりいっそう内容が豊富になっているが、平群氏の伝承の性格を考えるうえに必要であるから、ここでそれを考察しよう。

この説話は、記紀の所伝にかなりのひらきがあるが、まず古事記の述べるその梗概は、顕宗天皇が即位前の時、平群臣の祖のシビと歌垣に争って、それを契機として権勢ある平群氏を討滅する軍をおこし、シビの臣を殺す、という比較的単純な内容のものである。これに対して、書紀は武烈紀即位前にそれに相当する記述をのこすが、これには古事記にない要素として、たとえばつぎのような諸点があげられる。㈠平群氏に対抗したのは清寧天皇の即位前の皇太子の時とされる。㈡平群氏の専横は真鳥大臣を中心に記述され、シビはその息男として、むしろ真鳥に従属的に描き出されている。㈢シビと太子の争った女性は、古事記では菟田首の女の大魚であるが、書紀では物部大連麁鹿火の女の影媛である。㈣歌のことばにはかなり差異あり、書紀の最初の太子の歌というのが、古事記の二度目の王子の歌となっているのが一致するほかは、大きな相違がみられる。㈤シビを誅すために、大伴連金村が力をつくしている。㈥影媛がシビの死を悲しみ作った歌二首をかかげている。㈦最後に、平群真鳥を討滅する軍がおこされ、これの中心は大伴連金村である。かように書紀の記事は相当に多くなっており、古事記になかった要素が加

Digitized by Google

わっている。文辞もよく整えられ、単純な古事記の叙述にみられなかった、合理性と興趣とがもり上げられている。とくに、(ニ)・(ホ)によって古事記におけるシビの位置は、この話の全体の比重からすれば、その父とされる真鳥にかわられ、平群氏を代表する人物は真鳥ということになってきている。そして、これはまた他面においてこの説話のモティーフを全く別なものにしようとしているとさえいえる。すなわち、古事記においては単なる王子とシビとの恋人争いという、私的な関係に興味の中心がおかれている（もっとも、「およそ朝廷の人どもは、旦には朝廷に参り、昼は志毘が門に集ふ、」というところにはシビの政治的勢力も、考えのなかに入っていることは否定できないのではあるが、）に対して、書紀においては、平群真鳥が「専擅国政、欲レ王二日本一」という野望をいだいたことを強調することによって、政治権力の争奪という公的事件に中心があり、シビの話はそのエピソードのような位置におかれている。ここには重厚な歴史を作ろうとした書紀の編者の意図があらわれているとともに、平群氏の動向をも、個人的興味からではなく国家的見地から描写しようとする意識がはたらいていることを見のがしえないであろう。つぎに、(ヘ)および(ト)・(チ)からは、書紀の記述にあたって、物部氏および大伴氏という雄族の勢力への配慮がなされていたことがわかる。相手の女性が菟田首の女であるか、物部大連の女であるかという相違は、この話が私的な恋愛事件であるか、公的な権力闘争であるか、ということに対応している。このようにみてくると、旧辞の原型がどのようなものであったかは、推定することが容易であろう。おそらく、この話は古事記の所伝がより原型に近いものであろう。大伴金村の活動が記されるようになったのは、真鳥の登場によって国家的事件となった。この話の収捨をつけるためには、当代の権威ある雄族をライバルとしてあげておくことが要求されたためであろう。かくて、記紀の所伝にはかなりのひらきがあるとはいえ、結局は同じ主題の説話の拡大であり、主題の中心の多少の異動による記事



Digitized by Google

の拡大増加にすぎない。もとは㈣の歌のやりとりに興味の中心があったので、それが書紀において、さらに㈦を加えたところには、説話の本来の意図が尾をひいていたといえよう。

そこで、その説話との関連において雄略・清寧紀の執政の記事をみると、もしこの説話を除いたばあい、平群氏の活動について記紀にはなんらの所伝もないことが知られ、それから考えると、平群氏の強盛ということは史実として根拠づけうるものが、ほとんどないことになる。大伴・物部二氏については、いましばらくおくとしても、武内氏族たる平群氏の執政ということについては、疑義の少なくないことを注意しておきたいと思う。

許勢氏が執政の任に当ったことを伝える記事は、継体紀にみえる四条である。すなわち元年正月甲子の、天皇推戴の議を記すところに、「許勢男人大臣」の名がみえ、ついで二月甲午に、「是日、即二天皇位一、以二大伴金村大連一為二大連一、許勢男人大臣為二大臣一、物部麁鹿火大連為二大連一、並如レ故、是以大臣、大連等各依二職位一焉、」とある。許勢氏が大臣となったことを示すのは、この後条が初見であるから、厳密には前条には、まだ大臣でなかったと解すべきであろうが、これら書紀の記述に年紀上の厳密性をそれほど要求する必要もあるまい。つぎに二十一年六月甲午の筑紫国造磐井の反乱にあたり、詔の出されたところに、「許勢大臣男人」の名があり、おわりに二十三年九月には、大臣の薨去を記述している。これらはすべて古事記に所見がなく、さきにふれたように、安閑紀元年三月の納妃の記事にみえる許勢大臣男人の二人の女のことも、安閑段に述べるところがない。のみならず、このうち古事記の記紀に対照しうる唯一の例たる筑紫国造の反乱について、継体段に「この御世に、筑紫の君石井、(15)天皇の命に従はずして礼無きこと多かりき、かれ物部の荒甲の大連、大伴の金村の連二人を遣はして、石井を殺らしめたまひき、」とあって、ことさらのように物部・大伴の二氏のみしかあげていないことを考慮すれば、古事記

は全く許勢氏に関する所伝に関心がなかったことが知られる。そして、この理由を考えてみると、さきに天皇氏の系譜との関係よりみて、帝紀の異伝の存在したことを考えうると述べたが、もしそうであれば、そうした許勢氏系統の伝承の主張が、よほどつよく継体・安閑両紀に集中されたとしなくてはならない。また、そうでないならば書紀の編者が大きな潤色をしたとしなければならないことになるであろう。安閑天皇の妃となった許勢氏の二女には子女がなかったのか記していない。それも皇后たる春日山田皇女をはじめ三人の皇妃にすべて子のないことからすると、この系譜をどこまで信用してよいか疑わしい。この氏は欽明紀よりあとに、よく書紀にその名を出し、孝徳朝には徳陀古臣が左大臣に任ぜられたのをはじめとして、わりあいに顕著な活動をみせている。それら後世の、この氏の勢力の由来を述べる家伝のたぐいが作られたとしても、ふしぎではなかろう。欽明紀元年九月の難波祝津宮への行幸に大伴大連金村、物部大連尾輿らとともに、許勢臣稲持が従ったことを記すのをみても、大臣ではなくても、大連家の権威に対抗するだけの気概をもっていたと推察できるであろう。こうしたことを考え合わせると、古事記の帝紀や旧辞にみえなかった許勢氏が書紀において、かなり顕著な伝承を示すのは、その家伝の採用か、書紀の編者の潤色か、のいずれかか、またはその両方の事情によるであろうということになる。

最後に、蘇我氏が執政の地位をしめたことを述べる記載は、さきに履中紀二年十月のがあったが、そのあと宣化紀元年二月壬申には「以二大伴金村大連一為二大連一、物部麁鹿火大連為二大連一、並如レ故、又以二蘇我稲目宿禰一為二大臣一、阿倍火麻呂為二大夫一」とある。これは蘇我氏が、はじめて大臣の顕職につき、朝廷においてすでに勢威のあった大伴・物部二氏などとならび立ったことを伝えるもの、同氏に関する記載として留意されるべきものである。ところで、この記述については、様式からいえば雄略紀からのち執政の記事をのせない顕宗・仁賢両紀をのぞき、概



Digitized by Google

して同一の形式をとっていることが、この種の執政の記載の性質を考えるうえに見のがしえないことである。[16] また林屋博士は、継体・欽明朝の内乱の問題を提示して、安閑・宣化と欽明の対立関係を考定し、これが大伴氏と蘇我氏との対立を背景とした抗争であるとの観点から、宣化紀の執政の記事の特徴を指摘している。[17] この執政の記事の記述形式はたしかにやや異様のところがあり、両朝対立という立場からみれば、そのように解しうるところがある。すなわち、大伴・物部の両氏の大連たることを、「並如レ故、」とし、そのあとに蘇我・阿倍両氏のことを記しているからである。きわめて簡潔な記述のなかに両朝並立時代の事績が反映されているというのがその説の主意である。しかし、執政の記事のみについていえば、「並如レ故、」として文段を区切る例は、敏達紀元年四月甲戌にも「以二物部弓削守屋大連一為二大連一如レ故、以二蘇我馬子宿禰一為二大臣一」とあるほか、それに近い例のあることとて、[18] とくに強く主張できることではないように思われ、前朝からひきつづいて執政の地位にあるものと、新たにその任に当るものとの相違が、この文辞のうえに示されているものであろう。このほか関係記事の出ているのは、欽明紀即位前・用明紀即位前・崇峻紀即位前・皇極紀元年正月辛未であるが、これらを通じての、執政の記載のもつ意味については、かって考説したように、書紀の編者の歴史の見通しにもとづく作為と考えられる。ただ蘇我氏が天皇氏の系譜にあらわれる欽明朝ごろには、この氏が大和朝廷の政権の有力な一方の雄族として活動したと推察することができるから、宣化紀よりのちの執政の記載には、帝紀の記述に相対応するものがあることがわかり、作為とはいえ、全くの虚構の記述というのではなく、伝承にもとづきつつ編者の構想による時勢の動きに応じた表現がなされていったことが考えられるのである。

Digitized by Google

## 四　朝鮮との交渉

朝鮮との交渉をしめす記載としては、神功紀に二条あり、いずれも葛城襲津彦に関するものである。まず五年三月己酉は、新羅王がさきに日本へ人質として出した微叱許智を返させようとの策略を設け、使者を遣わしてきた。そこで襲津彦が人質を本国へ送ることになったが、かれらが対馬まで行った時、新羅の使者はひそかに人質を別船にのせ本国へ逃げさせた。これを知って怒った襲津彦は使者を殺し、進んで新羅を攻め、草羅城を陥れ、多くの浮虜をつれて帰った、というのであって、その時の浮虜がいまの桑原・佐糜・高宮・忍海の四邑の漢人の祖であるという。これはすぐ察せられるように、葛城地方の漢人の起源をとくものであるが、この話は津田・池内両博士の指摘のように、[20]三国史記の新羅の勇将朴堤上の話と共通するところが多く、おそらく五世紀のはじめの史実にもとづくもので、[21]それが新羅に伝えられては朴堤上の話となり、日本に伝わっては微叱許智の話となったものと考えられる。それが書紀において三世紀に比定される神功紀に出るのは、この話がもっとも古い新羅征討の伝承であったからであり、それを葛城襲津彦の事績にむすびつけたのであろう。これらの結合が書紀の編者によってなされたのか漢人の伝承によるものかは、にわかに決しがたいが、葛城地方の漢人が襲津彦によってつれられてきたという程度の漠然たる伝承があったことは推定してよいのではなかろうか。それを神功紀に係け、かつ使者や人質の名などを他の資料からとってむすびつけたのが編者の操作ではなかろうか。つぎに六十二年の条には、新羅が朝貢しなかったので、襲津彦をして討たせたという簡潔な記述がある。そしてここには分注として百済記の文を引いているが、そ



Digitized by Google

れによると、沙至比跪が壬午の年に新羅を討ったことが記されており、書紀の編者は、これによってその本文をなしたと思われる。だいたい百済記の記述は史実とみられるものが多いとされており、[22] したがって沙至比跪が襲津彦であるとしてよいならば、この条の記述には史実と考えられるべき理由はあることになる。[23]

襲津彦については、応神紀十四年是歳・十六年八月に弓月君とその人夫の来帰を伝えるものがある。これは古事記応神段にも「また秦の造の祖漢の直の祖、また酒を醸むことを知れる人、名は仁番、また名は須須許理等、また渡り来つ、」などの海外よりの帰化の状を記してはいるが、書紀はこれよりはるかにくわしい叙述をなしている。それによると、まず十四年に弓月君が百済より来って、その国の百二十県の人夫が帰化しようとしたところ、新羅人に拒まれてみな加羅国にとどまっていることを告げたので、襲津彦がこれら人夫を召すため加羅へ遣わされた。ところがかれは三年たっても帰らなかった。そこで十六年に平群木菟宿禰と的戸田宿禰とが加羅へ遣わされ、さらに新羅を討とうとしたところ、新羅王が謝罪したので、弓月君の人夫とともに襲津彦も日本に帰った、というのである。さて、これらの記述をみれば書紀が古事記のよった資料のほかによるべきものをもっていたことは想像できるが、また編者の加筆もあると思われる。そして概していえば、神功紀のにくらべて文辞が観念的で具体的な韓人の名や韓の地名がみえないのが気にかかる。さらに話の内容においては、さきの百済記の沙至比跪のそれと近似していることが見のがせない。すなわち、いまの襲津彦と百済記の沙至比跪とは、いずれも命をうけて加羅に派遣されたにかかわらず、新羅人にかかわりをもって目的を達せず、さらに別人が遣わされてやっとことが落着したというのであり、また人夫を来帰させたという点は神功紀五年三月のにも似ていることである。なお、神功紀からここにいたり、さらにつぎに仁徳紀四十一年にいたる長年に書紀は襲津彦の存命をいうようであるが、これはもとより史

Digitized by Google

実とは考えられず、さきにもいった紀年の延長のおこなわれたため生じた不合理であることはいうまでもない。このように解くべきことは多いが[24]、なんといっても主題は、弓月君の人夫の来帰にあり、それがいずれの人人を指すかは書紀には記していないが、古語拾遺や姓氏録[25]によると秦氏の祖とされており、したがってこれに従えば秦氏の帰化の起源説話とみられるものである。百二十県の民が、どれほどの人数を指すかということよりも、書紀の編纂の時代までに、相当に多数をしめたであろう秦の族民の起源をいうためには、こうした表現が適切と考えられた事情を想定すべきであろう。そして、古事記がこのようなくわしい所伝を記さないことからして、これは古事記の資料となった帝紀や、ことに旧辞の成立したのちに作られた説話であるということができよう。とくに応神段の叙述によると秦造とならんで漢直の帰化を記すが、これはおそらくさきの神功紀五年三月己酉の葛城地方の漢人の伝承や、また応神紀二十年九月の「倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、並率二己類十七県一来帰、」というものに相当するものであろう。これはさらに雄略紀十五年、十六年七月、同十月に秦造・漢直についての記事を出すのにあい応じていて、そこにはたしかに秦漢二氏をつねに対照的に取扱う意識[26]がはたらいていることを否めないものがある。このように考えてくると、応神紀の襲津彦説話は秦人の帰化の起源説話とむすびついて、古事記よりははるかにこまかしい叙述となったことが知られる。そして襲津彦の話はその史実とみるべき可能性のあるのは、だいたい百済記によることが推定されるが、おなじ主題の話が幾通りも伝承されたとは考えられないことからして、むしろ後世になって秦人の帰化が襲津彦の話に附会されたとみるのがよいのではないかと考える[27]。

つぎに、仁徳紀四十一年三月には、紀角宿禰(きのつぬ)を百済に遣わし、はじめて国郡の境をきめ、郷土の産物を記録させたが、この時、百済王族の酒君が無礼であった。そこで百済王を責め鉄鎖で酒君をしばって襲津彦に進上させた、



Digitized by Google

という。ところで、この酒君に鷹を飼わせたのが鷹甘部の起源であることが、すぐつぎの四十三年九月庚子にみえるので、これは鷹甘部の起源説話に襲津彦が出ていたことを示すであろう。また紀角宿禰のことは紀氏の家伝によるのであろうから[28]、全体として日本の記録によると考えてよいであろう。それゆえ襲津彦の名のみえるのも説話としての興味をもりあげようとしたにすぎないと思われる。かくて以上が葛城氏に関するもので、すべて襲津彦に係けて朝鮮との交渉を物語っている。これよりのちにはこの種の記事がなく、崇峻紀四年十二月壬子より推古紀三年七月にわたる、任那問題に関する筑紫への出兵に葛城臣烏奈良の大将軍となったことが注意されるのみである。

紀氏については朝鮮との関係を語る記述が少なくない。応神紀三年是歳のは、有名な広開土王碑の辛卯年倭軍出兵の記録に相当する所伝であるが、これには武内宿禰後裔氏族の四氏の名が列ねてある。この記事については別章に述べるように[29]、百済記の記述をうけつつ紀氏系統の記録などによって、紀角宿禰・羽田矢代宿禰・石川宿禰・木菟宿禰の名が附会されたものであろう。紀角宿禰はそのあと、さきの仁徳紀四十一年三月にその名を出し、雄略紀九年三月と同五月との新羅征討の記事には紀小弓宿禰が出ている。この小弓の話が紀氏を中心とした伝承であることは疑いなく、小弓の戦功を称揚し、その死後は子の大磐が父にかわって活躍している点にそれがあらわれている。なお、これには大伴氏の家伝の影響もみとめられ、大伴談連の奮戦を記している。しかし、蘇我韓子宿禰の役割はきわめて小さく、蘇我氏としての伝承の意味はみとめがたいと思われる。紀氏としては、ついで顕宗紀三年是歳に紀生磐宿禰が任那に拠って高麗に通じ、三韓に王たらんとして反乱をはかったという記述がある。この生磐は雄略紀の大磐と解されるが、雄略紀の記事にくらべてやや異様に思われるのは、生磐が高句麗と通じ三韓の王たらんとして自ら神聖となのったという、謀反の記事であること、文中に百済などの人名や地名が多く出ていることである。

Digitized by Google

これを紀氏系統の伝承とすることについては難点があるといわなければならない。[30] しかし、その氏にとって不利な不名誉な記事が、その氏の家伝でないであろうとは、だれしも考えるところであるが、必ずしもそう決っているわけではなく、その例ものちに述べるように見出すことができる。ことにここにも「紀生磐宿禰」といって敬称をつけてよんでいる点が、さきの雄略紀九年やあとの欽明紀二十三年七月と共通していることは注意すべきである。かれの謀反とはいっても、記述はやや抽象的であり、帰国して処罰をうけたといっていないなど、決して積極的な表現をとってはいないのである。とはいえ、具体的な地名・人名はやはり他の紀氏系統の記述にみないところであるから、これは百済あたりの材料を使ったものであろう。かくて、この記事はその資料の推定に困惑するものであるが、もし百済史料を採用したことに重点をおいて考えれば、かの地の記録のなかの何人かを生磐にあてはめたともみられる。しかし、いまはそれよりもこの書きぶりは、日本側の立場が主になっていることを考慮し、百済史料――百済本記かと思われる[31]――を利用しつつ、日本側――おそらくは紀氏系統――で作成された記事と考定しておきたい。

つぎに欽明紀二十三年、任那の滅亡という緊急な事件の起った年の、七・八月にかけ、紀男麻呂宿禰が大将軍となって新羅を討つため出かけたことを述べている。この時の副将は河辺臣瓊缶であったが、男麻呂は新羅軍を大破し、軍令を下しており、毅然たる態度でのぞんでいるところは百済史料によるものではなく、日本側の、しかも紀氏の家伝によっていると推定できよう。なお、崇峻紀四年十二月壬子の新羅征討のために筑紫へまで出兵した時にも、他の四臣と同じく大将軍となって、氏氏の軍を率いたという。

なお、欽明紀二年七月より三年七月・四年四月・五年二月・同十一月・同三月の各条に、紀臣奈率弥麻沙の名が



Digitized by Google

みえ、分注には「紀臣奈率者、蓋是紀臣娶二韓婦一所レ生、因留二百済一為二奈率一者也、未レ詳二其父一、他皆效レ此也、」とあって、ほぼその意味を察しうるが、これは紀氏一族が朝鮮経営の実際面に機敏な活動をとげていたことを、はっきり物語るものである。

欽明紀からあとには蘇我氏の朝鮮との交渉を記すものが少なくないが、それらの性格については別章に考察したことがあるので、[32]いまはかんたんにふれるにとどめたい。概していえばそれは諸氏の家伝によって記述されたか、または官府の外交関係記録ないし寺院縁起などにもとづく書紀の潤色と思われるものであって、蘇我氏みずからの独自の所伝というべきものは意外にも見あたらない。すなわち、欽明紀二十三年八月の大伴狭手彦が高麗を討って勝ち、珍宝を天皇に献上するとともに蘇我稲目にも宝物と美女を送ったというのは大伴氏の家伝によると考えられ、敏達紀元年五月壬寅、同丙辰の王辰爾が烏羽の表をよんだというのは船氏の伝承であろう。また推古紀三十一年是歳・十一月のは新羅征討の議についての多彩な記述であるが、骨子となるのは難波氏の所伝であろう。そしてこれらのほかの、欽明紀十六年二月・敏達紀四年二月乙丑・推古紀十一年二月丙子、十八年十月丁酉・皇極紀元年二月戊申・二年七月辛亥などは、すべて外交関係記録による記述とみられる。こうしていろいろの資料に蘇我氏の対外交渉をなんらかの意味で伝えていることは、その勢威の大きかったことを示すものではあるが、氏族伝承の面からいえば独自の所伝をもたない貧弱さは否めない。けれども、これをまた他面から考えれば、それだけ自家の宣伝や主張は少ないであろうことも予想されるので、また別の意味で史実を探索する手がかりとなりえよう。

欽明紀には許勢氏に関する記事もみえている。すなわち五年三月の百済の使臣のなかに許勢奈率歌麻があり、天皇に奉答したことばのなかに、許勢臣が百済に赴いたことを述べ、かつ割注して百済本記の文を引き、「我留二印支

Digitized by Google

弥二之後、至二既酒臣時一、皆未レ詳、」としている。それでここの既酒が許勢と解釈されたことを示している。また同十月には百済が日本へ遣わした使人のなかに許勢奈率歌麻という名がみえ、これも百済本記の分注に照応している。同じ人名はさらに十月・十一月の条にも出ていて、歌麻が百済王の命をうけ日本に使したことがわかる。これらはいずれも百済の記録、とくに百済本記によって記されたものであるから、朝鮮における経営に許勢氏が関与していることは事実と考えてよい。そうすると、十六年二月の条に百済の王子恵が聖明王の死を知らせにきた時、応対した許勢臣も朝鮮との交渉のあったこの氏の人としてみとめられるようであるが、この条にはたとえ百済の記録に照応するものであっても、多分に日本側の潤色や変改の加えられていることが見のがしえない。おそらく、この条は聖明王の戦死という百済にとっても日本にとっても大きな意味をもつ事件の記述に係けて、かなりの加筆がおこなわれているのであって、許勢臣・蘇我臣と王子恵との問答などはその種の文飾に類するものと考えて大過なかろう。とくに十五年の条が日本側の記述であることを思うと、それをうけているこの条の性質も推知されることである。

また三十一年七月の条には、許勢臣猿と吉士赤鳩とが高麗の使者の迎接にあたったことを記している。いったい、この欽明朝の終りごろに高麗の使人が来たという記事は、三十一年四月乙酉の越に漂着したという記述にはじまり、五月の膳臣傾子の派遣と復命、七月壬子の使人の近江到着から、是月の条の山背の高槻館（こまひのたち）への引入、相楽館での饗応におよび、三十二年三月には高麗の使人が献物と表を呈奏する良日を占え待ったことを記して、翌月天皇の崩御にあい、かくて敏達天皇の即位とともに、その五月にいたりようやく接見されるにいたっている。そしてこの時の高麗の表疏の読釈について王辰爾が烏羽の表をよんだという説話的伝承を述べ、そのあと高麗の大使が副使



Digitized by Google

らのため刺殺されたという記述などの多彩な内容をふくんでいる。高麗使の来朝ということは、当時の情勢からしてありえないことではない。すなわち、高句麗はA・D・五五一年陽原王の七年に、百済とこれを援ける新羅との連合軍のため、四七五年漢城を陥れて百済より奪った六郡の地を奪いかえされた。百済の回復した六郡の地は、今の京畿道の半、その北端は漢江の北岸、平壌にある。[33] この地は翌五五二年はやくも新羅に占領され、百済は新羅と対立するが、とにかくこれ以来高句麗は日本に対する敵対的態度をようやく改めなければならなくなってきているからである。しかし、ここに記されているような具体的な迎接のもようを伝える確実な記録があったとは考えられないから、これらは後世における外国使人の迎接についての記録なり礼式なりをもとにして、文をなしたと考えられる。日本側の関係者の名を列挙しているのに、高麗使のほうはその名を記していないことも、このことに関するたしかな記録のあったことを疑わしくさせるものである。このような外国使人の迎接の記事については推古紀のそれについて考えたように、[34] 対外交渉に関係のある諸氏が適宜の役割を分担したこととして、記述されているようであるが、それらには書紀の編者の潤色が少なくないといわなければならない。まして欽明朝のそれが、このようにくわしく伝えられるということは、他の記事との関連からみて、とうていみとめられないことである。そして、そのなかには船氏の家伝のごときものも利用されていたのである。

さて、以上の武内宿禰後裔氏族の朝鮮との交渉に関する記載を通観すると、浮び上ってくるのは葛城・紀・蘇我・許勢の四氏であり、このうち葛城氏のほとんどすべてが襲津彦に関するものであった。襲津彦の伝承には多分に伝説的人物のかげがつきまとい、その史実としての事績をたしかめえない点もあるが、百済記にいう沙至比跪の行実とある程度は一致しているので、ほぼ歴史的人物としてみとめることができよう。その年代も、壬午年を三八二

Digitized by Google

年とすると、広開土王碑の辛卯年の三九一年との差もあまりなく、そのころの情勢としてありうることになる。襲津彦の事績については日本の資料には確実なものはほとんどなく、あるのは伝説的に誇張され附会されたものばかりであったようである。そしてこれが伝承されたのは、朝鮮から帰化したという人人の間で、漢人や秦人などがかれらの祖先の来帰を襲津彦の話にむすびつけたものらしい。襲津彦の名は新羅征討の将軍で俘虜をつれて帰った人として、とくに帰化人の間にも知れわたっていたのであろう。かように襲津彦に関する伝承は、もとは史実を核としていたとはいえ、書紀に記述されるまでには、いろいろの潤色がくわえられ、ますます伝説的加上がかさねられたことが考えられる。

これにくらべると、紀氏の伝承は、この氏が実際に後世に朝鮮経営にかなり多岐な活躍をしたことを反映している。葛城氏のばあいは、後世の活動の顕著な形迹は文献にほとんどみとめられないのに、過去の繁栄と襲津彦の伝承とのつながりによって多くの記述をのこすこととなったと思われるのであるが、紀氏は欽明朝における大将軍男麻呂や紀臣奈率弥麻沙の所伝にもあらわれているような、任那を中心とする六世紀ごろの交渉が、この氏の家伝の形成に大きな役割をはたし、さかのぼって紀角宿禰や紀小弓宿禰などの説話を構成させるための、重要な動機となったことが想定されよう。実際の勢威からいえば、葛城氏の繁栄にくらべて紀氏のそれははるかに劣っていたと考えられるにもかかわらず、朝鮮における現地の活動を大きく描写することによって、この氏の伝承は書紀のうえにかなり顕著な精彩をもつこととなったのである。なお、これについては紀氏の後世における動きも参考しなくてはならない。この氏には孝徳朝に東国国司として麻利耆拖(まりきた)あり、[35]天智朝には御史大夫として大人(うし)がある。[36]壬申の乱に功勲のあった阿閉麻呂は大紫位を、[37]堅麻呂は大錦上位をさずけられ、[38]そのほか天武天皇崩御に際して真人は膳職の



Digitized by Google

事を、[39]弓張は民官の事を誄するなど、[40]きわめて顕著な活動がみられる。また修史事業に関連しては、持統紀五年八月辛亥の十八氏の墓記上進のなかにみえ、和銅七年二月戊戌の紀朝臣清人・三宅朝臣藤麻呂に国史を撰ばせたという事実は、現在の日本書紀の編纂過程における編纂員の任命と解されるから、[41][42]かくてこの氏の伝承や主張の多くが、書紀の記述のうちに大きな影響をあたえたと考えることができるであろう。

蘇我氏の伝承は、この氏の独自のものでないだけに、とくに自家のためにするという記事の潤色が、わりあい少ないということが考えうる。たとえ誇張があるにしても、それはこの氏みずからの手によってなされたのではなく、この氏の勢威に対応した諸氏の家伝や官府の記録・寺院縁起の表現であって、いわば間接的な影響をうけているものである。つまり蘇我氏自身の家伝がなくても、蘇我氏の権勢のさかんであった時代につくられた諸氏の伝承には、多かれ少なかれこの氏の勢威の影響をうけ、それに迎合するような記述態度が示されたことがあるにちがいないので、書紀の記述の材料にはそういう性質のものが多く使われていることを留意する必要がある。このような点を考慮したうえで、対外交渉の記事とよみあわせてみると、それが量的に多く、かつ指導的立場にたっているとするものが少なくないことは、かっての蘇我氏の立場を暗示しているということができよう。

許勢氏の伝承は、さきの三氏にくらべてもっとも着実なものが多いといえる。対外交渉についての記事も欽明紀にいたってはじめてあらわれるのであって、それらには百済本記や国内のかなり確実な記録が用いられたと思われるふしがある。それにもかかわらず、なお潤色や加筆がおこなわれていることが見のがしえない点である。

さて、きわめて概括的にではあるが、武内宿禰後裔氏族の朝鮮との交渉に関する記載を検討してきて、まず気づくことは諸氏それぞれに伝承のうえに特色があり、またその資料に特異性のあることである。これは当然のことと

Digitized by Google

いえばそれまでであるが、また氏族各自にその性格があり、その歴史のあるという平凡な事実をあらためて考えさせることである。そして、これらの諸氏に関連していまひとつ注意しておきたいのは、崇峻紀からあとの問題である。その四年十一月壬午の条によれば、「差二紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、狭臣[43]、大伴嚙連、葛城烏奈良臣一、為二大将軍一、率二氏氏臣連一為二裨将部隊一、領二二万余軍一、出居二筑紫一、遣二吉士金於新羅一、遣二吉士木蓮子於任那一、問二任那事一」とあり、これは推古紀三年七月の「将軍等至レ自二筑紫一」という結末になって、任那問題のためにこころみられた新羅征討軍が戦わないで筑紫から帰ったことになっている。これに似た記事は推古紀六年・九年・十年・三十一年などにもみえているが、いずれも任那を新羅の支配下から取りかえそうとして征討の軍がくわだてられながら、結局はそれが実際に戦わないで帰るということになっている点で、はたしてかようなことが何回もくりかえされたものかどうかが疑わしく思われる。[44]

それはともかく、いま注意したいのは、ここに征討の大将軍として紀臣・巨勢臣・葛城臣が名を列ねていることである。これは朝鮮問題に関係のある記事とはいえ、征討の記述であり、しかも実戦にいたらなかったことであり、史実としては疑わしいものであるけれども、武内氏族の三氏が期せずして同じ行動をとったとしているところに、示唆するものがあるといいたいことである。ここには蘇我臣の名がみえないが、これは崇峻・推古朝に大臣として朝堂に権勢ならぶものない地位にあったことを思えば、外交施策にも関与したにちがいない。とすれば、少なくとも紀・巨勢・葛城の三氏が崇峻・推古朝ごろ、蘇我氏の支配下に入ったことのあることを考定してよいであろう。同様のことを推古紀三十一年是歳の新羅征討の議のばあいについてみると、ここには武内氏族としては蘇我氏のほかには、波多臣・平群臣がみえ、また境部臣[45]・河辺臣の名がみえ、大臣とは反対の説に立った田中臣もそうで



Digitized by Google

ある。このように関係氏族の名が同一事件に関してあらわれることは、たとえそれが史実のままでないとしても、この記事の原型の作られた時代における諸氏の関係を示唆しているものであって、それが上に述べた諸氏の朝鮮との交渉についての、多くの伝承を形成せしめ、または伝持発展させるための、気運をつくりあげていたことは否めないところであろう。

## 五　説話的伝承

記紀における説話的な伝承のなかで、武内宿禰後裔氏族がどのように扱われているかを吟味してみよう。ここにいう説話的伝承とは、いままでに論及した天皇氏の系譜にあらわれた記載や、執政および朝鮮との交渉についての記載を除いて、おおむね物語風の興趣をもりあげ、一篇の説話としての形態をもつものをいうので、かような一項によって、これまでの三項にふくめえなかった、残りの記載の大部分をここへ集めることができるようである。そして、これらの説話をみわたして、まず看取されることは、そのほとんどが朝廷に対する反乱を主題にしているということである。かりに反乱説話ということばを用いるならば、説話的伝承の大部分はこれにふくめられてしまうであろう。

その、いわゆる反乱説話には、まず履中朝に係けられる㈠ナカツ皇子の乱があって、これは古事記ではそうでないのに書紀においては平群氏や波多氏に関連して語られている。また同じく書紀のみの所伝として、允恭紀五年七月己丑の㈡玉田宿禰の伏誅の記事があり、これは反乱というほど積極的な行動をとるには至らなかったが、礼なく

して事を起したことからここへふくめられ、いうまでもなく葛城氏に関係している。つぎに雄略紀即位前に㈢ツブラ大臣の反乱を述べており、これは古事記安康段にみえるが、葛城氏に関するものである。さらに武烈紀即位前には、㈣平群真鳥の専横、太子とシビの臣との歌、平群氏の滅亡のことをのせ、これは古事記清寧段にシビの歌垣の話だけを伝えている。また継体紀二十一年六月には㈤筑紫国造の磐井の反乱をくわしく記しているが、継体段には、ごくかんたんにこれにふれるのみである。そして書紀ではこの記事のなかに許勢大臣男人の名が出ている。この五が反乱説話であるが、はじめのナカツ皇子の話が書紀では平群氏の功績をうたっているのと、磐井の反乱の話に書紀で許勢氏の名が出るのを除き、葛城氏の二と平群真鳥とは朝廷にそむいて、そのために滅ぼされたり誅されたりするというもので、その氏にとっては不名誉な話である。したがって反乱説話でもその氏自身の反乱を記すものは、その氏の伝承としてふさわしくないとも考えられるが、記紀には事実かような記述が少なくなく、しかもそれらが特定の氏の祖先の事績としてかかげられているのをみると、武田博士のように「古くはこれをもって、その氏族の臣従の証拠として、不名誉を感じないで伝承した」[46]と解することができるであろう。しかしいまのばあいは、平群真鳥の話のように古事記にないものが書紀において新たに加えられた例があり、これは平群氏としても古来の家伝とはいえないものであろう。これなどは書紀の編者による加筆も行われていることを推察させるものである。

これらの説話的伝承については、別章に関説したものがあるから、かんたんに述べると、まず平群氏については、古事記になくて書紀において加筆されたことがはっきりしているので、書紀の編纂にあたってこの氏の系統の発言がつよくはたらいていることが想定される。そしてそのばあいに、波多氏についても若干の配慮のあったことが考えられる。こう考えると、反乱説話に入らない仁徳紀元年正月の、平群氏の始祖が天皇と同日に生れ祥瑞があ



Digitized by Google

った、という伝承ともあわせて、天武朝以来の史局における平群氏の位置が思いあわされてくる。すなわち、天武紀十年三月丙戌に国史編纂を命ぜられた人人のなかには、平群臣子首が入っており、さらに持統紀五年八月辛亥の十八氏に命じて、墓記を上進させたなかには、平群氏は羽田氏とともにその名をみせていて、これら書紀の記述のうえにあらわれる可能性をもっている。平群真鳥の専横の話には、別に大伴氏の功績の強調されている面もあり、一方的にはいえないが、とにかく平群氏の家伝やその主張が書紀にとり入れられていることは否みえない事実ということができる。

つぎに葛城氏については、玉田宿禰の無礼はまだ積極的な反乱でないところに、のちのツブラ大臣の反乱への伏線ともなって、この氏の権勢を暗示させる効果をもっている。とともに、この話には尾張連吾襲の名が出るので、尾張氏の伝承にも関係があると思われる。この氏は葛城地方にあり、葛城氏との関係は浅くなかったとみられるので、この説話にはそうした地理的条件がつよく反映している。また、ツブラ大臣の話は古事記の行文をみても反乱者としてよりはマヨワ王に対する忠誠の臣として描かれている面がつよい。決して逆賊というような印象をあたえる叙述とはなっていない。この点は記紀にほぼ共通していえることであるから、旧辞の記述においてすでにそうであったことはたしかであろう。ツブラ大臣が献上したというカラヒメは帝紀のうえでも雄略天皇の妃となっているし、葛城地方の屯倉の起源をもこのことにむすびつけられていることをみると、この伝承がかなり早くからまとまった説話として旧辞のなかに定形化されたことが想像される。それにくらべて玉田宿禰の話はずっとおくれてつくられたものであり、それは葛城氏が武内宿禰後裔氏族であることが前提とされるようになってからである。なお、許勢氏が磐井の反乱の記事のなかに名を出しているのは、いうまでもなく継体朝に男人が大臣とされたことに関連

しており、実際に活動したことを伝えるものではないから、いまとくに論及する必要もないであろう。書紀の文飾にすぎないものである。

崇峻紀よりあとで、いまとくに注意されるのは崇峻紀即位前七月の物部守屋の討滅の記事であって、それには「蘇我馬子宿禰大臣勅二諸皇子与二群臣一、謀レ滅二物部守屋大連一、泊瀬部皇子、竹田皇子、廐戸皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子宿禰大臣、紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀拖夫、葛城臣烏那羅、倶率二軍旅一進討二大連一、」とある。これは朝鮮との交渉についての記載を検討したとき、とりあげた同紀四年十二月壬子の新羅征討の記事とやや似ているところがあって、同種の資料によるか、または同一系統の筆者の手になることを示しているが、ここには蘇我氏を筆頭に紀・巨勢・葛城の四氏の名がみえ、さらにそのあとの文中にはこの戦に平群臣神手の加わっていることが記されている。書紀では崇峻紀あたりにもなれば、ある程度の記録が史料として利用されたことは[49]十分考えうるので、これらの列名が架空の人物の列挙でもないかぎり、なんらかのよるべき資料があったにちがいない。もっとも守屋討伐の所伝には多分に潤色と説話化のおこなわれた形迹があるから[50]、これらをただちに史実にむすびつけて考えることはできないが、崇峻・推古朝、あるいはもっとひろく大化前代の、蘇我氏の権勢のさかんであった時期に、紀・巨勢・葛城・平群・羽田[51]の諸氏がその配下に参加していたことを推測するのには、さしつかえあるまい。とくに葛城氏が推古紀よりあとに、書紀にその氏の人名を伝えるものがないのに、崇峻紀には二箇所にわたって烏那羅[52]の名を出しているのは注目すべきことであろう。かくて武内宿禰後裔氏族の説話的伝承に、その盛衰のあとをさぐりつづけてゆくと、大化前代にそれらの諸氏がおおむね蘇我氏の強盛なる勢威のもとに従っていた様相が想定されてくるのである。



Digitized by Google

## 六　伝承の性格

氏族伝承の考察は、各氏ごとにおこなうべきであることは、はじめにことわったとおりであるが、いま便宜上それを四項目に分けてみてきた。ここに、それらをとりまとめてみよう。まず、天皇氏の系譜にあらわれた記載においては、葛城氏の関係するところがもっとも大きく、蘇我氏がこれに次ぐ。天皇氏の姻族となった雄族が、政治的・社会的にいかに強勢を誇るものであるかは、後世の例に顕著であるが、古代にあっても蘇我氏が欽明朝より系譜的関係をむすび、その女の所生の三天皇――用明・崇峻・推古――と、その女の嬪・夫人であった二天皇――用明・舒明――との時代は、この氏の極盛時代であったといってよい。葛城氏の事績は明らかでないが、蘇我氏をはるかにしのぐ天皇氏との親密な系譜関係は、おそらくこの氏の権勢の大であったことをしのばせるものであり、これらは帝紀としても信憑性のある記述とみとめられるところである。ほかに許勢氏に安閑天皇の妃となったもののあることを書紀のみにつたえる。また書紀には羽田氏の女をめぐってナカツ皇子の反乱の起ったことをいうが、これは系譜には関係のない潤色である。

つぎに執政についての記載には平群・蘇我・葛城・許勢の四氏が関連するが、この種の記述が古事記には特別なものを除いて全くみえないので、書紀の編者の構想によるものであることを述べた。とくに平群・許勢の両氏の記事は、その家伝またはその系統の伝承が書紀の叙述につよく影響したと考えられるのであり、その大臣となったとされることにも疑義をいれる余地すら存在すると思われる。

Digitized by Google

朝鮮との交渉についての記載においては、葛城・紀・蘇我・許勢の四氏の活動をつたえるが、それには各氏の伝承の特色がよくあらわれている。すなわち、葛城氏のは襲津彦に関するものがほとんどで、しかもそれらはこの氏みずからの所伝というよりは、秦・漢二氏や鷹甘部による伝承らしく、また百済記によってはじめてその史実性を考定しうるというものであり、かっての雄族もすでに独自の氏族伝承を失っていたことが推察されるであろう。紀氏には、その家伝より出たと目される記述がすこぶる多く、この点は注意されなければならない。おそらく欽明朝ごろにおける、この氏の朝鮮に対する軍事的活動が、豊富な伝承の源泉となっているのであろう。また蘇我氏のは朝鮮との交渉については、意外にこの氏独自の伝承が見あたらないが、おおむね指導的立場にあって大局的運営にあたったとみられる記述が多いことがいえる。なお、許勢氏も欽明朝ごろ百済にあって実際に活動していることがみとめられるのである。そして、このような諸氏の動きは、崇峻・推古朝ごろには蘇我氏の配下においてなされたことが推測されるので、そういう現実の気運のもとで諸氏の伝承が伝持されていったと考えられるであろう。

国内の事件にからむ説話的伝承においては、葛城氏のツブラ大臣の話は、かっての雄族のおもかげをしのばせる旧辞の伝承である。それに対し平群氏のは史局における加筆が想像されるものである。そして守屋討伐の記述に関係の諸氏の名の列挙されている辺よりして、崇峻・推古朝ごろ、すなわちいわゆる大化前代にこれら諸氏が蘇我氏の配下に参加していたことを推察した。

ひとしく、武内宿禰後裔氏族といっても、諸氏にはそれぞれの歴史があり、また独自の性格があるはずで、それはおのずからその氏族伝承のうえにあらわれてきているにちがいない。ここに考察したところは、便宜的な区分にもとづく一側面観にすぎず、しかも深く堀りさげずにおわった点が少なくない。したがって、問題はまだまだ多く



Digitized by Google

未解決のままである。ここでは一の素描をしてみたにすぎない。

## 概　括

上来、武内宿禰の伝承と、その後裔氏族の伝承とについて、ほぼその全体にわたって考察してきた。おわりにこれらを概括して、考えおよぶところを述べよう。

武内宿禰の伝承を、記紀に対照してみた結果、古事記の伝承がおおむね、より古形を伝えるものと推定したが、かかる古形のうえに書紀において、種種の潤色や加筆をおこなって、武内宿禰を大きく取り上げ、顕彰しようとする意図が看取された。その理由は、単一なものではなく、かんたんには論じつくせないであろうが、いまとくに氏族の伝承として、これをみるとき、当然考えられることは、かような伝承の成立期における氏族の動向がどのようであったか、という問題である。すなわち、ある氏族がある意図のもとに、とくに武内宿禰に関する伝承の伝持と発展に努力しはしなかったかということであって、このばあい、まず考えられることは、いわゆる武内宿禰後裔氏族のうちの何人かによって、かかる努力がはらわれたであろうということである。もちろん、それは単一の氏族に限定される必要はない。後裔氏族のだれもが祖先の栄誉をいやがうえにも賞美したいと思ったであろうし、またそうしたことであろう。しかし、後裔氏族のうちで、どの氏がとくにそのようなことに力を入れたであろうか、また、そういう努力をするのにふさわしい立場にあったかを考えておくことが必要である。

そこで、後裔氏族の動きをみると、諸氏にそれぞれ盛衰のあとがあるようである。もちろん、これは伝承を通じ

Digitized by Google

ていうことであって、伝承に表現されていない。かくれた歴史もあるであろうが、それはいま問題とはなしえない。武内宿禰の七人の子を祖とする各氏についていえば、まず若子宿禰を祖とするものを除き、つぎにのこりの六氏のうち、もっとも伝承も活動も貧弱である羽田氏を除くと、許勢・蘇我・平群・紀・葛城の五氏となる。この五氏については、上にみてきたような伝承があるが、葛城氏は天皇氏の系譜のうえでは重要な位置をしめ、もっとも親密な姻族関係をむすんだが、比較的古い伝承としてはツブラ大臣の話をもつ程度で、襲津彦の所伝さえこの氏自身としては確かなものをもたず、しだいに勢威のおとろえた辺よりみて、みずから積極的に遠祖の顕彰につとめたとは考えられない。この氏自身の伝承体さえ時に忘却されがちであったと思われるほどであるからである。つぎに、許勢氏は大臣となったとは伝えるが、ぜんたいにこの氏の活動の顕著なのはむしろ大化改新以後にあると思われる。すなわち継体紀の男人大臣の事績もとくに盛んな勢威を述べるものではないが、欽明・崇峻・推古・舒明紀においては、ただこの氏人の名を見出すにとどまり、その多くは蘇我氏の配下にあったことを示している。(53) 皇極紀二年十一月丙子においても蘇我入鹿の命をうけ斑鳩宮を焼き、山背大兄王の討滅をはかったのは巨勢徳陀臣であった。しかるに、こえて同紀四年六月甲辰の入鹿の伏誅の記事においては、中大兄皇子の命をうけ、蘇我氏の遺党に天地開闢より君臣の理あるを説き、その赴くべきところを教えたのが巨勢徳陀臣であって、思うにこれより巨勢氏の動向は、蘇我氏の配下を脱し、天皇氏により樹立された大化新政権の股肱としての活動へと一大転回をしめしたのである。孝徳紀大化元年七月丙子には徳陀臣は高麗・百済の使人に詔命をつたえ、同五年四月甲午には大紫を授けられて左大臣となった。翌六年、穴戸国司の白雉を献じたことが、祥瑞とされ、朝廷に元会の儀のように儀仗を設け、雉を輿に載せ百官人がこれに従ったが、時に巨勢大臣は賀(よど)をたてまつり、改新の大事をなしおえたよろこび



Digitized by Google

を胸に、帝徳の千秋万歳を表白している。なお、こののち天智朝に御史大夫として人が任ぜられ[54]、壬申の乱にはかれは近江方に従って殺されるにいたったが[55]、その氏人の活動は奈良時代を通じてさかんである。かようなこの氏の歴史よりみて、大化前代の家伝の形成期においては、蘇我氏の配下に甘んじていたことがみとめられるから、その遠祖の伝承の伝持発展に主導権をもつということはなかったのではあるまいか。

また、平群氏や紀氏についても同様のことが考えられる。紀氏については朝鮮との交渉についての記載のうちに、紀角宿禰や紀小弓宿禰などに蘇我氏よりも有力な動きを示す伝承があるけれども、それらが記事として疑わしく、むしろ欽明紀以後にいう蘇我氏の配下に活動したことのほうが事実らしいことから察すると、とくに武内宿禰の伝承の拡張に力を用いたとも思われない。とくにこの氏は大臣として執政の任に当ったとする伝承を全くもっていないことが、武内宿禰の伝承との関係を考えるについて留意されるであろう。平群氏にあっては、伝承としては要するに木菟宿禰のと真鳥とシビのとの三をあげうるのみであるが、これらの関係は上に述べたように書紀における加筆が多く、古いのはシビの話だけであろう。書紀の加筆が多いという点は武内宿禰の伝承の拡大された事情と似たところがあるが、それゆえにこの氏の手による潤色が徹底したとは思われない。さらに、これら二氏が天皇氏との姻族関係をしめす固有の伝承をもたないことは、やはり注意しなくてはならないことである。

さきにいったように、武内宿禰の伝承の伝持と発展とを単一の氏族の所為とする必要はないが、かようにみてくると蘇我氏の立場は武内宿禰の伝承との関係をとくに深密にさせるような事情が重なっていると考えられてくるものである。すなわち、まず蘇我氏が葛城氏に次いで天皇氏との親しい姻族関係にあったことは、この氏の権勢とともに有力な臣僚氏族としての性格をしめすものであり、それが歴代の執政の地位をより確固たるものとさせたであろう。

Digitized by Google

この大臣としての活動は、家伝の伝持とその拡充とにこの氏をして、とくに強い関心と努力とをはらわせたにちがいない。大臣氏族とあいならぶ大連氏族には、その遠祖を神代史や神武朝にかけた顕著な活動を伝承している。これに対して大臣家としての蘇我氏には、その祖の皇胤に発するとの主張はあっても、その功業の誇るべきものがない。そこに古く天皇をたすけて功績があり、その名のひろく聞えた武内宿禰や葛城襲津彦などへの関心がつよくむけられた有力な動機があったのではなかろうか。しかもそれらは朝鮮との交渉についても関連すべき理由がある。欽明朝ごろには蘇我氏はその配下の諸氏を率いて対外交渉の指導的地位にあり、その家にふさわしい伝承は、重視され拡充されたであろう。これらのことは、他の諸氏の伝承においても関説できることであるが、諸氏を統率したとの所伝は蘇我氏にのみあらわれ、しかもその諸氏のなかには、かって大臣氏族であったことを伝承するものがふくまれていることにおいて、それらを包括し、それらと同族的関係を強固にすることが、ひいては現実の政治的権力の強化に大いに役立つことでもあったにちがいない。このような大臣氏族の遠祖であり、その理想像として武内宿禰はクローズアップされたのであった。第一章に述べたように、武内宿禰はもっとも集約された形式においてその人間像をえがけば、「大臣」として歴朝に奉仕したということがまずあげられるが、これこそは執政家として大和朝廷の最高臣僚たるものの理想であろう。またとくに朝鮮との交渉において審神者として活動したというのは、六世紀における蘇我氏の外交の立場とは、すぐには結びつかないけれども、朝廷の対外交渉を補佐するという点では合致しており、これは紀氏や許勢氏についても大きな関心のもたれたところであろう。なお、武内宿禰の長寿の思想は種種の観点からこれを解明すべきで、一義的な規定は避けなくてはならないと思うが、始祖伝承の発展過程においては当然あらわれてくる現象と考えられ[56]、むしろわが国の氏族伝承にはかような思想が少なすぎることがあ



Digitized by Google

やしくさえ感じられる。

このように武内宿禰の伝承の拡充発展の様相を、伝承成立期における氏族の動向から推察して、もとより単一の氏族のはたらきによるのではなく、いくつかの氏族においてなされたであろうことを予測しつつも、とくに蘇我氏が伝承の形成のうえに大きな役割をはたしたであろうことを推察した。これは、しかし具体的に個個の伝承の記載に即して検討されるべきである。いまそれを上に考察したところに照らしあわせてみると、(2)景行紀三年二月庚寅の出生の記事は紀直と関係があるようであり、(12)神功紀元年二月、(13)三月庚子は蘇我氏による変改とみられる。(37) また、(19)応神紀九年四月の探湯の話は武内氏族のうちにおこなわれたものかもしれない。そのほか、(20)仁徳紀元年正月己卯は平群氏、(22)允恭紀五年七月己丑は尾張氏、(23)継体紀六年十二月は物部氏の家伝を利用したと思われる。これによると諸氏の家伝なり主張なりとの関係を推察しうるものは、それほど多くはないことになり、書紀の記述において武内宿禰の伝承の拡充されていることは、かんたんにその後裔氏族の所為とすることはできないようにも思われるが、余他の書紀の潤色・加筆とみられる記事の成立は、おそらく武内宿禰後裔氏族の主張が容れられているものと見るべきで、そこに蘇我氏の意向の反映したことが想定されよう。

また、〔1〕古事記孝元段の武内宿禰とその後裔の系譜のごときはさきに一言したように総計二十八氏をふくみ、これが本来の帝紀に記されていたとは考えられない。この系譜の成立には蘇我氏を中心とする武内氏族の動きが深い関係をもつと考えられる。この系譜にあらわれた諸氏の各個についての検討はつぎの第三章にゆずるが、理想的な臣僚としての武内宿禰を共同の祖先とし、かつ強大な中央の朝廷との血縁関係を主張することによって、これらの諸氏が相互の関係を緊密にするとともに、その地位の強化をはかったことは明らかに推察できるところである。こ

Digitized by Google

うした諸氏の志向をとりまとめ、これを関連づけ、体系化する主動力となり、かつ媒介者となった蘇我氏のあり方を考定することは、もっとも自然な帰結と考えられるであろう。

注(1) 仁徳紀二年三月戊寅。
(2) 履中紀元年七月壬子。
(3) これは従来の通説となっていた。たとえば、太田亮、姓氏家系大辞典、一五五六頁、昭和九年、を参照されたい。
(4) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一一〇—一一五頁。
(5) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一一四—一一五頁。
(6) 井上光貞、帝紀からみた葛城氏、古事記大成、歴史考古篇、一九三頁、のち、日本古代国家の研究、所収。
(7) 喜田貞吉が葛城襲津彦の子であることは古事記履中段にみえている。
(8) 本書第二部第二章。
(9) 井上光貞、帝紀からみた葛城氏、古事記大成、歴史考古篇、一七五—一七六頁。
(10) ツブラオミが葛城氏であることはマヨワノミコの話との関連よりして知ることができる。
(11) 安康天皇はかねてイチノベノオシハ皇子に皇位を伝えようとの意があったが、天皇の弟オホハセノ皇子(後の雄略天皇)はこれを知って皇子を殺した。この事情は記紀の記述の表現の上から本居宣長にイチノベノオシハノ皇子の即位説をとなえさせている。また、イヒトヨノイラツメは扶桑略記や水鏡には天皇として記載されているし、書紀にはとくにその死を崩とし、墓を陵としているなど天皇に準じた扱いがみられる。
(12)・(13) 本書第二部第二章。
(14) 古語拾遺には麻智と記している。
(15) 福岡県久留米市附近に居住したものと推定されている。
(16) 本書第二部第二章。
(17) 林屋辰三郎、古代国家の解体、二三—二四頁、昭和三〇年。
(18) 清寧紀元年正月壬子、継体紀元年二月甲午、崇峻紀即位前にみえている。ただし、「又以……」とあるのは、この一例



Digitized by Google

のみである。

(19) 飯田武郷、日本書紀通釈、一九六〇―一九六一頁。

(20) 津田左右吉、日本古典の研究、上、八九頁、九九―一〇〇頁、下、二四三頁
池内宏、日本上代史の一研究、五四―六〇、六六―七一頁。

(21) これによれば、新羅王は訥祇王（四一七即位）であり、人質の微叱許智は未斯欣、使者は朴堤上ということになる。

(22) 池内宏、日本上代史の一研究、四七―四八頁。

(23) 襲津彦の伝説については井上博士の詳細な考説がある。
井上光貞、帝紀からみた葛城氏、古事記大成、歴史考古篇、のち、日本古代国家の研究、所収。

(24) 井上博士は襲津彦と蚕人との関係について、三つの仮説をかかげている。すなわち、㈠蚕人の帰化と襲津彦とは元来全く無関係で、書紀の編者がそれをむすびつけ、襲津彦伝説を捏造した。㈡沙至比跪の史実は日本に伝わり、書紀の編者によってむすびつけられた。㈢蚕人を迎えるために襲津彦を遣したというのは元来が史実であった、の三つのうちのいずれかであろうというのである。

(25) 左京諸蕃上、山城国諸蕃。

(26) 津田左右吉、日本古典の研究、下、六六頁。

(27) さきの井上博士の三つの仮説のうち㈡に相当する。

(28) 坂本太郎、纂記と日本書紀、史学雑誌、五六の七、のち、日本古代史の基礎的研究、上、所収。

(29) 本書第二部第三章。

(30) 坂本太郎、纂記と日本書紀、史学雑誌、五六の七。

(31) 津田左右吉、日本古典の研究、下、二〇六頁。

(32) 本書第二部第三章。

(33) 末松保和、任那興亡史、一七五頁、昭和二四年。

(34) 本書第二部第三章。

(35) 孝徳紀大化二年三月辛巳。

Digitized by Google

(36) 天智紀十年正月癸卯、同年十一月丙辰。
(37) 天武紀元年七月辛卯・戊戌、二年八月壬辰、三年二月戊申。
(38) 天武紀二年十二月戊戌、八年二月甲寅。
(39) 天武紀朱鳥元年九月甲子、持統紀元年正月丙寅。
(40) 天武紀朱鳥元年九月丙寅、持統紀六年三月戊辰。
(41) 続日本紀和銅七年二月戊戌。
(42) 坂本太郎、大化改新の研究、七七頁、昭和一三年。
(43) 狭臣は膳臣の誤かと思われる。
(44) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一一七頁。
津田博士もこれを疑い、こういう記事の作られたのは、歴代の朝廷が任那の復興に努力したことを示そうとするとともに、任那がなお新羅に没入せず、我が朝貢国として存在したように装う編者の意図の故であろうとする。
(45) 境部臣の名は[1]孝元段の系譜にはみえないが、公卿補任に境部臣麻理勢を蘇我稲目の子としており、蘇我氏の族である。推古紀二十年二月庚午には蘇我氏出身の皇太夫人堅塩媛の改葬にあたり、蘇我馬子に八腹臣が引率され、麻理勢は氏姓の本を誄したという。かれはのち、山背大兄王を奉じて馬子に攻められ殺されるにいたった。
(46) 武田祐吉、古事記説話群の研究、五八頁。
(47) 丸山二郎、日本古代史研究、二〇八―二一六頁、昭和二三年。
丸山二郎、日本書紀の研究、二九―三四頁、昭和三〇年。
(48) 田中 巽、尾張氏系譜に就いて、神戸商船大学紀要、文科論集五。昭和三二年。
(49) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一〇五頁。
(50) 本書第二部第七章。
(51) 羽田氏については、推古紀三十一年是歳に新羅征討に加った波多臣広庭の名がみえるが、かれは蘇我氏の同族の境部臣の配下に入っている。
(52) 崇峻紀即位前七月、四年十一月壬午。



Digitized by Google

(53) 欽明紀十六年二月・三十一年七月・崇峻紀即位前七月・四年十一月壬午・推古紀三年七月、舒明紀即位前。
(54) 天智紀十年正月庚子、同月癸卯・十一月丙辰・同月壬戌。
(55) 天武紀元年七月辛卯、八月甲申。
(56) 池田源太、歴史の始源と口誦伝承、二一四頁、昭和三一年。
折口信夫、古代研究、民俗学篇一、折口信夫全集二の一三九頁、昭和三〇年。
(57) 吉永　登、振熊から内の朝臣へ、国語と国文学、三一の一、昭和二九年。

Digitized by Google

# 第三章　後裔氏族系譜の形成

## 一　はしがき

古事記孝元段には、孝元天皇の後裔としての諸氏の祖となったものの名を記している。それはすでに本書の九頁において図示したものである。

この系譜のなかで、波多八代宿禰・許勢小柄宿禰・蘇我石河宿禰・平群都久宿禰・木角宿禰・葛城長江曾都毘古・若子宿禰はそれぞれここに記された諸氏の祖とされているが、若子宿禰を除くといずれも地名が氏の名のように用いられている。そしてこれらは葛城長江曾都毘古の場合を除くと、いずれもその後裔と称する氏の第一位に記されている波多臣・許勢臣・蘇我臣・平群臣・木臣の氏の名と一致している。それで、林臣・雀部臣・川辺臣・佐和良臣・都奴臣のようにそれぞれ第二位以下に記してある氏は、おそらく第一位の氏の系譜がすでにできているところへ、後から附会されたものであり、若子宿禰というのは末弟として付けられた名で、それを祖とした江野財臣とともに後からの附会であろうとする津田博士の解釈(1)はきわめて示唆に富むものといえよう。そして葛城長江曾都毘古はその名が他の五人のように宿禰を称しないで毘古というより古い姓を称していること、またその名が古事記



Digitized by Google

では仁徳・履仲段にもみえ、いわゆる帝紀に記されていたことが推定される人物であることなどから他の五人とは別の径路によってここに記されるようになったことが考えられよう。このことは曾都毘古を祖とする氏として玉手臣などの四氏の名をあげているにもかかわらず、当然そこの第一位に見えなければならないと思われる葛城臣の名が見えず、波多臣などの他の第一位の氏との均衡がとれていないことからもいえることであろう。このように考えてくると、この系譜の建内宿禰後裔氏族の部分は、その原形においてはおそらく波多八代宿禰から木角宿禰までの五人をあげるのみのものであり、これらを祖とする氏としては波多臣から木臣までの五氏をあげるのみであったかと思われる。[2] 久米能摩伊刀比売・怒能伊呂比売の名は古くからあったか、または後から付加されたかわからないが、これは系譜形成の大勢には関係しないものであろう。久米能摩伊刀比売の久米は大和国高市郡の地名を意味するもののようであるから、[3] その点からいえば暗にその地方における同族氏族の勢威のあることから名づけられるようになったものかもしれない。とすれば怒能伊呂比売の怒というのも、またいずれかの地名を取ったものとも解されよう。

この系譜の考察をさらに進めるために、波多臣・許勢臣・蘇我臣・平群臣・木臣の五氏を、いまかりに上位氏族とよぶこととする。葛城臣の名はここに見えないが、同氏も上位氏族に準じて考えてゆくべき場合が少なくないと思われる。これに対して林臣・雀部臣・川辺臣・佐和良臣・都奴臣・玉手臣・江野財臣など第二位以下の諸氏を下位氏族とよぶ。[4] このように建内宿禰の後裔氏族を二種に分けることによって、建内宿禰の後裔と称する諸氏の系譜がいつごろ、どのような事情によって形成されたかを考察してみたいと思う。なお、すでに第一章および第二章において論じたことは重複をさけ、本章ではおもに、いわゆる下位氏族を対象として、その伝承や性格を解明しようと

Digitized by Google

したが、数が多いのですべての問題にふれることはできない。まず、そのあらましの見通しをつけることとしたものであることをおことわりしておく。また、本章のタケシウチノスクネの表記法は古事記のそれに従っておく。

## 二　上位氏族

まず、いわゆる上位氏族がどのような性格をもつものであるかを考えてみよう。これについては、すでに前章においておもにその伝承の面からの考察をしたが、いまは新撰姓氏録・延喜式神名帳・倭名類聚抄などの後世の史料をも参考として、その本貫や分布地についての推定をしてみたい。もとよりこのような史料によって遠く大化前代の史実を探究するについては多大の危険性のつきまとうことは明らかであるが、地名や神社名には相当に古い由来をもつものがあることは否みえないことであるし、氏族の伝承についても、それの形成される事情をさかのぼって考えると古い伝承がなんらかの形で保存されていることはありうる。それでこれらの史料の性格によっては、当面の問題に対して参考としてよいところがあると考えられるからである。このような立場から先学の見解(5)を参照して諸氏の本貫ないし勢力分布の中心地とも考えられる地域を推定してみると、およそつぎの表のように考えることができるようである。

| | 本貫推定地 | 同参考地 | 新撰姓氏録 |
|---|---|---|---|
| 波多氏 | 大和国高市郡波多郷 | | 右京皇別 |



Digitized by Google

| | | | |
|---|---|---|---|
| 許勢氏 | 大和国高市郡巨勢郷 | | |
| 蘇我氏 | 大和国高市郡蘇我邑 | | |
| 平群氏 | 大和国平群郡平群郷 | | |
| 紀(木)氏 | 紀伊国 | 河内国石川郡 | 右京皇別 |
| 葛城氏 | 大和国葛城郡 | 大和国平群郡平群坐紀氏神社<br>山城国紀伊郡紀伊郷 | 左京皇別<br>右京皇別<br>左京皇別・右京皇別<br>左京皇別 |

もしこの推定に大過なければ、いわゆる上位氏族はほとんど大和国（奈良県）の北西部にある奈良盆地とその周辺、とくにその西部・南部地域にかなり集中的に存立していたと考えられることになる。しかも波多・紀の二氏を除けば、他の四氏はみな大臣として朝廷において執政の地位に立ったことを伝承する、いわば中央の有力氏族である。したがって、これらの諸氏は天皇氏を中心とする氏族連合の体制を大和地方に成立させた有力因子にほかならないことが知られるであろう。そして、これらの有力氏族が共通して臣姓を称して朝堂に立ったのは、少なくとも現在に知られる史料によれば、この建内宿禰の後裔となのるところの系譜にもとづくのであり、さらに建内宿禰を通じて孝元天皇の裔孫であるとする主張によってである。このことを思えば、これらの諸氏にとってはこの系譜のもつ意義はきわめて重大なものがあったと考えられる。

## 三　波多氏系

Digitized by Google

つぎに、いわゆる下位氏族に視点をむけ、まず波多氏系の諸氏の本貫を推定してみると、およそつぎのようになる。前の例にしたがって表示してみよう。

1 波多氏系

| | 本貫推定地 | 同参考地 | 新撰姓氏録 |
|---|---|---|---|
| 林臣 | 河内国志紀郡拝志郷 | | 左京皇別・河内皇別 |
| 波美臣 | 近江国伊香郡波弥神社 | 丹後国丹波郡波弥神社 | なし |
| 星川臣 | 大和国山辺郡星川郷 | | 大和皇別 |
| 淡海臣 | 近江国か | | なし |
| 長谷部之君 | 大和国城上郡長谷郷 | | なし |

この系統の氏族は五氏であるが、林臣と星川臣とを除き所伝の明らかでないものが多い。だいたいこの系統の上位氏族である波多氏が、上位氏族としては比較的伝承の少ない氏であり、地味な存在というべきであるが、波美臣・淡海臣・長谷部之君についてはさらに所伝の見るべきものが乏しいようである。まず林臣は地名として各地に拝志・拝師・林などと称するものが多いが[6]、大伴氏との関係をもつ河内国志紀郡拝志郷の伴林氏神社が神名帳にみえ、その地理的位置よりして林氏の本貫と推定される最も有力な候補地である。大伴氏系の林氏は姓氏録の河内神別に林宿禰として載せているが、波多氏系の林氏は左京皇別・河内皇別にみえ、明らかに伝承の上で別の系統であ



Digitized by Google

る。しかしそのもとの居地はいずれも河内国志紀郡地方から起ったとみてさしつかえなかろう。後世かなり勢力を伸張した氏族であったと思われる。天武十三年十一月戊申に五十二氏に朝臣の姓を賜わったとき、波多臣とともにこの系統では林・波弥・星川の三氏が朝臣の姓を与えられた。ただ書紀にはこの記事のほかには、天武紀九年五月辛丑に小錦中星川臣麻呂が卒したのにあたり壬申の乱の功により大紫位を贈ったことを伝えるほかには、この三氏については記載がない。しかしその天武朝のころにおける政治的社会的地位は想定できるわけであり、それはそのまま大勢を保って平安朝にまで及んだとみられる。波美氏のみが姓氏録にみえないのは、なお近江国に居住したためであろうと解される。

淡海臣はおそらく近江臣として史上にあらわれる氏であり、その名から推定すれば近江国を本貫とするもののようであるが、実態はつかみにくい。姓氏録には左京皇別に淡海朝臣を載せているが、これは天智天皇の皇子河嶋王の後と称しており別系統と考えられる。継体紀二十一年六月・二十三年三月是月・同四月是月・二十四年九月・同十月・同是歳には近江臣毛野の朝鮮における活動を述べており、毛野という一人物に関連してかなり多彩な記述になっている。これらの記事については別に検討することが必要であるが、ただかなり説話化された記述であって、ただちに実在の人物として考ええないことはいうまでもなかろう。また崇峻紀二年七月壬辰に近江臣満を東山道に、宍人臣鳥を東海道に、阿倍臣を北陸道に派遣したという記事があるが、これも津田博士の指摘のように(7)天武紀十四年九月の甲寅・戊午にみえる諸道に人を派して諸国を巡察させたというような後世の事例によって案出されたものと考えられ、いずれも確かな記載ではない。ただ、推古紀三十一年是歳の新羅征討の記載のなかに、「即年以二大徳境部臣雄摩侶、小徳中臣連国一為二大将軍一、以二小徳河辺臣禰受、小徳物部依網連乙等、小徳波多臣広庭、小徳近

江脚身臣飯盖、小徳平群臣宇志、小徳大伴連、小徳大宅臣軍一、為二副将軍一、率二数万衆一以征二討新羅一、……」とあり、波多臣とともに近江脚身臣と称するものが見えるのは注意すべきであろう。この新羅征討の記載については別章に論究したように、[8]多くの将軍の名を列記し大挙して新羅を征討したように述べてはいるが、おそらく事実はさほど大規模な軍事行動ではなく、帰化氏族たる難波氏系統の家伝を主とした説話的な構成の加味された記載と考えられる。したがってこの記述のままを史実と見ることはできないが、しかしこのように同一事件に関連して相互に歴史的由縁をもつ氏族の名が記されていることは、少なくともこの記事の原形の作られた時代における諸氏の関係を示唆するものであろう。つまり近江脚身臣が古事記孝元段の淡海臣とつながりのある氏族――さらにいえば同族氏族――と解するならば、少なくとも推古朝以降天武朝のころ、すなわち七世紀のころに波多臣と親しい関係をもったことがあったと解することができるのではなかろうか。そのような事情から近江氏（ないし近江脚身氏）が波多氏の同祖系譜に加わるようになったのではあるまいか。なお、近江脚身氏というのはいうまでもなくいわゆる複姓の氏に属すると考えられるが、その本貫としては近江国高島郡善積郷が考えられている。[9]その地には延喜式神名帳に阿志都弥神社があり、地名善積はアシの音を忌むところから後世改めたといわれる。近江臣自体の形迹をたどれないのは遺憾であるが、多少とも波多氏との連関はたどりうるわけである。それはともかく、この氏の名が一国を指すような名であることは、同じ地名でも郷名などのようなかなり特殊な地名を負う上の三氏と異なるところであり、区別して考えられなければならないところであろう。

長谷部之君の名は上記の諸氏が地名を負うているのに対して、部名を負うているところが異例であり、また君姓を称する点にも、それらと趣を異にする氏族であることがうかがわれる。この氏の名から察すれば、



Digitized by Google

長谷部を統率する氏かもしれないが、この氏についての所伝は古事記にはこれだけであり、書紀にもない。続紀には天平神護元年正月癸巳に長谷部公真子に従五位下を授けたことを伝える記事があるが、波多氏との関係は知られない。

このようにみてくると、波多氏系の五氏のうちでは、林・波美・星川の三氏は淡海・長谷部の二氏にくらべて波多氏の同祖系譜への参加の径路がいちおう一括して考えられるが、後の二氏はそれとはちがった事情を考慮すべきであるように思われる。おそらく時期的にもややおくれて同祖系譜に加えられたと見るべきではなかろうか。(19) もしそう考えてよければ、淡海・長谷部二氏が後の方に挙げられているのも単に偶然なのではなく、意味のあることかもしれないことになるであろう。

## 四　許勢氏系

2　許勢氏系

| | 本貫推定地 | 同参考地 | 新撰姓氏録 |
|---|---|---|---|
| 雀部臣 | 大和国宇智郡か | 摂津国兎原郡佐才郷 | 左京皇別・摂津皇別 |
| 軽部臣 | 大和国高市郡軽邑か | | なし |

許勢氏の系統の二氏については共通した特徴がみとめられる。それはこの二氏が雀部・軽部という部名を負うて

いることである。したがって、その本貫も推定しにくいのであるが、いちおう右の表のように考えてみたい。ところで、許勢氏と同祖関係を称する二氏がともに部名を負うということは、この系統の中心となる許勢氏の性格とも関連して考えられなければならないことであろう。直木孝次郎博士[11]はこれを許勢小柄宿禰をはじめとして、彼を祖とする系譜の全体が建内系譜の中ではおくれて附加されたものではないかとし、建内宿禰の系譜では若子宿禰について新しい存在であろうと解された。その理由としては許勢氏が比較的新興の氏族であり、蘇我氏によって建内系譜が整備されたころには由緒ある古代豪族とは見なされなかったこと、また推古朝前後には蘇我氏に対して必ずしも協調的でなく、同族的な親近関係をむすぶに至っていなかったためと考えられた。これは当面の問題について示唆するところの多い見解であろう。許勢氏の活動が顕著になるのが大化改新以後であることは私も第二章に述べたとおりであって、おそらくこの氏の系譜が完成したのもそのころのことであろう。

雀部臣と軽部臣とはともに天武紀十三年十一月戊申の五十二氏への賜姓に際して朝臣の姓を与えられているが、それ以前については記紀の所伝もなく、その氏の顕われてくるのは許勢氏繁栄の時期か、それ以後のことであったと思われる。持統紀五年八月辛亥に見える十八氏に詔してその祖等の墓記を上進させた記事のなかには巨勢氏とともに雀部氏の名が見えるが、これはおそらく雀部臣であろうから、このころにはすでにその系譜もほぼでき上っていたと思われる。巨勢氏では大化以後に徳陀古が左大臣となり、人が御史大夫となるなど、その氏の勢威は大いに伸張している。雀部臣はこのような巨勢氏の隆盛期にその同祖系譜のなかに加えられたのであろう。そして、この雀部臣の祖先系譜は後世さらに修正美化されることとなった。続紀天平勝宝三年二月己卯によれば、継体・安閑朝に大臣となった巨勢男人というのは実は雀部男人であったのを誤記されたものである、という雀部朝臣真人の意見が



Digitized by Google

大納言巨勢朝臣奈弖麻呂の証明によって公式にみとめられている。[12] そのくわしい事情はわからないが、このころ雀部朝臣が典膳正六位下であり、巨勢朝臣が大納言従二位であったという地位よりみて、巨勢氏としては、その安定した社会的地位よりしてこの程度の家伝の修正にはさして痛痒を感じないまでになっていたものであろう。

軽部臣も天武十三年の朝臣賜姓ののち、足瀬が信濃の行宮の造営に参画しているので、[13] やはり雀部臣と同じころ許勢氏の同族系譜に加えられたものと考えられる。

## 五　蘇我氏系

3　蘇我氏系

| | 本貫推定地 | 同参考地 | 新撰姓氏録 |
|---|---|---|---|
| 川辺臣 | 大和国十市郡川辺郷 | 河内国丹比郡川辺邑・山城国葛野郡川辺郷・紀伊国名草郡川辺村 | 右京皇別 |
| 田中臣 | 大和国高市郡田中邑 | | 右京皇別 |
| 高向臣 | 河内国錦部郡高向邑 | 越前国坂井郡高向郷・伊勢国度会郡高向郷 | 右京皇別 |
| 小治田臣 | 大和国高市郡小治田邑 | | 右京皇別 |
| 桜井臣 | 河内国河内郡桜井郷 | 大和国高市郡 | 左京皇別 |
| 岸田臣 | 大和国山辺郡岸田邑 | | 右京皇別 |

Digitized by Google

蘇我氏の系統の下位氏族は右の六氏であるが、いずれも大和国高市郡の蘇我氏の本貫をめぐる周辺の地名を負う氏のようである。つまり主として大和国の地方土豪ともいうべき氏族であるが、その所伝は断片的なものが多いとはいえ書紀には比較的よくあらわれており、その氏の活動の一端をうかがうことができる。

まず川辺臣[14]は、書紀にその記載がもっとも多くつぎの諸条にあらわれている。

(1)欽明紀廿三年七月是月　大将軍紀男麻呂宿禰の新羅を討つにあたり、河辺臣瓊缶(にへ)は副将として奮戦したが、兵法を知らなかったのでかえってその妻坂本臣甘美媛とともに捕虜となり、辱しめをうけた。

(2)推古紀廿六年是年　河辺臣を安芸国に遣わして船を造らせた。木を伐る時に雷神があらわれたが河辺臣はこれをおさえ、雷神は小さい魚になって樹の枝に狭まれた。

(3)推古紀卅一年是歳　新羅征討の議があり、境部臣雄摩侶・中臣連国を大将軍とし、河辺臣禰受(ねず)は物部依網連乙等・波多臣広庭・近江脚身臣飯蓋・平群臣宇志・大伴連・大宅臣軍とともに副将軍となり、数万の兵を率いて新羅を討った。

(4)舒明紀即位前　推古天皇崩御ののち皇位継嗣の問題について山背大兄王と蘇我大臣蝦夷との意見が対立したとき、諸臣とともに河辺臣は連絡の衝にあたっている。

(5)孝徳紀大化二年三月辛巳　東国の朝集使等が政令違犯の状を陳述したなかに、河辺臣百依(ももより)・河辺臣磯泊(しはつ)・河辺臣磐管(いはつつ)・湯麻呂の過があげられている。

(6)同　紀白雉五年二月　遣唐押使高向史玄理等とともに大使河辺臣麻呂が唐京に到る。

(7)斉明紀元年八月戊戌　大使河辺臣麻呂等が唐より還る。



Digitized by Google

(8)天智紀称制辛酉年八月　前将軍として阿曇連比邏夫とともに河辺臣百枝が後将軍阿倍引田臣比邏夫等と百済救援におもむく。

(9)天武紀六年十月癸卯　河辺臣百枝が民部卿に任じられる。

(10)同　紀十年十二月甲戌　河辺臣子首を筑紫に遣わして新羅の客金忠平を饗した。

(11)同　紀十三年十一月戊申　五十二氏に朝臣姓を賜わったなかに川辺臣もある。

これらの記載のうち、(5)孝徳紀より後のものはいちおう史実と考えてもさしつかえないものが多いであろうが、それ以前のものは検討を要する。そして(6)から(10)までの記事によって、この氏が中国や朝鮮との外交関係の分野でさかんに活動していることがわかる。(1)欽明紀の記事は新羅との交戦に関するものであるが、もちろん日本側の史料によると考えられる。なかには「久須尼自利、此新羅語未詳也」というような朝鮮側の史料にもとづくものかと思わせるような文辞もふくまれてはいるが、全体の記述は明らかに日本側のものであることを示しており、調吉士伊企儺とその妻大葉子の話などとともに、朝鮮に関する古代伝承として物語的要素の横溢したものといえよう。ただちに史実として扱うことはさしひかえなければならない。(2)の雷神を制圧した話も河辺臣というのみで名を伝えず、内容も全くの説話と解される。おそらく外交に由緒ある氏だけに船に対する関心がつよく、雷神よりも船霊信仰に重きをおくというこの氏の性格があらわれているものであろう。(3)の新羅征討については、さきに波多臣や近江脚身臣の例でいったように、むしろこの記事の原形の書かれた時期における諸氏との関係を想察すべきであろう。蘇我氏と同族の関係にある境部臣の配下に河辺臣の入っていることに注意しておきたい。(4)は蘇我蝦夷の舒明天皇擁立の経過についてのきわめてくわしい叙述のなかに、河辺臣も見えているのであって、(3)と同じくこの氏としての独

Digitized by Google

自の所伝というべきものではない。私は別章にこの条の記述が系統的であるので、まとまった資料が存在したにちがいないと考え、聖徳太子伝系統の資料と関係諸氏の家伝によるものであろうと推定し、さらに多少は官府の記録類も利用されたかもしれないと述べた。[15] そしてそのうち家伝の利用されたことが考えられるのは三輪氏と高向氏とであるが、河辺臣については、それほど顕著な行跡は残していないからそこまでは考えられない。ここでは大化前代のさして遠くないころには、この氏が中央政界においておもに蘇我氏の配下として活動したらしいと推定できることを指摘するにとどめたい。そして大化以後における外交上の活動から考えると、(1)・(2)のようなこの氏の家伝が成立する雰囲気も十分に想定できることであろう。また、(1)において河辺臣と坂本臣との姻戚関係があらわれているのは、同じ建内宿禰後裔氏族で、ともに外交に関与している下位氏族であることが興味深いところである。おそらく河辺臣は大化直前には蘇我氏の配下に入っていたのであり、それより天武朝までの間にその同族系譜に編入されたと思われる。なお、(5)によるとこの氏は東国に居住したものも少なくないようであり、磐管・湯麻呂兄弟のように国司になったものもあったわけである。[16]

田中臣については、書紀の記載はつぎのようである。

(1)推古紀卅一年是歳　新羅征討の議のあったとき、田中臣は急に討つべきではない、まず使を遣わしてその消息をみさせてから事をなすべきであると主張し、また中臣連国の新羅を討って任那を百済に付せよとの意見に反対し、百済は反覆の多い国であるから、百済に付すべきではないとした。そこで新羅・任那に使が遣わされた。

(2)天武紀元年六月甲申　大海人皇子が東国に入り、伊賀の鈴鹿に至ったとき、国守三宅連石床・介三輪君子首とともに湯沐令田中臣足麻呂等がこれを参り迎え、鈴鹿の山道を塞いだ。



Digitized by Google

(3)同　紀同年七月辛卯　足麻呂は倉歴道を守る。

(4)同　紀同年同月甲午　足麻呂の軍は近江の別将田辺小隅の襲撃にあって敗退したが、足麻呂はあやうく免れることができた。

(5)同　紀十年十二月癸巳　田中臣鍛師は小錦下位を授けられる（高向臣麻呂と同時である）。

(6)同　紀十三年十一月戊申　五十二氏に朝臣姓を賜ったとき、田中臣もその中に入る。

(7)持統紀元年正月甲申　田中朝臣法麻呂等を新羅に遣わして天武天皇の喪を告げる。

(8)同　紀三年正月辛酉　法麻呂等が新羅より還る。

(9)同　紀同年五月甲戌　さきに法麻呂が新羅に遣わされた時、新羅の勅を奉る人が蘇判位であったので、法麻呂は詔を奉宣することができなかった。それとあわせて新羅の無礼を来朝した弔使に対して責める。

(10)同　紀同年八月辛丑このとき伊豫摠領であった田中朝臣法麻呂等に詔して、讃吉国御城郡でとらえられた白鷴を放養する。

(11)同　紀五年七月壬申　伊豫国司田中朝臣法麻呂等が宇和郡御馬山の白銀三斤八両・絁一籠を献ずる。

これらの記載のうち、(2)から(4)までは田中臣足麻呂の、また(7)から(11)までは田中朝臣法麻呂の事績に関するものであるが、この両人については統紀にも、文武紀二年六月丁巳に田中朝臣足麻呂が卒したとき、壬申の功によって直広壱を贈られたこと、また同紀三年十月辛丑に田中朝臣法麻呂が越智山陵（斉明天皇陵）営造使となったことを伝えており、史実と考えてよかろう。(1)については、田中臣が武断派ともいうべき蘇我大臣・境部臣・中臣連・河辺臣・物部依網連・波多臣・近江脚身臣・平群臣・大伴連・大宅臣・阿曇連と意見を異にし、いわば穏健派ともいう

Digitized by Google

べき態度をとっている点が注目される。これは新羅に対する柔軟な交渉ともなってくるわけであるが、それは(7)・(8)にみえる法麻呂が遣新羅使となったこととも無関係ではなかろう。憶測すれば持統朝ごろの、この氏の新羅との関係が反映している伝承とも考えられる。しかし推古朝の末年とすれば持統朝の初年より六十余年前のことであるから、田中氏が大化前代から中央政界の一部に活動していたことは事実かもしれない。とすれば、さきの河辺臣とほぼ同じころ蘇我氏の配下に入ったのであり、その同族系譜に編入されたと考えられるであろう。

高向臣の本貫は越前国坂井郡高向郷とする説(17)があるが、北陸地方における建内宿禰同族としてはほかに後述の江沼臣や生江臣の例があり、また蘇我氏としてもその勢威のおよんでいたことが推定できるようである。したがってその説は尊重すべきではあるが、他方蘇我氏同族の系譜関係をたどってみると他の同族氏族の分布は前出の表のように、いちおう蘇我氏の本貫の周辺に推定しうるので、高向氏のみが越前に起ったとするのもそぐわぬ感がしないではない。史料的な制約のつよいかような問題であるから、決定的な案は出せないが、むしろ畿内の河内国錦部郡高向邑あたりに考えたほうがよいのではなかろうか。この地は高向漢人の居地とされており、それはそれとして同地方に高向臣が居たとしても必ずしも不自然ではなかろう。もちろん越前説を否定するのではなく、かの地もまたこの氏と関係をもっていたのであろう。地名と氏族との関係は決定的な断案が下せないので、種種の考説のなかから最も事実らしいものを選定するという方法をとらざるをえなくなると思うが、いまはかように考えて後考をまちたいと思う。さて、この氏の史料は書紀につぎのようにあらわれている。

(1)舒明紀即位前　推古天皇の崩後、皇嗣について蘇我蝦夷が群臣と議したとき、高向臣宇摩は大伴連鯨の言のまま田村皇子を推した。



Digitized by Google

(2)皇極紀二年十一月丙子　山背大兄王が蘇我入鹿に攻められて胆駒山にかくれた時、入鹿は高向臣国押に王をとらえるように命じた。しかし国押は天皇の宮を守り、あえて外に出ようとはしなかったので、やむなく入鹿は自ら行こうとした。

(3)同　紀四年六月戊申　中大兄皇子は蘇我入鹿を誅してのち、巨勢臣徳陀を遣わして君臣の義を説かせたので、高向臣国押は漢直らに抗戦の益のないことを語って剣を解き弓を投りて去り、賊徒もまた解散した。

(4)天武紀十年十二月癸巳　高向臣麻呂らに小錦下位を授ける（田中臣鍬師と同時である）。

(5)同　紀十三年四月辛未　高向臣麻呂を大使とし、都努臣牛甘を小使として新羅に遣わす。

(6)同　紀同年十一月戊申　五十二氏に朝臣姓を賜わったが、なかに高向臣もふくまれている。

(7)同　紀十四年五月辛未　高向朝臣麻呂らが学問僧観常・雲観を伴って帰朝し、新羅王の献物の馬・犬・鸚鵡・鵲や種種の宝物をもたらした。

これらの記載のうち、(4)から(7)までは麻呂の事績であるが、かれはこののち大宝二年五月丁亥に朝政を参議せしめられ、慶雲二年四月辛未に中納言に任ぜられ、和銅元年正月乙巳に従三位に叙せられ、さらに同年三月丙午に摂津大夫となり、同年閏八月丁酉に薨じたという。これら麻呂に関する事績はほぼ史実と考えてよかろう。そして続紀には「難波朝廷（孝徳）刑部尚書大花上国忍之子也、」と記しており、その父が国押であったことがわかる。(2)・(3)はその国押の事績であるが、それにはこの氏の功績を顕彰する意図もはたらいていると思われ、おそらくこの氏の家伝をもととしている記述であろう。[18] (1)はそれとは異なり、田村皇子の即位の事情について記した別の史料があったものと思われる。さて、これらの記載から察せられるように、この氏の活動が顕著になるのは大化以後のことで

あるが、国忍が孝徳朝に仕えていたことからも知られるように、大化前代からすでに朝廷に供奉したことも事実であろうし、田村皇子の擁立にも賛成しているという所伝があるので、蘇我氏とも親近な関係にあったらしい。したがって大化直前から天武朝までの間にその同族系譜に加わったと考えてよいであろう。

このように川辺・田中・高向の三氏について、ほぼ同じような蘇我氏同族系譜への編入の事情が想定されるとすると、所伝のより少ない小墾田・桜井・岸田の三氏についてもまたこれと類似した径路が考えられる。小墾田臣と桜井臣とについては、川辺・高向両氏の場合と同じく舒明紀即位前にあらわれていて、小墾田臣が蘇我氏と親近関係にあったことが推定される。これに対して桜井臣和慈古は山背大兄王の使者として三国王とともに奔走している様子があらわれていて、むしろその近侍の氏族とさえ解しうるほどである。この点はやはり注意すべきであって、桜井氏は積極的に蘇我氏に反対する立場をとっているのではないが、さりとて蘇我氏の立場に協調はしていない。記事の印象ではむしろ山背大兄王の側にあるように解しうるであろう。つぎに小墾田臣の場合はこのほかに天武紀に元年六月甲申をはじめ四条の記事がある。はじめのは壬申の乱にあたり、小墾田猪手が大津皇子に従って近江より伊勢へ入り、大海人皇子の軍に加わったというもの、十年七月辛未は大使佐伯連広足とともに小墾田臣麻呂が小使として高麗国に遣わされ、十年九月己亥帰朝したといい、十一年五月戊申には使の旨を御所に奏したという。つまり壬申の乱の功績と遣高麗小使の記事である。つぎに岸田臣は、孝徳紀大化二年三月辛巳の東国の朝集使等の政情の報告によって国司の違犯の状があげられているなかに、「涯田臣（闕レ）名之過者、在二於倭国一被レ偸二官刀一、是不レ謹也、」と記されており、大化の新政のころに朝廷に仕えていることが知られる。その任国や地位は明らかではないが、記事にみえる大市連を国守と解すればその部下であったと思われ、国司の役人として政事にたずさわった地方官人と



Digitized by Google

解される。[19] なおこのことについては、天智紀称制辛酉年是歳に岸田臣麿がみえるが、かれも播磨国司であることが参考になるであろう。[20] その記事では、岸田臣麿が狭夜(さよ)郡においてえた宝剣を献上したことが出ているが、これは播磨国風土記の讃容(さよ)郡中川里の条に見える神剣献上の話[21]と関係があるものかもしれない。

したがって、この三氏についての所伝はわずかなものではあるが、それぞれに特色があり、必ずしも同じように論じえないが、少なくともつぎの点では共通しているといえよう。すなわち、三氏はだいたい大化の前後にはすでに存在していたらしいこと、中央または地方における政治機構において、小治田臣のように遣高麗小使となるとか、岸田臣のように国司になるとか、または桜井臣のように皇位継承の問題について皇族や重臣の間を往復して連絡につとめるというような、いわば有姓者としても中堅的な地位をしめていること、[22] そしてやがて天武十三年十一月戊申にみえるように、三氏ともにそろって朝臣の姓を賜与されて、その地位をいっそう確かなものとしていったということである。なお岸田朝臣については姓氏録右京皇別に、「武内宿禰五世孫稲目宿禰之後也、男小禰臣孫耳高家二居岸田村一、因負二岸田臣号一、日本紀合」という後世への伝承をあげている。

このようにみてくると、蘇我氏の同族系譜にふくまれる六氏が、蘇我氏との関係をもつようになった時期、ひいてはそれはこれらの氏族の史料の上にあらわれる時期でもあることになろうが、それは大化改新をさかのぼることさして遠からぬ時期であり、七世紀の前半ごろのことといってよいであろう。ここに思いあわされるのは、安閑紀元年・二年に集中的に記載されている大和朝廷の屯倉設定の記事であって、そのなかには大和国の小墾田、河内国の桜井、紀伊国の河辺屯倉という、屯倉の名のみえることである。これらはあるいは単なる偶然の一致であるのかもしれないが、屯倉の名と蘇我氏の同族系譜にふくまれる下位氏族の名とが同一であるということは、あるいは相

Digitized by Google

互になんらかの関係のあることを示すものであるのかもしれない。とくに小墾田屯倉・桜井屯倉は上の表において小治田臣・桜井臣の本貫として比定した土地と同じとも考えられる。河辺屯倉については紀伊国名草郡川辺村に比定されていて[23]一致しないが、それにしても関係がないとも断じえないであろう。とすれば、蘇我氏同族の六氏のうち半数が天皇氏の屯倉の所在地と関係があるかもしれないわけで、ことに小治田・桜井の両氏についてはかなりつよくそのことが推定できるともいえる。そこで一歩をすすめて憶測すれば、両氏はあるいはそれぞれの屯倉において有力な地位をしめた豪族ではなかったであろうか。屯倉の管掌者としては別に小治田連や桜井田部連をあげることができようが[24]、屯倉といえば当時としては農業生産力も他の地域にくらべてより高度なものがあったにちがいないから、有力な戸主も少なくなかったであろう。管掌者のほかに有力な豪家が発生したとしてもふしぎではない[25]。とくに蘇我氏が天皇氏の所有する屯倉の経営に参画したことは、欽明紀十六年七月壬午よりのちの記載によって知られるところである[26]。たとえば、吉備の白猪屯倉・児島屯倉、大和の大身狭・小身狭屯倉、紀伊の海部屯倉などは蘇我氏が関係し、またはその経営を指導したと思われるものである。このような蘇我氏の屯倉に対する積極的な態度を思えば、ことに蘇我氏の本貫に近い地方の屯倉の豪族が有力になるにつれて、蘇我氏の保護をもとめ、または同族系譜への編入を企図することもあったであろう。それはまた蘇我氏にとっても自氏の勢威を拡大するために必要とされた手段でもあったであろう。蘇我氏同族の系譜は、このようにしてこれらの下位氏族が一括して朝臣の姓を賜与される天武朝までの間に形成されていったとみることができるのではなかろうか。



Digitized by Google

# 六平群氏系

## 4 平群氏系

| | 本貫推定地 | 同参考地 | 新撰姓氏録 |
|---|---|---|---|
| 佐和良臣<br>馬御機連 | 河内国讃良郡<br>大和国か | 筑前国早良郡早良郷 | 河内皇別<br>大和皇別 |

平群氏の伝承が書紀の叙述につよい影響をあたえていることは別章に述べたところであるが[27]、その所伝にはかなり後世の潤色がくわわっているようである。いま平群氏の同族系譜には、佐和良臣と馬御機連との二氏がふくまれているが、これはかって大臣家としての繁栄をみせたといわれるこの氏の同族としてはやや少なきにすぎる感を禁じえない。しかし、このことはあるいは、平群氏がかって大臣として執政の任についたという伝承が必ずしも直ちに信頼のできるものではなく、疑義の少なくないこととも無関係ではなかろう。

さて、二氏のうちまず佐和良臣については、その本貫をいちおう河内国に推定したが、そのほかに筑前国早良郡早良郷の名も関連があるものであろう。和名抄には同郡に平群郷があるが、その地には平群氏が居住したものとみられる[28]。とすればこれは平群氏と佐和良臣との同族関係と無縁の事実ではなかろう[29]。そのほか摂津国島下郡の佐和良義神社、美作国大庭郡の佐波良神社が神名帳にみえ、いずれもこの氏との関係が想定されるけれども、姓氏録河

Digitized by Google

内皇別に早良臣がみえていることもあって、河内国を本貫とするものと考えられよう。この氏についての所伝は書紀には見えず、続紀天応元年十一月癸酉に無位の佐和良臣静女に外従五位下を授けたとみえる。そのほかの所伝は乏しく、あまり顕著な活動をしめしていないようであるが、平群氏との関係は大化前代からあったものと解してよいのではなかろうか。

馬御機連は姓氏録大和皇別に馬工連とみえ、その名より察するに馬具などを製する部民と関連があるように思われるが、やはり他の所伝がないのでくわしいことはわからない。[30] 馬工の技術は大陸より伝来したものであろうが、それは平群氏の祖である木菟宿禰が百済や加羅に遣わされたという伝承[31]などと考えあわせると、軍事上の役割も無視できないであろう。なお、二十八氏のなかでこの氏のみが連姓を称するのはなにか理由があるであろうが、なんとしても異例であって、この氏が建内宿禰の系譜に編入された時期の早くないことをしめすものではなかろうか。すなわち、古くは全く異質的に考えられていたと思われる臣と連との姓の関係が、それほど厳格には考えられなくなった時代のことであり、あるいは大化以後になってからのことではないかと思われる。[32]

なお、この両氏はともに天武朝の賜姓にあずかっていない。このことは両氏の社会的地位がいわゆる下位氏族のなかでも高くはなかったことを意味するものであろう。

## 七紀氏系

### 5 紀氏系

#### 七紀氏系



Digitized by Google

| | 本貫推定地 | 同参考地 | 新撰姓氏録 |
|---|---|---|---|
| 都奴臣 | 周防国都濃郡都濃郷 | | 左京皇別 |
| 坂本臣 | 和泉国和泉郡坂本郷 | 河内国古市郡坂本郷・同国高安郡坂本郷 | 左京皇別・和泉皇別 |

古事記孝元段には、木角宿禰の後裔として、木（紀）・都奴・坂本の三氏をあげているが、このうち前の二氏の名はキ・ツヌであって、木角宿禰という祖先の名がそのまま二分されて氏の名になっているということができる。書紀では紀角宿禰と書いているが、いずれにしてもこれは木角宿禰が、実在性のうすい伝説的人物であるということからも、おそらく実在する紀・都奴両氏の共同の祖先という意味をこの名のうちにふくめているものではなかろうか。[33]とすれば、紀氏と都奴臣との関係はかなり本来的なものが推定されるわけであるが、それにくらべると、紀氏と坂本臣との関係はいきおい前者ほど古くはないとも考えられることになる。このような推定は、これらの氏の名がもと地名によってつけられたものと解するとき、よりいっそう強められるであろう。

津田博士は紀氏の本貫を紀伊国とすることに反対して、大和国平群郡の平群坐紀氏神社の所在地とされたが、[34]必ずしもそのように断定できないようである。岸俊男氏の研究によれば、紀氏の本貫はむしろ紀伊国と考えられ、朝鮮半島に対する大和朝廷の外征に大きな役割を果したとみられる。[35]つぎに都奴臣の本貫は周防国都濃郡と考えられ、和名抄には都濃郷を載せている。紀伊国を本貫とする紀氏の朝鮮との交渉に瀬戸内海の航路が利用されたであろうことは否めない。周防国都濃郡はあたかもその径路にそっている。地理的にみて無理なく説明できる地点である。そこでこの両氏の名をその名に負う氏族の同族関係はかなり古くから結ばれていたものと考えてよいであろ

Digitized by Google

う。このばあい、木角宿禰という始祖の名が古くから伝承されていたものを、両地の氏族が二分して名乗るようになったとか、あるいはこの始祖の名を承けて周防国の豪族が都奴臣と称するようになったとか、と解するのは無理であろう。とすれば、やはり上述のように、まず地名を負う両氏が、その同族的結合を象徴するかのように始祖の名を生みだしたものと考えるべきではあるまいか。このとき紀氏が主導権をにぎっていたであろうことはいうまでもなかろう。

都奴臣については、書紀につぎのような所伝がみえている。まず雄略紀九年五月には、この氏の起源を伝える伝承が記されている。この年の三月に紀小弓・蘇我韓子・大伴談・小鹿火の四将軍が新羅を征討したが、五月に小弓が病死したので、その子の大磐が新羅にゆき小鹿火の掌る兵馬・船官などを執った。小鹿火は深くこれを怨み、韓子を詐って大磐を殺させようとしたが、かえって韓子が殺されてしまった。そこで小鹿火は紀小弓の喪に従って帰国し、大磐と共に朝廷に仕えることを辞退して角国にとどまり住むこととなった。角臣の名はこれより始まる、というものである。

これは小鹿火宿禰が角臣の祖であることをいうものと解されるが、小鹿火宿禰については終始、氏の名らしいものを記していないから、本居宣長のように小鹿火を小弓の子とする説も出ている。[36] 小鹿火は小弓の喪に従って帰国したといい、また紀氏と関係の深いことはみとめられるが、しかしただちに紀氏の人とも断定はできない。この記事の全体を通じて主役を演じているのは紀氏の人人で、なかでも小弓が重要な役割をしめ、大伴氏の談や室屋もこれに加わっている形である。すでに坂本博士の説かれたように、[37] 紀氏の家伝が主となって同時に大伴氏の家伝が採用されたものであろう。これに対して蘇我韓子や小鹿火の立場ははなはだ微弱であるが、しかし小鹿火については



Digitized by Google

少なくとも角臣の居地とその氏の名の起源を説くものであることは明らかである。このように考えてくると、小鹿火はむしろ角氏の人と解され、さらにいえばこの記事の小鹿火に関する部分はすべて角氏の家伝をもとにしているとも考えられよう。小鹿火について、あえて氏の名を明記しないのはそのためではなかろうか。これは結果的には小鹿火が紀氏の人であるかのように印象づけることになるからである。つまり紀氏の家伝においては、もとは小鹿火に関する記事はなかったので、のち角氏が紀氏の同族系譜に編入されてから、この部分が加わったのではなかろうか。天武紀十三年四月辛未によれば、高向臣麻呂が大使となり、都努臣牛甘が小使となって新羅へ遣わされており、かれらは翌十四年五月辛未に帰朝したという。これはさきに高向臣麻呂のばあいに言及したように史実と考えてよかろう。牛甘はさらに同年九月戊午に東海使者となり、国司郡司と百姓の消息を巡察したという。これらはほぼ史実とみられるが、かように後世にこの氏が新羅との交渉に関与しているということが、小鹿火が新羅征討軍の大将[38]として、紀・蘇我・大伴などの雄族とともに指導的な役割をはたしたという伝承を紀氏の家伝のなかに包括されながらも、書紀の記述のなかに生かされることとなった最大の理由であろう。[39] この氏が新羅などとの交渉に関係した由来は、紀氏の朝鮮との交渉に関連して古くからであったかもしれないが、史実としては天武朝まで降るものであり、そのころにはすでに大化前代のことを伝える記録がなく、わずかにこの小鹿火の話が伝えられる程度にすぎなかったのであろう。しかし天武朝に朝臣姓を賜与されるころから、[40] ようやく中央における地位も確かになったと思われる。

つぎに坂本臣については、書紀にその所伝が散見される。

(1)安康紀元年二月　天皇が大泊瀬皇子のために、大草香皇子の妹を配しようとして坂本臣の祖の根使主（ねのおみ）を遣わし

たところ、根使主は大草香皇子がこれをよろこんで天皇に献じようとした宝物の珠縵が欲しくなり、天皇に詐って皇子が承知しないと奉答して縵を自分のものとした。そこで天皇は怒って皇子を囲み殺してしまった。

(2)雄略紀十四年四月甲午　天皇が呉人を饗しようとして、根使主に共食者を命じたところ、根使主がつけていた美しい玉縵が、かって大草香皇子の天皇に献じようとしたものであったことがわかった。これによって根使主は殺され、天皇はその子孫を二分して、一分は大草香部として皇后にあたえ、一分は茅渟県主に賜わり負嚢者とした。のち、根使主の子の小根使主が夜臥して、天皇の城は堅くなく、わが父の城は堅いといったことが天皇に伝わり、かれもまた殺された。根使主の後が坂本臣となったのはこれからである。

(3)欽明紀二十三年七月是月　征新羅軍の副将の河辺臣瓊缶が奮戦して敗れたとき、その妻坂本臣甘美媛も捕虜となった。新羅の闘将が瓊缶に汝の命と婦の命といずれを愛するかと問うたとき、瓊缶は己の命を愛すると答えて妻を闘将の妾とすることを許した。このため媛は奸された。のちともに帰国してから瓊缶が談ろうとしても、媛は従おうとはしなかった。

(4)崇峻紀即位前七月　蘇我馬子が物部守屋を討伐しようとした軍に大伴連嚙らとともに坂本臣糠手も加わって、志紀郡から渋河の家にいたり戦った。

(5)推古紀九年三月戊子　前年に新羅が任那を侵したので、大伴連嚙を高麗に、坂本臣糠手を百済に遣わして任那を救わせた。

(6)同　紀十年六月己酉　大伴連嚙と坂本臣糠手とがともに百済より帰った。

(7)同　紀十八年十月丁酉　新羅・任那の使人の来朝に当り、坂本糠手臣は大伴連らとともにこれを朝廷に迎接



Digitized by Google

し、蘇我大臣に啓上した。

(8)天武紀元年七月壬子　壬申の乱にあたり、坂本臣財は将軍大伴連吹負(ふけひ)に従い、長尾直真墨らと三百の軍士を率いて河内より来襲した近江軍を龍田にふせいだ。また平石野より出て高安城の近江軍を撃退し、さらに老岐史韓国の軍と衛我河の西に戦ったが、軍衆が少なくてふせぎえなかったので、退いて懼坂(かしこさか)の紀臣大音の兵営に入った。

(9)天武紀二年五月癸丑　坂本臣財が卒した。壬申の年の労により小紫位を贈られた。

(10)同　紀十三年十一月戊申　五十二氏に朝臣姓を賜わったなかに坂本臣もふくまれる。

このうち、(1)・(2)はこの氏の祖という根使主についての所伝であるが、これは古事記安康段にほぼ同様な内容をもった記述が出ている。両者を比較すると、書紀のほうがくわしく、(2)の根使主の旧悪が露見することは古事記にはない。そのほかには難波吉師、すなわちのちの難波連の家伝が加わったものと考えられる記事があることは別章に述べたところである。[41] このうちの記紀に共通する部分は、いわゆる旧辞の伝えるところと考えてよかろうが、それにしても書紀の記述のほうが内容が豊富であり、古事記にみえない部分がかなりあるから、これには坂本氏の家伝によって修補されたところがあるのであろう。たとえば(2)の小根使主のことなどがそれであろう。いずれにしてもこれは坂本臣の祖先伝承であるが、古事記に系譜以外の所伝が見えているということは、いわゆる下位氏族のなかでは異例であることに注意しておきたい。

つぎに(3)は、坂本臣が蘇我氏の同族という河辺臣と婚姻関係にあるという所伝が注目されるが、この部分だけを取り上げると、これは戦時における貞操ということがモティーフになっているようである。そして欽明紀のこの記

Digitized by Google

載のすぐ後には、調吉士伊企儺の勇烈とその妻の大葉子の話が出ていて、それは同じ捕虜にされたものでも前の河辺臣夫妻の話とは対照的な美談として受け取られたと思われる。おそらく、これらは朝鮮との関係が密接であった時代にかなり盛行したと思われる、かの地を舞台とした軍記物語ともいうべきものが原資料となっているのであろう。もちろん、欽明朝や推古朝に彼我の間に戦争やそのほかなんらかの交渉のあったことは事実であって、それをいうのではないが、この記事そのものの性質はまた別に考えられなければならない。[12] 坂本臣としては、その氏の人と称するものがこの物語のなかに出てくるところに、この氏が朝鮮との交渉に関係のあることを示しているわけである。

(4)・(5)・(6)・(7)の四条には坂本臣糠手の名が見える。その内容は物部氏の征討や朝鮮への遣使、使人の迎接ではあるが、ここに注意されるのはこの四条につねに大伴連嚙が同時に出ていることである。坂本氏は大伴氏とともに親縁関係をむすぶということもしていないようであるが、大伴氏が摂津・和泉両国にわたる大阪湾沿岸地帯に分布した氏族であり、朝鮮との関係も深いところからみて、このような所伝があるものと解されるであろう。

(8)・(9)は坂本臣財に関するもので、壬申の乱における活動と贈位をつたえており、[10]とともにだいたい史実と考えられる。なお、統紀によれば、文武紀元年十一月癸卯に坂本朝臣鹿田が陸路による迎新羅使として筑紫に遣わされている。

ところで、以上の坂本氏の所伝をみるといろいろの特色のあることがわかる。第一はこの氏には旧辞のなかに採り入れられているような伝承があり、これはいわゆる下位氏族としては異例のことに属する。上位氏族においてさえ、平群臣の例を除けばいわゆる旧辞には出ていない。葛城曾都毘古や宗賀稲目宿禰の名も帝紀にしかあらわれな



Digitized by Google

い。このように坂本臣が旧辞の伝承に関係しているということは建内宿禰の同族系譜にふくまれる諸氏族のなかでは、きわめて稀な例であって、これはこの氏が他の諸氏とちがってかなり古くからの伝承を伝持していたことを示す一証であろう。第二はこの氏の所伝には対外交渉に関するものが多いことである。(3)・(5)・(6)・(7)がそれであり、(2)も呉人の共食者にえらばれたというところにその意味があらわれている。第三にはこの氏の所伝には紀氏との関係を直接に伝えるものがないことも留意すべきであろう。[43] 上に見たように紀氏と共同で行動したとか、その指揮をうけたとかいう記事はなく、朝鮮との関係においてもむしろ大伴氏と親しい関係があるかと思われるほどである。これは和泉国に本居したとみられるこの氏としてはありうることであり、[44] 少なくとも現存の伝承のみからいえば、紀氏との同族関係はそれほど強固ではなかったとも考えることができよう。さきに述べたように紀氏と都奴氏との関係にくらべて、紀氏と坂本氏との関係が古くないという推定はこの面からもいえるようである。そこで坂本氏が紀氏の同族系譜に編入されたのは比較的新しい時期であり、その点で古事記孝元段の系譜における諸氏の記載の順序はやはり一貫性をもっているのではないかと考えられる。とすれば、坂本氏が河辺氏との関係をいう点より考えて、あるいは河辺氏が蘇我氏系に加わったのと同じころ、すなわち大化直前から天武朝までの間に紀氏系譜に編入されたのではなかろうか。そして紀氏との同族関係を結ぶにいたった理由は、やはり朝鮮との交渉における紀氏の優位な立場に同調することがこの氏にとっても有利なことであったためであろう。

## 八葛城氏系

Digitized by Google

| | 本貫推定地 | 同参考地 | 新撰姓氏録 |
|---|---|---|---|
| 玉手臣 | 大和国葛上郡玉手邑 | 河内国安宿郡玉手邑 | 右京皇別 |
| 的臣 | 河内国か | 山城国的野・淡路国津名郡育波郷 | 和泉皇別・山城皇別・河内皇別 |
| 生江臣 | 越前国足羽郡 | 尾張国山田郡・三河国宝飯郡 | 左京皇別 |
| 阿芸那臣 | 摂津国か | | 摂津皇別 |

古事記孝元段の建内宿禰の系譜には、葛城臣の名がみえないが、ここでは葛城長江曾都毘古を祖とする諸氏をいちおう葛城氏系の氏族とよぶことにする。この系統の四氏は、的氏を除くと他はきわめて伝承の乏しい氏族である。そこでまず的臣から考察してみよう。(45) この氏については書紀につぎのような記載がある。

(1)応神紀十六年八月　平群木菟宿禰と的戸田宿禰とを加羅に遣わして、新羅を討ち、襲津彦が弓月の人夫を率いて帰来した。

(2)仁徳紀十二年七月癸酉　高麗国より鉄の盾と鉄の的とを貢する。

(3)同　紀同　年八月己酉　高麗の客を朝廷に饗した。この日、群臣に高麗の献じた鉄の盾的を射させたが、諸人には射通すことができなかった。このとき、的臣の祖の盾人宿禰だけがこれを果したので、高麗の客も畏れて拝朝し、翌日には盾人宿禰をほめて的戸田宿禰と名を賜わった。

(4)同　紀十七年九月　新羅が朝貢しないので、的臣の祖の砥田宿禰と小泊瀬造の祖の賢遺臣（さかしのこり）を遣わして問わせ



Digitized by Google

たところ、新羅は貢献した。

(5)同　紀三十年十月甲申　天皇が的臣の祖の口持臣（和珥臣の祖の口子臣ともいう）を遣わして皇后をめし還らせようとしたが、皇后は従わず、そのため口持臣は雷雨にぬれて日夜をへた。口持臣の妹の国依媛は皇后に仕えていたので、その兄の雨にぬれるのを見て、かなしみの歌をよんだが、皇后は口持臣を還らせ、みずからはなおも還ろうとしなかった。

(6)仁賢紀四年五月　的臣と蚊島穂瓮君とが罪あって獄で死んだ。

(7)欽明紀五年三月　百済よりの上表文や、引用されている百済本記によって、このころ的臣が吉備臣・河内直らとともに、任那にいて政情の処理にあたっていたことがわかる。

(8)同　紀十四年八月　百済が新羅と高麗との通謀をしらせて援軍をもとめたが、その上表文のなかに、的臣が任那を鎮撫してよく治績をあげていたのに死亡したので、その代りを派遣されることを願っている。

(9)崇峻紀即位前六月庚戌　蘇我馬子らは炊屋姫尊（のちの推古天皇）を奉じ、佐伯連丹経手・土師連磐村・的臣真噛に、穴穂部皇子と宅部皇子とを誅殺させた。

これらの所伝をみると、(1)から(4)までは的戸田宿禰に関するものとして(5)以降のものと区別することができるし、さらに細分すると、(1)と(2)・(3)と(4)との三に分けることができる。すなわち、(2)・(3)はあわせて一連の内容をもつものである。(2)は国家の公事として、まだ的氏には直接には関係がない記事にはなっているが、そこに的が出てくることが当然につぎの的という名の起源の説明の前件になっているわけである。(3)において、盾人宿禰という人物があらわれるのも、(2)の高麗より献上された盾と関連して名づけられたか、または後述のようなこの氏の軍事

Digitized by Google

的性格によるものらしい。そして、かれはこのとき的戸田宿禰という名を賜わったのであるから、(1)に的戸田宿禰となっているころは、まだ盾人宿禰と称していた時期であったことになるわけで、[45] それを的戸田宿禰と記したのは、原資料に盾人宿禰とあったのを書き改めたものと解されることになる。しかしおそらくこれは、このような年紀上の問題として扱うべきことではなく、もともと(3)は的氏の祖を的戸田宿禰と称することの由来を説明する説話的伝承であり、このような伝承をもっている的氏が、さらに葛城襲津彦との系譜的関係を主張するようになってから、(1)のような所伝をいうようになったと考えるべきではなかろうか。的氏の伝承としても、中心となるのはやはり(2)・(3)にみえる的という名の起源であって、(1)ではただ襲津彦の帰来を促進させる役割をはたしているのみであり、それもどちらかといえば平群木菟宿禰を助けての行動とみられる。また(4)はおなじ戸田宿禰の行績であろうが、ことさら砥田宿禰という文字が使われているのと、小泊瀬造の祖先の名がみえていることからすれば、あるいは前の記事とは所依の資料を別にするものかもしれない。小泊瀬造は古事記神武段に神八井耳命の後とし、意富臣(多臣)と同族系譜で連なる氏で、天武紀十二年九月丁未に連姓を賜わっている。その氏の所伝とも関係があるかもしれない。そして(2)・(3)が高麗との関係を示すのに対して、(1)・(4)は新羅との関係を記していることになる。

つぎに(5)は古事記仁徳段にこれに相当する記載があるので、旧辞のなかに出ている説話であることがわかる。そして(5)に的臣の祖の口持臣とするものが、一に和珥臣の祖の口子臣ともいうと注しているのに呼応するように、古事記では丸邇臣の口子が出ている。このことはこの話の内容をなす、雨中にもめげず皇后の返事をまつという忠勤ぶりをモティーフとした説話が、少なくとも二氏に係けて伝持されていることを示すわけで、もちろん史実と考えるべきものではない。[47] また、(6)はこの氏としては不名誉な伝承であるが、蚊島穂[12]瓮君という他に所伝のない氏とと



Digitized by Google

もに出ているのと、きわめて簡単な記事であるのとからみれば、なにか古伝があったのであろうが確めがたく、またとくに重要な意味をもつものとも思われない。

欽明紀の(7)と(8)とは、(6)までとはちがって史実性をふくむ記事である。おそらく百済本記のような、この時代の史実を伝えた、かなり信頼できる史料に依っていると考えられる。[48] このことは的臣について(7)に「百済本記云、遣三召烏胡跛臣一、蓋是的臣也、」という割注がみえていることによっても知られるであろう。つまり的氏が欽明朝のころ朝鮮半島において活動していることがみとめられるわけである。とすれば、つぎの(9)もその国内における動きを伝えるものとして、この氏にとっては断片的なものではあるが留意すべきであって、とくに蘇我氏の命をうけて穴穂部皇子の誅殺に参加していることが注目される。もちろん、このままが事実とはいえないであろうが、この穴穂部皇子の皇位覬覦の記述はいわゆる帝紀か、またはそれに近い関係にある史料によっていると考えられるので、[49] よるべきところもあると思われる。

さて、以上のように的氏の所伝を検討してくると、この氏の性格もだいたい知られるようである。すなわち、すでに直木孝次郎博士も指摘されたように、[49] 的氏は的の名の起源説話からも察しうるように軍事的氏族であり、すでに欽明朝のころには朝鮮半島において活動していた。したがって国内においてもまた大臣である蘇我氏の配下として行動したことがあったとみてさしつかえないであろう。ところでこの氏の居住地はどこであったであろうか。地名としては、景行紀十八年八月に筑紫の的邑についての地名伝説が伝えられ、[51] また淡路国津名郡育波郷[52]や尾張国海部郡伊久波神社[53]などが関係があるようであるが、直木博士は河内国または山城国の可能性が大きいとされる。その理由としてはとくに朝鮮との交渉に関係する氏族のなかで、曾都毘古を祖とするものが的氏だけであることを指摘し

て、それが職掌の類似によるというためだけではなく、地理的関係から考えるべきことを強調されている。そして曾都毘古が葛城長江曾都毘古といわれ、大河と関係があるらしいとし、それは葛城氏系の氏族が大和川を通じて大和から河内・摂津方面へ勢力をのばしたことのあらわれであろうという興味ある推定を提示されている。

葛城氏系のいわゆる下位氏族として、的氏のほかの三氏についてみると、いずれも所伝が乏しく、書紀には玉手臣が天武紀十三年十一月戊申に朝臣姓を賜わったことを記すのみである。しかし、これによって天武朝ごろにおける地位も知られるわけで、より伝承の多い的氏が臣姓のままであることから考えると、そのころには玉手氏のほうが朝廷においての立場が高くみられていたことが推定され、系譜において先に書かれているのもそのためではないかと思われる。その本拠はさきの表のように大和国か河内国と考えられ、かつ的氏とともに後世において宮城十二門を守る軍事的氏族であったことからすれば、[54]だいたい的氏に似た性格をもっていたとみられる。しかし古い伝承を残していないことからすれば、歴史的には的氏よりも後に勢威をえた氏族であり、また朝鮮半島との交渉にもあまり関与しなかったもののようである。

つぎに生江臣は他の諸氏とちがって、その本拠が北陸地方にあることが推定される。書紀にはみえないが、続紀[55]には尾張国山田郡の生江臣安久多が外従五位下を授けられたとか、生江臣智麻呂が佐渡守に任ぜられたとかという記事が出ている。しかし天平三年越前国正税帳その他の奈良時代の史料によると、とくに越前国足羽郡にきわめて多く分布したことが知られるので、[56]この地方を本貫とすることは認めるべきであろう。この点においてはつぎの若子宿禰系の江沼臣の分布と関連して、北陸地方における関係氏族の動向を考えることができるのではなかろうか。

阿芸那臣についての所伝は少なく、古事記のほかには姓氏録に摂津皇別とするので、その地方が本貫かと推定さ



Digitized by Google

れる。三代実録貞観八年十月廿五日に正七位上行少目阿岐奈臣安継が処罰をうけている記事が見える。あまり有勢な氏族であったとも思われないが、畿内に根拠したため玉手・的氏などと接近する機会をもちえたのであろう。とすれば、同族関係をむすぶようになったのも両氏よりも後のことと考えられる。

## 九　若子宿禰系

### 7　若子宿禰系

| | 本貫推定地 | 同参考地 | 新撰姓氏録 |
|---|---|---|---|
| 江野財臣 | 越前国足羽郡江沼郷 | 加賀国江沼郡 | 大和皇別 |

江野財臣という称呼については江野間臣のことであろうとする解釈がある。これは度会延佳の説を本居宣長がうけているもの[57]であるが、いちおう従ってよいであろう[58]。この氏は天平三年の越前国正税帳や、天平十二年の越前国江沼郡山背郷計帳に江沼臣または江沼臣族と称する人名がきわめて多数みられることによって、この地方に分布した氏族であることがほぼたしかめられる。すなわち、正税帳の江沼郡の条には主政外大初位下勲十二等江沼臣大海と主帳外少初位上勲十二等江沼臣入鹿との名がみえ[59]、また計帳は断簡であるが、総計七十四名の人名を記すうち、江沼臣が二名、江沼臣族が六十三名をしめる[60]。現存の部分のみについていえば、山背郷の人口の八七・七パーセントが江沼氏系統のものとなるわけであって、この地方における分布度の高いことが知られるが、これはさかのぼって

天武朝以前の事情をも推定させるものであろう。欽明紀三十一年四月に、越の人の江渟臣裙代（えぬもしろ）が京に来て、高麗の使人が漂着したのに郡司が隠匿していることを奏した記事があるが、この江渟臣というのは江沼臣のことで、さらにその五月の条には、「遣二膳臣傾子於越一饗二高麗使、傾子、此云二舸陁部古一、大使審知二膳臣是皇華使一、乃謂二道君一曰、汝非二天皇一果如二我疑一、汝既伏拝二膳臣一、倍復足知二百姓一、而前詐レ余取レ調入レ己、宜二速還一之、莫レ煩二餝語一、膳臣聞之使三レ人探二索其調一、具為（カヘシアタフ）与之、還レ京復命、」とあるので、さきの郡司とは道君のことであることが知られる。これらはさきの江沼臣と越前国との関係より推して、同じ国のこととみられるが、あたかもこの越前国正税帳の他の部分には、「郡司大領外正八位下勲十二等道君」以下に、主政として外従七位下道君五百嶋、主帳として外少初位上勲十二等道君安麻呂をあげ、さらにさきの江沼臣大海・入鹿を主政・主帳とする江沼郡郡司の主政には外従八位上勲十二等膳長屋があげられていることが注意されるべきであろう。すなわち正税帳の江沼郡の記載によれば、主政膳長屋の下僚として主政・主帳ともに江沼臣となっているが、このことに着目すると、この記事は越前地方における江沼・膳・道の三氏の関係を、高麗の使者に結びつけて叙述されている点において、奈良時代にその地方に見られる三氏の並存関係に類似していることが指摘できるわけである。もちろん約二世紀間のことであるから、実際にこのような関係が温存されたともいえようが、また欽明紀の記載が後世の三氏の関係をある程度は投影して描かれているのではないかとも考えられる。このことは、とくに欽明紀において朝鮮史料によらない記述の多くが後世の構作に係るようであることを思いあわせると、いっそう強められる考え方であろう。七月壬子から是月への記載によれば、高麗の使人は近江をへて山背の高槭館に入り、相楽館に饗したという。これらの外国使人に対する迎接の順序や礼式について、このようにくわしく、また接待の任についた人名をまで伝える記録があったであろうか。肝心の



Digitized by Google

高麗の使人の名が一人も明らかでないのに、応接側の人名のみ出ているのもあやしむべきであろう。これに関連して膳臣の書紀にみえる記載をしらべてみると、崇峻紀即位前七月の物部守屋討滅の記事のなかには、紀臣・巨勢臣・葛城臣とならんで膳臣賀拖夫が蘇我馬子の軍に加わっていることがわかり、これはそのままを史実とは解しえないとしても、少なくともこの記事の原形の書かれた時期における、膳氏と蘇我氏との関係を暗示するものであるとは考えられるであろう。[61] そのばあい、紀・巨勢・葛城という、いわゆる蘇我氏同族の上位氏族と、いわば同格の立場で膳氏が活動しているという伝承はたしかに注目すべきものであろう。このことは膳氏が蘇我氏ときわめて親近な関係をもった時期のあったことを示すものと思われる。しかもすでに坂本博士の指摘されたように、[62] この賀拖夫は欽明紀の傾子とおそらく同一人物であり、異字を用いたのは原資料の出所を異にしたためと解される。膳氏は蘇我氏同族系譜にこそ入らないとはいえ、同じ孝元天皇の皇子大毘古命の子の比古伊那許士別(ひこいなこじわけ)を祖とするという点からいえば、系譜的には親近関係にあるといえるわけであって、蘇我氏との関係は軽視できないであろう。また、この氏は朝鮮関係の事件に関与することが少なくなく、なかでも推古紀十八年十月丙申には膳臣大伴が任那の使人を迎える荘馬(かざりうま)の長となり、阿斗河辺館(あとのかはべのむろつみ)にはべっているという記事がある。またとくに斉明紀二年九月に膳臣葉積が遣高麗大使になっていることから考えても、高麗使の迎接に関する伝承をもっていることの事情が察せられるであろう。

したがって上記の欽明紀三十一年四月の江淳臣の記事は、かなり膳氏の家伝との関連において理解されるべき性質のものであることが知られる。おそらくより優勢な膳氏の家伝に後から付加されたものであろう。その理由を推測すると、もともと北陸の一土豪であって、中央勢力とはとくに深い関係もなかった江沼氏が、膳氏を縁として中央との関係をもつようになったと考えることができるのではなかろうか。[63] 膳氏が北陸地方と関係の深いことは高

Digitized by Google

橘氏文に若狭国を六鷹命に授けたというのによっても知られるところで、つとに伴信友の強調するところでもある(44)。江沼氏が蘇我氏同族系譜に編入された時期が新しいことはすでに述べたが、あえて蘇我氏系に入らず、また膳氏とも同族と称せず、ことさら若子宿禰の裔と主張するのは、すでに地方豪族としての勢威をよくみとめられるにいたったからでもあろう。江沼氏が建内宿禰の後裔としてその系譜に特色ある地位をしめるのはそのためではなかろうか。

## 一〇　むすび

上来の考察は、決してそれぞれの氏族についての問題を尽したものではないから、なお考究すべきことが多いが、系譜の形成過程を考えるために必要な、ある程度の見通しはえられたと思う。古事記孝元段の建内宿禰の系譜が完成されたのは、おそらく天武朝か、またはそれに比較的近い時期ではないかと考えられる。その理由は随所にふれたので、ここではくりかえさないが、下位氏族のばあいは系譜の記載順序がそれぞれの氏族の系譜編入の時期とその事情とを、段階的に示しているところがあるように思われる。また、これは厳密にはそうでないものもあるかもしれないが、だいたいは系譜の形成期に優勢であった氏族が先に書かれているようであり、全体としては年代的にも古くからのものから新しく加わったものへという順序になっているようである。つまり同族的結合における権力関係や歴史的事情の反映しているところが多いということができよう。したがって、とくに大化前代より天武朝ごろまでの各氏族相互の同族結合の実態やその歴史的意義が問われなければならないが、それらの委細について



Digitized by Google

は章をあらためたいと思う。(65)

注(1)　津田左右吉、日本古典の研究、下、一〇九頁、昭和二五年。

(2)　このことについて直木孝次郎博士は、実在性のもっとも濃厚である曾都毘古と建内宿禰との系譜のむすびつきが、早くから行なわれる可能性が強いとし、むすびつきは早かったが、系譜の整備が行なわれた時、曾都毘古を祖先とする氏族の勢力が弱かったため、序列が下位に下げられたのではないか、とされている。(巨勢氏祖先伝承の成立過程、近畿古文化論攷、三八四頁、昭和三八年、のち日本古代の氏族と天皇、七九頁、所収、昭和三九年)。

(3)　本居宣長、古事記伝、二二、増補本居宣長全集、三の一一四七頁。

(4)　これは実際の勢力関係とは別で、系譜上の称呼ではあるが、他の系譜についても準用できよう。

(5)　これについては、本居宣長・古事記伝、栗田寛・新撰姓氏録考証・神祇志料、吉田東伍・大日本地名辞書、太田亮・姓氏家系大辞典などを参照した。

(6)　たとえば和名抄には、山城国葛野郡上林郷下林郷・同国紀伊郡拝志郷・同国久世郡拝志郷・尾張国中島郷拝師郷・甲斐国山梨郡林戸郷・常陸国茨城郡拝師郷・加賀国石川郡拝師郷・越中国礪波郡拝師郷・丹波国何鹿郡拝師郷・同国天田郡拝師郷・丹後国与謝郡拝師郷・出雲国意宇郡拝志郷・備中国浅口郡林郷・同国小田郡拝慈郷・阿波国阿波郡拝師郷・讃岐国山田郡拝師郷・伊予国越智郡拝志郷・同国浮穴郡拝志郷などが見える。

(7)　津田左右吉、日本古典の研究、下、一〇七―一〇八頁。

(8)　本書第二部第三章。

(9)　太田　亮、姓氏家系大辞典、一〇三頁、昭和九年。

(10)　上記のように波美臣の本貫を近江国としてよければ、近江臣が波多氏同族となったのは波美臣との関係があったのかも知れない。

(11)　直木孝次郎、巨勢氏祖先伝承の成立過程、日本古代の氏族と天皇、八三―八四頁。

(12)　これが雀部氏の社会的政治的地位をたかめるのに効果のあったことはいうまでもなかろう。

(13)　天武紀十四年十月壬午。

(14)　書紀には河辺臣とするので、以下書紀に関する記述はこれに従う。他の氏のばあいも同様である。

Digitized by Google

(15) 本書第二部第八章。
(16) 後世の例では、たとえば天平十年駿河国正税帳に川辺臣足人がみえている。竹内理三、寧楽遺文、二二四頁、昭和一八年。
(17) 本居宣長、古事記伝、二二、増補本居宣長全集、三の一一三七頁。
(18) 本書第二部第八章。
(19) 国守紀麻利耆拖臣の所犯の記事をみると、同じように倭国において刀を偸まれた例として紀臣とその介として三輪君大口・河辺臣百依の名がみえるので、それに準じて考えると、おそらく大市連が国守で雀田臣はその部下と解されるが、介とは記していないので断定はできない。
なお、天平十年の駿河国正税帳には防人部領使史生従八位上岸田朝臣継手の名がみえている。竹内理三、寧楽遺文、二二二頁。
(20) 「播磨国司岸田臣鷹等献三宝劔一言、於二狭夜郡人禾田穴内一獲焉、」とある。
(21) 播磨国風土記でも天智朝のこととして記しているが、劔を得て献上したのは苫編部犬猪となっている。
(22) もっとも、このうち桜井臣のばあいは舒明紀即位前の記載の性質からみて、これを直ちに史実とは断定できないが、しかし当時中央政界において活動していたことは推察してよいであろう。
(23) 栗田 寛、職官考、二〇五頁、昭和一九年。
太田 亮、日本上代に於ける社会組織の研究、八八四頁、昭和四年。
(24) 藤沢一夫、新堂廃寺とその性格（大阪府文化財調査報告書、一二、河内新堂・烏含寺跡の調査、昭和三六年、所収）に、この地方に蘇我氏の勢力の伸張したであろうことを述べ、桜井屯倉・桜井田部連についても言及してある。
(25) このような豪族を管掌者の一族と考えてよいかどうかは、姓の相違をどの程度に重視するかによる。天武朝の八姓賜与のときには、朝臣姓を賜った五十二氏のうち、臣三九・君一一・連二であって、臣・君姓が主体となっていることがわかるが連姓にも与えられている。もちろんこれとは意味は異なるが、大化前代の姓が伝統的拘束力をどこまでもちえたかは問題である。建内系譜のなかにも君・連が一氏ずつ加わっている。
(26) 本書第二部第四章。
(27) 本書第一部第二章。



Digitized by Google

(28) 早良郡とは怡土郡を隔てるのみの志摩（嶋）郡川辺里の大宝二年戸籍には、戸主建部牧夫の戸口のなかに女建部伊母豆売の生んだ外孫平群部赤麻呂の名がみえ、筑前国に平群部の存したことを推定させる。竹内理三、寧楽遺文、八八頁。

(29) あるいは平群部の管掌者が、その地位を向上させて中央の平群氏と同族関係をむすび、その地名を負う氏の名を称するにいたったのかもしれない。このような関係については岸俊男氏の研究（ワニ氏に関する基礎的考察、大阪歴史学会編、律令国家の基礎構造、四九頁、昭和三五年、のち日本古代政治史研究、所収）を参照されたい。

(30) 佐和良臣との関連からいえば筑前国嘉麻郡馬見郷がある。

(31) 応神紀三年、同紀十六年八月、推古紀三十一年是歳。

(32) これとはやや性質は異なるが、大化五年四月に巨勢臣徳陀古が左大臣に任じられるとともに、大伴連長徳が右大臣に任じられたのは、中国風の官制によるものとはいえ、そこには伝統的な姓の観念を重視しないという風潮がよみとれるであろう。坂本太郎、大化改新の研究、五七一頁。

(33) もしこのように解することがみとめられるとすれば、蘇我石河宿禰について、それが蘇我と石河との二つの地名の複合と考えられることと、同種の発想によるものということができよう。

(34) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一一一―一一二頁。

(35) 岸　俊男、大和朝廷の外征と紀氏同族、歴史教育、一〇の四、昭和三七年。

(36) 本居宣長、古事記伝、二二、増補本居宣長全集、一一四〇―一一四一頁。

(37) 坂本太郎、纂記と日本書紀、史学雑誌、五六の七、昭和二一年。

(38) 雄略紀九年三月に、「汝四嬪を以て拝して大将と為す」とある。もし、小鹿火を紀氏の人とすると、紀氏からは二人の大将が出たことになり、氏人の統率権があいまいになるとも考えられるのではなかろうか。

(39) なお、国造本紀に都怒国造について、「難波高津朝、紀臣同祖、都怒足尼児田嶋足尼定賜国造、」とある。このまま採ることはできないとしても少なくとも同氏が木角宿禰ではなく、都怒足尼を祖とし、また国造という在地豪族であることを示す点で注意され、かような地方豪族が中央との関係を深め、ついには朝臣姓を賜与されるにいたる過程を考えさせるものである。

(40) 上田正昭氏は天武紀十三年十一月戊申の五十二氏への朝臣姓の賜与と古事記孝元段の系譜との関係の深いことを強調さ

れた（日本古代国家成立史の研究、三一九―三二一頁、昭和三四年）が、都奴臣を除外していられる。

(41) 本書第二部第三章のとくに注（37）を参照されたい。

(42) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一〇三・二四一―二四二頁。

(43) 欽明紀二十三年七月是月の新羅征討には、大将軍として紀男麻呂宿禰、副将として河辺臣瓊岳が派遣されたが、その河辺臣の妻が坂本臣の女というのであるから、坂本臣は間接的に紀氏との関係をもったことにはなる。

(44) 坂本氏は続日本紀天応元年六月戊子に和泉国和泉郡人坂本臣糸麻呂等六十四人に朝臣姓を賜与されたように、和泉郡坂本郷を本貫とするのであろうが、さきの根使主の伝承によれば、はじめは日根すなわち、同国日根郡地方にも勢力を伸ばしていたのが、なにか伝承にあるような事件によって大草香部や茅渟県主らに旧領をうばわれたのであろう。したがってはじめは和泉国の大阪湾沿岸にひろく分布していたと思われる。このことについては、岸俊男氏の大和朝廷の外征と紀氏同族（歴史教育、一〇の四および日本古代政治史研究、一一三―一一四頁）に述べられている。

(45) 的氏については、直木孝次郎博士の的氏に関する一考察（人文研究、一二の八、昭和三六年、のち日本古代の氏族と天皇、昭和三九年、所収）にくわしい。

(46) 書紀の紀年法によれば、(1)は(2)よりも三十九年前のことになる。なお、本居宣長は初の名が戸田で、鉄の盾的を射通してから盾人という名を賜わったので、応神紀十六年のは後に賜わった姓を前に及ぼしたものであろうという解釈をしている。古事記伝、二二、増補本居宣長全集、三の一一四三―一一四四頁。

(47) このように記紀を対比すると、記では和珥氏系の話になっているものが、紀では建内宿禰系の話になっているという例はほかにもあり、例えば記仲哀段と神功紀元年三月にみえる忍熊王の叛乱の話がそれである。

(48) 池内　宏、日本上代史の一研究、二七九・二八八―二九〇・三〇四―三〇六頁、昭和二二年。

(49) 本書第二部第七章。

(50) 直木孝次郎、的氏に関する一考察、人文研究、一二の八。

(51) これは和名抄の筑後国生葉郡のことで、筑後国風土記にも記されている。

(52) 倭名類聚抄、巻九。

(53) 延喜式、巻九、神名上。



Digitized by Google

(54) 大化ごろまでは的氏は郡芳門、玉手氏は談天門を守った。
井上　薫、日本古代の政治と宗教、九・一九頁、昭和三六年。
(55) 続日本紀、天平勝宝元年五月戊寅、天平宝字二年七月丙子、天平宝字三年正月戊寅、神護景雲二年二月丙子。
(56) 竹内理三・山田英雄・平野邦雄、日本古代人名辞典、一の一五六―一五八頁、昭和三三年。
(57) 本居宣長、古事記伝、二三、増補本居宣長全集、三の一一四五頁。
(58) 吉田東伍博士は江野と財との二氏に分けて解釈する。これは越前国に財造や財部が存在したらしいことと江沼郡に竹原郷（訓、多加波良）があることによる。大日本地名辞書三、一九〇三・一九〇七頁、明治三五年。竹内理三、寧楽遺文、一九二・二四二頁、昭和一八年。
(59) 竹内理三、寧楽遺文、二四一頁。
(60) 竹内理三、寧楽遺文、一九一―一九四頁。
(61) その記事はつぎのようである。「蘇我馬子宿禰大臣勧二諸皇子与二群臣一、謀滅二物部守屋大連一、泊瀬部皇子、竹田皇子、廐戸皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子宿禰大臣、紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀拖夫、葛城臣烏那羅、倶率二軍旅一進討二大連一」なお、崇峻紀四年十一月に任那復興の軍が企てられたときにも、「差二紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、狭臣、大伴囓連、葛城烏奈良臣、為二大将軍一率二氏氏臣連一為二裨将部隊一、領二二万余軍一、出居二筑紫一……」とあり、このなかの狭臣を河村秀根の書紀集解は膳臣と解しているが、それによれば前条と同様のことが考えられる。しかしこれはそう断定はできないようなので参考として記すにとどめる。
(62) 坂本太郎、氏記と日本書紀、史学雑誌、五六の七。
(63) なお江沼臣などの氏については、星野良作、武内宿禰系譜の成立と江沼氏の伝承、法政大学第二工業高等学校紀要、一、昭和三九年、米沢康、江沼臣と道君、信濃二一の一、昭和四四年、などの論考が出された。
(64) 伴　信友、高橋氏文考注、伴信友全集、三の一〇五―一〇六頁、明治四〇年。
同　若狭旧事考、伴信友全集、五の一八三―一八七頁、明治四二年。
(65) これは、推古朝より大化改新をへて天武朝までの問題として、たとえば修史事業や壬申の乱、八姓制定などとも関連するところの多い問題であると思われる。

Digitized by Google

# 第二部　蘇我氏に関する伝承（二）

## ――日本書紀の記載の検討――

Digitized by Google

Digitized by Google

# 序言

日本書紀は、もとより蘇我氏をはじめとする諸氏の歴史を記述することを目的としているものではない。それで書紀の記載のうちから、特定の氏に関する記載のみを摘出して、それを中心として考察するということは、書紀の研究という立場からすれば、あるいは偏った視点というべきであろう。書紀は、あくまで国家の歴史を記述するのが、その本旨であり、すくなくとも朝廷ないし天皇中心の歴史書であることは疑いもない。それゆえ、特定の氏の記載を中心として書紀をみるということは、あくまでも書紀の研究の一側面であるにすぎないであろう。けれども、ひるがえって考えてみると、書紀の編纂過程にはさまざまの紆余曲折があったとみられ、それについての一応の推察はできるとしても、その編纂事情のこまかなことにいたっては、まだあまり明らかでないところが多いのである。この編纂にあたって、諸氏のもつ家記・伝承のたぐいは直接的にも間接的にも、相当に重用されたことは確かであるとして、それらが書紀にいかにとりいれられ、書紀においてどのような地位をしめているかを検討することは、まだ決して十分にはおこなわれていないように思われる。いまここに、このような考察をしようとするのは、書紀の編纂過程において、諸氏の資料がいかに扱われたかという、書紀資料論へのひとつの試みが、やがて書紀の性格や編纂事情について、助言するところがあろうと考えたからである。そしてこれが書紀の編纂意識とか、書紀を成立させた歴史的な力、——いわばその精神——というものの理解への径路となることも考えられ、一側面的



Digitized by Google

考察にすぎないものも、そのことにおいて全体観に寄与するものがあるであろう。われわれは、このようにして単に蘇我氏にかぎらず、書紀にあらわれる諸氏について、たとえそのすべてをとりあげることは困難としても、少なくとも有力な諸氏について、それがいかに扱われているかを検討し、その資料を考え、なぜそれがこのように扱われなければならなかったかを解明することによって、書紀の真姿に迫らなければならないであろう。

ここでは、わずかに蘇我氏に関する記載をとりあげたにすぎず、そのほかの諸氏については必要以上に関説しないので、上のような意図も充分に効果を示しえないけれども、方法的立場としては、このような方向をとろうとしたのである。そして蘇我氏を主題にとりあげたことについては、ほかの諸氏を扱うのとは、多少ちがった意味が考えられる。なんとなれば、蘇我氏の事績を伝える記載はかなり多彩で、その点たしかに群を抜いており、もちろん大伴・物部・中臣などの諸氏の記載も多いが、蘇我氏はそれらにくらべて、勝るとも決して劣らない記事内容をもつことは否定できない。書紀において天皇氏についで事績の顕著なものをあげるならば、蘇我氏はまずそのひとつにあげられるにちがいないし、書紀の構成において人皇紀を通しての最高潮というべきは、この氏の滅亡を劇的に描写し、大化の新政を叙述するものが挙げられよう。それゆえ、この大化前代における最大の豪族の歴史が、いわば大化前代の諸氏の代表としての意味をもってとりあげられることは、決して根拠のないことではなかろう。そしてこのような立場からは、単に書紀の性格やその成立についてのみでなく、諸氏の歴史的性格や、それら相互の関係にもひとつの視点をあたえることになり、さらに天皇氏との関係にも考察をおよぼすことによって、大化前代の政治の構造や社会の構成についての展望も開かれるであろう。

私見によって、蘇我氏に関する記載をつぎのように区分してみた。

Digitized by Google

(一) 天皇氏の系譜にあらわれた記載
(二) 執政についての記載
(三) 朝鮮との交渉についての記載
(四) 屯倉経営についての記載
(五) 仏教についての記載
(六) 神祇についての記載
(七) 物部氏との抗争についての記載
(八) 天皇氏との関係についての記載

もちろん、このような区分はあくまで記述上の便宜を主とするものであるから、いろいろの点で不適当に思われるものではある。すなわち、書紀の記載そのものにはさまざまの意味内容がふくまれているから、この区分の二項目以上にわたるものもあるし、[1] またそのどれにも明確には入れることのできないものもあろう。また一部の学者の試みのように、書紀の各巻の特徴を検討して、巻別に諸氏の記事を考察することもひとつの方法であろう。[2] しかし、いまのように特定の氏を対象とする時には、多少は機械的にすぎると思われても、一往このような区分にしたがってゆくのがよいと考えられるので、このために生ずるであろう推論の不備は、なるべく補うようにして考察をすすめることとする。

注(1) たとえば、仏教の採否をめぐる物部氏との抗争のごときは、この区分の(四)と(七)とにわたっているものである。
(2) この方法は、ひろい意味ではもちろん津田博士の研究にもあるが、とくに使用語句を中心とした実証的研究が、原田敏



Digitized by Google

明（日本書紀編纂に関する一考察、加藤玄智編、日本文化史論纂、所収、昭和一二年）・鴻巣隼雄（日本書紀の編纂に就いて――特に使用語句を通じて見たる――日本諸学研究、一、昭和一四年）・太田善麿（古事記と日本書紀との関係に就いての一考察、歴史と国文学、二三の一、昭和一五年、日本書紀の編者の問題、歴史と国文学、二三の二、昭和一五年）・西宮一民（神代紀の成立に就いて、芸林、二の二、昭和二六年）・藤井信男（日本書紀各巻成立の一考察、大倉山論集、一、昭和二七年）の諸氏によってすすめられた。

Digitized by Google

# 第一章　天皇氏の系譜との関係

日本書紀の天皇氏の系譜のなかに、蘇我氏との関係を示すものが、つぎのように三条あるので、そこに蘇我氏がどのように扱われているかをみることから、考察をはじめよう。

(1)　欽明紀二年三月

(2)　用明紀元年正月壬子

(3)　舒明紀二年正月戊寅

このうちで(1)と(2)は古事記にこれに該当する記事があり、いくらかの相違はあるが、内容はほとんど一致する。ただ記事の順序や人名の記し方などが相違しているのみである。その二三の例をあげると、古事記ですべて一連のものとなっているのが、(1)では立后の記事を元年正月にかかげ、納妃の記事を二年三月に出している。これは両者の資料となったいわゆる帝紀には、おそらく古事記のような記載法がとられていたので、書紀の編者がそれを書き改めたものと思われる。その理由は書紀が編年体という叙述法をとったので、もともと年時の伝えられていないのを、強いて一定の年時に附会し、また皇后と皇妃との区別などを明瞭にして、正史としての体裁をととのえようとしたにあることが容易に気づかれる。また古事記のみならず、書紀もこの条を帝紀にもとづいたということは、この文の割注に「一書云、」として別伝をかかげたつぎに、



Digitized by Google

帝王本紀多有二古字一、撰集之人、屢経二遷易一、後人習読、以レ意刊改、伝写既多、遂致二舛雑一、前後失レ次、兄弟参差、今則考二覈古今一、帰二其真正一、一往難レ識者、且依レ一撰而注二詳其異一、他皆效レ此、

とあるによっても明らかであり、この帝王本紀が古事記序文にいう帝紀にあたることはいうまでもないであろう。右の割注によってもわかるように、当時いくつかの帝紀的な記録があって、それは天皇氏の系譜を主としたものであろうが、それら相互にはかなり記述の相違があったことが知られ、書紀の編者はそれを「考覈」して「真正」に帰せしめ、いわば系譜の標準となるものをつくり、正統の証権ともいうべきものとしようと意図していたと思われるが、このことは記紀のいまの記載の対照によって、その一例をみることができる（第二表参照）。

このように、だいたい一致するとはいえ、いくらかの相違があり、書紀の編纂にあたっては、古事記のような伝承も参考にはされたであろうが、書紀の編者の見識はそれとは別の記述をつくらせたわけである。そして欽明紀の系譜についても、少なくとも三種の伝写があったことがわかるが[1]、とくに蘇我氏に関係のあるものとしては、稲目の女である堅塩媛[2]と小姉君[3]とがここにあらわれ、しかも前者の所生として橘豊日尊（用明）・豊御食炊屋姫尊（推古）、後者の所生として泊瀬部皇子（崇峻）の三天皇があることについては、諸伝の一致するところであったと思われる。なお、この欽明紀の系譜に割注が附けられていることは、書紀の他の箇所には例の少ないことであり[4]、また他のそれにくらべてより多く書紀の編纂事情を語るものとして注意すべきであるが、このような割注がとくに附けられた箇所の系譜には編者としても特別の用意があったとみるべきであろうから、その意味からもこの系譜の記載には伝承として依拠するに足るものがあることを察してよいであろう。

したがって書紀の天皇氏系譜に初見する蘇我氏は、欽明朝にその外戚となり、やがて次代の三天皇の治世におい

Digitized by Google

| 古事記欽明段 | 欽明紀元年正月甲子 |
| --- | --- |
| 娶二檜垣(ヒノカキ)天皇之御子、石比売命一、(御子三柱) | 有司請レ立二皇后一、詔曰、立二正妃武小広国押盾天皇女石姫一為二皇后一、(御子三柱) |
| 又娶二其弟、小石比売命一、(御子一柱) | 同　紀二年三月 |
| | 納二五妃一、元妃、皇后弟曰二倉稚綾姫皇女一、(御子一柱) |
| 又娶二春日之日爪臣之女、糠子郎女一、(御子三柱) | 次有二皇后弟一、曰二日影皇女一、(御子一柱) |
| 又娶二宗賀之稲目宿禰大臣之女、岐多斯比売一(御子十三柱) | 次蘇我大臣稲目宿禰女曰二堅塩媛一、(御子十三柱) |
| 又娶二岐多志毗売命之姨、小兄比売一(御子五柱) | 次堅塩媛同母弟曰二小姉君一、(御子五柱) |
| | 次春日日抓臣女曰二糠子一、(御子二柱) |



Digitized by Google

て重大な発言者の地位をうるにふさわしいものとして登場したということが、つよく推定できるであろう。

つぎに(2)の用明紀元年正月壬子に、「立二蘇我大臣稲目宿禰女石寸名一為レ嬪、是生二田目皇子一、更名豊浦皇子一」とみえるものが、古事記には「娶二稲目大臣之女、意富芸多志比売一生二御子多米王一、一柱一」とあり、女の名が全く異なるが、皇子は一致するとみられるから、彼此に本質的な相違をみとめるわけにはゆかず、これもおそらく書紀の石寸名が正しいのではなかろうか。(5) もしそう解してよければ、ここでも書紀は諸伝の対校によって系譜の「真正」化を試みていたのかもしれない。そうしてわずか二件だけではあるけれども、天皇氏の系譜に蘇我氏があらわれるとき、いずれも「蘇我大臣稲目宿禰」というもっとも荘重な表現を用いているのが、(6) 帝紀の記載の表現にもとづいているものとすれば、これらはともに蘇我氏が天皇氏と友好関係にあり、朝堂において大いに勢威をふるっていたころ、帝紀に記載されたことを考えさせる手がかりとなるであろう。

最後に(3)舒明紀二年正月戊寅においては、古事記との比較はできないが、その系譜の記載のうちに「夫人蘇我嶋大臣女法提郎媛生二古人皇子一、更名大一兄皇子一」とみえる。いわゆる帝紀またはそれに類する記録は、推古朝以後も書き継がれたことであろうし、時代が下降するにつれてこの種の記載が確実性をますという、一般的な推測をもってすれば、とくにこの記載に対して問題はないであろう。

なお古人皇子が大化改新において中大兄皇子らの運動に参加せず、出家して吉野に入り、謀反して討滅されるにいたるのは、その母方の蘇我氏勢力を背景としていたからであることはいうまでもないであろう。

書紀には、天皇氏の系譜のうち、この三条に蘇我氏に関するものがあらわれるが、ここで蘇我氏の家系を示す重要な伝承が書紀に欠けていることを注意しなければならない。それは古事記孝元段に建内宿禰の後裔を記して、そ

Digitized by Google

の子は并せて九人あったとし、そこから波多・巨勢・蘇我・平群・紀・葛城・江沼の七氏が分れ、その第三子に蘇我石河宿禰の名を出し、それを蘇我臣・川辺臣・田中臣・高向臣・小治田臣・桜井臣・岸田臣らの祖とするものである。そして武内宿禰の後裔氏族の所領は近畿地方の各地に分布し、その盛大の状は他にくらべうるものがないほどである。これをきわめてかんたんに古事記にくらべて書紀がこの種の氏族系譜の記載に冷淡であったという(7)一般的立場から、蘇我氏についてのかように豊富で重要な記載が書紀において平然と無視されたということは、少なくともいまの場合には不穏当である。なぜなら、同じ孝元天皇から出た大彦命の後裔についての記述は、書紀の方が古事記よりもかえって多くの氏をあげているほどであるからである。(8)それで書紀はなぜ武内宿禰後裔の氏族についての記述をこのように簡略にしたかが問題となる。このことについては、さらに論証を要するのであるが、ここではその見通しをつけるために二つの見解を記しておこう。まずその一は、かんたんに書紀の編纂の杜撰によるとすることである。古事記にみえるような武内宿禰後裔の七氏は、波多・江沼を除けば、巨勢・蘇我・平群・紀・葛城の諸氏はいずれも、記紀の所伝によれば、あるいは執政の任に当り、あるいは天皇氏の外戚としての勢威をほしいままにしており、かような諸氏が、さらに相互に同族的結合をもったということは、古事記孝元段の記載が最も明確に示すものであるから、それを脱漏したということは大きな粗相といわなければならぬ。けれども私見では、そうみるよりはむしろその二に、故意に省略したものではないかということを考える。それはかような大きな過失が伝写の過程での誤脱でもなければ、とうていあったとは思えないと考えるからであるが、またそれとともに、孝元紀には全くこれに関する記載がないのではなく、「彦太忍信命、是武内宿禰之祖父也、(9)」とだけは記してあり、したがって書紀としては、その系統の諸氏についての意識が全くなかったわけではないことになる。また景行紀三年



Digitized by Google

二月庚寅に「屋主忍男武雄心命……則娶二紀直遠祖菟道彦之女影媛一、生二武内宿禰一」と記しているのは、古事記孝元段の「比古布都押之信命……又娶二木国造之祖宇豆比古之妹、山下影日売一生子、建内宿禰」と対応するから、書紀としては、当然古事記のような所伝を知りつつ、それとは異なる記録を依拠としたものであろう。彦太忍信命を武内宿禰との関係で、記紀が父とし祖父とするとの相違はそのことを示す一証である。かくて書紀は、武内宿禰後裔の氏族についての記載を省略するのを是としたもののように思われるであろう。記紀ともに綏靖天皇から開化天皇までの八代の記事が簡略であることは周知の通りであり、とくに古事記のこの部分は、仁賢天皇から推古天皇までの十代のそれとともに、帝紀（帝皇日継）さながらの相を伝えていることは認めうるところであろう。[10]とすればたとえ漢文体に翻訳してあるとはいえ、書紀がその資料として帝紀を採用したことは確実であり、しかも記紀の記載に相違があるとすれば、それが偶然の錯誤でないかぎり、編者の意図が働いての結果とみるべきであろうから、ここで書紀が「考二験古今一、帰二其真正一」せしめようとしたことを想起するのはゆるされるであろう。つまり書紀は武内宿禰後裔の氏族についての多彩な記載に、大きな意味をみとめず、極言すればそれを「真正」なものとはみとめなかったことになるであろう。津田博士はこの系譜に対して、「これは系譜の作られた時に存在した波多臣・許勢臣・蘇我臣・平群臣・木臣・などの地方的豪族の家々の共同の祖先を昔物語に聞こえてゐる建内宿禰とするために作られたものと推測せられる」[11]とされたが、書紀の編者はこのような記載は本来天皇氏の系譜には必要のないものであり、古い伝承ではないと考えて、これを除外したものであろう。おそらく書紀の編者のこの態度は正当であって、それは大化前代の蘇我氏の勢力の華やかであったころ、天皇氏の系譜に無暴に押入ってきたのが、これらの記述であると思われる。その時期は、欽明朝ごろから後であることは確かであり、蘇我氏が天皇氏の外戚となった用

Digitized by Google

明・崇峻・推古朝あたりとも思われるが、書紀の記述などをみると、もっと降って蘇我氏の専権がその極に達したころとするのが適当であろうから、大化前代さして遠からぬ時期とみることができよう。

以上のように、蘇我氏は天皇氏の系譜にあらわれてくるが、それはおそらくいわゆる帝紀または帝王本紀とよばれる記録に依るものと考えてさしつかえないようである。ところが同種の資料を用いたと思われる古事記との間に、記載の相違のあるのは古事記の記述とは異なる所伝を是とする書紀の編者の見解を示すものと、一往考えてよいと思う。それは個個の記載についていえば、いろいろの問題もあるが、蘇我氏に関係する範囲では、それほどの疑義を生むような点はなく、また古事記よりも書紀の記載に拠るべき点の多いことを述べた。そして、これによれば蘇我氏が天皇氏の系譜にあらわれるのは欽明朝ごろからであることがわかり、用明・崇峻・推古の三天皇は蘇我氏の女の所生という。このような天皇氏との系譜関係はそのまま権力関係のあらわれであるとみられ、蘇我氏の勢力がようやく中央に拡大され、この両勢力の均衡関係が進展していったことが推測できる。かりに作為が加わったとしても、それは天皇氏系譜を根本的に変改するほどのものではなかったことは明らかであろう。ただ古事記孝元段にみえる系譜については、書紀はこれを強く否定したということができると考えられる。(12)

天皇氏の系譜にあらわれた記載は天皇氏の所伝としての帝紀または帝王本紀とよばれる記録によったと考えられるが、同じ帝紀でも古事記とは若干の相違があり、異伝を採用している。欽明紀でいえば、蘇我氏に関する部分には格別の相違はないが、皇妃については古事記が天皇の娶った五柱の名をあげるのに対して書紀は皇后および五妃の六柱の名をあげ、これにともなって子女の数にも変動を生じている。この古事記の所伝と別のものを採用する態度が、もっとも顕著にあらわれている例として古事記孝元段にみえる建内宿禰の後裔系譜が書紀には記載されてい



Digitized by Google

ない事実をあげることができよう。この問題については第一部において論究したように書紀の編者はこれを古伝とは考えなかったのであろう。書紀には武内宿禰の功績は大いに称揚して記述してあるし、それは関係氏族にとっての栄誉ともなる意味をもつ。記紀を比較して書紀における武内宿禰関係記事の増大はあきらかな事実であって、この事実だけで称揚の目的は十分達せられている。したがって新しく作成された系譜を記すには及ばないという判断があったのではなかろうか。逆に古事記の場合には建内宿禰についての記事は比較的簡略であるから、新造の系譜によって宿禰の位置の重要性を顕示する必要があり、それが古事記の氏族志的性格と相呼応して、この二十八氏をふくむ大きな系譜の記載となったということができよう。

ただこのことに関連して留意すべきは書紀にもと「系図」一巻があったが、いま伝えられていないことである。上来の所論はあくまで現形の書紀の記載だけからの推定であるから、現在伝わっていない「系図」にこの種の記載があったかもしれないことは当然考慮されるべきである。この点について指摘された薗田香融氏の所論がある。(13)

注(1)　武田祐吉、古事記研究、一、帝紀攷、一九二頁、昭和一九年。
(2)　堅塩は大和国磯城郡の堅塩、または河内国の堅塩と関係ある名であろう。次田潤、古事記新講、六三四頁、大正一三年。
(3)　古事記は「岐多志比売命之嫉」とし、稲目の妹とするが、上宮聖徳法王帝説にも「大后弟」としており、書紀の所伝が正しいのであろう。
(4)　継体紀二十五年十一月庚子などにみえる。
(5)　意富芸多志比売は大堅塩媛の意であろうが、欽明天皇の妃に堅塩媛があり、その所生たる用明天皇の妃に、かの女の姉らしい大堅塩媛の名のあるのは誤りであろうと思われる。古事記伝、巻四四、本居宣長全集、増補版、一二〇三頁。
(6)　古事記でも、欽明段には前表のようにあり、用明段にも「稲目宿禰大臣」とあって、書紀の表現と一致する。
(7)　西郷信綱、日本古代文学、一二〇―一二二頁、昭和二三年。

Digitized by Google

(8) すなわち、古事記が大毘古命の系統としてあげているのは、阿倍臣・膳臣の二氏だけであるのに対し、書紀は大彦命を阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狭狭城山君・筑紫国造・越国造・伊賀臣の七氏の始祖としている。

(9) 古事記は建内宿禰を比古布都押之信命の子としている。

(10) 倉野憲司、古事記論攷、九三頁、昭和一九年。

(11) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一〇九頁、昭和二五年。

(12) なお、蘇我氏に関する系譜として、新撰姓氏録や蘇我石川両氏系図を記紀と比較考察する必要があるが、これは当面の問題に直接関係しないから、ここには論及しない。

(13) 薗田香融、日本書紀の系図について、末永先生古稀記念古代学論叢、所収、昭和四二年。



Digitized by Google

# 第二章　執　政

蘇我氏が執政の任に当ったことを示す記載は、つぎの七条にみえている。

(1) 履中紀二年十月
(2) 宣化紀元年二月壬申
(3) 欽明紀即位前十二月甲申
(4) 敏達紀元年四月是月
(5) 用明紀即位前九月戊午
(6) 崇峻紀即位前
(7) 皇極紀元年正月辛未

ここでまず考えられなければならないことは、この種の記載が古事記においていかに扱われているかということであるが、古事記には全然この種の記述がない。宣化紀以後にあたる部分は、古事記ではいわゆる帝紀に相当するものがあるだけで、旧辞に類する部分がない。したがって執政の記載もないわけである。履中段にも執政の記事がないが、そこはいわゆる旧辞の利用されているところであり、そこにないということは、いわゆる旧辞にも執政についての記載がなかったことを示すものであろうし、旧辞にすらみえないことが帝紀にあらわれていたとは思えな

Digitized by Google

い。いわゆる帝紀にも執政についての記載はなかったといってよいであろう。[1] もっとも大臣の称などは、古事記でも成務段に「建内宿禰為二大臣一」とあり、允恭段には「大前小前宿禰大臣」、降って欽明段には「宗賀之稲目宿禰大臣」など出ているが、これらが帝紀や旧辞によることは明らかであり、それがただちに書紀の執政の記事にまで拡大されたとは考えられない。

それで履中紀にはじまる執政についての記載が、どのような資料によっているかが問題となるが、それらはいわゆる帝紀や旧辞以外の資料によるか、または全く叙述の体裁をととのえるための作為であるかの、いずれかでなければならぬこととなる。それで、このような点を念頭におきながら、記載を検討してみることにしよう。

まず、(1)履中紀二年十月には「都二於磐余一、当二是時一、平群木菟宿禰、蘇我満智宿禰、物部伊莒弗大連、円大使主共執二国事一」という。ただこれだけとりあげても、文辞が簡略で記事の性格を考えることはむつかしいが、ここにあげている四人のうち三人が武内宿禰後裔氏族であり、その間に物部氏の名がみえること、また宿禰と大連と大使主（大臣）の称が列挙されていること、蘇我氏の名を初見することなどは注意すべき点であろう。平群木菟宿禰については、応神紀十六年八月や仁徳紀元年正月につづいて、履中紀即位前において仲皇子の謀反にあたり、太子を助けたことを述べているのが、この要職につくまでの前件となっている。これからのちの平群氏の繁栄は仁徳紀四年の木菟の名の由来の説話とともに、その権勢を背景として生み出されたこの氏の伝承によるものと思われる。つぎに物部伊莒弗大連は書紀ではここに出ているだけであるが、姓氏録にはこれを依羅連・巫部連・高橋連らの祖としてかかげている。[2] この氏の遠祖とされる十千根大連とともに、大連の称を附しているものとして早い例である。また円大使主は葛城氏であって、雄略紀即位前に眉輪王をまもって燔死したことがみえている。これらにまじって蘇我満



Digitized by Google

智宿禰が記されているが、満智のことの出ているのはここだけであり、古事記にもみえないから、書紀はこの名をなにかの資料によって記したにちがいない。ところで上述した天皇氏の系譜にみえる稲目より前の、蘇我氏の系譜をたどってみると、たとえば平安時代になって記紀をもととしてつくられたと思われる蘇我石川両氏系図にあるような、

……武内宿禰―蘇我石河(川)―満智―韓子―高麗―稲目……

の世系のうちで、石川・満智・韓子・高麗の四代が、検討を要することになる。このなかで石川宿禰は応神紀三年是歳、韓子宿禰は雄略紀九年三月・五月にみえるので、記紀に全く所見のないのは高麗だけであるが、石川と韓子とについては別に述べるので(3)、いまとくに満智について考えてみよう。書紀にはなんら具体的な記述をみない満智も、古語拾遺には雄略朝に係けて、「自」此而後、諸国貢調、年年盈溢、更立二大蔵一令下三蘇我麻智宿禰一検中校三蔵上」と、ややくわしい事績を伝えている。もちろん、これとてもはるか後世のものであるから、あるいは秦氏か漢氏あたりの伝承に(4)、書紀にみえる満智の名が利用されたのかもしれないが、かりにこのような伝承がなにか古伝の影を伝えているとすれば、書紀が記している満智の名には根拠があるはずである。雄略紀には韓子の名がみえるから、三蔵検校のことを雄略朝に係けるとすれば、韓子の名を引いた方がよいわけであるが、韓子の事績はあまり芳しくないので、そうするわけにはゆかなかったとも考えられる。しかしなお満智の名の根拠が別にあるはずであることにかわりはない。その点で、さきに注意したように宿禰と大連と大使主との称が不統一に列挙されていることは、一往考えてみる必要があるのではなかろうか。試見を述べると、これらの称呼の不統一は所依の資料の多様な記載を反映したものではなかろうか。「共執二国事一」としてまとめたのは書紀の編者であろうが、そこに列挙された四人

Digitized by Google

の名は、観念的に創作されたものとは思えない。それぞれなんらかの依るべき資料があったのであろう。それを考えるのには、さらにつぎの記載を検討しておかなければならない。

(2)宣化紀元年二月壬申の記事は、大伴・物部両氏の大連であること、そこに新たに蘇我稲目が大臣に任命され、阿倍火麻呂が大夫となったという。すなわち、連姓の氏族が前から朝廷に有力な地位をしめていたところへ、新たに臣姓の蘇我氏が抬頭してきたことを記している。このことは(3)欽明紀や(4)敏達紀でも、ほぼ同様の筆致で記され、たとえば連姓たる物部氏は蘇我氏よりも先に書かれている。そしてそれが(5)用明紀に至って逆転するのである。つぎにその文をかかげてみよう。

(2) 宣化紀元年二月壬申

以二大伴金村大連一為二大連一、物部麁鹿火大連為二大連一、並如レ故、又以二蘇我稲目宿禰一為二大臣一、阿倍火麻呂臣為二大夫一、

(3) 欽明紀即位前十二月甲申

大伴金村大連、物部尾輿大連為二大連一、及蘇我稲目宿禰大臣為二大臣一、並如レ故、

(4) 敏達紀元年四月是月

以二物部弓削守屋大連一為二大連一如レ故、以二蘇我馬子宿禰一為二大臣一、

(5) 用明紀即位前九月戊午

以二蘇我馬子宿禰一為二大臣一、物部弓削守屋連[5]為二大連一、並如レ故、

(6) 崇峻紀即位前八月甲辰



Digitized by Google

以二蘇我馬子宿禰一為二大臣一如レ故、卿大夫之位亦如レ故、

これらの記載を比較してみると、文辞のよく類似していることがわかるが、これはすでに雄略紀からの傾向で、(6)それらはこれらの文を記すに当って、編者が抱いていた考え、すなわち歴朝の政治は臣下が輔弼すべきものであるという観念が、おのずからその文辞まで類型的にしたことを推察させるものであろう。それで、これらの記載は決してこういうことの記された客観的な資料による叙述でないことは明かである。いま上の各条をみると、(2)宣化朝まで朝廷に大連として勢威をふるった大伴・物部両氏の後から、蘇我氏が大臣として抬頭してきた様相がうかがわれ、(3)欽明朝にはこれら三氏が並び立ったが、やがて大伴氏が政界の中枢的地位から脱落し、(4)敏達朝には物部・蘇我両氏が勢威をふるった。しかるに蘇我氏の勢力は急激に上昇し、やがて崇峻朝に物部氏を滅ぼすにいたるというが、これを予想させるかのように(5)用明紀には蘇我氏を物部氏の先に記し、かくて(6)崇峻朝には蘇我氏ひとり執政する。この政権の推移は、書紀の載せる他の具体的記述によって明らかにされるのではあるが、きわめて簡略な執政の記事だけをとりあげてみても、かような情勢の変化が編者に敏感に意識され、構想され、表現しようとされていることがわかり、このような事態の把捉は編者その人を除いては、古い伝承の決して表現しえないものであることが明らかになるであろう。

(2)宣化紀から(6)崇峻紀までの記載を、このように考えてくると、さきの(1)履中紀や後の(7)皇極紀においても、編者のこうした意図があらわれているのではないかと思われる。そこでふたたび(1)履中紀をみると、この推察よりすれば、履中朝においては平群氏が最も勢威あり、これにつづいて蘇我・物部・葛城の諸氏が政権に参与したとも解されるであろう。

Digitized by Google

しかしそれには履中朝における平群氏などの事績が、記紀にいかに語られているかを知らねばならない。その点で当然仲皇子の謀反の説話がとりあげられることになる。

まず古事記によって説話の梗概を述べると、イザホワケの命（履中天皇）がもと難波宮にあった時、その弟のスミノエノナカツ王が皇位を奪うため大殿に放火した。そこで倭漢直の祖阿知直がひそかにイザホワケを倭に逃げさせた。そしてこの時イザホワケの作った歌三首をかかげ、やがてかれは石上神宮へ入るが、そこへ弟のミヅハワケの命が会いにきた。イザホワケはミヅハワケの心をためすために、ナカツ王を殺して来いと命ずる。そこでミヅハワケは難波に下り、ナカツ王の近習の隼人をあざむいてナカツ王を殺させた、というのである。これは書紀でも筋書きはほぼ同じであるが、ずっと内容が豊富になっている。たとえば、(一)イザホワケ太子とナカツ皇子との争いは、羽田八代宿禰の女である黒媛をめぐって起ったことになり、(二)この事件に太子を助けて尽力したのは、平群木菟宿禰・物部大前宿禰・漢直の祖阿知使主の三人となっている。また(三)太子が龍田山をこえようとした時、阿曇連浜子に率いられた野島の海人の一隊が追撃してきたので、伏兵をもってこれを包囲捕獲し、やがて浜子は黥刑に処され、海人は蔣代屯倉に役されることになったという。太子をはばもうとした倭直吾子籠はかえって帰順し、采女を貢することになったとし、さらに注意すべきは(四)ミヅハワケ皇子がナカツ皇子を殺すに当り、太子に向って「冀見二得忠直者一、欲レ明二臣之不一レ欺、」と請うたに対して、太子は木菟宿禰をミヅハワケに副えて遣わしている。また(五)ナカツ皇子の近習の隼人の刺領巾にナカツ皇子を殺させたのち、ミヅハワケは刺領巾がその主に不義なのをにくみ、かれを殺すのであるが、これも木菟宿禰の意見によってしたことになっている。

このように記紀を比較してみると、書紀の記事は相当に多くなり、古事記になかった要素が新しく加わっている。



Digitized by Google

これは書紀が文辞の体裁を整え、中国風の重厚な正史を作ろうとする意図をもっていたからであり、古事記の資料となったいわゆる帝紀や旧辞の類のほかに、さらに多くの記録や諸氏の家伝などを参考することによって、必然的に結果した記事内容の拡大によることはいうまでもない。そして右の履中紀の場合、新たに採用された資料としては、㈠については羽田氏、㈡については平群氏と物部氏、㈢については阿曇氏、㈣については倭氏、㈤・㈥については重ねて平群氏の、関係資料が一応考えられるであろう。もちろんこれらの氏の名がみえるからとて、その記事がただちにこれらの氏の家伝にもとづくものとは速断しえないが、書紀にのみこの記事があるのには、やはりその根拠があるはずであり、前後の関係より推してかように判断することは、最も自然な考え方でないかと思われる。ただこのうち、羽田氏については書紀の記載が僅少で、この推測を危げにするもののようであるが[8]、平群・阿曇[9]・倭[10]の三氏については、そう考えてよいと思われる。平群氏についていうと、さきに指摘したように木菟宿禰はナカツ皇子の謀反からイザホワケ太子を護った第一の功臣であり、太子はかれを「忠直者（ただしきひと）」として推挙しており、そのように不義をにくむかれは刺領巾の罪を問い、これを殺している。要約すればこの三点に宿禰の忠直な人格が叙述され、宿禰の登場によって、古事記における倭漢直の祖阿知直を中心とするかのごとき記事の内容は、一変して平群氏の祖である木菟宿禰を中心とするものとなり、阿知直は全く平群氏の下に従うような形となってしまった。これは古事記が「以二阿知直一始任二蔵官一、亦給二粮地一」としたものを、書紀が「始建二蔵職一、因定二蔵部一」とのみ記したところにも看取されるであろうが、とくに仁徳紀元年正月にみえる木菟の名の由来の説話などは、古事記にないものであり、平群氏の始祖が仁徳天皇と同日に生まれ、祥端があったというところは、平群氏の家伝に発するものと考えてよいであろうから、それと同じく履中紀の記載を家伝にもとづくものと想定することができるであろう。

Digitized by Google

さらにこの推測を助けるものは持統紀五年八月辛亥の十八氏に命じて墓記を上進させた事実である。[11] この墓記が書紀の編纂に利用されたであろうことは、まず確実視してよかろうが、十八氏の中には羽田・平群・物部・阿曇などいま論じている諸氏の名がみえているから、必ずしも十八氏がすべて墓記を上進したとは限らないとしても、上進の可能性を否定することはできず、平群氏のように特色ある記載が書紀にあらわれていれば、相当に有力な論拠とはなるであろう。[12]

かようにして、平群氏の家伝あたりに出たらしい主張が、つよく履中紀に影響したと考えるならば、執政の記事にこの氏が主導的地位をしめるのも、またその結果と考えられるであろう。そしてそれにつづく蘇我・物部・葛城の諸氏の記されているのも、なにかこれに類似した意味をもっているのではないかと思われる。物部氏については大前宿禰がイザホワケ太子を助けたといい、割注の一書には大前宿禰が太子を抱いて馬に乗せたと記しているが、執政の場合には伊莒弗大連の名を出している。伊莒弗と大前とは同氏の系譜では伯父と甥との関係になっているが、とにかく同一人ではないから記事相互の関係があいまいになる。しかし太子を馬に乗せたのが、古事記では倭漢直であり、書紀の本文では木菟宿禰と大前宿禰と倭漢直との三人になっているのをみても知られるように、これはもとより単なる説話であり、しかもそれが諸氏の家伝に主張されていたらしいことがわかるから、特定の人物の事績としてよりは、その氏の功績の主張に重点があったと思われ、書紀としては物部氏の家系から別の伊莒弗をえらんで執政の一人に加えることも、あえて異とするに足りなかったのであろう。なお天孫本紀によると、かれは大連となり神宮を奉斎したという。この種の伝承があったのが書紀の着目するところとなったのかもしれない。また葛城の円大使主がみえるのは、やや唐突の感がないでもないが、これは雄略紀即位前の記述への伏線ともみられ、



Digitized by Google

また履中天皇の母が葛城襲津彦の女であり、かつ天皇の妃が葛城氏出身とされることより、とりあげられたのであろう。このように考えると、「蘇我」の名を初見する(1)履中紀二年十月の執政の記事は、書紀の編者が作為したものであるが、そこにあげられた四人の名は、それぞれの氏の家伝からとったものであろうと考えられる。蘇我氏みずからには、そう考えるべき手がかりが少ないにかかわらず、他氏との関係から推察すると、そう考えてよいように思われる。さきに考察した平群氏などの説話的な家伝の内容が執政の記事の根拠になったらしいことをみてもわかるように、執政の記事は全く書紀の編者の一構想にすぎないと思われる。関係記事の少ない蘇我氏においては、なおさらそうであろう。蘇我氏がここに出されたのは、武内宿禰後裔氏族としての後世の繁栄が溯源的に過去の時代に投射され、武内宿禰―石川宿禰―満智宿禰という系譜の知識が、古事記とはちがった形で、書紀の編者を動かしたためと考えられるであろう。また記紀ともに倭漢直のことが出ているので、その直接の支配者として蘇我氏が想起されたのかもしれない。

(7)皇極紀元年正月辛未には、「以二蘇我臣蝦夷一為二大臣一如レ故、」という。ここではもう宿禰の敬称は使われない。そしてつづいて「大臣児入鹿更名鞍作、自執二国政一、威勝二於父一、由レ是盗賊恐懾、路不レ拾レ遺、」と記しているのは、皇極朝の政治情勢を敏感に意識していることを示すが、これらの文辞に修飾の多いことなどについては、いまとくに検討を要しないであろう。「以二……一為二大臣一如レ故、」という文の形式が前のものと類似していることを指摘するにとどめたい。

さて、以上の考察によって、履中紀にはじまる蘇我氏の執政についての記載は、書紀の編者の歴史の見通しにもとづいて、叙述の体裁をととのえるため作為されたものと考えられることを述べた。しかしその資料には家伝のよ

Digitized by Google

うな記録が用いられ、そこから適宜人名を引いたりなどしたのであろう。ただ天皇氏の系譜に蘇我氏があらわれる欽明朝ごろには、同氏が朝廷においてかなり勢威のあったことが考えられるから、執政の記事も書紀の編者によって時勢に応じた表現が簡略な文辞のなかに、適当に示されていったと推察できるのである。

注(1) 武田祐吉、古事記研究、一、帝紀攷、一六五―一六八頁。博士は帝紀の原形の内容は、つぎのようなもので、かつこのような順序であったと説かれている。

一、御統柄。二、御名。三、皇居と治天下、及び御宇の年数。四、后妃、皇子、皇女、及び皇子の御事蹟。五、重要なる御事蹟の簡単なる記事。六、宝算、崩御の年月日、山陵。

(2) 垂仁紀廿六年八月庚辰。

(3) 朝鮮との交渉についての記載として第三章に論ずる。

(4) 古語拾遺のこの文は、秦氏・漢氏の本縁を述べる記事に関連して記されている。

(5) 書紀集解はここに「大」字を補っている。

(6) 雄略紀以降は、執政の記事のない顕宗・仁賢両紀を除けば、執政の記載の形式が崇峻紀まで、概して同一であるといえるが、これは従来の実証的研究の結論とも一致する。なお、このことはくわしくは本書第三部第六章を参照されたい。

(7) 古事記では「曾婆訶理」と記している。

(8) 羽田氏については、古事記孝元段に「波多八代宿禰者、波多臣、林臣、波美臣、星川臣、淡海臣、長谷部之君之祖也、」とあって、建内宿禰の後裔氏族と伝え、許勢・蘇我・平群などの諸氏と同族的結合勢力を形成した氏で、和名抄の高市郡波多郷や神名帳の高市郡波多神社などは、この氏の居地を示すものであろう。しかし書紀にあらわれることはきわめて少なく、履中紀のほかには、わずかに応神紀三年是歳に羽田矢代宿禰、推古紀三十一年是歳に波多臣広庭の名がみえ、孝徳紀・持統紀に散見されるのみで、これらから、この氏の家伝の痕跡を明らかにすることは困難である。

(9) 阿曇連についての書紀の記載は、すでに神代紀上の一書に住吉大神は阿曇連等の祭る神であることを記し、応神紀三年十一月には、この氏の祖大浜宿禰が海人の宰となったことを載せている。前者については古事記神代段にもほぼ同様の記述をみるが、後者には照応するものがない。また応神紀五年八月には「令二諸国一定二海人及山守部一」とあるが、これ



Digitized by Google

は古事記にも徴証がある。さてこれらの記載のうち、古事記にない応神紀三年十一月と履中紀即位前とは、同紀元年四月のとともに、この氏の祖をいい、また海人を率いる由来と、かくして朝廷に供奉する由縁を説くところに、その家伝にもとづくことを考えるのが至当であろう。なお、天武紀十年三月丙戌の帝紀と上古諸事の記定に当っては、阿曇連稲敷が参加しているし、持統紀五年八月辛亥には墓記上進の命をうけていることも考えあわすべきであろう。

(10) 倭直については、古事記神武段に宇豆毘古が天皇東征の時、嚮導の任に当った功により槁根津日子の名を賜わったことを語り、これが倭国造の祖であるというのみであるが、神武紀では珍彦が功によって椎根津彦の名を賜わり、これが倭直部の始祖であるとて古事記に照応するにとどまらず、さらに古事記にみえない多くの記述をもっている。すなわち、神武紀即位前にはこのほかに椎根津彦と弟猾とが敵地を通って天香山に至り、その嶺の土を取ってかえったので、天皇はその土で八十平瓮などを造って丹生川上に天神地祇を祭り、中州平定の成否を卜したこと、弟磯城の帰順したのちもなお服しなかった兄磯城を討伐するに当って、椎根津彦が献策した男軍女軍を用いて成功したこと、さらに同紀二年にはかれを倭国造としたことを記し、崇神紀七年八月には大田田根子命（三輪君の祖）を大物主神の、長尾市（倭直の祖）を倭国魂神の祭主とすれば、天下太平となるであろうとの夢告のあったこと、垂仁紀三年三月の一書に天日槍の来朝に当り、大友主（三輪君の祖）と長尾市とを播磨に遣わして推問させたこと、同紀七年七月には長尾市をして出雲から野見宿禰をよばせて、当麻蹶速と角力させたこと、同紀廿五年三月の一書には、ふたたび長尾市に大倭大神を祭らせたことを記している。つぎに仁徳紀即位前には、額田大中彦皇子が天皇領たる倭屯田を横領しようとして、屯田司に対して汝掌るべからずと申渡した。そこで屯田司が天皇に訴えた結果、国造たる倭直麻呂が召喚され、またその弟吾子籠が韓国から呼び出されたが、この時、吾子籠は倭屯田が天皇領であることを証言して、大中彦皇子の企ては挫折したことを縷述している。そしてこののち吾子籠は同紀六十二年五月につづいて、いまの履中紀即位前に出るほか、さらに允恭紀七年十二月や雄略紀二年十月にみえ、欽明紀廿三年七月の倭国造手彦におよぶ。以上のように、古事記にくらべて著しい記事の増加をみたものが、椎根津彦・長尾市・吾子籠などいずれも期廷への忠勤を伝えるものであり、どれをとりあげても、この氏の歴史的地位を主張するものばかりである点において、倭国造たる同氏の家伝の利用されたことを推定するのに十分であろう。履中紀のごときは、仲皇子の謀反に加担したものとして、ややこの氏に不利な伝承というべきであろうが、それとても采女を貢上する由来を説明するために構作されたものらしく、その謀反の状も決して積極

Digitized by Google

的には表現されていないようである。

(11) 坂本太郎、舎記と日本書紀、史学雑誌、五六の七。

(12) また書紀の編纂には、平群臣子首の参加していることが、天武紀十年三月丙戌によって知られることに注意したい。



Digitized by Google

# 第三章　朝鮮との交渉

## 一　朝鮮との交渉についての記載

日本古代文化の発展が、大陸文化摂取の事実を除外して考えることのできないものであることはいうまでもない。そして、大陸文化の荷担者である帰化人は、大和朝廷の支配体制のもとにくみこまれたが、当代の雄族がかれらのもつ新しい知識技術をみのがすはずはなく、帰化人はその配下に従属して活動せしめられたと思われる。(1) なかでも大化前代に大陸文化の摂取に、もっとも積極的であったのは蘇我氏であろう。(2) この意味において、蘇我氏の帰化人との関係、ないし対外交渉の問題はわれわれの関心をひく。ここでは、私は蘇我氏の朝鮮との交渉を示す日本書紀の記載を考察し、その性格を明らかにしてみようと思う。すなわち、つぎの十六条が当面の対象となる。(3)

(1)　応神紀三年是歳
(2)　雄略紀九年三月
(3)　同　紀同年五月
(4)　欽明紀十六年二月

Digitized by Google

(5) 同　紀廿三年八月
(6) 敏達紀元年五月壬寅
(7) 同　紀同年同月丙辰
(8) 同　紀四年二月乙丑
(9) 推古紀八年是歳
(10) 同　紀十一年二月丙子
(11) 同　紀十八年十月丁酉
(12) 同　紀卅一年是歳
(13) 同　紀同年十一月
(14) 皇極紀元年二月戊申
(15) 同　紀同年四月乙未
(16) 同　紀二年七月辛亥

なお、蘇我氏の朝鮮との交渉を示す記載として、まずあげるべきは武内宿禰の事績として伝えられるものであろう。書紀には明記されていないが、古事記孝元段の系譜によって蘇我氏が武内宿禰の後裔氏族たる伝承をもっていたことがみとめられるから、武内宿禰の記事は蘇我氏の直接的な活動を示すものではないとしても、この氏の性格を考える上に見逃すことはできない。しかし武内宿禰の伝承のうちから朝鮮との交渉に関するものを摘出してみても、それは宿禰の独自の活動を示すものではなく、かの神功皇后の韓地経営において、つねに皇后を補佐し「棟梁



Digitized by Google

之臣」[4]として活動したことを伝えるものであって、いわば韓地経営参画の伝承である。そして記事を検討してみると、三韓征討にあたって武内宿禰のはたした役割は、ただおおまかに皇后を補佐したということがいえるだけであって、ほとんど具体的な事績をつたえていない[5]。わずかに応神紀七年九月に、高麗・百済・任那・新羅の人が来帰したので、宿禰に命じてこれら諸韓人を指揮して池を作らせたとあるものが、後世における蘇我氏の韓人を使役しての屯倉設定[6]などの事実を反映したかと思わせる程度にとどまり、多くを云為することのできるものではない。それで武内宿禰に関する記載についての、くわしい論及はすべて第一部にゆずることにする。

## 二　応神紀から敏達紀まで

(1)応神紀三年に、「是歳、百済辰斯王立之、失二礼於貴国天皇一、故遣二紀角宿禰、羽田矢代宿禰、石川宿禰、木菟宿禰一、嘖二譲其無一レ礼状一、由レ是、百済国殺二辰斯王一以謝之、紀角宿禰等、便立二阿花一為レ王而帰、」とあるものは、蘇我氏の朝鮮との交渉を示す記載の初見であろう。まずこの記載をみると、「貴国」という文字が、神功紀六十二年や応神紀八年の割注に引用されている百済記の文辞と共通しており、この記事が百済記のような資料によったらしいことが推測される[7]。しかし四人の名は明らかに日本風であるから、これらは百済記の記述に日本側で四人の名を附会したものであろう。百済記に四人の名の出ていたのを日本風に書き改めたとも解されないからである[8]。この記事で注意すべきは、いわゆる武内宿禰の後裔氏族のうち四氏が名を列ねていることである。前の二氏が氏の名を記すのに、後の二氏に氏の名の省かれているのは、文章としては整わないが、書紀によく見かけることとして問わな

Digitized by Google

いとしても、後の二氏をいくらか従属的な地位に追いやっていることは否めない。そして、この記事全体で主役となるのは、紀角宿禰であろうから、百済記の記述をうけつつ紀氏系統の記録などによって四人の名を附会したと考えることができよう。一般に神功・応神紀あたりの朝鮮関係の記載に疑問の多いことはいうまでもないが、この記事も後世の家伝作者などの作為をもととしていると考えられ、この年時に係けたのはもとより書紀の編者にちがいない。紀氏の家伝が、百済との関係を記していたことは、仁徳紀四十一年三月の記載によっても知られるが[9]、同じように紀氏と朝鮮との交渉を主題とするのが、(2)雄略紀九年三月と(3)同五月の新羅征討の記事である。それによると、まず三月の条には、天皇はみずから新羅を討とうとしたが、神の戒めによってはたさず、紀小弓宿禰・蘇我韓子宿禰・大伴談連・小鹿火宿禰[10]の四人を大将として出兵させた。紀小弓は善戦し喙の地を平定したが、のち敵の反撃をうけて、大伴談が戦死し、敗走して小弓も病死したという。五月の条では、記事はさらに紀氏中心となり、小弓の子の大磐宿禰が父にかわって新羅へ赴き、小鹿火の率いる兵馬の権をおさめて勢威を専らにしたこと、しかし小鹿火の謀略によって韓子と争い、ついにこれを射殺したこと、のち天皇は小弓の功を賞し、大伴室屋大連に命じて塚墓を営造せしめたこと、小鹿火は帰国して角臣と名のったことなどが述べてある。これによると、新羅征討の大将としては四人の名をあげているけれども、記事の内容が紀氏を中心とすることは疑いなく、小弓の戦功のみを称揚している点にもそれがはっきりあらわれている。それに大伴氏の家伝の影響のつよいこともみとめられるが、蘇我韓子のしめる役割はきわめて影がうすく、小事によって射殺されたことになっているから、かれの名がここに出てくるということのほかには、蘇我氏としての特色ある伝承のあとは全く看取できない。かくてこの記載はおそらく紀氏と蘇我氏との関係が険悪であった時期に、紀氏の家伝が採用した記述をもととしたものと考えられるであ



Digitized by Google

ろう。[11]

欽明紀には、まず(4)十六年二月に、百済王子恵が来朝して、父の聖明王が新羅のために殺されたことを報じた時、蘇我臣の語ったことばが記してある。欽明紀には百済本記の引用が多いが、[12]この条の直前の十五年の記述に、百済王子余昌が新羅を攻め、父の聖明王はこれを慰労しようとして敵手に陥ったとあるものは、百済本記によるとはいささか趣きを異にしている。たとえば、文中に「大国（おほきみ）」の語があり、また筑紫国造の力戦を記し、かれが「鞍橋君（くらじ）」の名をあたえられたことを述べ、最後にそれらを結んで、「於レ是、新羅将等具知二百済疲尽一、遂欲二謀滅一無レ余、有二一将一云、不可、日本天皇以二任那事一、屢責二吾国一、況復謀レ滅二百済官家一、必招二後患一、故止之、」といっているのをみれば、これが百済の資料によるものではなく、日本側の資料によることが推定できるであろう。さらに聖明王の戦死を述べるあたりに、「一本云、」として別伝を載せているのをみると、さすがにこの事件についての記録は少なくとも二三を数えることができたのであろう。このような十五年の記載をうけたのが、十六年二月であるから、これは同じように百済の史料によったものではない。許勢臣や蘇我臣の名がみえるし、かれらの恵との問答を記しており、なかにも「聖王妙達二天道地理一、名流二四表八方一、意謂、永保二安寧一、統二領海西諸国一、千年万歳奉レ事二天皇一、豈図一旦眇然昇遐、与レ水無レ帰即二安玄室一、何痛之酷、何悲之哀、凡在含情誰不二傷悼一、当復何咎致二茲過一也、今復何術用鎮二国家一」などという蘇我臣のことばは、書紀の文飾とみるべきであろう。この後にある蘇我卿の言というのも特異な内容をもつものであるが、全く後世の構作で古いものとは考えられない。[13]

つぎに、(5)廿三年八月のは「大将軍大伴連狭手彦」の高麗征討の記事である。すなわち、天皇の命をうけた狭手彦が数万の兵を率い、百済の計策を用いて高麗を討ち、勝に乗じて王宮に入り、珍宝をえてかえり、それらを天皇に

Digitized by Google

献上し、また「蘇我稲目宿禰大臣」にも宝物と美女二人を送ったという。この記事は坂本博士の指摘のように、この分注に「一本云、十一年、大伴狭手彦連共二百済国一鎮二卸高麗王陽香於比津留都一」とあるに従って、十一年に係けるべきであろう。なぜならこの欽明天皇二十三年壬午（A・D・五六二）はあたかも任那官家の滅亡した年であって、その年にかような大規模な高麗征討が行われたとは思われず、しかも欽明紀十二年には聖明王の高麗征討が載っていて、そのころ百済と高麗との交戦のあったことを書紀みずからが語っているからである。(15) なお、この分注には本文にみえない高麗王の名や地名が出ていて、そういう点も本文より具体性のある記録のように思われるが、これに対して本文はかの地に関することを抽象的に書くのみで、そのはじめに「大将軍」と尊称し、もっぱら狭手彦の功績を述べている点、日本側の資料、わけても大伴氏の家伝にもとづくものと推定することがゆるされるであろう。(16) 狭手彦が蘇我稲目にものを送ったことを特記し、かつ「宿禰大臣」などという表現をとっているのが、原資料の筆勢をうけたものと解すると、この家伝の成立したのは、蘇我氏の強盛であったころであり、大伴氏も蘇我氏と親密な関係をもっていた時代であろうと推定される。(17) ただ「於レ是、大臣遂納二二女一以為レ妻居二軽曲殿一」と書きくわえたのは書紀の編者であろう。二女の一人は従女というのに、それまでも妻としたというのはおかしい。それはともかく、大伴氏の家伝に出たこの記載が、史実を伝えるものであるか否かはまた別の問題であることはいうまでもあるまい。

敏達紀においては、(6)元年五月壬寅と(7)同月丙辰とは一連の記事として扱うべきものであろう。後者は有名な船史の祖王辰爾が烏の羽に書かれた高麗の上表文を読釈したとして天皇と大臣とに讃美せられたとする説話であって、(18) 前者はそれへの伏線としての意味をしかもたないものであろう。東西諸史が「汝等所レ習之業、何故不レ就、汝



Digitized by Google

等雖レ衆不レ及二辰爾一」として貶されているのが、文筆を世職としたこの氏の優越性を誇示する意図に出ていることは明らかで、同氏の古伝とみられるものである。それゆえ、ここに天皇とならべて大臣をあげるのも、蘇我氏が外交に由縁の深いことと、船氏との密接な関係[19]とによってあらわれるのであって、この説話もその原形においては、より多く蘇我氏を主としたものであったかもしれないが、もとより蘇我氏独自の所伝というべきものでないことは明らかである。つぎに(8)四年二月乙丑は、百済の使が恒例よりも多くの調を進めたことを記し、それにつづいて、天皇が皇子と大臣とに詔して、「莫レ懶二懈於任那之事一」という。これは欽明朝における任那日本府の滅亡以来の復興問題の苦悶を示す記事として、敏達紀にあらわれる多くの記事の中の一であって、直接に蘇我氏の活動を示すものではなく、また史実としてこの年にかかる詔勅のあったことを示すものでもない。この頃の機運を反映させた編者の文飾とみるべきであろう。

## 三　推古紀

推古紀の記載に目を転ずると、(9)八年是歳、境部臣を大将として任那のために新羅を撃ったことを記すが、境部臣は尊卑分脈によれば馬子の弟という。(10)十一年二月丙子には、この前年に撃新羅将軍となり、筑紫へ行った来目皇子がかの地で薨じたとの駅使があって、天皇は大いに驚き、皇太子と蘇我大臣とを召してこれを告げたという。この記事は推古紀に多い、皇太子と大臣とを列記する文章の形式をとっているにすぎず、天皇の言にも格別の意味がないから、書紀の編者の単なる文飾にすぎない[20]。なお、つづいて来目皇子の殯（もがり）を周芳の娑婆でおこなうにあたり、

Digitized by Google

土師連猪手を遣わして掌らせたので、その子孫を娑婆連というとあるのは、土師娑婆連の家伝によるもののようであるが、土師連は蘇我氏とはかなり関係があって、用明紀二年四月丙午の土師連八島、崇峻紀即位前の土師連磐村など、いずれも蘇我氏に従っている。また皇極紀二年十一月丙子には入鹿が巨勢徳太臣と土師娑婆連とを遣わして、山背大兄王らを斑鳩に襲わせている。それでここに蘇我大臣のみえるのも、土師連との関係によるのかもしれないが、しかしそれにしても、蘇我氏としては、さして意味のある記事ではありえない。

(11)十八年十月丁酉には、これよりさき来朝した新羅・任那の使人の拝朝にあたり、大伴咋連・蘇我豊浦蝦夷臣・坂本糠手臣・阿倍鳥子臣の「四大夫」が、使旨をうけて蘇我大臣に啓上したことを載せている。この使人の迎接については、他に例のないくわしい記述がある。この種の外国使節の来朝に、かなり整った礼式をおこなったこと、あるいはそうするように努力していたことは、中国風の礼式を学ぶところの多かったであろう推古朝のこととして想定されてよいのではあるが、ここではその状況がことのほか詳細に記述されている。とくにこの条にかぎって、くわしいのはなぜであろうか。思うに、これは任那滅亡の後も頻繁であった来貢[21]のうちで、新羅が任那の調をも併せもたらしたという点に注意し[22]、他の使人の迎接の場合の状況をも、この記述によって代表させようとしたものであろう。これによると、使人が筑紫から京へ上ると、荘馬(かざりうま)の長がきめられ、館が用意される。当日は拝朝の先導として、秦造河勝らが使を引いて南門より入り庭中に立つ。四大夫は起って使旨をうけ大臣に啓す。大臣は庁前でこれをうけ、諸客に禄を賜わる。さらに使人を饗応した共食者の名も列記してある。このような整然たる礼式が、すでに推古朝におこなわれていたのであろうか。この点において対照すべきものは、推古紀十六年の隋使裴世清の来朝についての記述である。そこにも使人の迎接はかなりくわしく記されており、かつそれは隋書東夷伝の記事とも



Digitized by Google

対応するところがある。[23] 当時は任那復興の問題ともからんで、朝鮮に対する施策には古い外交文書などは貴重なものとして扱われたであろう。それで使人の迎接についての記録が存在したことも想像できる。[24] それにこの種の礼式には、先例が尊重されたであろうから、迎接のたびごとにくりかえされて形式が固定化し、それが比較的正確に踏襲されたであろう。それゆえ後世の記録によるにしても、それをさかのぼらせて考えることが、結果的にははなはだしい作為とはならないと考えられるから、その意味では史実を探索するに有力なてがかりとなることであろう。そこにあげてある人名も、すべてが編者の恣ままなる創作とはいいえない。とくに新羅の沙喙部奈末竹世士、任那の（沙？）喙部大舎首智買という使人などは、その種の記録によるのではなかろうか。しかしそれにしても、書紀の記述は綿密にすぎるから、編者が潤色を加えたところが少なくないにちがいない。これは隋使迎接の記述についても、書紀が隋書を参考することのできる立場にあり、[25] したがってその記述がむしろ東夷伝をもととして構作されたのではないか、[26] とみられることも考え合わすべきである。ここで四大夫についてしらべてみると、まず大伴咋連は紀臣男麻呂らとともに、大将軍として任那復興の軍を筑紫まで進めたことがある。[27] この挙は結局は中止されたらしく、任那まで行ったという記事がみえないが、やがて任那救援の詔を伝えるために高麗に遣わされたといい、[28] また坂本臣とともに百済にも遣わされたが、来目皇子の死によって果さなかった。[29] 隋使の迎接においても名を出していて、[30] こうした対外関係における経歴からすれば、四大夫の一として使人の迎接に当るにふさわしいといえる。坂本臣もこれによく似ていて、大伴連とともに任那救援のため百済に遣わされたというが、[31] 雄略紀十四年四月甲午の呉使の共食者となった根使主を、この氏の始祖とすることは家伝との関係を推知させ、この氏の性格をよく反映した説話というべきであろう。阿倍臣にも、新羅より来朝した日羅を阿斗桑市に迎え、国政について問うたということを伝[32]

Digitized by Google

え、また隋使の迎接に当り先導者となったという。しかし、これらの伝承も、個個についていうとその少なからざる部分が史実を伝えるものではないようで、むしろそれぞれの家の性格を示す所伝とみられる。そこで四大夫のうち三人までが、いずれもこれまで対外交渉に関係しているので、それに蘇我臣蝦夷を加えて、要するにそういう性格をもった諸氏を列挙して、後世の迎接の役割に合致するように文を整えたのが、この記載であると考えられよう。とすれば、ここにあらわれた蘇我氏のことも、さして注目するほどの資料的根拠があったとは思えないことになる。

## 四　新羅征討

つぎに推古紀三十一年[33]には新羅征討の議についての記述がある。すなわち、(12)是歳の条に、天皇が大臣および群臣に新羅征討をはかったところ、中臣連国はこれに賛成し、新羅を討って任那を取り百済に附けよと唱え、田中臣はこれに対し、任那を百済に附けるのは従来の百済の態度から考えて危険であるとした。このように群臣の意見は一致しなかったが、結局は征討をおこなわないこととなり、吉士磐金を新羅に、吉士倉下（くらじ）を任那に遣わして実情を問うこととなった。その結果、新羅王は「任那小国、天皇附庸、何新羅輒有之、随レ常定二内官家一、願無レ煩矣、」といって朝貢を誓った。ところが、このような新羅の態度を報告する磐金らの帰朝をまたないで、境部臣雄摩侶・中臣連国を大将軍とする数万の兵が新羅征討に出発した。このため磐金・倉下に従って朝貢しようとしていた使人は還留し、代りに新たに任那の調使を任命して貢上したという。かくて(13)十一月の条には、磐金らの帰朝によって事情



Digitized by Google

を聴取した大臣が、征討軍を派遣したことを後悔した。そして当時、この征討軍派遣のことは、境部臣と阿曇連とがさきに多くの新羅の幣物を得たことがあるので、[34]大臣に勧めて実行を急いだとの風説があったという。以上がこの二条の大要であるが、まず考えられるのは、これが国内の資料によっているということである。それは、ここにかなり長く新羅との関係を述べていながら、新羅のことについての具体的な記述が少なく、新羅王の名もあげてないし、その言として記されているのも、「天皇附庸」とか「何新羅」とか「内官家」などは、新羅王の言をそのまま記したものでないことが明らかであり、全体が観念的な叙述に流れていることは否めない。要するに机上で考えられた新羅征討と推定されるからである。記事の中心が国内の動きを述べるにあることはいうまでもなく、新羅資料などが利用されたと考えるべき痕迹は全くない。使者の名が三人あげてあるのは、なにか根拠があったであろうが、それとても国内の資料に出ると考えてさしつかえなかろう。それでは、この記事はなにを意味するものとして、ここに出されているのであろうか。まずこれは任那問題をめぐって、国内の意見の対立したことを示している。いわば百済派と新羅派の対立であるといえよう。そしてそれは新羅征討が問題となった時、武断派と穏健派との意見となってあらわれ、穏健派の意見が通って磐金らの交渉がはじめられたのであろう。平和交渉は成功し、新羅王は恭順の意を表したが、平和交渉にあきたりない武断派は大臣を動かして、磐金らの帰朝をまたずに軍を発し、そのため貢使の還留という事態をまねいたのである。調物は貢上されたとはいえ、大臣はこの軽挙を後悔せざるをえなかった、ということであろう。武断派すなわち百済派の出兵の責任者は、大臣をはじめ境部臣・中臣連・河辺臣・物部依網連・波多臣・近江脚身臣・平群臣・大伴連・大宅臣および阿曇連であろうし、穏健派すなわち新羅派ともいうべきものは田中臣の名をあげるのみであるが、また平和交渉に当った吉士磐金・倉下がこれに属する

Digitized by Google

であろう。ところで武断派の強行した征討軍は、「唯将軍等始到二任那一、而議之欲レ襲二新羅一、於レ是、新羅国王聞二軍多至一、而予慴之請レ服、時将軍等共議以上レ表之、天皇聴矣、」とあるによれば、結局は戦わないで帰ったのであるから、新羅との関係がとくに悪化したというわけではないと思われる。また朝貢の使人が「還留」したといっても、代りの使人が遣わされている。従って大臣の後悔にもさして重大な意味はないことになり、それはまた百済派と新羅派との対立も、あまり大局には関係のないことを示すから、この記事全体の印象ははなはだ弱いものとなるわけである。

ここで一の疑問を提起しよう。それはこの三十一年の記載が、七月・是歳・十一月という順序で書かれているのが、書紀の記述の通例からすると、やや異様であるということである。おそらく、通例からすれば是歳の条を最後におくべきであろう。それを十一月の条の前においたのは、前述したように十一月の条の内容が全く是歳の条を承けているからである。かように内容上先行する記事ならば、十一月以前の適当な月、すなわち七月の条の後とすれば、八・九・十のいずれかの月に係ければよいはずである。それをあえて是歳の条としたのはなぜであろうか。これは書紀の記載法の問題としても考えるべきであろうが、この年紀にかぎっていえば、つぎのように解されるであろう。七月の条をみると、是歳の条以下とはその所依の資料を異にしているように思われる。すなわち、七月の条には新羅・任那の使人が来朝したことを記して、「新羅遣二大使奈末智洗爾一、任那遣二達率奈末智一、並来朝、」といっているが、是歳の条には、「時新羅国主……則遣二奈末智洗遅一、副二於吉士磐金一、復以二任那人達率奈末遅一、副二於吉士倉下一、仍貢二両国之調一、然磐金等未レ及二于還一、即年……征二討新羅一、時磐金等……両国使人望瞻之愕然、乃還留焉、更代二堪遅大舎一為二任那調使一而貢上、」といい[35]、両者を比較すると、新羅・任那の使人の名がきわめてよく類似しているので、これはむしろ同人と扱ってよいのではないかとさえ思われるほどである。かりに、智洗爾と智洗遅とがむ



Digitized by Google

つかしいとしても、奈末智と奈末遅とは同人とみてよいであろう。とすれば、前者が「並来朝」とするに対し、後者が「未レ及二于還一」とし、「乃還留焉、」とするのは矛盾するのではないか。またもし同人と考定することができないとしても、両者は調和し難いであろう。なぜなら、七月に朝貢した両国に対して、ふたたび同年に――しかもそれは八・九・十の三箇月の間でなければならないことになるが――使人の派遣を要求するということは理解できないからである。七月の使人に非礼があって送還されたというようなことがあればともかく、七月の条には貢物の品目を列挙し、それらが秦寺・四天王寺に分納されたことを記しているくらいであるから、これが朝廷にとって不満な使人であったとは考えられない。

一般的に考えても、このころ新羅征討の議が起るというのは、帰するところは新羅に対して任那の調を催促することにほかならないので、出兵というのもそのための威嚇的処置にすぎない[36]。それで新羅・任那の使人が来朝したその年に、すぐまた朝貢を強要する征討軍が派遣されるとは、とうてい考えられないであろう。要するに、もし七月の条をとるならば是歳の条以下は否定すべきであり、または少なくともこの年のこととはすることができない。また是歳の条以下を用うるならば七月の条は他の年のこととしなくてはならない。両者を三十一年に係けることは不可能とみるべきで、それがここに記述されているのは所依の資料の相違から起った書紀の不手際ということになる。思うに、この両者の原資料にはもともと正確な年時の記載がなく、書紀の編纂に当って適当な年時に係けてあてはめられたため、相互に矛盾する記事が不用意に同居することとなったのであろう。七月の条は秦寺や四天王寺の名がみえるのによれば、それらの寺の記録が資料となったのかもしれない。編者がここで特定の月に係けずに、七月の条とは別に是歳の条にこの記述をくみ入れたのは、このような事情によるのではないかと思う。十一月の条

Digitized by Google

は前よりもいくらか時期を後にする必要から設けたことはいうまでもあるまい。

かように考えて、ふたたび是歳の条と十一月の条とを一貫するものを追求するならば、それは平和交渉使として派遣された吉士磐金・倉下の活動に中心があるのではなかろうか。朝議によって磐金が新羅へ、倉下が任那へ派遣された結果、新羅王が朝貢を誓ったので使者の役目は達せられたのであったが、武断派の軽挙のために、「是以任那之事今亦不レ成矣、」という結末となったので、結局は磐金らの努力を述べるのが原資料の主意であったように思われる。もしこのように解してよいとすれば、それは吉士すなわち難波吉士の家伝が素材となっているのであろう。書紀によると、この氏は新羅・任那との交渉がきわめて密であって、世世外交の職にあったことを察するに十分な伝承をもっている。[37] それで磐金の記事も、そのようなこの氏の世職を顕彰するものとして、歴朝の懸案であった任那問題に尽力した事績を伝える家伝にもとづき、書紀の編者はそれにさらに他の記録による潤色を加えたのであろう。十一月の条に、「初磐金等渡二新羅一之日、比レ及レ津、荘船一艘迎二於海浦一、磐金問之曰、是船者何国迎船、対曰、新羅船也、磐金亦曰、曷無二任那之迎船一、即時更為二任那一加二一船一、其新羅以二迎船二艘一始于是時一歟、」とて、新羅の迎船の由来を語るのも、かの地との交渉に活動したこの氏に関係して発生した起源説話の一種とみられ、先進文化に浴することもはやく、文筆にも親しみやすかったであろうこの氏に、家伝の成立する基盤ははやく用意されていたといえよう。百済や新羅との交渉は任那日本府の滅亡ののち、きわめて緩漫な服属と敵対の関係がつづいているが、[38] この間に国内においても、百済に好意をよせるものと、新羅に好意をよせるものとがあって、両者の間に多少、意見の対立することもあったと思われる。そういうことを考慮しつつ、しばしば企てられながら、実際にはほとんど実行されなかった新羅征討にむすびつけ、その間に自家の功績を織りこもうとして構作された難



Digitized by Google

波氏の家伝の存在を推測したいと思う。

かくてこの記事において、蘇我氏が重要な地位をしめていないわけも理解できるであろう。蘇我氏がかの仏教の受容にみられるように、百済との関係を密にしていたことをみとめるとするならば、[39]それは百済としばしば敵対関係に立った新羅に対する強硬策となったことも、ある程度みとめねばならない。そこに新羅との関係の深かった難波氏としては、不満を抱くことがあったであろう。そういう事態を幾分か説話的な構成を加味して物語ったのが、[40]この一条であろう。しかし、ここに将軍の名を列記して大挙して新羅を征討したように述べているのも、事実はさほど計画的な軍事行動とは思われず、[41]したがってそれを大臣が後悔したというようなことも、史実として取上げるほどのことではないであろう。

皇極紀には関係記事が三条ある。(14)元年二月戊申は、この年高麗・百済の使人が来朝したのに対し、大臣に詔して津守連大海を高麗に、国勝吉士水鶏を百済に、草壁吉士真跡を新羅に、また坂本吉士長兄を任那に遣わしたという記事である。津守連については、神功紀にその祖田裳見宿禰のこと、欽明紀五年に任那の政事を問うため百済に遣わされたことを記すものがあり、後者は百済本記にも明記するので、その早くより外交を世職としたことが知られ、他の三吉士もそれぞれ外交に名ある氏であろう。この記事は大臣が遣使のことに関与したことを形式的に記すのみである。この遣使は、来朝した使人が両国のいま乱れていることを告げたのに対し、かの地の実情を探らせようとの意図によるという。(15)四月乙未には蘇我大臣が畝傍の家において、百済の翹岐等を喚んで良馬・鉄を賜与したことを記し、また、(16)二年七月辛亥は、百済の使人の来貢にあたり、まず大夫を難波郡に遣わして調と献物とをしらべたところ、調が前例より少なく、大臣への送物は去年返還した品を将来し、群臣への送物が全くなく、いず

Digitized by Google

れも前例と相違しているので、これを責めた。使人は即今に備えることを答えたという。この記事によって、当時の使人は大臣など群臣へ送物をもたらしていたことが察せられる。そして孝徳紀大化元年七月丙子の百済使への詔に、「而調有レ闕、由レ是却二還其調一」とあるのは、皇極紀のこの記事を指しているようであるが、ここで特に大臣への送物が問題視されている点に、皇極朝における蘇我氏の勢威を意識した編者の筆致がうかがわれ、以上の三の記事がともに皇極朝という、この氏としての繁栄の頂点に達した時代に係けられているところに、蘇我氏の対外交渉を示す意図がふくまれていると考えられる。

## 五　概　括

上来考察してきたところによると、書紀における蘇我氏の朝鮮との交渉についての記載は、およそつぎのように分類できるであろう。すなわち、一には百済・新羅・高麗を嘖譲または征討し、あるいは征討しようとしたことに、蘇我氏がなんらかの関係をもったことを記すものであり、二には百済・新羅・高麗・任那の使人（そのうちには百済王子恵をふくむ）の迎接について、蘇我氏がなんらかの関係をもったことを記すものである。前者には、(1)応神紀三年是歳・(2)雄略紀九年三月・(3)同五月・(5)欽明紀廿三年八月・(8)敏達紀四年二月乙丑・(9)推古紀八年是歳・(10)同十一年二月丙子・(12)同卅一年是歳・(13)同十一月が属し、後者には、(4)欽明紀十六年二月・(6)敏達紀元年五月壬寅・(7)同丙辰・(11)推古紀十八年十月丁酉・(14)皇極紀元年二月戊申・(15)同四月乙未・(16)同二年七月辛亥が属する。しかるにこれらの記載の依拠した資料は、あるいは紀氏（(1)・(2)・(3)）・大伴氏（(2)・(3)・(5)）・船氏（(6)・(7)）・難



Digitized by Google

波氏（12）・（13）などの家伝であり、あるいは百済記（1）や官府の外交関係記録などにもとづく編者の潤色の加えられたもの（4）・（8）・（10）・（11）・（14）・（15）・（16）であって、蘇我氏の独自の所伝というべきものが見あたらない。これは積極的に大陸文化の受容に活動したといわれるこの氏にとって、意外な事実であるといわなければならない。

かくして書紀に豊富に存在する、この氏の朝鮮との交渉を示す記事はそのほとんどが他氏すなわち紀・大伴・船・難波氏などの家伝や百済記ないし官府の記録によるものと推察される。このことは外交関係の記録にかぎらず、蘇我氏の宗家の滅亡による資料の焼滅[43]、また書紀編集に際しての史料収集の態度などとも関連して、実際に蘇我氏固有の資料を収集することの困難な事情があったことを考えさせるものがある。しかし独自の所伝が存しないとはいえ、外交上にはたしたこの氏の役割が大きいものであることについては、疑問をさしはさむ余地はないと思われる。むしろ他氏の資料のなかに蘇我氏の活動なり業績なりを伝えるものがあるということは、自氏中心の記録になりやすい家伝の性格からいっても、それだけ蘇我氏がはたした役割や地位の優勢を示しているということができるわけで、そうした観点からすれば、逆にこの氏の歴史的業績をさぐるための重要な依拠となりうるものであることが注意されなければならない。

注（1）　丸山二郎、帰化人の安置、六―七頁、岩波講座日本歴史、昭和九年。
　　川上多助、日本古代社会史の研究、三八頁、昭和二二年。
（2）　これは日本書紀の記事のほかには、古語拾遺の三蔵検校の所伝などによって一般に説かれるところである。
（3）　ここにあげたのは、直接に蘇我氏の名のみえるものと、「大臣」と記して蘇我氏を指しているものとのみであるが、これら以外にも内容的にそう解釈できるものがあるかもしれない。しかしいまは特に蘇我氏独自の資料というべきものの探索を念頭においているので、事実は蘇我氏所伝の資料によりながら、同氏の名のあらわれていない記述があるかもし

Digitized by Google

れないが、そういうことはわりあい少ないであろうという前提に立って、一応扱うべき対象を限定した。また仏教に関する記載については別に第五章において論じたいと思う。

(4) 景行紀五十一年八月。

(5) 神功紀摂政前四月、同紀五十一年三月。

(6) 欽明紀十七年十月。

(7) 坂本太郎、篡記と日本書紀、史学雑誌、五六の七。

(8) 池内宏、日本上代史の一研究、五一頁、一二〇頁、昭和二二年。
なお、津田博士は、ここに「貴国」「天皇」などと書くのは、百済の記録でないことを示し、日本の修史家の潤色であるとされている。これに対して和田博士は、これらの敬語を用いているのは、我国に進献するために記録したものであるからであろうと考えられている。
津田左右吉、日本古典の研究、下、二一三頁、昭和二五年。
和田英松、奈良朝以前に撰ばれたる史書、二二頁、岩波講座日本歴史、昭和一〇年。

(9) これは紀角宿禰を百済に派遣して、始めて国郡の壇場を分ち、郷土の産物を記録せしめたというのであるが、この記事には百済風のところはなく、百済王とだけ書いて実名を記さないこと、王の孫を酒君と呼んでいること、襲津彦や錦織首などの名のみえることなど、全体として日本の記録によると推察されるふしが多く、坂本博士もこれを紀氏の家伝に出たものかもしれないとされている。
坂本太郎、篡記と日本書紀、史学雑誌、五六の七。

(10) 小鹿火宿禰を紀氏の人と解することは、すでに本居宣長の説くところである。古事記伝、巻二二、増補本居宣長全集、巻四、一一四〇―一一四一頁。しかし、第一部第三章で述べたように、都奴氏の人と解すべきであろう。

(11) この場合、参考となるのは、孝徳紀大化五年三月庚午に木臣麻呂が蘇我倉山田石川麻呂を山田寺に包囲する軍を出していることである。ただ、この軍には蘇我臣日向も加わっているから、必ずしも蘇我氏と紀氏との反目を意味しないようである。しかし後世の紀氏系図（群書類従所収）にも蘇我氏を除外しており、両氏の関係の険悪であった時期のあったことを思わせることは否定できない。



Digitized by Google

(12) 書紀には、百済本記が継体紀に四条、欽明紀に十四条引用されている。欽明紀九年四月の注は書名を記していないが、やはり百済本記の文であろう。

(13) 津田左右吉、日本古典の研究、下、八五頁。

(14) 坂本太郎、纂記と日本書紀、史学雑誌、五六の七。
もっとも、この分注の十一年は十二年の誤りで、新羅・百済の連合軍の高句麗略取に関する日本側の所伝とみるべきであろうとの池内博士の考説があり、津田・坂本両博士も十二年説をとられる。
池内宏、日本上代史の一研究、三一九頁。

(15) 津田左右吉、日本古典の研究、下、二一六頁。
三国史記では、一応つぎの記載が参考すべきものであろう。
巻一九、高句麗本紀、陽原王六年、「春正月、百済来侵、陥道薩城、三月、攻百済金峴城、新羅人乗間取二城、」巻二六、百済本紀、聖王二十八年、「春正月、王遣将軍達已、領兵一万、攻取高句麗道薩城、三月、高句麗兵囲金峴城、」
なお、この前後に両国の交戦を伝える記事は多い。

(16) 坂本太郎、纂記と日本書紀、史学雑誌、五六の七。

(17) 用明紀二年四月丙子によれば、馬子と物部守屋との対立が激化したとき、大伴毗羅夫連は昼夜はなれず馬子の槻曲の家を守護したという。

(18) この説話に対する解釈として、つぎの研究がある。
津田左右吉、日本古典の研究、下、八四頁。
関晃、帰化人、七一一七頁、昭和三一年。

(19) 井上光貞、王仁の後裔氏族と其の仏教、史学雑誌、五四の九、昭和一八年。

(20) なお、来目皇子の新羅征討については、肥前国風土記三根郡物部郷および漢部郷の条にも関係の伝説をのせている。

(21) 隋書東夷伝倭国条にも「新羅・百済皆以倭為大国多珍物、並敬仰之、恒通使往来、」といっている。

(22) これは敏達紀四年にみえるのが早い例で、推古紀では八年・十八年・十九年・卅一年にあり、舒明紀十年・孝徳紀大化元年にもみえている。

Digitized by Google

(23) 隋書東夷伝倭国の条には、「明年上遣文林郎裴清使於倭国、……倭王遣小徳阿輩台、従数百人、設儀仗、鳴鼓角来迎、後十日、又遣大礼哥多毗、従二百余騎郊労、既至彼都、其王与清相見、……」とあり、このうちたとえば人名の阿（北史では可）輩台、哥多毗については、推古紀十六年にみえる大河内直糠手（オオシコウチノアタイヌカデ）、額田部連比羅夫（ヌカタベノムラジヒラフ）の音の一部をうつしたものと解することもできよう。和田清・石原道博編訳、魏志倭人伝他三篇、七六頁、岩波文庫、昭和二六年。

(24) 後世のことであるが、持統紀三年五月甲戌には、天武天皇の崩後の新羅からの弔使に対して、その無礼を責めた詔のなかに、彼我の交渉として孝徳・天智朝における事例を引用している例がみられる。

(25) 書紀の編者が隋書を参考したことは、すでにはやく河村秀根が書紀集解において指摘しているが、近時これに注意したものにつぎの研究がある。
岩井大慧、支那史書に現はれたる日本、三八―四五頁、岩波講座日本歴史、昭和一〇年。
同、雄略天皇の遺詔について、芸林、二の二、昭和二六年。
小島憲之、初期書紀学、国語国文、一八の三、昭和二四年。

(26) 高橋善太郎、遣隋使の研究、東洋学報、三三の三・四（合併号）昭和二六年。
推古紀の遣隋使に関する記事はその説話的部分を除いた歴史的叙述の部分が倭国伝を基礎として、それに編者一流の史観、国体観による造作を加えたものとする。

(27) 崇峻紀四年十二月壬子。

(28) 推古紀九年三月戊子。

(29) 推古紀十年六月乙酉。

(30) 推古紀十六年八月壬子。

(31) 推古紀九年三月戊子、十年六月己酉。

(32) 敏達紀十二年是歳。

(33) 東洋文庫襲蔵岩崎文庫本には卅年とし、「卅」字の下に別筆で「一」字を傍書しているという。

(34) これは推古紀八年是歳の境部臣らの新羅征討をさすのであろうが、そこには阿曇連のことは出ていない。

(35) 奈末は新羅の、達率は百済の官名であるが、とすれば任那使は百済官名を称していたことになる。また奈末智とか奈末



Digitized by Google

遅という人名も異様である。

(36) 末松保和、任那興亡史、二〇五頁、昭和二四年。

(37) 難波吉士については、神功紀摂政前の、麛坂王・忍熊王の叛乱に、犬上君の祖の倉見別とともに吉師の祖の五十狭茅宿禰が将軍となったことを載せ、これはこの氏にとっては不名誉な叙述であるが、古事記にも「難波吉師部之祖伊佐比宿禰」として記しているから、いわゆる旧辞の筆者の伝えたものであろう。つぎに安康紀元年には大草香皇子が根使王の讒言により、天皇に殺された時、難波吉師日香蚊父子が、「吾君無罪以死之、悲乎、我父子三人生事之、死不殉、是不臣矣、」といって、皇子の尸の側で自刎したことを伝え、これはやがて雄略紀十四年四月において、根使主の旧悪が露見するとともに、難波吉士の功を賞して日香香の子孫に大草香部吉士の姓を賜わったという後日譚となっている。安康紀の根使主が大草香皇子を讒言したことは、古事記にもみえるから、すでに旧辞に記されていたものであろうが、そこには難波吉士のことはみえていない。また雄略紀の話は古事記に全く伝えられていないから、旧辞にも載っていなかったと思われる。かくして古事記は書紀のような難波吉士の誠忠譚には関係がないわけで、安康紀のような生生しい情景、とくに「吾君……」という親愛のこもった表現は家伝作者のみのよくするところであろうと思われる。

なお、雄略紀八年二月の新羅を援けて高麗と戦った任那日本府の軍将のなかに、難波吉士赤目子がみえるが、この記事の主役は膳臣斑鳩であるので、坂本博士も膳臣氏記の存在を推測する一助とされている（前出論文、史学雑誌五六の七）。そのほか、安閑紀二年九月に桜井田部連・県犬養連とともに難波吉士に屯倉の税を掌らしめたことを伝えているが、欽明紀以下には新羅・任那などとの関係を示す記事がすこぶる多い。（欽明紀卅一年七月、敏達紀四年四月庚寅、同十三年二月庚子、崇峻紀四年十二月壬子、推古紀五年十一月甲子、同六年四月、同八年二月、同十六年四月、九月辛巳、同十七年四月庚子、五月壬午、同卅一年是歳、十一月、舒明紀四年十月甲寅、同五年正月甲辰など）これらによって、この氏の世職が外交にあったことは明らかであろう。雄略紀十四年四月の前述の記載によって知られるように、難波吉士は大草香部吉士（または草香部吉士）の姓を称したが、天武紀十年正月丁丑によると、この日とくに草香部吉志大形に小錦下の位を授け、難波連の姓を賜わったという。そして同年の三月丙戌の帝紀および上古諸事の記定には、関係者十二名のうちに難波連大形の名がみえ、いわゆる国史編修事業において難波氏はもっとも枢要の地位をしめる責任者の一人であったことが思い合わされる。かように考えてくると難波氏の家伝の成立する背景は十分想察され、なおそ

Digitized by Google

れが書紀の編纂資料の一とされたであろうことは想定に難くないであろう。

(38) 末松保和、日韓関係、二六―七頁、岩波講座日本歴史、昭和八年。

(39) 隋書東夷伝にも、「敬仏法、於百済、求得仏経、」という。これは天皇氏の仏教受容をいうのではあろうが、それが蘇我氏の強力な援護のもとになされたであろうことは、元興寺伽藍縁起并流記資財帳にみえる塔露盤銘より推定できる。

(40) 「時磐金等共会於津、将発船、以候風波、於是、船師満海多至、両国使人望瞻之愕然、」などもそういってよいであろう。

(41) 末松保和、任那興亡史、二〇五頁。

(42) 末松保和、任那興亡史、二〇八頁。この詔の信ずべきことを考説されている。

(43) 皇極紀四年六月己酉。



Digitized by Google

# 第四章　屯倉経営

## 一　屯倉経営についての記載

日本書紀において、蘇我氏と屯倉との関係を記す記載はつぎの八条であろう。

(1)　宣化紀元年五月辛丑
(2)　欽明紀十六年七月壬午
(3)　同　紀十七年七月己卯
(4)　同　紀十七年十月
(5)　同　紀三十年正月辛卯
(6)　同　紀三十年四月
(7)　敏達紀三年十月丙申
(8)　同　紀四年二月壬辰

屯倉に関するこれらの記載は、内容上から二に分けることができる。すなわち宣化紀の一と、欽明・敏達紀の七

Digitized by Google

とで、後者が内容的な連関をもつものとしてまとめうることは後に述べるであろう。

## 二　那津ノ口官家

まず、(1)宣化紀元年五月辛丑には、那津の口官家の修造に関する詔を載せているが、その文中に「蘇我大臣稲目宿禰」の名がみえる。ところが蘇我氏が朝廷において大臣という顕職についたのは、書紀の所伝では宣化紀元年二月壬申に初見し、その時はじめて大臣となったように記しているので(1)、蘇我氏を中心として考えれば、大臣としての活動の第一歩というべきものにあたるわけである。しかも詔によると、それは二月壬申の条にあらわれた四臣のうちで大伴大連を除いた三臣がすべて関与しており(2)、この詔がこの朝の顕職にあるものをはっきり意識して書かれたことを示している。この点は執政の記事との関連を考慮する必要がある。すなわちこの記事の成立には執政の記事を書かせたのと共通する意識が流れていはしないかということである(3)。すでに先学の指摘するように、この詔に漢文的文飾のきわめて著しいことは、この推測を強めさせるものであろう(4)。「夫筑紫国者、遐邇之所二朝届一、去来之所二関門一、是以海表之国、候二海水一以来賓、望二天雲一而奉レ貢、自二胎中之帝一洎二于朕身一、収二蔵穀稼一、蓄二積儲粮一、遙設二凶年一、厚饗二良客一、安レ国之方、更無レ過レ此、」というのもそれであり、確実な記録のままとは解されないから、おそらく後世の文飾であろう。

そこで、多少とも問題とすべきものは、つぎの「故朕遣二阿蘇仍君一(未詳)也、加二運河内国茨田郡屯倉之穀一、蘇我大臣稲目宿禰、宜下遣二尾張連一運中尾張国屯倉之穀上、物部大連麁鹿火宜下遣二新家連一運中新家屯倉之穀上、阿倍臣宜下遣二伊賀



Digitized by Google

臣二運ニ伊賀国屯倉之穀一、修二造官家那津之口一」である。ここにはさきの筑紫国にくわえて三国の名がみえる。これら後世の国名がいつごろから使われはじめたかについては異説があって[5]、にわかに決し難いが、かりに大化前代にかかる国名の使われることがあったとしても、それを宣化朝ごろにまで遡らせうるか否かは疑問であり、ことに茨田郡という郡名などは、後に出てくる郡県という語とも関係しようが、すべて後世の考えにもとづくものといわねばならない。したがって文飾はこの辺にも大いにあることを考慮せねばならない。

つぎに、ここにあらわれる氏族と屯倉とについてみると、阿蘇仍君は他に徴証なく、かりに古事記神武段の阿蘇国造たる阿蘇君としても[6]、それと茨田屯倉との関係をたどることは困難であるが、茨田屯倉については伝承の散見されることによって[7]、古くから存した屯倉であったらしく推測される。しかしここにいうような「河内国茨田郡屯倉」という称呼は明らかに不当で後世の表現といわねばならない。また尾張国屯倉については資料がないが、安閑紀二年五月甲寅に尾張国の間敷屯倉、入鹿屯倉を置いたことを記すので、あるいはそれらを指しているかとも思われる。もしそう解しうるとするならば、その屯倉の穀を蘇我稲目が尾張連をして運ばしめたというのに関連して、蘇我氏がこれらの屯倉と、もともとなんらかの関係をもっていたのではないかということが想像されるが、その場合に入鹿屯倉という名称はやや興味をひくものではなかろうか。他に徴証のないこととて偶然の一致かもしれないが、周知のように蘇我氏には、のちに稲目の曾孫に入鹿なる人物があらわれているので名を共通にしていることがやや注意をひくのである[8]。なお、物部氏の関係した新家屯倉のみは国名を記さないので、それは河内国志紀郡新家郷とも解されるが[9]、また伊勢国壱志郡新家村とする説があり[10]、飯田武郷のように後者をとるべきであろう[11]。すなわち皇太神宮儀式帳に新家連阿久なる督領のことがみえ、神名帳の同郡に物部神社があるので、この地に屯倉があ

り、それが新家連によって管掌され、物部氏の勢力もこの地にくわわっていたとみられうるからである。阿倍臣が伊賀臣を遣わしたのが伊賀国の屯倉であるといえば、地理的にやや無理と思われる伊勢国説も不自然ではなくなるであろう。それで伊賀国の屯倉はいちおう同国阿拝郡三田郷に比定できよう。[12]

さて、この記事の蘇我氏と尾張連、物部氏と新家連、また阿倍氏と伊賀臣との間にどのような関係があるかについても考察しておこう。尾張連が蘇我氏とともに関係を結んだという徴証はないと思うが、間接的には考えられる資料がないでもない。允恭紀五年七月に葛城襲津彦の孫の玉田宿禰が殯宮大夫となったが、所行不謹慎であったので、朝廷は尾張連吾襲を葛城に遣わして消息を視察せしめたところ、吾襲を嫌った玉田宿禰は道にかれを襲ってこれを殺し、武内宿禰の墓域に隠れたということを記している。これは蘇我氏ではないが、同じ武内宿禰の後裔氏族という葛城氏に関する所伝として参考される。ところでここに尾張連吾襲が葛城に遣わされたということのほかに、尾張連の本居が大和の葛城地方であるとする説が有力であるから、[13] 同じ葛城に本居ありとも称する蘇我氏[14]とが地縁的に関係をむすぶということはありうることとなる。しかしそれにしても尾張連は、[15] 物部氏とは関係が深いようであるが、蘇我氏とはあまり関係がないから、その指揮をうけるというほどの必然的関係は明らかにしにくいといわねばならない。安閑・宣化両天皇の生母が継体天皇の皇妃たる尾張連草香（古事記では凡連）の女であるということも当面の問題にはかかわりないことであろう。つぎの物部氏と新家連との関係は、前述のごとく新家屯倉の所在地たる伊勢国壱志郡に式の物部神社があることによって推測され、新家連は物部氏と同族関係をむすぶに至ったらしく、それは天孫本紀の「物部竺志連公、新屋連等祖、」という記事ともなっている。また阿倍氏は孝元紀七年に伊賀臣ら六氏とともに大彦命の裔と称し、明らかに同族関係をむすんでいる。このようにみてくると、この記事にはま



Digitized by Google

だ明らかにしえない点が多いが、そこにあらわれる氏族相互の関係や、屯倉との連関は全く根拠のないものを連ねたとは断じがたく、ある程度まで相互の関係をたどりうることとなる。しかしただちに信憑できぬこともいうまでもなく、文飾の多いことは前述のとおりである。

そこで、なお別の観点がゆるされるであろう。それは津田博士のように、この記事を安閑紀の屯倉設定の記載をうけての全くの作為と解するのではなく、多少とも史的背景を考定しようとする立場においてである。詔をみると、つづいて「又其筑紫肥豊三国屯倉、散在二懸隔一、運輸遙阻、儻如須要、難二以備一レ卒、亦宜下課二諸郡一分移、聚二建那津之口一、以備二非常一、永為二民命一、早下二郡県一令レ知二朕心一」とあるが、この三国や諸郡、郡県などの文字の潤色を除去したあとに残るものは、後世の筑紫大宰府の管治形態を思わせる対外的防衛態勢であろう。ここに、六世紀初頭のわが国周辺の国際情勢はいかなるものであったかを考える必要がある。このころ朝鮮半島においては、任那の衰退のはなはだしいものがあった。しかしそれは海のかなたの出来事として、わが国にはまだ真に切実にはうけとられてはいなかったようである。しかるに五三二年に南加羅の雄であった金官国が滅亡し、国王は新羅に投降した。これによって日本のうけた衝撃は、任那の問題としてでなく直接日本の安危にかかわる問題として重視され、これに対処する施策がなされたと解されるのである。[17] かくして当時の一般情勢を考慮すれば、この記載のごときことがないともいえぬこととなるであろう。したがって、かんたんに否定し去ることもまた不用意のように思われる。

かように考うべきことは多いが、私は以上の考察より、つぎのように考えてはどうかと思うのである。はじめに述べたようにこの記載には執政の記事を書かせたのと共通する編者の意識がはたらいている。それは筆者の歴史の

Digitized by Google

流れに対する一の見通しである。この点よりして筆者には、当時の国際情勢への顧慮もあったにちがいない。このことは安閑紀元年五月に百済の来貢と上表を記し[18]、また宣化紀の当面の記事の直後に大伴磐と狭手彦の任那救援を載せていることなどによっても明らかである。とすれば、筆者がその豊富な氏族や屯倉に関する知識を駆使して、宣化朝の時代形勢に合致するような、かかる詔勅を構想し記述することはきわめて容易であったといわなくてはならない。いまこの記事そのものを問題とするかぎり、これらのことが宣化天皇元年の史実であるとは決していえないことである。詔の形式が造作であることはいうまでもなく、また蘇我氏を物部氏の先に書き、しかもそれのみに宿禰の敬称を附している点も、これが蘇我氏中心の立場で書かれていることを示し、それはつぎに述べるこの氏の積極的な屯倉経営の態度と思い合わせて肯定できるであろう。なお、阿倍氏は武内宿禰後裔氏族と同じく孝元天皇に発すると称する臣姓氏族であるが、推古朝ごろにはとくに蘇我氏と親密な関係をもっているので[19]、その阿倍氏が蘇我氏と共に出てくる宣化紀のこの記事には、あるいは両氏の密に提携するに至った後世の意識のはたらいていることをみとめてよいかもしれない。

## 三　白猪屯倉

つぎには(2)欽明紀十六年七月壬午以下の七条をとりあげてみよう。ここには、七条の記事のうち(6)と(7)との間で、蘇我稲目が薨じてその子の馬子が大臣となるのであるが、そうした蘇我氏の世代の推移にかかわらず、一貫した白猪屯倉の叙述をみることができる。またそれ以外では備前の児島屯倉、倭国の大身狭・小身狭屯倉、紀国の海



Digitized by Google

部屯倉の名がみえ、蘇我氏が多くの屯倉の経営に参画していることを知ることができる。これらは(1)宣化紀のにくらべて文飾の少ない簡潔な文辞であるが、その内容と性格について検討を要する。

七条の記事のうち(2)・(3)・(4)・(7)はすべて蘇我稲目なり馬子なりを派遣しており、ことに前三者はすべて「蘇我大臣稲目宿禰」という、荘重な書き出しになっている。欽明紀にはかかる例が多いが、おそらくこれは原資料の筆法の影響をうけているのであろう。すなわち、蘇我氏か、または蘇我氏と親近な関係をもつものの記した資料に依っていると思われる。この点は(8)もそれらに準じて考えられる。また、(5)・(6)については、蘇我氏の名はどこにもみえず、すべて白猪史胆津の行跡を記すに終始しているが、これも胆津が王辰爾の甥とされるところからみれば、蘇我氏との関係はたしかであり[20]、かつ(5)に「量二置田部一其来尚矣、年甫十余、」とあるのは、白猪屯倉の設置が(2)の欽明天皇十六年とすれば、(5)の三十年までの十四年の時間的懸隔をはっきり意識していることが知られるから、明らかに(2)および(3)を念頭において書かれたことがわかり、これらは結局、蘇我氏や白猪史の伝承によると考えてよいであろう。

それでは、これらの記載はどの程度に史実としての信憑性をもちうるものであろうか。これは容易に解明しえない難問であろうが、一の見解を提示してみよう。(2)・(3)・(4)はそれぞれ屯倉の設置を伝える単純な記述であるから、このころにかような事実があったとしても不自然でなければ、いちおうみとめなければならないが、文辞の上には問題がある。すなわち、ここでも国や郡の名が使われているのがこの時代のこととしては疑わしいことである。また蘇我氏と穂積臣磐弓との関係は明らかでないが、葛城山田直瑞子も白猪史胆津も、後世とくにその地方に勢力をしめた形跡がなく、いずれもむしろ畿内に根拠した氏族であるらしい。葛城山田直は他に所見がないが、葛

Digitized by Google

城国造の族とおぼしく、[21] 白猪史は養老四年に葛井連の姓を賜与されたが、[22] さらに延暦九年に菅野朝臣の姓を賜わっており、[23] その子孫は主として河内国に居住した。日本後紀延暦十八年三月丁巳の菅野朝臣真道等の上表には、「己等先祖、葛井、船、津、三氏墓地、在二河内国丹比郡野中寺以南一、名曰二寺山一、子孫相守、累世不レ侵、」とあり、丹比郡藤井寺附近がその居住地と推定される。[24] とすれば、これら畿内に本居のある氏族がとくにこうした伝承を強調する必要が奈辺にあったかは問題とすべきであろう。かりに一の推測を述べるならば、王辰爾が高麗の上った烏羽の上表文を読みえたという説話[25]に示されるような文筆や外交[26]の面に活躍した船連らの王辰爾後裔氏族の自家の地位向上のための意図が看取されはしないであろうか、船史や津史との同族関係をむすぶ白猪史が、後世定籍のような文筆の業[27]に携わった時代においてつくりあげた伝承ではなかろうか。かように考えるのには、少なくとも欽明朝のころに地方の屯倉においてすでに定籍のことなどがあったとすることが疑わしいとする説[28]を考えあわすべきであろう。このように、(5)・(6)・(7)を白猪史の定籍の功を顕彰する説話と解すると、同時にそれは田部の名籍の起源説話の意味をも併せもつことになり、さらに(4)は百済人や高麗人を田部とする屯倉の起源を語るものでもあろう。一般にこれらの屯倉の起源を正確に伝える資料など存在しなかったであろうのに、それをことさら一定の年時に係けて記述する書紀の体裁上の要請は、これらの説話的伝承をかかる形態に書き改めさせたという事情が想定できるのではあるまいか。なお白猪屯倉がどの地をさすかは明らかでなく、和名抄にも備前・備中・備後を通じて該当する地名がないので、先学は美作国に白猪という地があったのであろうと推定している。[29] 白猪史の名は白猪屯倉と関係はあるかもしれないが、定籍のことはむしろ一の説話的伝承と解すべきである。(8)の復命の記事は(7)までをうけてそれらをむすんだものであるが、かように首尾の体裁をととのえたのも、この種の記事としてはめずらしく、文飾のあと



Digitized by Google

が看取される。

(4)の倭国や紀国の屯倉については、その構文よりみて吉備の屯倉と同種の資料によるのであろうが、そこに引いてある一本の説は、屯倉の名を説明したものである点からすれば新しいものであろうと思われる。高市郡などという表現が後世のものであることはいうまでもないが、この地方に蘇我氏の勢力のあったことは疑いえない。紀国との関係については適当な手がかりがないが、海部屯倉が事実存在したらしいことよりして、この屯倉が蘇我氏によって設置されたとすることはさして不自然なことではないであろう。

かように文飾が多く、年代などもちろんただちに信じがたいけれども[30]、これら一連の吉備地方の屯倉設置が吉備勢力に対する大和朝廷の強力な制御策であったことはいうまでもなかろう。吉備地方は古来吉備氏一族の支配下にあり[31]、かれらの大和朝廷に対する抵抗については、雄略紀七年の吉備下道臣前津屋や吉備上道臣田狭の反乱説話によって察せられよう。そしてかれらの朝廷への帰服は、吉備後国の後城・多禰・来履・葉稚・河音屯倉の置かれたことと関係があろう[32]。吉備五郡におかれたという広大な白猪屯倉、備前の児島郡の屯倉などもこうした意義をもって設けられたといえるであろう。書紀の国生み神話に「吉備子洲」を大八洲国の一にかぞえているのも、このような吉備勢力を古代国家の一単位としてみたものとも解されることは興味深く思われる[33]。児島屯倉に派遣された田令――中央より任命された地方監督者であろう――は葛城出身の山田直瑞子であったし、それを助けたのが白猪史胆津であったが、かれらはこの吉備勢力を監視する探題的な役割を負わされていたものとして伝承されたのであろう。そしてかれらの総帥となったのが蘇我氏であったわけである。そしてかかる蘇我氏の勢威が大陸や半島の先進文化の吸収によることの多かったことも考えられ、高市地方の屯倉に百済人・高麗人の田部として使役されたとい

Digitized by Google

うこともみとめられてよいであろう。

## 四　概　括

屯倉経営の考察は書紀の屯倉に関する記事全体の検討を背景とすべきであるから、蘇我氏に関係するものだけを取り上げても、その考察の結果はきわめて局限された意味をしかもちえないことになる。しかし、そうした部分的解明という前提に立ちつつ、蘇我氏に関係ある屯倉の経営に関する記載の性格を一応見当づけておくべきであろう。

屯倉経営についての記載は大別して二種類となるが、宣化紀の那津之口官家の修造に関する詔の記事はこの官家の起源を説くことを目的とするものであり、決して蘇我氏の業績を述べることを目的としたものではない。ただ先述のように書紀の編者が当時の国際情勢のなかに官家設置の事情を歴史的な見通しの上に立って詔の形式に表現しようとしたとき、「蘇我大臣稲目宿禰」の業績として尾張連を遣わして尾張国屯倉の穀を運ばせたことを記しているのは、屯倉経営にかなり積極的に活動したとみられる、この氏の立場を考えあわせるとき、「宿禰」というような表現にも、単に大臣としての権勢だけでなく、屯倉経営における功績を意識しての意味をよみとることができよう。記事は天皇自身のほかには蘇我大臣稲目・物部大連麁鹿火および阿倍臣の三人が諸国の屯倉の穀を運ばせたことをいうものであるが、このなかで蘇我氏が代表的なものであることはおのずから明らかで、それはとりもなおさず那津之口官家すなわち後世の大宰府に相当する機関の創設に、この氏が重要な役割をはたしたことを表現するものにほかならないことになるからである。



Digitized by Google

また欽明・敏達紀の白猪屯倉を主とする記載においては、吉備地方の屯倉の経営に蘇我氏の関与するところがあったことと、田部丁籍の検定されたこととに重点があり、この間葛城山田直瑞子や白猪史胆津の事績が述べられている。定籍のことは白猪史すなわち後世の葛井連の自家の功業を伝える家伝によったらしく、こうした帰化人系氏族の活動を領導した蘇我氏の立場が推測されるであろう。これらの記事がただちに史実であると考えることはできないが、蘇我氏がしめた地位と役割とを推察する手がかりとはなりうるものである。このほか倭国の大身狭・小身狭屯倉や紀国の海部屯倉の設置にあたり蘇我稲目の遣わされた記事があるが、倭国のそれが韓人(百済人)・高麗人によって組成されたとする所伝は、朝鮮からの文化の摂取に積極的であったと考えられる、この氏の性格の一面をうかがわせるものがある。「一本云」としてこれらの屯倉が韓人・高麗人を田部としたことを注しているが、かかる別伝の存在したことは、屯倉に関する資料の実在を考定させる手がかりとなるものである。紀国の海部屯倉は、その名から判断すれば和名抄の紀伊国海部郡に存したものであろうが、倭国のそれとともに地理的にも蘇我氏とは結びつきやすい位置にある。別章[34]にも述べるように蘇我氏の部民は畿内を中心として諸道に分布するが、南海道では四国における分布は見逃しえないところであって、紀伊地方における蘇我氏の活動はそのような畿内と四国とを結ぶ路線の上に想定することが可能である。もちろん単に地理的な理由だけでこれを想定するのは早計であるが、蘇我氏は阿曇連との間に親密な関係をもったことが推古紀三十一年の記事[35]などから推測され、海部(海人)のなかには阿曇連に統率されたものもあって、応神紀三年十一月には、この氏の祖大浜宿禰が海人の宰(みこともち)となったという伝承を載せている。海部の分布が淡路の御原・野島や阿波の長邑、吉備、因幡などに徴証のあることからしても、紀伊の海部がそれらと無関係に存在したとは考えられないから、蘇我氏としては阿曇氏を通じて紀伊の海部との関係をも

Digitized by Google

つこともありえたであろう。[36] 紀伊では瀬戸内海を通じて朝鮮半島との交渉にも活動した紀氏の存在が指摘されているが、[37] 蘇我氏の場合にも紀伊との関係が見逃されてはならないと思われる。稲目の時代に、かれの指導によって海部屯倉が設置されたという伝承はこの意味において留意されるべきであろう。

上来、蘇我氏の屯倉経営への参画についての書紀の記載の内容とその性格を、その記述に即して検討してきたが、ここでは個個の記載の解釈に重点をおいたから、まだきわめて部分的な解明をしかなしえなかった。蘇我氏の屯倉経営への参画は、これを大和朝廷の屯倉制度発展の過程のうちに位置づけ、[38] その歴史的意義を明らかにするところまで進める必要がある。

注(1) 本書第二部第二章を参照されたい。
なお、林屋辰三郎博士は、安閑・宣化と欽明との両朝の対立を大伴氏と蘇我氏との対立を背景とした抗争とする立場から、この執政の記事の記載法にも注意されている。古代国家の解体、二三―二四頁、昭和三〇年。

(2) 四臣とは大伴金村大連、物部麁鹿火大連、蘇我稲目大臣、阿倍火麻呂大夫である。もっとも、ここでは物部連、阿倍臣とのみ記して名を記してはいない。

(3) 書紀の編者には、この時代の歴史の展開についての一の見通しがあり、全般的な情勢の変化が敏感に意識され、構想され、それが端的に執政の記載の表現にあらわれている。この点については第三章を参照されたい。

(4) 冒頭の「食者天下之本也、黄金万貫不レ可レ療レ飢、白玉千箱何能救レ冷、」は漢書の景帝紀に「農者天下之本也、黄金珠玉饑不レ可レ食、寒不レ可レ衣、」とあるによるものであろう(小島憲之、書紀と渡来書、日本史研究、四、昭和二二年)。また延喜式内蔵寮の条に「白玉一千丸(志摩国所進、臨時有増減)」とあるような古代の慣例を想定すると(谷川士清、日本書紀通証)、詔が漢書によりつつ朝廷の経験を加味して作られたことが推察される。

(5) ここにみえる国はいずれも国郡制定後の行政区劃の名であって、これは厳密には大化以後のこととされる(津田左右吉、日本古典の研究、下、四〇頁など)が、井上光貞博士は全国を数十の国に分け、その国をいくつかの県に分ける国



Digitized by Google

県制の成立を七世紀初頭とし(国造制の成立、史学雑誌、六〇の一一、昭和二六年。のち大化改新、昭和二九年、所収)国郡制の前件とみている。ただしこれが全国にゆきわたって行われたとはしない。

(6) 飯田武郷、日本書紀通釈、二六七五頁、明治四二年。
栗田寛、国造本紀考、二二七頁、明治三六年。

(7) 仁徳紀十三年九月に、「始立三茨田屯倉一、因定二春米部一」とあり、古事記仁徳段によれば、この屯倉は秦人を使役してつくられたといい、また仁徳紀十一年十月にはこの地の堤防築造には朝貢された新羅人が使役されたことを載せている。なお、皇極紀二年七月・八月・九月・十月に茨田池の水の異変についての記事があるのは、蘇我氏の衰運の前兆を意味するものとして書かれているとも解されるが、もしそうであれば蘇我氏と茨田地方との関係は一考を要する。

(8) 古代史にあらわれる人物で地名を名とするものはきわめて多いが、とくに欽明紀あたりから後の皇族の名に葛城皇子・来目皇子・茨田皇子・桜井皇子など屯倉のある地名を名とするものが多く、また穴穂部皇子・泊瀬部皇子・宅部皇子・額田部皇女など部名を名とするものも少なくない。こうしたことは皇族に限られることではなく一般にもその種の命名法があったのではなかろうか。当時の豪族たる蘇我入鹿の名に蘇我氏となんらかの関係があり、その勢力下にあったのではないかと思われる尾張の入鹿屯倉の名がとられたということはないであろうか。一の憶測としてここに掲げ後考をまちたい。

(9) 河村秀根、書紀集解、巻一八。

(10) 飯田武郷、日本書紀通釈、二六七六頁に引く鈴木重胤の説。

(11) 飯田武郷、日本書紀通釈、二六七六―二六七七頁。

(12) 太田亮、日本上代に於ける社会組織の研究、八七九頁、昭和四年。

(13) 本居宣長、古事記伝二一、増補本居宣長全集、三の一〇八六―一〇八九頁。
栗田寛、新撰姓氏録考証、六八二―六八四頁、明治三四年。
吉田東伍、大日本地名辞書、一の二四〇頁、明治三三年。
太田亮、姓氏家系大辞典、一〇三八頁、昭和九年。

(14) 推古紀三十二年十月癸卯。

Digitized by Google

なお、葛城・尾張二氏を名称を異にする同族とする説が田中氏によって唱えられていることは、注意を要する。田中巽、尾張氏系譜に就いて、神戸商船大学紀要文科論集、五、昭和三二年。

井上光貞、大化改新、一一八頁、昭和二九年。

(15) 太田亮、姓氏家系大辞典、一〇四六頁。

(16) 津田左右吉、日本古典の研究、下、八一―八二頁、昭和二五年。

(17) 末松保和、任那興亡史、一四七―一四八頁、昭和二四年。

(18) 「百済遣三下部情徳嬬徳孫、上部都徳己州己婁等一、来貢三常調一、別上レ表」。

(19) たとえば、推古紀三十二年十月癸卯に、馬子が阿曇連と阿倍臣摩侶をして天皇に葛城県を請わしめたことがみえ、また舒明紀即位前には蝦夷が皇嗣につき阿倍臣麻呂と議したことなどが記されている。なお、大化以後に阿倍氏が蘇我氏とともに大臣として朝廷に仕えたことも参考すべきである。

(20) 欽明紀十四年七月、「蘇我大臣稲目宿禰奉レ勅遣三王辰爾一数三録船賦一、即以三王辰爾一為三船長一、因賜レ姓為三船史一、今船連之先也」。

(21) 飯田武郷、日本書紀通釈、二七八四頁。

(22) 続日本紀、養老四年五月壬戌、「改三白猪史氏一、賜三葛井連姓一」。

(23) 続日本紀、延暦九年七月辛巳。

(24) 太田亮、姓氏家系大辞典、五二〇六頁、昭和一一年。井上光貞、王仁の後裔氏族と其の仏教、史学雑誌、五四の九。

(25) 敏達紀元年五月壬寅・丙辰、本書第三章参照。

(26) 注(20)所引の伝承によって察せられるように半島よりの財貨輸入の当事者であったと考えられる。

(27) 史の姓は、文書を用いる朝廷の吏務に従事する家にあたえられる例であるが、定籍の業などはその重要な部門であったにちがいない。

(28) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一〇一頁。

(29) 飯田武郷、日本書紀通釈、二七八二頁。美作国は和銅六年に備前国の六郡を割いておかれたものである。同国大庭郡大庭郷がその地に比定されている。



Digitized by Google

(30) だいたいの年代は、推古朝ごろまでと推定され、天皇氏の系譜への蘇我氏の関連よりして、上限は欽明朝としてよいであろう。

(31) 吉備国がかなり後まで部族的体制を残存させていたことは阿部武彦氏（国造の姓と系譜、史学雑誌、五九の一一、昭和二五年）の指摘がある。井上光貞、大化改新、七八―八二頁。

(32) 安閑紀二年五月甲寅。

(33) 長野正、吉備児島（史学会大会研究発表要旨）、史学雑誌、五九の一二、昭和二五年。

(34) 本書第三部第二章参照。

(35) 本書第二部第三章参照。

(36) 羽原又吉、日本古代漁業経済史、二六七・二七三・二九九―三〇一頁、昭和二四年。

(37) 岸俊男、紀氏に関する一試考、日本古代政治史研究所収、昭和四一年。

(38) 門脇禎二、ミヤケの史的位置、史林、三五の三、昭和二七年。

Digitized by Google

# 第五章　佛　教

## 一　仏教についての記載

日本書紀の仏教に関する記載が、なににもとづいてなされ、またそれは史実をどの程度に正確に伝えるものであるかについては、すでに少なからぬ研究がある。ことにそれが他の記事から明瞭に区別されるべき、仏教的な色彩をおびていて、他の記事にえられない視点を与えることにおいて、書紀の研究の上に独特の地位をしめていることはいうまでもない。仏教に関する記載の性格が明らかにされることは、書紀の研究の上で、もっとも緊要な課題の一であるばかりでなく、さらに古代文化史の究明のためにみのがしえない問題をふくんでいる。ところで書紀において、蘇我氏と仏教との関係をしめす記載のみえるのは、およそつぎの三十三条であろう。

(1)　欽明紀十三年十月
(2)　敏達紀十三年九月
(3)　同　紀同　年是歳
(4)　同　紀十四年二月壬寅



Digitized by Google

(5) 同　紀同　年同月辛亥
(6) 同　紀同　年三月丁巳
(7) 同　紀同　年同月丙戌
(8) 同　紀同　年六月
(9) 用明紀二年四月丙午
(10) 崇峻紀即位前六月甲子
(11) 同　紀即位前六月是月
(12) 同　紀即位前七月
(13) 同　紀元年是歳
(14) 同　紀三年三月
(15) 同　紀同年十月
(16) 同　紀同年是歳
(17) 同　紀五年十月是月
(18) 推古紀元年正月丙辰
(19) 同　紀同年同月丁巳
(20) 同　紀二年二月丙寅
(21) 同　紀四年十一月



Digitized by Google

(22) 同　紀十三年四月辛酉
(23) 同　紀廿二年八月
(24) 同　紀卅二年四月戊申
(25) 同　紀卅四年五月丁未
(26) 皇極紀元年七月戊寅
(27) 同　紀同年同月庚辰
(28) 同　紀同年同月辛巳
(29) 同　紀同年同月壬午
(30) 同　紀同年八月甲申
(31) 同　紀同年九月乙卯
(32) 同　紀三年六月戊申
(33) 同　紀同年十一月

もっとも書紀の仏教に関する記載を問題とする場合、それを蘇我氏という限定された視点からみることは危険であって、仏教に関する記載としての綜合的観点が必要であろう。しかしいまはあえてこの一側面からの考察に限定し、蘇我氏と直接の関連をもたない記載をふくめての問題についてはさらに別の機会に論究したいと思う。



Digitized by Google

## 二　元興寺縁起との対照

(1)欽明紀十三年十月は、周知の仏教伝来の記載であって、多くの論者によって究明されているものであるが、かって福山敏男博士が指摘されたように[1]、仏教伝来にはじまる初期の仏教弘通を伝える書紀の記載には、元興寺縁起の原資料となった古縁起、すなわち豊浦寺縁起の原形が基底をなしていると思われる。現存の元興寺伽藍縁起幷流記資財帳の、末尾に見える、塔露盤銘や丈六光銘はその文辞からも独特な用字法からも古形を伝えるものと推察され、書紀の仏教伝来に関する記述につよい影響をあたえていると考えられる。また、それとともに欽明朝ごろにおける百済との交渉が実際におこなわれていたことは、欽明紀の記載に百済本記によるとみられる記載が少なくないことや、当時の半島の情勢からも認めうるところであるから、そうした彼我の交渉のうちに、日本の朝廷への仏教的文物の到来のあったことを、多分に説話的な潤色をまじえて記述したものと考えられる。なお、この記事に関連して、蘇我氏と物部氏との対立が展開するので、それについては第七章において論究することとする。

(2)敏達紀十三年九月から、(8)同紀十四年六月にかけての七条にわたる、一連の記載は、いわゆる豊浦寺縁起による潤色であると考えられるが、かように文献に根拠をもとめうるものとして、この記載などは代表的なものの一といえよう。いま書紀がどのような態度で記述にあたっているかを検討することによって、他の考察の場合の参考ともしようと思う。現在すでに散逸して比較対照できなくなったと思われる縁起などの資料についても、書紀はこれに類する態度をもって、それらを利用したことが推察されるであろう。この敏達紀の記述に相当するものは、元興

Digitized by Google

寺縁起の露盤銘にも丈六光銘にもみえないが、本文の部分には符節を合するように記されている。いまこれを対照してみよう（第三表）。(2)

第三表

| 元興寺縁起 | 敏達紀十三・十四年 |
| --- | --- |
| (イ) 癸卯、稲目大臣子馬古足禰、得㆓国内交坐問時言、是父世詞（嗣カ）神心也、時大臣恐懼而願㆑弘㆓仏法㆒、 | (J) 十四年二月辛亥、蘇我大臣患疾、問㆓於卜者㆒、卜者対言、祟㆓於父時所㆑祭仏神之心㆒也、大臣即遣㆓子弟㆒奏㆓其占状㆒、詔曰、宜㆘依㆓卜者之言㆒、祭㆓祠父神㆒、大臣奉㆑詔 |
| | (K) 礼拝石像、乞延㆓寿命㆒、 |
| (ロ) 即求可㆓出家㆒人、都無㆓応者㆒、但是時針間国有㆓脱衣高麗老比丘名恵便与㆓老比丘尼名法明㆒、時按師首達等女斯末売年十七在、阿野師保斯女等己売、錦師都瓶善女伊志売合三女等、就㆓法明㆒受㆓学仏法㆒在、俱白、我等為㆓出家㆒、難（欲 | (B) 乃遣㆓鞍部村主司馬達等、池辺直氷田㆒、 |
| | (C) 使㆓於四方㆒訪㆓覓修行者㆒、於㆑是唯於㆓播磨国㆒得㆓僧還俗者㆒、名高麗恵便、大臣乃以為㆑師、令㆑度㆓司馬達等女嶋㆒、曰㆓善信尼㆒、年十一歳、又度㆓善信尼弟子二人㆒、其一漢人夜菩之女豊女、名曰㆓禅蔵尼㆒、其二錦織壺之女石女、名曰㆓恵善尼㆒、壺、此云㆓都符㆒、馬子独依㆓仏法㆒、崇㆓敬三尼㆒、 |



Digitized by Google

カ）レ受二学仏法一白、大臣即喜令二出家一、
島売ハ法名善信、等己売ハ法
名禅蔵、伊志売法名恵善、

（ハ）爾時大臣大ミ王池辺皇子二柱歓喜請二
桜井道場一令レ住、

（ニ）次甲賀臣従二百済一持度来石弥勒菩薩像、
三柱尼等持二家口一、供養礼拝、

（ホ）時按師首飯食ノ時、得二舎利一、以奉二大
臣一、ミミ

（D）乃以二三尼一付二氷田直与二達等一令レ供二衣食一、経二営仏殿
於宅東方一、

（E）安二置弥勒石像一、屈二請三尼一、大会設斎、

（A）十三年秋九月、従二百済一来鹿深臣（闕二名字一）有二弥勒石像一軀一、
佐伯連（闕二名字一）有二仏像一軀一、是歳、蘇我馬子宿禰請二其仏
像二軀一、

（F）此時達等得二仏舎利於斎食上一、即以二舎利一献二於馬子宿
禰一、

（G）馬子宿禰試以二舎利一置二鉄質中一、振二鉄鎚一打、其質与レ

| | |
|---|---|
| | 鎚悉被二摧壊一、而舎利不レ可二摧毀一、又投二舎利於水一、舎利随二心所一レ願浮二沈於水一、由レ是馬子宿禰、池辺氷田、司馬達等、深信二仏法一修行不レ懈、 |
| （ハ）乙巳年二月十五日、止由良佐岐、刹柱立、作二大会一、 | （H）十四年春二月戊子朔壬寅、蘇我大臣馬子宿禰起二塔於大野丘北一大会設斎、 |
| | （I）即以二達等前所レ獲舎利一蔵二塔柱頭一、 |
| | （L）是時国行二疫疾一、民死者衆、 |
| | （M）三月丁巳朔、物部弓削守屋大連与二中臣勝海大夫一奏曰、何故不二肯用一臣言一、自二考天皇一及二於陛下一、疫疾流行、国民可レ絶、豈非二専由一蘇我臣之興二行仏法一歟、 |
| （ト）此会此時、他田天皇欲レ破二仏法一、 | （N）詔曰、灼然、宜レ断二仏法一、 |



Digitized by Google

（チ）即此二月十五日、斫二伐刹柱一、

（リ）重責下大臣及依二仏法一人之家上、仏像殿皆破焼滅尽、佐伯岐弥牟留古造、召二三尼等一泣而出往時、現本臣将二三尼等一、至二都波岐市長屋一時、脱二其法衣一、破二滅仏法一、

（ヌ）爾時桜井道場者、大后大王命以莫レ犯也、我後宮告而不レ令レ焼、

（O）丙戌、物部弓削守屋大連自詣二於寺一、踞二坐胡床一、

（P）斫二倒其塔一縦レ火燔之、并焼二仏像与二仏殿一、

（Q）既而取二所レ焼余仏像一令レ棄二難波堀江一、是日無レ雲風雨、大連被二雨衣一、

（R）訶二責馬子宿禰与二従レ行法侶一、令レ生二毀辱之心一、乃遣二佐伯造御室一、更名於閻魔也喚二馬子宿禰所レ供善信等尼一、由レ是馬子宿禰不二敢違レ命、悽愴啼泣、喚二出尼等一付二於御室一、有司便奪二尼等三衣一、禁二錮楚レ撻海石榴市亭一、

（S）天皇思レ建二任那一、差二坂田耳子王一為レ使、属二此之時一、天皇与二大連一卒患二於瘡一、故不レ果レ遣、詔二橘豊日皇子一

| | |
|---|---|
| | 曰、不レ可レ違二背考天皇勅一、可レ勤二修乎任那之政一也、 |
| （ル）仏法破亡時、即国内悪瘡流滅(マヽ)、人民多病死、時病者自皆言、我焼、我斫、我切、言 | （T）又発レ瘡死者充二盈於国一、其患レ瘡者言、身如二被レ焼被レ打被レ擯、啼泣而死、 |
| （ヲ）爾時三尼不レ出二堅出守(マヽ)一、 | （U）老少竊相謂曰、是焼二仏像一之罪矣、 |
| （ワ）時大臣又得レ病、故他田天皇大前白、又欲レ敬二三宝一、天皇但許二大臣一耳、大臣更請二三尼等一、敬二礼三宝一、 | （V）夏六月、馬子宿禰奏曰、臣之疾病至レ今未レ愈、不レ蒙二三宝之力一難レ可二救治一、於レ是詔二馬子宿禰一曰、汝可二独行二仏法一、宜レ断二余人一、乃以二三尼一還二付馬子宿禰一、馬子宿禰受而歓悦、嘆二未曾有一頂二礼三尼一、 |
| | （W）新営二精舎一迎入供養、 |
| | （X）或本云、物部弓削守屋大連、大三輪逆君、中臣磐余連、 |



Digitized by Google

| | |
|---|---|
| （カ）他田天皇同乙巳年崩、 | 俱謀滅二仏法一欲下焼二寺塔一、并棄仏像上、馬子宿禰諍而不レ従、 |
| | （Y）秋八月乙酉朔己亥、天皇病弥留崩二于大殿一、（下略） |

この対照の結果、各部分の関係はつぎのようになる（第四表）。この表では、縁起の記載の順序によって書紀のそれに該当する記載を対照し、相互に該当すると考えられる記事のない場合は空欄とした。いまその一一については説かないが、文章の表現は異なっていても内容的には概ね対照できる部分の多いことが知られる。つぎに問題となる点をあげて、考察をすすめることとする。

第四表

| 元興寺縁起 | 敏達紀 |
|---|---|
| イ—J↑ | |
| K↑……延寿を乞う | |
| B↑……鞍部村主・池辺直 | |
| ロ—C↑ | |
| D↑……三尼を池辺直・鞍部村主に付く | |
| E↑ | |
| 「爾時……」……ハ | |

縁起と書紀とは、もとよりその述作の意図を異にするものであるから、記述の中心に異同を生ずるのは当然である。たとえば、書紀になくて縁起だけに見出されるのは、だいたい「爾時桜井道場者……」というように桜井寺（豊浦寺）のことを特記しようとする意識のはたらいたものであり、他

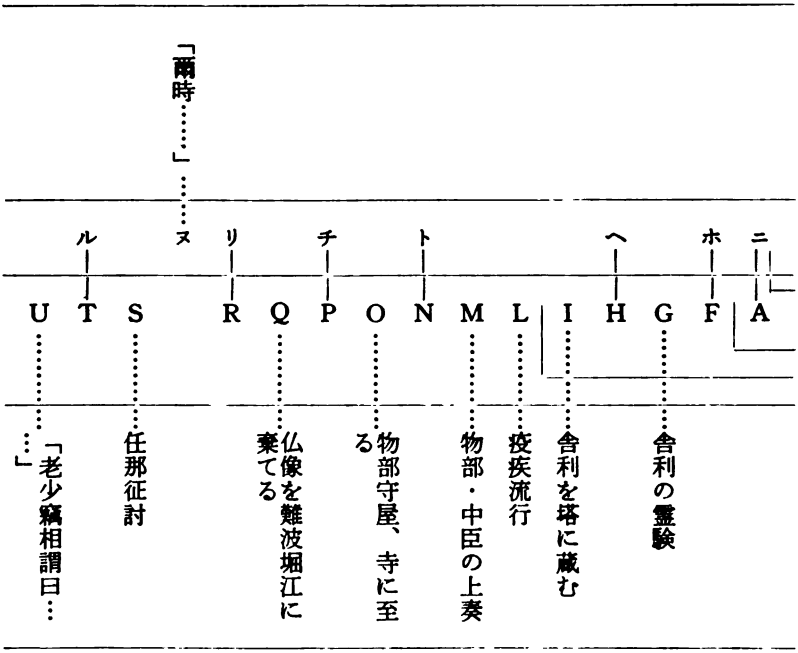


方縁起にみえなくて、書紀だけに見出されるものは、書紀の編者の潤色か、あるいは縁起とは異なる所伝の資料のあったことを示すとみられるものである。しかし、この対照によって少なくとも両者がたがいに共通する資料をもとにして成立したものであることは認められるべきであると考えられる。

ただ記述の文体からいえば、概して縁起のほうが原資料の形態をより多く伝えているかとみられ、たとえば縁起の「針間国」を書紀は「播磨国」とし、「脱衣」を「僧還俗者」とし、「斯末売」を「女島」とするたぐいのものを数多くあげることができる。これらは官府の史書としての書紀の文体がより整備されていることを示すものといえよう。

記述の順序はおおむね一致しているが、ただ第四表に矢印で示したように、アルファベット順に



Digitized by Google

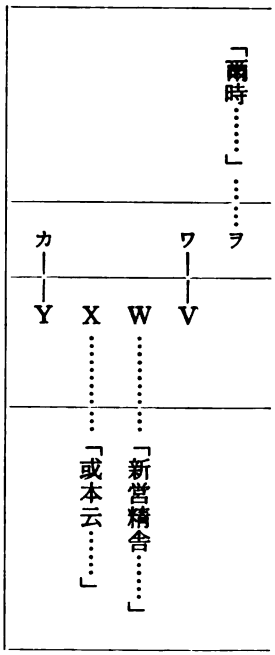


書かれている書紀の記載のうち、（J）が縁起の（イ）にあたり、（C）が縁起の（ロ）に相当するが、これは縁起の記載の順序に従うべきであろうから、書紀の編者の構作によると思われる。そしてかように順序を変えたのは、書紀が馬子の崇仏を説くのに、仏像の礼拝を第一として、ついで修行者（僧）をもとめるとした方が合理的であると考えたことによると思われ、しかもかように記述の順序を変えたため、すでに仏を奉じているのに、さらに仏を祭れとの卜占があって、詔をえて仏を礼したというように、記事が混乱してきたのであり、また縁起にない（L）を付加しなければならなくなったことが考えられる。

また書紀の（B）・（C）と縁起の（ロ）とくらべて著しい相違は、「池辺直氷田」の加わっていることで、これがあとまで関係している。すなわち、一往（ニ）に相当するとみられる（D）の部分にも、「乃以二三尼一付二氷田直与一達等一令レ供二衣食一、経二営仏殿於宅東方一」といい、また（E）に「安二置弥勒石像一、屈二請三尼一大会設斎、」とあって、達等よりも先に池辺直を記し、これをより重視するかのようである。しかるに縁起には池辺直の名は全く見えていない。また（G）の舎利霊験説話においても、舎利そのものは（ホ）や（F）にみられるように司馬達等の得たものとしながらも、（G）に「由レ是馬子宿禰、池辺氷田、司馬達等、深信二仏法一修行不レ懈、」とあるように池辺直を司馬達等より先に書いている。このように書紀には縁起にみえない池辺直の名があらわれるが、これは何故であろうか。問題とすべきであるからのちにふれることとしよう。

Digitized by Google

つぎに縁起にみえない（I）は舎利を塔の柱の頭に蔵すという、舎利説話の延長とみるべき性質のものである。ここに塔というのは（ハ）に「利柱立」、とあるものに対応して（H）が「起レ塔」としたのをうけついだのであるが、これは書紀の編者の構作で、舎利と塔とを結びつけて考える、より進んで考え方があらわれている点が留意されるべきである。（ト）にはつづいて「他田天皇欲レ破二仏法一」と記しているが、ここからの書紀の構作のあとは著しい。すなわち、（ハ）にも（ト）にもみられない（L）を破仏の原因とし、（M）には新たに、「物部弓削守屋大連、与二中臣勝海大夫一」を登場させているのはその代表的な例である。なんとなれば、縁起が乙巳年の破仏事件を他田天皇の発意によることとするのに対して、書紀は物部・中臣両氏の奏請によるものとし、とくに疫疾の流行を「豈非二専由一蘇我臣之興二行仏法一歟、」と語気もするどくいっているあたりには、蘇我・物部両氏の権力闘争をつよく意識し、その政治的動向のうちに仏教の興廃を語ろうとしていることが明らかであるからである。

しかも、このような傾向は（O）・（P）・（Q）・（R）とつづくことによって、ますます両者の対立抗争のはげしさを物語っている。すなわち、守屋が「詣二於寺一、踞二坐胡床一、斫二倒其塔一縦レ火燔レ之、幷焼二仏像与二仏殿一、既而取二所レ焼余仏像一、令レ棄二難波堀江一」とあり、さらに「詞二責馬子宿禰与一従レ行法侶一、令レ生二毀辱之心一」とか、「喚二出尼等一付二於御室一、有司便奪二尼等三衣一、禁二錮楚一撻海石榴市亭一」と述べ、全く徹底した破仏の様相を描写している。しかしこれらに相当する縁起の（チ）・（リ）は簡潔で古風な叙述[3]であるばかりでなく、破仏の実行者を全く他田天皇のこととしており、天皇が「斫二伐刹柱一、重責下大臣及依二仏法一人ニ家上[4]」めたこととしているし、難波堀江のことにもふれていない。乙巳年のこの事件は縁起の他の箇所には載せていないが、縁起と書紀との共通の依拠となった原資料には、むしろ（チ）・（リ）にちかい記述がなされていたものであろうと推察される。なお、縁起は乙丑



Digitized by Google

年の稲目の没後起った破仏については、「余臣等共計ヲ、庚寅年焼ニ切堂舎ニ、仏像経教流ニ於難波江ニ也、」と記しているが、この部分は書紀より後に成ったことが推測され、おそらく書紀によったと思われるから、いまの問題とは区別して考えられるべきであろう。

つぎに縁起の（ヌ）と（ワ）とは、（ハ）と同じく「爾時……」ではじまる文章で、いずれも桜井寺（豊浦寺）縁起の作者の構作であるから、それが書紀にないのは当然である。それに対して（S）は、欽明朝以来の外交上最大の課題であった任那復興の問題を仏教記事に係らせたもので、書紀の編者の技倆をうかがわせるものである。概してこの種の外交問題との連関の薄い、このあたりの記述に任那問題という恰好の時事をかみ合わせたもので、坂田耳子王[3]を任那に派遣しようとしたが、たまたま破仏事件の結果、天皇も大連もみな瘡を患って派遣しえず、皇子に対して任那の政事を修めるよう勅したという記述を加えているものである。

（ル）は破仏事件の結果としての疫疾の流行を述べるものであるが、ここでも（T）の文飾が著しい。「充ニ盈於国ニ」の用語例は雄略紀廿三年八月丙子に見える。また（U）の「老少竊相謂曰、」というのも書紀の常套的表現の一である。ただ、ここでも注意されるのは、縁起がつぎの（ワ）で「時大臣又得レ病、」と記しているのに、（S）にあった天皇や守屋の罹病については全くふれていないことで、これは縁起やその原資料の性格を考えるうえで見逃せない事実である。（ワ）と（V）とはほぼ一致するが、（W）の「新営ニ精舎ニ、迎入供養、」は書紀の文飾である。新営の精舎があるならば、それこそ大切なものであるはずであるが、名称も所在地もいわない。全く机上の構作であることを示している。最後に、（カ）と（Y）とは一致するが、書紀ではここに別伝の（X）を載せている。

以上のように比較対照した結果、縁起と書紀とが共通の原資料に依りながら、書紀は縁起にくらべて一層の文飾

Digitized by Google

や構作を加え、より整備された合理的な叙述をなそうとしている意図がうかがえるが、その主要なものはつぎの三点に要約できるであろう。

すなわち、第一は書紀が池辺直氷田の活動を特記していること、第二は舎利と塔との連関が、書紀においてより判然としていること、第三は物部・中臣両氏と蘇我氏との対立抗争に関する潤色のきわめて濃厚であること、がそれである。このほかにも問題はあるであろうが、この三にくらべると、その意味は軽いと思う。それで以下には、この三項について考察を進めてみたいと思う。

## 三　池辺氏と仏教

(一)　池辺直氷田の活動が縁起にみえず、書紀にのみあらわれることは、原資料になかったものを書紀編纂のとき他の資料によって付加したとしなければならない。しかるに池辺直に関する文献の徴証はきわめて乏しく、書紀の記載のほかには、わずかに新撰姓氏録和泉国諸蕃に、「池辺直、坂上大宿禰同祖、阿智王之後也、」という記載と、日本霊異記の記載が見出されるだけである。書紀には、このほかに欽明紀十四年五月戊辰に比蘇寺縁起を依拠としたと考えられる、つぎの記述がある。

河内国言、泉郡茅渟海中有二梵音一、震響若二雷声一、光彩晃曜如二日色一、天皇心異之、遣二溝辺直一字、此但曰レ直不レ書二名蓋是伝写誤失一矣、入レ海求訪、是月、溝辺直入レ海果見二樟木浮レ海玲瓏一、遂取而献、天皇命二画工一造二仏像一躯一、今吉野寺放レ光樟像也、



Digitized by Google

書紀が比蘇寺縁起[6]を引いたのはこの一箇所だけと思われるが、ここにあらわれる溝辺直[7]は池辺直とも解される。事実、日本霊異記（巻上）においては、明らかにこれを池辺直氷田と記して、吉野比蘇寺の放光阿弥陀像の由来を説いている。[8]これがなにによったものかはさらに検討を要するとしても、池辺直と解する説を助成するものではあろう。ところが欽明紀の記載をみると、溝辺直の割注にいうように、氷田の名を記していない。ここに欽明紀と敏達紀との記載が、同一人物の事績を伝えるものとしては若干の不調和の感をあたえることは否みえないであろう。

これについては、西田長男博士の説かれるように、[9]書紀の編纂方法から生じた誤謬とみることもできるであろう。すなわち、書紀の編者は準備作業として原資料を分類して書き抜いたため、一は欽明紀十四年に入り、他は敏達紀十三年に入り、溝辺直が池辺直氷田であることがついにわからなくなってしまった。この場合、書紀がその用字法によっても察せられるように、巻別に分担執筆の方式をとったらしいことも考え合わせると、そのことがより一層よく解釈できるであろう。

しかしこの解釈には、つぎのような疑義を生ずる。それは比蘇寺縁起によって池辺直の名を知った編者が、敏達紀十三年にそれを池辺直氷田と記入しながら、他方で欽明紀には「不レ書二名字一」と注したことは考え難いからである。また欽明紀十三年十月の仏教公伝を記述したものは、敏達紀の舎利の霊験や守屋らの破仏事件を記述したものと、同一人物か、または相互に連絡のあった人人と解される。[10]この場合、比蘇寺縁起にもとづく欽明紀十四年の記事だけを同じ欽明紀のなかで孤立的な仏教記事として扱うのは不適当ではないか、ということである。それで、これらの難点を除くため、私はつぎのように、書紀の記事の不調和を解してはどうかと考える。

書紀は、初期の仏教に関する記載を、上記のように豊浦寺原縁起のような鞍作氏系統の色彩のつよい資料によっ

Digitized by Google

て作成している。そこへ、欽明紀十四年五月戊辰と是月との条に、比蘇寺縁起によるものを一箇所だけ引用したので、記事相互の関係がかなり不調和となり、断片的となってきた。しかも比蘇寺は、大化元年の古人大兄皇子[11]や天智天皇末年の大海人皇子[12]の吉野入山などの例からも知られるように、古代における名利であって、その所伝は書紀の編者によっても尊重されなければならなかったようである。いわゆる仏教公伝の翌年である欽明紀十四年に係けられたのも、そのような書紀編集の時代における比蘇寺の社会的地位が大きく反映していると考えられる。したがって以後の仏教記事のなかに池辺直の名が全く出ないということは、記事の連関性を欠くことにもなる。こうして敏達紀の仏教記事に池辺直の名が挿入付会されることとなったのではなかろうか。しかもこのとき比蘇寺縁起の「溝」の字との関係は未解決のままであるが、後世、溝辺という氏の名も存在していたらしい[13]にもかかわらず、姓氏録に載せられていないことから、すでにはやく衰退したか、またはもともと微力の氏であったとも解されるので、実際に和泉地方に居住した「池辺直」の名が、書紀の編者によって採用されたものであろう。日本霊異記が比蘇寺の仏像の由来を池辺直に係けているのは、むしろ書紀の記載に依拠したものと推察することができる。なお、池辺直が「仏像」をえたこと、その家が直姓であることも考慮され、司馬達等の前にその名を列ねさせたのではないか。また、欽明紀十四年に「氷田」の名を記さないのは、もともと比蘇寺縁起そのものに記されていなかったからであろう。

この池辺氏は、姓氏録の伝えるように、鞍作氏と同じく倭漢氏の党類であって、帰化人系の氏として仏教を受容したという事実もあったであろう。しかし文献にあらわれることは少なく、とくに勢威のあった氏とも思われない。それを書紀がとり上げたのは、上記のような書紀の編者の比蘇寺縁起に対する判断にもとづいて、敏達紀にそ



Digitized by Google

の名を出すに至ったのであろう。書紀における池辺直の位置についてこのように解したいと考える。

## 四　舎利伝説

(二)　舎利と塔との連関づけは、書紀の記述の著しい特色である。すなわち、縁起においては、(ホ)に按師首が舎利を得て大臣に奉ったというだけであるのに、書紀においては、(F)につづいて(G)において、舎利の霊験をくわしく説き、しかもこれが「仏法之初」として、きわめて重要視されている。ところが、この舎利の霊験についての記述は、津田博士の指摘されたように、中国の梁高僧伝の康僧会の条によっているものであって[14]、もとより史実とみるべき性質のものではなく、六朝時代に寺院草創の由来を説くとき、しばしば採用された説話の形態に倣っているものにすぎない。それで寺院縁起の作者がこれを利用するのには恰好のものであるが、いま書紀が舎利の霊験を述べているのに対し、縁起はかえってこれを記さない。このことはさかのぼって原資料にも舎利の霊験を記すことがなかったためと解すべきであろう。縁起の筆者にはまだ舎利の霊験説話は知られていなかったか、あるいは少なくとも舎利の霊験を強調して、これを「仏法之初」として意味づけることは意識されていなかったにちがいない。したがって、(I)の舎利を塔に蔵することの意義についても明確な表現がみられないことになる。

かように書紀の記載には、縁起にみられない、舎利の霊験の意味と、舎利と塔との連関づけについての観念がつよく作用しているといわなければならないが、これを梁高僧伝の記載との対照によって、さらにくわしく検討することにしたい。

Digitized by Google

梁高僧伝の康僧会の条には、交趾国出身の康僧会が、赤烏十年（A・D・二四七）呉国に来てから仏教が普及するにいたったことを記しているが、まずその概略を述べておこう。[15]

(一)康僧会は江左[16]に仏教を弘めようとして東游し、はじめて建康に来て「茅茨」を営み、仏像を設けて道を行じた。

(二)しかし呉人は、この時はじめて仏僧をみたので、この異様な風采の胡人を取締るよう官に奏請した。

(三)呉王の孫権は康僧会を召喚し、詰問したが、かれは「如来遷レ迹忽逾二千載一、遺骨舎利神曜無レ方、」と舎利の霊験のあらたかなことを説き、「夫塔寺之興以表二遺化一也、」と、寺塔建立の悲願を述べた。孫権はこれを聞いても信じえないので、「若能得二舎利一当二為造レ塔、如其虚妄国有二常刑一、」とし、舎利の霊験を事実をもって証明するよう要求した。

(四)康僧会は七日間の猶予を請い、その門下を集めて「法之興廃在二此一挙一、」と激励し、一同は潔斎して静室に入り、銅瓶を机上に置き、焼香礼請して霊験のあらわれるのを期待した。しかるにその効果がないので、孫権は「欺誑」であるとし処罰しようとした。しかし康僧会はさらに猶予を請い、ふたたび霊験を待った。

(五)やがて期限のきれる間際となって、瓶の中に鏘然として音がし、舎利が獲られたので、康僧会はこれを孫権に呈上した。

(六)康僧会は孫権に対して、「舎利威神豈直光相而已、乃劫焼之火不レ能レ焚、金剛之杵不レ能レ砕、」と教えた。孫権はこれを試すこととし、「乃置二舎利於鉄砧砥上一、使二力者撃レ之、」めたが、「於レ是砧砥俱陥舎利無レ損、」であった。

(七)孫権はこの舎利の神異に感服し、塔を建立させた。これが建初寺で、その地を仏陀里といい、これより江左の



Digitized by Google

大法が興った。

(八)孫権のつぎに、その子の孫皓の治世となった。かれは厳格な法令を出して淫祀を廃棄することを命じた。仏寺も破却されようとしたが、諸臣は、仏の威力が余神よりもすぐれていることを述べて反対した。そこで孫皓は康僧会を召喚し詰問したが、康僧会はこれに屈しなかった。

(九)しかし、残虐な性格の孫皓は、宿衛兵が得た金像（金色の仏像）をけがらわしくもてあそんだ。

(一〇)ところが、にわかに全身の皮膚がはれあがり、苦痛のため大声をあげなければならなかった。

(一一)そこで太史に卜占させ、諸廟に祈請したが効果がなく、仏神に頼らなければならなくなった。

(一二)かくて、孫皓は仏教に帰依している婇女の教に従うことになった。

(一三)さらに、康僧会に罪を謝し、その説法をうけて仏教を奉ずるにいたった。

以上の記述を、さきに考察した敏達紀の記載と対照してみると、梁高僧伝またはその系統の伝承によると思われるものは、単に舎利の霊験についてだけではなく、記載のほとんど全体にわたっていることが知られる。すなわち、敏達紀十三年から十四年にかけての仏教受容の過程に関する記載は、その筋書きをかれに得て、それを日本風に潤色したにすぎないことが、さらに有力に推定しうるものである。そのことを、書紀の記載との対照によって表示しながらつぎに考察することにしたい（第五表）。

この対照によれば、舎利の神異に関しては、敏達紀の（F）と高僧伝の(四)、おなじく（G）と(六)、（G）・（H）と(七)は文辞の類似性を指摘できるほどであり、そのほか、（I）は(三)に、（J）は(二)に、それぞれ共通する要素がある。さらに全体の構成からすれば、（A）は(一)に、（B）・（C）は(二)に当てることが可能であり、（D）や（E）は

Digitized by Google

第五表

| | 敏達紀十三・十四年 | 高僧伝（巻一）康僧会の条 |
|---|---|---|
| (A) | 仏像の将来 | (一)「営立二茅茨一、設レ像行道一、」 |
| (B) | 修行者をもとむ | |
| (C) | 三尼を度す | (二)「時呉国以初見二沙門一、」 |
| (D) | 三尼 | |
| (E) | 仏殿を営み、仏像を安置す | (三)「婇女先有二奉レ法者一、……婇女即迎レ像置二殿上一、」 |
| (F) | 舎利をえて馬子に献ず<br>「達等得二仏舎利於斎食上一、即以二舎利一献二於馬子宿禰一、」 | (四)「忽聞二瓶中鎗然有レ声、会自往視果獲二舎利一、明旦呈レ権、」 |
| (G) | 舎利の神異<br>「馬子宿禰試以二舎利一置二鉄質中一、振二鉄鎚一打、其質与レ鎚悉被二摧破一、而舎利不レ可二摧毀一、」 | (六)「乃置二舎利於鉄砧上一、使二力者撃レ之、於レ是砧砲俱陥、舎利無レ損、」 |



Digitized by Google

「由レ是馬子宿禰、池辺氷田、司馬達等、深信二仏法一修行不レ懈、馬子宿禰亦於二石川宅一脩二治仏殿一、仏法之初自レ茲而作、」

（H）塔を起てる

「蘇我大臣馬子宿禰起二塔於大野丘北一大会設斎、」

（I）舎利を塔に蔵む

「即以二達等前所レ獲舎利一蔵二塔柱頭一、」

（J）馬子疾し、卜占せしめたところ、

（K）仏神の崇りという

（U）「蘇我大臣患疾、問二於卜者一、卜者対言、崇二於父時所レ祭仏神之心一也、……」

（M）物部守屋・中臣勝海の奏請

（N）詔して仏法を断つ

（七）「権大歓服、即為建レ塔、以二始有二仏寺一故号二建初寺一、因名二仏陀里一、由レ是江左大法遂興、」

（三）「権……乃謂レ会曰、若能得二舎利一、当二為造レ塔、」

（二）「太史占言、犯二大神一所為、即祈二祀諸廟一永不二差愈一、」

（四）「権曰、此寇欺誑将欲レ加レ罪、」

（六）「孫皓即レ政、法令苛虐、廃二棄淫祀一、乃及二仏寺一並欲二

（O）守屋、寺に詣り踞坐す
（P）塔を倒し火を縦ち、仏像・仏殿を焼く
（Q）仏像を難波堀江に棄てる
（R）尼等の衣を奪い禁錮す

（L）
（S）疫疾の流行
（T）

（V）馬子にのみ奉仏を許す
（W）「馬子宿禰奏曰、臣之準病至レ今未レ愈、不レ蒙二三宝之力一難レ可二救治一、於レ是詔二馬子宿禰一曰、汝可二独行一仏法一、宜レ断二余人一、……」

毀壊一、皓曰、此由レ何而興、若其教真正、与二聖典一相応者、当存二奉其道一、如其無レ実皆悉焚レ之、諸臣僉曰、仏之威力不レ同余神一、……今若軽毀恐胎二後悔一、皓遣二張昱一詣レ寺詰レ会、……皓曰、周孔已明、何二用仏教一」

(九)「皓雖レ聞二正法一而昏暴之性不レ勝二其虐一、後使二宿衛兵一入二後宮一治レ園、於レ地得二一金像高数尺一、呈レ皓、皓使下著二不浄処一以二穢汁一潅上レ之共二諸群臣一笑以為レ楽、」

(一〇)「俄爾之間、挙身大腫、陰処尤痛、叫呼徹レ天、」

(一一)「皓挙レ頭問曰、仏神大耶、婇女云、仏為二大神一、皓心遂悟二其語意一、」

(一二)「皓叩二頭于枕一自陳二罪状一、有レ頃痛間、遣レ使至レ寺、問二迅道人一、請二会説法一、会即随入、皓具問二罪福之由一、会為敷析辞甚精要、皓先有二才解一欣然大悦、因求レ看二沙門戒一」



Digitized by Google

順序は異なるけれども、「三尼」と「採女」とがいずれも女性の帰依者であること、㈠に「先有二奉レ法者一」としていることから、㈡に当てることもできよう。つぎに破仏事件に関しては、(M)から(R)にかけての記事は、孫皓の(八)・(九)の暴逆に相当し、その後の(S)・(T)の疫疾の流行は㈢に当る。また(V)・(W)の馬子の奉仏は、破仏の当事者でない点は異るけれども、㈡・㈢の孫皓の帰仏の記事に配当することができる。

なかには、かなり憶測めいたことになるものもあるが、全体的に両者の構成に類似性のあることは否定できないことである。すなわち筋書きの類似という点では、記述の順序に若干の相違はあるが、大体対照しうるし、舎利の神異を中心として、(1)仏像・(2)仏殿・(3)仏僧（沙門）・(4)舎利・(5)舎利の神異・(6)造塔・(7)破仏事件・(8)疫病の流行・(9)卜占・(10)奉仏という要素がすべて結合して構成されている点で全く共通している。書紀は高僧伝と順序が変っているため、馬子が大野丘に塔を建て、仏を奉じた後にも、また物部守屋らの奏請の後にも疫疾の流行があったことになっているが、これは、純粋に仏教的な立場にある高僧伝とは異なる、書紀の立場を表現するのに役立っているとみることができょう。すなわち、書紀は仏教中心の立場にたつものではないから、在来の神祇信仰の立場をもうけ入れるものとして、馬子に対して「汝可二独行二仏法一」とし、神祇的な立場にたつものの余地を残しているのであり、これは事実として神仏共存の世相にてらして書かれていることが知られる。また、高僧伝が、孫権と孫皓との二代の事績として記すのに対して、書紀は馬子と守屋との同時代の対立の事績として記述しているわけである。かようにみるならば、記事の相違も、それは両者を切り離してしまうものではなく、説話的な記述の着想が同一の根から発していることを否定することはできないと考えられる。

字句の上からみても、書紀の「仏法之初自レ茲而作、」が高僧伝の「由レ是江左大法遂興、」と関係をもつものであ

Digitized by Google

り、おそらくその系統の思想をうけたものであることは否みえないであろう。[17] この句に注意して、敏達紀十三年の具体的な記述が、後の推古紀十四年五月戊午においても肯定されているから、欽明紀十三年十月の、きわめて説話的な叙述にくらべて、おそらく事実を基礎として記されたものであろうとする説[18]がある。しかしこの句が先の舎利の神異説話に付随して高僧伝に記されているものによることが明らかである以上、これは高僧伝系統の記録による文飾とみるのが妥当であると考えられる。以上のような高僧伝による書紀の潤色については、(1)欽明紀十三年十月の仏教公伝の記事にもあらわれていることが、[19]津田博士によって説かれているが、この敏達紀十三・十四年の記載がより濃厚であることは疑いえないところである。

## 五　物部氏との関係

(三)　物部・中臣両氏と蘇我氏との対立・抗争は書紀の記述を、元興寺縁起のそれよりもはるかに生気のあるものとしているが、これが縁起にみえなくて書紀にだけ顕著にあらわれているのは、なぜであろうか。これをいいかえれば、縁起が敏達天皇の破仏を記すのに、書紀はなぜ物部・中臣両氏を主体としてそれを記述しているのであろうか。これについて私見を述べよう。

だいたい縁起にとっては、天皇の破仏を記すことは決して快いことではなかったにちがいない。それにもかかわらず、それをはっきり記述していることは、縁起の所依とする原資料において敏達天皇の破仏のことを載せていたのであろうと考えられる。それを書紀は、物部・中臣両氏の奏請によるものとしたわけである。ところで、もしこ



Digitized by Google

の両氏の奏請が、すでに原資料に出ていたのであるならば、縁起の作者がそれを省くということはないであろう。あえて天皇一人の発意のように記さなければならないような理由は存在しないと考えられるからである。しかもこのことは、縁起の欽明朝のことを記している部分――それは敏達朝のことを記すいまの部分よりも、ややおくれて成立したものと推察される――においても、排仏派の人名を明記せず、「余臣等言、如レ是神心数々発者、他国神礼罪也、」とか、「然余臣等猶将滅捨計故、」などと、もっぱら「余臣」の語によって代用し、物部・中臣などの実名を記すことが全くない。これらをみると、縁起はほとんど物部・中臣両氏の排仏的立場というものには留意していないというべきであろう。このような傾向はいったいなにを意味するものであろうか。縁起が物部・中臣両氏の破仏を記しえないという理由はないであろう。もしそれが後世の藤原氏の権勢への顧慮、あるいは寺院としての保身的立場から、いわないほうがよかったのではないかというような事情が考えられるとしても、それにもまして天皇の破仏を記すことのほうが不都合なことといわなければならないであろう。

このように考えると、この疑問はさらに深められるが、いま一の試見を述べると、書紀では、原資料のいうような天皇の破仏を直接的に表現することが、その正史としての立場から避けられたのではなかろうか。そこに天皇の破仏の部分的代役として、物部・中臣両氏が登場することとなったのではなかろうか。したがって、もと原資料には両氏の破仏については一言もふれず、ただ天皇を主体とした破仏を伝えていたのを、書紀の編者はその立場から潤色をくわえ、大化前代に蘇我氏と政治的に対立した権勢者としての物部氏らをとり上げて、それを破仏の代役に仕立てるにいたったのではなかろうか。それでも天皇の破仏ということは、古伝と考えられたらしく、書紀も敏達天皇について「不レ信二仏法一而愛二文史一」とだけは記している。また物部氏らの奏請に対して勅許の下ったことを

Digitized by Google

記した。けれども、それらを通じて書紀は、その蘇我馬子のことばとして記すところを借りていえば、「王者不レ近二刑人一」[20]という立場をとり、天皇自身の破仏とするのを差しひかえたものと解されるであろう。かような中国風の帝王思想にもとづく政治は、明確には七世紀以後におこなわれるようになったもので、書紀の編纂された時代はもとよりそういう時代に属している。すなわち、破仏の説話も書紀においては天皇氏の権威を尊ぶ立場から変改されたわけで、そこに書紀編纂の立場とその意識の一端があらわれているといえよう。

かように考えてくると、蘇我氏と物部氏との抗争に関する書紀の記載の中心をなしている、仏教の採否をめぐる問題は、必ずしも古伝によらないで、書紀の編者の判断によって、天皇制国家の歴史にふさわしい形体へと転化させられていったことが推定できると思う。

それでは蘇我氏と物部氏との抗争はなにを意味するものとして記載されたのであろうか。これは(24)崇峻紀即位前七月のつぎの記述によって、蘇我氏が物部氏を討滅し、その結果として四天王寺・法興寺の建立がなされ、これによって仏教の本格的な受容が進展したことを示そうとするのが、その趣旨であることが明らかである。

蘇我馬子宿禰大臣勧二諸皇子与二群臣一、謀レ滅二物部守屋大連一、泊瀬部皇子、竹田皇子、廐戸皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子宿禰大臣、紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀拖夫、葛城臣烏那羅、倶率二軍旅一進討二大連一、大伴連噛、阿倍臣人、平群臣神手、坂本臣糠手、春日臣(闕二名字一)倶率二軍兵一従二志紀郡一到二渋河家一、大連親率二子弟与二奴軍一、築二稲城一而戦、……(中略)……

是時廐戸皇子束二髪於額一、(分注略)而随二軍後一、自忖度曰、将レ無レ見レ敗、非レ願難レ成、乃断二取白膠木一、疾作二四天王像一、置二於頂髪一、而発レ誓言、(分注略)今若使二我勝一敵、必当奉二為護世四王一起二立寺塔一、蘇我馬子大臣又発レ



Digitized by Google

誓言、凡諸天王大神王等助二衛於我一、使レ獲二利益一、願当奉二為諸天与二大神王一、起二立寺塔一流二通三宝一、誓已厥三種種兵一而進討伐、……（中略）……平レ乱之後、於二摂津国一造二四天王寺一、分二大連奴半与レ宅、為二大寺奴田庄一、以二田一万頃一賜二迹見首赤檮一、蘇我大臣亦依二本願一於二飛鳥地一起二法興寺一、……（下略）……

これら一連の記載から、法興寺のことに関する書紀の記述が縁起のそれに照応しているように、四天王寺の縁起もまた書紀に利用されたことは十分に推定できるところである。そしてこれら寺院縁起の性格からしても、仏教をめぐる両氏の抗争をただちに史実とすることが困難であろう。両氏の抗争を伝える書紀の記載はその主要成分のほとんどがきわめて薄弱な根拠によって記述されていることが明らかであるからである。このことについては、すでに炯眼なる先学の所論があって[21]、私見もそれに学ぶところが多いのであるが、ただつぎの点については、より深い検討が加えられなければならないであろう。

すなわち両氏の抗争が史実でないと考えられるのは、主として仏教の採否をめぐっての抗争の記載を念頭においてのことで、その限り、これを史実とみることが困難なことは上述した。けれども、仏教記事以外にも両氏の抗争を記述するところがあり、それは仏教記事ほどの豊富なものではないが、無視できないことはいうまでもない。それは穴穂部皇子の謀反に関する記載であって、三輪氏の家伝とも関係があるようである[22]。三輪氏はだいたい物部氏と関係の深い氏であるが、ここでは三輪君逆が炊屋姫尊（推古天皇）を通じて蘇我氏に接近しており、ついに守屋のために殺されている。しかしこの記事の検討は第七章にゆずって、いまは仏教に関する記載だけからは、両氏の抗争が史実とみられる根拠の薄弱であることを理解しておきたいと考える。

Digitized by Google

## 六　善信尼の伝承

(10)崇峻紀即位前六月甲子に、「善信阿尼等謂二大臣一曰、出家之途以レ戒為レ本、願向二百済一学二受戒法一」とあり、ついで(11)同是月には、「百済調使来朝、大臣謂二使人一曰、率二此尼等一将渡二汝国一令レ学二戒法一、了時発遣、使人答曰、臣等帰レ奏先請二国王一、而後発遣、亦不レ遅也、」とある。これによって、(3)敏達紀十三年是歳において出家得度した鞍部司馬達等の女の善信尼が、大臣蘇我馬子のはからいで百済に渡航し、戒法を学んだという所伝のあったことが知られる。これについては、元興寺縁起の古い部分にも相当する記事があるが、露盤銘や丈六光銘にはみえないから、古い伝承とは断定はできない。しかし、露盤銘や丈六光銘以外の伝承がないとすることも困難である。三尼については、縁起も書紀もほぼ同様の記述をなしているが、縁起にみえる老比丘法明のことが書紀にはあらわれていない。しかしこれは記事の主流をなすものではないから問題としないとしても、善信尼などの三尼の伝承については考察をすすめておく必要がある。

敏達紀によれば、馬子が百済から伝えられた仏像二軀を請いうけたが、この時「修行者」が居なかったという。その主旨は当時出家者の得がたかったことを示しているようであるが、その意味は必ずしも明確ではない。なぜならば、すでに六世紀の末頃には百済との文化的交渉はよほど進んでいたと考えられ、仏僧を得ることが非常に困難であったとはみられないからである。このころ朝鮮半島では、高句麗の南下策がすすめられ、百済と新羅とはたがいに離合の形勢にあった。五三八年に百済はついに扶余に遷都し、しばしば日本に救援をもとめたが、やがて五五



Digitized by Google

二年、漢城・南平壌を棄てねばならなくなり、[23]さらに日本に援軍を乞うた。こうして五五三年（欽明天皇十四年）の百済の来貢は信憑できる記載であると考えられる。[24]これを欽明紀十四年正月乙亥には、「百済遣ニ上部徳率科野次酒、杆率礼塞敦等一乞二軍兵一」と記している。

こうして百済が日本に軍事的援助をもとめてきたとき、それは同時に外交的文化的な親善関係をすすめる努力がはらわれていた。欽明紀十五年二月に、つぎの記載がある。

百済遣二下部杆率将軍三貴、上部奈率物部烏等一乞二救兵一、仍貢二徳率東城子莫古一、代二前番奈率東城子言一、五経博士王柳貴代二固徳馬丁安一、僧曇恵等九人代二僧道深等七人一、別奉レ勅貢二易博士施徳王道良、暦博士固徳王保孫、医博士奈率王有陵陀、採薬師施徳潘量豊、固徳丁有陀、楽人施徳三斤、季徳己麻次、季徳進奴、対徳進陀一、皆依レ請代之、

これによると、百済は日本に対して救兵を乞うにあたり、前番の東城子言のかわりに東城子莫古を貢するとともに、五経博士・仏僧を交代し、さらに別に勅を奉じて、易博士・暦博士・医博士・採薬師・楽人を交代せしめているのであって、六世紀中葉には、百済から仏僧が交代して来朝していたことが知られるわけである。[25]この点から考えると、少なくとも百済から来朝した仏僧が数人は日本の国内、とくに朝廷の近くにいたことになり、出家人が求めて得られないものであったか否かは疑問がのこされる。かりに日本人のなかに自発的に出家を望むものがあらわれたとして、そのような仏教的な雰囲気を構成したものは主として朝鮮から渡来した仏教的文物であったろうし、人的には百済など朝鮮の仏僧の影響がつよかったものと考えられる。そうであればそれらの仏僧に従って出家することが自然の勢いであったと考えるのが穏当ではなかろうか。出家人を求めて得られず、還俗僧をえてようやく三

Digitized by Google

尼を度せしめたということが、それを示すことにもなるであろう。

これを敏達紀六年十一月庚午に、「百済国王付二還使大別王等一、献二経論若干巻幷律師、禅師、比丘尼、咒禁師、造仏工、造寺工六人一、遂安二置於難波大別王寺一」とあるものとあわせ考えると、書紀の記載自体において、すでに百済から律師・禅師とともに比丘尼が来朝していることをも述べているわけで、敏達紀十三年の記載を否定するのなら別であるが、肯定する場合には当然それとの連関が考えられなければならない。この条は難波大別王寺の起源を記す伝承にもとづいているものと考えられ、おそらく初期の仏教寺院の成立事情を想像せしめる要素をふくんでいるものであろう。すなわち初期の仏教が、百済人をはじめとする朝鮮半島からの渡来者やその子孫たちによって形成されていった事実を暗示しているものである。

したがって善信尼の伝承の特色は最初の尼僧ということよりは、戒法の受学という点に中心があると考えるべきであろう。戒法の受学という視点からすれば、これは積極的な仏教受容の姿勢を意味するから伝承の意図も明らかになる。

(13)崇峻紀元年是歳に、露盤銘によるとみられる百済が派遣した人名を記したつぎに、「蘇我馬子宿禰請二百済僧等一、問二受レ戒之法一、以二善信尼等一付二百済国使恩率首信等一、発二遣学問一」とあり、「受戒」に中心をおいている。そして、ついで(14)同紀三年三月に、「学問尼善信等、自二百済一還住二桜井寺一」とあることから知られるように、善信尼伝承は尼寺としての桜井寺(豊浦寺)の起源を説くものであることは明らかであるといわなければならない。そして、善信尼が司馬達等の女であることによって、鞍作氏や、その保護者である蘇我氏の仏教受容にはたした役割を称揚する意味をもふくむものとなっている。

## 六　善信尼の伝承



Digitized by Google

かように尼僧の出家が僧の出家よりも特筆されていることは、古代の民族宗教に女性のしめる地位と関連した問題の存在することを示しているが、これを高僧伝系統の所伝との関係において考えると、三尼が尼僧であることと、梁高僧伝に、「婇女先有二奉レ法者一」とか「婇女即迎レ像置二殿上一」とかいう文辞とが、全く無関係であるとは断定できないであろうことも付言しておきたい。

なお、法興寺が蘇我馬子の創建にかかることは露盤銘に「……奉仕巷宜名有相明了(ナヲ)大臣為レ領、……」とあるものを古伝としてあげることができる。書紀においても、(12)崇峻紀即位前七月の蘇我・物部の抗争をはじめとして屢述している。(13)同紀元年是歳に、「壊二飛鳥衣縫造祖樹葉之家一、始作二法興寺一、此地名二飛鳥真神原一、亦名二飛鳥苫田一」とするのは、露盤銘の戊申の条に別の伝承を加えたのであろう。以後の記事はいずれも簡単なものであるから列記しておこう。

(15)崇峻紀三年十月　「入レ山取二寺材一」

(17)同　紀五年十月是月「起二大法興寺仏堂与二歩廊一」

(18)推古紀元年正月丙辰「以二仏舎利一置二于法興寺刹柱礎中一」

(19)同　紀元年正月丁巳「建二刹柱一」

(21)推古紀四年十一月「法興寺造竟、則以二大臣男善徳臣一拝二寺司一、是曰恵慈、恵聡二僧始住二於法興寺一」

露盤銘では、戊申の条のつぎは丙辰であって、これは(21)推古紀四年十一月に相当するが、「丙辰年十一月既、」とあり、次下に四部首の工人の将の名をあげている。(21)に善徳臣と恵慈・恵聡の名が出ているが、これは丈六光銘において、「……而百済恵聡法師、高麗恵慈法師、巷哥有大臣長子名(明子脱カ)善徳為レ領、以建二元興寺一」とあるものに相当し、

おそらくそれらを根拠にして記載されたのであろうと考えられる。(15)・(17)・(18)・(19)については、特にふれていないから、それ以後の伝承によるか、書紀の編者の潤色かのいずれかとみられる。また(31)皇極紀元年九月乙卯に、大臣蝦夷に詔して大寺造立のため、近江と越との丁を発することを命じたとし、大寺とは百済大寺であると分注している。さらに(33)同紀三年十一月には、蝦夷が長直に命じて大丹穂山に桙削寺[26]を造立させたという。これらは蝦夷の時代に係けられた仏寺に関する所伝である。

## 七　三宝興隆の記載

(20)推古紀二年二月丙寅に、「詔二皇太子及大臣一、令レ興二隆三宝一、是時、諸臣連等各為二君臣之恩一、競造二仏舎一、既是謂レ寺焉、」とあるのは、いわゆる推古朝の三宝興隆を、もっとも端的にいったものであるが、ここに「皇太子及大臣、」というのは、一定の意図をもって文章をととのえるため形式的に書きそえたにすぎないと思われる。なぜなら、つぎに「諸臣連」と記しているように、皇太子と大臣とだけが詔をうけて、三宝興隆につくしたというのではないからである。しかし書紀が形式的にもせよ、この文辞を入れたのには意味をみとめることができ、それは書紀を一貫して皇太子と大臣とが、つねに仏教を保護しているということを、ここに改めて詔の形式で集約的に表現し、それも本来は天皇の意思に発するもののように示したと解されるからである。しかし、このことはあくまで、それが書紀の編者の意図であったというのであって、それが史実であるというのではない。推古朝に仏教が興隆した事実がみとめられるにしても、この年月にこのような詔勅があったとただちにいえないことは、書紀の記載の性質から、



Digitized by Google

当然考えられなければならないところである。

この記載に対比すべきものは、法王帝説やそれに引く帝記、ならびに太子伝補闕記などであるが、いずれも書紀に類する書きぶりでとくに古い記録によるものとはみられないようである。法王帝説の一部に「小治田天皇御世、乙丑年（十三年）五月、聖徳王与二嶋大臣一共謀建二立仏法一、更興二三宝一、既准二五行一定二爵位一也、七月立二十七尊（条カ）法一也[27]」とあるのは、年時を明記する点に注意をひくが、もしこれが書紀以外の所伝によるとすれば、推古朝の三宝興隆の詔について、二年と十三年との両伝があったことになる。しかしいま思うに、これは元興寺縁起の丈六光銘に「十三年歳次乙丑四月八日戊辰、以二銅二万三千斤、金七百五十九両一、敬造二尺迦丈六像、銅繡二軀幷挟侍一、高麗大興王方睦二大倭一、尊二重三宝一、遙以随喜、黄金三百廿両助二成大福一、同心結レ縁、」と述べているものと関係があるのではあるまいか。そしてそれは書紀もまた同じく丈六光銘によってであろうが、[22]同紀十三年四月辛酉に記すところである[28]。このことは法王帝説のこの記述の直前に「庚寅年、焼二滅仏殿一仏像流二却於難波堀江一」とあるのが、縁起の本文の庚寅の条とほとんど一致することと考え合せて、法王帝説のこの記載が決して古伝といえないことを示している。それで推古朝の三宝興隆の詔を特定の年時に係けて考えることは、この面からも無理であることがわかる。

ふりかえって書紀をみると、諸臣の競って仏舎を造ったことを記すが、これは仏教が諸氏の間にうけ入れられ、氏ごとに祈福奉斎された氏寺的な寺院の建造を示すものと解されるであろう[29]。しかしかような諸氏それぞれの個人的信仰の問題が、一片の詔によって支配されたであろうか。そのような威権を当時の朝廷がはたしてもっていたであろうか。これはただちに否定しえないこととはいえ、やはり後代の中央集権的国家の政治意識が、より多く反映

Digitized by Google

しているとみるべきであろう。詔勅をもって万事を威厳ある帝王の意思のままに動かしてゆくことを示そうとする、中国風の帝王統治の風格を装った書紀の潤色とみるべきであろう。かりに一歩をゆずっても、かかる大事をひとり書紀のみが三年に係けて語るのも不合理であり、また競って造られたという仏舎の名が一もあげられていないで、きわめて抽象的な表現になっていることも、この記載の依拠とする具体的な資料を欠いていたことを示すものであろう。「即是謂ゝ寺焉、」と記すのは、あたかもこれが寺の起源であるというような意味にうけとれるけれども、寺のことはすでにしばしば出ているから、ここでは全く無用の文辞である。(30)

このように考えると、この記載が書紀の編者の構作であることは有力に主張できよう。思うにこれは、推古朝が三宝興隆の世であったことを示すため、いわば推古朝の全体に係けて表現すべきものを、書紀が編年体という叙述形態をとったため、無理にでも某年某月に係けねばならなくなり、そこにかような形式をとった記載が生れたのであろう。したがって、三宝興隆を特定の年時に係けた書紀と法王帝説の記事はいずれも否定されなければならない。ここにこの記事を二年に係けたのは、なるべく推古朝の初年とするのが、この朝全体の傾向を表現するにふさわしかったという事情が想到されてよかろう。(31)

概して推古紀の記事には抽象的なものが少なくなく、確実な資料によったと思われるものが少ないといわれるが、二年の条についても、もと載せるべき記事がなかったため、これを埋める必要があり、挿入されたものと考えられる。そうすると、法王帝説の「案ニ帝記一云、小治田天皇之世、東宮廐戸豊聡耳命、大臣宗我馬子宿禰共平章而建ニ立三宝一、始興ニ大寺一故曰ニ法興元世一也、」との帝記の所伝のように、天皇を主体とせず、詔の形式をとらず、年時をいわず、ただ太子と馬子による三宝の建立をいうものの方が、より忠実な伝承であろう。ただしこれもその文



Digitized by Google

辞をみれば、とくに古いとは思えず、大寺とは「故曰二法興元世一也、」というによれば、法興寺（飛鳥寺）を指すものらしいから、古伝とはいえない。それゆえ、この推古朝の三宝興隆を語るものは、すべて推古朝以後かなり年を経てから、この朝を追憶し、ことに聖徳太子に対する尊崇の念のたかまるにつれて形成された、一種の尚古思想の所産とみることができるであろう。

また太子とともに、蘇我氏の功績を伝えているのは、仏教の移植に貢献した歴史的実績に根ざしているのではあろうが、なお書紀の仏教に関する記載の重要な部分にほとんどその除外例のないほどに、この氏の活動を記していることからみて、その伝承が蘇我氏または蘇我氏と親密な関係をもった筆者によって、作成されたと考えることができるであろう。そして推古紀十三・十四年を中心とする一連の記載において、蘇我氏に関して有力な資料を提供したのは鞍作氏であると考えられるから、つぎにそれを論述しよう。

## 八　鞍作氏と仏教

鞍作氏のことは、舎利伝説や三尼の伝承によって、敏達紀や崇峻紀にあらわれたが、そのうちでも、(13)崇峻紀元年是歳に載せるものは、元興寺縁起の露盤銘や本文によって文を成したことが、すでに明らかにされている。書紀の仏教記事の資料のなかでも、おそらく最古のものと推定される露盤銘の後半部によると、

戊甲、始請二百済寺名昌王（王カ）法師及諸仏等（師カ）一、改遣二上釈令照律師、恵聡法師、鑪盤師将徳白昧淳、寺師丈羅未大、文賈古子、瓦師麻那文奴、陽貴文、布陵貴、昔麻帝彌一、令二作奉一者、山東漢大費直名麻高垢鬼、名意等加斯費直

Digitized by Google

也、畫人百加博士、陽古博士、丙辰年十一月既、爾時使レ作金人等一意奴弥首名辰星也、阿沙都麻首名未沙乃也、鞍部首名加羅爾也、山西首名都鬼也、以二四部首一為レ将、諸手使二作奉一也、

とある。この文によると、飛鳥寺の造営にあたり百済から派遣された僧侶・工人のほかに、日本側の工事関係者の名がみえるが、そのうち山東漢大費直麻高垢鬼と意等加斯費直とは「令二作奉一者」で、これはいわば工事全般の監督をなすものの意らしく、その下に意奴弥首・阿沙都麻首・鞍部首・山西首の四人が、「諸手使」すなわちその部民を将いて作業にあたったと解されるであろう。かくて蘇我氏の仏教受容の重要拠点というべき飛鳥寺が建立されたわけであるが、ここに山東漢大費直とあるのは倭漢直であろうし、あとの四部首には、意奴弥首[32]は忍海首、阿沙都麻首は浅妻首[33]、山西首は西漢首[34]が考えられ、それに鞍部首を加えて、いずれも大和・河内にかけて居住した漢人の党類と称するいわゆる帰化人系の氏族であった。

このことは、応神紀二十年九月の阿知使主と都加使主とが、十七県の人民を率いて来帰したという伝承や、つぎにかかげる雄略紀七年の東漢直に命じて帰化人系氏族を遷居させたとの記事などから、相互に連繋のあったことを察しうるのであるが、また坂上系図に引く姓氏録の逸文に、阿知使主の来帰したとき鞍作村主もそれに従っていたことが記されているので、これらの記載のままが史実ではないとしても、後世にかような伝承によって、相互に同族的意識をもって結合していた、氏族集団であることが推定される。

雄略紀七年是歳には、「天皇詔二大伴大連室屋一、命二東漢直掬一、以二新漢陶部高貴、鞍部堅貴、画部因斯羅我、錦部定安那錦、訳語卯安那等一、遷二居于上桃原、下桃原、真神原三所一」とある。ここで注意すべきは東漢直の党類として、その配下にあったと思われる、これらの諸部の遷居されたところが、飛鳥寺の造営された「飛鳥真神原[35]」であ



Digitized by Google

り、また㉕推古紀三十四年五月丁未に「大臣（馬子）薨、仍葬二于桃原墓一、大臣則稲目宿禰之子也、性有二武略一、亦有二弁才一、以恭二敬三宝一、家二於飛鳥河之傍一、乃庭中開二小池一、仍興二小島於池中一、故時人曰二嶋大臣一」とあるによれば、これら諸氏族の蕃衍していた地方が、蘇我氏の勢威の大いに振っていたところであることが明らかなことである。桃原の地は[36]、大和国高市郡とも、河内国石川郡東条の太子廟東南の地ともいうが[37]、倭漢氏の本貫が高市郡檜前村地方であったことや[38]、真神原を列記する点を考えると、前者をとるべきかと思われる。しかし両地は、金剛山脈によって東西に離れてはいるが、河内の国分あたりの平地を通じてでも交渉をもつことは容易であり、さして遠隔でもないから、蘇我氏の勢威がこのころそのいずれをも含む、大和・河内両国にわたっていたとみることもできるであろう。

この地方に、いわば蘇我氏をピラミッドの頂点とする、小国家的な支配機構が形成されていたであろう。それは、蘇我氏の宗家を中心とし、境部臣などとの同族的結合をかため[39]、その配下には倭漢氏をはじめとする漢人・漢部勢力を結集していた[40]。そして倭漢氏の下部に、鞍作氏らのあったことは、雄略紀七年と露盤銘の記載から確認できることであろう。なお、鞍作すなわち鞍部は、もとはその名のように、鞍などを作ることを職掌とした部民であったろうから、その意味では後世の百済手部[41]のごときものにあたるであろうし、そのような宮廷工人的な奉仕制度は大化前代にも、もちろん存在したから、鞍部はそういう部民を出すものであったであろう。しかし部民のすべてが、かような職掌に常時従事していたわけではなく、農耕に従事し村落に居住するものも多かったであろう。いな、そういう村人のなかで少数のものが特殊の技術に習熟していたのでもあろう。鞍部村主という首長の存在などはその感を深くさせる[42]。それで時には、寺院の造営にあたって、労働力を提供するために動員されもしたであろ

Digitized by Google

う。また露盤銘には「使二作二金人等一」とあり、金人は仏像と解されるから、鞍部は造仏工としての作業をも分担したと考えられ、鞍部首はそれらの部民を統率したのであろう。なお、坂上系図には意奴弥首にあたる忍海村主の名もみえることは参考とすべきである。以上のような、蘇我氏政権の一環としての鞍作氏を考えつつ、つぎにその仏教受容の記載を検討してみることにしよう。

さて、扶桑略記に引く法華験記には、延暦寺僧禅岑の記を載せて「第廿七代継体天皇即位十六年壬寅、大唐漢人案部村主司馬達止、此年春二月入朝、即結二草堂於大和国高市郡坂田原一、安二置本尊一、帰依礼拝、挙レ世皆云、是大唐神之、出二縁起一」といっている。これは欽明朝の仏教公伝以前の文献上のてがかりであり、鞍部村主司馬達等の名がみえるが、その文辞は一見して後世のものと知られ、直ちに信をおくべき性質のものでないことは明らかである。[43] ただ「出二縁起一」とあるから、この記のよった坂田寺縁起ともいうべきものの存在が推定され、そしてそれには、鞍作氏の奉仏のことがかなりくわしく書かれていたらしいことを知りうる。ところが、書紀は継体朝の奉仏のことについては、なんら語るところがないから、書紀の編纂にあたって少なくとも縁起のこの部分は利用されなかったわけであるが、しかし書紀には別に坂田寺縁起より出たとみるべき記載がある。それは推古紀十四年五月戊午の鞍作鳥に賜わった勅にみえるつぎの記載である。

朕欲レ興二隆内典一、方将レ建二仏刹一、鑒求二舎利一、時汝祖父司馬達等便献二舎利一、又於レ国無二僧尼一、於レ是、汝父多須那為二橘豊日天皇一出家、恭二敬仏法一、又汝姨嶋女、初出家為二諸尼導者一、以修二行釈教一、今朕為レ造二丈六仏一以求二好仏像一、汝之所レ献仏本、則合二朕心一、又造二仏像一既訖、不レ得レ入レ堂、諸工人不レ能レ計、以将レ破二堂戸一、然汝不レ破レ戸、而得レ入、此皆汝之功也、則賜二大仁位一、因以給二近江国坂田郡水田廿町一焉、鳥以二此田一為二天皇一



Digitized by Google

作二金剛寺一、是今謂二南渕坂田尼寺一、

ここで天皇建立の寺院は、元興寺すなわち法興寺であるが[44]、はじめに㈠司馬達等の舎利献上を記し、つぎに㈡多須奈と嶋の出家を述べ、㈢鳥の造仏と入堂の功をいう。そしてこれらの功によって田地を賜わり、それによって坂田寺が建立されたというので、鞍作氏の仏教受容についての功績が顕彰され、その歴史的伝承が集約的に表現されていることを知ることができ、正しく坂田寺縁起によるとするのに、好個の記載であるといわなければならない。

ところで、この記事に対しては、いろいろの疑義を生む。まず、㈠司馬達等の舎利献上については、法興寺はもともと蘇我馬子の発願によって建立された寺であるはずであるのに、ここでは推古天皇の発願によるもののように記されている。そうして馬子の発願であれば、舎利は当然馬子に献上されることになるはずであるが、ここでは天皇に献上されたことになっている。ここに想起すべきは、(2)敏達紀十三年九月の司馬達等が舎利を馬子に献上したとの記述である。嶋の出家のこともまたそこに記されているのであるから、両者は決して無関係のものとすることはできない。しかるに、このように司馬達等に関して、舎利献上の事績がいろいろに記されるということは、これらが史実でないことを示すのみでなく、単なる伝承としてもかなり混乱して行われたことを意味するものであろう。すでに述べたように、鞍作氏はもともと倭漢氏を通じて蘇我氏政権の配下にあったと思われるから[45]、舎利を馬子に献じたとするのが、より自然な説話の形であると考えられるのに、ここでは敢えて天皇に献じたかのごとく述べているのである。これは書紀の記載にあらわれた構作の歴然たるものの例で、それを書紀の記載みずからが露呈しているといえよう。すなわち舎利に関する古伝としては、敏達紀十三年の方がより古い形であって、それは元興寺縁起にも「時按師首飯食時、得二舎利一、以奉二大臣一々々、」と記しているから、すでに原資料にもあったのであろ

う。坂田寺縁起の作者はそれをうけて、しかもそれを変改し、司馬達等は舎利を得てそれを推古天皇に献じたと記し、それが鞍作氏の天皇よりの栄誉をうける理由の一となったというように、記述していたものであろう。

それではこのような変改は、いつごろ、またなにを意図しておこなわれたのか。私見によれば、これは蘇我氏の没落ののちに、鞍作氏系統の縁起作者によって、つぎのような意図のもとになされたものであろう。蘇我氏の宗家が大化改新の結果、中大兄皇子らによって討滅されたのち、その氏寺というべき飛鳥寺の地位は、ことにいちじるしい変化をまぬがれえなくなった。ひさしく同寺の経営にも参画したであろう鞍作氏は、新しい保護者として必然的に天皇氏に着目したであろう。逆に天皇氏はもはや諸氏族との対立に悩まされることのない、超然たる国家権力を掌握するに至ったので、かって蘇我氏がその資財をかたむけて建立した飛鳥寺に対しては、つよい関心をむけてきた。すなわち大倭の仏法開闢の寺と称し[46]、ひさしく新文化の中枢機関としての地位をしめ、大化前代に天皇氏に対抗した代表的勢力としての蘇我氏の精神的根拠地でもあった飛鳥寺を、天皇氏が、その支配下におくことは、中央集権国家の体面上から、きわめて魅力あることであったにちがいない。

中大兄皇子は入鹿を大極殿に誅殺するや、ただちに蘇我氏諸族の反抗にそなえて法興寺に入り、城柵を築いて待機したという[47]。さかのぼって蘇我氏討滅の計画は法興寺の槻樹の下打毬の会が、その発端となったという[48]。かように飛鳥寺が、クーデターのはなばなしい舞台となり、かっては蘇我氏の創建したはずの飛鳥寺が、かえって蘇我氏討滅の中心舞台に利用されたとする書紀の記載の背後には、時勢の変転下にいちはやく後援氏族の交替を必然的とした事態を推想させるであろう。このような新しい事態は、おそらく坂田寺縁起の作者をして、飛鳥寺を天皇の発願によるとし、舎利を天皇に献上したと書かせた理由ではなかろうか。



Digitized by Google

これについては、同様のことが、(三)鳥の造仏と入堂の功についても考えられる。鳥の造仏のことは、(22)推古紀十三年四月辛酉に「天皇詔二皇太子、大臣及諸王、諸臣一、共同発二誓願一、以始造二銅繡丈六仏像各一躯一、乃命二鞍作鳥一為二造レ仏之工一」とみえるが、これはつぎの「是時、高麗国大興王聞二日本国天皇造二仏像一、貢二上黄金三百両一」とともに丈六光銘に所徴がある。(49) しかし孝徳紀大化元年八月癸卯の僧尼に対する詔に「於二小墾田宮一御宇（天皇）之世、馬子宿禰奉二為天皇一造二丈六繡像、丈六銅像一、顕二揚仏教一、恭二敬僧尼一」とあるものによると、この造像は天皇の発願によるのではなく、馬子の発意によることになり、丈六光銘が(22)推古紀十三年四月辛酉に近い表現をとるに対し、孝徳紀のこの詔は推古朝に飛鳥寺が蘇我氏の氏寺であったことを、かなり忠実に示す資料といえよう。(50) このことはすでに述べたような、推古朝の三宝興隆を強調した一種の尚古思想が後世にあらわれたので、その風潮に乗って、推古紀の仏教記事が潤色されたのではないかということを考えあわせてみると、さらによく理解できると思う。したがって造仏のことも、それは「皇太子、大臣及諸王、諸臣、」に命じられた国家的事業とはいえなくなるであろうから、ここにも坂田寺縁起の作為のあとがみとめられる。(51)

最後に、(二)多須奈と鳴の出家についていうと、多須奈の出家は用明天皇のためというが、これは(9)用明紀二年四月丙午のつぎの記載をうけている。

是日天皇得レ病遷二入於宮一、群臣侍焉、天皇詔二群臣一曰、朕思二欲帰二三宝一、卿等議之、群臣入レ朝而議、物部守屋大連与二中臣勝海連一、違レ詔議曰、何背二国神一敬二他神一也、由来不レ識二若レ斯事一矣、蘇我馬子宿禰大臣曰、可二随レ詔而奉レ助、詎生二異計一、（中略）天皇之獲転盛、将レ欲レ終時、鞍部多須奈（注略）進而奏曰、臣奉二為天皇一出家脩レ道、又奉レ造二丈六仏像及寺一、天皇為之悲慟、今南淵坂田寺木丈六仏像、挾侍菩薩是也、

この種の記述は、元興寺露盤銘にはもとより見出せないが、その丈六光銘にも用明天皇に関しては「広庭天皇之子多知波奈土与比天皇在二夷波礼濱辺宮一、任性広慈、信重二三宝一、損二棄魔眼一、紹二興仏法一」とだけしか記していない。これと用明紀とを比較すると、文飾を除いても相違が大きく、書紀には相当の構作の加わっていることが察せられる。右の文の前の部分では、常套の詔や臣下の協議などの叙述形式をとり、用語からいっても、「群臣」や「卿等」などは文飾であろうし、排仏派と崇仏派の対立をえがくところなどは、書紀一流の潤色というべきであろう。

また用明天皇の病が書紀にも元興寺縁起にも、なにかに連関させてあることが、そこに作為のあとを想定させるものであろう。すなわち、前者では多須奈の出家と造仏に、後者では法師寺の建立をいそぎ、百済の造寺工を督促する措置となって表現されている。しかし、丈六光銘にはまだ天皇の病のことを、全く問題にしていないから、天皇の病と帰依三宝とをむすびつけたのは、丈六光銘より後のある時期からか、またはそれとは全く別の系統の伝承とみるべきであろう。現存の文献からいえば、書紀にはじまるとすら考えられるが、用明紀に「今南渕坂田寺木丈六仏像、挾侍菩薩是也」とあるから、坂田寺縁起が天皇の病のことを記していたとも考えられ、したがってそれによって、この寺の本尊が薬師仏であったらしいことが知られる。[52] そして、書紀の記載はそれにもとづいたと推定されるであろう。しかし、多須奈の事実上の出家を記す(16)崇峻紀三年是歳との間に、時間的な間隔をおき、とくに出家を奏請した年に係けて、坂田寺の仏像のことを記すのは、仏像の由来を語ろうとするのが、その主意であったことを推測させるものである。この場合、元興寺縁起の法師寺のことを記す部分は古いものではないが、とにかく丈六光銘以後に、坂田寺縁起・書紀・元興寺縁起というように、どれも用明天皇の病のことを、いろいろの記事の題材としていることがわかり、しかもそれはさして古い伝承とも思われないことから、強い疑問が生まれてくる。



Digitized by Google

あえて憶測すれば、それは天皇の治世の短かったことから、天皇が病身であったろうことを推想して、構作された説話ではあるまいか。これには用明天皇の皇子に聖徳太子があり、太子の三宝興隆に対する景慕の念が、おのずから父の天皇におよんで、天皇の帰依三宝を説き、仏の権化のごとく信じられるにいたった太子の徳は、父の天皇にもなければならぬという、思想の発展があったとも考えられるのではなかろうか。書紀において、天皇がみずから「朕思欲帰三三宝一」とその信念を吐露するということは、用明天皇を初見とするが、それはあたかも「其不レ帰三三宝一、何以直レ枉、」との十七条憲法の文辞にあい応ずるかのごとくにみえる。かような推測をすすめるのには、かの法隆寺薬師像光背銘に「召二於大王天皇与二太子一而誓願賜、我大御病太平欲坐故、将三造レ寺薬師像作仕奉一詔、」とあることが強い反証となるかも知れない。しかし、この銘文に対しても、一部の学者の間には有力な疑義が発せられているのであって[54]、以上のような推察も決して無根の説とはいえないであろうと思う。

なお鳩の出家のことについては、豊浦寺の起源にまつわる伝承であろうと、さきに推察したが、それは同じく尼寺である坂田寺の縁起にも援用されたものらしい。しかし、すでにそれが豊浦寺の起源に係けて語られているので、ここでは間接的な題材として取上げられたのであろう。それに対して多須奈の出家は用明紀のごとく、正しく坂田寺の創建に直接に関係している史実のように語られているが、しかしそれは尼寺としてのこの寺の起源を説くのにはふさわしくなく、したがってこれら鞍作氏に関する伝承は一括して、この氏の歴史的功績として表現されることになったものらしい。

鞍作氏が初期の仏教受容に果した役割は、たしかに無視できないものがあるが、この氏の勢力は大きくないので、はじめは蘇我氏に従属し、のちには天皇氏の保護をうけて活動したと思われる。それで、仏教に関する豊富な

Digitized by Google

伝承も、この氏独自のものとしては発展せず、つねに蘇我氏や天皇氏のそれとの連関の上に語られることとなった。坂田寺の寺田が近江国坂田郡に二十町あり、それの由来を示す必要もあったであろう。かくして鞍作氏はこのような多彩な仏教史的叙述を坂田寺縁起のなかに包括して伝承するにいたったと、推察することができよう。

このように考えてくると、坂田寺縁起によるとみられる書紀の記載には、いろいろの立場からの構作のあとを想定しなければならないであろう。

第一に、この寺の創建は推古朝にあり、したがってその寺田もそれ以来のものであり、かつ寺は天皇のために建てられたことを示して、この寺が永く国家の保護をうけるべき所以を明らかにしていることである。そしてそのことを、全く鞍作氏歴代の仏教受容のための輝かしい功績と、天皇への変ることのない忠誠によることを暗示しようとしている。

さらに第二に、その功績の内容に、(1)舎利・(2)仏僧・(3)仏像・(4)仏殿など、寺院構成上の主要要素のほとんどを関係させ、とくに仏像の造顕における功績を重視する。そこに造仏工としても、特殊の技能を発揮したと伝える、この氏の伝統を主張しているわけで[55]、卑い家柄であるにかかわらず、仏教の方面では他にゆずらないだけの誇りをもっていたことを窺わせるものがある。鳥の技能の叙述においては、一種の霊験説話的な、ニュアンスさえただよわせているようである。

それでは、鞍作氏に関する伝承が、かように豊富な内容をもってあらわれるのはなぜであろうか。もしこれまで述べたように、推古紀十四年の詔の内容が、ことごとく坂田寺縁起に記されていたとすると、その縁起の内容は実に書紀を通じて知られる、それまでの仏教史のめぼしい事項をほとんど包含したところの、それだけで一個の仏教



Digitized by Google

史ともいいうるほどの、多彩な叙述をもったものであったことになる。しかし、そのようなものが単に鞍作氏の功績に関するものであるからとて、このように体系的に、一寺院の縁起のなかに包括されていたであろうか。こういう疑問が発せられるかも知れない。

けれども、これは書紀の整えられた文辞を通じて、われわれの感ずるところであるにすぎない。すでにみた豊浦寺原縁起が、きわめて素朴古拙なものであったろうことは、十分察することができるが、それがたくみな潤色や構作をへて敏達紀の記載となったように、坂田寺縁起もまた、相当の潤色をうけて推古紀の記載となったことであろう。たとえば、詔の形式で叙述したのは、書紀の編者の構作であるにちがいない。それで坂田寺縁起の原形はずっと古拙なものであったと考えられ、ことに、もし坂田寺縁起のようなものでなければ、いったいどのようなものが、鞍作氏の功績を縷述する資料を提供するであろうか。さらにまた、書紀の編者のたれが、かほどまでに鞍作氏を称揚する記事を創作する必要があろうか。このように考えてくると、かかる疑問はほとんど理由のないものとなるのではなかろうか。ひるがえって、鞍作氏が坂田寺縁起において、かように豊富に仏教の受容を記述しえたのは、この氏の出身者が諸寺の縁起を大局的に綜合しうる能力と用意とをもちえたことを示し、それだけこの氏は後世において――すなわち推古朝から書紀編纂のころまでに――かような縁起をつくる必要と便宜をえたことを知りうるが、それはいかなる事情によってであろうか。

この疑問に対しては、はっきりした解答はえられないが、㉔推古紀三十二年四月戊申の記載には注意すべきものがあるであろう。すなわち、ここにはひとりの僧が斧で祖父を殴ったことに端を発して、諸寺の僧尼が推問され、やがて戊午に「夫道人尚犯レ法、何以誨二俗人一、故自レ今已後任二僧正僧都一、仍応レ検二校僧尼一」との詔があり、つづい

て壬戌に「以二観勒僧一為二僧正一、以二鞍部徳積一為二僧都一、即日以二阿曇連一闕名為二法頭一」との、いわゆる僧綱制度の開始をしめす記事となっている。これは観勒のことばとしてそこに記されているように、「僧尼未レ習二法律一、輒犯二悪逆一」というので、僧尼を国家の統制下に服従させようとする、対仏教政策の第一歩を意味するものとして記された記事であるが、ここに最初の僧都として鞍部徳積の名のみえることは、仏教界における鞍作氏の地位について有力な資料となる。しかも、つづいて九月丙子に「校二寺及僧尼一、具録二其寺所造之縁……一」とあるによると、少なくともこれらの書紀の記載になにかの根拠があるとすれば、寺院縁起の製作はすでにこのころにはじまることを主張しようとしているとも解せられる。おそらく僧都たる鞍部徳積とも関係があったであろう坂田寺縁起の記述が、さきに述べたような特色をもつにいたった事情が、ある程度推定できるのではあるまいか。

(23)推古紀廿二年八月に、「大臣臥病、為二大臣一而男女幷一千人出家、」という記事がある。これは(25)同紀卅四年五月丁未の「大臣薨、……」の記事とともに、馬子に関する伝記的な記載であって、ある意味においては列伝体的記述の分載ともいえ、その他にもこの種の記載の例がある。この観点からみると、すべてが書紀の編者の構作とはいえないから、依拠となった文献があったことが考えられる。しかしそのことが、これらの記事を事実とみるべき理由とはなりえないであろう。一千人の出家というのも実数とは思われない。むしろ蘇我氏の勢威を仏教信仰に関係づけて表現した意味がつよいと考えられる。

なお、(28)皇極紀元年七月戊寅から(30)同年八月甲申にかけての、祈雨に関する一連の記事は仏教に関連するとともに神祇にも係わるものなので、第六章において検討したい。(32)同紀三年六月戊申の、剣池の蓮を法興寺丈六仏に献じたという記事も同様である。



Digitized by Google

## 九　仏教記事の一性格

われわれは、まず敏達紀十三・十四年を元興寺縁起と対照することによって、その原資料となった、いわゆる豊浦寺原縁起を想定しつつ、書紀の記載の特色を明らかにし、かつその特色のあらわれた理由を考えてみた。そこでは、比蘇寺縁起との関連から出たと思われる池辺直を仏教史の展開のなかへくみいれ、高僧伝系統の舎利の霊験などの一連の説話――それは建初寺伝説とよばれているが――によって、たくみに潤色し、しかも蘇我氏と物部氏との対立抗争の進展のうちに、それをえがくことによって、政治史的緊迫感を盛りあげ、「仏法之初」にふさわしい、多彩な叙述をつくりあげようとしたことが推察された。つぎに敏達・用明・崇峻紀をうけて、推古紀十三・十四年を中心として述べられている、いわゆる坂田寺縁起を依拠としたらしい一連の記載について、その特色に注意し、それが鞍作氏によって時勢にふさわしい形へと変改されていることにも注意したわけである。

ところで、これらの記載が依拠とした寺院縁起が、寺院の成立した由来を記したものであることはいうまでもないが、それは決して史実に忠実な記録ではない。一般に歴史学的観念の低かった時代の記録として、これはむしろ当然のことでもあったが、寺院縁起においては、それ以外に縁起の内容が、その寺院に対する時人の宗教的信仰を増長させる作用をも、もっていなければならないという条件をみたすためには、客観的伝承をある程度無視するか、ときには極力否定するかしてでも、とにかく寺院の存続をはかり、その発展を約束する重要な証権となるもの

Digitized by Google

をつくらなければならなかった。そういう性格をもつ寺院縁起を資料とした書紀の編者は、現実に仏教の隆盛を、寺院の偉容、僧尼の存在、さらに端厳な仏像の尊容において、まざまざと経験している奈良時代の人士であった。国家とその文化の由来を記述すべき任務をおびていたかれらは、わずかの記録と口碑によって、初期の仏教の歴史を描写しなければならなかった。古い伝承をもつと考えられた諸寺の縁起は、そのときまっさきに利用されたであろう。そして、その縁起がもつ性格は、おのずから書紀の編者を拘束したであろうし、また編者自身の意欲もはたらかざるをえない。できあがった記載には、あまたの矛盾と撞着を残す結果となった。

ことに上の三個の寺院縁起を中心とする考察によると、豊浦寺原縁起の上に比蘇寺縁起や梁高僧伝またはその系統をひくものによる潤色がくわわり、このようにしてできあがった縁起の一部は、坂田寺縁起に利用され、しかもそこでさらに新しい潤色をくわえられたようである。蘇我氏から天皇氏へと権力が移動するにつれて、鞍作氏が敏感に縁起を潤色したのは、もっとも著しいものであろう。それで書紀の記載の矛盾は、異なる主観的条件をもつ、いくつかの縁起を利用しながら、それを統一するだけの十分の用意を欠いていた点に起因すると考えられるであろう。しかし全体を通じてのつよい傾向としては、天皇制国家の体制下に、すべての寺院を包括させようとする意図があり、それは推古紀のいわゆる三宝興隆の詔に凝結して語られ、やがて大化改新ののち「朕更復思下崇三正教一光中啓大猷上」[56]との宣言となって、仏教を国家の統制下に完全に従属させるにいたる史実的な記述へと発展する、と考えられよう。

寺院縁起的記載を中心とした、かような考察も、この範囲内においてすら、まだ論及すべき問題を残しており、さらに書紀の仏教に関する記載の全体的立場へと、視野を拡大することがぜひ必要である。しかし、それらはすべ



Digitized by Google

て他の機会をまつこととしたい。

注(1) 福山敏男、飛鳥寺の創立に関する研究、史学雑誌、四五の一〇、昭和九年。同、豊浦寺の創立に関する研究、史学雑誌、四六の一二、昭和一〇年。なお、これらの論文は近著、日本建築史研究、昭和四三年、に改題して収録された。本章はこの研究に負うところ多大である。

(2) この表では、元興寺縁起についてはイロハ順で、書紀についてはアルファベット順で分節した。表では縁起の記述の順序にしたがって、各部分が対照できるようにしたから、書紀の記述の順序が一部変えられている。

(3) たとえば、書紀の「佐伯造御室」が縁起の「佐伯岐弥牟留古造」であり、「有司便奪尼等三衣、禁錮楚斤海石榴市亭、」が「召三尼等泣而出往時、現本臣将三尼等、至都波岐市長屋時、脱其衣、」に相当する。

(4) 「人々家」とは、党類、一族というほどの意と解されよう。

(5) 欽明紀卅二年三月壬子に、坂田耳子郎君を新羅に派遣し、任那滅亡の理由を問わしめたとある。同一人であろう。

(6) 釈日本紀に引く天書には、「十四年五月、神樟樹浮二茅渟海一、河内守献レ之、始造二仏像一、遂為二毗蘇山一立レ寺、」とあり、溝辺直の名があらわれていない。
津田博士は高僧伝巻六の慧達の伝、同巻一三の慧達の伝にみえる話を粉本として作られたものとする（日本古典の研究、下、九一―九二頁）。また滝川政次郎博士（浅草寺縁起の類型とその源流、史学雑誌、六五の三、昭和三一年）は、霊仏海中出現伝説が六朝時代の阿育王伝説に由来し、日本では吉野比蘇寺、尾張真目寺、武蔵浅草寺の縁起にみられること、この伝説の輸入者が帰化人であること、を指摘している。

(7) 「溝辺」という名については、智識優婆塞等貢進文に、「溝辺浄土年十九」の出家を申進しており、「右河内国安宿郡上郷岡田里戸主従八位下溝辺広津戸口」とある。その姓については明らかでないが、従八位下なる位階を与えられている。それゆえ大化時代に「溝辺」という氏の存在した可能性を否定することはできない。しかし、おそらく溝辺直という氏は微力であったか、またははやく没落したためかで、後世の文献にあまり伝わらなかったのであろう。その点では、書紀の伝える比蘇寺縁起の記述は古形を存しているということができる。

(8) 平子鐸嶺、仏師池辺直氷田、国華、一六八、明治三七年。

Digitized by Google

(9) 西田長男、日本書紀の仏教伝来の記事、大倉山論集、昭和二七年。のち、日本宗教思想史の研究、昭和三一年、所収。

(10) 井上薫、日本書紀仏教伝来記載考、歴史地理、八一の二・四、昭和一七年。のち、日本古代の政治と宗教、昭和三六年、所収。

(11) 孝徳紀大化元年九月戊辰。

(12) 天智紀十年十月壬午。

(13) 注(7)を参照されたい。

(14) 津田左右吉、日本古典の研究、下、九五—九六頁。

(15) 以下の(一)から(三)までの事項は、後に掲げる表の高僧伝の原文と対照できるように番号を付したものである。

(16) 江東ともいう。長江下流の南岸地方をさす。現在の江蘇省等にあたる。

(17) 高僧伝にあらわれる建初寺伝説は、出三蔵記集をはじめ諸書に見えている。二葉憲香、古代仏教思想史研究、七四—七五頁、および八〇—八一頁、昭和三七年、の注を参照されたい。

(18) 原田敏明、仏教伝来に関する説話とその背景、日本宗教交渉史論、三六—三七頁、昭和二四年。

(19) 津田左右吉、日本古典の研究、下、九七—九八頁。

(20) 用明紀元年五月。飯田武郷、日本書紀通釈、二八七六—二八七七頁。公羊伝に「君子不近刑人、近刑人則軽死之道也、」といい、礼記曲礼に「刑人不在君側、」とある。

(21) 津田左右吉、日本古典の研究、下、九四—九六、一〇二頁。福山敏男、四天王寺の創立年代に関する研究、東洋美術、二一、昭和一〇年。同、四天王寺の建立年代、日本建築史研究、所収、昭和四三年。藪田嘉一郎、四天王寺の創立に関する研究、大谷史学、一、昭和二六年。

(22) 坂本太郎、纂記と日本書紀、史学雑誌五六の七。のち、日本古代史の基礎的研究、文献篇、昭和三九年、所収。

(23) 欽明紀十三年是歳。池内宏、日本上代史の一研究、三〇三頁、昭和二二年。

(24) 末松保和、任那興亡史、一七六—一七八、二六七—二六九頁、昭和二四年。

(25) 津田左右吉、日本古典の研究、下、八九頁、一七二頁。

福山敏男、聖徳太子の寺院、聖徳太子奉賛会編、聖徳太子と日本文化、一七〇頁、昭和二六年、のち、日本建築史研



Digitized by Google

究、所収。

(26) 飯田武郷（日本書紀通釈、三一五二頁）は、興福寺官務帳によって、「在高市郡丹生谷、僧宇二十八坊、……」と指摘している。

(27) 十七条憲法をこの年の発布とすることの誤りについては、すでにはやく岡田博士の考説がある。岡田正之、近江奈良朝の漢文学、四〇―四八頁、昭和二一年。

(28) ただし、これを丈六光銘と書紀とが四月とするに対し、法王帝説は五月とし、また、前者が天皇の発願とするに対し、後者は聖徳王と嶋大臣に係けていっている点に相違がある。

(29) 石田茂作、伽藍論攷、一七頁、昭和二三年。

石田茂作、仏教の初期文化、岩波講座日本歴史、二六―二九頁。昭和九年。

(30) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一一六頁。

(31) 福山敏男、豊浦寺の創立に関する研究、史学雑誌、四六の一二。

(32) 大和国忍海郡があり、現在は南葛城郡に忍海村が編入されている。

太田亮、姓氏家系大辞典、参照。

(33) 大和国葛上郡に浅妻があり、現在は南葛城郡に属している。続日本紀養老四年十二月己亥に朝妻金作大歳、同族河麻呂が雑戸の籍を除かれたことを記している。

(34) 首姓であるので河内国に根拠した王仁後裔氏族の一と思われるが、ここでは倭漢直の支配下にあったようであるから、当時蘇我氏の勢威の盛んであるにつれて、この労役に参加させられたものであろう。

(35) 崇峻紀元年是歳。なお、そこに記す飛鳥衣縫造というのも帰化人系統のものらしく、その家を壊して寺を建てたということになっている。

(36) 蘇我氏の発祥地と推定される高市郡の旧真菅村（現、橿原市真菅）の東南方に、旧高市村があり、日本書紀通証には桃原墓を同村嶋荘の荒墳に比定している。すなわち、現今の明日香村のいわゆる石舞台古墳がそれである。

(37) 飯田武郷、日本書紀通釈、二三六二頁、これは河村秀根の書紀集解に引く聖徳太子伝暦備講の説である。

(38) 関晃、倭漢氏の研究、史学雑誌、六二の九。

Digitized by Google

(39) 推古紀二十年二月庚午に、「改葬皇太夫人堅塩媛於檜隈大陵、是日、誄於軽街、（中略）大臣引率八腹臣等、便以境部臣摩理勢令誄氏姓之本矣、」とあり、「八腹臣等」とは蘇我氏配下の同族的結合を指すものであろう。

(40) 関晃、倭漢氏の研究、史学雑誌六二の九、倭漢氏の構造について、くわしい論述がある。

(41) 職員令内蔵寮・大蔵省に「典履二人、掌縫作靴履鞍具、及検校百済手部、」また「百済手部十人、掌雑縫作事、」とみえている。

(42) 太田　亮、日本上代に於ける社会組織の研究、六三三―六頁、太田博士によれば、村主は韓語では村主の意であるが、日本では地域を限っての村の主というのではなく、漢人などの首長の意という。元興寺縁起と書紀とが首・村主と書いて一致しないのも、こうした実態によるかも知れない。

(43) 大屋徳城、寧楽仏教史論、一〇―一六頁、昭和一二年。

(44) 推古紀十四年四月壬辰。
なお、元興寺と法興寺とは別寺であるとする説があるが、これについてはいまは論及しない。
喜田貞吉、元興寺考証、歴史地理、一九の一・二、明治四五年。
和島芳男、飛鳥元興寺草創考、史学雑誌、四八の一〇、昭和一二年。

(45) ここに蘇我入鹿がまたの名を鞍作といったことを想起するのは無意味ではあるまい。当時皇族などの名が部名や地名に因んでつけられる風があったから、入鹿の一名にその配下にあった鞍作の名をとるということも、充分ありえたであろう。なお、加納諸平はその著の竹取物語考に、「鞍作氏の人の養ひし故に幼名はしか云へるを、此所には中大兄、痛く詈りて殊に其母の賤しき名を呼びたまへるなるべし」（大正一五年刊本、七―八頁）と説いている。また、家永三郎、上代仏教思想史研究、二頁を参照されたい。

(46) このことは、のちに成立した元興寺縁起の主張するところであり、さらに貞観四年の太政官符が「此寺仏法元興之場、聖教最初之地也、」というように、後世ひろくいわれたことがわかるが、飛鳥時代においても他に類例をみないほどの大寺としての地位をしめ、その意味で仏教の本格的受容を象徴した最初の寺であったろうと考えられる。

(47) 皇極紀四年六月戊申。

(48) 皇極紀三年正月乙亥。後世における藤原氏一門のかがやかしい栄華の源は鎌足の功績にあるが、それはこの法興寺の槻



Digitized by Google

樹の下打槌の会に発することとされているわけで、かくて藤原家伝にも「大臣性崇三宝、……割取家財入元興寺、……由是賢僧不絶、聖道稍隆、蓋斯之徴哉、」といって、天皇氏のみならず、藤原氏もまたこの寺を後援したことを伝承している。

(49) 丈六光銘の文はさきに引用した。

(50) なお、二葉憲香氏はこの大化元年八月癸卯詔を孝徳朝当時のものとして仏教記事の原型的なものを考定されている。古代仏教思想史研究、二三―三五頁。

(51) なお、鳥の造仏の記事が説話として扱うべきもので、事実を伝えるものでないことはいうまでもなかろう。

(52) 福山博士によれば、坂田寺址（高市郡高市村大字坂田の西方の地）から出土する瓦の古式のものは、天武朝よりもかなりさかのぼるもので、飛鳥時代の末頃と推定されるが、とすれば、その時代の造像例から薬師仏とすることは疑わしいことになる。それで、あるいは当初と異なる所伝が天武朝ごろに発生したと考えられるかも知れない。この点は後にふれる法隆寺の薬師像との連関において考察されなければならないであろう。

福山敏男、奈良朝寺院の研究、二〇八―二〇九頁、昭和二三年。

(53) 福山敏男、豊浦寺の創立に関する研究、史学雑誌、四六の一二。

(54) 福山敏男、法隆寺の金石文に関する二三の問題、夢殿、一三、昭和一〇年。

青木茂作、天寿国曼荼羅の研究、一〇一―一二七頁、昭和二一年。

上野直昭、日本美術史、上代篇、五五―六〇頁、昭和二四年。

(55) しかし、後世における鞍作氏の造仏工としての活動を明確に示す資料はとぼしく、鳥の事績もあまりに伝説的である点など、なお検討を要するであろう。

(56) 孝徳紀大化元年八月癸卯。

Digitized by Google

# 第六章　神祇

## 一　神祇についての記載

仏教の受容にあたって、蘇我氏がはたした役割は注目すべきものがあったと考えられるが、蘇我氏をふくめて六・七世紀の日本の社会が、大陸において高度な発達をとげた仏教を、あるがままのすがたにおいて受容することは困難であったろう。そこに仏教を受容するとともに、他方に固有の民族宗教や民俗的慣習をも伝持したとみられる蘇我氏の態度をあわせ考察することが、そのまま大陸文化受容の一形態をみることとなってくる。ここでは、とくに蘇我氏と神祇信仰――民族宗教――との関係をしめす日本書紀の記載を検討してみよう。いま問題とするのは、つぎの十六条である。

(1)　欽明紀十六年二月
(2)　推古紀十五年二月甲午
(3)　皇極紀元年七月丙子
(4)　同　紀同年同月戊寅

### 一　神祇についての記載



Digitized by Google

(5) 同　紀同年同月庚辰
(6) 同　紀同年同月辛巳
(7) 同　紀同年同月壬午
(8) 同　紀同年八月甲申
(9) 同　紀同年十一月丁卯
(10) 同　紀同年是歳
(11) 同　紀二年二月是月
(12) 同　紀三年三月
(13) 同　紀同年六月戊申
(14) 同　紀同年同月是月
(15) 同　紀四年正月
(16) 同　紀四年六月己酉

いま、これらの記載を通観すると、その内容よりみておよそつぎの四項に分けて考えることができるようである。

(一)思想的な意味、すなわち主として神祇と仏教とを対称的に意識して記述されたと思われるもの、欽明紀の(1)と、推古紀の(2)とがこれである。

(二)神祇に対して蘇我氏の仏教中心の立場をしめす記述、これは前項の(一)と関連して理解されるが、いちおう別立

Digitized by Google

して皇極紀の(4)・(5)・(6)・(7)・(8)の五条をふくむ。

(三)巫覡の行迹や童謡を伝える記述、これには皇極紀の(11)・(14)・(16)の三条をふくむ。

(四)祥瑞を意味する記述、これには皇極紀の(3)・(12)・(13)の三条がはいる。

このほか(9)・(10)・(15)の三条はこの四項のどれにもはいらないが、神祇信仰と関係のある記載であるから、ここにあげたわけである。また欽明紀にはじまり敏達・用明紀におよぶ、いわゆる仏教伝来をめぐる奉仏・排仏の両派の抗争についての記載も、いまの視点よりすれば明らかに前項の(一)と関連するものであるが、この記載についてはのちに論究するので[1]、ここではとくに取り上げることはしない。それで、いまは上の十六条のそれぞれについて考察をすすめることにしよう。

## 二　神仏の対称

はじめに、(一)思想的な意味をもって記述されたと思われるものとしてあげた、(1)欽明紀十六年二月の記事はつぎのようである。

百済王子余昌遣二王子恵一(王子恵者、威奏王之弟也)、奏曰、聖明王為レ賊見レ殺、十五年為二新羅一所レ殺、故今奏之、)天皇聞而傷恨、廼遣二使者一迎レ津慰問、於レ是許勢臣問二王子恵一曰、為当欲レ留二此間一、為当欲レ向二本郷一、恵答曰、依二憑天皇之徳一、冀報二考王之讐一、若垂二哀憐一、多賜二兵革一、雪レ垢復レ讐、臣之願也、臣之去留敢不二唯命是従一、俄而蘇我臣問訊曰、聖王妙達二天道地理一、名流二四表八方一、意謂、永保二安寧一、統二領海西蕃国一、千年万歳奉レ事二天皇一、豈図一旦眇然昇遐、与レ水



Digitized by Google

無レ帰即ニ安玄室一、何痛之酷、何悲之哀、凡在含情誰不ニ傷悼一、当復ニ何咎致ニ茲禍一也、今復何術用鎮ニ国家一、恵報答之曰、臣稟性愚蒙不レ知ニ大計一、何況禍福所レ倚、国家存亡者乎、蘇我卿曰、昔在天皇大泊瀬之世、汝国為ニ高麗一所レ逼、危甚ニ累卵一、於レ是天皇命ニ神祇伯一、敬受ニ策於神祇一、祝者廼託ニ神語一報曰、屈ニ請建レ邦之神一、往救ニ将レ亡之主一、必当国家謐靖、人物乂安、由レ是請レ神往救、所以社稷安寧、原夫建レ邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自レ天降来造ニ立国家一之神也、頃聞、汝国輟而不レ祀、方今悛ニ悔前過一、修ニ理神宮一奉レ祭ニ神霊一、国可ニ昌盛一、汝当レ莫レ忘、

この記述が百済との交渉に関連していることから、前の方の部分については、かんたんながらすでに私見を述べたが、[2] 後の方の蘇我卿の言には、百済の地に日本の「建レ邦之神」を奉祀することをすすめるという、きわめて特異な思想内容をもったことが記されている。かってこれが「仏教を我国に受け入れる反面、更に我国の神祇の祭祀を百済に伝へんとする自覚をもってゐた」[3]ことを示すなどと解されたこともあったが、はたしてそうであろうか。これに対して津田博士は「神功皇后の新羅征討物語に於いて最も力強く語られてゐる如く、国家の重大事業、特に海外経略の如き事業は、神の加護によらなければ成功しない、といふ宗教的信仰が、此の記事となって現はれているのであって、欽明朝の事実が伝へられてゐるのではない」[4]とし、はっきりこの記事の史実性を否定されている。

この文には、「昔在天皇」という孝徳紀の詔などによく使われている語がみえ、また「神祇伯」という語は継体紀元年二月庚子にもあるが、もちろん雄略朝にかような官職があるはずはなく、またそれに相当する祭司の職能的分化があったとしても、それがここに記されているような国家的意義をもつものであったとは考えられないであろう。律令制度における神祇官の長官であるこの職名を用いたのは、明らかに令制以後の意識にもとづくことを示し

Digitized by Google

ており、津田博士も書紀の編者の作った話であろうとされている。[5] そのほか、「葦牙彦舅」とか「建」邦之神」とかの表現はかなり時代の下るものと思われ、全体の印象が著しく作為的である。たとえば、「原夫建」邦神者、天地割判之代、草木言語之時、自」天降来造二立国家一之神也、」というのは、記紀のいわゆる神代の説話を予想しての立言と思われるにもかかわらず、この説明のままにあてはまるような神は存在しないのであって、これによってもその観念的作為的性格が察せられる。

また、日本の神を外国の民が奉祀するということ、しかもそれが国家的事業としてなされるというようなことが、原始的な民族宗教の段階において可能であろうか。いわば一種の世界宗教への発展ともいいうるような事態が、神祇信仰のあり方から考えられるであろうか。日本の固有信仰が海外にまで流伝したという事実は、近世までの歴史においてもみられないところであろう。かくて私は、この記述にあらわれているのは、おそらく外来の宗教であった仏教などのあり方から学びとられた思想の表現ではなかろうかと思う。仏教が単に一国一民族の宗教であるにとどまらない世間等流の教であること、すなわちその世界宗教的性格というべきものをうけとり、それをある程度まで領解しえた時になって、考え出されたことではないかと思う。つまり、「国家之神」という意識が、外国を意識し、外国の神や宗教を対立的に意識して生まれることはいうまでもなく、そういう意識のみならばはやくあらわれたであろうが、いわゆる蕃神を奉ずる他の国家や民族に対して、自国を造立した神を奉祀することを要請するという思想にはそれとちがった、より発展した内容がふくまれていることに注目する必要がある。

ここにはまた、国家全体の安寧を神に祈るという思想があらわれているが、かような思想はもとより国家の全体的統一がおこなわれた後にあらわれたものであろう。あるいは少なくとも統一国家を形成しようとする理念がよほ



Digitized by Google

ど高揚されたころのものとみられる。ところが大陸風の本格的な統一国家の実現は、大化改新以後のことであろうし、その理念ははやくよりきざしをみせていたにしても、やはり推古朝前後からさかんになったものであろう。とすれば、それよりはるかにさかのぼる五世紀中葉の雄略朝において、かような思想の成立する政治的社会的条件がはたして成熟していたであろうか。おそらくこれは疑問であろう。かくて、この記述に蘇我卿の言として記されているところには、ほとんど雄略朝の史実としての意味はみとめえないのであって、おそらく欽明朝以降の半島における勢威回復運動のあらわれとして造作された説話的文飾的記述にすぎないものと考えられる。(6) このことは(1)が百済本記のような百済の史料によるものではないことからもみとめられると思う。

欽明紀十三年十月には、有名な仏教伝来をめぐっての奉仏・排仏両派の対立を伝えているが、その排仏派の立場は、物部大連尾輿と中臣連鎌子とが、「我国家之王三天下一者、恒以三天地社稷百八十神一、春夏秋冬祭拝為レ事、」といっているように固有の民族宗教を護持しようという思想にあらわれている。この記載の性格については、別章に論及するよう(7)に史実を述べるものではないと考えられるが、欽明紀の記述において、かように後世のいわゆる神道思想的立場がつよく作用している事実は見のがしえないところであって、そこには明らかに仏教と神道とを対立的に考える思想があらわれている。この点から考えてもさきの(1)に神道思想のつよい影響があったことは否むことのできない事実である。そしてこれを蘇我卿の言であるところに重点をおいてみると、蘇我氏の奉仏的態度は、決してそれが仏教一辺倒ではなかったことを意味することとなるから、いわば蘇我氏の宗教的立場が神仏両者の中和的役割をはたす文飾となっているわけである。

つぎに、(2)推古紀十五年二月甲午には、「皇太子及大臣率二百寮一以祭二拝神祇一」という記述がある。これは直前

Digitized by Google

の戊子の神祇の祭拝をすすめる詔の趣旨にしたがってなされたとみられるものであるが、ここにも仏教記事との対照が見出されるようである。周知のように、推古朝は仏教興隆の時期とされており、推古紀二年二月に「詔二皇太子及大臣一令レ興二隆三宝一、是時諸臣連等各為二君親之恩一、競造二仏舎一、即是謂レ寺焉」とあり、また同紀十三年四月には、鞍作鳥の造像などの仏教興隆の様相が記述されている。津田博士は、この神祇の祭拝の記事に対して、「神道と仏法とを両立せしめる、思想から、仏教に関する記載の多いのに対して、神道に由縁のあることを載せようとしたためではあるまいか」[8]との見解をとり、後からの造作とするが、事実この記事は神祇を祭拝せしめるというのみで、なんら具体的な内容がなく、かの神武紀や崇神紀などの祭祀の記事を連想させる、一種の類型的形容的記述と考定される。その記述の形式は三宝興隆の詔に近似しており、年月日の記載のあるのも書紀の編者の附会であることはいうまでもなかろう。したがって、ここにみえる「大臣」の語も、単に形容的文辞としてあらわれているにすぎないものと推定され、むしろここでは、推古紀に係けてかような祭拝神祇の記述をなさなければならなかった記載全体の意図が問題なのであって、蘇我氏に関する独自な伝承としての意味は稀薄であるということがいえるであろう。

以上の(1)と(2)との記載において、とくに留意されるべきは、一般に仏教中心的立場にあったとみられている蘇我氏が、少しでも神祇の信仰に対しての傾斜を示したかのように伝えているという点である。上述のように、その記述はいずれも史実を伝えたものとはみられないが、かような記載をなさなければならなかった書紀の筆者の意図、あるいは書紀の記述の資料となったものの性格はどのようであったかということは、考察しておかなくてはならない。もっとも(2)は、推古紀の筆者がこの朝における仏教興隆の情勢に対して、同時に神祇信仰の伝統の存続を主張



Digitized by Google

する意図から神祇の祭拝をすすめる詔をかかげ、つづいてそれが具体的に実際の施策としてあらわれたことを表現するものであって、そのために(2)の記述をなし、それが推古天皇の命にしたがう摂政皇太子とそれをたすける大臣の行動となっていることは、筆勢の自然におもむくところで、あやしむに足りないともいえるであろう。しかし、(1)はとくに欽明朝に係けてかような記述がなにゆえになされなければならなかったかが問題である。これについては、欽明紀の全体的構成のうえからみてゆくべきではあるが、なんといっても、これが神祇という思想的の問題であることから、仏教との関係がどのようであるかを配慮する必要がある。このことは、とくに欽明朝が書紀において仏教伝来という、思想史上の重要な時期とされていることを思いあわすとき、よりいっそうその必要性が感じられるのである。

卒直にいって、少なくとも欽明紀にあっては、神祇信仰と仏教とを相対的に取扱い、両者を対立的にみようとする筆者の意識は相当に根深いものがあるようである。さきに述べた仏教の世界宗教的性格について、いまとくに述べる必要はなかろうが、欽明紀六年九月是月に、「百済造二丈六仏像一、製二願文一曰、蓋聞、造二丈六仏一功徳甚大、今敬造、以二此功徳一、願天皇獲二勝善之徳一、天皇所レ用弥移居国倶蒙二福祐一、又願普天之下一切衆生皆蒙二解脱一、故造之矣、」とあるのは、欽明紀の筆者のみずから記すことばとして注意されるべきであろう。この文は百済本記によって書かれたものと思われるが(9)、造仏の功徳によって天皇が勝善の徳を獲るよう、また天皇の支配下にあるミヤケの国が福祐を蒙るように願っているのは、(1)の建邦の神を祭ることによって、汝の国はさかえるであろうとする思想形式と、たしかに相対比して考えられるべきものである。すなわち、前者は百済側が仏教によって日本の天皇とその支配地域の福祐をうけるであろうことをいうのに対して、後者は日本側が神祇信仰によって百済の安寧がまもられる

Digitized by Google

であろうことを告げるものである。この対応は決して無意識のうちになされたものではないと考えられる。とすれば、直接的にではないが、間接的にはかような百済本記の記事が参考資料となり、それから示唆をうけたものではなかろうか。ただし、この場合に日本側を代表して蘇我卿の名を出しているのは、蘇我氏が朝鮮とくに百済と密接な関係をもっていたことが、筆者に意識されていたことを示すものであるにすぎない。(1)は朝鮮との交渉についての記載のなかにあらわれるものであるためか、従来かならずしも仏教記事のような独立的な扱いをうけていないけれども、そこにはかような思想史的視点から考察されるべき問題がふくまれており、その意味で注意されなくてはならないものである。

かようにして、(1)と(2)とはともに仏教に対する神祇信仰の立場を明示しようとする意図によって記述されていると考えられ、そこにこれらをとくに思想的な意味をもってなされた記述とする理由がある。そしてさらにいえば、これらは神仏交渉史上の問題としての視点からも考察されなければならないことがらである。

## 三　祈雨伝説

蘇我氏をめぐる神仏関係を記述するものとして、皇極紀の(4)元年七月戊寅よりはじまる一連の(二)の記載がある。まず(4)には、「群臣相謂之日、随二村々祝部所レ教、或殺二牛馬一祭二諸社神一、或頻移レ市、或禱二河伯一、既無二所効一、蘇我大臣報曰、可下於二寺寺一転中読大乗経典上、悔レ過如二仏所説一、敬而祈レ雨、」とあり、群臣が民間の巫覡によって雨を請うたが効果がなかったので、蘇我大臣が諸寺において大乗経典を転読し、悔過するようとなえたことを述べてい



Digitized by Google

る。そこで(5)庚辰には、「於二大寺南庭一厳二仏菩薩像与二四天王像一、屈二請衆僧一、読二大雲経等一、于レ時、蘇我大臣手執二香鑪一、焼レ香発願、」とて大臣みずから檀越となり、仏儀によって祈雨をとりおこなった。そして(6)辛巳に「微雨、」あったことを記すが、これによって、蘇我氏の新たに受容し来った仏教が、少なくとも村村の祝部の教えるところの、いわゆる神祇信仰に優越する呪術的効果のあることを示す意図がくみとられるわけである。しかし記事はさらにつづいて、(7)壬午に「不レ能レ祈レ雨、故停レ読レ経、」とし、大臣の発起による祈雨が結局は微雨以上の効果をあげえなかったため、仏教の呪力に依った大臣より以上の呪術的能力を有するものが要請されるにいたる。そこに登場するものが、(8)八月甲申にみえる皇極天皇であって、「天皇幸二南淵河上一、跪拝二四方一、仰レ天而祈、即雷大雨、遂雨五日、溥二潤天下一、或本云、五日連雨、九穀登熟、於レ是、天下百姓倶称二万歳一曰二至徳天皇一」という。かくして、これらは短くはあるが一連の説話の体形をなしていることがわかり、祈雨という民衆の生活にもっとも直接的な問題との関連において、村村の祝部よりも蘇我氏の仏教のまさること、さらに蘇我氏の仏教よりもいっそう偉大な呪力をもつものは至徳の天皇であることを説くものである。つまり村村の祝部と蘇我氏と天皇との三者を、その呪術的機能の面から段階的に評価しているから、新文化としての仏教を奉じ、権勢の大をほこる蘇我氏といえども、天皇の勢威と尊厳のまえには及びえないことを、たくみに表現しているわけである。(10)

この記載については種種の問題がある。第一は(4)にみえる村村の祝部の教えるところの、牛馬を殺して神を祭るとか、市を移すとか、河伯にいのるなどの作業をはたして固有の神祇信仰の行事として、かんたんにみとめてよいかという疑義である。これについては、はやくより指摘されているように、牛馬を殺して神を祭り雨を祈る習俗は漢書于定国伝にみえており、市を移すという請雨のことも後漢書礼儀志や同書の郎顗伝にみえ、市場を異処に移し

Digitized by Google

市廛の門を閉じて籠る人を内に入れないようにする祭儀をいう。また河伯に禱るというのも、河伯の語は史記正義に出ているもので、そうした儀礼は中国風のものと考えられる。したがって、このような呪術的儀礼を指示した祝部というものも、純粋の民族宗教の習俗をうけつぐものではなく、むしろ中国風の民族信仰を主としたものではないかと考えられる。[11] 大陸文化の流入と帰化人の増加が、この種の中国風の儀礼をもたらしたであろうことは十分考えられることであって、その徴証は日本霊異記巻中の第五に漢神の祟りにより牛を殺して祭ったものの説話のなかにもあらわれている。それは聖武天皇の世に係けての話であるが、祈雨のためとはいっていない。また延暦十年九月甲戌に伊勢・尾張・近江・美濃・若狭・越前・紀伊などの諸国に牛を殺して漢神を祭ることを禁じたことがあり、[12] これも祈雨のためばかりではないかもしれないが、畿内周辺の地域にはこうした中国風の風習は後世かなりおこなわれていたことが知られる。ところが、このような風習は律令政府の立場から異端として排斥されており、律の規定においても故殺馬牛罪は既庫律によると徒一年とされ、[13] 政府が漢神祭祀の行事を一掃しようとしていたことが察せられる。また市を移すということについても、文武紀慶雲二年六月丙子に「太政官奏、比日亢旱、田園燋卷、雖ニ久雩祈一、未レ蒙ニ嘉澍一、請遣ニ京畿内浄行僧等一祈レ雨、及罷レ出ニ市廛一、閉ニ塞南門一、奏可之、」とあって、この風習のおこなわれたことがわかる。もっともこれは浄行僧の修するところであったから、やはり固有の神祇信仰とはきりはなして考えるべきであろう。

河伯の語はもちろん漢籍に由来しているが、それはおそらく水霊[14]であり、河の神の意である。それでこの記事は文字としては民俗をそのままあらわすものではないであろう。けれども河の神を祭るということが、祈雨のためにおこなわれたとしてもふしぎではない。書紀においても、すでに仁徳紀十一年十月に茨田堤を築くために武蔵の人



Digitized by Google

強頸を犠牲として河伯をまつったこと、このとき茨田連衫子が才智をもってみずから犠牲となるのをまぬがれたことを伝えている。この伝承のなかにも中国風のところがみうけられるが、しかし河の神を祭るということが、民族宗教において全くおこなわれなかったとはいえない。神名帳などによると河川に関係する神社はかなり多く、明らかに川神社と名のり、川の霊を祭るものも存在しているし、また水の神を祭る神社も少なくない。[16] これらの神に祈雨の祭儀があったとみることはさしつかえないであろう。しかし、そのために河伯にいのったことだけが固有の神祇信仰にもとづくものとはいえない。「村々」という抽象的な表現を用い、さらに牛馬を殺すとか市を移すとか河伯にいのるとかというものが、すべてどこで行われたともいわず、すべてが文字の上での知識のつづりあわせにすぎないようであるところからすれば、これらは中国風の民俗に通じた知識人、とくに帰化人系統の人の手になるものであろう。こうした行事が皇極朝ごろに一般の「村々」でおこなわれたかどうかは疑問であり、おこなわれたとしても、帰化人系統の一部の村落にすぎないであろう。ただ、農耕生活に必須の祈雨の行事が固有の神祇儀礼[18]としてばかりでなく、中国風の宗教儀礼としてなされるべきであることを[19]祝部が献言しているという点が思想史的にみて興味深いところであって、これら祈雨の儀礼は古代人の信仰においては、固有の信仰にかたく結びついてくるものといえよう。

第二に、(4)において蘇我大臣が寺寺で大乗経典を転読すべきことをすすめたといい、(5)にはとくに大寺[20]において大雲経などを読んだという。(5)の大雲経は寛文九年刊本の書紀などには大乗経としているものであるが、諸本[21]に従って大雲経とすると、仏説大雲輪請雨経のことであろう。この経は梵名を maha-megha-sūtra といい、前後四訳があるが、唐の不空訳が最も代表的なものとなっている。しかしその訳出年代は八世紀の中葉と考えられるから[22]、

Digitized by Google

もちろん皇極朝に行われることはない。不空訳より前の訳出としては、後周の天和五年（五七〇）闍那耶舎訳、隋の開皇五年（五八五）那連提耶舎訳のほか隋代には闍那崛多訳もあり、これらの三訳のうちのどれかが、皇極朝までに日本に舶載していたとしなくてはならない。[23] しかしこの経の名はこの記事のほかには所見がなく、はたして当時すでに流伝していたかどうかを確かめることはできない。[24]

第三に、(8)の記述については、はじめて「南渕河上」という具体的な地名があらわれるが、それは大和志料によると高市郡高市村畑（波多）の稲渕であろう。[25] このことはこの記事の成立を考える上には注意すべき手がかりで、おそらくその地方と深い由縁のあるものの手になるであろうと推定される。なお、そこで天皇が「跪拝二四方一、仰レ天而祈」というのは、祈雨の目的のためとはいえ、あまり類例のない方法をとることなどはむしろ天を重んずる中国風の思想が背景となっているとはみられないであろうか。これらの記述がなににもとづいてなされたかは問題であるが、書紀の編者の造作でないことは文中に「或本云」として異伝を伝えているのでもわかる。[26] しかしそれほど古い伝承ではなく、上に考えたところからしても、皇極朝以来のものとはとうてい考えられない。

要するに、これら一連の(二)の記載は、蘇我氏を中心としていえば、その仏教中心の立場を示すものであるが、結局は皇極天皇の威厳をつたえる記述に包括されてしまっており、天皇氏中心の一個の説話的体形をなしているもので、書紀ではそれを適宜の年月日に係けて記載しているにすぎない。その文辞より察するに、中国風の教養をもつ、帰化人系統の人の筆になるものであろう。それでは、なぜかような説話が載せられる必要があったかといえば、それは天皇の威厳が、土俗化しようとしてきた漢神信仰や、仏教を奉ずる蘇我氏に優越することを主張しようとしたものである。皇極朝初頭といえば、書紀の記述において蘇我氏の専権のもっともはなはだしくなった時期で



Digitized by Google

あり、この年蝦夷は葛城の高宮に祖廟をたてて八佾の儛をなし、役民を発してかれら父子の陵墓をつくらせ、上宮乳部の民をも徴発して国政をほしいままにし、やがて翌二年、上宮王家を滅ぼすにいたることを伝えるので、その蘇我氏の勢力の絶頂に達したことを記すとともに、ここに祈雨という宗教的呪術的な例証をもって、古代天皇のシャーマン的プロフィールをえがき、この面よりなお皇威の決して盛らなかったことを述べようとしているものにちがいない。その意図は明らかに、いわゆる「天無二日、国無二王」[29]との天皇の権威を、その呪術的威力に係けていみじくも女巫的地位にある皇極天皇の行動として表現しているものである。この場合、天皇が「至徳天皇」とたたえられているのは、蘇我氏を討滅する事業が中大兄皇子らによって決行されたとき、皇位にあったのが皇極天皇であり、大化改新によって実現の光をみた天皇を中心とする中央集権の体制が、天皇と中大兄皇子との結合を無視しては成立しえないものであったからである。書紀においては、皇極天皇の改新以前における活動をほとんど伝えていないが、中国思想の影響のもとにおいては、改新というような未曾有の善政の実現をみるのは、全く天子の有徳のゆえと解釈されなければならない。そこにとくに皇極天皇についての、かような説話を記述しなくてはならなかった必然性があるわけである。したがって、このような記述が統一国家の実現した後世の思想を基盤として成立したものと考えることは、十分に根拠のあることであって、かりによほどはやくできた資料がもとになったとしても天智朝ごろのものであり、あるいは降って天武朝ごろに成立した説話がもとになっていると考えることができるであろう。

Digitized by Google

# 四　巫覡と童謡

(三)巫覡（カンナギ）の行迹や童謡を伝える記述としては、(11)皇極紀二年二月是月に「国内巫覡等折二取枝葉一、懸二挂木綿一、伺二候大臣渡レ橋之時一、争陳二神語入徴之説一、其巫甚多不レ可二悉聴一」という。これは(14)同紀三年六月是月の条とほぼ同文で、ただ「懸二掛木綿一」、「度レ橋」、「不レ可二具聴一」など少しく文字を異にするのみであり、しかもこれも異本では共通しているものもある。そこでいずれかを誤って重出したものとされているが[28]、おそらくそう考えてよいであろう。ところでこの記事にはやや解し難いところがある。記述の抽象的なことは前の祈雨の記事などと似ており、「国内巫覡」というものなどがそうであるし、「大臣渡レ橋之時、」というのも漠然としている。橋を渡るといってもどういう場合にどの橋を渡ったのかすべて不明である[29]。まずその点に疑問が起きるが、記事の中心はむしろ「争陳二神語入徴之説一」という点にある。これが何であるかはくわしくは知られないけれども、多分に呪術的でシャーマニズム的傾向をもつ民族宗教の信仰形態として、言霊（ことだま）の信仰があり、人の発するある種のことばに思議しえない微妙なはたらきのあることが信じられていたから、巫覡の発する特殊の宗教的意味のあることばを指すことはたしかである。古事記神代段には、八千矛神と沼河比売や須勢理毘売命との間にかわされた歌を「神語（かむごと）」といい、また雄略段には「天語歌」というものがあり、これらはとくに宗教的な意味をふくんではいない歌謡であるが起源的には祭祀に関する歌謡から出発し、祭儀にあたって巫覡が神のことばとして語ったものであろう。書紀においても、神功紀に「得二神語一随レ教而祭、」とあるほか、欽明紀[30]や天智紀[31]にもみえ、また続日本紀[32]にもあらわれる。近くでは



Digitized by Google

皇極紀三年七月に大生部多が虫を祭って常世神といい、巫覡らはこれを神語といつわって致富と若返りの利益を説いたので民の従うものが多かったという記事があるのが参考される。それらによっていえば、いまの場合も巫覡らが大臣に対して、その権勢に媚びることばを神語に託していったのであろう。しかも「入微之説」を争っていい、ためにことごとく聴くことができなかったというなどは、正常なあり方ではない。淫祀化した民間信仰の異常な様相を示すものにちがいない。(33)

つぎに(14)には上の文章につづいて、「老人等曰、移風(ときかはらひ)之兆也、」としており、これは上の巫覡らの行動について、老人らが新しい社会の推移の前兆と解釈し予言したことを述べたものであるが、さらにそのあとに謡歌(わざうた)三首をあげている。(16)皇極紀四年六月己酉はこの謡歌の意味を説明したものであるから、これらを一連の記載と考えてよい。

ここにみえる老人というのは、書紀では皇極・孝徳(34)・斉明(35)・天智紀(36)などにあらわれ、社会的に顕著な事件の前兆を予言しているもので風土記にみえる古老とほぼ同じものを指しているようである。(37)また謡歌は童謡とも書き津田博士の説(38)のように二種の意味で使われておりいずれも中国思想のあらわれである。すなわち、一は前兆もしくは予言として用いられ古くは左伝(39)にみえるが、中国歴代の正史の五行志に詩妖として記されているものの多くがその例で、童謡という語もそれらから学んだものである。二は時事の批評として用いられる場合で、これまた左伝(40)にみえるが、これは童謡と諷諫とを結びつけたものである。書紀にもこの両方の場合が見出されるが、後者の例が時には時政に対する讃美の意を寓したものとなっているのは、知識の上では童謡を諷諫として考えながら、実際にはそうばかり取扱いえなかったものらしいという。ところで、謡歌・童謡というものがはっきりあらわれるのはこの(14)より少し前の同じ皇極紀の二年十月戊午に蘇我入鹿が上宮王家の山背大兄王をおさえて古人大兄皇子を天皇に立てよ

Digitized by Google

うとした記事のあとにあげているのが最初であるが、崇神紀十年九月壬子にも童謡とはいっていないが少女の歌が武埴安彦の謀反の前兆となっているのは明らかに童謡と同一の意味をもつものであり、さらにこうした事件の前兆や時事の批評をする記事は崇神・景行・仲哀・神功・仁徳・履中・允恭紀にもみえている。それが中絶してまた崇峻・推古・舒明紀以降に出てくるのは、所依の資料の相違によるかもしれないが、それよりもむしろ書紀の編者の好尚ないし修史の傾向の相違を示すものであろう。このことは書紀の編纂過程における編集員の作業の分担という視点に立って考える必要がある。(41)

なお三首の謡歌の内容をみてみると、いずれも時事とはおよそ関係のないもので、短歌の形をとってはいるが、一種の民謡とおぼしきものである。(42) それがなにを意味するかは、この歌だけからは判断できないので、それは書紀の編者みずから歌の解説をしているところによるほかはない。(16)によれば、第一の謡歌は中大兄皇子が宮殿を嶋大臣（蝦夷）の家の近くにたて、ひそかに中臣鎌子と入鹿を討とうとする前兆であり、第二の謡歌は山背大兄王らが罪なくして入鹿に殺されたが天のこれをゆるすことはなく、やがて中大兄皇子によって入鹿の討たれる前兆であり、また第三の謡歌は入鹿が大極殿において佐伯連子麻呂や稚犬養連網田によって斬られてしまう前兆であった、という。ここで考えられることは、こうした事件は書紀によればみな事実として生起したことであるというのであるから、(16)が皇極紀の末尾の四年六月庚戌の条の直前に位置する点からみても、こうした前兆が実際に起ったあとから附会した解説が可能であるということである。ことに(14)の謡歌なるものが、もともとこうした時事とはおよそ無縁な民謡的な短歌に類するものであることからして、この推定はかなり有力なものとなるであろう。もっとも、中国でも表面では単なる歌謡であっても、予言的説明がつくことによって予言的童謡となる例が多いといわれる。(43) も



Digitized by Google

ともと前兆ということが、神秘的な事象であるから、わが国の場合でも一見時事と無関係な民謡が予言的童謡のはたらきを全くしなかったわけではないかもしれない。しかしそれにしても、いまの書紀の記載をそう解するのは無理で、むしろ上述のようにとくに特定の巻にこの種の記述のあることからして、編者の好尚または修史の傾向を察知すべきではなかろうか。つまり童謡・謡歌とか、あるいは老人・国老とかの言に托して時勢の推移を表現しようという、いわゆる讖緯思想の立場から歴史叙述をすすめようという傾向のつよい筆者の手になるために、かような記述となったと考えられよう。(11)・(14)に巫覡の行動を述べているのも、要するに筆者のそうした神秘的なものへの関心と深い関係があるように思われる。

したがって以上の(三)の記載は、おそらく確実な皇極朝の資料によるというようなものではなく、机上の構文ではないかとの疑いをつよくするものである。ただ、さきの(二)の祈雨説話にくらべると、「折取二枝葉一懸二掛木綿一」とか「神語」とかをいうあたりに固有の民俗を念頭においていることが想定されるので、そういうところは、文字の上での知識を主とする前者とは若干の相違をみとめうるが、それにしても机上の造作を主とすることに変りはないと思われる。そうしてこのような記事がくみ込まれたのには、二つの意味が考えられてのことであろう。すなわち、一は皇極朝の、いわゆる改新前夜の世相騒然としたところを表現しようとしたのであろうということである。だいたい皇極紀にはさきの祈雨や巫覡の記事のほかにも、天文五行や祥瑞災異に関する記載が多いのが特徴であるが、それはこの紀の編者の個性や編纂資料の性格などによることもあろうが、また改新前夜の切迫した政情をいかに表現するかについての、編者の積極的な創意もはたらいていたにちがいない。二年十月戊午・三年六月乙巳や(14)同是月に童謡・謡歌を載せるのも、それを示すものにほかならないであろう。こうした神秘的宗教的色彩の濃厚さ

Digitized by Google

は同時に歴史的危機感の強烈さを示すといってよいであろう。[44] また二には、巫覡らが大臣のもとにより集ったために、そのことばを聴きとりえなかったほどであるという叙述は蘇我氏の勢威の盛大を物語るものである。下出積与氏は「第三者がかかる現象を目して蘇我氏没落の前兆とした」[45]ものと解されており、前兆ということは老人らが「移風之兆也」といっているとおりであるが、書紀の編者の意識においては、同時にかような蘇我氏の強盛を民間の巫覡の淫祀的関心にむすびつけることによって、言外に一種の侮蔑の意を寓して批判しているものと考えることもできるのではなかろうか。

## 五　祥　瑞

つぎに、(2)祥瑞を意味する記述として、皇極紀の三条をとりあげてみよう。まず(3)元年七月丙子は、「蘇我臣入鹿豎者獲二白雀子一、是日、同時有レ人、以二白雀一納レ籠而送二蘇我大臣一」とあるもので、白雀の出現を祥瑞としていると解される。また(12)三年三月は、「休留休留、茅産三子於豊浦大臣大津宅倉一」とあり、休留は鵂鶹の略でふくろうのことであるから、やはり鳥を祥瑞としているものらしい。[46] (13)三年六月戊申のは、「於二剣池蓮中一有二一茎二莖者一、豊浦大臣妄推曰、是蘇我臣将レ栄之瑞也、即以二金墨一書而献二大法興寺丈六仏一」といい、これは蓮の奇異を祥瑞とするものである。

この三条にあらわれている祥瑞は、いずれも蘇我氏の立場から祥瑞と解釈されているもので、これらの記事の出ている皇極朝の情勢を描写する筆者の史風がよくあらわれている。このように祥瑞の記事をかかげる傾向は、仁徳



Digitized by Google

紀や雄略紀[47]のような早い例を除くと、舒明紀七年七月是月に、「瑞蓮生三於劔池一一茎二花一」とあるのが初見であろうが、これは(18)と同じく劔池の蓮のことをいうもので、両者は関係のある記事にちがいないが、舒明紀のは蘇我氏との関係については直接にはなにも伝えてはいない。

ところで、このような祥瑞や、またその反対の災異の現象をとりあげ、これを重視することは、大陸より伝わった陰陽道（広義の）の思想にもとづくものであって[49]、神祇信仰とは区別して考えられなければならないが、両者はその性格にすこぶる共通したところがあって、少なくとも後世においては、きわめて親密な関係をもつ[50]にいたっているので、便宜上ここに関説するのがよいかと思われる。

祥瑞については儀制令にその規定をみることができるが、延喜式の治部省の条によると、大瑞・上瑞・中瑞・下瑞の区分によって約百四十余種の事例をあげている。これは唐六典によったものであり、後世のものではあるが祥瑞が国家的に重視されていたことが知られる。その中瑞のなかに「白雀」があり、(3)の記述と照合できる。鵁鶄と蓮とは照合できないが、ただ延喜式によると下瑞のなかに、「秬秠、秬者黒黍者、秠者一秠二米也、嘉禾、或異畝同穎、或孳連数穂、或一秠二米也」とあるのが参考になる。すなわち、これは蓮ではないが、植物について「一秠二米也」といい、いずれも一つの秠のなかに二つの米のあるものを意味しており、これは劔池の蓮のなかに「一茎二萼也」といっているものと、同様の着想ではなかろうか。蓮はいうまでもなく仏教ではきわめて重視されている植物で、思想的象徴的に理解され、深い意味をもって考えられているから、この植物の奇瑞をとりあげているところには、仏教思想の影響も考えられる[51]。法興寺の丈六仏に献上されたというのも、そうした意味で興味深いことで、普通なら祥瑞をあらわした植物や動物は発見者から朝廷に献上されるところであろうが、蘇我氏を中心とする立場からは、その精神的聖地たる法興寺に

Digitized by Google

献納されるという形をとることになっているわけである。また鵁鶄については、天武紀十年八月壬午に「伊勢国貢三白茅鵁鶄一」とあり茅鵁は「イヒトヨ」すなわち鵁鶄のことで、やはりこの鳥が瑞鳥視されたこと――もっともそれは、白茅鵁であるが――がわかる。

つぎに、これらの祥瑞をうけとる主体についての問題がある。中国では、天が天子の善政を嘉賞するとき祥瑞を示すと解されているが、わが国では、かような天の信仰はそのまま受容されてはいない。しかし律令制度のもとでは、祥瑞は全く天皇のみがうけとるものとされていて、儀制令の規定もその精神によっている。下出積与氏は、この面から大化前代には祥瑞をうけとる主体としては、天皇と蘇我氏とに、はっきりした差別はなかったのであり、制度的にはややルーズであった。それが律令制度の時代になって、はっきり天皇だけに限るようになった。もっとも「大化前代にあっても、天皇以外のものでは単に貴族層であればいいというのではなくて、中央大貴族であり、しかもそれは蘇我氏のような皇室に匹敵し得るものに限られている」[35]とされた。これは注意すべき見解であるが、これにはもちろん書紀という文献の性格による限定もあることを考慮しなくてはならない。すなわち書紀は天皇氏中心の史書であり、大化前代のことを叙述するにあたっても、他の諸氏の行迹をくわしく伝えるものではない。たまたま対立勢力としての蘇我氏の記述が祥瑞のことに及んだのにすぎないのではないかとも考えられる。だから他の氏族や階層のものにも祥瑞の思想はうけいれられるということはあり得ることで、とくに帰化人系の氏族や、またはそれと深い関係のある氏族のあいだには相当に受容されていたのではなかろうか。仁徳紀元年正月己卯にみえる天皇生誕の奇瑞には、平群氏の始祖の木菟宿禰に関連させてあり、これは平群氏の家伝によったものと考えられるが[36]、こうした家伝の形成過程にも祥瑞思想は影響している。また雄略紀十一年五月辛亥にみえる川瀬舎人



Digitized by Google

の設置に係けて白鳳鷲の出現が語られているのも、同様に大化前代にすでに形成されていた伝承であろうが、やはり祥瑞思想と関係があるものとみられる。また、とくに蘇我氏の場合だけが書紀にあらわれるようにみえるのは、書紀の筆者がつとめて蘇我氏の勢威が、天皇氏に比肩することを強調しようとした態度[55]にもよると思われる。この祥瑞の記事もおそらくそうした筆者の意向のはたらいている点を見過してはならないと思う。

最後に、上の四項の区分のいずれにも入らなかった三条について言及しよう。まず(9)皇極紀元年十一月丁卯の日に係けられているところに、宮中の行事は、「天皇御三新嘗一、是日、皇子[56]、大臣自各新嘗、」とあるかんたんな記述である。新嘗の記事は書紀に散見されるが、ほとんど史実の記録とみるべきものではない[57]。(9)はこれが十一月の卯として定形化した時代に書かれた記録であることを示しているが[58]、ここにはとくに皇子と大臣との新嘗を記しているのが異例である。もちろん新嘗の儀礼はもともと宮中だけのものではなく、素朴な部落・家庭の祭祀であり、新穀を神神と共食する饗宴の行事であるといわれるから大臣がこれをおこなっても、ふしぎではないがそれを天皇や皇子とならべて記しているところにこの記述の著しい特色がある。かような記事が他に類例の少ないものであり、きわめて断片的な記述にとどまる面より考えて、とくにこれを伝える資料が存在したかどうかはきわめて疑わしいところであって、むしろ蘇我氏が天皇氏に比肩し、政治的意味をもつこの種の祭祀的行事をみずから執行したことを記すことによって、蘇我氏の勢威を暗示する効果をねらった記事ではないかと考えることができるであろう。とくに、この記事の前後にみなぎる蘇我氏の専権の状を記述する筆致をおもえば、この程度の文飾は当然なされているものと考えるのが妥当であろう。

つぎに(10)同紀同年是歳は蝦夷がおのれの祖廟を葛城の高宮に建て、八佾の儛をなし、もろもろの部民を徴発して

Digitized by Google

おのれら父子の墳墓をつくらせたので、上宮大娘姫王をいたく発憤させたという、有名な一節であって、この条は上宮王家に関連し、しかも記事の体裁にまとまりのある点よりして、おそらく聖徳太子伝系統の資料によるものではないかと考えられる。[59] その内容をみると、「祖廟」の語がみえ、これは単純にうけとれば、祖霊崇拝のための特別な施設があったことになるが、他にそうした所見のないところからして、むしろ墳墓の意に解すべきかもしれない。とすれば、それは近くは稲目・馬子の墓を意味することになるであろうが、馬子の墓はすでに桃原にあると考えられることでもあり、別にことさら墳墓に類する施設をつくったとも思えない。[60] 稲目についても、その墓の所在地は不明ではあるが同様に考えられるし、またそれより以前の遠祖を奉祀したと解するのにもあまり根拠がなさそうである。[61] さりとて祖廟が氏寺のような仏寺を意味しているとも思われないし、また祖先をまつる神社というのでもないであろう。とすると、この語ははなはだあいまいな意味にしかうけとれないことになり、とくに葛城の高宮という具体的な地名をあげているのも、推古紀三十二年十月癸卯にみえる馬子が葛城県の下賜を奏請してしりぞけられたという記事と照応している点からすると、相互になにかの関係があるらしく、一面に推古天皇の英断を顕彰するとともに、他面において皇極朝には結局は蘇我氏が葛城地方に勢力を伸張してしまったことを示すものであるから、両者はあいまって一連の意図をもっていると解することができるものである。このように考えると、「祖廟」の語もその中国的な表現傾向からして一種の文飾といえよう。もっとも馬子が葛城県をその「本居」であるといっているのによれば、「祖廟」をたてるというのも理由のあることのようではあるが、それも「本居」の語にひかれて使ったまでのことかもしれない。蘇我氏が葛城の地を本居といっている意味についてはさらに検討を要するが、少なくとも「祖廟」の語はかように解するのがよいと思われる。この祖廟が神祇信仰と関係のあるものならば、もっ



Digitized by Google

と別の表現をとったであろうから、それとも深い関係はないと思われる。とくにつぎに「八佾之儛」とあるのが、論語にみえる季氏[62]がその家廟で天子の楽である八佾の舞をしたことを非難する一節を蘇我氏の専横に係けて物語ったものであるところからしても、この文の性格は推知されるであろう。上宮大娘姫王[63]のことばも中央集権国家の理念を端的に表現しているもので、あわせて筆者の究極の意図のあるところを察せしめるに十分である。

おわりに、(15)皇極紀四年正月の伊勢大神の使といわれる奇異の現象の描写は、あるいは皐嶽に、あるいは河辺に、あるいは宮寺の間に、猿のごときものの声がはるかに聞こえ、しかもその正体がつかめないというものであるが、これは直接には蘇我氏と関係のない記事ではあるが、割注に「旧本云、」として記すところによれば、これは難波へ京が移され、飛鳥の板蓋宮が廃墟となることの前兆であるとされている。難波に京を移すのは大化改新の政治の一端としておこなわれたことであり、したがってその前提として蘇我氏の討滅という事件があったわけであるから、無縁とはいえない。しかもこの記事が皇極紀四年のはじめに係けられているところに、この年が蘇我氏の討滅のおこなわれた年であることが、はっきり意識されていることがわかる。それだけに「時人曰、此是伊勢大神之使也、」という記述には注意を要するのである。すなわち、大化改新という未曾有の改革を前にして、日本固有の神祇の霊威がなんらかの前兆を示さないはずはない。改新政治の実行にあたって、右大臣蘇我石川麻呂は「先以祭二鎮神祇一、然後応レ議二政事一」と奏上し[64]、東国等の国司に対する詔には「随二天神之所奉寄一、方今始将レ修二万国一」[65]というように、神祇信仰を根本支柱とする宗教的色彩がきわめて濃厚である[66]。こうした改新の宗教的構造よりしても[67]、その前件としての蘇我氏の討滅に際して、神祇の前兆を考えるのは当然のことであろう。いま、皇極紀四年の全体を通観すれば、正月・四月戊戌・六月甲辰・同月戊申・同月己酉・同月庚戌の六条よりなるが、このうち六月の甲

Digitized by Google

辰・戊申・己酉の三条は蘇我氏の討滅に関するもの、庚戌は皇位を軽皇子（孝徳天皇）にゆずり、中大兄皇子が皇太子となったことを示すものであるが、(ロ)正月の条はいわばこの討滅事件の最高潮に達する筆を起すところに相当する。筆者としても、よほどの覚悟と用意のあったことを察するのは難いことではない。なお四月戊戌の条も鞍作得志の奇術を伝えており、一見改新の記事とは無関係であるが、やはり神秘感をもりあげて異常の大事件のまえの一種の感触を表現している効果も否定しえないであろう。そうしたところにうかがわれる筆者の史筆は独自な雰囲気をもっているといえよう。

なお、このほか皇極紀三年六月乙巳に三輪山の奇狼が歌をよみ、それは上宮王（山背大兄王）らが蘇我鞍作（入鹿）のために胆駒山に包囲される前兆であったという記述がみえ、これももちろん上宮王家すなわち天皇氏側の立場にたったものであるが、おなじく筆者の趣向がよくあらわれているものとして参考できる。

## 六　概　括

上来、書紀にあらわれた蘇我氏の神祇との関係を示す記載について考察をすすめてきたが、上の区分にしたがっていえばつぎのようである。

まず(イ)書紀の筆者には神祇に対する顧慮が相当に強く、蘇我氏についても、その仏教的立場のほかに神祇信仰に対する関心があったという性格づけをしている点がある。また(ロ)蘇我氏の仏教的立場に対しては、皇極天皇を「至徳天皇」と提示する祈雨説話を載せているが、これには呪術王的描写のうちに天皇を有徳者視する中国思想の影響



Digitized by Google

がみとめられ、かような観点より解釈する必要がある。また㈢巫覡の行述や童謡を伝える記述は、確実な皇極朝の資料によるものではなく、机上の構文とみるべきであるが、このような記述がなされたのは、一には改新前夜の切迫した政情を神秘的宗教的に描写することによって歴史的危機感をもりあげているものであり、また蘇我氏の強盛を民間の巫覡の淫祀的関心とむすびつけて侮蔑の意を寓したものと思われる。㈣祥瑞を意味する記述には、皇極朝の政情をえがく筆者の史風があらわれており、とくに蘇我氏を祥瑞をうけとる主体としているのはその勢威が天皇氏に比肩することを強調しようとする態度のあらわれと考えられる。なお、㈢・㈣が中国の陰陽道・讖緯思想の影響をうけた記述であることはいうまでもない。

かように蘇我氏の神祇についての記載はすべてが仏教や儒教・陰陽道などの大陸思想との関連のもとにあらわれるものであって、純粋の神祇信仰との関連をしめしているものがほとんど存在しない。すなわち上述のように神祇についての記載を四種類に分けて考察すると、その内容は蘇我氏が仏教受容にしめした役割と対照的に神祇についても決して無関係ではないという性格づけをしていると解されるものである。これを約言すれば書紀はその基調とする神道的な国家観の立場から仏教的立場にあるものに対しても、これを包括して自己の国家観のなかに適宜に位置づけるという記述態度をとっており、このような書紀の編者の基本的姿勢による記述であることが想到される。

もっとも、かような考えに対して、記事の内容のすべてを書紀の編者の構作に帰することが、はたして妥当か否かに多少の疑問も生ずるであろう。書紀の編者の態度はともかく、それ以前に、書紀の採用した資料においてすでにかような内容があったのではないかという疑問である。これについてはさらに上の考説をくりかえすことになるが、念のため略説しておきたい。

Digitized by Google

さきに神祇についての記載を四種類に大別して考察したが、㈠思想的な意味をもつ記述として概括した欽明紀および推古紀のものは、「神祇伯」という官名や詔命によって「百寮」を率いて祭拝せしめたという表現に律令制度が確立した時期において神祇令の規定にもとづいて神祇官がおこなった統制を思わせるものがある。すなわち神祇令に「凡天神地祇者、神祇官皆依二常典一祭之一」とし、「其祈年月次祭者、百官集二神祇官一」とするものなどが思いあわされるべきであって、これを書紀の記載のなかにもとめるならば、持統紀三年八月壬午に「百官会二集於神祇官一而奉二宣天神地祇之事一」とあるものが挙げられる。推古紀の詔などはそうした後世の意識が主となって記載されていることを否むことはできない。ただ隋書東夷伝に「使者言、倭王以レ天為レ兄、以レ日為レ弟、天未レ明時、出聴レ政跏趺坐、日出便停二理務一、云委二我弟一、高祖曰、此大無二義理一、於レ是訓令レ改レ之」とあるのは正確な所伝であるか否か問題であるとしても、倭王の政治の宗教的傾向を端的に示していることは認められるべきであるし、私の論点も推古朝に天皇が神祇を祭祀する事実がなかったなどというのではない。ただ推古紀の記事が天皇の詔命によって皇太子および大臣が「百寮」を率いて神祇を祭拝したというような国家的体制的な神祇儀礼が仰仰しくおこなわれたという記載そのものが、後世の律令的体制の整備された時代の意識にもとづく表現のしかたであることを指摘したものである。また「百寮」という語だけならば憲法十七条のなかにも「群卿百寮、以レ礼為レ本、」（第四条）とか「群卿百寮、早朝晏退、」（第八条）、「群臣百寮、無レ有二嫉妬一」（第十四条）などの用例があり、たとえ官司制が完備していなくても修辞的に用いられてもさしつかえないわけであるが、現在伝わっている憲法の文章がそのままの形で原形と考えられるか否かが問題であるし、またかりに一歩を譲って原形にも「百寮」の語があったとしても、その場合は逆に憲法の内容に神祇祭拝に類する思想がふくまれていないことが、この記事に対する疑問を深めさせ



Digitized by Google

ることにもなる。書紀では憲法は十二年四月に作られたことになっており、それに対して神祇祭拝の詔は十五年二月に出ている。このことからすれば、憲法に全く盛られていなかった神祇崇敬の思想をここに補足する意図があったのではないかと考えられるであろう。このことはさらに推古紀の全体の構成からもいえるので、神祇に関する記事はこの二月戊子・甲午の条のほかには全く見られないから、推古紀のなかでも特異な箇条というべきである。[69] しかもその記事の内容は具体性に欠けた観念的抽象的記述であることからすれば、この推定はいよいよ有力となるであろう。要するに推古紀に充溢する仏教記事に対抗する神道的立場からする補筆であり、補強の目的をもった潤色であることはほとんど疑いえないところである。したがって推古紀の神祇祭拝の記事は確たる史料を所依としたものではなく、書紀の編者の当為的立場からする潤色であり、推古朝の事実というよりは書紀の思想的立場を表明しているものといわなければならない。

つぎに(二)神祇に対して蘇我氏の仏教的立場を示す記述としての祈雨説話については、すでに考察したように、村村の祝部の土俗信仰と蘇我氏の仏教信仰と天皇の威徳という、三者の段階的評価を説話的体形をもって表現したものであって、祈雨の効果によって呪術的威力の優劣をあらわすとともに、最終的には「至徳天皇」としての皇極天皇の立場を顕示している。ここには宗教的な呪術の効果によって政治的な指導力の根拠としての「徳」の有無が判定されているので、呪力の優劣が政治力の有無からさらに道徳的価値関係にまで拡張して解釈されるという現象をよみとることができる。ここにはいわゆる天人感応説の影響がみとめられ、そのことは「天皇幸二南渕河上一、跪拝二四方一、仰レ天而祈一」という特異な表現からも察せられる。村村の祝部が祭った「諸社神」と対比して、「天」というより高次の、普遍的な一般者の思想が「徳」をささえているのであり、かような「徳」を有するものによってこ

そ、はじめて「溥三潤天下」せしめることができ、「天下百姓」がともに万歳をとなえて心服するものであるという思想が流れているわけである。そこに「或本」の引用されていることからすれば、これらの記事についての文献史料の存在したことは推知されるし、(70)これらの記載が全く書紀の編者の作為であるとは考えられないが、その記録は少なくとも有徳者が君主となるという中国思想の影響のもとに作られたことは認めなければならない。かようにこの説話的伝承の思想的な背景を考えると、この記事の現形の所依としての記録が作成されたのは、蘇我氏の本宗が滅亡した後のことと考えられる。現前に蘇我氏の繁栄を実見しているものが、かような記事を作成したのではなく、蘇我氏の本宗が滅亡し、天皇の政権が確立してから後に、みずからを天皇の威権讃美の立場において記述したものと考えられる。かような有徳作王の思想は儒教思想にも存するものではあるが、祈雨の効果を徳に結びつけるのは怪力乱神を語らない儒教の立場とは異なるから、天人感応説とともに讖緯思想の影響のもとに成立した説話とみるべきであろう。

ところで書紀においては、(三)巫覡の行迹や童謡、(四)祥瑞の記事に陰陽道・讖緯思想の影響がつよくあらわれている。この場合、これらの記事に讖緯思想の色彩があることについて、つぎのように解することもできるであろう。陰陽道の思想の伝来は書紀ではすでに継体紀七年六月に百済から五経博士段揚爾の貢上された記事がみえ、はやくから思想的影響をあたえていたであろうし、大陸からの帰化人の来朝によって漸次浸透し、ことに推古朝の観勒や僧旻など仏僧の教養にはつよく混入していたから、それは事実としても起りうることと考える立場もあるであろう。かかる立場からすれば、皇極紀の記載もすべて確実な史料によるものであり、また史実でありうると解釈されるであろう。しかし問題はまさにそこにある。讖緯思想はたしかに大化改新以前から存在し、推古朝や皇極朝にお



Digitized by Google

こなわれていたであろう。そのことを私は否定しようとしているのではなく、これは否定しえない事実と考えられる。けれども讖緯思想がおこなわれていたということは、歴史の事実が讖緯思想に合致するように展開していたことを示すものではなく、ただ一部の人人が社会の諸事実をそうした思想の立場にたって解釈しようとしていたことを示すにすぎない。したがって当時のことを伝える記録に讖緯思想に合致するように記されている事柄は、記されている文字のままが歴史的事実であるのではなく、それはいわば思想の色眼鏡をもってみられた事柄、またはその思想に有利なように再構成された事柄と考えなければならない。あるいは記されている事柄に類似した事実は存在したと考えることはできよう。しかし記された事柄のままの事実が存在したとは、考えられないものである。この点に留意して書紀の記載に接するのでなければ、事実と思想とは混同され、書紀の解釈は史料批判以前の素朴な解釈へと逆行してしまうことであろう。

祈雨説話では、天皇が天に祈って大雨があり、これが百姓によって至徳の表徴と称讃されたというのであるが、これはまた抽象的な一般者としての「天」の思想が、具体的な雨を降らせるという、農耕生活の必須条件を充足せしめることによって、現実生活への直接的機能を発揮する仕方において、直截簡明に「天下百姓」すなわち民衆に結びつくはたらきをもっている。ここに天が為政者の善行・有徳に感応して奇瑞を示す意味があるが、このことは逆に奇瑞が現われた時には為政者に善行があったことを天があらわに証明したことになる。かくてこの思想にもとづく歴史叙述においては当然各種の祥瑞・奇瑞あるいはこれに類する異常現象・天然現象などが多く記載されることになる。特に奇瑞を記すことは比較的容易な事柄であり、簡単な記述によって為政者の立場を美化しうることであるから、しばしば用いられたのも無理からぬことである。

Digitized by Google

かように考えてくると、これらはすべて讖緯思想を基礎とする歴史叙述の意図をもった筆者の手になる資料が依拠となって書紀に採用されたものであることを確認せざるをえないのであり、そのことはこれらの記載が確実な史実というべき性格のものではなく、多分に思想的要請をもった叙述であること、そして改新前夜の緊迫した政治的情況を表現するについては、かかる神秘的宗教的筆致によって歴史的危機意識が有効に表出されることを編者は十分意識し、その面における叙述の用意と創意のはたらいていることを看取せざるをえないのである。

書紀においては、蘇我氏の純粋の神祇信仰に関する記述はほとんど皆無に近いといってよく、すべてが仏教・儒教・陰陽道などの大陸伝来の思想との関連のもとに、それらに刺戟されて、なにほどか神祇信仰との関係が予想される程度の記述になっているにすぎない。しかもそれすら書紀の神祇観念の投影によるところが多いのであって、そこに神祇との関連のきわめて稀薄であるという蘇我氏の文化的立場の特性があらわれているということができるであろう。

けれども、これらを理由として蘇我氏が反神祇的立場にたったとの主張は直ちに成立はしないであろう。上に考説したところは、あくまで書紀の記載についての所見であって、その文辞にあらわれたところを検討したにとどまる。その背後にひそむ史実について、ただちに結論をみちびき出そうとしたものではない。

注(1) 本書第二部第七章。
(2) 本書第二部第三章。
(3) 斎藤忠、朝鮮古代文化の研究、二五三頁、昭和一八年。
(4)(5) 津田左右吉、日本古典の研究、下、八五頁、昭和二五年。
(6) 思うに国利民福が国家的に祈請されるようになったのは、本格的には白鳳時代以後ではあるまいか。ただ天武朝におい



Digitized by Google

ては国家的に扱われてもそれにはなお公人としての個人のための攘災招福を祈る傾向があり、直ちに国家的にとりあげられたのは奈良時代に入ってからではないかと考えられる。

(7) 本書第二部第七章。
(8) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一一六頁。
(9) 池内宏、日本上代史の一研究、三二五頁、昭和二二年。
(10) 藤間生大、日本古代国家、二〇八頁、昭和二一年。
(11) 飯田武郷、日本書紀通釈、三一〇五―三一〇六頁、明治三六年。もっとも、殺牛の習俗を日本固有の習俗とみる意見は中山太郎氏（信仰と民俗、一一五―一一七頁、昭和一八年）や佐伯有清氏（八・九世紀の交における民間信仰の史的考察、歴史学研究、一二四、昭和三三年）によって主張されており、なお検討を要する問題である。しかし中山氏の論拠は大同二年（A・D・八〇七）に撰述された古語拾遺の記載にあり、また佐伯氏の説も詳細な考察ではあるが、主として延暦期における殺牛祭神を中心課題として、それが雨乞いのための殺牛とは別系統の項羽神的怨霊神の信仰であることを明らかにしたものであって、いずれも殺牛の習俗を日本固有のものとするに足る確証を提示されたものとはいえないと思う。なお、肥後和男、日本における原始信仰の研究、一一六―一二〇頁、昭和二五年を参照されたい。
(12) 桓武紀、延暦十年九月甲戌。類聚三代格、巻一九。
(13) 律逸文、厩庫律「凡故殺官私馬牛者、徒一年、贓重、及殺余畜産、若傷者、計減価、准盗論、（下略）」。
(14) 下出積与、皇極朝における農民層と宗教運動、史学雑誌、六七の九、昭和三三年。
(15) 河村秀根、書紀集解、巻二四。
(16) 肥後和男、日本における原始信仰の研究、一五一―一六〇頁、昭和二五年。
(17) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一四九―一五〇頁。
(18) 神祇儀礼としての祈雨については、後世のものながら、延喜式、巻三に祈雨神祭八十五座を列挙しているのが参考になる。
(19) 前川明久、七世紀における古代村落と宗教運動、日本上古史研究、三の一一・一二、昭和三四年。

Digitized by Google

(20) この大寺は飛鳥寺(法興寺)と解される。福山敏男、大安寺と元興寺の平城京移建の年代、日本建築史研究、昭和四三年。二葉憲香、古代国家と仏教との結合、龍谷大学論集、三五〇、昭和三〇年。のち、古代仏教思想史研究、所収。

(21) 新訂増補国史大系日本書紀によれば、東洋文庫蔵の岩崎文庫本、京都北野神社所蔵の兼永本、宮内庁書陵部蔵中本、鈴鹿氏所蔵中臣連重本に引用するイ本および日本紀略には「大雲経」とあり、また岩崎文庫本には「乗一説」の傍書があるという。

(22) 不空の生存年代はA・D・七〇五―七七四年の間と考えられ、七二三年(開元一一)より金剛智の訳経を助け、七四一年に金剛智が没すると、その遺志をうけて獅子国にゆき、経論五百余部をえて、七四七年に帰朝し、善無畏・金剛智によって開かれた中国の密教を大成した。

(23) 大雲経といえば、唐の中宗の嗣聖六年(A・D・六八九)法朗らがこれを偽撰して神皇受命のことをとき奏進したことによって、則天武后が国号を改めて周とし、詔して大雲経を天下にわかち、諸州に大雲寺を建てさせた史実が有名である(矢吹慶輝、大雲経寺と国分寺、宗教研究、新四の二・三・四、昭和二年)が、これは年代的にはわが持統天皇三年のことで、皇極朝の記事とは関係がないことになる。ただし、皇極紀の(5)元年七日庚辰の記事そのものを後世の造作とみるならば、その大雲経も偽経である大雲経と解されぬこともない。しかし、この記事の内容が祈雨を期しているところよりすれば、やはり請雨のための陀羅尼を説く大雲輪請雨経(大正新修大蔵経、一九、密教部所収)とするのが、経の趣旨からみて順当であろう。なお、このほか北涼の曇無讖訳の大雲経といわれる経があり、くわしくは大方等無想経・方等大雲無想経(大正新修大蔵経、一二、涅槃部所収)などともいわれるがこの経はその思想内容からみてもいまの問題からは切りはなしておいてよいと考えられる。

(24) 三代実録、清和天皇、貞観十七年六月十五日、神泉苑にて大雲輪請雨経法を修して祈雨した。このような後世の例は多い。なお、梅原隆章、日本古代における雨乞い、日本歴史、七四、昭和二九年、がある。

(25) 奈良県編、大和志料、三八八・三九六頁、大正四年。

(26) もっともこれはこの説話全体についての異伝ではなく、わずかに「或本云、五日連雨、九穀登熟、」というかんたんな記述であるから、あるいはこの説話に異伝のあることを注記して記事の体裁を修飾したにすぎないものかもしれない。それはともかく、この説話が書紀に載る以前から一定のモチーフをもって成形化していたものであることは想定できよ



Digitized by Google

う。

(27) 皇極紀元年是歳、上宮大娘姫王のことばのなかに出ている。

(28) 飯田武郷、日本書紀通釈、三一一八頁。

(29) 飯田武郷は、広瀬に大橋をわたし、其橋をわたるさまを、水を渡るがごとくによんだもので、その橋をわたろうとする前駆に伺候して、大臣のよろこぶような祥瑞を神語に托して巫覡が争いのべたものであろう、としている。

(30) 欽明紀十六年二月。

(31) 天智紀十年正月癸卯。

(32) 称徳紀神護景雲三年六月乙卯。

(33) 下出積与、皇極朝における巫覡の活動と貴族層、続日本紀研究、四の七、昭和三二年。

(34) 孝徳紀大化元年十二月癸卯、大化三年是歳。

(35) 斉明紀六年五月是月の割注に「国老」の言がみえる。

(36) 天智紀には直接「老人」とは出ていないが、遷都のころには前兆や予言に関する記事があり、それらには「老人」も関与しているとも考えられる。

(37) 前川明久、七世紀における古代村落と宗教運動、日本上古史研究、三の一一。この老人・国老を村落における社神の司霊者であり、巫覡の神語や行動を移風の兆と評し、祥瑞の知識に精通して、前兆を予言する能力をもっていたと解する。

(38) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一四一―一四五頁。

(39) 僖公五年八月甲午。

(40) 宣公二年。

(41) この問題を書紀全巻にわたってくわしく考察することは、他の機会をまちたいが、こうした事実は否定できないところであろう。

(42) これについては諸家の論及するところである。
津田左右吉、日本古典の研究、下、一四一―一四五・一四七―一四九頁。
相磯貞三、記紀歌謡新解、五八四―五八五頁、昭和一四年。

Digitized by Google

高木市之助、吉野の鮎、七五―八七頁、昭和一六年。

土橋　寛、古代歌謡集、日本古典文学大系、巻三、一九七頁、昭和三三年。

田辺幸雄、初期万葉の世界、九六―一二二頁、昭和三二年。

(43) 平　秀道、日本書紀と讖緯思想、国文学論叢、七、昭和三五年。

(44) このような書紀の筆者の執筆態度の特色は十分に留意されなければならない。

(45) 下出積与、皇極朝における巫覡の活動と貴族層、続日本紀研究、四の七、昭和三二年。

(46) 字書によれば、みみずくはその声が連転して休留休留ということくであるから鵂鶹と名づけるという。ふくろうは梟の字にあらわして母を食う不孝の鳥とし、悪鳥と考えられている。それゆえ小人にたとえられることもあって、それが祥瑞を意味するのは不合理であるとも思われる。とすればここで蘇我氏について鵂鶹の奇瑞を出すのは、むしろ暗に蘇我氏の専横を表現したのかもしれない。ただ後述のように、鵂鶹は茅鴟とも書き、瑞鳥として扱われた例があるので、いまはそれに従っておく。

(47) 仁徳紀元年正月己卯、雄略紀十一年五月辛亥。

(48) しかしこれが蘇我氏の祥瑞を意味するものであることは否定できない。舒明紀が蘇我蝦夷の専横について、その一因を天皇政治の不徳に帰し、蝦夷政権の必然性を意味づけようとしていることについては、渡辺茂氏（舒明紀論、人文論究、一二、昭和二九年）の考説がある。なお飯田武郷が、この舒明紀七年七月是月の瑞蓮の記事と皇極紀三年六月戊申とは、いずれかが重複して出たものかもしれないとしているのは認めるべきであろう（日本書紀通釈、三一四四頁）。

(49) 書紀によれば、継体紀七年六月に百済より五経博士段楊爾が貢上され、同紀十年九月には段楊爾にかわって五経博士漢の高安茂が貢上されたという。また欽明紀十四年六月には、百済に使を遣わして医博士・易博士・暦博士の交代上番と卜書・暦本・種種の薬物の送付を命じており、翌十五年二月、百済より五経博士王柳貴が来朝して馬丁安と交代し、別に易博士王道良・暦博士王保孫・医博士王有陵陀らを貢上したという。これらの記載は六世紀における大陸文化の伝来過程に陰陽道がふくまれていたことを示すものといえよう。

(50) 斎藤　励、王朝時代の陰陽道、一五七―一五八頁、一六二―一六五頁、一六九―一七〇頁、一七三頁、一八三―一八四頁、昭和二二年（大正四年初版）。



Digitized by Google

(51) 陰陽道の伝来には仏教の僧侶のなかにも関係をもつものがあったと思われる。たとえば、欽明紀十五年二月の記載のように、百済から交代上番した五経博士と同時に、仏僧曇恵ら九人が前番の道深ら七人と交代したことを伝えていることによっても、これらが当時の大陸文化の重要な要素として一連のものとして扱われたことがわかるし、また推古紀十年十月の百済僧観勒が暦本および天文地理・遁甲方術の書を伝えたこと、舒明紀四年八月の唐より帰朝した僧旻が、同紀九年二月に奇異の現象を「非二流星一、是天狗(アマツキツネ)也、其吠声似レ雷耳、」と解し、また大織冠伝によれば周易を講じていることなどはこのことを示している。なお、田村円澄、陰陽寮成立以前、史淵、八二、昭和三五年、がある。

(52) 谷川士清の日本書紀通証に引く群芳譜には「竝頭蓮、晋泰和間生二於玄圃一、謂二之嘉蓮一、今所在有レ之、」と記している。玄圃は崑崙山にある仙人の居処をいう。

(53) 下出積与、外来思想受容の一形態、続日本紀研究、五の一二、昭和三三年。

(54) 本書第二部第二章。

(55) このことは、たとえば後述の(10)皇極紀元年是歳の記載などによくあらわれている。

(56) 新訂増補国史大系日本書紀が底本とした寛文九年刊本には「皇太子」としているが、岩崎文庫本、宮内庁書陵部禁中本などには「太」の字がないので、いまそれに従った。

(57) 書紀において、新嘗についての記載は、神代紀上・下のほか、仁徳紀四十年是歳の雌鳥皇女の玉を佐伯直阿俄能胡が掠奪していたことの露見した宴会の物語があり、用明紀二年四月丙午の磐余の河上に出御して新嘗をおこなったこと（この日、天皇は病む）、また舒明紀十一年正月乙卯の記事につづいて、いまの(9)皇極紀元年十一月丁卯のになっている。天武紀五年十月丁酉・十一月乙丑・六年十一月己卯に新嘗の記事がみえているのは史実としても、さしつかえなかろうが、皇極紀までのはただちに断定はできない。なお、新嘗については、
肥後和男、日本に於ける原始信仰の研究、三一七―三二〇・三三八―三四四頁。
上田正昭、王権と儀礼、日本史研究会編、講座日本文化史、一、一三六―一三七・一八六―一八八頁、昭和三六年。

(58) 舒明紀十一年正月乙卯の「新嘗、蓋因レ幸二有間一以闕二新嘗一歟、」について、谷川士清が日本書紀通証において「記レ不レ時也、」としたように、常例に違するため書いたものとすれば、毎年十一月にこの行事があったことになる。神祇令には、仲冬の上卯に相嘗祭を、下卯に大嘗祭をおこなうことを規定している。

Digitized by Google

(59) 本書第二部第九章。

(60) 推古紀三十四年五月丁未。浜田耕作、大和島庄石舞台の巨石古墳、京都帝国大学文学部考古学研究報告、第一四、六一―六五頁、昭和一二年。

(61) 遠祖とすれば、武内宿禰が考えられるが、しかし宿禰の顕彰はむしろ朝廷＝天皇氏の忠誠な臣下としての地位を強調することになる。このことについては、本書第一部に論究した。

(62) 論語に「孔子謂二季氏一、八佾舞二於庭一、是可レ忍也、孰不レ可レ忍也、」とあるのは、天子宗廟の祭に八佾の舞のあることを前提としていわれていることはいうまでもない。

(63) この特徴のある表現の仕方にも、この文章の作者の中国風の好尚がはたらいていると考えられる。

(64) 孝徳紀大化元年七月庚辰。

(65) 孝徳紀大化元年八月庚子。

(66) 津田左右吉、日本古典の研究、下一一八頁。
この詔勅に国語の語句をのこしているところから、当時の実際の宣命を漢文風に書きかえたものらしいと推定することができる。
坂本太郎、大化改新の研究、二七〇―二七二・四七五頁、昭和一三年。

(67) 二葉憲香、古代仏教思想史研究、一一三―一一七頁、昭和三七年。

(68) これについては本書第二部第八章において論及した。「兆」という表現については、坂本太郎博士（日本書紀の分註について、史学雑誌、六四の一〇、昭和三〇年）の論究がある。

(69) 推古紀八年是歳に、新羅・任那の二国の王の遣使朝貢にあたり、「天上有レ神、地有二天皇一、除二是二神一、何亦有レ畏乎、」とあり、これは外国人の言として記されたものであって、その意味で欽明紀十六年二月の記事と関連性をもっている。

(70) 注（26）と同じ。



Digitized by Google

# 第七章　物部氏との対立

## 一　物部氏との抗争についての記載

日本書紀には、欽明・敏達・用明・崇峻の歴朝にかけ、蘇我氏と物部氏との両雄族を中心とする対立を記し、やがて蘇我氏が物部氏を討滅するにいたる過程がかなり精彩にえがき出されている。それは蘇我氏政権の成立への重要な契機であり、大化前代の政治史の顕著な一場面であるといわれるが、これを伝える書紀の内容がいくたの批判を要するものであることはいうまでもない。ことに両氏の対立はふつう進歩派と保守派、または奉仏派と排仏派の対立と解せられ、宗教的思想的対立の面から論じられることが多いが、他方その記載は津田博士の画期的な記紀批判をまつまでに、はやくから疑義の多いものとせられている。[1] ここでは書紀が、それをいかなるありかたにおいて語っているかを、その記載に即して逐次検討することによって、その性格を明らかにしてみたいと思うのであるが、両氏の抗争に関する記載のみえるのは、およそつぎの十二条であろう。

(1)　欽明紀十三年十月

(2)　敏達紀十四年二月辛亥

Digitized by Google

(3) 同　紀同　年三月丁巳
(4) 同　紀同　年同月丙戌
(5) 同　紀同　年六月
(6) 同　紀同　年八月己亥
(7) 用明紀元年五月
(8) 同　紀二年四月丙午
(9) 崇峻紀即位前五月
(10) 同　紀同　六月庚戌
(11) 同　紀同　同月辛亥
(12) 同　紀同　七月

## 二　仏教をめぐる対立

まず、(1)欽明紀十三年十月はひろく知られている。いわゆる仏教伝来にあたっての奉仏可否の論争である。この記事のうち、聖明王の上表文が後世の偽作であることは周知のところであり、(2)また伝来の年時についても異説があって、それは書紀の錯簡を補正すると欽明天皇七年戊午（A・D・五三八）となることなども、すでに明らかにされているところである。(3)しかし欽明朝に仏教が朝廷の問題となったことについては、ほかに元興寺縁起や上宮聖徳法



Digitized by Google

王帝説などにも所徴のあるところから、だいたいにおいてみとめられ、したがって書紀の記述のままではないにしても、奉仏の可否をめぐる蘇我氏と物部氏との抗争を史実とする学者も多い。[4] しかしながら、ここに注意しなければならないことは、欽明紀のこの記事は、これのみではその結末は破仏に終っており、厳密には仏教伝来と同時に仏教排斥を示しているから、当然これより後の情勢の発展を予想する未完の形態をとっているということである。

かようにして、その継続とみられるのが、敏達紀十四年の、(2)二月辛亥・(3)三月丁巳・(4)同丙戌・(5)六月の一連の記載であろう。これは前の(1)欽明紀十三年十月より数えると、書紀の紀年では三十三年を経過したことになり、しかもその間には仏教に関する記事は他に数件みえているので、[5] 書紀の体裁の上からはすでに仏教はかなり普及していることになるが、しかも記事の内容は全く欽明紀十三年に直結しているものである。これによると、(2)二月辛亥には蘇我馬子が病気にかかったので、卜者に問うたところ父の稲目が祭った仏神の祟りであるという。そこで馬子はこのことを天皇に奏して「宜下依二卜者之言一、祭中祠父神上」との詔をえたので、前年に百済より鹿深臣が将来した弥勒の石像を礼拝し延寿を祈ったが、疫病が流行し死者が多かったという。そこで(3)三月丁巳に、物部守屋と中臣勝海は天皇に奏して「何故不二肯用一臣言一、自考二天皇一及二於陛下一、疫疾流行、国民可レ絶、豈非二專由一蘇我臣之興二行仏法一歟、」といい、天皇の「灼然、宜レ断二仏法一、」との詔をえた。こうして欽明朝にまさる大規模な破仏がおこなわれたのであって、(4)丙戌の記事がそれを示すが、ここにまたも疫疾が流行し、天皇も守屋も瘡をわずらってしまう。かくて(5)六月、馬子は三宝の力によらなければ疫疾より救われることはできないと奏し、天皇は「汝可二独行一仏法一、宜レ断二余人一、」と詔したという。これら一連の記事において、看取されることは、その主題が奉仏の可否をめぐる蘇我氏と物部氏との対立にあることで、これは(1)欽明紀十三年十月と同一の趣向であることは争えな

Digitized by Google

い。ところが同じく奉仏の可否をめぐる両氏の論争は、さらに(8)用明紀二年四月丙午に、天皇の「朕思欲帰三宝、卿等議之、」との詔をめぐって起されており、かくしてこれらの記載を表示するとつぎのようになるであろう(第六表)。

第六表

| 欽明紀十三年十月 | 敏達紀十三年・十四年 | 用明紀二年四月 |
| --- | --- | --- |
| ○百済聖明王、仏像等を献上する | (十三年九月)<br>○百済より仏像二躯を将来する<br>(是歳)<br>○蘇我馬子、仏像を請い三尼を得度させ、また仏舎利を得て石川宅に仏殿をつくる<br>(十四年二月)<br>○馬子、大野丘の北に塔を起てる<br>○馬子、患疾し、卜占する<br>○天皇、父神(仏神)を祭れと詔する | ○天皇、病み、崇仏の可否を下問、「三宝に帰せんと思う、卿等議れ」<br>○物部守屋・中臣勝海の排仏論 |
| ○天皇、仏像礼拝の可否を下問<br>○蘇我稲目の奉仏論<br>○物部尾輿・中臣鎌子の排仏論 | | |



Digitized by Google

○蘇我稲目、仏像を小墾田の家に安置し、向原の家を寺とする
○疫気流行する
○物部尾輿・中臣鎌子仏像を棄てるよう上奏
○天皇の裁可
○有司、仏像を難波の堀江に棄て、伽藍を焼く
○天に風雲なくして、忽ち大殿に火く

○蘇我馬子、石像を礼拝する
○疫疾流行する
（三月）
○物部守屋・中臣勝海仏法停止を上奏
○天皇の裁可「よろしく仏法を断めよ」
○物部守屋、塔を倒し、仏像・仏殿を焼き、難波の堀江に棄てる
○雲なくして風雨あり
○守屋、尼僧をとらえ笞うつ
○天皇と守屋、瘡を患み、また死者が多かった
（六月）
○蘇我馬子、病愈えず、奉仏を願う
○天皇、馬子のみに奉仏を許す
○馬子、三尼を礼し、精舎をつくる
○天皇の崩御

○蘇我馬子の奉仏論
○穴穂部皇子、豊国法師を内裏に引き入る
○鞍部多須奈、天皇のために出家する

Digitized by Google

この対照によって、欽明・敏達・用明紀にみえる両氏の対立についての記載が、奉仏と排仏の争いとして、きわめて類型的な内容をもつものであり、説話的な構成をそなえているものであることは明らかであろう。そして記事のなかから共通項目をえらべば、奉仏可否の論争と、破仏事件とにわけられるが、論争には両氏の宗教的思想的立場が示されているとともに、またそれは破仏事件の意味づけであり、説明であるともみられる。それで史実の検討という観点からすれば、まず破仏事件を問題とすべきであろう。その記事は敏達紀が多く、また精彩であるが、内容はほとんど全く同一で、わずかに尼僧を禁錮し笞うった記事が欽明紀にみえないが、これは仏教渡来以前ということになるからないのが当然であるし、また天皇等の罹病のことが欽明紀にないが、そのかわり大殿に灾けりという不祥事が対応している。これらの事件についてはいろいろの面からの疑問が生ずるが、それらは多くの学者がふれているところである。

いま破仏事件についての従来の説を、かんたんにまとめるとつぎのようになるであろう。

第一は破仏事件を書紀の記述をだいたいそのままうけ、不合理なところもいろいろに解釈して二回あったとする説であり、[6]第二は書紀の記述に混乱のあることをみとめて、事実は一回のものとする説であるが、[7]これはさらに(イ)欽明朝に一回あったとするものと、[8](ロ)敏達朝に一回あったとするものとに分けることができよう。[9]さらに第三には書紀の記述の類型的説話的なところに着眼して、破仏事件は全く史実ではないと否定する立場がある。[10]また第四にはたとえ書紀のいう破仏や抗争の事件を事実とすることができなくても、それらの説話の成立したこと自体に、先進文化を受容した日本社会の精神的反応の事実を看取できるとする視点もある。[11]資料的制約のきわめて大きいこの種の問題の性質上、かような多様の学説のあらわれるのもやむをえないが、ここでは、これらの諸説を検討しつつ



Digitized by Google

論をすすめることにしたいと思う。

まず第一の二回説は現在の学界ではもっとも支持しにくくなってきた説であろう。ところが、この説への反論たる狩谷棭斎の「蓋以二一事一誤為二二時之事一也」[12]という批判がでてのちも、ひさしくこの説が現代にまでおこなわれているのは、書紀の記述をなるべく忠実に解釈しようという努力によるのであり、それは決して意義のないこととはいえないが、書紀の記載の構成要素を分析して、その史実性を確認してゆこうとする高等批評の立場からは、とうてい従いえないものであろう。

第二の(イ)欽明朝一回説は書紀には破仏事件の年時を明記しないが、法王帝説に「庚寅年焼二滅仏殿仏像一流二却於難波堀江一」とあるので、これが古伝を示すと考えられたものであるが、この法王帝説の文辞はそれほど古体を伝えたものとは思われず、またあまりに短文で抽象的な点に伝承としての欠陥がある。それに庚寅年という所伝は一応貴重なものというべきであるが、これは元興寺縁起に「庚寅年焼切堂舎、仏像経教流於難波江也、」とあるものに一致する。ところが縁起のこの部分の前後は縁起としてもそれほど古いものではなく、おそらく書紀以後のものと考えられるから[13]、それと同趣の法王帝説の所伝もまた決して古伝とはいえないであろう。記事をみても、仏像や仏殿というも抽象的であり、人名もあげていない。また難波堀江をいう不合理は破仏事件の記事のなかでももっともその説話性を指摘される点である。それで、決してこれを根拠として史実性を主張することはできないと思う。またかりに書紀の記述を庚寅年である欽明天皇卅一年にあてる場合には、稲目と尾輿の両人はすでに存命せず、または少なくとも指導的立場にはなくて、つぎの馬子や守屋の世代の名を記すのが順当であろう[14]。こうした諸点を綜合すると、むしろ書紀において類型的にくりかえされている破仏事件をそのうちの最初のものに統一させているところに、か

えって資料そのものの新しさが暗示されているとみるのが妥当というべきであろう。[15]

つぎに(ロ)敏達朝一回説は私見によれば欽明朝一回説よりも有力にいえるものではないかと思う。それはまず敏達紀の記載の具体的で精彩にとむこと、別伝をも伝えていること、また元興寺縁起の記述も欽明朝の部分より充実しているといえ、文辞にもより古いと考えられるところがあること、難波堀江のこともいわないこと、などからである。また、欽明朝より時代が新しいということも、この考えをつよくするであろう。ところが、ここには書紀と縁起との間に内容の大きな相違点がある。それは敏達紀が蘇我氏と物部氏との抗争について、かなりくわしい記事をもつのに対して、縁起にはただ「他田天皇欲破仏法、」とするのみでなんらふれるところがない。この理由を縁起が欽明朝の庚寅年にも余臣というのみでふれていないから、こうした記述に一般に無関心であったというように解するだけでは十分ではなかろう。縁起の文面では脱文でもあるとしないかぎり、天皇が破仏の実行者となっているのであって、物部氏らは全く関係がないか、または少なくとも破仏勢力の中心ではなかったと解しなくてはならないからである。かくて私は前章[16]において。書紀が物部・中臣両氏を大きくとりあげ、かれらによる破仏を記している理由を考え、それをつぎのように解釈した。すなわち書紀では天皇の破仏を直接的に表現することが、その正史としての立場から忌避され、その部分的代役として物部・中臣両氏が援用された。したがって、もと原資料には両氏の破仏についてはふれず、もしなにかを伝えていたとすれば、全く敏達天皇による破仏を述べていたのであろう。それを書紀の編者が、大化前代に蘇我氏に対立した勢力としての物部氏らをとりあげて破仏の代役としたのであろう[17]と。

もしこのように考えることができるならば、敏達朝一回説は天皇みずからの破仏という特色をもった事件とな



Digitized by Google

り、書紀の記載のような類型性をまぬがれるわけである。しかしこれを史実とするにはなお問題がある。それは、これも前章に考察したように、敏達紀十三・十四年には①仏像・②仏殿・③仏僧・④舎利・⑤舎利の霊験・⑥造塔・⑦破仏・⑧疫疾の流行⑨卜占・⑩奉仏というような説話的要素があるが、これはそのまま梁高僧伝の康僧会の条に対照できるから、敏達紀と梁高僧伝とは、かって津田博士の指摘された[18]舎利の霊験説話だけでなく、破仏説話もまた密接に関連していると思われ、あえていえば敏達紀の仏教に関する記述の全体の構想が少なくとも原型的には、すべて梁高僧伝またはその系統の説話から出ているのである。このことは、けっきょくこの破仏事件の説話的記述が中国仏教文献に通じた筆者の手になるか[19]、またはそういう系統の資料をもととしてつくられたことを示すものであり、筆者の念頭には為政者の破仏ということが、その奉仏の前提として、説話の重要な一環をなしていたことが察せられる。かようにして、一往は特色ある事件とみられる敏達朝の破仏事件も、また史実とはほど遠いものと考えなくてはならないことになる。

二回説はもとより、一回説も両朝ともにみとめられないとすれば、いわゆる破仏事件は歴史的事実ではないとする第三説に与しなくてはならない。そして破仏事件が史実でないならば、奉仏可否の論争もまたあやしむべきで、(1)欽明紀十三年十月の物部氏らの奏言が梁高僧伝の仏図澄の条にみえる王度の奏言と近似することなどから[20]も、とうてい史実とは考えられず、(8)用明紀二年四月丙午の論争もまた、同じ考えかたよりでた文飾とみるべきものと考定されるであろう。

なお第四説はいわば第三説を足場として、しかもこの説話に精神史的解釈をあたえたところに、より高次の視点が示唆されているといえる。このような解釈を成立させるためには、この説話の成立した時代や背景がもっとくわ

Digitized by Google

しく解明される必要がある。[21]

このように考えてくると、蘇我氏と物部氏との対立の終末が、(12)崇峻紀即位前七月において四天王寺と法興寺の建立に係けて語られていることは注目に価する。この条は大別して、㈠仏教に関するもの（これはさらにいえば四天王寺に関するものと、法興寺に関するものとの両者から成る）、㈡迹見首赤檮の功績に関するもの、㈢捕鳥部万の奮戦に関するもの、の三要素に分析できるが、これを欽明・敏達・用明の三朝をうけてここにいたる奉仏の可否をめぐる抗争の帰結としてみるとき、たしかにそれら一連の記載を通じての意図がくみとられるのであって、それは附帯的な二つの説話を摘出することによってはっきりしてくる。

まず迹見首赤檮の功績に関する記事は、さきに(8)用明紀二年四月丙午において中臣勝海を殺したといい、ここでは物部守屋を射堕したというものであって、この排仏派の両巨頭を倒した功績によって、乱の平定ののち赤檮に田一万頃を賜わったという。これらの記述はいずれもかなりに修飾されているが、それは排仏派の立役者を討ちとったことが、この説話の作者にとっては、とくに力をいれて語られる必要があったからで、すべて事実とはいえないものである。なお天神本紀にみえる物部二十五部人のなかに鳥美物部があるのによると、迹見首はその伴造とも考えられ[22]、なお姓氏録の登美連にも物部氏と同族を称するものがある。[23]これらはいずれも後世の伝承であるが、参考されよう。

つぎに守屋の資人である捕鳥部万の奮戦もくわしく述べられている。これは物部氏の配下にあった捕鳥部（鳥取部）が伝承した説話であろうが、[24]万の奮戦とともにその忠実な飼犬の話がつたえられている。犬が鳥取部と関係の深い動物であることはいうまでもなかろうが、あるいは後世において茅渟県地方に犬を葬った墓でもあって、その



Digitized by Google

由来の説話がうまれたとも解されよう。ところが万の屍を八段に斬って八国に分ったなどとあるのがその罪を強調する文飾であるのと考え合わすと事実とは考えられない。かようにこの二つの説話は、それぞれ独立のものとして、記事の主流から切りはなして扱いうるものであるから、要するに主体となるのは、蘇我馬子が諸皇子、とくに厩戸皇子らを奉じて仏敵なる物部守屋をたおし、これによって両寺が建立され、仏教の興隆におよぶ事情を述べるものである。ところがこの記述はすでにいわれているように、書紀編纂の当時に四天王寺や法興寺の縁起があり、それを依拠としているに相違ないが、その内容よりみても、また寺院縁起の性格から考えても、その記事の史実性については、全く懐疑的たらざるをえない。ことに物部氏らの主張が、明らかに仏教に対立する神道という思想系統を考え、両者を対称的に把握するというような立場にたっていることが、はやく五・六世紀のころにあったとは考えられない。神道という語の始用すら、かなり時期を下して考えねばならぬとすると[25]、もっとも典型的な両宗教の対立によって、初期の仏教史を記述しようとする書紀の記載の背後には、なんらかの後世の特殊な思想的立場なり意図なりがはたらいての上のことであり、あるいは、そうした傾向のもとにつくられていた資料を書紀が採用したためと解せざるをえないのである。その点で留意すべきは、これ以後のわが宗教史においても、このように截然たる神仏の本格的対立という事実は、まず見出すことができないことで、後世の思想の発達した時期においてさえ問題とならなかったことが、伝来の初頭にはっきりとした対立の形勢をとったとすること自体があやしむべきではなかろうか。しかもその、いわゆる初頭の対立が結果的になんら明確な対立解消の正当な理由を成立させていないことにおいては、なおさらそのことを強調せざるをえないであろう。このように考えると、これらの記載は、かえって後世における神仏並行の事情の説明のために構想された、いわば一種の起源説話と考えるべきことが、より妥

Digitized by Google

当性の多いことに想到されるであろう。

かようにして、ここに上来の論旨をまとめると、およそつぎのようである。

(一)書紀における両氏の対立に関する記事のうち、仏教に関するものは、(1)欽明紀十三年十月から敏達紀十四年の(2)二月辛亥・(3)三月丁巳・(4)同丙戌・(5)六月、および(8)用明紀二年四月丙午・(12)崇峻紀即位前七月を一連の主旨をもつものとして取扱うべきである。

(二)その主旨は、奉仏派としての蘇我氏と排仏派としての物部氏（これに中臣氏を加える）とを明確に対立せしめ、ことあるごとにあい対抗して、ついには蘇我氏が物部氏を討滅することによって、仏教が大いに興隆するにいたったことを主張しようとするものである。

(三)この主旨を表現するため、書紀の筆者は四天王寺や法興寺関係の寺院縁起を資料としたであろうが、それらはこの立場から適宜に按配され潤色されて、かなりの効果をあげてはいるものの、また資料相互の矛盾や構成上の不手ぎわは、叙述の上に少なからぬ不調和を招来している。

(四)排仏派すなわち仏敵といわれるべきものを定立させたのは、おそらく四天王寺縁起に要請された怨敵退散・四天王護国の精神を強調する必要から出たものであろうが、また他方には大陸以来の破仏説話の影響を想定しなければならない。

(五)かくてこれら寺院縁起を基礎とした書紀の記述は、仏家の教化的意図を中心とする説話と解すべきもので、史実ではないから、そこに述べられている蘇我氏と物部氏の抗争の記事も、直ちに史実として扱うべきものではないといわねばならない。

## 二　仏教をめぐる対立



Digitized by Google

## 三　穴穂部皇子をめぐる対立

つぎに仏教とは直接の関係のない記事においては、蘇我氏と物部氏との対立は、どのように扱われているかを検討してみよう。まず、(6)敏達紀十四年八月己亥には、敏達天皇の崩後、殯の儀のおこなわれたもようを記して、「是時、起二殯宮於広瀬一、馬子宿禰大臣、佩レ刀而誄、物部弓削守屋大連听然而曰、如下中二猟箭一之雀鳥上焉、次弓削守屋大連手脚揺震而誄（○分注略）、馬子宿禰大臣咲曰、可レ懸レ鈴矣、」という。この記述をみて、まず問題となるのは、この殯宮における二臣の争論が、つぎいて「由レ是二臣微生二怨恨一」とて、蘇我氏と物部氏との抗争の起った源由として記されていることである。両氏があい反目するにいたった事情は、すでに奉仏の可否をめぐる対立としてあらわれ、ことに(3)敏達紀十四年三月は、物部氏の蘇我氏に対する徹底的な挑戦であったといえる。そののちにこの殯宮の争論となったというのであるから、両氏の対立は些細な争論によって起ったとみるより、その前の奉仏の可否をめぐる対立にこそ、その源を発するというべきであろう。徹底的な破仏をうけ侮辱されながらも、啼泣するのみで敢えて命に違わなかったという馬子が、「如下中二猟箭一之雀鳥上焉、」というような児戯に類する罵言に立腹し、ついに物部氏討滅の軍をおこすにいたるというのは、前来の情勢を無視したものである。もちろん事件としては、こうしたことがありえないのではなく、考えようによっては、人間の心理の機微をうかがった叙述といえよう。しかし、書紀の前後の記事の性格から推測すると、このあたりの記事の資料として、それほどデリケートな心理描写までつたえるような確実な資料が存在したとはとうてい考えられない。これは全く後世の、ないしは書紀の編者の、

文飾とみなくてはならない。しかもいわゆる破仏事件が、物部氏によってあのように残虐におこなわれたとすることが疑わしいとすれば、両氏の対立は当然これら以外の事情から考えなければならないことになるであろう。ところが、この条にはつぎに三輪君逆が隼人をして殯宮を厳重に守護させていたので、天下を取ろうとの野心のあった穴穂部皇子は、なぜ死王の庭につかえて生王の所につかえないかと憤ったということが記されている。

穴穂部皇子は、欽明天皇の妃で蘇我稲目の女(27)の小姉君の所生、つぶさには埴部穴穂部皇子といい、またの名を天香子皇子とも住迹皇子とも伝えている(28)。書紀によれば、欽明天皇には蘇我稲目の二女が妃となっており、長を堅塩媛、幼を小姉君という。堅塩媛には七男六女があり、そのうちには、のちの用明天皇や推古天皇がみえる。また小姉君には四男一女があり、そのうちには穴穂部皇子とともに泊瀬部皇子すなわちのちの崇峻天皇がある。このように欽明天皇の数多い子女のうちから敏達天皇をふくめて四天皇が即位しているが、書紀の記述に従えば、穴穂部皇子は敏達天皇の崩後、皇位をうかがうにいたったという。しかし敏達天皇には、すでに庶弟橘豊日皇子を即位させようとの意志があり、十四年三月に臥内に召して「不レ可レ違二背考天皇勅一、可レ勤二修乎任那之政一也、」と遺詔し、やがて天皇が崩ずると皇子は即位したので、これが用明天皇である。かくて穴穂部皇子の皇位覬覦についての記述は、これにつづいて用明紀と崇峻紀とにあらわれるが、そこには当時の権家である蘇我氏や物部氏の動向もふかく関連してきている。

ここにおいて、われわれは蘇我氏と物部氏との対立が、さきにみた仏教をめぐる対立の記事とは別に、穴穂部皇子の皇位覬覦をめぐり、両氏がどのような態度をとり、関係をもって政局を進展させていったかということを主題として、一のまとまりをみせている事実を指摘することができるであろう。このような観点において、(7)用明紀元



Digitized by Google

年五月に目をうつすと、これはさきに穴穂部皇子が皇位をうかがったことをうけて、皇子が先帝の霊につかえていた炊屋姫皇后を奸そうとして、強いて殯宮に入ろうとした事件がおこったことを載せている。[29] このとき先帝の寵臣である三輪君逆は兵をそろえてこれを拒んだ。そこで皇子は大臣（馬子）と大連（守屋）とに、「逆頻無レ礼矣、於二殯宮一誄曰、不荒二朝庭一、浄如二鏡面一、臣治平奉仕、即是無レ礼、方今天皇子弟多在、両大臣侍、誰得二恣レ情専言一奉仕一、又余観二殯内一、拒不二聴入一、自呼レ開レ門七廻不レ応、顧欲レ斬レ之、」とて逆を斬ろうとし、両大臣はこれに対して、「随レ命」とこたえ、あえて反対はしなかった。かくて皇子は、炊屋姫皇后の別業なる海石榴市の宮に隠れた逆を、守屋に討たせようとしたのである。このとき馬子はこの謀議をきき、皇子のゆくのを諫止し、守屋が逆らを斬ったと聞いて、「天下之乱不レ久矣、」と歎じたが、守屋はこれを聞き、「汝小臣之所レ不レ識也、」と反駁したという。これはさきの殯宮における争論よりも両氏怨恨の事件にふさわしいと思われるが、編者はその種の感想を述べていない。

それはともかく、この事件によって両氏のあいだには大きなみぞができたといってよく、また書紀の割注に「此三輪君逆者、訳語田天皇之所二寵愛一悉委二内外之事一焉、由レ是炊屋姫皇后与二馬子宿禰一倶発二恨於穴穂部皇子一也、」というように、穴穂部皇子に対する蘇我氏の反感ともなったのである。そしてさらにいえば、(9)崇峻紀即位前五月に「大連元欲下去二余皇子等一、而立二穴穂部皇子一為中天皇上」と記すように、物部守屋が穴穂部皇子を擁立しようとの素志をもっていたとすれば、ここに両氏は皇子を皇位に即かせるか否かという問題をめぐって、あい対立することとなったといえるであろう。ところで、さきにみた(8)用明紀二年四月丙午には、天皇の三宝帰依についての下問の記事のつぎに、「於レ是皇弟皇子、皇弟皇子者穴穂部皇子、即天皇庶弟、引二豊国法師一（閑名也、）入二於内裏一、物部守屋大連耶輩大怒、」とある。

これは守屋の支援をえているから、排仏派と目される皇子が必ずしもそうでないことを示す意味において注意されるが、しかし両氏の対立の大勢には影響がない。そしてやがて守屋は阿都の別業にかえり、人を集めて抗戦の態勢をととのえ、いよいよ蘇我氏と物部氏との対立は武力闘争の段階に突入する。なお、中臣連勝海も、このとき族衆を率いて守屋に従ったが、事の成りがたいのをみて帰順しようとして、舎人迹見首赤檮のために殺されてしまった。かような情勢のとき、用明天皇は崩御したが、(10)崇峻紀即位前六月庚戌に、馬子はとくに炊屋姫尊を奉じ、佐伯連丹経手・土師連磐村・的臣真噛に命じて、ついに穴穂部皇子を誅殺し、また(11)辛亥には、皇子と親しかった宅部皇子[30]をも誅するにいたったというのである。

以上が穴穂部皇子をめぐる両氏の対立の記載であるが、仏教に関するものにくらべ、その内容の貧弱なことは争えない。しかし、仏教記事がいかに豊富に伝えられていても、その内実が上述のように説話的類型的なものであるかぎり、それとくらべて単に量的に少ないことから、記載の価値をはかることのできないのはいうまでもないので、この記事はもっと入念に検討されるべきものであろうと思われる。

ここにまず問題となるのは、穴穂部皇子の皇位覬覦ということも、これを記紀の記載に照してみれば、数多い皇位争いの説話の類型に加えられるものではないかという疑義であろう。そこでこのことについて考察をくわえてみよう。この場合、第一に考えられるのは、穴穂部皇子はいうまでもなく天皇氏の一員なのであるから、皇子の事績がいわゆる帝紀においていかに扱われていたかという問題である。ここに帝紀というのは、古事記がその序に「諸家之所レ賚帝紀及本辞」というそれであるが、古事記がこのいわゆる帝紀と旧辞とからなることはみとめられよう。そしてその帝紀の内容は武田博士によれば、歴代天皇についての、(一)御統柄・(二)御名・(三)皇居と治天下および御宇



Digitized by Google

の年数・(四)后妃・皇子皇女の事蹟・(五)重要なる事蹟の簡単な記事・(六)宝算・崩御の年月日・山陵が記されていたという。[31] 周知のように、古事記は綏靖天皇から開化天皇までの八代と、仁賢天皇から推古天皇までの十代はだいたい共通項目の記事のみで、右の分類の(四)(五)にそくする事績の記事はみえていないのであるが、[32] いわゆる帝紀に皇子皇女の事績を伝えるものがあったとすれば、たとえ古事記にそれがなくても、あるいは穴穂部皇子の事件についても、ふれるものがあったかもしれない。[33] もっともこの種の事績の記述を全く帝紀から除外する説もあり、[34] そのほうが安全であるともいえようが、それが皇位継承に関するものであるだけに、純粋の旧辞とは異なる帝紀に近い色彩をもつことが考えられ、井上光貞博士のように、「帝紀のある部分が信頼できる時、それと対応する皇位継承の物語は、史実を核としていたとみなければならない」[35] という見解も成立しうるのである。しかも当面の穴穂部皇子の事件は、あたかも六世紀の後葉にあたり、帝紀旧辞の成書化のすすめられていた時期とみられるから、[36] たとえ古事記にないとしても、なんらかの所伝があり、それが書紀の依拠となったと推定することは許されるであろう。現に欽明紀二年三月の割注には、とくにこのころの帝王本紀（すなわち帝紀であろう）の所伝の多いことを記しているので、参考できるであろう。このような皇位継承に関する物語がもつ独自の性格をみとめるならば、穴穂部皇子の物語もまた、いわゆる帝紀か、またはそれと親密な関係をもつ資料によるものと推定してさしつかえないのではあるまいか。

第二にはこの事件と三輪氏との関係が注意される。三輪君逆は敏達天皇の寵臣で、天皇の旧恩を忘れず穴穂部皇子に反抗し、したがって物部氏とも争うにいたった。だいたい物部氏と三輪氏とは、ともに南大和の山の辺の道にそって勢力をしめた雄族であった。物部氏はその祖を天つ神なる饒速日命（にぎはやひのみこと）とするが、[37] 十千根が石上の神宝を掌るにいたって、[38] 石上地方に勢威があり、三輪氏は三諸山すなわち三輪山の大物主神を奉じ、[39] 勢力を伸張した。かように

両氏はともに奈良盆地の東部にあって、古い伝承をもつ氏族であって、たとえば崇神紀七年にみえるつぎの記載をみれば、両氏の関係の深いことが察せられよう。すなわち八月己酉の条に、「……天皇曰、朕当二栄楽一、乃卜下使二物部連祖伊香色雄一為中神班物者上。吉之。又卜二便祭一他神一、不レ吉。」とあり、ひきつづき十一月の条に、「命二伊香色雄一而以二物部八十手所レ作祭神之物一、即以二大田田根子一、為下祭二大物主神一之主上。……然後卜祭二他神一吉焉。便別祭二八十万群神一、仍定二天社、国社、及神地、神戸一。於レ是疫病始息、国内漸謐、五穀既成、百姓饒之。」とあって、ここにみえる物部連の祖の伊香色雄に対し、大田田根子が三輪君[40]の始祖であることを思えば、右の記載はもとより史実を伝えるものではないにしても、大物主神を祭るにあたり物部氏が幣物を献じ、三輪氏が祭主となるという、かような伝承をもつことにおいて、両氏が宗教的伝承を通じて密接な関係をむすんでいることを示しているといえよう。

このような祭祀的結合の伝承は、やがて両氏の政治的ないし社会的連繋の歴史的由来を示唆する意図をもつものということができ、もちろんこのことについては、崇神紀のこの記述の前後を通じて出雲の大国主神を祀ることを主題とする説話であり、また天社・国社を定めるなどという記事よりして、それが天皇氏の統一的意図を背景としたものであることは明らかであるから、じっさいにいつごろの両氏の関係を示すものであるかはなお検討を必要としはするが、だいたいにおいて両氏の立場に連繋のあることを暗示するものとして大過ないであろう。しかもこの記述が、その祭祀によって「疫病始息、国内漸謐」とするところは、奉仏の可否をめぐる対立において疫病の起息を説く仏教記事との対照を思わせるものがあり、そこに宗教説話としての共同の意識・背景を考えさせるものがあるとすれば、いまここにこの説話を考慮に入れることは、あながち無根の操作とはいえないであろう[41]。また物部・三輪両氏については、神武紀即位前に兄磯城・弟磯城の説話があり、それからのち古事記・書紀本文・同一書など



Digitized by Google

によって綏靖天皇より開化天皇にいたる初代天皇との間に密接な婚姻関係を結んだ磯城県主について、無視しえない関係を見出しうる。[42] いまそれを詳論するいとまがないが磯城県主をもって、三輪氏とし、[43] あるいは物部氏とする説[44]のあることをみても、その関係の無視しえないことが知られよう。このような関係にある三輪氏が物部氏に加担せず、かえって蘇我氏の側についているということは、この記事の独自性を示すものと考えられ、そこに類型的作為とは異なるものを看取することができる。とすれば、それはこの事件の記述のなかに史実の反映とみるべきものが存在すること、少なくともその可能性を示していることにほかならないのではなかろうか。

これに関連して、(5)敏達紀十四年六月の割注に、「或本云、物部弓削守屋大連、大三輪逆君、中臣磐余連、俱謀滅二仏法一、欲レ焼二寺塔一、并棄仏像一。馬子宿禰諍而不レ従、」とあるものが注意される。これは仏教記事の異伝であるから、その内容には疑義があるが、これによれば書紀の本文のほかに、とにかく排仏派に三輪君逆を加えている記録があったわけで、これは同氏の神祇的立場よりすればありうることであり、その意味において物部氏との協同を記すことも当然であろう。それでこの記事は、当面の問題については上に述べたところをさらに確かにするものといえようが、かように排仏の運動において三輪氏が物部氏に協力的であったというならば、これとほぼ時を同じくして起った穴穂部皇子の事件において、物部氏と対立したと伝えられるということは、これまた仏教記事における三輪氏の立場が類型的なのにくらべて、三輪氏の活動の独自性を示すものといわなくてはならない。

それでは以上に述べたような三輪氏の特殊な動きは、いったいなににもとづいてここに記されることとなったのであろうか。これについては坂本博士の指摘されるように、[45] この記事が全体として三輪君逆の忠節を大きく扱い、とくに文中にみえる逆の誄詞が古語をつたえ、漢文的な文飾の少ないところよりして、その伝承の古いことを想定

Digitized by Google

させ、おそらく三輪氏の古伝にもとづくものであろうと推測される。ただこの逆の誄詞は古語を伝えているとしても、それをただちに古来の伝承とすることについては、津田博士はなお「国語であるということによって、それが当時の記録から出ていることを証することはできない」とし、「書紀編纂のころに一般に行われていた誓詞の形式を適用して作ったに過ぎないもの」の一例とされている。[46] 逆の誄詞の「不レ荒二朝廷一、浄如二鏡面一、臣治平奉仕、」と対比できるものには、たとえば続日本紀に「家門不レ荒、自二天皇朝廷一仕奉、」[47]といい、また誄詞に出た例として「子孫乃浄久明伎心乎以天、朝廷爾奉侍牟乎波、必治賜牟、」[48]とあるなどの例があり、これに類する後世の慣用句は祝詞や宣命のなかに散見されるから、この津田博士の見解は十分に考慮されなくてはならないが、しかし博士も他方において、「仏家から出たと思われぬもの」[49]のうちに「守屋との対戦の説話」[50]のあったことをみとめられているように、かりにこの誄詞が古い伝承でないとしても、それは上の記述の依拠が三輪氏の家伝であることを否定し去るものではありえないであろう。そして三輪氏の家伝においては、とくに物部氏に反抗的な文辞をことさらに構作する必要はないとしなければならないが、ことに前述のように物部氏と三輪氏との関係はむしろ友好的であったとした方が穏当であるにおいてはなおさらである。この場合、三輪氏が物部氏とは対立しなかったという推定も成立しないわけではないのであって、(7)用明紀元年五月の割注に、「或本云、穴穂部皇子自行射殺、」とあり、これによれば三輪君逆を殺したのは守屋ではなく、穴穂部皇子自身であったという所伝の存在も否定しえない。このような経過から論ずれば物部氏はこの事件に深い関係はなく、したがって蘇我氏との対立もさして尖鋭化しはしなかったともいえるようである。[51] かくて、穴穂部皇子の皇位覬覦の記事の資料として、帝紀、もしくはそれにかなりの具体的記述の加えられたものが想定されるが、そこには三輪氏の古い伝承が採用されたと考えられ、仏教をめぐる蘇我氏と物部氏の対立の



Digitized by Google

記述とは、趣を異にして一のまとまりをもつ書紀の叙述のなされた理由はそこにあると考えることができるであろう。

さらに第三に参考となるのは、天皇氏と深い系譜関係をむすぶ蘇我氏の動向である。書紀によればさきにふれたように、馬子は炊屋姫皇后（のちの推古天皇）とともに穴穂部皇子を恨むに至ったというが、のちに炊屋姫尊らは穴穂部皇子の同母弟の泊瀬部皇子を即位せしめ、これが崇峻天皇である。ところが天皇は馬子を嫌い、ついにかえって馬子の弑逆にあわなければならなかったという。すなわち当時の天皇氏の系譜によると、上述のように欽明天皇の妃に蘇我氏出身の二女があるが、そのうち堅塩媛所生の橘豊日尊（用明天皇）や炊屋姫尊（推古天皇）は蘇我氏と、少なくとも表面的には友好的な関係をもっているのに対し、小姉君所生の穴穂部皇子と泊瀬部皇子（崇峻天皇）とは、ともに結局は蘇我氏によって倒されている。ところが、古事記では小姉君を堅塩媛の姨とし、したがって稲目の女ではないとしているが、本居宣長はこれをその名より推して稲目の姉と解しており[52]、そうとすれば、小姉君は堅塩媛よりもかなり年長であるわけになるが、それを古事記でも堅塩媛より後に記しているのは、ありえないことではないとしても、不自然のようである。しかし、もしそれを問わないならば、穴穂部皇子が皇位をうかがって失敗したあと、その実弟である泊瀬部皇子が即位し、しかも蘇我氏と対立するにいたった事情には一の見とおしがあたえられるであろう。すなわち、用明紀の割注に「或本云、穴穂部皇子与三泊瀬部皇子一相計而遣三守屋大連一」とあり、もしこの所伝をとりあげるならば、明らかに泊瀬部皇子は実兄の皇位覬覦に同調したことを知りうる。この所伝は目立たないものではあるが、もしこれが事実とすれば、大いに注意すべきであって、すなわち、のちに即位する崇峻天皇がかって実兄の皇位覬覦に加わり、その失敗ののち反対派たる炊屋姫尊および馬子らに奉ぜられて皇位

Digitized by Google

に即いたということになる。[53] これはあるいは両勢力の対立という、緊迫した情勢に対するなんらかの打開工作の一であり、しかも両勢力の均衡関係はやぶれ、馬子の天皇弑逆事件に突入したことになるであろう。このことは当時の婚姻制度において、母方のしめる位置の重要性からも無視しえないと思われ、[54] ひとしく蘇我氏の出身でありながら、なんらかの事情によって小姉君所生の皇子たちが、とくに蘇我氏に対立せねばならなかったことが知られる。ただこれら欽明朝ごろの天皇氏の系譜にはとくに混乱の多いことが察せられ、書紀は諸伝の対校による系譜の「真正」化をこころみたことを明言しているから、[55] ここで古事記の所伝の系譜に拠ることにはかなり疑問がある。したがって上記のような考えを主張するのには、なお検討を要するが、たとえ小姉君が稲目の姉でなくても、天皇氏内部の抗争の事績について蘇我氏内部の系譜関係からも一の対立関係を推測することができるといえる。[56]

いまほぼこの三点を綜合するとき、いわゆる穴穂部皇子の皇位覬覦の記述は、必ずしもこれを一の説話的伝承とすることの困難なことが推定される。もとよりこれを確実な歴史事実と論定することはできないにしても、しかも全くの皇位争いの説話とも断じえないのであって、これを前述の仏教に関する記載の説話性にくらべれば、その信憑性は高いというべきであろう。かように考えてくると、仏教記事よりも量的には貧弱な穴穂部皇子に関する記述が、蘇我氏と物部氏との対立をしめす記載として、むしろ取上げられるべきところの多いことが明らかとなる。[57] しかるに、ここでなお問題となるのは、かりに穴穂部皇子の皇位覬覦の記事をみとめるとしても、それに係けて語られる蘇我氏と物部氏との対立までが、いま書紀にみるように伝えられていたかどうかということである。これについては帝紀よりも三輪氏の家伝のほうにより具体的な記述があったと推察することはできるが、さらにすすんで三輪氏の家伝の内容がはたして史実にもとづくものかどうか。またそれはいつごろ成立したかということが問われな



Digitized by Google

ければならない。ところが家伝の記述の史実性ということは、三輪氏にかぎらず、一般にその解明のはなはだ困難な問題であるから、さらに将来の詳細な検討をまたねばならない。しかしいま三輪氏の家伝についていえることは、逆の功績がとくに敏達天皇の寵愛をうけたことより発したとするところに、家伝の記事内容としては年代的な新しさがあり、それだけに作為性の程度もまた低いとみるべきである。[58] またさきにみたように、三輪氏は物部氏と親密であろうとの予測に反し、蘇我氏の側に立ち、いわばその保護をうける形をとっているのは、この家伝の成立が蘇我氏の勢威の強かった時代であることを思わせるもので、少なくとも大化前代とすることができるであろう。とすれば、それは敏達朝をわずか五六十年へだたる時代にはすでに伝承の原型を成立させていたのではあるまいか。もしこのように考えることができるならば、それは記事の内容に誇張的な要素の少ないことをも考え合わせて、あるいは史実の基底をもつものではないかとの推定をつよめさせるものであろう。それで、書紀の文面に潤色の少なくないことをみとめても、蘇我氏との関係の記述に対しては大きな疑問をさしはさむ必要はないと思われ、したがって物部氏との対立についても一往このように理解することができるであろう。また、いわゆる帝紀か、それと親密な関係をもつ資料においても、この点にふれていたとするならば、上記の考定はさらにつよめられると考えられる。

## 四　概　括

上来の考察によれば、要するに書紀にみえる蘇我氏と物部氏との抗争の記載は、㈠奉仏の可否をめぐる記事と、

Digitized by Google

(二)穴穂部皇子の皇位覬覦をめぐる記事との、二の系統において述べられているのみであって、両氏の抗争をそれ自体に伝えるものは全く存在しない。この二系統のうち、より多く両氏の対立を述べるに重心のおかれているのは(一)仏教記事であるが、それは四天王寺や法興寺の縁起[59]を資料としたもので、史実を伝えるものではなく、むしろ多少とも事実の片影を伝えるかと思われるのは、(二)穴穂部皇子に関する記事である。この記事が依拠としたのは、おそらく三輪氏の家伝であって、同氏の功業を述べることを中心としている。別に帝紀またはそれと密接な関係をもった記録にも、これを伝えていたと察せられるが、その叙述の形態に説話化の傾向が仏教記事ほど多くない点に採るべきものがあると考えられる。もちろん、それはなお確実な事実を伝えるものとはいいえないが、仏教記事とくらべて、信憑性の高いものであることは論定できるであろう。

それで、蘇我氏と物部氏との奉仏の可否を中心としての抗争は、仏家の所伝の性質からもみとめることはできないが、他方それと直接の関係のない伝承のあることによって、政治的動機にもとづく対立の事実はあったとみることができ、両氏が干戈をまじえることもありうることになる。とすれば、その時すでに蘇我氏や帰化人の間におこなわれていた仏教に対して、棄仏焼寺のような排斥事件があったことも考えられることになる。しかし、それはあくまで偶発的ないし副次的な事件であって、むしろ物部派にとってもそれは忌避せられ、敬遠せられたと解すべきであろう。民族宗教の部族的多神教的世界にあったと思われる当時の人々においては、神と仏の相違は明自には意識されず、古文献にみえる「蕃神」[60]・「仏神」[61]・「他国神」[62]・「隣国客神像」[63]などの表現が、いみじくもあらわしているように、仏もまた、恐ろしく[64]、くしびなる威力をもつ、神神のなかの一にほかならなかったと思われる。それゆえ、そのような神をことさら排斥するための内乱が起ったとはとうてい考えられないであろう。[65]それをとくに固有



Digitized by Google

の民族宗教との対立関係においてとらえたのは、むしろ仏教がよほど理解せられ、神仏の相違が相当に明確に認識されるようになった後代の知識人たちであったろう。かくて書紀の記載を批判的にみれば、奉仏の可否をめぐる、いわば一種の宗教戦争としての両氏の抗争ということは事実ではなく、そのように伝えたのは破仏の罪を強調し、かようなことのないよう教化しようとした仏家の所伝が、書紀の資料とされたためと解せざるをえないであろう。両氏の政治的権力の衝突のあいだに、中臣氏の系統より発する神道擁護の要素が複雑にからまった説話形態を成立せしめるに至ったのもそのためである。くりかえしていえば、もし内乱の事実をいうならば、それは奉仏の可否をめぐる対立としてでなく、全く政治的動機にもとづく抗争という観点からでなければならない。

かようにして、蘇我氏にとってはその政権樹立のため重大な意義をもつ、物部氏との内乱に関する書紀の記載が、かように貧弱であり、その史実性を立証するに足るものの乏しいのは、これらの記載が蘇我氏自身に出るところの資料によらなかったことを示すものであり、それはまたそうした資料の乏しかったことを意味する。書紀の編纂されるころには、すでにこの大化前代の重要な内乱を伝える確実な記録はほとんどなく、それが書紀において表面的に多彩にみえる叙述をえたのは、上に述べたような事情によるものであって、それはいわば推古朝の仏教流通の前史としての意味をもって記述されたであろうことが看取されるのである。

注(1)　久米邦武、上宮太子実録、明治三八年。久米博士の立場は、もとより徹底した批判的方法によるものではなく、今日からすればいくた修正すべき箇所があるが、しかも示唆を与えるところが少なくないことも事実である。

(2)　上表文は唐の長安三年（A・D・七〇三）に訳出された金光明最勝王経の寿量品・四天王護国品や、大般若経難聞功徳品の文句をとり入れており、そのほか欽明紀十三年十月の記事には梁高僧伝の仏図澄・康僧会の条や楞厳経など中国仏教文献を材料として構作されている。

Digitized by Google

飯田武郷、日本書紀通釈、二七四六―二七四八頁、明治四二年。
藤井顕孝、欽明紀の仏教伝来の記事について、史学雑誌、三六の八、大正一四年。
井上　薫、日本書紀仏教伝来記載考、歴史地理、八一の二・四、のち日本古代の政治と宗教、所収、昭和三六年。

(3) 平子鐸嶺、上宮聖徳法王帝説証註補校。
平子鐸嶺、継体以下三皇紀の錯簡を弁ず、史学雑誌、一六の六・七、明治三八年。
藤原猶雪、日本仏教史研究、一―三八頁、昭和一三年。

(4) 辻善之助、日本仏教史、上世篇、四三―四九頁、昭和一九年。
そのほか、注(6)・(7)・(8)の諸氏の説である。

(5) 欽明紀には、すでに六年九月是月に百済が天皇のために丈六仏像を造ったことを述べ、また十四年五月戊辰に吉野寺放光仏の出現、十五年二月に百済より上番僧のあったことなどを記している。また敏達紀には、六年十一月庚午に百済国王が大別王にそえて経論および律師など献上のことをいい、八年十一月には新羅より仏像を送ったことを伝えている。

(6) この説をとるものは、すこぶる多いから代表的なもののみをあげておく。
境野黄洋、日本仏教史講話、一七―三五頁、昭和六年。
橋川正、綜合日本仏教史、一六―二六頁、昭和七年。
辻善之助、日本仏教史、上世篇、四三―四九頁、昭和一九年。
西田長男、日本宗教思想史の研究、三九三―四一〇頁、昭和三一年。

(7) 狩谷棭斎、上宮聖徳法王帝説証註。

(8) 平子鐸嶺、上宮聖徳法王帝説証註補校。
久米邦武、上宮太子実録、七七―七八、九四―九六頁。
山田文昭、日本仏教史之研究、一九頁、昭和九年。

(9) この説をとなえたものは管見にはないが、後述のようにいちおう成立しうると考え、ここに提示した。

(10) 津田左右吉、日本古典の研究、下、八六―九八頁、昭和二五年。
福山敏男、豊浦寺の創立に関する研究、史学雑誌、四六の一二、のち、日本建築史研究、所収、昭和四三年。



Digitized by Google

家永三郎、日本思想史に於ける宗教的自然観の展開、九四―九六頁、昭和二二年。
原田敏明、日本宗教交渉史論、三二―三三、五〇―五一頁、昭和二四年。
(11) 三品彰英、対外関係と日本文化の形成、京大日本史一、八五―八六頁、昭和二六年。
(12) 狩谷棭斎、上宮聖徳法王帝説証註、岩波文庫本一〇二頁。
(13) 福山敏男、飛鳥寺の創立に関する研究、史学雑誌、四五の一〇、のち、日本建築史研究、所収。
(14) 久米邦武、上宮太子実録、七七―七八頁。
(15) 原田敏明、日本宗教交渉史論、三二―三三頁。
(16) 本書第二部第五章。
(17) しかし書紀においても、天皇の破仏ということは両氏の奏請に対する聴許として記され、また「不信仏法、而愛文史、」とは伝えている。
(18) 津田左右吉、日本古典の研究、下、九五―九六頁。
(19) 井上　薫、日本書紀仏教伝来記載考、歴史地理、八一の二・四。
(20) 津田左右吉、日本古典の研究、下、九三―九四頁。
(21) この意味において、松村武雄博士の神話学の業績をも参照して、四天王寺縁起を検討し、その社会的背景に論及された蕨田氏の考説は示唆にとむものである。
蕨田嘉一郎、四天王寺の創立に関する研究、大谷史学、一、昭和二六年。
(22) 太田亮、姓氏家系大辞典、四〇一〇頁、昭和九年。
(23) 新撰姓氏録、左京神別に「登美連、速日命六世孫伊香我色乎之後也、」河内国神別に「鳥見連、同神（饒速日命）十二世孫小前宿禰之後也、」とあり、いずれも石上朝臣と同祖とする。なお、ほかに河内国皇別に止美連、和泉国皇別に登美首があり、これらはいずれも上毛野朝臣と同祖の系統で、豊城入彦命の後と称している。
(24) 鳥取部の起源説話は記紀ともに垂仁朝に係けて記されている。
(25) 津田左右吉、日本古典の研究、下、九八―一〇〇頁。
神道の語の、現存文献上の初見は用明紀即位前の「天皇信仏法尊神道、」とあるもの、孝徳紀即位前の「尊仏法軽神道、」

Digitized by Google

というもので、これらはその概括的抽象的表現法からみても、書紀編者によって記されたとみるのが妥当のようである。

(26) 生王とは穴穂部皇子自身を指している。

(27) 後述のように、古事記には小姉君を小兄比売とし、岐多志比売命の娘とするから、これに従うときは稲目の女とはいえない。

(28) 古事記には三枝部穴太部王またの名は須売伊呂杼（スメイロド）とある。

(29) これはさきの敏達紀十四年八月己亥のと同一事件を示すとも解されるが、書紀の記事の上では翌年五月のこととしている。

(30) 割注によれば「宅部皇子檜隈天皇之子、上女王之父也、未詳、」というが、記紀ともに宣化天皇の皇子にこの名はみえない。

(31) 武田祐吉、古事記研究、帝紀攷、一六五—一六八頁、昭和一九年。

(32) わずかに古事記孝霊段に二柱の皇子が吉備国を平定したこと、武烈段に御子代として小長谷部を定めたこと、継体段に笠紫君石井の叛乱を平定したこと、佐佐宜王の伊勢神宮につかえたことを記すのが例外であろう。

(33) 古事記には崇峻天皇が馬子らに倒されたということも記していない。

(34) 津田左右吉、日本古典の研究、上、三七—四三頁、昭和二三年。
博士は帝紀を皇室の系譜とし、種種の物語は旧辞によったものとされているが、帝紀へ物語をなさない簡単な政治上の記載が「附載」されることの可能性については、これをみとめられている（四二—四三頁）。

(35) 井上光貞、帝紀からみた葛城氏、古事記大成歴史考古篇、一八五—一八六頁、昭和三一年。

(36) 津田左右吉、日本古典の研究、上、四七—四八頁。

(37) 神武紀即位前戊午年十二月。

(38) 垂仁紀二十六年八月庚辰。

(39) 神代紀、上、一書。

(40) 崇神紀八年十二月乙卯。



Digitized by Google

(41) ここに注意すべきは、古事記には三輪君・鴨君の祖として意富多多泥古がみえるのみで、物部連の祖の伊香色雄のことがみえず、書紀には崇神朝に神祇記事を集中させようとした意図のあることが知られ、欽明紀の仏教記事と対照的である。

(42) 初代天皇氏の系譜について、改めてその信憑性を注意したものに、つぎの考説がある。
坂本太郎、日本史概説、上、四三頁、昭和二五年。
井上光貞、国造制の成立、史学雑誌、六〇の一一、昭和二六年。のち、大化改新、所収、昭和二九年。

(43) 太田　亮、姓氏家系大辞典、三七三一―二七三二頁。

(44) 本居宣長、古事記伝、二一、増補本居宣長全集、三の一〇七一―一〇七三頁。
栗田　寛、物部氏纂記、栗里先生雑著、巻六、一九四―一九六頁。

(45) 森田康之助、葛城・磯城・石上、大倉山論集、一、昭和二七年。
坂本太郎、纂記と日本書紀、史学雑誌、五六の七。

(46) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一六八頁。
また、池田源太博士は、逆の誄詞は敏達・用明朝の混乱と不安定を暗示しているが、その間にあって、逆が身を挺して事に当ろうとする決意を述べたものと推察されている。歴史の始源と口誦伝承、二九六―二九七頁、昭和三一年。

(47) 聖武紀、天平勝宝元年四月。

(48) 称徳紀、天平神護二年正月甲子。

(49) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一〇七頁。

(50) 津田左右吉、日本古典の研究、下、一〇六頁。

(51) これはもちろん断定の限りではないが、ただそう解される所伝の存在を無視することはできない。

(52) 古事記伝、四四、増補本居宣長全集、四の二一八九―二一九〇頁。

(53) ただ崇峻紀即位前七月には、守屋討滅の軍に泊瀬部皇子が加わったことを記しているが、この部分には厩戸皇子などの名もみえるから、書紀の潤色のあることが察せられる。

(54) 高群逸枝、招婿婚の研究、一八四―一八九頁、昭和二八年。

Digitized by Google

(55) 欽明紀二年三月の割注には「帝王本紀多有古字、撰集之人、屢経遷易、後人習読、以意刊改、伝写既多、遂致舛雑、前後失次、兄弟参差、今則考覈古今、帰其真正、……」といっている。

(56) なお、いわゆる兄弟争いの説話は、末子相続（幼者が勝つ説話）か、長子相続か、またはその過渡的形態かの、形式をとるといえるが、穴穂部皇子の場合はそのいずれにも属しないと思われるから、この点からも類型的な説話ではないと推考されえよう。

(57) はやくは久米博士も、守屋が穴穂部皇子を擁して皇位を争ったことに、物部氏敗滅の正因があると説かれている。久米邦武、上宮太子実録、一〇六―一〇七頁。

(58) これはもちろん相対的な考定で、ほかに船氏・難波氏・秦氏など、これと同時代か、あるいはもっと後代に係けられた記事に作為性の多いものがあることは否定できない。

(59) 法興寺の縁起は、現にみる元興寺縁起からその古形を想察しうる。

(60) 欽明紀十三年十月。

(61) 敏達紀十四年二月辛亥、元興寺縁起。

(62) 元興寺縁起。

(63) 日本霊異記、巻上、第五所引本記。

(64) 元興寺縁起に「仏神者、恐物（ニアリ）（ケリ）」とある。

(65) 境野黄洋博士もすでにはやく、「仏教伝来について、蘇我氏対物部中臣二氏の争が起ったのは、是れは単なる仏教の争ではない。由来するところは、大臣大連家の政権争奪に根ざし、之に中臣氏の宗教的感情が絡まり発現して来たもので、此の争の終りはまた殆んど仏教と離れた政治問題となって結局を告げて居るものである」（日本仏教史講話、二〇頁、昭和六年）と述べられている。



Digitized by Google

# 第八章　天皇氏との関係

## 一　天皇氏との関係についての記載

大化前代の大和政権の性格を、天皇氏を中核とする氏族連合の体制とみることは、もっともひろくおこなわれている説であろう。私もこの見解をほぼ史実にちかいものと考定しているが、それでは、かような連合体制のもとに、天皇氏と蘇我氏とはどのような具体的関係をもったであろうか。蘇我氏が大化改新にあたり、第一に打倒されるべき一大勢力を形成していたとは、具体的にいかなる関係を意味するであろうか。このような問題に答えるためには、ことさら新しい史料があるわけではない。われわれはあらためて、また日本書紀の記載を検討するところから、この問題に対する解答をさぐり出さなければならない。いま蘇我氏の、天皇氏――このうちには上宮王家をふくむことはいうまでもない――との関係を伝える書紀の記載を摘出すれば、ほぼつぎの二十八条がこれにあたるであろう。

(1)　崇峻紀五年十月丙子

(2)　同　紀同年同月壬午

Digitized by Google

(3) 同　紀同年十一月乙巳
(4) 同　紀同年同　月丁未
(5) 同　紀同年同　月是月
(6) 推古紀二十年正月丁亥
(7) 同　紀同　年二月庚午
(8) 同　紀廿八年是歳
(9) 同　紀卅二年十月癸卯
(10) 同　紀卅四年五月丁未
(11) 同　紀卅六年三月壬子
(12) 舒明紀即位前
(13) 同　紀元年正月丙午
(14) 同　紀八年七月己丑
(15) 皇極紀元年九月辛未
(16) 同　紀同年十月丁酉
(17) 同　紀同年十二月甲午
(18) 同　紀同年是歳
(19) 同　紀二年十月壬子

一　天皇氏との関係についての記載



Digitized by Google

(20) 同　紀同年同月戊午
(21) 同　紀同年十一月丙子
(22) 同　紀三年正月乙亥
(23) 同　紀同年六月乙巳
(24) 同　紀同年同月戊申
(25) 同　紀同年十一月
(26) 同　紀四年六月甲辰
(27) 同　紀同年同月戊申
(28) 同　紀同年同月己酉

これらの記載を通じての特色は、記事の内容におおむね統一性があって、断片的なものが少なく、事件の推移が整然とした筆致ですすめられ、生生とした描写となっているということである。このことは、書紀全巻を通じての圧巻というも溢美の言ではなかろう。ほかにこれに匹敵する叙述をもとめるならば、私は神代紀の物語と天武紀の壬申の乱の記事とをあげるべきではないかと思うが、神代紀の記述がまったく史実とみとめられない伝承であり、天武紀のそれがほぼ正確な史実を伝えるものであるとの性質に対照していえば、ここの記述はおおむね史実を反映するものがあるとしても、叙述のうえには物語的な感興をもろうとする文辞の用意が看取されると思う。そういう意味において、神代紀と天武紀との中間に位置するとの感触をもつのである。

さて、上掲の二十八条の記載は、それぞれ相当に独立性をもつ物語的構成体として、これをつぎの四項目に区分

Digitized by Google

して理解することができよう。

(一)崇峻天皇の弑逆……このうちには崇峻紀の五条、(1)から(5)までがふくまれる。

(二)推古朝における蘇我氏の動向……推古紀の五条、(6)から(10)までがふくまれる。この項目は他の三項にくらべると物語的構成体としての独立性が稀薄であって、記事はかなり断片的である。また推古朝における蘇我氏と天皇氏との関係をしめす記述は、この五条のほかにもみられるが、ここでは便宜この五条をえらんだ。

(三)舒明天皇の擁立と上宮王家の滅亡……推古紀の最後の一条(11)と、舒明紀の全部(12)から(14)までと、皇極紀元年・二年(15)から(21)までと(23)との、十二条がふくまれる。

(四)蘇我氏の誅滅……皇極紀三年・四年(22)から(23)までがふくまれる。ただし(23)をのぞくから六条になる。

以下には、この区分にしたがって書紀の記載を検討し、その性格を考察しよう。(1) なお、崇峻紀にみえる蘇我氏と物部氏との抗争の記述のなかには、諸皇子が蘇我方と物部方とにわかれており、これも蘇我氏の天皇氏との関係をしめすものの一ではあるが、本章においては論及しないことをおことわりしておきたい。

## 二　崇峻天皇の弑逆

崇峻天皇の弑逆については、まず(1)崇峻紀五年十月丙子に、山猪を献ずるものがあり、天皇はその猪を指して「何時如レ断二此猪之頸一、断二朕所レ嫌之人一」と詔して、常になく多くの兵仗を設けたとある。これにすぐつづいて、(2)同月壬午に、これを聞いた馬子がおのれの嫌われることを恐れ、「儛者」をあつめて天皇を弑せんと謀るに至っ



Digitized by Google

たという。ところで、(3)十一月乙巳の割注に「或本云」として記すものによれば、天皇の意志が馬子に知れたのは、大伴嬪小手子が天皇の寵愛のおとろえたのを恨んで人をつかわして馬子に告げたからであるというが、これはむしろ本文のような記録の後に生じた説明と解されるであろう。(2) その文中に「内裏」などという語のみえるのも本文より以上の文飾のあととみられよう。また本文も割注も「詔」としているのはごく軽い意味で、天皇がいいもらしたというほどの意味に解せられるべきであることはいうまでもない。それはともかく、この記述によって蘇我氏の天皇弑逆の意図がはじめて史上にみえたわけである。そして(3)乙巳の本文には、「馬子宿禰詐二於群臣一曰、今日進二東国之調一、乃使二東漢直駒一弑二于天皇一、○割注略是日、葬二天皇于倉梯岡陵一、○割注略」とあり、これでこの段の主要部分は終ったといってよい。これにつづいては、(4)丁未に駅使を筑紫将軍のもとにつかわし、内乱によって外事を怠るなかれと告げさせたといい、また(5)是月、東漢直駒が馬子の娘で天皇の嬪(3)であった河上娘を奸したことが露顕して、馬子によって殺されたことを記している。

さて、かような書紀の記述の主旨は、要するに馬子が駒をして天皇を弑せしめたということであって、すなわち(3)乙巳の条を中核とし、これに山猪の挿話と駒の殺されたこととを加えたものであり、筑紫への遣使は全くの文飾とみてもさしつかえはないであろう。「駅使」ということばも、それは後代の駅制を念頭にして発せられたにちがいないものである。そうすると、はじめの山猪の挿話などは記述を興味づけようとする意図をもつもののらしく、史実をつたえるものとはみられない。そして天皇弑逆の事件の直接の原因を、これのみをもって示していることはあまりにも説明が不十分であるというべきであろう。とくに、それまでの馬子の行実には、天皇を軽侮したり排斥したりした形跡を示すものが意外に明瞭でない。天皇の反感をかったというような事績がまったく伝えられていない

Digitized by Google

ばかりでなく、割注の文などによると、逆に天皇との関係が親密になったであろうとさえ推測させるものがある。それは天皇と馬子の対立に一役をはたした天皇の妃大伴小手子は、もともと天皇の寵愛をうけていたのに、それがおとろえたというが、天皇は、別におそらく小手子よりのちに馬子の女の河上娘を嬪としてめしており、河上娘が天皇を殺した東漢直駒に偸まれて妻とされているところより察すれば、小手子への寵愛がおとろえたのは、天皇の寵愛が河上娘へうつったためとも考えることができる。しかもつねに天皇の外戚として勢威をふるっている蘇我氏としては、河上娘が天皇の寵愛をうけることはのぞましいことであり、これを機として馬子はいよいよ天皇との関係を親密にしたであろうと考えられるからである。また、きわめて不可解なのは、馬子が天皇を弑するときにおいてすら、「馬子宿禰」というような一種の敬称的表現によって記していることであって、もちろん、かれはこののちも推古朝を通じて大臣として執政の地位にあったから、この紀にかぎって別の表現をとりえなかったのかもしれないが、それにしても書紀の立場からいえば不謹慎な書き方というべきであろう。なお、崇峻天皇は蘇我稲目の女の小姉君（おあねのきみ）の所生で、馬子の甥にあたる。[4] そのような親縁関係を思いあわすと、弑逆にいたる事情がもっともくわしく記されていないと事件の性格はわからない。ただ、これよりさき用明天皇崩御のとき穴穂部皇子が皇位をうかがい、これを援ける物部氏との抗争にからみ、馬子はついに穴穂部皇子を誅殺したが、崇峻天皇（泊瀬部皇子）はその同母弟であって、[5] のち炊屋姫尊（推古天皇）や馬子に擁立されたとはいえ、実権は馬子らに掌握され、[6] 虚位にすぎないところから、かねて不満をいだいていたとも想像することはできよう。しかし常識的に理解されているような蘇我氏の専権をしめす事実は、少なくとも記述の表面にはあまりにもあいまいであることに注意しなければならない。

また、(3)乙巳の馬子が群臣に語ったことばに、「今日進二東国之調一」とあるものも、文意はいろいろに解される。



Digitized by Google

あるいは原資料から編者が書きとるときに、原文の叙述を簡約にしたのかとも解されるが[7]、このあたりの書紀の記述はぜんたいに簡略であることからすれば、原資料そのものの叙述が抽象的であったのであろうか。これが東国よりの調使の朝見にことよせて人をあつめ、天皇を弑したと解釈するならば、そこに看取されることは、かの入鹿伏誅の際の三韓上表の記事との類似である。これについては後述するが[8]、要するに崇峻天皇の弑逆についての書紀の記述は、きわめて抽象的な原因と経過をもって終始し、この大事を伝えるものとしてはあまりにも手を抜きすぎたとの感を禁じえない[9]。さらに、弑逆のことを古事記に伝えていないことは[10]、いわゆる帝紀・旧辞にもこのことにふれていなかったことを推測させるし、また弑逆の当日に天皇を倉梯岡陵に葬ったというのも[11]、歴代の天皇の例からすると事実ではあるまい[12]。そして、(5)是月の条に、天皇を弑した東漢直駒が馬子のために殺されたというのも、大逆をおかしたものに対する天罰がおのずからふりかかってくるという、教訓めいた構作ではないかと思われる。なお、天皇弑逆のもようは太子伝暦に精彩に記されているが、それはもとより書紀をもととする加上的潤色によるものであり、それ以外には書紀より独立した所伝もない。天皇氏にとって異例の事件を示すものとしては、あまりにも記述が貧弱であることは否定できない。

かように、この記載については疑義が少なくないのであって、私はいわゆる崇峻天皇の弑逆については、これをただちに史実とみることには多大の危惧の念をいだくものである。そして、もし崇峻天皇の弑逆が事実でなかったとすれば、書紀の記述はいかに解釈されるであろうか。また、なにゆえにとくに弑逆の記事を載せるようになったかが問題となることであろう。しかし、それはあまりにも憶測をかさねることになりかねないので、いまはただこの疑義を提示するだけにとどめたい。

Digitized by Google

# 三　推古朝

書紀によれば、崇峻天皇が馬子のために殺されたのち、推古天皇が即位し、厩戸皇子を摂政として万機をゆだね、馬子は大臣としてこれをたすけたという。かくて推古朝には、天皇氏と蘇我氏との関係はおおむね友好的であり、馬子は朝廷において恭順であったといわれる。

すなわち、二年の三宝興隆の詔、十三年の仏像造顕の詔、十五年の神祇祭拝の詔などは、いずれも皇太子と大臣とのうるわしい協力によってこたえられたのであって、かような蘇我氏の奉仕は、やがて(6)二十年正月丁亥の宮廷の饗宴における天皇と馬子の寿歌の唱和にいたって最高潮に達する。[13] そして(7)同年二月庚午の皇太夫人堅塩媛の改葬にあたっては、馬子は蘇我の一族党類をひきいて参列したのであって、(8)二十八年是歳にいう天皇記国記などのいわゆる国史の編修もまた皇太子と大臣との共議によってすすめられた。このように推古朝における馬子の行実は、(10)三十四年五月丁未のかれの薨去の記事に、「性有二武略一、亦有二弁才一、以恭二敬三宝一」といわれるような恭順の生涯であったとされている。これは前朝の事績に対比して、まことに奇異に感ぜられるところである。そしてこれはふつう聖徳太子の英邁な人格に接して、馬子もその野心をあらわしえなかったのであろうなどと解せられているが、[14] 少なくとも書紀の記述にしたがうかぎり、かく解するのが順当であろう。事実、二十九年太子が薨じたのちには、(9)三十二年十月癸卯のように、馬子は葛城県の賜与を天皇に奉請して、しりぞけられたというが、これは太子の死後かれの野心が頭をもたげてきたことを印象づける事件である。また(10)皇極紀元年是歳に、蝦夷がおのれの



Digitized by Google

祖廟を葛城の高宮にたて八佾の儛をした[15]というのは蘇我氏の勢力が当時この地を占拠したことをしめし、それがもとより天皇氏の御県であって、決して蘇我氏などの領有にまかすべきものでないことを、さきの推古天皇の英断に照応して強調しようとする主旨であろう。大化元年六月蘇我氏をほろぼすと、改新の詔の発布にさきだち、八月に政府は東国および倭国六県の校田・造籍を命じているが、六県のなかには葛城県もふくまれるから[16]、その確保が天皇氏にとって着手されるべき第一の要件であったことが知られる。その葛城県に対する馬子の野心は、天皇氏に対する重大な脅威であり、その確保は蘇我氏に対する天皇氏の自衛の決意をしめしている。

かようにして推古朝における蘇我氏の動向として書紀の伝えるところは、天皇氏に対して前朝とうってかわったような友好恭順の事績がつづくが、その底流としては天皇氏に対する対立拮抗の意思を秘めていたと見られるべき記述があって、それはとくに聖徳太子の薨後にはっきりとしたかたちをとってあらわれてくることになっている。しかし概していうと、推古朝における馬子の事績は、形式的に「詔二皇太子及大臣一」という文辞をとり、これはもちろん書紀の体裁からしてやむをえないものであるとはいえ、かような一般的表現に文飾の要素は当然ふくまれているとみられるから、馬子に関する記述の資料が飛鳥寺関係の資料や聖徳太子関係の資料を除けば、ほとんど存在しなかったのではないかと推察することができると思う。

葛城県の奏請は推古朝における馬子の独自の行動をしめす事績であるが、思うにこれものちにつづく蘇我氏の天皇氏との抗争の記載とともに太子伝系統の資料から出たものではあるまいか。もしそうであるとするならば、これは太子の薨後、蝦夷の専横のはじまる以前、しかも三十四年に大臣の薨ずる以前の、わずか四年の空白を、つぎに来る蝦夷・入鹿父子の専横と勢威拡大への伏線としての意味をもって記述されたと考えることができるであろう。

Digitized by Google

## 四　舒明朝と上宮王家

推古天皇は、その崩御にさきだち後嗣につき遺言するところがあったが、その主意はかならずしも明確ではなかったようである。蘇我氏の勢威のますます増大してゆく緊迫した政情のなかにあって、もともと蘇我氏と縁故のある天皇が、いかにして安定した政権の樹立に対処すべきかは、太子早逝ののちの、もっとも困難な問題であったであろう。(11)推古紀三十六年三月壬子に、田村皇子と山背大兄王とに遺詔のあったことを記すが、これはより具体的には、つぎの(12)舒明紀即位前の長文の記述から考察すべきである。前者が後者のごとき記述の資料より抜萃されたものであることは容易に推察されるであろう。

さて、(12)舒明紀即位前には舒明天皇の即位にいたる経過がこまかに叙述してある。その大要をつぎに述べよう。推古天皇の崩御のとき、蘇我蝦夷が大臣であった。かれは皇位を独断で決めようとしたが、群臣の従わないことを顧慮して、阿倍臣麻呂と議して群臣を自家にもてなし、推古天皇の遺詔を語ってのち、その意見をもとめたが、論議は容易に一致しなかった。これよりさき、蝦夷はその叔父にあたる境部臣摩理勢に、だれを天皇とすべきかを問うたことがあったが、時に摩理勢は山背大兄王を挙げたのであった。ところで、このとき斑鳩宮に居た大兄王は蝦夷が群臣と論議していることを聞き、ひそかに使をつかわし蝦夷の真意を問うた。しかし蝦夷はひとりでこれに答えることができず、諸臣を斑鳩宮につかわして、皇位の継承者はただ天皇の遺詔にしたがうべきで、それによれば田村皇子が嗣がれるべきであることは疑いなく、これは群臣の意見であること、ただ蝦夷個人としてはまた意見が



Digitized by Google

あるけれども、これは面謁の日に申すことを伝えさせた。この時、大兄王は群臣に遺詔の主旨を問うたが、かれらはただ大臣の言より伝え聞くのみであったから、大兄王は改めて推古天皇遺詔の実状をつぶさに述べた。すなわち、遺詔によれば皇位は大兄王自身が継承すべきであること、しかしながら王自身は決して天下をむさぼるの心はなく、ただ先帝の遺詔をそのまま伝える以外のものではないこと、そうしてこのことは、かって大兄王が叔父の蝦夷の病を見舞ったとき、天皇より詔があって、嗣位にある自分の自重自愛すべきことをいわれたのによっても分明で、天神地祇もこれを証したもうであろうと述べた。大兄王はかようにして蝦夷の意見をもとめたが、蝦夷はあえて前の考えを改めようとはせず、遺詔を誤解してはいないと強調した。

ここに蝦夷はさらに境部臣摩理勢に対して、だれを天皇にすべきかを問うた。しかし摩理勢があいかわらず山背大兄王をあげる態度を改めないので、蝦夷は大いに立腹した。たまたま、このとき蘇我氏の諸族は蝦夷の墓をつくるためことごとく集まっていたが、摩理勢はこれにも従わず蘇我の田家（なりところ）にひきこもっていた。蝦夷は摩理勢の無礼をいましめたが、摩理勢は斑鳩へゆき泊瀬王の宮に入ってしまった。そこで蝦夷は山背大兄王に申し出て摩理勢を召換しようとしたが、大兄王は摩理勢が聖徳太子の寵臣で、決して蝦夷の情に違うようなものでないと、その人となりを弁護するとともに、摩理勢に対しては、聖徳太子の遺誡を示して私情のために天下を乱すことのないようにさとしたのであった。そして、このとき泊瀬王もにわかに病死したため、摩理勢はたのむものもないままに、蝦夷が興した軍兵の来攻に、父子ともに絞死せしめられるという悲運をたどったのである。かくて、翌四元年正月丙午、田村皇子は大臣蝦夷や群臣に璽印を献じられて即位した。これが舒明天皇である。

以上の叙述は、書紀においてきわめて詳細になされてはいるが、その真意の明らかでないところがないでもな

Digitized by Google

い。ことに推古天皇の遺詔と伝えるものは、文面よりすれば、山背大兄王と田村皇子との、いずれを皇嗣と指定したとも確言しえないものであって、この点よりすれば、むしろ天皇自身の心中にあっても、だれを皇嗣とするかは明確に意識されてはいなかったものではないかと思われる。

こころみに、書紀にくりかえし記述される推古天皇の遺詔を表示して比較の便に供してみよう（第七表）。

第七表

| 推古紀卅六年三月壬子 | 舒明紀即位前 | 同上 | 同上 |
|---|---|---|---|
| 天皇痛甚之不可諱、 | （蘇我蝦夷が阿倍臣をして群臣に語らせたことば）天皇臥病之日、 | （群臣が蝦夷の語るところとして山背大兄王に告げたことば）天皇臥病之日、 | （山背大兄王が遺詔として語ったことば） |
| 則召二田村皇子一謂之曰、 | 詔二田村皇子一曰、 | 詔二田村皇子一曰、 | |
| 昇二天位一而経二綸鴻基一、馭二 | 天下大任、 | | 即天皇起臨之、詔曰、 |
| 万機一以享二育黎元一、本非二輙 | 本非二輙言一、 | 非二軽輙言一来之国政一、是以 | 朕以二寡薄一久労二大業一、今暦 |
| 言一、恒之所レ重、故汝慎以 | 爾田村皇子慎以察之、不レ可レ | 爾田村皇子慎以言之、不レ可レ | 運将レ終、以病不レ可レ諱、故 |
| 察之、不レ可二軽言一、 | 緩、 | 緩、 | 汝本為二朕之心腹一、愛寵之 |
| 即日召二山背大兄一教之曰、 | 次詔二山背大兄王一曰、 | 次詔二大兄王一曰、 | 情不レ可レ為レ比、其国家大基 |
| 汝肝稚之、若雖二心望一而勿二 | 汝独莫二誼讙一、 | 汝肝稚而勿二誼言一、 | 是非二朕世一、自レ本務之、汝 |
| 誼言一、必待二群言一以宜レ従、 | 必従二群言一慎以勿レ違、 | 必宜レ従二群言一、 | 雖二肝稚一慎以言、 |



Digitized by Google

すなわち、この詔は田村皇子に対しては、天下のことは重大であるから、たやすくみずからいうことがあってはならないとの意であり、山背大兄王に対しては、年少のゆえに群議にまかせてみずからいうてはならないとの意と解される。要するに皇嗣をいずれとも確言することなく、当時の政情に大いに心をかけつつ、結局は衆議にまかせるのほかない事態であるゆえ、皇族としては深謀遠慮し、いやしくも軽挙妄動のあってはならないことを誡めたものとみられるであろう。

しかしこの漠然たる内容をもった遺詔は、のちに問題をのこすこととなった。遺詔をうけた皇子たちには、推古天皇の最後の病床における訓誡がことに印象づよくうけとられたであろう。二人の皇子はそれぞれ天皇のことばを嗣位はなんじにあるとの意味にうけとった。とくに田村皇子に対する遺詔に同座しなかったといわれる山背大兄王には、遺詔は自分一人にあったと考えられたであろうから、その印象もつよいものがあったと思われる。それに対して田村皇子は山背大兄王への遺詔のときにその場に同座していたというから、それほどには感じられなかったかもしれない。山背大兄王の感動が強烈で純粋であったことは、その場の情景をこまかに回想することばのうちによくあらわれているといえよう。そして上記のような遺詔は、当時天皇の枕頭に近侍していたもののよく知るところであるとし、「故我蒙二是大恩一、而一則以懼、一則以悲、踊躍、歓喜、不レ知二所如一、仍以為、社稷宗廟重事也、我眇少以不レ賢、何敢当焉、当二是時一思二欲語一叔父及群卿等一、然未レ有二可レ嘱之時一、於レ今非レ言耳、」といっている。ここに蝦夷を叔父とするのは、かれが聖徳太子の妃の刀自古郎女の弟であり、[17] 山背大兄王は刀自古郎女の所生であるという関係からであるが、かように山背大兄王に信頼されている蝦夷の考えはすでに田村皇子にかたむいていたから事態は紛糾せざるをえなかった。そしてその結果は聖徳太子の遺臣摩理勢父子の死をまねいたのである。蝦夷が山

背大兄王の即位につよく反対したのは、太子以来の上宮王家の人望と勢威をねたみ、にくんだためであろう。[18] それが、つづいて上宮王家の滅亡へと事態を進行せしめることとしたことが推察される。

舒明天皇の擁立に成功してから、蘇我氏の勢威はいっそうたかまったにちがいない。しかしそれを伝える記事は、ふしぎに舒明紀に見えず、[19] わずかに(14)舒明紀八年七月己丑に大派王(おほまた)が官吏の朝参におこたることをいましめたにかかわらず、大臣蝦夷がこれに従わなかったという記述が、[20] 蘇我氏の不遜な動向を示すものであろう。

皇極紀に入って、元年正月辛未の執政の記事のうちには、入鹿の勢威が父にまさり、そのため盗賊もおそれて道に遺物を拾わず、といわれ、文飾ではあろうが蘇我氏の権勢のさまを端的に伝えている。そして、(15)元年九月辛未には、その前の同月乙卯の百済大寺建立の記事にならって、「天皇詔二大臣一曰、」の文辞にはじまる国国の丁を発して宮室を営なむの詔をかかげ、これらはともに蘇我氏の皇政扶翼のありさまを伝えており、またこのころ越の国のあたりの蝦夷数千が朝廷に帰属したので、大臣はこれを自家にまねいて慰問したことが、(16)十月丁酉にみえている。そして、蘇我氏の強力な支援によって即位した舒明天皇の奉葬にあたっては、(17)十二月甲午に大伴連馬飼が大臣にかわって誄をたてまつったという。

しかし、天皇氏と蘇我氏との友和的関係を示す記述は、ほぼ以上でおわりをつげ、しかも右のような友和の裏面において、蘇我氏の権威がようやくつよく深く拡大浸透していったことをうかがわせる記述が目につくようになる。まず(18)皇極紀元年是歳によるに、蝦夷はおのれの祖廟[21]を葛城の高宮に建て、八佾の儛をなし、また「挙国之民并百八十部曲」を発して、かれら父子みずからのために大陵・小陵の二個の墳墓を今来の地につくらせたという。このとき上宮王家の乳部の民を使役したことは、上宮大娘姫王[22]を悲憤させ「蘇我臣専擅二国政一、多行二無礼一、天無二



Digitized by Google

日一国無二二主一、何由任レ意悉役二封民一、」となげかせたが、これが蘇我氏を刺戟し、それより恨をむすび、ついにともにほろぼされるにいたったという。また(19)二年十月壬子には、蝦夷が病を理由に朝廷に出仕せず、ひそかに紫冠(23)という最高の位階をわが子入鹿に授けて大臣に擬したといっている。そして(20)同月戊午には、入鹿がついに山背大兄王らを廃して、舒明天皇の皇子で、蘇我馬子の女の所生である古人大兄皇子をつぎの天皇としようと謀るにいたったことを伝え、童謡(わざうた)一首を記している。さきに自身の墓をつくって、これに上宮王家の乳部の民を奉仕させた蘇我氏は、ここにいよいよあからさまな対立の態度を示すに至ったものというべきで、この条の注には「蘇我臣入鹿深忌三上宮王等威名振二於天下一、独謨二僭立一、」と記されている。

かくして、ついに(21)二年十一月丙子に、入鹿は武力をもって山背大兄王らを斑鳩宮に攻めたのであって、このとき大兄王は三輪君文屋らとともに胆駒山中にかくれたが、突然のこととて糧食の用意もなく困窮した。入鹿は巨勢臣徳太をして斑鳩宮を焼かせたから、この緊迫した情勢のもと、三輪君文屋は東国へおもむいて上宮王家の封民である乳部の民を中心として軍をおこし、蘇我氏と戦ったならばかならず勝つにちがいないと進言した。しかし大兄王は「如二卿所レ導、其勝必然、但吾情冀十年不レ役二百姓一、以二一身之故一豈煩二労万民一、又於二後世一不レ欲二民言三由下吾之故上喪二己父母一、豈其戦勝之後、方言二丈夫一哉、夫損レ身固レ国、不二亦丈夫者一歟、」とて戦うを欲せず、軍はおこされなかった。こうして山背大兄王らが山中にいることは、まもなく入鹿らの知るところなり、入鹿は軍将をつかわしてさがさせた。しかし山背大兄王らが山を出て斑鳩寺に入ったので、入鹿の軍はすぐに寺を包囲した。ここに山背大兄王は三輪君文屋をして敵将にたいし、「吾起レ兵伐二入鹿一者、其勝定之、然由二一身之故一不レ欲レ傷二残百姓一、是以吾之一身賜二於入鹿一、」といわしめて、王をはじめ、その子弟と妃妾がもろともに自経し、ここに上宮王家

は全滅したのである。この入鹿の専横には父の蝦夷も慨歎したという。

なお、㈩皇極紀三年六月乙巳には、山背大兄王等の遭難の兆を告げる三輪山の猿の歌[24]が、志紀上郡より報告されたことを記すが、これは文中に「経二歴数年一」とあるによれば、前兆のあったのは皇極天皇二年十一月よりも数年前であったことになる。それが皇極紀三年に記載されていることについて、当時は諱むことなどあって言上しなかったのを、この年になって奏言したものであろう[25]、とする説があるが、この種の記載についてそれほど年時を厳密に定めることは困難である。㈩二年十月戊午に童謡を載せ、その意を㈩十一月丙子に解しているように、この種の歌謡がほかにもあり、それが分載されているので、煩雑をさけて一箇所にまとめ、事件後の年時に係けて記載したものにちがいない[26]。

さて、以上の㈢舒明天皇の擁立と上宮王家の滅亡についての記載は、上宮王家と蘇我氏との対立抗争の記述として一括することができようが、これが上宮王家を中心とした立場において書かれていることはいうまでもなく、そうしてこのように系統立った叙述をすることができたのは、やはりまとまった資料が存在していたことを推定させるものであろう。とくに㈩舒明紀即位前の記述は、かなりの長文を一箇所に集中的にのせ、編年体をとって、こまかく年月日を設定しているが、これは書紀としても例の少ないことである。その間、多数の人名もあらわれ、ことに境部臣摩理勢の上宮王家の恩顧に対する忠誠や、山背大兄王の聖徳太子への尊崇の態度などが精彩ある筆致で記述されている。また皇極紀においても、蘇我氏父子の権勢と山背大兄王の謙抑の態度とが、きわめて対照的にえがかれ、かつ上宮王家の滅亡にさいしての三輪君文屋の献策や、これに対する王の述懐などは原資料の存在することを十分に推察せしめるものである。そして、その原資料がどのようなものであったかは、確証する手がかりとては



Digitized by Google

ないけれども、一往つぎのようなものを考定しえよう。

まず第一に聖徳太子伝系統の資料である。これは㈣舒明紀即位前では、山背大兄王が境部臣摩理勢をいましめるとき、聖徳太子の遺誡をあげて、「汝不レ忘二先王之恩一而来甚愛矣、然其因三汝一人一而天下応レ乱、亦先王臨レ没、謂二諸子等一曰、諸悪莫レ作、諸善奉行、余承二斯言一以為二永戒一、是以雖レ有二私情一、忍以無レ怨、復我不レ能レ違二叔父一、願自レ今以後、勿レ憚改レ意、従レ群而無レ退、」と述べたといわれるもの、および㈣皇極紀二年十一月丙子で、おなじく山背大兄王が三輪君文屋にこたえて、「如二卿所レ言、其勝必然、……」と述べた、さきに引用した一文の、この二例をあげて、両者を一貫する宗教的志向を明らかに察することができるであろう。すなわち、ここに前者が、「因二汝一人一而天下応レ乱、」といい、後者が「以二一身之故一、豈煩二労万民一」といっているのは、いずれも社会全般の悪を自己一身のうちに内感し、自我の執着によって天下を乱し、万民を労することなきを自覚した、高次の宗教倫理の体験であって、これこそ聖徳太子の遺誡にいう「諸悪莫レ作、諸善奉行、」との教えを実践したすがたにほかならない。そして、これらを書紀において聖徳太子の作とする十七条憲法に対比してみるならば、「是以雖レ有二私情一、忍以無レ怨、……願自レ今以後、勿レ憚改レ意、従レ群而無レ退、」とするのは、憲法第十条に「絶レ忿棄レ瞋、不レ怒二人違一、人皆有レ心、心各有レ執、……我独雖レ得、従レ衆同挙、」とあるものにその精神においてまったく一致するであろう。また「我不レ能レ違二叔父一」は、憲法第一条の「以レ和為レ貴、無レ忤為レ宗、人皆有レ党、亦少二達者一、是以或不レ順二君父一」とあるもの、「但吾情冀十年不レ役二百姓一」は、憲法第十六条の「使レ民以レ時、古之良典、……農桑之節、不レ可レ使レ民、」のあるものの、それぞれ共通した倫理観念より発したことばであろう。さらに、「夫損レ身固レ国、不二亦丈夫者一歟、」とは、勝鬘経義疏の「捨二身命財一、護二持正法一」の精神と相通ずるものがあるといえるが、

これは山背大兄王が文字どおり身をもって行じたところでもあったのである。かくてつねに聖徳太子を師表とする山背大兄王の言行には太子の思想との近似が見出され、しかも仏教的用語を用いた記事が適切に利用されているところなど、とうてい書紀の編者の創意による造作とは見られない。おそらく練達の筆者の手になる成書または記録からの成文と思われる。そして、このような性質の資料としては、当然、聖徳太子の伝記またはそれと関連のある資料が考えられるであろう。もちろん、太子伝といえば、その中心は聖徳太子の行実にあるが、書紀の伝える山背大兄王の言行はさきに見たように、まったく太子の精神の継承に重点があるだけに、それは結局は太子の遺徳の顕彰であり助顕であるということができる。それゆえ、太子の死後における上宮王家の人人、とくにそのなかでも代表的な人物である山背大兄王の行実が、この種の資料にふくめて伝承されるということは十分に考えうることであろう。聖徳太子への尊崇は早い時期に起り、太子伝的な記録は少なからず作成されたと思われるから、そのうちのどれかが、かの上宮聖徳太子伝補闕記[27]などに山背大兄王らの事績を伝えるような形態をとっていたものと想定されるであろう。

第二は諸氏の家伝系統の資料である。坂本博士は(20)皇極紀二年十一月丙子の三輪君文屋の山背大兄王に対する殉死の臣としての忠勤が、おなじ記事を伝える上宮聖徳太子伝補闕記などに見えないもので、王の遭難事件の大勢には文屋の存在がなんら必然的でないから、この条は三輪氏の家記より出たものと推定された[28]。このように諸氏の家伝あるいはその系統の資料より出たと見られる記載はほかにもあり、たとえば(19)舒明紀即位前に、山背大兄王によって「素聖皇之所レ好」と弁疏された境部臣摩理勢のごときもまたさきの補闕記にはまったく見えていない。摩理勢は公卿補任に稲目の子とし、馬子の弟というが、(7)推古紀二十年二月庚午に堅塩媛の改葬にあたり蘇我氏一族を



Digitized by Google

率いた馬子にかわって氏姓の本を誄したというから、一族のなかではかなりな地位を持し、蘇我氏の党類でありながらつねに批判的な態度をとっていた人物と思われる。もっともこの氏はかれの死後は史上に明らかでないので、家記の伝承についても疑義がのこされる。しかしおなじ蘇我氏の配下にあり、武内宿禰の後裔と称する[33]高向臣国押についての記述は、やはり山背大兄王の遭難事件の大勢には影響しないものであるが、入鹿の命令に従わず、天皇の宮を守護することを主張しているなど、この氏の独自の所伝によると考えられるふしがある。国押はまた㉖皇極紀四年六月甲辰に中大兄皇子による入鹿殺害のあったあと、これに反抗しようとした漢直らを説得して武力抗争をやめさせ、みずから剣をとき弓をすてて帰服したことを伝えているので、これらを高向氏の家伝とみることは可能であろう[34]。

第三に官府の断片的な記録というものも考えられるのではなかろうか。官府の記録というのはややあいまいな表現であるが、ここに出る多くの人名が、みな聖徳太子伝または諸氏の家伝系統の資料より出たと考えることがむつかしいとすれば、多少は官府に残存したであろう内政文書の存在を考える余地があろうかと思う。

## 五　蘇我氏の誅滅

㉔蘇我氏の誅滅については、まず㉒皇極紀三年正月乙亥に、中臣連鎌子を神祇伯にしようとしたが、かれは固辞して就かなかったこと、軽皇子は鎌子を信頼し優遇したこと、やがてかれは蘇我入鹿をにくみ、中大兄皇子と法興寺の打毬（うちまり）に会ってから志を通ずるようになったこと、ともに南渕請安の門に学んで、蘇我氏誅滅の密議をこらした

Digitized by Google

こと、中大兄皇子は鎌子の意見によって蘇我倉山田麻呂の長女を妃とし、計画をすすめたことなどを述べている。つぎに㈣同年十一月に、入鹿が家を甘檮岡にならべたて、蝦夷の家を上宮門、入鹿の家を谷宮門とよび、その男女を王子と称し、家のそとには城柵をもうけ、兵庫をつくるなど厳重に警護をかため、つねに屈強な兵士にまもらせたこと、また梓削寺をたて、畝傍山の東に別に家をたてて、池をほって城をつくり、武器をたくわえて、つねに五十の兵士に警備させ、それを東方儐従者と呼んだ。氏氏の人たちはその門を守護したが、これを祖子孺者といい、漢直らはもっぱら二門に侍していたという。この記載は蘇我氏の権勢がいよいよ極盛に達し、天皇氏に拮抗する一大勢力として露骨な態度を示すにいたったことを、くわしく記して、改新前夜のなまなましい空気をもりあげた、伏線的な記述というべきである。みずからの家を宮門と称し、その男女を王子とよんだというところから、蘇我氏が天皇氏に比肩し、天下を領しようとする意図をもっていたことを想定させようとしたものといえよう。(31)

なお、ここに留意すべきは、このあたりの書紀の叙述は、直接に蘇我氏の名を出さないものでも、種種の記述のうちに改新という大事件を暗示し、それを予感させるような意図をもって書かれているということである。これは、すでに皇極紀の一の特色にもあげられようが、(32)前兆や天変地異など怪異の現象についての記載がことに多く、これらはもとより史実というよりは、書紀の筆者の史風を示す事実とみられる。三年・四年の条にも、芝草、奇獣、常世神、伊勢神宮の使、鞍作得志の奇術などの神秘的な記述がつづいて、異常の大事件をひきおこす、いわば嵐のまえの静けさともいうべき感触をもることを筆者は忘れてはいないのである。

さて、㈣四年六月甲辰、ついに入鹿誅伐の計画はなり、三韓より調を進めるの日、入鹿を斬るの議が決し、㈥戊申、ついにこれを決行した。この日、天皇は大極殿に出御し、古人大兄皇子が近侍した。鎌子はたくみに入鹿の劒



Digitized by Google

を解かせ、倉山田麻呂は表文をよみはじめた。ここに中大兄皇子は十二通門をすべて閉ざし、長槍を執って殿のそばに身をかくし、鎌子もまた弓矢をもってこれに従った。このとき佐伯連子麻呂らは劒を持して入鹿を斬ろうとしたが決行することができず、倉山田麻呂は表文を読みおわろうとしているのに、なお子麻呂らが来ないので、おもわず流汗し声はみだれ手もわなないた。入鹿はこれをあやしんで問いただすほどであった。中大兄皇子は子麻呂らが容易に決行しないのをみて、ついにみずからとび出て入鹿を誅した。入鹿は倒れた。天皇は大いにおどろいて殿中に入り、かくてこの歴史的瞬間はおわった。入鹿の屍は雨中その宅にとどけられ、中大兄皇子らは法興寺に入って兵をそなえた。蝦夷は漢直ら眷属をあつめて抗戦の態勢をととのえた。しかし、中大兄皇子が巨勢臣徳陀をして、天地開闢いらい君臣の別のあることを説かせたので、高向臣は漢直らと抗戦の無益なことを語ってついに帰服し、軍備をすててしまった。かくして四己酉に、蝦夷も誅に伏し、さしも強盛をほこった蘇我氏もついにその栄華に終止符をうったという。

上の記載において、鎌子が神祇伯にめされて固辞したというが、神祇伯の語はもちろん後世のものであり[33]、ここでは中臣氏が古くから神祇の世職をうけついでいたことを、かような表現に托して示したものと解すべきであろう。そして、そこからはじまるこの一条を通観して、これは明らかに中臣連鎌子を中心としての叙述であり、かつ文中に「寵妃阿倍氏」とか「蘇我倉山田麻呂」とか、あるいはとくに「中大兄」という呼称に対して、鎌子にかぎってつねに「中臣鎌子連」というように姓を付して、いわば一種の敬称をもってよびならわしているとみられる点によると、この記事が中臣＝藤原氏の家伝、とくに原鎌足伝ともいうべき、現存の大織冠伝の祖型的資料にもとづくものではないかと推定されよう。文章の区切りに「云々」としているのも原資料によりくわしい記述のあったこ

Digitized by Google

とを推察させるものである。

このような推定のもとに、大織冠伝すなわち家伝の上巻と日本書紀とを比較研究して、くわしく考察をすすめられた横田健一氏の研究[34]を参照しつつ、しばらく両者の関係を述べてみよう。氏は家伝を七段に区分し書紀に対照されているが、このうち第二段の入鹿誅滅説話と第四段の百済救援の西征記事、および第六段の鎌足の臨終、薨去の記事の部分に、家伝と書紀との共通する部分が多く、とくに第二段に圧倒的に多い。そしてこの第二段が、家伝においても、書紀においても鎌足関係の説話のなかで、もっとも長い重要な話として語られていたと思われることを指摘されている。ちなみに、第四段は斉明紀六・七年の諸条および天智紀即位前に対応し、第六段は天智紀八年の諸条に対応している。第二段が入鹿誅滅説話を伝える㉒皇極紀三年正月乙亥・㉑同紀二年十一月丙子・⑳同紀四年六月甲辰・⑰同月戊申・⑱同月己酉および同月庚戌・孝徳紀即位前六月庚戌の諸条に相当し、私が上に区分した㈣蘇我氏の誅滅の項目に属するものであることはいうまでもない。そこで、しばらく家伝上巻の第二段のいわゆる入鹿誅滅説話を書紀の記載と対照してみると、両者に共通する文章がすこぶる多いが、他方また明確に異った主張をしている点もみられる。いま、そのくわしい点にまでふれることはさけたいが、その相違のおもなものをあげるとつぎのようである。

まず書紀が㉒皇極紀三年正月乙亥に中臣鎌子連を神祇伯にめしたが固辞したというのを、家伝は岡本（舒明）天皇の代のはじめ、良家の子をえらび錦冠を授け、宗業をつがせたとある。宗業とは鎌足のばあい神祇伯になることであるわけである。これを皇極天皇三年と舒明朝のはじめにかけるちがいがある。また鎌足と中大兄との接近についても、書紀が「打毬」とするものを家伝は「蹴鞠」とし、書紀が法興寺槻樹の下と明記するのを家伝には欠いて



Digitized by Google

おり、書紀が南渕先生のもとに両人が周孔の教を学ぶうちに計画をすすめたことを伝えるのに家伝はこれを記していない。さらに、入鹿が山背大兄を斑鳩寺に殺したことは、家伝には書紀と共通の文章はなく、書紀のほうがくわしい。また王の死の月も家伝には記していない。鎌足が勢家のたすけをえようとして、蘇我倉山田石川麻呂が鞍作（入鹿）と相忌むを知ったということを書紀は伝えないので石川麻呂が中大兄の計画にくわわった理由がわからない。三韓進調の条では家伝は詐って三韓上表ととなえたとし、まったく架空の事件として扱っていることは上述のとおりである。天皇が大極殿に御したというところも、家伝では「帝臨レ軒」という簡単な表現をとっている。㉘蝦夷が誅に服した記事も書紀はあたかも朝廷によって攻め殺されたように伝えているが、家伝は「蝦夷自二尽于其第一」とし、自殺であることを明記している。なお、このとき船史恵尺が国記を取り出して中大兄に献じたことは家伝には伝えていない。

このように書紀と家伝とを比較すると、もっとも長い重要な話として語られている入鹿誅滅説話において、両者に共通する文章をかなりに含みながらも、相違するところも少なくないのであって、書紀と家伝とが、それぞれ独自の主張と記載とをふくんでいることが知られる。そして、この独自の記述は書紀と家伝との立場と性格の相違がもたらしたものであることはいうまでもないが、またその所依の資料の相違を示すものであろう。家伝の作者が書紀を参照しうる立場にありながら、しかも独自の資料をふくむことは、単にこの書の編述の立場の独自性によるばかりでなく、書紀の採らない資料を用いたものと考えられるであろう。かくて書紀と家伝との関係は親子関係というよりも、ともに原資料を用いつつ、両者それぞれにその主張するところ強調するところを別にした兄弟関係にあるものと推定される。そして書紀がより簡古であるにくらべて、家伝が儒教的な文飾に富み、後世的な要素の多いも

Digitized by Google

のであることは明らかである。

かようにして、書紀における蘇我氏の誅滅についての記述も現存の大織冠伝の記述も、その編纂の時に存在した原鎌足伝ないし蘇我氏誅滅についての原資料を用いたことは疑いえないであろう。このような資料、とくに原鎌足伝のごときはおそらく藤原氏の一族または深い縁故あるものの手になるであろうから、その点この氏の立場が記述の中心となり、この氏の利益をまもる反面に不利益なことを記すのをさけているであろうこと、かような意味において史実のまま記してはいないかもしれぬことは警戒を要する。[35]

たとえば鎌足の伝記で重要な場面を構成する㉒皇極紀三年正月乙亥の法興寺の打毬による中大兄皇子との出会いが、三国史記や三国遺事に記されている新羅の武烈王（金春秋）とその臣の金庾信との結びつきと類似していることから、この伝承の説話性が指摘されているが、[36]鎌足の伝記に聖徳太子伝ほどではなくても、後世の修飾や説話的要素の混入することは当然あったことが推定される。

なお、改新の前後において重要な舞台として法興寺がつかわれていることには留意する必要がある。この寺は、蘇我氏の建立になり、もともとその氏寺であったと思われる。[37]それが、蘇我氏誅滅の記事に重出するのは、蘇我氏の盛衰とともにこの寺がその運命をともにしたのでなく、蘇我氏の滅ぼされてのち、新たに天皇氏および藤原氏の後援する寺として発足したことを暗示している。[38]このことは、大化改新ののち蘇我氏に擁されていた古人大兄皇子がこの寺で除髪出家したこと、[39]また天武紀九年七月甲戌に「飛鳥寺西槻自折而落之」と特記されていることによって、かの打毬の会に中大兄皇子と鎌子との相識った槻の樹が、後世においても特別の眼でみられていたらしいこと、[40]などを参照しても考えられることである。藤原氏一門の後世におけるかがやかしい栄華は、その源は鎌子（鎌



Digitized by Google

足）の功績にあるが、その功績は実に法興寺に発するといえる。このゆえに、法興寺に係けての種種の由縁を伝えることは、飛鳥地方における新しい仏教文化の淵叢であり、屈指の大寺であるこの寺[41]が、もはや没落した蘇我氏の旧蹟としてでなく、新政権を荷担する天皇氏や中臣（藤原）氏の文化的拠点であることを表示することでもある。したがって法興寺に関する記述は、文化上にしめるこの寺の地位と価値とが、いかに大きいものであり、また改新政権およびその後の朝廷が、藤原氏をふくめてこの寺に対していかにつよい関心をもっていたかを示すものということができよう。

ところで、入鹿の伏誅が三韓進調の日になされたとの記述については疑義がある。坂本太郎博士[42]は、この記事の疑うべき点として三項目をあげられている。第一は、この事変を伝える書紀・家伝の記事ははなはだ詳密でありながら、なんら三韓人がその座に侍った形跡を伝えていない。第二に、虚心に考えても、この国内の大事をとくに半島の使節の前で演ずるというのははなはだ愚策である。第三に殊に書紀の省略したとみられる部分に、家伝は「中大兄詐レ唱三三韓上表一、時人以為二信然一」とあるから、一個の計略ではなかったと疑われるのである。ただし、それゆえにまったくの無根の事実とするのではない。大化元年七月丙子の三韓進調は、これよりわずか一箇月のちのこととしてあるから、そのころ三韓の使節が来朝するというようなことはあったので、それを利用して使節の到着するまえにあらかじめ表文をたてまつるという儀式をもって、入鹿をよせたのではないか。当時は入鹿が尋常のことでは朝参しなかったらしい事実と思いあわせて、そう解釈できるというのが坂本博士の説である。

いま私はこの推定に従いたいと思う。そしてこの理解に立つときさきに(一)崇峻天皇の弑逆において提起した疑義に対して、ひとつの示唆があたえられるように思われる。すなわち、かの(3)崇峻紀五年十一月乙巳に「馬子宿禰

詐二於群臣一曰、今日進二東国之調一、乃使二東漢直駒殺二于天皇一」という。その文辞はあたかも藤原氏の家伝における中大兄の言に近似し、とくに「詐」の字に留意させられる。蘇我馬子は東国よりの進調と詐って人をあつめて天皇を弑し、中大兄皇子は三韓よりの進調と詐って人をあつめて入鹿を誅する、かような逆対応的な類型をなす事件が、はたして単なる偶然の一致として生起したであろうか。はたして巧妙なる歴史のアイロニーとして実現したであろうか。私は、あえてこれらの蘇我氏に関する説話的な伝承の記載がまったく史実と無関係のものと極言するのではないが、少なくとも多大の警戒をもって批判検討するに価するものであることを痛感せざるをえないのである。(43)

## 六補説

上来、書紀にあらわれた蘇我氏の天皇氏との関係をしめす記載を考察してきた。ここに本章において明らめえたところをふりかえってみよう。

まず㈠崇峻天皇の弑逆については、この伝承に疑念をさしはさむ余地の少なくないことをみた。とくに入鹿伏誅に際しての三韓上表の記事との類似は大いに検討を要する問題であると考えられる。また㈡推古朝における蘇我氏の動向については、この朝を通じての太子と馬子との共同の事績が、記事として形式的文飾的傾向をもつのに対し、馬子独自の行動をしめすとみられる葛城県奏請の記事が、のちの蘇我氏専横の記事の伏線的役割をはたす記述とみられることから、蘇我氏独自の資料の少なかったらしいことを指摘した。㈢舒明天皇の擁立と上宮王家の滅亡については、その記述が系統的であることから、まとまった資料の存在を推定し、これを聖徳太子伝系統および諸氏の



Digitized by Google

家伝系統の資料と官府の記録とにもとめ、かかる資料の性格よりこれらの記事を扱うべきことを述べた。さらに㈣蘇我氏の誅滅については、すでに説かれているように、その記載は原鎌足伝ないし蘇我氏誅滅説話の資料によっており、おそらくそれは藤原氏またはその系統の手になるであろうから、そのような原資料の性格にもとづく書紀の記述には、かならずや偏向のあるであろうことを述べた。

この種の記載については上述のように一往四項目に区分することができるが、その検討の結果に若干補足しておくべきことがある。

まず、これらの記載の所依の資料については、㈢舒明天皇の擁立と上宮王家の滅亡の記載においては聖徳太子伝と諸氏の家伝、とくに三輪氏・高向氏のそれを考定し、ほかに断片的な官府の記録を推定した。また㈣蘇我氏の誅滅の記載においては原鎌足伝ないし蘇我氏誅滅説話の記録を推定したが、これが藤原氏の家伝と密接に関連するであろうことはいうまでもない。それらに対して㈠崇峻天皇の弑逆、㈡推古朝における蘇我氏の動向の記載については明確にその所依の資料を推考するにはいたらなかった。ここではこの点について論及しておきたいと思う。

崇峻紀五年に見える天皇弑逆の記載についての疑義は既に述べた。この記載に対する疑問はとうてい払拭できないが、しかしそれが記事の文辞に係わるものである点からいえば、全くの虚構として否定しないかぎりは、記事の主要部分をなす網格のみを採って、文飾的部分や派生的要素を除外して考えるほかはない。この記事が疑わしいものであることは否定できないし、崇峻天皇が在位五年にして崩じたことは古事記の所伝とも一致しないが、その他の所伝を考慮して一往は採用せざるをえない。[44] すなわち天皇が蘇我氏によって弑されたことについての書紀の所伝には疑義が少なくないけれども、全く史実でないとするだけの確証も存在しないとみるべきである。とすれば派生的

潤色的記載をできるだけ除外して、蘇我氏によって弑されたらしいという、消極的肯定において理解するのが穏当ではないかと考えられる。

ところでかような立場において、この記載の性格を考える場合には、当然この記載の依用した原資料がどのようなものであったかについて論究する必要があるから、ここにさらに考察をすすめて後考に備えたい。蘇我氏の天皇氏との関係を述べる記載のうち、上の四項目に分類した記事は崇峻・推古・舒明・皇極という各朝における両氏の関係を端的に代表しているものであることに着目したい。ただ推古紀の記載だけは断片的であって、他の三項にくらべると物語的構成体をなしていないが、これは推古紀自体のもつ特有の性格によるともいえることである。すなわち同紀は概して資料も乏しく、錯誤もあり、天皇の年齢についても異説がみえる。しかし推古紀以外の崇峻・舒明・皇極紀における記載は概して物語的構成体としての独立性をもっているし、さらにその内容においても相互に関連するところがある。たとえば崇峻紀において馬子の天皇弑逆や東漢直殺害のことを記しているものは、短い叙述ではあるが記事としてのまとまりをもつものであり、舒明紀即位前の天皇即位の事情の詳細な叙述は蝦夷の推挙する天皇（田村皇子）と山背大兄王との関係をめぐるものであり、その関係はつぎの皇極紀では入鹿の山背大兄王襲撃にいたって蘇我氏専横の頂点を描写する叙述へと展開している。これらを通観すると、舒明紀において即位前紀の叙述に蘇我氏の動向があらわれるにとどまり、それ以外にはわずかに大派王の官吏朝参の督励に大臣蝦夷の従わなかったことを記すのみであることと考えあわせ、推古・舒明紀には蘇我氏の具体的な動向を伝える記述がきわめて稀である事実を指摘することができる。[46] この時期は大化改新前の蘇我氏の全盛時代にあたるとみられるだけに、その事績も多様なものがあったであろうが、それらについて伝えるところが少ないことは、記録の技術においてもかな



Digitized by Google

り進んだものをもっていたと察せられる蘇我氏だけに、かって実在した記録や資料が隠滅されることがあったと推察される。蝦夷伏誅のときの焼失もその理由の一であろうが、蘇我氏の事績のうち馬子の死後のそれなどは書紀がことさらに採用する必要をみとめなかったことも考えられる。そして以上の叙述をうけて皇極紀における蝦夷・入鹿の専横の叙述となるので、それらには一貫して蘇我氏の専横を詳述して、同氏誅滅の歴史的な正当性、必然性を述べることに叙述の焦点がおかれ、これを修飾するはたらきをもつものとして陰陽五行思想にもとづく天然現象の断片的記載による神秘的宗教的潤色がなされ、かつまた皇極天皇を「至徳天皇」とする説話などが挿入され、改新前夜の詳細な叙述を構成していることが看取される。

すでに上記の考察において、書紀の叙述の原資料としての太子伝や鎌足伝、および諸氏の家伝を推定したが、(一)の崇峻紀の記載がもしこれら(三)・(四)の記載と内容的に連関することを認めうるならば、ほぼ同種類の資料によると考えられるであろう。この場合、上述の(一)崇峻天皇の弑逆の記事と(四)蘇我氏の誅滅の記事との逆対応的な類型的叙述のなされた理由も、この推定のうえに立脚して考えることができるであろう。このように考えをすすめるならば、馬子が崇峻天皇を弑し、また入鹿が山背大兄王を襲って自殺させ、中大兄皇子が入鹿を誅するという基本的事実を素材として、それを具象的な叙述にまで構成するためのいろいろな文飾、説話的要素の添加、讖緯思想的潤色などは、書紀の編者においてもなされたではあろうが、原資料においてかような傾向をふくむことがあったにちがいないと考えられる。太子伝にしても鎌足伝にしても、これらはともに特定の人物の功業や人格を顕揚しようという意志の強くはたらいている記録である。このような記録においては、その人物の功業を顕彰し、事績を強調するあまり往往にして対立的位置にある人物なり勢力なりを劣等視し、敵対視し、否定視することによって、みずから

Digitized by Google

の傾倒する人物の立場を優越視しようとする。これは人情の常であり、記録にあたるもののさけがたい運命である。かような傾向をこれらの原資料が全くもたなかったとは考えられない。すでに聖徳太子伝において濃厚な権者観など仏教思想的潤色のあったことを思えば、このような考慮なしに書紀の記載に接することはむしろ不用意な態度といわなければならないであろう。

かように考えると、㈠崇峻天皇の弑逆の記事は㈣蘇我氏の誅滅の記事と原資料の段階において相通ずるものがあったのではないかと推察される。この両者が内容的に相通ずるものであることは、蘇我氏の誅滅を究極的な帰結として、この計画の正当性を天皇政治の扶翼の立場から描写していることから明らかであろう。もちろん崇峻紀では馬子、舒明・皇極紀では蝦夷および入鹿というように人物は異なるけれども、結果的に蘇我氏の天皇氏に反抗する内容をもつことはこれらがともに同じ傾向をもつ資料に依ったことを考えさせる理由となるであろう。ただ馬子についての記述と蝦夷・入鹿についての記述とは同じ蘇我氏でも記述の態度に大きな相違がある。馬子については弑逆の記事においても「馬子宿禰」というような一種の敬称的表現をとり、他の記載もこれから推知されるが、蝦夷・入鹿についてはかような例は見出されない。このことは偶然的な事例ではなく、原資料における人物評価の相違が反映しているものではないかと考えられる。このことについては、書紀における「宿禰」や「大臣」などの、蘇我氏の人物に対する称呼法を分類して考察すべきであろうから、[46] ここでは㈣蘇我氏の誅滅の記事が主として藤原氏またはその系統の手になるものであるのに対して㈠崇峻天皇の弑逆の記事には多少それとは別の系統の資料あるいは別個の編者の意図が関係していると考えられることを指摘しておきたい。かような推定の根拠としては、弑逆の記事において馬子に対して「宿禰」の称呼を用いていることが、藤原氏系統の資料によると考える場合に大きな支



Digitized by Google

障となると思われるからであって、この点はさきに述べた内容的に傾向を同じくするという事実と矛盾するようであるが、これは書紀の採用した直接の資料においては一往別の資料か、または別個の編者の意図がはたらいたと考えられるにしても、それ以前の段階では相通ずる関係にあったと解すれば理解できないことではなかろう。憶測をするようではあるが、記載の背景をかように考えることができよう。すなわちこの場合、藤原氏系統の資料を皇極紀の記事は直接採用したのに対して、崇峻紀はその間に別個の資料が介在したか、または書紀の編者の意図がはたらいて「馬子宿禰」という表現をとらせたか、のいずれかであろうと考えられることとなる。

ここに留意すべきは、上記のような記述態度の変化は、蘇我氏自体の歴史的政治的立場の変化にもとづくものであることは事実であるとしても、また多分に書紀の編者の歴史的評価の相違によることも無視できない。そのことを確かめるためには、書紀の各巻の執筆者の相違という、編集過程における操作の問題についてふれる必要があろう(47)。

上に述べたように、ここに扱った記載は書紀のなかでもことに精彩に富み、内容的にも重要な問題をふくんでいる。如上の考察はこうした書紀の記載に対して、当然用意されなければならない視点であろう。

注(1)　本章では、皇極紀までの記載に限定して考察の対象とする。

(2)　津田博士は、この条につき書紀の本文は、注記してある「或本」の記載を要約し、書き改めたものであるとされる（日本古典の研究下、一八一頁、昭和二十五年）が、その逆も考えうるし、そのほうが妥当ではなかろうか。

(3)　割注によれば馬子の女である。

(4)　古事記は小姉君を堅塩媛の娘とし、本居宣長は稲目の姉と解している（古事記伝、巻四四、増補本居宣長全集、二一八九頁）。

Digitized by Google

(5) 用明紀元年五月の割注の或本の説によると、泊瀬部皇子は実兄である穴穂部皇子の皇位簒奪に同調したと伝えられている。

(6) 久米邦武、聖徳太子実録、聖徳太子全集、四、一七九頁。
久米博士も「大権の動機は倉橋より発することよりも、飛鳥の地方より発する力が強かりし様に思はるゝ」とされている。

(7) 書紀が拠った資料があったであろうが、それは書紀の記述よりもくわしい叙述をしていたであろう。

(8) 本章の「五」の入鹿伏誅の記事に対する疑義についての記述を参看されたい。

(9) 簡潔で文飾のない記述がたしかなことはいえるが、戦争や権力争いの記述は古代人の記録ではとくに力を入れて叙述されていることが少なくない。不敬事件であるためにことさらに簡略にしたのではないかという意見もあろうが、安康天皇が眉輪王に殺されたことはよくつたえられている。

(10) 神田秀夫氏は、この部分が推古・舒明・皇極の三朝に書かれたため、記載されなかったという見解である（古事記の構造、四六―四八頁、昭和三四年）。

(11) 即日葬の例が古今にないので、本居宣長はこれを馬子の威権のほどが知られるとしている（古事記伝、巻四四、増補本居宣長全集、二二〇八頁）。

(12) これも記載のままが事実とみるべきではないかもしれないが、歴代の天皇にかように崩御のその日に葬るという例はみられない。

(13) ここで疑問とされるのは、「天皇和曰、」として記された歌に「おほきみのつかはすらしき」などとあることで、これによると、この歌は実際の天皇の作ではないように思われ、したがって大臣の歌も事実でないと考えられてくる。「よろづよにかくしもがもちよにもかくしもがも」などのくりかえしの多いのは、津田博士の指摘のように（日本古典の研究下、一五一頁）、なにかの儀礼の時に合唱される習慣になっていたものであろう。歌そのものには蘇我氏の作としての特徴はない。ただ天皇の歌の「まそがよ、そがのこらは」とあるのが、神武紀即位前の「くめのこらは」と対比されよう。なお、この歌謡のもつ問題については、第三部第一章において論及したい。いずれにしても、ここでは編者の意図が蘇我氏の忠実な奉仕を記述しようとするにあったことはたしかである。



Digitized by Google

(14) このような解釈は古くからのもので、たとえば明治二十六年刊行の藺田宗恵氏の「聖徳太子」（聖徳太子全集、巻四、七三―七四頁）にみえている。

(15) 津田博士によれば、八佾の儛のことはもとより、祖廟を立てたということも、このころの宗教思想から考えて事実とは認められないという（日本古典の研究下、一五〇頁）。

(16) 延喜式巻八、祝詞。

(17) 平氏伝雑勘文下三所載の上宮記下巻に註記されている系図逸文による（聖徳太子全集、巻三、六頁）。

(18) 皇極紀二年十月戊午。

(19) 飯田武郷は、「天皇の御為には蝦夷は恩人とも申すべきなれば、其世の史には、みな蝦夷をよきさまに記しゝものなることは本よりなり」（日本書紀通釈、四、三〇六四頁、明治四二年）と述べている。

(20) これは十七条憲法の「八曰、群卿百寮、早朝晏退、……」の主旨に反することである。

(21) 本書第二部第六章。

(22) 山背大兄王の妃の春米女王と解される。

(23) 推古紀十一年十二月壬申のいわゆる冠位十二階の大徳に相当する。

(24) 肥後和男博士は、神が人間に対して行う意志表示は、なんらかの媒介物を必要とし、そのために種種の動物などがえらばれる、とし、「この猿は単なる動物ではなく、実は三輪の神の意志を帯せるものとして現はれたのである。かかるものが即ち、ミサキと呼ばるべきものではないであろうか」（日本神話研究、一八四頁、昭和一三年）とされる。

(25) 飯田武郷、日本書紀通釈、三一四二頁。

(26) この意味よりすれば、むしろ橘守部の「此等は、紀文の縁ざまのあしき也」（稜威言別）という解釈のほうがよいと考えられる。田辺幸雄氏（初期万葉の世界、一五七―一五八頁、昭和三二年）も、この歌がここにあるのは位置をあやまったらしいとする。

(27) 聖徳太子全集、巻三、五九―六一頁。

(28) 坂本太郎、纂記と日本書紀、史学雑誌五六の七。

(29) 古事記孝元段。

Digitized by Google

(30) 高向臣は蘇我氏の配下の有力な氏で、舒明紀即位前には蝦夷の意をうけてか田村皇子擁立に賛成しているが、皇極紀二年十一月丙子・四年六月甲辰における行動は、いずれも蘇我氏の配下としては異色あるもので、しだいに天皇氏に接近する気配をみせているといえる。家伝として扱うのには、分量的にやや乏しいうらみがあるが、その特色はみのがしえないところである。なお、天武紀十年十二月癸巳（連の賜姓）・十三年四月辛未（遣新羅大使となる）・同十一月戊申（朝臣の賜姓）・十四年五月辛未（新羅より帰朝）の記事により、天武朝における活動を想察することができる。

(31) 摂津国風土記逸文によると、有馬の温泉の発見を推古天皇の世としてでなく、嶋大臣（馬子）の時として伝承している。なお、蘇我氏の権力を強調して「蘇我天皇」の語を用うる論者もある（新日本歴史学会編、天皇の歴史、二四五―二五六頁、昭和三〇年）。

(32) 皇極紀の記事の特徴については、阿部武彦（上代人と異常現象、歴史地理、八一の一、昭和一八年）・下出積与（皇極朝における農民層と宗教運動、史学雑誌、六七の九、昭和三三年）・前川明久（七世紀における古代村落と宗教運動、日本上古史研究、三の一一・一二、昭和三四年）・志田諄一（皇極朝の問題について、続日本紀研究、七の五、昭和三五年）などの諸氏の論考がある。

(33) 神祇伯の語は、すでに継体紀元年二月庚子にみえるが、職名としてはもちろん後世の追記であろう。ただかような職に相当するものが、大化前代からあったことは想定することができる。持統紀四年正月戊寅以下にみえるものは職名として大宝令以前に実在したことがみとめられよう。

(34) 横田健一、大織冠伝と日本書紀、続日本紀研究、五の九・一〇、昭和三三年。

(35) なお、入鹿誅滅に関する書紀と大織冠伝の材料が佐伯氏の家の記録からとられたかもしれないという井上薫博士（日本古代の政治と宗教、二二頁、昭和三六年）の説があることも参考されよう。

(36) 山田英雄、中臣鎌足伝について、日本歴史、五八、昭和二八年。

(37) 崇峻紀即位前に「蘇我大臣亦依本願於飛鳥地起法興寺。」とあり、それがはたして物部氏との抗争の結果であるかどうかは疑わしいが、ともかく蘇我氏の建立になることは事実であろう。

(38) 本書第二部第五章。

(39) 孝徳紀即位前。



Digitized by Google

(40) 天武紀元年六月己丑・六年二月・九年七月甲戌・十一年七月戊午・持統紀二年十二月丙申に「飛鳥寺西槻」がみえ、また延暦僧録の鎌足伝には「寺前樹神」に三位を授けたという記事があって、後世樹神とまでいわれているほどである。

(41) 天武紀九年四月に「是月勅、凡諸寺者、自今以後、除為国大寺二三以外、官司莫治、（中略）且以為、飛鳥寺不可関于司治、然元為大寺而官司恒治、復嘗有功、是以猶入官治之例」とあるように、大寺として特別に扱われている徴証は少なくないが、これは皇極朝にさかのぼっていいうるところであろう。

(42) 坂本太郎、大化改新の研究、二五三―二五四頁、昭和一三年。

(43) 井上光貞博士も、馬子が群臣を詐って東国の調を進めると称して天皇を殺した記事と、中大兄皇子らが、三韓朝貢と称して入鹿を宮殿に誘い殺した記事とが、同工異曲であることを指摘されている。古代の東国、万葉集大成、五、歴史社会篇、三三五頁、昭和二九年。大化改新と東国、世界歴史事典月報、一〇、三頁、昭和三〇年。

(44) 天皇の在位年数を古事記は四年とする。また上宮聖徳法王帝説の末尾には、「倉橋天皇、治二天下一四年、壬子年十一月崩、実為二嶋大臣一所レ誅也、陵倉橋岡也、」とある。この部分は五天皇と聖徳太子との略年譜であって、家永博士によればこの書のうちでも最も史実を忠実に記録した部分という（上宮聖徳法王帝説の研究、総論篇、一九一―一九四頁、昭和二八年）。

(45) 本書第三部第一章を参照されたい。

(46) このことについては、人名称呼法の問題として、第三部第五章において論究する。

(47) 本書第三部第五章および第六章において論究する。

Digitized by Google

# 第三部　蘇我氏に関する伝承（二）

Digitized by Google

Digitized by Google

# 第一章　蘇我の子らの歌

## 一　はしがき

やすみしし　我が大君の
隠ります　天の八十蔭
出で立たす　御空を見れば
万代に　斯くしもがも
千代にも　斯くしもがも
千代にも　斯くしもがも
畏みて　仕へ奉らむ
拝みて　仕へ奉らむ　歌附きまつる

真蘇我よ　蘇我の子らは



Digitized by Google

馬ならば　日向の駒
太刀ならば　呉の真鋤
諾しかも　蘇我の子らを
大君の　使はすらしき(1)

これは推古紀二十年正月丁亥にみえる、群卿に宴したとき、大臣蘇我馬子のたてまつった寿歌と、推古天皇の和えた歌である。ここには古代の宮廷における君臣和楽の情景が美しく表現され、大臣馬子に統率された蘇我氏の天皇に奉仕するすがたが生生と想いうかべられるようである。しかしそうした鑑賞的立場をはなれてみると、幾多の疑問を感じないわけにいかない。たとえば馬子の寿歌というものにはそれらしい特色がみとめられないし、天皇の歌というものにも、「大君の使はすらしき」という、天皇自身を第三人称的に呼んでいる不審がある。そうした疑問に答えるためには当然この歌の成立の時期を考定する必要がある。

しかしかような古代歌謡の研究は、その詩形や様式、さらに音韻や枕詞などの諸方面からなされなくてはならないから、成立年代の決定は容易でない。国文学徒でない私にはその方面の解明は困難であるから、ここではただ歴史学的側面から若干の推察を提示して、識者の示教をえたいと思う。

## 二　歌の性格

Digitized by Google

この寿歌は前段の大臣の歌と、後段の天皇の歌と一連の歌として唱和体をなして記載されているが、両者は必ずしも一連の歌として扱わなくては全体の意味が通じないというものではなく、それぞれ独立した歌としてみても十分にその意味をなしている。前者には津田左右吉博士の指摘のように、歌詞のなかに蘇我氏の人の作としての特色がみとめられない。ことに記紀の歌謡の作者についての記載が信憑性の低いものであることはいうまでもないが、この歌にも「千代にも」という歌のくりかえしのあることから考えて、多分何かの儀礼の際に合唱される習慣になっていたものを、馬子の作のように説いたのであろうと推察される。[2] さらにその内容をみると、すでに注釈者が明らかにしているように、「天の八十蔭」は広大な宮殿を意味し、「御空」も宮殿の高い屋根の意である。[3] こうした天皇の座所を歌いあげることが、宮廷の饗宴の歌としてふさわしいものであることはいうまでもないが、[4] 歌詞のなかに固有名詞が全く使われていないから、これは何人によっても唱和されうる歌の形態をとっているものといわなければならない。すなわち、この歌はこのままの形で天皇に忠誠を誓う心情のある者ならば何人もこれを歌い得る性質のものである。その詩形も、（五七五七五七・五六四六四六・五七五七七）という、長歌としてかなり整った体形であり、荘重な語句は宮廷寿歌としても洗練されたものというべきであろう。いわば最も一般的通有的な性格をもった宮廷寿歌といえよう。

これに対して後者は、わずかな語句のなかにくりかえし「蘇我」・「真蘇我」の説があり、前後三回のこの語を[5]他の氏の名と代替することは不可能ではないまでも、少なくとも歌詞が蘇我氏に密着している点では前者の比ではない。「馬ならば　日向の駒」が馬子を意識しての詞と解することが、たとえ付会にすぎるとしても、歌が本来蘇我氏を意識して作られたものであることは認めなければならない。詩形も（四六五六五六・五六五七）という比較的



Digitized by Google

単純な構成で、簡潔な勁さをもっているということができ、両者は対照的ともいいうる関係にある。要するにそれらは必ずしも一連の寿歌として伝承されなければならないだけの必然的理由を歌詞のうちには認めることができないから、それぞれ別箇に成立したものを、一連の唱和体としてまとめたものと解することができるであろう。

なお、天皇の歌において特に注意したいのは、「真蘇我よ　蘇我の子らは」という表現である。これは「子ら」という素朴な言葉で特定の氏の集団を呼称している点において、周知の来目歌の表現を連想させるものがある。来目歌は記紀いずれも神武天皇の代に係けて記載されているが、たとえば書紀では、

忍坂の　大室屋に
人多に　入り居りとも
人多に　来入り居りとも
みつみつし　来目の子らが
頭槌い　石槌いもち　撃ちてし止まむ

あるいは、

みつみつし　来目の子らが
垣本に　粟生には　臭韮一本
其のが本　其根芽つなぎて　撃ちてし止まむ

また、

みつみつし　来目の子らが

Digitized by Google

垣本に　　植ゑし椒（はじかみ）

口びひく　我は忘れず　撃ちてし止まむ

などと見えている。これらは神武紀即位前に「是謂二来目歌一、今楽府奏二此歌一者、猶有二手量大小及音声巨細一、此古之遺式也、」とあることからも察せられるように、来目歌として伝承されてきたものを、記紀ともに神武朝へ係けてその記載のなかに挿入したものであろう。もっともそれは記紀の資料となった旧辞の形成過程において、すでに採り入れられたとも考えられるから、必ずしも記紀の編者の所為と断ずるわけにはいかない。

「真蘇我よ　蘇我の子らは」という表現は「みつみつし　来目の子らが」という歌詞と類似し、彼此対照して考えられる。記紀には明らかに蘇我氏に関する歌といえるものはこの一首だけであり[6]、蘇我歌などと呼ばれるような歌謡があったという徴証もないが、氏族を主体とし、「子ら」という言葉で氏族の成員を総称していると解される[7]、かような歌の存在することは当時の氏族的結合の様態を考えるうえにも見のがしえないところであろう。すなわち、氏人の集会にはなんらかの歌謡が唱和され、それが氏の団結と繁栄をはかるうえのはたらきをしたことが考えられるから、蘇我氏においてもそうした歌謡が全くなかったとは断定できないであろう。もとよりそれがどのようなものであったかを確実に知ることはできないが、そのなかに「蘇我の子ら」と歌うものがあったとすれば、そこには来目歌の類のものの影響があったことも想定されるであろう。憶測すれば、「来目の子ら」を歌う来目歌が久米部の族長によって歌われ[8]、それが大伴・佐伯両氏によって伝持されたという事情から類推して「蘇我の子ら」の歌は蘇我の氏人や部民を統率するような族長層のなかから発生し、唱和されることがあったのではなかろうかと思われる。「大君の使はすらしき」という表現が天皇の言葉としてふさわしくないのも、そうしたこの歌の本来の



Digitized by Google

性格にもとづくものではなかろうか。

いずれにしても、この歌の成立の背景は検討を要するもので、少なくとも書紀に記載されているままの形で、推古朝に成立したとはとうてい考えられないであろう。

## 三　成立の時期

そこで、つぎに寿歌の成立の時期について考えてみよう。まずその上限は書紀の記載をそのまま肯定し、推古朝とするものである。岩橋小弥太博士はこの立場をとられ、推古朝の記事は単に伝説とか物語とかを材料としているのでなく、確実な記録に基づいているものが多いとし、この寿歌をもこの時代のものとされている。[9] 成立の下限はもちろん書紀の編纂の時期であって、この間推古天皇二十年（六一二）を起点とすれば養老四年（七二〇）まで百九年間である。これを概観すれば、大化改新を中間にはさんで七世紀の前半か、後半か、さらに書紀の編者の作とみて八世紀初めとするかである。このうち大化前代の推古朝のものと簡単に断定できないとすれば、問題は大化以後においても、かかる歌謡が成立すると考えられるかという点から究明してゆくのがよいであろう。

ところで、「蘇我の子ら」と親しくよびかけている、この歌がもし大化以後に作られたとしたならば、その対象は少なくとも大化改新の発端に滅ぼされた蝦夷・入鹿系の蘇我氏ではないことになる。蝦夷・入鹿の態度からすれば、君臣和楽の寿歌の発生する余地は考えられないからである。しかし蝦夷・入鹿の滅亡した後も、倉麻呂系の石川の麻呂・日向・連子・赤兄等が健在であって、このうち麻呂は右大臣として大化新政権の中枢部にあり、連子は

Digitized by Google

天智朝の大臣であった。さらに天智天皇八年中臣鎌足の死後赤兄が左大臣として権勢をふるっているから、大化以後、壬申の乱（六七二）までの蘇我氏の政界における地位は倉麻呂系に関する限り、大化以前にくらべて著しい遜色のあるものではない。したがって、この歌が大化以後約二十七年間にできたものであるならば、それは当時の倉麻呂系蘇我氏の存在が意識されていたものと解すべきことになろう。それでは当時の蘇我氏には、さきの寿歌のようなものを作り出す気運なり、時代的背景なりが考えられるであろうか。この場合、麻呂・連子・赤兄の三兄弟があいついで左右大臣を歴任したことは臣従の誓意を表現した歌詞を生み出す背景にふさわしいようである。ことに麻呂は大化五年三月異母弟日向（身刺）の誣言によって朝廷の軍の包囲をうけたにもかかわらず、山田寺において衆僧および子息興志以下数十人に君臣の分をねんごろに教誡して自殺したといわれる人物で、のちに中大兄皇子をしていたくその死を歎かせたという。また赤兄は天智天皇の信頼をえ、鎌足の死後はいわゆる五臣の筆頭として近江朝廷の支柱ともなった観がある。けれどもこれら大化以後の蘇我氏の朝廷における立場はやはり官人的性格が中心をなすので、その一族を統率して朝政を扶翼したという面は大化前代にくらべると稀薄であると考えられる。問題の歌詞はそうした官司制的政治機構のもとにおける氏族統率のすがたとしてよりは、むしろより古い氏族制的ともいうべき政治機構のもとにおける臣従の事実を歌っていると見るべきであろう。もちろん、これには寿歌の表現様式における擬古的手法ということも考慮すべきであるが、「諾しかも　蘇我の子らを　大君の　使はすらしき」という、特定の氏と天皇との直接的な結合関係はやはりより古い意識的形態の表現とみるのが妥当であろう。したがってかような寿歌が大化以後に創作されるということは壬申の乱後大いにその地位の変動をみた蘇我氏にとってはきわめて困難な事情にあったとみるべきであろう。(10)



Digitized by Google

しかしこの場合なお考慮を要することは、大化改新以後の政治は必ずしも前後一貫した施策が実行されたものではなかったということである。天智朝の政治は白村江の敗戦（六六三）を契機としてかなり大きな変化をみたようである。かって改新政治の理想のもと氏族の土地人民私有を廃止した天智天皇（中大兄皇子）も敗戦の経験によって政策の部分的転換を余儀なくされたと考えられる。[11] 敗戦の翌年の称制三年（六六四）冠位の制を改定するとともに、大氏・小氏の氏上に刀を賜与し、またその民部・家部を定めさせたことは、改新政治に対する反動的政策であり、少なくとも部分的修正であるといわなければならないが、それらは改新以前の氏族的体制の部分的復活を意味するものと解される。このような天智朝における政策の転換を考えると、大化以後の中央氏族の性格を一律に官人的なものと規定することはできないのであり、また長い時代にわたって政治的社会的規制力をもってきた氏族制的秩序が改新によって一挙に全廃されたとは考えられない。ことに氏上を定めるというような政治的動向は旧来の貴族や豪族にとっては氏族的紐帯を強化することを促進させたと考えられることであって、そこに蘇我氏をはじめ多くの氏族が氏としての団結を強化し、再確認したであろうことが想定される。しかもこの傾向は壬申の乱後においても踏襲されたもので、天武紀八年正月戊子には、「詔曰、凡当二正月之節一、諸王、諸臣及百寮者、除二兄姉以上親及己氏長一、以外莫レ拝焉、其諸王者、雖レ母非二王姓一者莫レ拝、凡諸臣亦莫レ拝二卑母一、雖レ非二正月節一復准レ此、若有二犯者一随レ事罪之一」とある。これによれば氏長すなわち氏上は諸臣および百寮の氏にあり、その権威は政府の法制的支持をえていたわけで、逆にいえば政府はこうした氏上を通じて諸氏の統制を意図していたということができる。さらに同紀十年九月にも、「詔曰、凡諸氏有二氏上未レ定者、各定二氏上一而申二送于理官一」とあり、このような氏上を通じての氏族統制策の徹底に努力していることが知られる。そしてこの氏族制的施策のもっとも明確な表現がや

Digitized by Google

がて天武紀十三年十月己卯の八色の姓の制定となったということができよう。

かようにみてくると、大化以後の政治的情勢は必ずしも律令制的官人機構の形成の方向にのみ直線的に動いていたのではないことが知られ、全体的傾向としての貴族や豪族の官人化という事態は考定されるにしても、その様相は一義的な規定をもってしてはいいつくせないものがあることを考えておかなくてはならない。したがって上に述べたような寿歌のもつ氏族制的ニュアンスが大化以後の歌謡の成立基盤のうえに全く考えられないことではない点に留意する必要がある。

ここに天武朝から持統朝にかけて、政府のおこなった修史事業における氏族への配慮という問題も考え合わすべきである。すなわち、古事記の編集はその序文に明らかなように天武朝に起り、日本書紀も編集の始期は天武朝にもとめることができる。これら史書の編集にあたって諸氏の家伝や系譜に対する関心が強められたことは、古い歴史をもつ貴族・豪族の自己意識をたかめたことであろう。古事記序文に「諸家之所」賚帝紀及本辞、既違二正実一、多加二虚偽一」といい、また持統紀五年八月辛亥には、十八氏に詔して「上二進其祖等墓記一」という。いずれも氏族の伝える史料が国家の修史事業のために重視されたことを示すものであるが、それはひいては当時の氏族を単位とする施策の一面と見ることができる。記序にいう諸家伝承の改竄が氏族の政治的地位の向上のためになされたことの多いことはいうまでもない。かくて白村江の戦以後における氏族体制の復活の動きはかなり活潑であったと考えられるわけで、史書の編集それ自体がかりに氏族制に関係しないことであるとしても、編集過程における諸氏の史料の採用は氏族意識の高揚に影響したことを見のがしえない。のみならず、古事記のごときは明らかに氏族制的国家観をその支柱としているものであって、そこにこの時代の歴史的社会的傾向が察知される。



Digitized by Google

また天武、持統朝には宮廷における音楽の流行という事実のあることを見のがすことはできない。その主要なものをあげるとつぎのようである。

(1)天武紀四年二月癸未　勅二大倭、河内、摂津、山背、播磨、淡路、丹波、但馬、近江、若狭、伊勢、美濃、尾張等国一曰、選二所部百姓之能歌男女、及侏儒伎人一而貢上、

(2)天武紀十二年正月丙午　是日、奏二小墾田儛、及高麗、百済、新羅三国楽於庭中一、

(3)天武紀十四年九月戊午　是日、詔曰、凡諸歌男、歌女、笛吹者、即伝二己子孫一令レ習二歌笛一、

(4)天武紀朱鳥元年四月壬午　為レ饗二新羅客等一、運二川原寺伎楽(クレカタ)於筑紫一、仍以二皇后宮之私稲五千束一納二于川原寺一、

(5)天武紀朱鳥元年九月丁卯　僧尼発レ哀之、是日、百済王良虞代二百済王善光一而誄之、次国々造等随二参赴一各誄之、仍奏二種々歌儛一、

このほか天武・持統紀には宮中における歌楽の記事が散見されるから、(12)この時代の雰囲気が知られる。右にあげた記事のうち、(1)と(3)では地方に伝習された民謡のたぐいが政府によって歌人とともに採集され、その保存がはかられている。それらが宮廷において奏楽されることはいうまでもないが、(4)のように外国使節の接待や、(5)のような殯宮の祭儀にも用いられたのであった。

ここに右の史料(2)に見える小墾田儛についてはとくに留意する必要があると思われる。これは小墾田という地名を冠した儛であるから、小墾田宮またはその所在地である小墾田の土地に関係のある舞曲と考えられるが、天武紀十二年正月のこの条は祥瑞によって群臣に宴を賜った時に用いられたというのであるから、由緒ある歌儛がえらばれたと考えられる。とすれば、小墾田の地に伝わった舞曲としても、おそらく新たに発生したものではなく、古く

Digitized by Google

からの伝統をうけたものと解すべきであろうから、推古朝頃にはすでに存在したものとも考えられる。それが宮廷で奏されたのは天武朝の歌曲保護政策のあらわれであろう。したがってそれは(1)に見える大倭国から貢上された歌人・伎人によって奏された舞曲のなかにふくまれていたものではないかと考えられる。これらの歌はもと民衆の間におこなわれていた民謡が多少の変曲をへて宮廷公事の歌曲として採譜されたものと解される。[13] 職員令集解にみえる尾張浄足の説によれば、雅楽寮には久米儛・五節儛・田儛・倭儛・楯臥儛・筑紫儛・度羅儛・婆理儛・久太儛・那禁女儛などの存することを記しているが、小墾田儛はみえていない。そのためか谷川士清は小墾田儛を倭儛と解している。[14] いずれにしても推古朝頃から伝承されたらしい歌謡が天武の朝廷において採譜されたと思われることは、いまの場合に大いに参考されるべき事実である。しかもこの民間歌謡の採譜が修史事業とほぼ時を同じくして進行していたということは、記紀にみえる来目歌の資料としての整備の時期を七世紀後半と考定せしめるものであり、[15] 蘇我氏に関する寿歌もまたそうした時代的風潮のなかに採用され、変曲されたものではなかったかと推察される。

馬子と推古天皇との唱和は、書紀によれば天皇の二十年であるが、これよりさき十一年十月、天皇は豊浦宮から小墾田宮に遷っている。その後十三年十月、皇太子が斑鳩宮に居すという記事があるが、天皇自身はひきつづき小墾田宮に居住したと解される。したがって、小墾田儛が「小墾田宮朝所レ製之楽歟」[16]という卜部兼方の推定に従えば、そのなかにはこの歌による舞曲がふくまれていたのではないかと考えられるであろう。久米儛が来目歌によって舞われたように、小墾田儛には歌詞があったであろうが、それは推古紀に記載されているものの原型がその一例となるのではないか。これらはもとより推測を重ねるほかはないが、蘇我稲目の家が小墾田にあったとされているこ



Digitized by Google

とや、[17]古事記孝元段の系譜において小治田臣を蘇我氏の同族としていること、[18]さらにその地には小墾田屯倉が存在したことは、[19]大化前代における小墾田が蘇我氏と深い関係のあった土地であり、さらに天皇氏との関係の生じやすい事情にあったことを示しており、そうしたことからも、小墾田傍との関係を考える必要があろう。

なお、大化以後の蘇我氏は血縁的にも天皇氏と深い関係を維持しているもので、石川の麻呂の三女はそれぞれ孝徳・天智両天皇の妃となり、そのうちの遠智娘は、天武天皇皇后でのち皇位につき持統天皇となった鸕野讃良皇女の生母である。こういう事実も当時の宮廷における蘇我（石川）氏の栄光ある家系に対する関心を強めさせたであろう。蘇我氏が祖先の功業をかような形で詠嘆することがあったとしても、決して不自然ではないであろう。そこには過去の盛世を懐古する詩情をも秘めているということができよう。[20]

以上のような考察をすすめてくると、「蘇我の子ら」の歌は推古朝に作られたままの形で書紀に記載されているとは解されない。しかし大化前代の蘇我氏がなんらの歌謡をも生み出さなかったと断定することはできないから、たとえば「蘇我の子ら」の歌の原型となるような歌の存在を想定することが許されるならば、そうしたものが伝持されることがあったと解される余地はあるわけである。小墾田傍が天武朝に採譜されたらしいことから考えると、七世紀後半に大化前代以来伝承された歌謡が採取されるということがあったのではないか。そこには天智朝以来の氏族制復活の動きも考慮されるべきであろう。蘇我（石川）氏としても家伝的な記録のなかにこうした歌謡を定着せしめることがなかったとはいえない。そしてこれらを推古紀二十年の記載として最終的にまとめあげたのは書紀の編者であったと解される。

Digitized by Google

## 四　推古紀における位置

ところで、この歌が推古紀に現在の形であらわれることには、なんらかの理由が考えられるべきであろう。そこで推古紀の全体の構成のなかに二十年という時点を考えてみると、それはあたかも推古朝の中葉にあたり、聖徳太子の摂政のもと、内政においては十一年の冠位の制定、十二年の憲法の肇作、外交にあっては十五年からの隋との国交および屢次にわたる朝鮮諸国との交渉、さらに文化の面では仏教の興隆という、めざましい展開をとげた時期であって、この二十年以後の主要な事績といえば、わずかに二十八年の天皇記・国記等の撰録をあげうる程度である。それゆえこの歌が二十年に記載されているのは、推古朝の政治の繁栄が聖徳太子と馬子との協力、すなわち朝廷における蘇我氏の臣従によって成就されたという事態を表現するために適当な年次と考えられたからではないかと推察される。

推古紀を通観すれば知られるように、この時期に最も強盛を誇ったと思われる蘇我氏に関する記載は意外に少なく、その独自の活動を示すに足る事実がほとんど見られない。これはおそらく書紀編纂の時代にはそうしたことをくわしく叙述する資料の少なかったことによると考えられるが、しかもなお推古朝における蘇我氏の存在がなんらかの形において表現されなければならない必要性を編者は感じていたことであろう。この寿歌はかような要求に応じて二十年の条に出され、この時代における蘇我氏のありかたを歌物語風の、具象的にして、しかも端的な手法によって表現したもので、それが個別的な事件の羅列以上の効果をもって、この氏の動向を示唆しているわけである。



Digitized by Google

歌の内容は執政の臣にふさわしく、皇運の無窮を讃美しつつ永久に変りない忠誠と臣従を誓う心情が、簡潔な語句のなかに盛られており、天皇の歌にも馬と太刀になぞらえて、有能にして勇武なる蘇我氏の人々の栄誉を歌っている。彼此相応じて君臣和楽の情景をかもし出している。それは十二年の条にある「上下和諧（あまなひとのはれ）（21）」という、当代の政治理念を現実に例証するはたらきをもつものとさえいうことができよう。

また、この二十年の条には皇太夫人堅塩媛を檜隈大陵に改葬したことを記し、その時諸皇子諸臣とともに大臣蘇我馬子が八腹臣を率い、境部臣摩理勢をして氏姓の本を誄せしめたというが、堅塩媛は推古天皇の生母であって、盛大な改葬の儀礼は蘇我氏の威権を示唆するものがある。さらにこの年には百済人味摩之の帰化によって呉の伎楽儛が伝えられ、それは大市首・辟田首の祖によって伝習されたという記載があるが、音楽に関することが同じ年紀に係けられているところに注意すべきであろう。いずれにしても、この二十年が推古紀において占める位置は上記のように考えて大過ないのではあるまいか。

なお、おなじく歌物語風の叙述によって君臣の和楽を伝える記事として蘇我氏に関係の深い武内宿禰と仁徳天皇の寿歌がある。それらとの関係など、ここに論究しえなかった問題はなお多いし、本章でとりあげたものもさらにくわしく論及すべきであると思うが、すべて別の機会にゆずることにしたい。

注（1）本章の歌謡の表記法は土橋寛校注、古代歌謡集（日本古典文学大系、三、昭和三二年）による。

（2）津田左右吉、日本古典の研究、下、一五一頁、昭和二五年。

（3）賀茂真淵、日本紀和歌略註。

橘　守部、稜威言別、巻一〇。

（4）土橋　寛、宮廷寿歌とその社会的背景、文学二四の六、昭和三一年、参照。もをほめる寿歌のなかでも、家ほめは、

Digitized by Google

家が個人の所有物という理由で、その支配力の強大さを反映するものとなる。また、かような寿歌は本来民間の歌謡であったものが宮廷歌謡となったもの多い、とする。

(5) 「まそがよ」という枕詞の用法は「そが」の語の同語反復によるほめ詞である。万葉集巻一二「ますがよし　そがのかはらに……」同巻一四「やますげの　そがひにねしく……」などの例がある。「ますげ」も「まそが」も同じく真菅である。

(6) 皇極紀元年是歳に、蝦夷の八佾の儛の歌があるが、蘇我氏の作であるとは考え難いであろう。

(7) 天智紀・天武紀などでは「氏上」に「コノカミ」の訓があり、氏集団を「コ」と訓んだことがわかる。また「氏長」は「ウヂコノカミ」・「ウヂノカミ」と訓じている（新訂増補国史大系本による）。

(8) 高木市之助、吉野の鮎、九八―一〇一頁、昭和一八年。「くめの子ら」を率いる英雄「われ」がこの歌の主格であると考定している。すなわち久米部を統率して天皇に奉仕する者と推定される。

(9) 岩橋小弥太、上代史籍の研究、九〇―九一頁、昭和三一年。

(10) 大化以後の蘇我氏の動向についての私見は、本書第三部第三・四章をみられたい。

(11) 坂本太郎、日本古代史の基礎的研究、上、六七頁、昭和三九年。

(12) 天武紀では、二年九月庚辰、十年正月丁丑、十一年七月戊午、朱鳥元年正月己未。持統紀では元年正月丙寅、八年正月辛丑、同正月癸卯などに音楽に関する記事がある。このほか饗宴の記事はきわめて多い。

(13) 小島憲之、上代日本文学と中国文学、上、五四五―五四六頁、昭和三七年。

(14) 日本書紀通証、巻三四。

(15) 岸　俊男、日本古代政治史研究、一四五頁、昭和四一年、参照。

(16) 釈日本紀、巻一五。

(17) 欽明紀十三年十月。

(18) 小治田臣については、第一部第二・三章に論及したので参照されたい。

(19) 安閑紀元年十月甲子。

(20) 釈日本紀巻二八には、「大君の使はすらしき」について「然者先代之聖主召仕之由也、」と解している。かように解すれ



Digitized by Google

ば、天皇自身の歌として一往意味が通ずるようであるが、卒爾に先の天皇をいうのも不自然であろう。この問題は上述のように蘇我氏の統率者の立場から歌われたものとすることによって解釈しうると思う。

(21)　十七条憲法第十五条。

Digitized by Google

# 第二章　蘇我氏の部民支配

## 一　ソガ部の史料

大化前代に天皇氏の権力に対抗する一大勢力を形成したといわれる蘇我氏が、どのような権力体制をもった豪族であったかは、この時代の歴史をさぐるうえにおいても、またいわゆる大化改新の意義を明らかにするためにも、きわめて重要な意味をもっている。もとより、この大きな問題についての先学の研究は少なくなく、大化改新についての研究はまたなんらかの面においてこの問題にふれてはいるが、とくに蘇我氏に焦点をおいたものがないので、いまその支配の体制について考察してみよう。この場合、権力体制の基盤ないし背景としての経済的諸関係や軍事的体制に注目しなくてはならないが、とくに蘇我氏の配下における人的構成を分類すると、㈠同族氏族、㈡部民、㈢帰化氏族との三種にわけることができるであろう。いまはこのうちの部民の支配についての問題を追究してみたいと思う。(1)

大化前代の政治体制をあるいは氏姓制といい、あるいは部民制といい、その表現は異なるけれども、その人民支配の中核となったものが部民の統率に特色づけられることは、改新政治の眼目が公地公民制にあり、豪族の土地・



Digitized by Google

人民支配を改革するところにあったことからも疑いえないところである。もちろん、その変革の過程は単純なものではなく、近時の研究は興味ある考説を提起している(2)、それらに示唆をうけるところは多大であるが、いまはこれを蘇我氏の部民支配のありかたに視点をしぼってしらべてみることにしたいと思う、蘇我氏の部民といえば蘇我部が考えられるが、それは宗我部・蘇宜部・宗宜部・宗何部・宗賀部などとも記され、また宗部とも書かれたようである。その分布を管見に入った史料によって表示すると、第八表のようである。

第八表

| 畿内 | | | | | | 道 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国名 | 郡名 | 郷名 | 記事 | 年月日 | 出拠 | 遠江 |
| 大和 | 高市 | | (蘇我氏本貫推定地) | | | 浜名 |
| | | | 宗我坐宗我都比古神社 | 貞観元年正月廿七日 | 延喜式神名帳・三代実録 | 新居 |
| | | | 宗我神三戸 | | 新抄格勅符抄 | 〃 |
| 山城 | 愛宕 | | 戸主川造安麻呂・戸口・蘇我部楽売 | 天平五年 | 愛宕郡計帳 | 〃 |
| | | | 宗我部 | | 山城国分寺址出土文字瓦 | 戸主 宗宜部赤男 |
| 河内 | | | 蘇宜部首 | | 新撰姓氏録河内皇別 | 宗宜部古麻呂 |
| | | | 蘇何 | | 同右 | 〃 |
| 石川 | | | 老須何神社 | | 延喜式神名帳 | 戸主 宗宜部爾倍佐 |
| | | | | | | 宗宜部乎爾倍 |
| | | | | 天平十二年 | 浜名郡輸租帳 | |

Digitized by Google

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 海東 | | 〃 〃 | 戸主　宗宜部子首 | |
| | 上総 | 天羽 | 戸主　宗宜部得背 | 宝亀三年七月辛丑 | 続日本紀 |
| | 下総 | 千葉 | 蘇賀比咩神社 | 宗我部虫麻呂を罰す | | 延喜式神名帳 |
| 東山道 | 美濃 | 加毛 | 半布里 | 戸主県主族比都自・戸口・妾蘇宜部小津売 | 大宝二年 | 加毛郡半布里戸籍 |
| | 信濃 | 筑麻 | 崇賀 | | | 和名抄（高山寺本） |
| | 陸前 | 曰理 | | 外従七位下宗何部池守等三人に姓湯坐日理連を賜わる | 神護景雲三年三月 | 続日本紀 |
| 東山道北陸道 | 越前 | 江沼 | 山背 | 戸主江沼臣族乎加非・戸口・宗何部神女 | 天平十二年 | 江沼郡山背郷計帳 |
| | | 足羽 | 草原 | 戸主蘇宜部宿奈麻呂 | 天平神護二年十月廿一日 | 越前国司解 |
| | | | 〃 | 同　戸口蘇宜部年成 | 同右 | 同右 |
| | | 坂井 | 栗田 | 戸主蘇宜部五百公 | | |
| 山陰道 | 但馬 | 出石 | 少坂 | 戸主外従七位下宗賀部乳主 | 天平勝宝二年正月八日 | 但馬国司解 |
| | 丹波 | 天田 | 宗部 | | | 和名抄 |
| | | 多紀 | 宗部 | | | 同右 |
| | | 桑田 | 宗我部 | | | 同右 |
| 山陽道 | 播磨 | 多可 | 奈何 | 戸主宗我部老人の戸口宗我部小歯が貢進される | | 智識優婆塞等貢進文 |
| | 備前 | 邑久 | 須恵 | 戸主宗我部赤羽の戸口宗我部人足が貢進される | 天平十七年四月十八日 | 智識優婆塞等貢進文 |
| | 周防 | 玖珂 | 玖珂 | | 延喜八年 | 玖珂郡玖珂郷戸籍 |
| | 阿波 | 板野 | | 宗我部佐美・宗我部咋女・宗我部吉女・宗我部吉刀自女・宗我部吉池 | 延喜二年 | 板野郡田上郷戸籍 |



Digitized by Google

| 道 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 南海道 | 讃岐 | 鵜足 | 宗我部秀直ら、山吉直に殺される | 仁和元年十二月廿三日 | 三代実録 |
| | 大内 | 入野 | 宗我部吉女・宗我部□女・宗我部綾女 | 寛弘元年 | 大内郡入野郷戸籍 |
| | 山田 | 蘇甲 | | | 和名抄 |
| | 土佐 | 香美 | 宗我宗部 | | 和名抄 |
| | | 長岡 | | | 同右 |
| 西海道 | 筑前 | 嶋 | 戸主大神部荒人・妻・宗我部牛売 | 大宝二年 | 川辺里戸籍 |
| | 早良 | 川辺里 | | | 和名抄（高山寺本） |
| | 肥後 | 玉名 | 曾我宗部 | | 和名抄 |

この表には、現存の文献史料のうちからソガ部またはそれに準ずるもので、その存在を推定しうるものをえらび掲出したが、奈良時代のものはともかく平安時代の史料まで採用した点においてなお検討を要するものもある。したがって、その個々の場合について考慮を要するし、またこれら史料の残存することについては多分に偶然的な事情も配慮すべきであることはいうまでもない。しかし何分にもこの種の考察には幾分の推定はさけられないところであるから、いまわれわれの知りうる史料によって、だいたいの目安をつけることはゆるされるであろう。なお、ここに掲げたもののほかにもソガ部の存在を推定させるような史料があるが、それらはそれぞれ関連する叙述のうちにふれてゆくことにしたい。

## 二　ソガ部の分布

第八表によれば、ソガ部は畿内をはじめ諸道にわたって分布したようであるが、さらにこれを各地方ごとに考察

してみよう。

1畿内　蘇我氏の本貫の地と考えられるのは、大和国高市郡畝傍山の近くにある蘇我の地である。近くは真菅村の字として曾我という地名が残されていたが、現在は橿原市曾我となり往時をしのばせている。この地に蘇我臣が居を占めていたとすれば、その近隣には配下の部民がいたことであろう。もっとも、蘇我氏の本貫を考定するうえにおいて問題となるのは、推古紀卅二年十月癸卯朔に蘇我馬子が天皇に奏上したことばのなかに、「葛城県者、元臣之本居也、故因二其県一為二姓名一」とあることである。この文辞によれば、蘇我氏の本居は葛城地方にあるかのように解される。しかしこの記事は馬子が「因二其県一為二姓名一」といっている意味が明らかでないことと、のちに蘇我氏がこの地を占拠したとも解されることから、[3]むしろ蘇我氏専横の記事への伏線的役割をもつ文飾ではないかと思われるので、蘇我氏の本貫をさきのように解してさしつかえなかろう。そして葛城県の地をいまの北葛城郡新庄町の付近に比定[4]してみると、両地はいまの大和高田市をへだてるのみの、きわめて近接した土地であるから、かって蘇我の地に起った蘇我氏が新庄のあたりにまで勢威をおよぼしえたことは、十分に考えられるところであって、推古紀の記事は蘇我氏の本貫を高市郡にあるとすることを否定するだけの意味をもたないものであることは明らかであろう。

延喜式神名帳の高市郡には「宗我坐宗我都比古神社二座」とあるが、これがいつのころから存したかは明らかでないとしても、その位置よりしても、その名称よりしても、蘇我氏との因縁のあつい古社であることは推定できよう。あるいはこの氏の守護神を奉祀したものかもしれない。新抄格勅符抄[5]の神封部にあげている四千八百七十六戸のうちに、「宗我神三戸大和」なる記載がみえる。これは大同元年（八〇六）の牒によるものであるが、そのかみの



Digitized by Google

第九表

| | 郷戸 | 房戸 | 計 |
|---|---|---|---|
| 神直部 | 3 | 1 | 4 |
| 敢石部 | 16 | 13 | 29 |
| 語部 | 4 | 5 | 9 |
| 神人部 | 4 | 1 | 5 |
| 宗宜部 | 3 | 2 | 5 |
| 麻続部 | 3 | 1 | 4 |
| 爪工部 | 2 | 1 | 3 |
| 和爾神人部 | 2 | | 2 |
| 神麻続部 | 1 | | 1 |
| 三使部 | 1 | 1 | 2 |
| 伊福部 | 1 | | 1 |
| 神人 | 1 | 1 | 2 |
| 物部 | | 1 | 1 |
| 津守部 | | 1 | 1 |
| 和爾神人部 | | 1 | 1 |
| 計 | 41 | 29 | 70 |

宗我都比古神社を推定させるものであり、その封戸はかってのソガ部のなかから選定されたものかもしれない。

河内国では、石川郡は蘇我石河宿禰の名にあらわれているように、蘇我氏とは由縁の深い土地であろう。その地の老須何神社は度会延経の神名帳考証に宗我石川宿禰命を祭神としているように蘇我氏との関係が推定される。[6] 姓氏録には河内国皇別として蘇宜部首をのせ、また蘇何をあげている。なお、摂津国嶋上郡からは石川朝臣年足の墓誌の出土していることも参考になるであろう。[7] 河内国にソガ部の存在したことはこれらによって推定されよう。

山背国では愛宕郡計帳に一例があり、[8] また天孫本紀に蘇宜部首[9]とあるのは、この国のものとも解される。現存史料の示すところは僅少であるが、やはりソガ部の存在は推定しうるであろう。以上の畿内における蘇我部の痕跡は、この雄族の繁栄のあととしてはやや少なきにすぎるようでもあるが、改新政治の当初に打倒された豪族という立場の特異性も考慮する必要があろう。

**2 東海道**　この方面では、なんといっても遠江国浜名郡輸租帳[10]にみえる新居郷の宗宜部赤男ら八名（実は六名）の記載はもっとも具体的なソガ部のありかたを示している。いま新居郷に

Digitized by Google

おけるソガ部のしめる地位を考えてみよう。輸租帳の首部によれば、この新居郷は、郷戸五十、房戸六十、あわせて百十戸よりなるという。そのうち現存の輸租帳の記載は、水旱風虫の害をうけて租税の減免をうける八十四戸のうち、七十戸の被害状況を伝えている。いまそれを部姓別に分けてその戸数を示すと第九表のようである。

これによれば新居郷の人口構成においては、敢石部がもっとも多いが、そのほか直姓のものや、語部・神人部・麻続（麻績）部など、多くの部姓が少数ずつ入りまじっている。そのなかにソガ部のものも存在しているわけであって、こうしたありかたはおそらく現に史料を伝えない他の地方の郷里においても見られる現象であったろう。いまこの輸租帳のソガ部に関する部分を引載すればつぎのようである。

19[11]〇戸主宗宜部赤男田陸段弐伯肆拾歩　参段壱伯弐拾歩　遭風損五分
20〇戸宗宜部古麻呂田陸段弐伯肆拾歩　参段壱伯弐拾歩　遭風損五分
34〇戸主宗宜部爾倍佐田壱町肆段弐伯肆拾歩　伍段参伯壱拾弐歩　遭風損四分
37〇戸主宗宜部子首田壱町　肆段、遭風損四分
46〇戸主宗宜部得背戸敢石部小竹田壱町壱段壱伯弐拾歩　肆段壱伯玖拾弐歩　遭風損四分
55〇戸主宗宜部爾倍佐戸宗宜部乎爾倍田壱町肆段弐伯肆拾歩　肆段壱伯肆拾肆歩　遭風損三分
70〇戸宗宜部得背戸敢石部［　　］参段、遭風損三分

これによって知られるように、この輸租帳に田地のことを記さない戸主宗宜部得背の戸を加えると右の表の宗宜部の郷戸数は四戸になる。ところで新居郷でとくに優勢な戸と目されるのは、神直老の戸であって、その田地は四町一段百二十歩という、きわだって広くを所有しているが、そのほかは二町以上というのは敢石部首の二町二百四



Digitized by Google

十歩だけであり、一町以上は三十六戸を数えることができるから、この郷におけるソガ部の地位はさして有力なものではないことがわかるが、さりとて格別劣っているともいえず、いわば村落において中堅的地位をしめていたとはいえるであろう。このように遠江国では、奈良時代の史料を通じてソガ部の存在を知りえたことによって、さかのぼって大化前代においてこの地方にソガの部民が分布したであろうことを推定するのであるが、栗賀国造の居地であったという佐野郡には後世に曾我庄があり[12]、また相模国足柄郡にも曾我庄があった[13]こともまた参考とするに足るであろう[14]。

つぎに続日本紀宝亀三年七月辛丑には、上総国天羽郡の宗我部虫麻呂が祥瑞と偽って馬を献じて罰せられた記事があり、下総国千葉郡には曾我野邑に蘇賀比咩神社[15]のあったことが神名帳によって知られる。

これら断片的な史料を総合するとき、いわゆる東国に相当数のソガ部の存在したことを推定するに困難ではないので、これらが大化前代において、中央の蘇我氏となんらかの形において連繋をとり、蘇我氏の権力体制の一環としての役割をはたしていたであろうことをも推測してよいのではなかろうか。大和朝廷の軍事的基礎として東国地方（東海・東山をふくむ）における舎人部の役割が明らかにされているが[16]、蘇我氏の部民が東国にあっていかなる役割をはたしたかを考えることも無意味ではなかろう。もちろん、それらの部民の主要な役割は、蘇我氏の権力と直接に関係するようなものではなく、そのほとんどは農民として経済的な面における生産の基盤をなしていたのであろう。ただ、きわめて微細な史料ではあるが、皇極紀三年十一月にみられる、著名なつぎの文章はあるいは当面の問題に若干の示唆をあたえるものではなかろうか。

蘇我大臣蝦夷児入鹿臣雙二起家於甘檮岡一、称二大臣家一曰二上宮門一、入鹿家曰二谷宮門一、谷、此云二波佐麻一、称二男女一曰二王

子、家外作二城柵一、門傍作二兵庫一、毎レ門置二盛レ水舟一、木鉤数十、以備二火災一、恒使下二力人一持レ兵守上レ家、大臣使下二長直一於二大丹穂山一造中枠削寺上、更起二家於畝傍山東一、穿レ池為レ城、起レ庫儲レ箭、恒将二五十兵士一繞レ身出入、名二健人一曰二東方儐従者一、氏氏人等入侍二其門一、名曰二祖子孺者一、漢直等全侍二二門一、

ここにいう「東方儐従者」とは、蘇我氏に従属する軍事力をいうものであろうが、それを東方とよんでいるのは、おそらく東国出身の兵士をもって結成されていたからと解される。もしそうであるならば、その東国とは上にみた諸国か、あるいはそのうちのどれかを指すのではなかろうか。この場合、これら東国にソガ部の痕跡を推察することは決して無意味ではなかろう。すなわち東国のソガ部は単に農耕の部民としてばかりでなく、また軍事力をもって蘇我氏に従っていたと解される余地が見出されるであろう。(17)

3 東山道　美濃国では大宝二年の加毛郡半布里戸籍に五十四戸の戸口を記すうち、県主族比都自の戸口三十の中に「妾蘇宜部小津売年五十正女」があり、(18)そのつぎに記す「児百枝売年卅正女」はその所生と解される。この半布里の戸籍の現存する部分には五十四戸、一千百十九人の名が記されているが、そのうちでソガ部を称するものはわずかに右のものだけであるから、きわめて稀な例である。半布里にはほかに全くないものであったかもしれない。しかし、この例より半布里以外の加毛郡、あるいは加毛郡以外の同国のうちには、ソガ部が存在したことは推定しえないことではない。加毛郡はのちの加茂郡であるが、それほど遠くない方県郡には後に蘇合郷という地名があり、元和のころには曾我部村と書き、近くは曾我屋の名を伝えている。(19)これはあるいは加茂郡におけるソガ部の痕跡と関連して考えてよいものかもしれない。もしそうならば美濃にもソガ部の存在したことが推定される。

信濃国では和名抄に筑麻郡に宇賀郷があり、これを曾我と訓じている。那波道円の刊本に宇賀となっているのは



Digitized by Google

誤りらしく、高山寺本は崇賀に作っている。あるいはこの地方にも蘇我氏の縁故があり、ソガ部が存在したかもしれない。[20]

続日本紀神護景雲三年三月辛巳に陸前国日理郡の外従七位上宗何部池守等三人に姓湯坐日理連を賜与したという記事がある。これは地理的にかなり離れてはいるが、それだけに注意をひくものであり、ことにソガ部の子孫のなかには地方土豪層に成長するほどのものがあったことを示す点で興味深いものがある。

**4北陸道**　まず越前国では、天平十二年の計帳に江沼郡山背郷[21]の戸主江沼臣族乎加非の戸口のうちに、「女宗何部神女、年拾漆、少女」と見え、これはこの計帳にのせる七十四人の人名のうち、ただこの一例のみであるが、この計帳はわずかに乎加非のほか二戸の分を残しているにすぎないから、ほかにもソガ部のものが存在したであろうことを推測することができる。現存の三戸分は、そのほとんどが江沼臣族をなのり、七十四人中のわずか九人が異姓で、二人が江沼臣であって、江沼郡の名そのままであるが、江沼氏が蘇我氏と同じくタケシウチノスクネを祖と[22]すると伝えることから考えても、この江沼郡にソガ部の形跡のあるのは注目すべき現象であろう。[23]つぎに天平神護二年の越前国司解[24]によれば、足羽郡道守村[25]の東大寺領寺田を記すうちに、草原郷の戸主蘇宜部宿奈麿と戸口同年成の名が見え、[26]また同じく坂井郡子見村のところに粟田郷の戸主蘇宜部五百公の名が見えている。[27]

これらの史料から類推すれば、越前国には諸郡にかなりソガ部を称するものが存在したことは否めないところであり、越中国射水郡鹿田村にある東大寺領に接して石川朝臣豊成の地があったということも、[28]奈良時代にいたるまで北陸地方が深い関係をもってきたことを示すものであろう。憶測すれば、その地はかってソガ部の設置されたところであったかもしれない。このほか、加賀国の石川郡地方は蘇我石川氏の一族が多く蔓延し、その地名はそれに

Digitized by Google

由来するともいわれる。[30] また能登国の能登郡にある神名帳の菅忍比咩神社は下総国の蘇賀比咩神社と頬比して考えられる。[32] いずれも後世の伝承によるものであるが、あながち無根の説とはいいきれない。北陸地方の各地にはかって蘇我氏の勢威の及んでいたことがあったのではなかろうか。そして大化前代にさかのぼってソガ部の存在を推定することができるのではなかろうか。

**5 山陰道**　和名抄によると、丹波国にはソガ部の名のつく郷名が三つある。天田郡・多紀郡の宗部郷と桑田郡の宗我部郷とである。一国でこれだけ集中的にソガ部の地名を残しているのはめずらしい。畿内に近いこの地方に蘇我氏の勢威のおよんだ結果であろう。ソガ部の数もまた少なくなかったであろう。ほかに但馬国司解にみえるつぎの記載は地方土豪的なソガ部の一例である。[31]

但馬国司解　申進上奴婢事

合進上奴婢伍人（三人奴　二人婢）価稲肆仟伍伯伍拾束

奴池麻呂　年廿四　　婢左上黒子　価稲玖伯束

右、出石郡少坂郷戸主外従七位下宗賀部乳主之奴、（以下省略）

これは東大寺へ施入された奴婢の文書であるが、このとき、同時に奴婢を進上したものは郷戸主大生直・采女直ら四人であって、そのうち位階を有するのは宗賀部乳主だけであり、かつかれが奴婢所有者であることからしても、地方村落における上層農民ないし有力者であったことは認められる。この地方におけるソガ部の分布を推察させる事実であろう。出石郡は丹波国の天田郡に隣接し、丹波国のソガ部との連関をも考えさせるものがある。ただし、山陰道では畿内よりいえば因幡以遠にはソガ部に関する史料は見当らないようである。



Digitized by Google

6山陽道　智識優婆塞等貢進文というのは、仏教の普及にともない多数の僧尼が必要なので、民間から僧尼としてふさわしいものを貢進するとき用いられた文書であるが、そのなかに山陽道からソガ部のものを貢進した二例がある。(32)

○大宅諸姉誠恐誠惶謹啓
宗我部人足年十九
備前国邑久郡須恵郷戸主宗我部赤羽戸口
読法華経一部
最勝王経一部
右人蒙聖大恩欲成僧、誠恐誠恐、謹啓、
聖大尼公御座下
天平十七年四月十八日

○宗我部小敷　年十九
播磨国多可郡奈何郷戸主宗我部老人戸口

ここにあらわれている優婆塞を出した家は位階はないけれども、少なくとも下層の農民とは考えられない。あたかも奴婢を進上した但馬国の宗賀部乳主のように、地方村落での上層農民であったであろう。(33) また、これらの地方には相当数のソガ部を称するものが存在したであろうことも考えられるし、それはやがてさかのぼって大化前代におけるソガ部の存在したであろうことをも推定させるものである。また延喜八年（九〇八）の周防国玖珂郡玖珂郷戸籍には、戸主葛井秋益の戸口のなかに「宗我部乙丸　捌拾漆歳　耆老」とある一例が見える。(34) これは大化前代を隔てること二世紀半以上の史料であって、ほとんどとるに足りないものともいえようが、参考としてあげておきた

い。この周防国では玖珂郡に隣接する都濃郡に都奴臣があって、これは紀氏の同族としてタケシウチノスクネの後裔と称している。[36]

7南海道　四国地方では、延喜二年（九〇二）の阿波国板野郡田上郷戸籍[36]のなかに、宗我部を称するもの五人の名が見える。まず矢田部橘基の戸のなかに、

死

宗我部佐美、年四十　　寛平九年死

宗我部昨女、年四十四　同年帳

宗我部吉女、年六十六　同年帳

宗我部吉刀自女、年五十四　同年帳

とみえ、またそれにつづく割去の列名のなかに、右の昨女・吉女・吉刀自女と「宗我部吉池、年八十九」とを記載している。

さきの周防国戸籍とも同じように、この延喜の戸籍にあらわれた戸口の記載が信用すべきものでないことはいうまでもない。阿波国戸籍では全口数のわかっている四戸の総計二七二口のうち、男は三五口、女は二三七口で、女は男の六・七倍に当り、年齢別にみても十九歳以下がわずか四人、七十歳以上は七八人を数える。[37]課役負担の義務をのがれるための作為のあとが明らかによみとれるものである。しかし、そこにあらわれている人名は全くの作為であったとも思われないから、この地方にソガ部を称するものが存在したことは認めてよいであろう。ただ、それをどの時代まで遡らせて考えることができるかが問題であるが、少なくとも後世におけるソガ部の痕跡としてはこ



Digitized by Google

の地方での分布を想定させる一史料として無視できないものであろう。

讃岐国では、三代実録仁和元年（八八五）十二月廿三日に鵜足郡の宗我部秀直らの殺された記載があり[38]、また寛弘元年（一〇〇四）の大内郡入野郷戸籍[39]には「宗我部吉女、年肆拾歳、丁女」、「宗我部□女、年拾□歳、小女」、「宗我部綾女、年拾伍歳、少女」という三人の宗我部をなのる女性の名が記されている。これらによって、わずかながらこの国にもソガ部の痕跡をたどることができる。山田郡の蘇甲郷は曾加波と訓じ、のち十河と書きあらわしているが、この地名はソガに通じ、あるいはソガ部の居住した土地であったかもしれない。

土佐国では、和名抄の郷名に香美郡と長岡郡とにそれぞれ宗我郷と宗部郷とがあり、これらはともにこの国におけるソガ部の徴証というべきであろう。後者は曾加倍と訓ずることも伝えている。三代実録貞観十年閏十二月廿一日に「土佐国無位宗我神」に従五位下を授けたことを伝えるが、この社は式外社で香美郡香宗村中野にあるという[40]。中世に顕著な活動を示す長宗我部氏の伝承を別とするとしても、古代におけるソガ部の存在は疑うことはできないであろう。

これらの史料はいずれも九～十世紀ごろのものであって、正倉院文書などにくらべると、当面の問題に対する史料価値は相当に低いとしなくてはならないが、さりとてソガ部の存在を推定するためには全く無効のものとはいえない。むしろかような後世にソガ部を称することには、一般的には、特別な利害関係を伴わなかったと考えるべきであろうから、比較的古い時代からの称呼が伝えられている例も少なくないと思われる。とすれば、四国におけるソガ部の分布はこのままではないとしても、諸国にどれほどか存在していたことは推定してよいであろう。ことに上記の阿波国板野郡と讃岐国大内郡とは相隣接して淡路島に近く、山田・鵜足の両郡も瀬戸内海に面して、ともに

Digitized by Google

畿内との交渉を考定するのは容易である。[41] 大化前代に蘇我氏との関係を考えることも無謀とはいえないであろう。

8西海道　九州にもわずかにソガ部の痕跡をひろうことができる。大宝二年筑前国嶋郡川辺里戸籍によれば、[42] 戸主大神部荒人の戸口のうちに、「妻宗我部牛売、年参拾参歳、丁妻」とあり、これはこの川辺里の現存戸籍において知られる四百三十八人の人名のうち唯一の例であるから、同里においてもごく少数のものであったと思われ、近村または他地方から入ったものと見られるが、それにしても筑前国のうちとみるのが妥当であろう。その点において参考となるのは、高山寺本和名抄に早良郡曾我郷を載せていることである。もしこれを採るとすれば、筑前国にも蘇我氏の勢威のおよんだことがあり、ソガ部の存在したことを推定することができるようである。ここに思いあわされるのは、宣化紀元年五月辛丑の諸国の屯倉の穀を筑紫那津に運ばせたという詔の記載である。もちろんこの記事はかって津田博士が、安閑紀の屯倉設定の記載をうけての全くの作為であるとしたように、[43] 疑いの多いものであり、記事のそのままを史実とすることはできないが、さりとて全く史的背景の考えられないものでもない。

これについての私見はすでに述べたので詳説をはぶくが、[44] 要するにこの記事は日本書紀の編者の歴史の流れに対する一つの見通しのうえに構想された詔勅であろうと考えられ、それには六世紀初めの国際情勢への考慮がはらわれている。従って宣化天皇元年に係け、また詔の形式をとり、あるいは三国や諸郡・郡県など文字の潤色はあるが、しかし当時の大和朝廷が朝鮮半島における情勢の変化に対処しておこなった施策の一端としてありえないことでもないから、かんたんに否定することはできないものであるということである。とすれば、その文中にある「蘇我大臣稲目宿禰、宜下遣三尾張連二運中尾張国屯倉之穀上……修二造官家那津之口一」という部分のごときは、少なくとも蘇我氏が那津の口官家の経営に参画したという伝承であって、それは筑紫地方における蘇我氏の活動を考えると



Digitized by Google

き没却できないこととなる。詔のなかにはつぎのような文辞がみえる。

又其筑紫肥豊三国屯倉、散在三県隔一、運輸遙阻、儻如須要、難三以備一レ卒、亦宜下課三諸郡一分移、聚三建那津之口一、以備三非常一、永為二民命一、早下三郡県一令レ知三朕心一、

この部分にも見える潤色的な辞句を除きさえすれば、あとに残るのは後世の筑紫大宰府の管治形態を想像させる対外的防衛体制であろう。こうした朝鮮との交渉のうえにも、九州における蘇我氏の活動にはなんらかの根拠地があったと考えてよいのではなかろうか。早良郡[45]の地は博多湾に臨んで、大宰府にさして遠くなく、また志摩（嶋）郡へは怡土郡を隔てるのみである。こうした地理的条件からも如上の推考はさらに強められると思われる。なお肥後国玉名郡には宗部郷のあることを和名抄に記している。その地は筑後国山門郡に隣接し、筑前国からみてさして遠隔でもないところである。

## 三　蘇我氏とソガ部

以上の考察によって、現存の史料を通じて知りうるソガ部の分布の概略は把捉することができた。史料解釈の過程においてあまりに肯定的に採用した傾向があったかと思うが、稀少な史料であるだけに全く採りえないものとの断定がなされないかぎりは活用すべきであろうと考えたからである。そして、これによってソガ部の地域的分布の特色はおよそつぎのように考えてよいであろう。

まず、蘇我氏の本居である畿内を中心として、東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海の諸道にわたって分

Digitized by Google

布し、この点よりいえばほとんど全国的とさえいえるが、陸前の唯一の例を除けば東北地方にはなく、東北地方に近接する関東・北陸地方にもない。また西部では山陰道の因幡以遠になく、西海道では九州の中部以南にはない。もちろん、これには先述のように史料残存の偶然性を考慮すべきであるから、確実な結論は望めないが、概観して畿内に比較的近接しているか、または交通上でも比較的容易な先進的地域に多く分布していたらしいことは推定しうるのではなかろうか。いま、かりにこれをまとめてみると、畿内から(一)美濃をへて遠江・上総・下総という、いわば東国への線と、(二)越前方面へ進む北陸への線、(三)丹波をへて但馬へ進む山陰への線、(四)播磨・備前より周防をへて筑前・肥後への線、および(五)四国の阿波・讃岐・土佐への線、という五つの放射線状の伸展経路を想定できないわけではない。もとよりこのような単純な経路によって蘇我氏の勢威が地方に及んだとは速断できないであろうが、少なくとも中央の蘇我氏とのあいだに一つの親縁関係を結んだ地方勢力が、これらの各地方に存在し、多数の部民が蘇我氏に従属してその政権の経済的基盤をなしていた時代のあったことは考定してよいであろう。

ところで、これら諸地方のソガ部が中央の蘇我氏とどのような関係をもつ部民であったかをつぎに考察してみよう。第一に問題となるのは、かようにほとんど全国的に散在し、遠隔の地にあるソガ部が中央の蘇我氏とはたして血縁的関係があるかということである。しかしこれについてはすでに津田博士の部民の研究以来明らかにされているように[46]、大化前代よりすでに血縁よりも地縁が各戸をむすぶ原理となっており、血縁関係もなく同族でもないが、領主に従属して貢納につとめる人民の集団が部民であった。そして豪族の所有する部民としては、その豪族の名を負う部民が代表的なものであろうが、豪族の名を負うているということはかれらが領主に所有されているということの現われと解することができる[47]。つまりソガ部という名によって連想される同族的擬制ともみられる所有者



Digitized by Google

と被所有者との関係によって、蘇我氏は諸地方の所有民を統率したわけで、これは他の氏族の場合と同様に考えてよい。[48] とくにソガ部の分布が広汎な地域にわたっていることは、この考えを強化させる事実であり、またこの考えをとらなければ解釈できないことでもあろう。

この場合、部民の管掌者はそれぞれの地方に存在したにちがいないが、それがはたして蘇我氏と全く同族関係のないものばかりであったかといえば、それははっきりした史料の徴証がなく確言はできない。わずかに姓氏録の河内皇別にみえる蘇宜部首がそれらしいものである。ところがこの蘇宜部首については、「仲哀天皇皇子誉屋別命之後也、日本紀漏、」と記され、少なくとも姓氏録に載せるその氏の伝承は蘇我氏とは系譜的関係のない家であることを示している。この蘇宜部首をソガ部の管掌者と考えた場合、河内国といえば地理的には大和の蘇我氏とは近接しており、部民の管掌者としてその同族のものが当っていてもよさそうに思えるのにそうでないところによると、やはり同族関係のない管掌者が多かったことと考えられる。[49] 蘇宜部首の場合は首姓をなのり、またその氏族伝承でも明らかに蘇我氏とは別系統のものであることを主張しているわけで、こうした管掌者はソガ部を統率していることによって蘇我氏に従ってはいるが、同族系譜に組み入れられていないところからすれば、中央の蘇我氏とは特に親密な関係をもつということもなかったと考えられる。諸地方にもこうした部民の管掌者は存在したであろう。そしてかような氏はおそらくそれぞれ地方の土豪であって、なんらかの事情によって蘇我氏の所領となった地方の領主であったものが多いであろう。

第二に、これら部民の社会的地位の問題がある。これはもちろん他の多くの氏族の部民の実態が明らかにされなければ解明できないことであって、ごく部分的な視点から考えられるにすぎないことである。また同じソガ部で

Digitized by Google

も、地方により、また同一の地方でも階層的に、多様なありかたを示したことが考えられる。上にみたわずかな例からいえば、陸前や但馬には奈良時代に外従七位をあたえられていたものがあり、播磨や備前には優婆塞を貢進したものがある。これらから推定すれば、ソガ部のなかには但馬の例のように奴婢を所有するという家父長的性格をもつ部民が存在したことが考えられる。それらのなかでも有力なものが部民の管掌者になっているともいえるであろう。しかし、そういう部民はやはり少数で、多くは直接に管掌者に隷従するという形をとったものと思われる。上の例からも奴婢などを所有したとみられるものは多くはないからである。また残存史料による限り、他の部民とくらべて有力者の数も決して多くないと考えるべきであろう。(50)

第三に、中央の蘇我氏との政治的な従属関係のありかたが問題である。すなわち部民の負担の形態はどのようであったかといえば、主として農作物を貢納することによって従属の義務をはたしたものと思われる。もっとも中央の勢力が大きくなると、地方の土豪は中央との関係をつよめることによって、自己の地位を向上させようとするであろうし、また逆に中央からの拘束力もつよめられるであろうから、なかには軍事力をも荷担するものがあらわれ、上にみたように、このような軍事力の要請は朝廷の伝統的な軍事力の基盤とされる東国方面からも出されたことと推定される。蘇我氏の軍事力が帰化氏族たる倭漢氏によって構成されていたことはよく知られているが(51)、あながちそれのみに限られるべきものでもないであろう。

なお、貢納の事務については朝廷における財政の中枢的地位にあった蘇我氏としては、大蔵・内蔵などの財政官司でふるう手腕をそのまま自家の経営に向けうるわけである。古くから自然に慣習化されてきた方法のほかに、秦造・漢直をはじめ倉臣・倉連・倉首らの活動によって推進された朝廷の行政形態の変革は、蘇我氏自身の部民統制



Digitized by Google

のうえにもまた影響したにちがいない。直木孝次郎博士は六世紀後半における倉人の制の発達に際して、これを領導したものは蘇我氏であろうとし[52]、史などの成立をもこのころであろうとされるが、このような、いわゆる官司制への傾向を推進したと考えられる蘇我氏の部民支配には、古くからの他の氏族の部民統制とはちがった特色があったと思われる。ところでソガ部のなかでは専門工人の職業的な集団としての手工業部民は存在しなかったかということも問題であるが、これに関する徴証はない。しかし後世には石工や経師を出していることなどからすれば[53]、そうした部民の存在したことが想定できないわけではない。しかし存在したとしてもその数はごく少ないものであろう。むしろこのような手工業部面の需要は帰化氏族の荷担するところが少なくなかったものと考えられる。それはたとえば飛鳥寺の造営にあたって、その工事に参加したものが、忍海首・浅妻首・鞍部首・山西首らであり、これを監督したのが倭漢直とみられることからもある程度は推定される[54]。

第四に蘇我氏はいつごろから、どのような事情によって、ソガ部を領有するにいたったかという問題がある。これらについても具体的な史料を欠くので推論をすすめなければならないが、他の有力な中央氏族の例をみると、応神・仁徳朝から履中朝ごろにかけて活動したと思われる葛城氏[55]には部民に関する史料は少ない。もちろんこれも史料残存の偏倚性を考慮すべきであろう。しかし雄略朝ごろから顕著な活動をみせる大伴氏の部民が、「大連等民部広大充二盈於国一」[56]といわれたことを裏書きするように、かなり多くの史料によって部民の存在をあとづけうることからすれば、必ずしもそうばかりともいえないようである。事実、葛城氏は大伴氏ほどには部民を領有しなかったのではなかろうか。つぎに欽明朝ごろまでに勢力を強めてきた物部氏はきわめて多くの部民を従えていたようである[57]。これらのことからすれば、中央有力氏族の部民分布の最盛期は五世紀中葉以降であろう。

Digitized by Google

それよりややおくれて活動する蘇我氏の部民支配は、概観的にいえば、大伴氏や物部氏ほどには強大なものではなかったと思われ、少なくとも部民制の最盛期をやや降るころという年代比定ができるのではなかろうか。そして蘇我氏がはじめて天皇氏と姻戚関係をむすび、その系譜のなかに登場する欽明朝は、たしかにこの氏の勢威を確実なものとした時期であって、部民の所有はおそらくそれ以前からおこなわれていたとみるべきであろうから、継体朝ののち安閑・宣化朝のころが一つの躍進の段階にさしかかっていたといえよう。日本書紀の執政の記載を検討しても[58]履中紀二年十月の条を除けば、宣化紀元年二月壬申の稲目が大臣となったという記載が、この氏の執政の記述のはじめである。そしてこの時期は天皇氏にあっても屯倉の全国的な設置がすすめられたのであり、その屯倉の設置には蘇我氏が参画するところも少なくなかった[59]。

ソガ部の設置はこの屯倉の設置の時期とほとんど並行しているのではなかろうか。もっとも、屯倉の設置はたしかに有力氏族の部民所有の強盛を牽制しようとするものであろうから、蘇我氏の部民も幾分かは古いものもあったかもしれない。しかし少なくとも大伴氏や物部氏よりは後のものが多かったであろうし、そうなれば天皇氏の屯倉設置の時期と相当に重なってくることであろう。もしこのように解してよければ、屯倉経営に参画している蘇我氏の立場はかなり微妙であったことになる。つまり蘇我氏は一方では自氏の勢力拡張を考え、他方では天皇氏の政権維持に協力していたことになるからである。

しかしこのようないわば二重の意向は大臣や大連として執政の地位にあるものとしては、たいていは直面する事態であったともいえよう。また必ずしも自氏の勢力拡張をはかるのではなくても、朝廷における功績がみとめられれば天皇氏より領地を賜与されることもあろうし、地方豪族よりの委付ということもあろう。また蘇我氏みずから



Digitized by Google

開発にあたる場合もあったと考えられる。[60] ソガ部設置の時期とその事情はおそらくこのように考えて大過ないのではあるまいか。

## 四　ソガ部の役割

上来の考察より、おわりに蘇我氏の権力体制のなかにおいてソガ部のはたした役割について一言しておきたいと思う。

大化改新にあたって、蘇我氏が天皇権力に対立するものとして現われながら、中大兄皇子や中臣鎌足らが入鹿を殺しただけで、蝦夷は自邸に火を放って焼亡した。そのあいだに蘇我氏のために戦おうとした倭漢氏らも中大兄から遣わされた巨勢臣徳陀の説得によって戦わないで四散し、蘇我氏の同族が抵抗した形跡は全くみえない。のみならず、同族の蘇我倉山田石川麻呂はただちに新政権の右大臣に任じられて指導的役割をはたしている。系譜的同族というべき巨勢臣なども全く蘇我氏には同調していない。[61] 同族氏族においてすでにかように本宗たる蘇我氏から離反しているのであるから、ましてその配下の部民が独自の連繋をもって行動するということのあろうはずがない。ただにこの記事にかぎらず、記紀にはソガ部の名が全くあらわれないこともその蘇我氏との関係が稀薄であることを推察させるものであろう。したがってその権力体制のなかにおいてしめる役割も積極的には評価できないであろう。上述のように蘇我氏と地方の部民の管掌者とのあいだには同族関係も結ばれていないものが多いようであり、これは蘇我氏がこうした地方の配下民や在地土豪勢力などとの緊密な連繋をはかろうとはしなかったことを示

Digitized by Google

すものであろう。

地方勢力との強固な連繋とその支持なくして権勢をふるった蘇我氏は、要するに中央の官司制内部における統率権をもった存在であり、この官司制機構を通じて同族ないし側近勢力との結託をもって政権の奪取を企図したものであろう。しかしそのような蘇我氏の計画は十分な客観的条件の成熟しないものであり、多分に蘇我蝦夷・入鹿父子の主観的な行動だけによって促進された傾向があったようであり、その時機の熟しないうちに、かえって天皇氏を中心とする反蘇我勢力の反撃をうけたというべきであろう。このように蘇我氏の権力体制の弱点が地方在地勢力に結びつかない、根なし草のような性格にあるということは、実は蘇我氏自身にも多少とも気がかりなことであったろう。その家を城とし兵士をめぐらして、あたかも朝廷における舎人に擬するかのように、東国出身とおぼしき健人(ちからびと)をおき、諸氏族の人人をその門に侍らしめたというのも、そのような配慮によるものかと思われる。

したがって、端的にいえばソガ部との結合のよわさ、あるいはソガ部統率の未熟さ、ないし総じて部民統御策への低い関心が蘇我氏の権力体制の一つの大きな欠陥であったともいえよう。蘇我氏にとっては諸地方の部民はただ貢納物の生産者として意識された従属民にすぎなかったといっても過言ではなかろう。しかしながら、これはいわゆる官司制機構のなかにしめた蘇我氏の役割からいえばやむをえないこととともいえよう。すでに蘇我氏にさきだって物部氏の滅亡に際しても、その八十氏人や部民のはたした役割はそれほど強固なものではなかったらしいことが指摘されている[62]。これらは部民制のもつ矛盾とも弱点ともいえるものではなかろうか。それなればこそ、改新政権は思いきりよく部民制を打破したのであり、天皇氏の権力が国家権力として再編成せられ、一君万民の体制[63]のもとに公民制を建前とする新政治が展開されることとなったということができるであろう。



Digitized by Google

注(1)　このうち帰化氏族については近くはつぎの研究がある。関晃、倭漢氏の研究、(史学雑誌、六二の九、昭和二八年)、同、帰化人(昭和三一年)、平野邦雄、秦氏の研究、(史学雑誌、七〇の三・四、昭和三六年)など。同族氏族との関係については本書第一部を参照されたい。

(2)　井上光貞、大化改新、昭和二九年。直木孝次郎、日本古代国家の構造、八〇―八四・二一二―二一五頁、昭和三三年。関晃、大化改新、岩波講座日本歴史、二、昭和三七年などがある。

(3)　皇極紀元年是歳によれば、蝦夷は真城の高宮に祖廟を立てたというが、これは真城地方での蘇我氏の勢威を示している。

(4)　直田伊人、あがた考、歴史地理、八〇の二、昭和一七年。

(5)　新訂増補国史大系本、四頁。

(6)　神祇全書、一、一三二頁、なお三代実録、元慶元年十二月二十七日に、「石川朝臣木村……言、始祖大臣武内宿禰男宗我石川、生於河内国石川別業、故以二石川一為レ名、賜二宗我大家一為レ居、……」とあるのは、後世の石川氏の伝承として注意すべきである。

(7)　竹内理三編、寧楽遺文、九七六―九七八頁、昭和一九年。

(8)　寧楽遺文、一七三頁。

(9)　新訂増補国史大系本、五五頁。

(10)　寧楽遺文、二八三―二八七頁。

(11)　以下の七行に付した算用数字は、新居郷の記載分の順序を示す。

(12)　栗田　寛、国造本紀考、五三頁、明治一八年。吉田東伍、大日本地名辞書、三、二五二―二五三頁、明治三六年。

(13)　吉田東伍、大日本地名辞書、四、二六七五頁、明治三六年。

(14)　駿河国では、益頭郡の西刀の鳥羽陵を蘇我稲目の墓とする伝説などがあるが、(日本惣国風土記、五三、新校群書類従本二一、七〇四頁)、採るべき伝承はないようである。

(15)　この社名は大和国高市郡の宗我坐宗我都比古神社と対比できようが、度会延経や伴信友は能登国能登郡の曽忍比咩神社との類縁を考定している。神名帳考証、神祇全書、巻一、二四三頁、神名帳考証、伴信友全集、巻一、二八二頁。

Digitized by Google

(16) 井上光貞、日本古代史の諸問題、一八二頁、昭和二四年。大化前代の大和朝廷の軍事的基礎の重要な部分をしめる舎人部は、主として東国地方の国造の子弟よりなる。したがって、国造には国造であるとともに天皇氏の私有民の伴造という性格も考えられるわけである。

(17) もっとも、これを大臣である蘇我氏に対して朝廷より給された随身の兵とも、または朝廷の舎人部などをほしいままに蘇我氏が私邸に引具したものとも解釈しうるであろう。しかし日本書紀の文をそのままによんでみると、むしろ本来の私兵をこのように称呼したと解すべきではあるまいか。北山茂夫氏も東方儀従者の出身地は東国と考えないわけにはいかないとし、舎人に類するものと解されている（大化の改新、四五―四六頁、昭和三六年）。

(18) 寧楽遺文、六七頁。

(19) 吉田東伍、大日本地名辞書、三、二一八七頁、明治三五年。

(20) なお、多武峰略記（新校群書類従本一九、一四一頁）には蘇我郷と称している。

(21) 寧楽遺文、一九三頁。なお江沼郡は加賀郡とともに弘仁十四年（八二三）加賀国となった。

(22) 古事記、孝元段。

(23) 岸俊男氏は、古事記、孝昭段のワニ氏同祖系譜とワニ部分布の関係を論じて多紀臣・羽栗臣・知多臣・阿那臣・大坂臣の場合は、ワニ氏私有部民たるワニ部の地方管掌者の地位の向上につれて、中央のワニ氏との結合の強さを同祖という形で表現し、その居住の地名を称するようになったのではないかという推論を提示されたが、（ワニ氏に関する基礎的考察、大阪歴史学会編、律令国家の基礎構造、所収、昭和三五年、のち、日本古代政治史研究、六五頁、昭和四一年）これは江沼臣とソガ部との関係を考えるうえにも有益であろう。

(24) 寧楽遺文、六六七頁。

(25) なお、足羽郡の大領は正六位上生江臣東人であり、そのほかにも生江臣をなのるものが少なくないが（たとえば寧楽遺文、二三九―二四〇・六八八・七一八―七二〇頁など）、この生江臣もタケシウチノスクネ後裔氏族と称している（古事記孝元段）。

(26) これは年成が道守村の墾田三段百二十歩を東大寺田と相替したことを記す。

(27) 寧楽遺文、六七八頁、これは子見村西六条にある口分田二段八十八歩を東大寺と相替したことを記す。



Digitized by Google

(28) 寧楽遺文、七二七頁。
(29) 太田　亮、姓氏家系大辞典、三二一頁、昭和九年。
(30) 度会延経、神名帳考証、神祇全書一、三一七頁、伴信友、神名帳考証、伴信友全集、一、四〇八頁。
(31) 寧楽遺文、七五一頁。
(32) 寧楽遺文、五一八・五二一頁。
(33) 直木孝次郎、日本古代国家の構造、一一四頁、昭和三三年。
(34) 大日本史料、一の三、一〇〇五頁。
(35) 古事記、孝元段。
(36) 大日本史料、一の三、一五三―一五四・一五六頁。
(37) 川上多助、日本古代社会史の研究、一九四頁、昭和二二年。
(38) 「(上略)又備前国上道郡人白丁山吉直、同郡人白丁秦春貞闘ニ殺讃岐国鵜足郡人宗我部秀直、同郡人建部秋雄等一、正五位下行権守源朝臣加断レ罪、以ニ吉直一為レ首、処ニ絞刑一、春貞為レ従、合ニ徒三年一、(下略)」。
(39) 竹内理三編、平安遺文、二の五六九・五七二頁、なお、この戸籍には「宗岡有女、年拾五歳、小女」(五六五頁)なる記載があり、ムネオカは宗岳に通ずる。
(40) 吉田東伍、大日本地名辞書、二、一三三七頁、明治三四年。
(41) 日本霊異記、巻中の第二五には、山田郡と鵤垂(足)郡との両地におなじく布敷臣衣女となのる同姓同名の人物が居て、閻羅王のもとに行き身を焼失した後者が前者の家に生きかえって、四人の父母と二家の宝を得たという説話を載せているが、これは両地の交渉を示すものと解されよう。
(42) 寧楽遺文、八九頁。
(43) 津田左右吉、日本古典の研究、下、八一―八二頁、昭和二五年。
(44) 本書第二部第四章。A・D・五三二年に南加羅の金官国が新羅に滅ぼされたことは、直接日本の安危にかかわることとして重視され、それに対して大和朝廷が北九州方面の防衛につよい関心をむけたことは否めないであろう。
(45) この地は古事記孝元段にみえるように、タケシウチノスクネの後裔と称する佐和良臣の居住地であるので早良の名がお

Digitized by Google

こったとする説がある。（吉田東伍、大日本地名辞書、二、一五〇八頁）佐和良臣については、ほかに摂津国嶋下郡・美作国大庭郡などがその居地に比定されている。

(46) 津田左右吉、日本古典の研究、下、五四二―五四九頁。同、日本上代史の研究、二―四・二〇―二一・八九―九二・一四六―一四九頁、昭和二二年。

(47) 井上光貞、日本古代史の諸問題、七〇・八一・二〇一―二〇二頁。

(48) この同族的擬制ともみられる面のあることについては別の機会に論究したい。

(49) これは姓氏録の記載を、さかのぼって大化前代以来の伝承と仮定してのうえのことであることはいうまでもない。なお天孫本紀に、天火明命（饒速日命）の九世の孫弟彦命の弟に玉勝山代根古命があり、山代水主雀部連・軽部連・蘇宜部首等の祖とされているが、もしこの蘇宜部首をソガ部の管掌者と解するならば、これも蘇我氏とは同族関係はないことになる。その居地は山城国とも解される。つぎに姓氏録、河内皇別の蘇何は「孝元天皇皇子彦太忍信命之後也、」とし、これは蘇我氏との同族関係を称したものと解される余地がある。

(50) 奈良時代の郡司のなかには、姓を有しないで部をなのっているものがある。これは大化前代の部民の後身と思われ、直木孝次郎氏は四十例を検出されているが（日本古代国家の構造、一〇五―一〇七頁）、そのなかにソガ部は見出されない。

(51) 崇峻紀五年十一月乙巳、皇極紀三年十一月、同紀四年六月戊申。

(52) 直木孝次郎、日本古代国家の構造、二一二頁。

(53) 大日本古文書一六・三一五頁、同一七、二一八・二四七頁。竹内理三・山田英雄・平野邦雄、日本古代人名辞典、四、九八八―九八九頁、昭和三八年。

(54) 元興寺伽藍縁起并流記資財帳、寧楽遺文、三八八―三八九頁、本書第二部第五章参照。

(55) 井上光貞、帝紀からみた葛城氏、古事記大成、歴史考古篇、昭和三一年、のち、日本古代国家の研究、所収。

(56) 雄略紀、二十三年八月丙子。

(57) 物部の場合は、その氏の名と部の名とが同一であるから見分けにくいこともあるが、古文献に伝えるところはきわめて多い。



Digitized by Google

(58) 本書第二部第二章および第三部第六章。

(59) 大化前代の屯倉の分布は、畿内（一八）・東海道（二六）・東山道（一一）・北陸道（四）・山陰道（六）・山陽道（一八）・西海道（一六）・南海道（九）・その他（一）と推定される。これは太田亮博士の「諸国に散在する屯倉及其管理者」（日本上代に於ける社会組織の研究、八七七―八八六頁、昭和四年）をもととして算定したが、これによって知りうる概数をソガ部の分布と対比すると、中央権力の地方伸展の大要が想定できよう。

(60) 応神紀七年九月にタケシウチノスクネに命じて諸の韓人等をひきいて池を作らしめたといい、また欽明紀十七年十月に蘇我稲目を遣わして倭国高市郡に屯倉をおいたとき、韓人・高麗人を田部としたという。前者は後者のような史実を反映する説話かと思われ、またこれらは朝廷の開墾事業をいうもののようであるが、もちろん蘇我氏自身によっても推進されたであろう。

(61) 皇極紀二年十一月丙子、入鹿の命をうけて斑鳩宮を焼き、山背大兄王等を滅したのは巨勢臣徳太である。それがわずか一年有余にして全く天皇氏の側に立ち、大化五年四月甲午には大紫を授けられ左大臣となっている。

(62) 藤間生大、日本古代国家、一五九・二〇三―二〇五頁、昭和二一年。

(63) 一君万民の体制はまた天皇の神格の強調ともつらなる。孝徳紀にはこれを示す記載がすこぶる多い。たとえば即位前六月乙卯にも「天皇、皇祖母尊、皇太子、於二大槻樹之下一、召二集群臣一盟曰、告二天神地祇一日、天覆地載、帝道唯一、而末代澆薄、君臣失レ序、皇天仮二手於我一、誅二殄暴逆一、今共瀝二心血一、而自レ今以後、君無二二政一、臣無レ貳レ朝、若貳二此盟一、天災地妖、鬼賊人伐、皎如二日月一也、」とある。

Digitized by Google

# 第三章　山田寺と蘇我氏

## 一　蘇我氏の分支

日本書紀によれば、皇極天皇四年六月、蘇我臣蝦夷・入鹿父子が誅され、孝徳天皇が即位すると、中大兄皇子を皇太子とし、左大臣に阿倍臣内麻呂、右大臣に蘇我倉山田石川麻呂、また内臣に中臣連鎌子（鎌足）がそれぞれ任命された、という。

このように、おなじ蘇我氏であっても、蝦夷・入鹿系のほかの家が政界にかなり有力な地位をしめ、しかも顕著に政治的見解を異にして行動したということは、いわゆる氏の政治的結合の形態を考えるうえにも興味深い事実であろう。すなわち、大化前代に強盛を誇った蘇我氏において、単純に考えられるような、氏上の統率という支配体制は完全な形でおこなわれていたわけではなかったことになる。しかも、かような現象は蘇我氏においては、すでに境部臣摩理勢の事績に見られたところでもある。推古天皇の死後、蘇我蝦夷が田村皇子（舒明天皇）を擁立しようとしたとき、摩理勢は聖徳太子の遺子山背大兄王を立てて譲らず、ついに蝦夷の圧迫をうけて父子ともに絞死するにいたったというのがそれである。また後の石川麻呂と日向との関係もこれに類する事実といえよう。一見、強



Digitized by Google

固な結合体であるかにみられ、またそうでもあった氏も、時にはその内部に、きびしい対立と反目をはらむ場合があったのであって、大化前後の蘇我氏の歴史は、そうした意味からも特色ある様相を呈しているもののひとつであろう。

ところで、この大化の新政に新たに任じられた左右の両大臣は、いずれもその女を孝徳天皇の妃としている。孝徳紀大化元年七月戊辰によれば、「立二息長足日広額（舒明）天皇女間人皇女一為二皇后一、立二二妃一、元妃阿倍倉梯麻呂大臣女曰二小足媛一、生二有間皇子一、次妃蘇我山田石川麻呂女曰二乳娘一」とある。すなわち、孝徳天皇の新政権は皇太子中大兄を中心とし、阿倍・蘇我両雄族との婚姻による政治的結合として成立したわけであり、これに配するに中臣鎌足の識見をもってしたということができる。次下には、かくして成立した大化の新政権において、蘇我倉山田石川麻呂のはたした役割を中心として、蘇我氏の動向をあとづけてみたいと思う。

## 二　蘇我倉山田石川麻呂

大化元年七月戊寅、孝徳天皇は両大臣に「当下遵二上古聖王之跡一而治中天下上、復当有レ信可レ治二天下一」と詔し、翌己卯には、「可下歴問中大夫与二百伴造等一、以レ悦使レ民之路上」と詔した。これに対して、その翌日庚辰、石川麻呂は天皇に「先以祭二鎮神祇一、然後応レ議二政事一」と奏し、この日、倭漢直比羅夫を尾張国に、忌部首子麻呂を美濃国に遣わして神に供える幣を課したという。

これらの書紀の所伝は、改新政治の冒頭にあたり、新政治の根底に神祇崇敬の精神のあったことを示している

が、このことはすでに六月乙卯の大槻樹下の誓盟にあらわれているところでもある。[1] ただ執政の地位にあるもののなかで、とくに石川麻呂が神祇を祭るべきことを奏している点は注意すべきであって、前日の詔が両大臣に対してのものであったことからすれば、ここでも両大臣が奏請してもよいと考えられるにもかかわらず、とくに石川麻呂だけがこの奏請をしている。左大臣の阿倍内麻呂を措いて、右大臣の石川麻呂だけがこの奏請をしたとしているのには、これらの記載が史実を正確に伝えたものであるかどうかを検討しようとする立場からも、やはり問題とすることが必要である。これは後の論述とも関連するが、書紀の編者の立場は、若干蘇我氏中心の叙述形態をとっている傾向がみとめられるから、石川麻呂のみの奏請を記すこの記載も、その背後は石川麻呂の立場を擁護しようとする意図が働いているとみることができる。また書紀の編者には、蘇我氏が仏教に親密な関係をもつとともに、神祇に対して関心をもっていたという性格づけをしていると考えられる点がある。このことについての私見はすでに述べたところであるが、[2] いま石川麻呂の場合も、もしこの記事の性格をも右のように考定するならば、そこには後述の山田寺の造立などにみられる、石川麻呂の崇仏とともに、かれの神祇崇敬を特筆しようとする意図を推知することができるであろう。

庚辰の祭鎮神祇の記事は、かような観点からすれば、やや抽象的なきらいがあり、尾張・美濃両国へ供神の幣を課したというのも、後世のいわゆる大嘗祭に悠紀・主基として国郡を卜定する風習を念頭において記述されたものであろう。尾張・美濃両国を相並べて記す例が、これ以前になく、天武・持統紀にあらわれる[3]ということも、これらの記載が書紀撰進の時期に近い頃の実例を、大化のころまで溯って記したものではないかという疑義をつよくさせるものであろう。もちろん、これは大化の頃にはじまる慣習が後世に踏襲されたとすることをも、全面的に否定



Digitized by Google

することにはならないかもしれない。しかし、祭鎮神祇の奏請は天皇氏に対する忠誠の表徴ともなるものであって、孝徳紀の後段に集中的に表現される石川麻呂の忠誠譚との関連からすれば、明らかにそれへの伏線であり、この奏請が石川麻呂一人によって発議されたとするところには、多分にかれ個人の事績を顕彰する意図が秘められていることをも認めざるをえないであろう。

孝徳紀の記載はこのあと八月庚子の東国等の国司への詔を記し、ついで同癸卯には大寺の僧尼への詔を記している。

遣下二使於大寺一喚中聚僧尼上而詔曰、於二磯城嶋宮一御宇天皇（欽明）十三年中、百済明王奉レ伝二仏法於我大倭一、是時、群臣倶不レ欲レ伝、而蘇我稲目宿禰独信二其法一、天皇乃詔二稲目宿禰一使レ奉二其法一、於二訳語田宮一御宇天皇（敏達）之世、蘇我馬子宿禰追遵二考父之風一、猶重二能仁之教一、而余臣不レ信、此典幾亡、天皇詔二馬子宿禰一而使レ奉二其法一、於二小墾田宮一御宇天皇（推古）之世、馬子宿禰奉二為天皇一造二丈六繡像、丈六銅像一、顕二揚仏教一恭二敬僧尼一、朕更復思下崇二正教一光中啓大猷上（下略）

この詔は、新政の初年に出たとされることからしても、また仏教の顕揚にはたした蘇我氏の功績を特筆していることからしても、右大臣の地位にある石川麻呂を全く意識しないで書かれたものとは思われない。むしろ蘇我の同族である石川麻呂の存在を大いに意識して書かれたものと解されるであろう。しかも「朕更復思下崇二正教一光中啓大猷上」と述べて、天皇みずから蘇我氏の仏教顕揚の先蹤を継承するという意志を表明している点が注意される。これは一には蘇我氏の造立にかかる飛鳥寺（法興寺）の経営を天皇氏がうけついだという歴史的事情[4]も背景をなしているにちがいないが、さらにこれを石川麻呂の存在と関連づけて考えるとき、蝦夷・入鹿なきあとの蘇我氏の主導権

が石川麻呂の掌中にあること、またかれは新政権の右大臣として忠誠をつくしていることによって、昔日の稲目・馬子の功績の顕彰が、そのまま当代の石川麻呂を主とする蘇我氏一族の社会的地位を顕彰するという意味をもつこととなる。いいかえれば、この詔は蘇我氏にとっては、その権勢の強力な支証となりうるものである。この詔において、聖徳太子の仏教興隆の事績にふれていないのも、そうした観点から注意されよう。すなわち、この詔では蘇我氏の仏教興隆につくした歴史的役割を述べることを主眼としたために、蝦夷・入鹿が上宮王家と対立して、ついに王家を滅亡せしめたことなどから、敢えて太子の事績にはふれなかったのではあるまいか。後掲の蘇我氏略系図からも知られるように、石川麻呂は倉麻呂の子であって、稲目・馬子から継承しており、蝦夷・入鹿とは別系統となっている。しかも舒明紀即位前によれば倉麻呂は推古天皇の死後、皇位継承に関して兄の蝦夷が群臣の意見を徴した時にも、「臣也当時不レ得二便言一、更思之後啓、」といい、かんたんに蝦夷の意に従ってはいないことからしても、おなじ蘇我氏とはいえ、はやくからかなり独自な立場をとっていたことが察せられよう。石川麻呂からいえば、蝦夷・入鹿は同族ではあっても自家の直系ではない。しかし、稲目・馬子は直系の祖先である。当時の仏教は単に一の宗教として受容されたのではなく、大陸文化の主要因子として、文化の体系の一中心としてであった。[5] したがって仏教顕揚にはたした稲目・馬子の功業は、大陸風の新しい政治・文化の体制を樹立しようとした大化の時代に大いに顕彰されるべきであった。かように解する時、この詔のもつ意義は大きいといえよう。[6]

石川麻呂のことは、大化二年二月戊申の諫奏の必要を論ずる詔を「蘇我右大臣」に発布させたことがみえ、また同三年十月甲子「天皇幸二有間温湯一、左右大臣、群卿大夫従焉、」とか、同四年四月辛亥「罷二古冠一、左右大臣猶著二古冠一、」とかと、いずれも「右大臣」としての事績を記しているくらいで、顕著とはいえない。



Digitized by Google

蘇我氏略系図

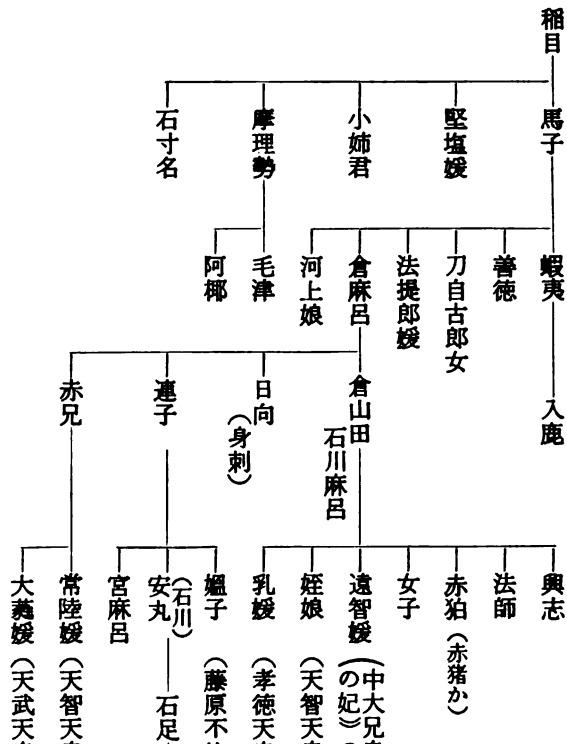


しかるに、大化五年三月、左大臣阿倍内麻呂の死後、同月戊辰からの一連の記載があらわれてくる。すなわち己巳・庚午・甲戌・是月の五条にわたるものであるが、これらは一貫して石川麻呂の事績をつたえているものである。その記載の内容は、およそつぎのようである。

(一)　戊辰、倉山田大臣（石川麻呂）は、その異母弟の蘇我臣日向（字は身刺）によって、皇太子中大兄に害心をい

Digitized by Google

だいていると誣いられ、中大兄はこれを信じたので、かれは天皇の軍の包囲をうけた。やむなくかれはその子の法師・赤狛とともに難波京から茅渟の道をへて倭国へゆき、長子の興志にむかえられて山田寺へ入った。興志は天皇の軍を迎え拒ごうとしたが大臣は許さなかった。

(二) 己巳、大臣は山田寺の衆僧と興志等数十人に君臣の分をねんごろに教諭して、仏殿の戸を開き、「願はくは我れ生々世々に君主を怨まず」と誓って自殺し、妻子等八人が殉死したという。

(三) 庚午、木臣麻呂・蘇我臣日向・穂積臣噛の軍は寺を包囲し、大臣をとらえてその頭を斬った。

(四) 甲戌、この変に殺されたものは蘇我田口臣筑紫等十四人、絞られたもの九人、流されたもの十五人であった。

(五) 是月、使者を遣わして山田大臣の資財を収めさせたところ、その資財のうち好書の上に皇太子の書と題し、重宝の上に皇太子の物と題してあった。使者のしらせで皇太子は大臣の忠誠を知り、その死を歎いて、日向を筑紫大宰帥とした。また皇太子妃蘇我造媛は父大臣を斬った物部二田造塩の名をにくみ、ために侍者は塩の名を諱み堅塩といった。造媛の傷心は甚だしくついにかの女を死にいたらしめたが、皇太子はこれを哀泣し、野中川原史満が悲しみの歌を奉ったとき、琴を授けてうたわせ、物を与えた。

これが石川麻呂の忠誠譚の概要であるが、これだけでも独立した伝承体としてのまとまりをもち、孝徳紀において一の異彩をはなっている。家永三郎博士は、右の己巳の条について史料としての性格をくわしく考究されているが(7)、それは単に己巳の条についてのみを摘出すべきものではなく、右の五条を一連の記事として原史料との関係を推察すべきではなかろうか。また家永博士は北山茂夫氏がこれら「石川麻呂に関する記事を石川麻呂の血をひいた



Digitized by Google

八世紀の女帝たちの時代に書紀がつくられたので、右大臣の潔白を大いに力説したのであろう」[8]とし、いわば書紀の編者の曲筆とする見解であるのに対し、「この記事の原史料においてすでに成立していた」とされたが[9]、私見もこれに従うものである。また博士は「おそらく、この一節は、事件の終った後に山田寺から石川麻呂の冤罪を訴える解が、山田麻呂の女であり、皇太子の妃である造媛かあるいは他の妃かを経て朝廷に提出され、その解文を原文どおり書写した記録が作製され、それが書紀の原史料として採用されたのではあるまいか」[10]と推定されたが、そうした記録としては藤原氏の大織冠伝に原鎌足伝が先行史料として想定されるように[11]、石川麻呂の忠誠を主題とした、伝記ようのものが、もっともふさわしいと思われる。蘇我＝石川氏がかような家伝的記録をもつことは当然ありうべきことで、それはまたとくに蝦夷・入鹿の専横と誅伐という、この氏にとっては不名誉きわまりない事実に対する、自氏の威権回復のための必須工作でもあろう。この五条の叙述は情景こまやかであり、関係する人物の名も多様である。造媛の悲歎の話や、歌を記すのも、この忠誠譚への有効な修飾となっている。おそらく書紀の編修以前にそうした成書があって利用されたものと考えられる。

いま、それを示す一証となると思われるのは石川麻呂の名の表記法である。この五条を通読すると、かれに対する呼称は二十二回出てくるが、その内訳はつぎの表のようである（第一〇表）。

これによって、この部分の記載には石川麻呂の呼称に著しい特色のあることが知られる。すなわち、ここではかれを石川麻呂と呼ぶ例がないばかりか、石川という語さえ一回も出ていない。これは孝徳紀のはじめの部分、即位前紀から大化元年七月庚辰までの表記がつねに「蘇我山田石川麻呂」または「蘇我石川万侶」などと記しているのと、きわめて対照的である。ここでは、そのかわり「蘇我大臣」とか「大臣」とかという類を除くと、1・2・

第一〇表

| 表記用例 | 回数 |
|---|---|
| 1蘇我倉山田麻呂大臣 | 一 |
| 2蘇我　山田　大臣 | 一 |
| 3蘇我　　大臣 | 一 |
| 4　倉山田　大臣 | 一 |
| 5　山田　大臣 | 二 |
| 6　麻呂大臣 | 一 |
| 7　麻呂 | 一 |
| 8　大臣 | 一二 |
| 9父　大臣 | 一 |
| 10父 | 一 |
| 計 | 二二 |

4・5のように「山田」の語を用いた例が五回あり、おそらく原資料の筆者の念頭に「山田」の語がつよく印象づけられていたことを推察させるものがある。しかも6・7のように麻呂大臣または麻呂と呼んでいる例があり、それは一は日向がその兄の石川麻呂をそしったことばのなかに、「僕之異母兄麻呂、伺二皇太子遊一於海浜一而将レ害之、将レ反其不レ久、」とみえるもので、あるいは石川麻呂の名を簡約したのかもしれないといえようが、他は地の文のなかに麻呂大臣と記しているもので、簡約して記したものとはみられないであろう。とすれば、石川麻呂の石川はかれの名の一部ではなく、むしろ氏の名の一部と解すべきであり、かれの名は正しく麻呂であったと断定してはよいのではなかろうか。[12] そして、忠誠譚において、かれの名に山田の語を用いることの比較的多いのも、この部分の記載の内容が山田寺の成立事情に関連しており、おそらく、この寺の縁起ともいうべき記録が、この記事の原資料の一部をなしていたためではなかろうか。山田寺縁起の筆者のような立場の人には、当然山田の地は強く意識されていたにちがいないからである。文中に「凡此伽藍者元非二自身故造一、奉二為天皇一誓作、」などとあるのは、家永博士の指摘のように僧侶の筆になると考えられ、上述のような推察を助成せしめるものであろう。

したがって、山田寺縁起の筆者のような人と、この忠誠譚の成立基盤とは親密に重なりあうことになるが、それ



Digitized by Google

はまたこの時代における蘇我＝石川氏と山田寺との関係が密接であったであろうことからすれば、当然のことといえるであろう。

## 三　山田寺の造立

山田寺は、舒明天皇十三年（A・D・六四一）蘇我倉山田石川麻呂の発願によって建立されたという。[13] 現在の奈良県桜井市安倍町山田の地にあり、浄土寺ともいう。上宮聖徳法王帝説の裏書によれば、この寺の造立の過程はつぎのようである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 辛丑 | 舒明天皇 | 十三年 | （六四一）　はじめて地を平かにする |
| 癸卯 | 皇極天皇 | 二年 | （六四三）　金堂を建立する |
| 戊申 | 孝徳天皇大化四年 | | （六四八）　はじめて僧が住する |
| 己酉 | 同 | 大化五年 | （六四九）　倉山田大臣害に遇う |
| 癸亥 | 天智天皇 | 二年 | （六六三）　塔を構える |
| 癸酉 | 天武天皇 | 元年 | （六七三）　塔の心礎を建てる |
| 丙子 | 同 | 四年 | （六七六）　露盤を上げる |
| 戊寅 | 同 | 六年 | （六七八）　丈六仏像を鋳造する |
| 乙酉 | 同 | 十三年三月 | （六八五）　仏眼を点ずる |

Digitized by Google

かように始終およそ四十余年を経過して完成した。おそらく石川麻呂が発願し、着手したが、のち興志がその遺志を継いだものであろう。現に塔・金堂・講堂跡を残し、四天王寺式伽藍配置をなしていたことが知られる。[14]

そしてこの時期は、あたかも大化改新の四年前（六四一）から天武天皇の末年（六八五）に当り、蘇我氏にあっては、蝦夷・入鹿のいわゆる宗家の滅亡から、主導権が蝦夷の弟の倉麻呂の系統に移り、まず石川麻呂が、ついで連子・赤兄等が政界に雄飛した時代であり、それはひいては蘇我氏にとっての一大転形期でもあった。したがって山田寺の成立が、新興の石川麻呂系の蘇我氏の興隆を背景としていることは明らかであろう。もちろん石川麻呂自身は自殺したけれども、弟の連子の系統はながく後継されている、また石川麻呂の三女が孝徳・天智両天皇の妃となっていることは、山田寺の経営に大きく影響したと思われる。すなわち、遠智娘は天智天皇の妃として一男二女を生んだが、そのなかには鸕野皇女（のちの持統天皇）があり、姪娘は同じく天智天皇の妃として二女を生んだが、その一人は阿倍皇女（のちの元明天皇）である。[15] また乳娘が孝徳天皇の妃であることは上述のとおりである。

天武天皇十二年（六八四）十月、八色の姓の制定があり、十一月には五十二氏に朝臣姓を賜与されたが、その時蘇我氏は石川氏となのっており、その頃に改称したと考えられる。その意図するところは、おそらく蝦夷・入鹿系の家の滅亡後、蘇我氏の嫡流ともいうべき地位に立った倉麻呂系の家のうち、とくに連子とその系統の家が、石川麻呂を同族の忠誠の士として顕彰し、かっての蝦夷・入鹿系とは判然と異なった家としての意識をたかめることにつとめたのではなかろうか。この点で問題となるのは、倉麻呂という名である。上述のように石川麻呂は名が麻呂と解されるが、倉麻呂の倉も実は蘇我・倉という複合の氏の名かもしれない。[16] とすると、倉麻呂と石川麻呂とは、ともに麻呂という名であったことになり、もしそう解することができるならば、実は親子ではなく、同一の人物で



Digitized by Google

あったのではないかとも考えられる。これは十分な立証は困難であろうが、そう考えられる余地はある。この推定に従えば、連子の系統が後に石川氏と称したことも、また石川麻呂の忠誠譚やその理想化の伝承の存在することも、後の石川氏との関係をよりいっそう親密な関係において把捉できることになる。すなわち石川麻呂の忠誠譚は石川氏にとっては直系の祖先の顕彰という意味をもつことになるであろう。それだけ石川と改称することの意義は大きくなる。同様の動きは物部氏が石上氏と改称したこととも関連してくる。これらは中臣氏が天智天皇から藤原の姓を賜わったことにも刺戟されたであろう。石川氏が天皇氏と深い血縁関係をむすび、その女の所生に持統・元明両天皇があることなどからすれば、石川という呼称もこの氏が全く自発的に定めたのではなく、天皇から賜わった藤原姓への対抗意識がはたらいていたのではないかとも推測されるであろう。

また、ここでさらに蘇我氏の系譜に見える蘇我石川宿禰についても一考の余地があろう。この名は古事記孝元段の系譜にあり、応神紀三年是歳にもあって、古い伝承であるように見えるが、はたしてそうであるかどうかは検討を要する。私は第一部第三章において、紀氏と都奴氏との共通の祖先としての木角宿禰の名が、実はキ・ツヌという二氏の名の組み合わせであり、かつそれは紀伊国と推定される紀氏の本貫と、[17]周防国都濃郡に存在した都奴氏の本貫との、両地名の複合と考えられること、したがってこの両地名を負う両氏が、その同族的結合を象徴するかのような木角宿禰という始祖の名を生みだしたと考えられることを述べた。それとやや類似した事情が蘇我石河宿禰についても考えられるのではなかろうか。

すなわち、蘇我石河宿禰という人名は蘇我と石河という両地名から発想され、複合され擬人化された名と考えられるが、このうち蘇我の地は大和国高市郡蘇我であって現今の奈良県橿原市曾我であることは、まず異論のないと

Digitized by Google

ころであろうし、また石河の地は河内国石川郡であろう。石河については高市郡石川も考えうるが、いずれにしても石河の名が地名を負うものであることは否めないであろう。とすれば、それは蘇我氏が石河の地に特に深い関係をもっていたことのあらわれであってその始期を定めることは困難であるとしても、たとえば陵墓の所在地からも蘇我氏との関係がある程度は推定できるであろう。[18] したがって蘇我石河宿禰の名には二つの名を負い、両地に居住する氏人（氏の成員）の同族的結合を意識していることを認めてよいであろう。後世の所伝ではあるが、三代実録元慶元年十二月廿七日に次の記載がある。

右京人前長門守従五位下石川朝臣木村、散位正六位上箭口朝臣岑業、改二石川箭口一、並賜二姓宗岳朝臣一、木村言、始祖大臣武内宿禰男宗我石川、生二於河内国石川別業一、故以二石川一為レ名、賜二宗我大家一為レ居、因賜二姓宗我宿禰一、浄御原天皇十三年賜二姓朝臣一、以二先祖之名一、為二子孫之姓一、不レ避レ諱、（此下疑脱文）[19]詔許レ之、

これは後世の石川氏が河内国石川郡の地を祖先出生の地として伝承していた例証であるが、このような人名と地名との深い関係からすれば、蘇我倉山田石川麻呂という人名はきわめて注目すべきものであって、すでに太田亮博士も指摘されたように、[20] それは複合した氏の名であり、しかもそれは地名の複合と考えられる。そのうち蘇我・石川を別とすれば、倉・山田はそれぞれ次のように比定される。まず倉は内蔵・大蔵に通じ、そうした職掌的意味にも解されるし、蘇我氏がかような倉人の制の発達にはたした役割も留意されなければならない。直木孝次郎博士は蘇我氏のうちで朝廷の倉に関係した一族が蘇我倉と称したと想定されている。[21] それゆえ簡単に地名とは断じえないが、しかし蘇我氏の勢力の伸張していた奈良盆地の南部には関係のありそうな地名が見出される。とくに山田寺の所在地である桜井市山田の東方に、倉橋があり、それはもと磯城郡（旧十市郡）多武峯村大字倉梯で、崇峻天皇の倉梯岡



Digitized by Google

蹉があるが、倉と類する地名として注意される。なお、石川麻呂の弟の連子は蔵大臣とも称したというが[22]それは馬子がその居住地によって蔵大臣といわれたことから推定すればクラという土地に居住していたためとも考えることができよう。この推定が許されるならば、連子の後裔が石川氏を称したこととも関連して、その系統がクラの地に居住したことがあったとしてよいことになる。石川麻呂は山田寺を建てたというが、山田の地はその居宅もあったので、長子興志は山田の家に居た[23]。このように考えると、倉・山田は倉麻呂系の蘇我氏すなわち後の石川氏にとっては深い由縁をもっていたことが推察され、さらにいえばそれは蝦夷・入鹿系の蘇我氏から、みずからを区別する地域的特色とも考えられたことであろう。

しかも、このいわば新蘇我氏は上述のように孝徳・天智・天武・持統・元明の五天皇と姻戚関係をもって、大化改新後の政界に雄飛し、右大臣・左大臣を出したのであって、かような家柄からしても、藤原と改姓した中臣氏の隆盛の機運は、当然この氏をして新時代に即応した活動への意欲を振起せしめたことであろう。かような時代のうごきのうちに、かっての旧蘇我氏が飛鳥寺（法興寺）の造営において、その文化的役割を果したのに対して、新蘇我氏が山田寺（浄土寺）の造営に力をそそいだ事情も理解できるところであろう。すなわちこの山田寺造営の時期は、蝦夷・入鹿の伏誅から石川麻呂の顕栄、さらにその失脚、日向の左遷、連子・赤兄の栄達、さらに赤兄の配流という、蘇我氏にとっては、まったく疾風怒濤の時代であって、転変する政情に即応して新たな政治的方途を見出そうとした時期である。そのような時期に、仏教史的には「飛鳥寺から山田寺へ」という宗教的・文化的関心の焦点の推移があったということができるであろう。

石川麻呂父子の死後、山田寺の経営にはおそらく連子やその系統の人人も尽力したであろうが、朝廷のこの寺に

Digitized by Google

対する関心はもちつづけられていた。すなわち、白雉四年六月国博士僧旻の死を弔うため朝廷で多くの仏菩薩の像を造ったが、或本にはそれらが山田寺に在ると伝えており、また天武紀十四年八月乙酉、天皇は浄土寺に行幸したという。さらに続日本紀によれば、文武天皇三年六月戊戌、山田寺に封三百戸が三十年を限って施されるにいたった。これは文武天皇の母が元明天皇であり、祖母は姪娘（元明紀には宗我嬪と記す）に当ることが関係しているであろう。なお、大宝三年二月癸卯、太上天皇（持統天皇）の十七日にあたり、使を四大寺および四天王、山田寺等三十三寺に遣わして斎を設けたとあるが、これも当時の山田寺が有数の寺院として、朝廷の支持をえていたことのあらわれである。

現存の山田寺仏頭は、白鳳時代の逸品として、その芸術的価値を高く評価されるが、その背景として当代の、新しい蘇我氏ともいうべき石川氏の、時代に即応した旺盛な活動力によるところの多いことも忘れることはできないであろう。

注（1）孝徳紀即位前六月乙卯に、「天皇、皇祖母尊、皇太子、於二大槻樹之下一、召二集群臣一盟曰、告二天神地祇一曰、天覆地載、帝道唯一、而末代澆薄、君臣失レ序、皇天仮二手於我一、誅二殄暴逆一、今共潔二心血一、而自レ今以後、君無二二政一、臣無二貳レ朝、若貳二此盟一、天災地妖、鬼誅人伐、皎如二日月一也、」とある。

（2）本書第二部第六章。

（3）飯田武郷、日本書紀通釈、三一八〇頁に引く鈴木重胤の説。

（4）家永三郎、上代仏教思想史研究、一四六―四七頁、昭和一七年。
二葉憲香、古代仏教思想史研究、一三二―四六頁、昭和三七年。
北条文彦、日本仏教公伝年代の問題、書陵部紀要九、昭和三三年、などがある。

（5）当時の寺院は、いわゆる氏寺として宗教的・文化的機能のみならず、政治的・軍事的機能をもはたしていた。



Digitized by Google

(6) この詔の検討はさらに詳細にすすめるべきであるが、いまは当面の問題に関連する点にのみふれておく。
(7) 家永三郎、孝徳紀の史料学的研究、坂本太郎博士還暦記念会編、日本古代史論集、上、昭和三七年。
(8) 北山茂夫、大化の改新、一三二頁、昭和三六年。
(9) 家永三郎、孝徳紀の史料学的研究、日本古代史論集、上、三六〇頁。
(10) 家永三郎、孝徳紀の史料学的研究、同書、三六三頁。
(11) 坂本太郎、大化改新の研究、七二―七五頁、昭和一三年。
横田健一、大織冠伝と日本書紀、続日本紀研究、五の九・一〇、昭和三三年。
(12) これについては左の諸家の説が参照されるべきである。
太田　亮、姓氏家系大辞典、三二〇頁、昭和九年。
高群逸枝、母系制の研究、三〇四―三〇五頁、昭和二四年。
直木孝次郎、日本古代国家の構造、一六七頁、昭和三三年。
青木和夫、藤原鎌足、日本人物史大系、一、昭和三六年。
とくに直木博士は麻呂だけが名という説を提示されている。
(13) もっとも孝徳紀大化五年三月戊辰に、興志が造営したといい、諸寺縁起集もこの説をうけている。
(14) 石田茂作、飛鳥時代寺院址の研究、一三三―一四四頁、昭和一一年。
(15) 天智紀七年二月戊寅。
(16) 直木孝次郎、日本古代国家の構造、一六八頁。
(17) 岸　俊男、紀氏に関する一試考、橿原考古学研究所編、近畿古文化論考、昭和三八年。のち、日本古代政治史研究、昭和四一年、所収。
(18) たとえば、蘇我氏の女の所生である用明・崇峻・持統天皇陵などは関係があるとみられる。
(19) 新訂増補国史大系本の頭注による。
(20) 太田　亮、姓氏家系大辞典、三二〇頁。
(21) 直木孝次郎、日本古代国家の構造、一六七頁。

Digitized by Google

(22) 公卿補任、蘇我石川両氏系図。

(23) 孝徳紀大化五年三月戊辰に、「大臣長子興志先レ是在レ倭、興レ在二山田一営二造其寺一」とある。

(24) 書紀の本文は、川原寺に安置したとしている。



Digitized by Google

# 第四章　天智・天武朝の蘇我氏

## 一　難波京

大化五年三月、改新政治の諸施策を推進してきた、政府の主要人物左大臣阿倍臣内麻呂が薨じ、ついで右大臣蘇我倉山田石川臣麻呂(1)も讒言によって自殺するという異常な事態がおこった。翌四月、左大臣に巨勢臣徳陀古、右大臣に大伴連長徳がそれぞれ任ぜられたが、翌年二月、白雉と改元されてからの施策は、大化の時期の清新さを失い、改新政治もようやく一の曲り角にきたことを思わせるものがある。(2)白雉四年、皇太子中大兄皇子は倭京へ遷ることを孝徳天皇に願ったが、天皇はこれを許さなかった。にもかかわらず、中大兄皇子（舒明天皇の皇子、母は皇極天皇）は皇祖母尊（皇極天皇、舒明天皇の皇后）と間人皇后（舒明天皇の皇女、母は皇極天皇）等とともに大和の飛鳥河辺の行宮に遷り、群臣もこれに随った。天皇はこれを恨み、皇位を退こうとしたほどであった。この事件は天皇氏内部の分裂を示すもので、改新政治の行きづまりのあらわれともいえよう。翌五年十月、孝徳天皇は失意のうちに病をえ、難波宮に崩御した。このように晩年の孝徳天皇は、政権内部における孤立した存在であり、政治の主導権は中大兄皇子の掌握するところとなっていた。

Digitized by Google

ところで中大兄皇子が難波京から倭京へ還ろうとしたのは、改新政府の大陸への関心の後退として注目されようが、また飛鳥を中心とする歴代宮都の地に、多くの豪族や寺社が存在して伝統的な勢威をもちつづけていたこと、したがってそうした旧勢力への対策が大きな理由をなしていたであろう。これに対して孝徳天皇が難波京にとどまろうとしたのは、なぜであろうか。それは難波の地が改新政治を実行した宮都として、天皇に由縁ふかく印象づけられてきたことにもよるであろうが、またおそらくこの地の豪族との関係も想定されるべきではなかろうか。その意味で難波の地において孝徳天皇を支持した勢力が何であったかを注意する必要があろう。そしてこの場合まず、左大臣として執政した阿倍臣の存在が問題となる。

阿倍氏がどのような性格をもった氏族であったかは、いまは詳論をひかえたい。(3) しかし孝徳天皇との関係が親密であったらしいことは徴証がある。すなわち、皇極紀三年正月乙亥に「軽皇子深識二中臣鎌子連之意気高逸容止難レ犯、乃使二寵妃阿倍氏一浄二掃別殿一高鋪二新厨一、靡レ不二具給一、敬重特異、……」とあり、その寵妃とは孝徳紀大化元年七月戊辰にみえる「元妃阿倍倉梯麻呂大臣女小足媛、」と考えられるが、これは大化以前から軽皇子（孝徳天皇）が阿倍氏と関係をもっていたことを示している。阿倍臣は左大臣となってからも忠勤をはげみ、その事績は右大臣蘇我石川臣と相並んで書紀に伝えているが、大化五年三月辛酉の薨去の記事には「阿倍大臣薨、天皇幸二朱雀門一挙哀而慟、皇祖母尊、皇太子等、及諸公卿、悉随哀哭、」とあって、天皇の悲傷のさまはとくに強いものがあったと解される。

この阿倍氏の本貫がどこであるかは明らかでないが、右大臣として難波宮に奉仕し、大化四年二月己未には四天王寺において仏像を迎えて塔内に安置し、霊鷲山像を造っていることからも、この地と由縁の浅くない氏族である



Digitized by Google

ことが推察される。この氏の本貫として、本居宣長は駿河国安倍郡・大和国十市群安倍村・摂津国東生郡安倍野のうち、のいずれかであろうとし[4]、太田亮博士はさらに大和国葛下郡阿部をあげ、十市郡のそれといずれかであろうとしている[5]。私見によれば、大和国か摂津国かがその本貫であろうが、書紀の伝えるこの氏の事績は摂津説にかなり有利である。

たとえば、欽明紀十七年正月の百済王子恵の帰国に際して、阿倍臣・佐伯連・播磨直が筑紫国の舟師をひきいて衛送したという記事、敏達紀十二年是歳の百済から葦北国造の子日羅を召喚し阿斗桑市に館をつくった時、阿倍目臣・物部贄子連・大伴糠手子連が日羅に国政を問うたという伝承[7]、さらに推古紀十六年八月壬子の隋使裴世清の来朝にあたり、その導者となり、同十八年十月丁酉に新羅・任那使人の迎接に当った阿倍鳥臣の記事などによると、舟師の統御とか外客の迎接という職掌に関係の深いことが知られる。このことは斉明紀以降に見える阿倍臣の蝦夷・蝦狄征討に「船師一百八十艘」・「船師二百艘」が動員されていることや[8]、天智紀の新羅征討[9]などとも考えあわせて、阿倍氏が海上交通と不可分の関係をもつことを示すものであって、難波の地に勢威をもっていたとする推定を強めさせるものであろう。もちろん、これが大和説を否定することにはならないが、かように考えると大化の新政が難波京で実行されるにあたって、この地の雄族阿倍氏のはたした役割を想定することは、あながち無意味ではないであろう。左大臣阿倍臣内麻呂の死後になって、倭京への遷都が企てられたのは、このような背景も考えられることに注意しておきたい。すなわち、阿倍内麻呂なきあとの孝徳天皇の孤立化、また阿倍氏と関係の深いと考えられる難波の地からの遷都は、阿倍氏の勢威の継続を阻止しようとする他の勢力との対立関係を想定させるものであって、中大兄側近勢力の活動があったのではないかと考えられる。その事情をただちに明らかにはできないとし

Digitized by Google

ても、蘇我石川麻呂の自殺事件や蘇我赤兄が有馬皇子をおとしいれた事件など、当時の朝廷に続発した事件の様相などからしても、複雑な術策の横行したことは、当然考えなければならないところであるからである。

このような事情は大伴氏についても考えることができよう。大伴氏が難波の地に居住し、大陸との交渉にも関与していることは多くの徴証がある。[10] この雄族から、大化五年四月大伴連長徳が右大臣に任じられたのは、亡き阿倍内麻呂にかわって、この地方の勢力を代表せしめる意図があったのではなかろうか。長徳は白雉二年七月に薨じ、在任わずかに二年余にすぎなかったが、その伝統的勢威において阿倍氏に匹敵するものがあったにちがいない。そしてこの大伴氏も阿倍氏と同じく、斉明・天智朝には中央政界の中枢部からは遠ざけられている。それには適当な人材がなかったこともあろうが、それとともに難波京から飛鳥京への政治的変遷が、これらの氏族の発言権の盛衰をも示している事実を否定することはできない。なおこの孝徳朝から斉明朝にかけての時期に、左大臣巨勢臣徳陀古のみがひきつづいて在官していることは、巨勢氏が大和を本貫とすることと無関係ではないであろうし、斉明天皇四年正月にかれが薨じてのちも、天智朝において巨勢人（比等）が活動していることを考えあわせると、上記の推測はさらに強められるであろう。

## 二　有間皇子の変

孝徳天皇の死後、中大兄皇子はなお即位せず、生母の皇祖母尊が重祚して斉明天皇となった。このことは当時の政情に対する中大兄皇子の周到な用意があったとみるべきであろう。天皇は、かって皇極二年にみずから造営し



Digitized by Google

た、飛鳥板蓋宮に即位したが、まもなく火災によって飛鳥川原宮にうつり、さらに新宮を次次につくって後飛鳥岡本宮・両槻宮・吉野宮と遷宮した。このような情勢のうちに起ったのが、有間皇子の変であった。

有間皇子は孝徳天皇の唯一人の遺子である。少なくとも現存の文献によるかぎり、皇子のほかに皇子女はなかった。母は上記の左大臣阿倍内麻呂すなわち倉梯麻呂の女、小足媛であって、天皇にとっては間人皇后との間柄が多分に政略的意味をもつものであったと考えられ、その関係も蘇我氏討滅以後のことではなかったかとさえ思われるのに対し、早くからの「寵妃」であり、皇子もまた天皇の慈愛を一身にあつめて成長したことであろう。父の天皇の失意の死は、その十五才のときであったが[11]、多感な少年には、しだいに父天皇の晩年の苦境と、これをとりまく政情とがわかってきたであろう。他方、中大兄皇子にとっては、有間皇子の成人は、みずからの政治権力の保全のためには、日をおうて警戒の眼をむけざるをえなくなりつつあったであろう。

もっとも大勢は中大兄皇子の意向によって動いており、その意味では有間皇子の存在がそれほど大きな脅威とはなりえないことはいうまでもない。しかし人となりさとく、ことさらに狂人をよそおうて、紀伊国の牟婁の温湯に病をいやすまねをしたなどと伝えられる[12]有間皇子の人柄からすれば、中大兄皇子としても安閑として見すごすことのできる人物ではなく、ことにそれは斉明朝におけるみずからの政治が必ずしも世評の芳しいものではなかったという事情を顧みるとき、よりいっそう強く意識されたにちがいない。

斉明紀四年十一月壬午にみえる、つぎの記載は、こうした世評をかなり適確に表現したものであったと思われる。すなわち、この年十月、天皇が紀伊国の温湯におもむいたとき、留守官蘇我臣赤兄はひそかに有間皇子に政事の三失をあげて、皇子の挙兵を教唆した。それは、(一)大いに倉庫を起てて、民の財を積み聚め、(二)長く渠水を穿つ

て、公の糧を損費し、㈢舟に石を載せて、運び積んで丘とする、というもので、いずれも大規模な土木工事によって、人民を動員し、疲弊させたとするものである。若年の皇子にとって、この赤兄の指摘は心中に蓄積していた政府への不満を、適確に表現したものであっただけに、大いに感奮、共鳴させるにたるものであった。皇子はいちずに赤兄を信頼し、欣然として、「吾が年、始めて兵を用ふべき時なり」とその本心を吐露してしまったのである。

しかし、この赤兄の示唆は実は皇子を陥れようとする策謀であった。二日ののち、まさに兵を挙げようとした有間皇子を包囲したのは赤兄が派遣した物部朴井連の軍であった。ついで赤兄は紀伊にある天皇に事のよしを知らせるとともに、皇子の一味を捕えて護送し、皇子は紀伊の藤白坂に絞首され、配下もそれぞれ斬刑・流刑に処せられた。かくてこの変はわずかに十日たらずで結末をみた小さな事件にすぎなかった。しかし、すでに飯田武郷のくわしく説いたように[13]、事件の主謀者ともいうべき赤兄が、変後なんらの処罰をうけず、かえってのちに中大兄の皇位継承とともに左大臣に任じられたことからしても、実は中大兄皇子が赤兄をして策略をかまえさせたものと考えられよう[14]。とすれば、この事件の根は意外に奥深くひそんでいるといわなければならない。また、たとえ赤兄が中大兄皇子の内命をうけて、この謀略をめぐらしたのではないとしても、有間皇子の失脚が中大兄皇子の意をむかえるのに、大いに有効であったことはほとんど自明の理であろう。皇位継承の有資格者として、有間皇子はたしかに中大兄皇子のライバルでもありえたのである。それを誅滅して、いまや中大兄皇子の地位は完全に安定したわけである。おそらくこの後のことではあろうが、中大兄皇子は、赤兄の女の常陸娘を嬪として納れ、山辺皇女を生している[15]。両者の関係の親密なことが知られるであろう。



Digitized by Google

## 三　蘇我連子

蘇我赤兄の兄に連子がある。[16] かれは天智紀三年五月是月に、「大紫蘇我連大臣薨、」とあり、天智朝に大臣であったことが知られるが、続日本紀天平宝字六年九月乙巳の石川朝臣年足の薨じた記事に、「年足者、後岡本朝大臣大紫蘇我臣牟羅志曾孫、……」とあり、また公卿補任の天智朝の条に、「元年為二大臣一如レ故、初任年未レ詳、字蔵大臣、三年薨、在官三年、」とあるのによれば、すでに後岡本朝すなわち斉明朝から大臣であったとも解される。もっとも公卿補任に引く一書の説には、「(天智天皇三年)三月任、即薨、」という異伝をも伝えているが、少なくとも斉明天皇の実子である天智天皇の治世初頭に大臣であったということは、すでに斉明朝からその地位を保障されていたことを想わせるものである。[17] 蘇我氏は石川麻呂の自殺ののち、左右大臣の地位から遠のいたとはいえ、右大臣大伴連長徳はわずか在任二年余にして白雉二年七月に薨じ、左大臣巨勢臣徳陀古もそれより七年をへた斉明天皇四年正月に薨じている。しかもこの二人の大臣はそれほどに大きな権力を掌握していたとも考えられないから、孝徳朝の末年から斉明朝にかけて蘇我氏の地位は決して下降しはしなかったであろう。ことに斉明天皇四年十一月の有馬皇子の変後は、政界における最大の権力を掌握したと考えてもさしつかえはない。もちろん中臣鎌足はなお健在ではあったが、かれも蘇我連子の死後五年にして、天智天皇八年に薨じている。このようにみてくると、大化改新以来ひきつづいて中央における勢威を保持したのは、中臣鎌足を別とすれば蘇我氏であり、石川麻呂から連子、さらに赤兄へと、兄弟あいならんで朝廷において執政の地位を継承していたことが注目される。

Digitized by Google

ただ、なぜか連子の事績は書紀に伝えるところがきわめて少なく、わずかに右の薨去の記事を残すのみである。これはかれの活動した期間が比較的短かったことにもよるであろうが、有馬皇子の変における赤兄の活動がかれの地位をもたらすうえに大きな関係をもっていたのではないかとも考えられる。[18] また連子は天皇氏との姻戚関係もなく、わずかにその女、媼子が鎌足の息不比等の室となって、武智麻呂・房前を生んでいることが、[19] 鎌足を通じての天智天皇との関係を想定させるだけである。これらの事情は連子の所伝の少ない理由をある程度理解させることであろう。それはともかく、たしかにかれは石川麻呂や赤兄の所伝の間にあって、影のうすい存在となっているという印象は否めないところである。しかるに後世の石川氏はかれ連子の後裔である。このことは石川氏が、その祖先を意識する場合に「蔵大臣」として連子を伝承するとともに、同時に蘇我倉山田石川麻呂の功業をも大いに顕彰し、伝承することとなった理由ではなかろうか。[20]

ここに注意すべきは、連子の没年である天智天皇三年には、二月丁亥に冠位の改正がおこなわれ、大化五年制定の十九階にかわって二十六階とし、また氏上・民部・家部を定めるという、内政上の改革がなされているということである。書紀はこれを天皇が大皇弟大海人皇子に命じておこなわせたとしているが、このとき連子は大臣の地位にあったわけである。冠位の制が中央集権国家の体制を保持するために重要な意義をもつことは改めていうまでもない。しかもこのときの改正が七階の冠位を新たに加えたことは、より広い範囲にわたって朝廷の権威を浸透させ、多数の人人を階層づけてゆこうとしたものと思われる。それは同時におこなわれた氏上に対する処遇からも考えられるところであろう。すなわち、書紀に「其大氏之氏上賜二大刀一、小氏之氏上賜二小刀一、其伴造等之氏上賜二干楯弓矢一、亦定二其民部、家部一」とあるように、氏を大氏と小氏とに分けて、それぞれの氏上に大刀・小刀・また伴



Digitized by Google

造等の氏上に干楯弓矢を賜わるという形において政治的、社会的序列の明確化をはかっている。これは冠位制と並行して旧来の氏姓制の遺制に対する処置を講ずることが必要であったことを語るもので、いわば旧来の族長の特権の部分的復活を意味する。民部・家部の設定もまた同様の意向を示すものと解されよう。白雉以降の改新政治の混迷は、天智朝初頭のかような施策によって、そのよって来る原因を察することができる。

このような新政策に中臣鎌足のはたした役割は注目すべきであろうが、大臣蘇我連子の関与するところもまた大であったにちがいない。とすれば、そこにはみずから大氏のなかの雄族をもって任ずる蘇我氏を統御して、かっての石川麻呂の栄光を継承した連子の立場を十分にみとめなければならないであろう。しかし連子は、この新制の立案には活動したであろうが、発布後まもなく死んだため、かれの地位を継承したのが弟の赤兄であったと考えられる。

## 四　蘇我赤兄と安麻呂

天智朝における蘇我赤兄の事績をたどってみると、およそつぎのようである。まず連子の死後五年にして天智天皇八年正月、赤兄は筑紫率に任じられた。この職は前年の七月、栗前王が任命されたばかりであり、王はさらに十年六月にも筑紫帥となったという[21]から、赤兄の叙任はかれがやがて中央政治の枢機に参ずるための一時の足がかりとなったという観がある。八年十月藤原鎌足の死にあたり、天皇がその家に行幸したとき、大錦上位[22]であった赤兄が恩詔を奉宣している。そして鎌足なきあと、天皇の赤兄に対する信任はきわめてあついものがあった。

十年正月、赤兄は巨勢臣人とともに殿前に賀正事を奏したが、ついでに政府人事の刷新がおこなわれ、新たに太政大臣をおいて大友皇子を任ずるとともに、左大臣に蘇我赤兄、右大臣に中臣連金、また御史大丈[23]に蘇我臣果安・巨勢臣人・紀臣大人が任命された。これはさきの冠位の改正につぐ、天智朝における注目すべき内政上の新制である。この太政大臣の制はおそらく三年前の、天智天皇七年に鎌足等の尽力によってつくられた近江令[24]による新官制ともみられ、実質的には天皇の信任する大友皇子の地位を確認、強化させて、左右大臣の上に定立したものといえようが、東宮太皇弟につぐ最も重要な職能をもつものであるだけに、その出現はきわめて重大な影響を政界にあたえることとなった。しかもこの制度の立案者であったと目される鎌足自身はすでに亡く、他方宮廷では大友皇子がことに天皇の寵愛をうけるという事態がおこっていた。大友皇子の母は伊賀国山田郡司の貢上した采女宅子で、出自は卑しい。しかも皇子がいまだ弱冠の身で太政大臣に任じられた[25]のは、多分に晩年の天皇の私情によるところがあることは否めない。のちの壬申の乱の原因はすでにここに発するということができるが、天皇が左大臣に赤兄を任じたことは、いまや最も信頼する執政としては、有間皇子の変以来、気心を通じたかれ以外にはありえなかったことを示している。

この年九月、天皇は病にかかり、十月これが悪化したため、大海人皇子に後事を詔したが、皇子はこれを辞退して出家し吉野に入った。かくて近江京には大友皇子が残った。十一月丙辰、書紀はつぎのように記している。

大友皇子在二内裏西殿織仏像前一、左大臣蘇我赤兄臣、右大臣中臣金連、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣侍焉、大友皇子手執二香炉一、先起誓盟曰、六人同レ心奉二天皇詔一、若有レ違者、必被二天罰一、云々、於レ是左大臣蘇我赤兄臣等手執二香炉一随レ次而起、泣血誓盟曰、臣等五人、随二於殿下一奉二天皇詔一、若有レ違者、四天王打、天神地祇



Digitized by Google

亦復誅罰、卅三天証ニ知此事一、子孫当レ絶、家門必亡、云々、（傍点筆者）

ここにいう天皇の詔は、書紀にその文を載せていないけれども、その内容はほぼ推察することができる。(26) すなわちつぎの壬戌に、「五臣奉ニ大友皇子一盟ニ天皇前一」とあるように、皇位を大友皇子が継承することを意味するものであったにちがいない。それを確認するために、とくに五臣を会同させて、このものものしい誓盟をおこなわせたところには、死の床にあった天智天皇の後嗣に対する、なみなみならぬ懸念があったといわなければならない。そしてこの五臣の筆頭にあったのが蘇我赤兄であり、さらにおなじ蘇我氏から果安が加わっていることが、この氏に対する天皇の信頼のあついことを示しているといってよかろう。そのほかには、中臣・巨勢・紀の三氏から一名ずつが出ているが、蘇我氏が指導的発言権をもっていたことは否めない。ここに留意すべきは、改新政治の過程において大臣の地位についたことのある阿倍・大伴の両氏が、この天智天皇の臨終まじかな重大な局面において、誓盟の座にくわわっていないことである。おそらく、これには上述の孝徳朝以来の阿倍氏・大伴氏と天智天皇側近勢力との対立関係がここにもあらわれているということができるであろう。

壬申の乱がおこると、大伴氏が右大臣であった長徳の弟にあたる馬来田・吹負の兄弟を中心として、大海人皇子を助け、顕著な活動をしたことはいうまでもない。大伴氏は長徳の死後二十年余、ほとんど政治の中心から遠ざかっていたが、この乱にためらうことなく大海人皇子に従ったのは、かような事情によるところが大きいと考えられる。

かくて蘇我氏は壬申の乱には、まったく近江方の中心となって吉野方と対立抗争したが、ただ蘇我安麻侶だけはかなり異った行動をとっている。安麻侶は連子の子である。天武紀即位前四年十月によると、天智天皇の臥病にあ

Digitized by Google

たり安麻侶を遣わして大海人皇子を召したが、時に安麻侶は「素より東宮の好したまふところ」であったので、ひそかに皇子に意を用いてものを言うようすすめた。そこで皇子は隠謀のあることを疑い、慎重に皇位の継承を辞退し、出家した、という。これは蘇我氏のなかではきわめて異色の動きというべきであるが、安麻侶は石川石足の父であるから後世の石川氏による伝承の美化がなされていはしないかという疑いはある。またそれからのちの安麻侶の事績、ことに壬申の乱における動きが明らかでないので、これによって、蘇我氏の大勢を評価することは困難であろう。また安麻侶は少納言小花下位になったことが知られるが[27]、小花下は天智天皇三年の二十六階のなかになく、それ以前の大化五年の制によるものであって、かなり早期の位であることになる。かれが少納言にいつなったかは明らかでないが、かりにそれが天武朝のことであったとしても、とくに高い官職に任じられたともいえないであろうから、安麻侶に対して殊遇がおこなわれたとは考えられないことになる[28]。

ところで、東宮大海人皇子の吉野宮に入るのを見送った、近江方の蘇我赤兄・中臣金・蘇我果安等の重臣は[29]、壬申の乱がおきると、果安が内紛によって自殺したほか、紀大人のように吉野方に変節したとみられるものもあったが[30]、ほぼ一致して大友皇子を助け活動した。したがって乱後、中臣金は斬刑に処せられ、蘇我赤兄・巨勢比等とその子孫は、中臣金・蘇我果安の子とともに流刑に処せられた。かくて天智天皇の枕頭に会盟した五臣は無常の運命にあやつられたのであった[31]。とくに五臣の筆頭としての蘇我氏がうけた打撃は甚大なものがあったといわなければならない。蘇我氏にとって、壬申の乱は大化の誅滅以来の、いなむしろそれ以上に大きな転身を要する時機の到来したことを意味するものであった。



Digitized by Google

## 五　天武朝の動向

壬申の乱を平定して即位した天武天皇は、大臣をおかなかった。これは大化以来の政治と著しい対照をなす事実であるが、おそらく近江朝がその末期において、五臣という有力氏族の扶翼体制をとっていたことに対して、より強力な中央集権体制の実現を目ざしたことを示すものであろう。すなわち、それは天皇権力の強化を志向するものであって、のちの八姓制定の根本方針が、皇親の社会的地位を確立することによって天皇権力の絶対化をはかったのと同じ方向をもつものといえよう。[32]

天武天皇のこのような政治方針によって、従来の有力氏族は政治の中枢部へ進出することはできなくなった。天武朝には草壁皇子が皇太子となり、「因以令レ摂二万機一」[33]とか、また大津皇子が「始聴二朝政一」[34]とかいう、皇親の朝政執行はあっても、かってみられた有力氏族の執政という事実はない。この傾向は持統天皇四年七月庚辰の高市皇子が太政大臣に、丹比真人嶋[35]が右大臣に任じられたことにも継承され、およそ三十年間はこの情況がまもられている。有力氏族の出身者がふたたび執政の地位につくようになるのは、実に文武天皇の大宝元年三月、阿倍朝臣御主人が右大臣に任じられてからのちのことである。天武朝が天皇権力の確立の時期であることは、このような事実からも解明できるであろう。

蘇我氏もまたこの政治の潮流には抗しきれなかった。赤兄の失脚ののちは、さすがの蘇我氏もふたたび中央政治の主導権をにぎることはできなかった。しかし天皇氏との血縁関係はなお存在していた。赤兄の女大蕤娥は天武天皇の夫人として穂積皇子・紀皇女・田形皇女の一男二女生んでいたし、皇后鸕野讃良皇女（持統天皇）も蘇我石川麻

呂の女の遠智娘の所生であった。赤兄が近江方の五臣の筆頭にありながら、中臣金のように斬刑に処せられなかったのは、このような天皇との縁故関係も考慮されたのではなかろうか。それはともかく、蘇我氏はもはや多くの氏族のなかで、一頭地をぬく雄族とはいえなくなってきた。

いわゆる天武八姓の制定にあたり、蘇我氏は石川臣として、五十一氏とともに朝臣姓を賜与され[36]、翌年九月には石川朝臣虫名が東山使者として、国司・郡司・百姓の消息を巡察せしめられている[37]。また持統朝には、虫名はさらに筑紫に派遣され、位記を送るとともに新城を監督している[38]が、かれの位は直広肆であって、さきの安麻侶の小花下にほぼ等しい。これらはいずれも中央集権体制の強化のための施策であって、とくに巡察使は地方政治の査察を命じられたものであるが、奈良時代にも石川氏からはこの官に任じられた例が少なくない[39]。天武・持統朝ごろの蘇我＝石川氏の動向はこのほかには顕著な政治的活動を伝えるものがなく、他の氏族とともに律令制的中央集権体制のもとに官人機構のなかに包括されていったことが推測されるのである[40]。

かくて天武朝以後の蘇我氏は政治的には特色ある活動を示したとはいえないであろう。しかし社会的には、この氏の名声はなお後世まで保持されたとみるべきである。天武朝にはすでに帝紀・上古諸事の記定がおこなわれたが[41]、持統紀五年八月辛亥にいう祖等の墓記の上進を命じられた十八氏は、おそらく当代の修史事業にも資料を提供しうる名家として意識されていた有力氏族であろう。いまこれを書紀の記載の順序に列挙し、かつその祖先の系統を表示すればつぎのようである（第一一表）。

このうち祖先の系統についてはくわしく検討する必要があるが、いまはかりに通例の伝承に従っておく。この表で知られるように、十八氏のうち十五氏が朝臣姓、三氏が宿禰姓であるが、これらの諸氏の賜姓を記す天武紀十三



Digitized by Google

第一一表

| 氏 | 旧姓 | 新姓 | 祖先の系統 |
|---|---|---|---|
| 大三輪 | 君 | 朝臣 | 大物主命〔大国主命・大三輪神（紀）〕―意富多多泥古命（記紀） |
| 雀部 | 臣 | 朝臣 | 孝元天皇―比古布都押之信命―建内宿禰―許勢小柄宿禰（記） |
| 石上 | （物部）連 | 朝臣 | 遷芸速日命―宇摩志麻遅命（記） |
| 藤原 | （中臣）連 | 朝臣 | 天児屋命（紀） |
| 石川 | （蘇我）臣 | 朝臣 | 孝元天皇―比古布都押之信命―建内宿禰―蘇我石河宿禰（記） |
| 巨勢 | 臣 | 朝臣 | 孝元天皇―比古布都押之信命―建内宿禰―許勢小柄宿禰（記） |
| 膳部 | 臣 | 朝臣 | 孝元天皇―大彦命（紀）―比古伊那許志別命（記） |
| 春日 | 臣 | 朝臣 | 孝昭天皇―天押帯日子命（記） |
| 上毛野 | 君 | 朝臣 | 崇神天皇―豊木入日子命（記）―八綱田（紀） |
| 大伴 | 連 | 宿禰 | 天忍日命（記） |
| 紀伊 | 臣 | 朝臣 | 孝元天皇―比古布都押之信命―建内宿禰―木角宿禰（記） |
| 平群 | 臣 | 朝臣 | 孝元天皇―比古布都押之信命―建内宿禰―平群都久宿禰（記） |
| 羽田 | 臣 | 朝臣 | 孝元天皇―比古布都押之信命―建内宿禰―波多八代宿禰（記） |

Digitized by Google

| | | | |
|---|---|---|---|
| 阿倍 | 臣 | 朝臣 | 孝元天皇―大彦命（紀）―武渟川別命（記） |
| 佐伯 | 連 | 宿禰 | 天忍日命…大伴室屋―談―歌（新撰姓氏録） |
| 采女 | 臣 | 朝臣 | 遠芸速日命―宇摩志麻遅命（記） |
| 穂積 | 臣 | 朝臣 | 遠芸速日命―宇摩志麻遅命（記） |
| 阿曇 | 連 | 宿禰 | 伊邪那岐大神―┬底筒之男命<br>　　中筒之男命―墨江三前大神（記）<br>　　└上筒之男命 |

（備考）新姓は八色姓による賜姓を示す。カッコ（　）のなかは出拠を示し、人名に傍線を施したものを祖とする意味である。

年十一月戊申・十二月己卯の記載によると、ほとんどすべてが当代の名門勢家であったことが推察される。この賜姓の記事がなにによったかは明らかでないが、朝臣姓の場合はいまの十五氏のうち十一氏が賜姓の記事の最初から連記されているものに一致し、宿禰姓の場合も大伴・佐伯・阿曇の三氏は賜姓の記事の冒頭に連記されている。もちろん、この賜姓の記載順序がただちに有力な氏の順位を示しているとは考えられないけれども、少なくとも比較的有力なものほど先に記してある可能性が多いとはいえるようである。石川氏は朝臣姓五十二氏のうちで第十四番に記されている。

また、上の表で注意されるのは、もと臣姓であったものが多いことで、十八氏のうち十一氏をしめる。これらの氏の系譜には共通する性格がうかがわれ、十一氏のうち采女・穂積両氏が物部連と同祖であるほかは、すべて天押



Digitized by Google

帯日子命や大彦命・建内宿禰を通じて孝昭・孝元天皇の後裔になる。また上毛野君も崇神天皇との系譜関係をもつわけでこれらの氏はいずれも間接的には初代の天皇とのつながりを主張していることになる。なかでも十八氏の三分の一に相当する六氏が、いずれも建内宿禰の系統と称していることは興味ある事実であって、皇親であるとともに、理想的な執政である建内宿禰の後裔という伝承がいかに有効な機能な発揮したかは、想像にあまりあるものがあろう。ことに、天智朝末期の五臣のうち四臣までが、同一の系統に属する伝承をもつことは注意されるべきであって、かような系譜関係の形成にはたした蘇我氏の役割は軽視しえないものがあるであろう。

私はさきに第一部第三章において、古事記孝元段建内宿禰の系譜が完成された時期を、天武朝か、またはそれに比較的近い時期であろうと推定した。上来、天智朝から天武朝にかけての蘇我氏の動向をさぐることによって、その政治的社会的地位の推移をあとづけてみた。そして、天武朝における新しい政治の動きが、蘇我氏などの中央雄族の政界中枢部への進出を困難にした事情にも言及した。このような動きは、おそらく多くの氏をして、できるかぎり天皇氏との親縁関係を強調させ、おのおの自家の伝承の美化をはからせたことであろう。もとより、かかる傾向はいつの時代にもありうることではあるが、そのような構作にかりたてる風潮は、とりわけ天武朝にさかんであったといわなくてはならない。たとえ政権の中枢部に関与しない氏であっても、家系の尊貴をねがわないものはない。かくして諸氏の伝承の潤色はいちじるしく進行したと思われる。

諸家之所レ實帝紀及本辞、既違二正実一、多加二虚偽一、当今之時、不レ改二其失一、未レ経二幾年一、其旨欲レ滅、

という天武天皇の詔による修史事業も、そのような風潮のうちに企図されたのであろう。しかもそうした正実化の試みというべき古事記に、なお構作のあとが残されることとなったということができよう。

注(1) 蘇我倉山田石川は複式の氏とみるべきことは、すでに太田亮、姓氏家系大辞典（三三〇頁、昭和九年）に説かれている。なお本書第三部第三章においても、このことについて論及した。

(2) 坂本太郎、大化改新の研究、四五〇―四五二頁、昭和一三年。
坂本博士は白雉元年から天智天皇二年までを改新思想衰退の時代といえるとされる。

(3) 阿倍氏については、大塚徳郎・阿倍氏について、続日本紀研究、三の一〇・一一、昭和三一年、関晃、大化の左大臣阿倍内麻呂について、歴史、二一、昭和三六年、などがある。

(4) 古事記伝、二二、増補本居宣長全集、一一二〇―一一二二頁。

(5) 姓氏家系大辞典、一七二頁。

(6) 阿倍氏の本貫については、ほかに駿河説・伊賀説・越説があり、これらは同氏の東国との関係を考えるうえに軽視できない。

(7) 阿斗桑市の所在は大和国磯城郡阿刀村・河内国中河内郡渋川あるいは植松・亀井など諸説がある。

(8) 斉明紀四年四月・同紀五年三月是月・同紀六年三月。

(9) 天智紀称制辛酉年八月・同紀二年三月。

(10) 書紀の記載によると、雄略紀九年三月・五月の大伴連談をはじめ、継体・宣化紀の大伴金村、欽明紀二十三年の狭手彦など朝鮮との交渉はきわめて多彩である。

(11) 斉明紀四年十一月庚寅に引く或本に「方今皇子年始十九才」とあることから逆算した。

(12) 斉明紀三年九月。

(13) 日本書紀通釈、巻五、三三四二―三三四六頁、明治三六年。

(14) 川崎庸之、天武天皇、四六頁、昭和二七年。北山茂夫、大化の改新、一一六頁、昭和三六年。なお飯田武郷は蘇我赤兄を酷評しているが、かれの批評は中大兄皇子にまで及ばず片手落ちの観がある。

(15) 天智紀七年二月戊寅。

(16) 書紀は遠、続紀は牟羅志といずれもムラジとしているから、本名はそうであろうが、いまかりに連子の名を用いておく。



Digitized by Google

(17) 扶桑略記、巻五、三年三月条に、「右大臣武羅自薨、五十四、」とある。
(18) 赤兄を表面に出せないため連子を代りに立てたとも思われるが、また連子は後述のように氏上的地位にあったのであろう。
(19) 蘇我石川両氏系図、続群書類従、巻七上、一七九頁。
(20) 本書三九四頁掲載の蘇我氏略系図を参照されたい。
(21) 栗前王は敏達天皇の孫にあたり、壬申の乱には吉野方についた。なお坂本博士は、栗前（隈）王の筑紫帥任官について、天智紀の記載の七年と十年とは同事の重出とみるべきであるとし、七年は誤りで、十年が正しいとされる。坂本太郎、日本古代史の基礎的研究、上、三一九頁、昭和三九年。
(22) 冠位二十六階の第七位にあたる。
(23) 後の大納言にあたる。天智紀十年正月癸卯に「御史大夫、御史、蓋今之大納言乎、」とある。
(24) 家伝巻上、新校群書類従、巻三、六九二頁。
(25) 懐風藻、新校群書類従、巻六、九六頁。
(26) 岩橋小弥太、上代史籍の研究、二、一―八頁、昭和三三年。
北山茂夫、日本古代政治史の研究、一一二―一一四頁、昭和三四年。
直木孝次郎、壬申の乱、三七―四六頁、昭和三六年。
岩橋博士は元明天皇即位の詔にみえる、天智天皇の「改るまじき常の典」を皇位継承の規定とし、北山氏はかかる皇位継承についての詔を、この誓盟のときの天皇の詔と解され、さらに直木博士はこれを父系による直系相続法であったとされた。
(27) 続日本紀、天平元年八月丁卯、石川石足薨去の記事にみえる。
(28) 天智朝に果安が大納言であったことから、もし少納言があったとすれば、安麻呂はそのころ少納言であったとも解される。
(29) 天武紀即位前四年十月壬午。
(30) 伴信友、長等の山風、付録一、伴信友全集、巻四、五五九―五六〇頁。

Digitized by Google

(31) 天武紀元年八月甲申。
(32) 竹内理三、天武「八姓」制定の意義、律令制と貴族政権、一、所収、昭和三二年。
高橋富雄、皇親官僚制成立の意義、歴史学研究、二二八、昭和三四年。
(33) 天武紀十年二月甲子。
(34) 天武紀十二年二月己未。
(35) 多治比真人嶋は宣化天皇の曾孫多治比古王の子であるという。古事記宣化段、宣化紀元年三月己酉、三代実録貞観八年三月廿一日等参照。
(36) 天武紀十三年十一月戊申。
(37) 天武紀十四年九月戊午。この巡察は後世の巡察使のはじめと考えられるが、職員令太政官には「巡察使、掌巡察諸国、不常置、応須巡察、権於内外官、取清正灼然者充、巡察事条及使人数、臨時量定、」と規定している。
(38) 持統紀三年九月己丑。
(39) 竹内理三、「参議」制の成立、律令制と貴族政権、一、一三三―一三五頁。
(40) 川崎庸之、時代と人物・古代（八世紀の宮廷と氏族構成）、日本人物史大系、一、昭和三六年。
(41) 天武紀十年三月丙戌。
(42) 皇親の範囲については、継嗣令に「凡皇兄弟皇子、皆為親王、女帝子亦同、以外並為諸王、自親王五世、雖得王名、不在皇親之限、」とある。天武朝に真人姓を賜与された十三氏は継体天皇より五世以内の世代の氏に与えられている。この考え方からすれば、建内宿禰は古事記では孝元天皇の皇孫、書紀では皇曾孫で系譜の上では明らかに皇親である。
(43) 本書第一部第一・二章参照。
(44) 古事記序文。
(45) なお、古事記撰進の時期の元明天皇は、蘇我倉山田石川麻呂の女姪娘の所生であり、姪娘は天智天皇の嬪であることをも、あわせ考える必要がある。



Digitized by Google

# 第五章　蘇我氏人名の称呼法

古代史の基礎的史料としての日本書紀の研究の重要なことはいうまでもない。しかしその本文研究にはまだ着手されていない問題が少なくないのが現状である。ここでは書紀の記載のうち、蘇我氏に関する人名称呼の諸様相を通じて若干の考察を試みたいと思う。

## 一　人名称呼の諸例

つぎの表（第一二表）は日本書紀における蘇我氏の人名に対する称呼法を分類したものであるが、この表から知られるように、「宿禰」の語を人名に付する例は蘇我稲目までのほとんどすべてと考えてよい。欽明紀に「蘇我卿」・「蘇我臣」と記す各一例があるが、前者はすでに前章において述べたように(1)後世の作為と考えられる部分であり、後者も同じ記事のなかで聖明王の戦死を弔問する部分にあらわれているから同類のものと考えてさしつかえない。したがって稲目までの記載は原資料においてすべて「宿禰」の語が用いられていたか、または書紀の編者によってほぼ統一的に使用されたと解される。ところが馬子については「宿禰」と称する例とそうでない例とが並存しているから、この部分を検討すれば「宿禰」の語の用法を通じて書紀の人名称呼法の傾向を知ることができようし、さら

Digitized by Google

には原資料との関係をも考えることができるであろう。

この表で明らかなように、馬子について「宿禰」の称をふくむ例は三十九例ある。そのうち孝徳紀のいわゆる仏教興隆詔の三例を除けば、他はすべて敏達・用明・崇峻紀にあり、推古紀には一例しかない。同紀には馬子に対する称呼二十四例があるが、そのうち「宿禰」を称するものがわずかに一例であるということは、同紀編集上の問題として注意すべきことであり、しかもその例外的な一例というのは即位前紀に、「(○推古天皇)卅九歳当三于泊瀬部(○崇峻)天皇五年十一月一、天皇為二大臣馬子宿禰一見レ殺、」とある部分で、事実は崇峻紀の記載事項をくりかえして記述したものにすぎない。したがって推古紀固有の記載としては馬子に「宿禰」の称呼を付した例は皆無というべきであろう。推古紀では馬子を指して「大臣」と記した二十例があり、その他にも「蘇我大臣」が一例(十一年二月丙子)、「嶋大臣」が二例(廿八年是歳・卅四年五月丁未)あって、主として「大臣」と称呼する傾向が顕著である。この点は敏達・用明・崇峻の三紀と明らかに対照的な事実として指摘することができる。

この事実はおそらくつぎの理由によるであろう。すなわち、近来の書紀の本文批判的研究の進展につれて、現形の書紀の成立過程が単純には解明できないもので、全三十巻の内容が少なくとも八区分されることが認められるようになってきた。この研究の成果を太田善麿博士によって簡約すればつぎのようになる。(2)

(1) 巻　一(神代紀上)―巻　二(神代紀下)
(2) 巻　三(神武天皇紀)―巻十三(安康天皇紀)
(3) 巻十四(雄略天皇紀)―巻十九(欽明天皇紀)
(4) 巻二十(敏達天皇紀)―巻二十一(崇峻天皇紀)



Digitized by Google

## 第二一表　蘇我氏人名考察法分布表

| | 人名＼巻別 | 10 応神 | 11 仁徳 | 12 履中 | 12 反正 | 13 允恭 | 13 安康 | 14 雄略 | 15 清寧 | 15 顕宗 | 15 仁賢 | 16 武烈 | 17 継体 | 18 安閑 | 18 宣化 | 19 欽明 | 20 敏達 | 21 用明 | 21 崇峻 | 22 推古 | 23 舒明 | 24 皇極 | 25 孝徳 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 稲目 | 石川宿禰 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 蘇我満智宿禰 | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 蘇我韓子宿禰 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 韓子宿禰 | | | | | | | 7 | | | | | | | | | | | | | | | 7 |
| | 蘇我稲目宿禰 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 | 2 |
| | 稲目宿禰 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | 1 | | 1 | 4 |
| | 蘇我稲目宿禰大臣 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | 2 |
| | 蘇我大臣稲目宿禰 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 7 | | 1 | | | | | 9 |
| | 大臣 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | 2 |
| | 蘇我臣 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| | 蘇我卿 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 馬子 | 蘇我馬子宿禰 | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 6 | | | 1 | 11 |
| | 馬子宿禰 | | | | | | | | | | | | | | | | 12 | 3 | 3 | | | 2 | 20 |
| | 蘇我馬子宿禰大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 2 | | | | 3 |
| | 馬子宿禰大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | | | | | | 3 |
| | 蘇我大臣馬子宿禰 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 |
| | 大臣馬子宿禰 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 |
| | 蘇我馬子大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | | | | 2 |
| | 馬子大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | 2 |
| | 蘇我大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 2 | 1 | | | 4 |
| | 大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | 5 | 4 | 20 | | | 37 |
| | 蘇我嶋大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 嶋大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 1 | | 3 |
| | 蘇我臣 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 |
| | 馬子 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 |
| 蝦夷 | 蘇我大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | | 5 |
| | 蘇我大臣蝦夷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | | 4 |
| | 大臣蝦夷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 22 | 14 | | 36 |
| | 嶋大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 夷 | 豊浦大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 2 | | 3 |
| | 蘇我豊浦蝦夷臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | 1 |
| | 蘇我蝦夷臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 |
| | 蘇我臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | 2 |
| | 蘇我臣蝦夷 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | | 3 |
| 入 | 蘇我臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| | 蘇我入鹿臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 入鹿臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | | 5 |
| | 鞍作臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | | 3 |
| | 林臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | 2 |
| | 蘇我臣入鹿 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 7 | | 7 |
| 鹿 | 入鹿 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 20 | | 20 |
| | 蘇我鞍作 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 鞍作 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 6 | | 6 |
| | 善徳臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | 1 |
| | 物部大臣 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 |
| | 合計 | 1 | | 1 | | | | 8 | | | | | | | 2 | 14 | 30 | 14 | 19 | 27 | 26 | ※78 | ※5 | 225 |

〔備考〕

1. この表は蘇我氏の人名に対する称呼の頻度を示したものであるから，「大臣」でも単に官職として用いられたものは除外した。たとえば「以蘇我馬子宿禰為大臣」（敏達紀元年四月是月）とある場合の「大臣」は算入しない。
2. 割注の称呼も本文と同様に扱った。
3. たとえば馬子や蝦夷が自称して「臣」・「考臣」・「財臣」といい，また山背大兄王が蝦夷を指して「叔父」と称したものは算入しないが，某人の言の中に「蘇我臣」とか「大臣」とか「入鹿」とかあるものは算入した。また自ら「蘇我臣」と称したもの（皇極紀三年六月戊申）も算入してある。
4. 欽明・用明紀にみえる蘇我氏出身の女子は除外した。
5. 皇極・孝徳紀の合計欄に※印を付したのは，両紀にはこのほか蘇我倉山田石川麻呂に対する称呼があるが，当面の考察の対象でないので，本表に示さなかったからである。参考までに記すと，それは皇極紀に7例，孝徳紀に31例がある。
6. この表は新訂増補国史大系本日本書紀に依拠して作成した。



Digitized by Google

(5)　巻二十二（推古天皇紀）―巻二十三（舒明天皇紀）
(6)　巻二十四（皇極天皇紀）―巻二十七（天智天皇紀）
(7)　巻二十八（天武天皇紀上）―巻二十九（天武天皇紀下）
(8)　巻三　十（持統天皇紀）

この八区分のうち、(2)と(5)、(3)と(6)とはたがいに同系統に属する関連性をもち、またさらにくわしくいえば(2)の巻三（神武天皇紀）は独自の性格をもっていて、(7)（天武天皇紀上下）と関連性をもつこと、さらに(3)が巻十四（雄略天皇紀）から巻十六（武烈天皇紀）までの部分と、巻十七（継体天皇）から巻十九（欽明天皇）までの部分とに二分される要素をもつことも指摘されている。このような研究の成果は、当面の問題に対しても重要な示唆をあたえるものである。「宿禰」と「大臣」との称呼の相違は原資料の表現との関連とともに、かような書紀の編纂における分担作業のもたらした結果とみられるのであって、敏達・用明・崇峻の三紀と推古紀との間に、いちじるしい対照的事実のあらわれたもっとも大きな理由はここにあると考えられる。右の八区分によれば敏達・用明・崇峻の三紀は(4)にあたり、つぎの推古・舒明紀の(5)とは系統を異にすることとなる。かような視点に立てば、馬子という同一人物に対する称呼が敏達以下の三紀から推古紀に移るにつれて、「宿禰」系の称呼から「大臣」系の称呼へと変化するのは書紀の編纂の分担作業の結果であると考えられることになる。そしてこのほかにも、この称呼法の分布が示す事実をこの点から解明できることは存在すると思われる。馬子を「嶋大臣」と称呼する例が推古・舒明紀に限られることも同様に解してよいであろう。

Digitized by Google

## 二　敏達紀

そこで推古紀を一往除外して、敏達・用明・崇峻の三紀において、「宿禰」の称呼を用いるものと用いないものとの間に、記事の性格からどのような相違がみられるかが問題となる。つぎに煩雑ではあるが、「宿禰」の称呼の用例を敏達以下の三紀について検討してみよう。

まず敏達紀においては、蘇我馬子に対する称呼に「宿禰」の語をふくむものが十八例あり、ふくまないものが十二例あるが、後者のうち十例は「大臣」の語をふくむから、その他の「馬子」・「蘇我臣」という各一例を除けば、ほとんどが「宿禰」または「大臣」の語をふくむことになる。そこでこれらの用例を通じて一往考察の目処を「宿禰」の語を用いるものと、「大臣」の語を用いるもの、との二種に分けることにする。もちろん、これは一の仮説的な方法にすぎないが、このような用語の相違が記事の内容と関係をもつものであるか、否かを検討しておくことは必要であろうと考えられるからである。

かような視点から敏達紀の記載を順次にみてゆくと、まず「宿禰」の称呼を用いる例としては、元年四月是月の執政の記事、四年二月壬辰の屯倉の事の復命の記事、および十三年九月から十四年三月までの馬子の崇仏の記事、そこに引いてある或本の記事、同年八月の殯宮の記事がある。これに対して「大臣」の称呼を用いる例としては、元年五月壬寅・丙辰の船史の祖王辰爾が高麗の表疏を読釈した記事、三年十月丙申の吉備白猪屯倉の増益の記事、四年二月の任那復興の督励の記事がある。これらの記事の性格を考えてみると、執政の記事において「宿禰」の称



Digitized by Google

呼を用いることは書紀各巻にほぼ共通し、馬子についても敏達以下の三紀に共通した事実である。執政の任の重要性からもこのような荘重な表現をとるのは当然であろうが、また執政の記事が通常天皇の即位・遷都・立后等の記事に伴って記載されることから修辞上の効果も考えられたことであろう。すでに考察した執政の記事の性格[3]からもこのことは肯定すべきであると考えられる。

つぎに仏教に関する記事は馬子の崇仏が単に仏教的立場から有意義であるばかりでなく、ひろく大陸の高度な文化の受容という面から重要な歴史的意義をもつことから、編者にその意図があったことが考えられるが、またかれの業績を称揚しようとする意識の濃厚な資料に依っていることが明らかなものである。したがってこれが「宿禰」という敬称を伴って記述されたことも理解できるところである。敏達紀においても「宿禰」の語の十八例のうち、十四例が仏教崇敬の記事に属するのであって、その比重の大きいことが知られよう。

ただ、ここで例外的に仏教記事のなかに「大臣」の称呼を用いている部分が存在するから、これがどのような理由によるか、またなにを意味するかについて考えておかなければならない。それは敏達紀十四年二月辛亥の条であって、内容的にはすぐつぎの三月丁巳・丙戌の条にも関連している。その前後の文章はつぎのようである。

十四年春二月戊子朔壬寅、蘇我大臣馬子宿禰起二塔於大野丘北一大会設斎、即以二達等前所レ獲舎利一蔵二塔柱頭一、
辛亥、蘇我大臣患疾、問二於卜者一、卜者対言、崇二於父時所レ祭仏神之心一也、大臣即遣二子弟一奏二其占状一、詔曰、
宜下依二卜者之言一祭中祠父神上、大臣奉レ詔礼二拝石像一乞レ延二寿命一、是時国行二疫疾一、民死者衆、
三月丁巳朔、物部弓削守屋大連与二中臣勝海大夫一奏曰、何故不二肯用一臣言一、自二考天皇一及二於陛下一、疫疾流行、国民可レ絶、豈非二專由一蘇我臣之興二行仏法一歟、詔曰、灼然、宜レ断二仏法一、丙戌、物部弓削守屋大連自詣二於寺一、

踞二坐胡床一、斫二倒其塔一縱レ火燔之、幷焼二仏像与二仏殿一、既而取二所レ焼余仏像一令レ棄二難波堀江一、是日、無レ雲風雨、大連被二雨衣一、訶二責馬子宿禰与二従行レ法侶一、令レ生二毀辱之心一、乃遣二佐伯造御室、更名於閻礙也喚二馬子宿禰所レ供善信等尼一、由レ是馬子宿禰不二敢違一レ命、惻愴啼泣、喚二出尼等一付二於御室一有司便奪二尼等三衣一、禁二錮楚二撻海石榴市亭一、(4)

この辛亥の条が仏教記事でありながら、前後の例と異なり「宿禰」の称呼を用いていないのは何故であろうか。ただこうした例はここだけではなく、すでに十三年九月の条でも「宿禰」の五例に対して「大臣」・「馬子」の各一例があるように、同一人物に対する称呼頻度が多い場合には当然多様な表現をとることになり、必ずしも同一称呼に限定はできない。しかも壬寅の条には「蘇我大臣馬子宿禰」とあるから、これを「蘇我大臣」とか「大臣」とか略称するのは自然の文勢であって、それ自体としては問題とはならないであろう。また、この記事の内容が馬子の崇仏により疫疾の流行をもたらしたという仏教記事としても反仏教的な意味をもつもので、いわばここでは異質的な仏教記事であることから、馬子に対する称呼をも変えさせることになったと解釈することができるかもしれない。このような観点は三月丁巳の破仏事件の記事に守屋の言として馬子を「蘇我臣」と称呼させていることとも考えあわせて必ずしも肯定できないわけではない。

しかし既述のように推古紀とは対照的な敏達以下の三紀の馬子に対する称呼の特殊性を重視する立場にたつならば、この事実は単に修辞上の問題としてのみかたづけるべきことではないであろう。おそらくこの表現の相違はさらにさかのぼって原資料の相違に由来すると考えることが可能なのである。このことはさらに別の方面からの考察によってより強く主張することができる。



Digitized by Google

さきに仏教についての記載の検討をしたとき、敏達紀十三年九月から十四年六月までの記載を元興寺縁起の本文と比較対照した。[5] それによれば、辛亥の条の前半の記事は縁起の文章の順序からいえば、他の三尼の出家、弥勒の石像、舎利の出現および破仏事件などの書紀に記載するすべての記事の、最も前の部分に出ているので、この点は縁起と書紀とを対照した場合のきわめて著しい特色であった。つまり縁起と書紀との記載の内容は記述の順序からみて大略相対応しているにかかわらず、馬子が卜者に問うた部分だけが縁起では最初に出ているのである。またこの記述の順序の相違によって、全体の記事におけるこの記述の意味もかなり相違してきている。このことは前章に述べたところであるからここではくりかえさないが、[6]「宿禰」の語の用例を調査したうえでのいまの考察が、はからずも書紀の記載についてのさきの考察の結果に対して一の傍証ともなることとなった、といえよう。

かくして辛亥の条に「宿禰」の称呼を用いない理由はむしろ書紀の原資料が、三尼屈請や舎利の霊験を伝える、敏達紀の仏教記事のなかでそれらとは異なる他の系統の資料と関係があることを、かなり有力に推定することができると考えられる。しかもこのことは、敏達紀において辛亥の「卜者」の記事が「仏神」[7]とか「父神」とか「乞レ延二寿命一」とかいう、この部分の仏教記事としてはめずらしい表現をとっていること、また崇仏によって是時「国行二疫疾一、民死者衆、」という表現が欽明紀十三年十月の仏教伝来の記事における「於レ後国行二疫気一、民致二夭残一、久而愈多、不レ能二治療一」という表現と同工異曲であることからもいうことができよう。[8]

さて、以上の考察によって仏教記事のなかで、辛亥の条において例外的に「大臣」の称呼が中心になって用いられている理由が推察されたが、このことはまた書紀における人名称呼法を通じて、記事の性格やその原資料との関係を究明する一の手がかりとなるものであることを示唆している。そしてこれはとくに多様な称呼法を示している

Digitized by Google

蘇我氏において、とりわけ有効であるといえよう。

敏達紀で馬子に対する称呼が不統一なのは屯倉に関する記載であるが、これについては欽明紀との関連を考えなければならない。吉備の屯倉のことはすでに欽明紀十六年七月壬午に「遣二蘇我大臣稲目宿禰一、穂積磐弓臣等一、使二于吉備五郡一置二白猪屯倉一」とあり、ついで翌十七年七月己卯、三十年正月辛卯、同四月に関連する記事があって、敏達紀に入るので、概していえば稲目以来のいわば「宿禰」の称呼の系統の記事である。敏達紀三年十月丙申の「遣二蘇我馬子大臣一於吉備国一、増二益白猪屯倉与二田部一、即以二田部名籍一授二于白猪史膽津一」はそのなかで唯一の例外といえる。翌四年二月壬辰の復命の記事に「馬子宿禰大臣還二于京師一、復二命屯倉之事一」と記しているのはそのことを助成するものであろう。吉備の屯倉に関する記載は前章に述べたように(9)、白猪史すなわち後世の葛井連（養老四年賜姓）の家伝にもとづくものであり、同氏は蘇我氏の配下にあって船史や津史らとともに文筆や外交に活躍した氏であるから、その家伝において蘇我稲目や馬子を「宿禰」と敬称することは当然である。総じて蘇我氏に関係の深い屯倉の記事にはかような性格のものが多かったと思われる。

ところがおなじ敏達紀でも、船史の祖王辰爾の詔は全く「大臣」系の記述になっている。元年五月壬寅・丙辰の記事がそれで、ここには「大臣」の称呼が四回でてくるが、馬子の名も「宿禰」の称呼も全くあらわれていない。

五月壬寅朔、天皇問二皇子与二大臣一曰、高麗使人今何在、大臣奉対曰、在二於相楽館一、天皇聞之、傷惻極甚、愀然而歎曰、悲哉、此使人等、名既奏二聞於先考天皇一矣、乃遣二群臣於相楽館一、検二録所レ献調物一、令レ送二京師一、

丙辰、天皇執二高麗表疏一授二於大臣一、召二聚諸史一令二読解之一、是時諸史於二三日内一皆不レ能レ読、爰有二船史祖王辰爾一、能奉二読釈一、由レ是天皇与二大臣一俱為二讃美一曰、勤乎辰爾、懃（イカナ）哉辰爾、汝若不レ愛二於学一、誰能読解、宜



Digitized by Google

従レ今始近二侍殿中一、既而詔二東西諸史一曰、汝等所レ習之業何故不レ就、汝等雖レ衆不レ及二辰爾一、又高麗上表疏書二于烏羽一、字随二羽黒一既無二識者一、辰爾乃蒸二羽於飯気一、以レ帛印レ羽、悉写二其字一、朝庭悉異之、

この王辰爾の有能を称揚する記事が、船史すなわち後の船連（天武朝の賜姓）の家伝にもとづくことは明らかであろう。すでに欽明紀十四年七月甲子に王辰爾が船賦をかぞえしるしたため船長となり、船史の姓を賜わったという伝承を載せているが、そうした海上交通や外交とともに文筆をもって朝廷につかえた、この氏の性格を適切に示した著名な説話である。そのことは推古紀十六年六月丙辰の隋使来朝の時、難波津で迎接にあたったもののなかに、中臣宮地連烏摩呂・大河内直糠手とともに船史王平があること[10]、さらに翌十七年四月庚子の船史龍の記事、皇極紀四年六月己酉の蝦夷伏誅の時、焼かれようとした国記を取り出し中大兄皇子に献じたという船史恵尺の所伝など、いずれも外交と文筆というこの氏の世職をよく反映している伝承である。かように豊富な家伝をもつ氏であるから、書紀の編纂にあたっても家伝などの資料が採用されたことであろう。船史は朝廷において中堅的な階層をしめていたから伝承においても直接天皇に近侍する内容をもったものではなく、大臣を仲介的におく形をとっており、この記事ではそれが馬子であることを明記していないが、それだけこの話は蘇我氏との関係を弱めていることになり、蘇我氏との関係をいわなくても話のモティーフは十分に生かされるものであることを示している。おそらく王辰爾が高麗の表疏を読んだ話はかなり一般にも知られていたのであろう。しかし船氏に関する所伝がすべてそうであったわけではなく、欽明紀のは「稲目宿禰」を派遣して船賦を録したことになっており、蘇我氏との関係は無視できないものがある。

ところで高麗の使人の来朝は欽明紀三十一年四月乙酉から見えており、欽明紀の末から敏達紀のはじめにかけて

Digitized by Google

一連の記事がつづいているので、高麗の表疏の話はこの記事のなかでいっそう効果的な題材となっている。高麗（高句麗）の使人が六世紀中葉から来朝するようになったことは当時の朝鮮半島の情勢からも事実であろう。かつて百済・新羅を討って南下の気勢をしめした高句麗も、六世紀に入って新羅が興隆するにつれ、しだいに国威はおとろえ、やがて七世紀に隋・唐の侵略をうけるようになる。このような事情は高句麗のわが国に対する従来の強硬な態度を改めさせ、しだいに友好的な関係をむすぶ方向へと努力がむけられるにいたった。かくて大局的には高麗使人の来朝は事実と考えられるが、それは欽明・敏達紀の記載をすべて肯定することにはならない。船氏の伝承はこうした時勢の流れのなかに適宜に配置されたものと考えられる。したがって書紀編纂の過程において挿入された伝承体ということができるものである。その文辞のなかにさきのような傾向がみとめられることは無理からぬこともいえよう。

この点、敏達紀四年二月乙丑の「百済遣レ使進レ調多、益二恒歳一、天皇以二新羅未レ建二任那一、詔二皇子与二大臣一曰、莫レ懶二憚於任那之事一」とあるのは、この前後に頻出する朝鮮関係の記事に「大臣」の称呼の用いられた例であるが、高麗の使人の迎接に関連しての王辰爾の記事と共通した編者の傾向を示すものと解してよいであろう。また同じ船氏に関する所伝が、欽明紀と敏達紀で微妙な表現の相違を示していることは、両紀の成立過程を考える場合の一の材料となるものであろう。(11)



Digitized by Google

## 三　用明・崇峻紀

用明紀では、「宿禰」の用例はすべて七例ある。このうち稲目についての一例を除いて、六例が馬子を指している。また「大臣」は八例あり、すべて馬子であるが、「蘇我馬子宿禰大臣」というように前者と共通するものもあるから、これを除くと七例になる。なお「小臣」と馬子を貶した一例もある。

これらを前と同じように順次に検討してゆくと、「宿禰」の例としては、即位前紀の執政の記事、元年正月壬子の納嬪の記事（これに稲目宿禰の女石寸名のことを記す）、二年四月丙午の崇仏の記事などがある。これに対して「大臣」の例は、元年五月の穴穂部皇子の殯宮事件の記事と二年四月丙午の物部守屋との対立の記事にあらわれている。これをさきの敏達紀の場合と考えあわせて、記事の性格と用例とがかなりよく一致していることが明らかとなる。すなわち敏達紀になかった納嬪の記事の用例も記事の性質からいって荘重な称呼を用いるのは当然であり、執政・崇仏の記事の例は全く一致する。さらに「大臣」の用例は以上のものとは対照的な蘇我氏に対立する勢力の側に立った記事であるから、単に書紀の編者の修辞的な配慮によるばかりでなく、むしろ原資料の性格を示していると考えられるものである。このことについては、すでに第二部第七章において論究したように[12]、穴穂部皇子の皇位覬覦の記事や、物部氏との対立の記事が伝承の内容として独立的要素をふくむことから解明することができると思われるが、それはつぎの崇峻紀の記載を検討してからにする。

崇峻紀では「宿禰」の用例は十二、「大臣」の用例は七である。「宿禰」の系統は即位前に稲目を指す一例のほ

Digitized by Google

か、同六月庚戌の穴穂部皇子討伐の記事、同七月の物部守屋討伐の記事、同八月甲辰の執政の記事、元年三月の戒法受学の記事、五年十月壬午から十一月乙巳と是月の馬子の天皇弑逆の記事にあらわれている。

また「大臣」の用例は即位前紀六月甲子の善信尼等の戒法受学の記事、同年七月の物部守屋討伐の記事、および五年十一月是月の馬子が東漢直駒を殺した記事にあらわれている。崇峻紀の内容は用明紀と関連するものが多く切りはなしては考えられないが、執政の記事はさきの考察によってすでに問題とはならないので、そのほかの諸条について考察することにしよう。

まず問題となるのは穴穂部皇子の記事であるが、これは用明紀では元年五月の条で「宿禰」と「大臣」との用例が並存していた。しかし詳細にその内容を検討してみると、その用法には微妙な相違がある。すなわち、「大臣」の用例は「於レ是穴穂部皇子謂二大臣与二大連一曰、逆頻無レ礼矣、於二殯庭一誄曰、不レ荒二朝庭一、浄如二鏡面一、臣治平奉仕、即是無礼、方今天皇子弟多在、両大臣侍、誰得二恣レ情専言一奉仕一、又余親二殯内一、拒不二聴入一、自呼レ開レ門七廻不レ応、願欲レ斬レ之、両大臣曰、随レ命、」とあるものだけであるが、ここでは穴穂部皇子の談話の対象として馬子が「大臣」といわれ、また守屋と並んで「両大臣」といわれているにすぎない。したがってこの文章の次下に「於レ是穴穂部皇子陰謀下王二天下一之事上、而口詐在二於殺二逆君一……」と穴穂部皇子に謀反の意志のあることを記した後には「馬子宿禰」と称呼し、その立場を称揚する文勢をとっている。このような叙述の傾向は崇峻紀にうけつがれ、即位前紀の穴穂部皇子誅殺の記事に「蘇我馬子宿禰等奉二炊屋姫尊一、詔二佐伯連丹経手、土師連磐村、的臣真噛一曰、汝等厳レ兵、速往誅二殺穴穂部皇子与二宅部皇子一、……」と表現されている。これによって穴穂部皇子の記事の性格は皇子の謀反をしりぞけた馬子の功績を称揚し、しかもかれが炊屋姫尊（のちの推古天皇）を奉じて、皇子の追討を詔



Digitized by Google

せしめたとすることによって正当化されている。この点は注意すべきで、推古天皇の即位によって、馬子が崇峻天皇を弑したこともまた正当化される伏線となっているとみることができるであろう。要するに穴穂部皇子の記事はいわば「宿禰」系の記事というべきであるが、それはこの記事が三輪氏の家伝を依拠として採用されたこととあわせ考える必要がある。(13)

つぎに守屋討伐の記事は用明紀では一貫して「大臣」の系統に属するようであるが、これも詳細に考察すればかなり微妙な問題をふくんでいる。それは周知のように蘇我氏と物部氏との対立関係をしめす記事は仏教受容に関する記事と密接に関連して記載されているから、両者をはっきり区別しない場合には「宿禰」系とか「大臣」系とかいう判断はきわめて困難になってくるからである。これを用明紀についていえば、二年四月丙午の天皇が崇仏の可否を群臣に議ったという記事では馬子は「蘇我馬子宿禰大臣」として奉仏の側に立っているが、これは物部氏との対立を示す記事にはちがいないとしても、主調はあくまで仏教受容の問題にあるので、奉仏派の馬子を「宿禰」と呼ぶことになんら支障はないわけである。しかし純粋に守屋との対立関係を示す記事では「大臣」という称呼が中心となっており、「宿禰」の称呼はあらわれていない。二年四月丙午の記事でも「大連従二阿都家一使下二物部八坂、大市造小坂、漆部造兄一、謂中馬子大臣上曰、吾聞、群臣謀レ我、我故退焉、馬子大臣、乃使下二土師八島連於大伴毗羅夫連所一、具述中大連之語上、由レ是毗羅夫連手執二弓矯皮楯一就二槻曲家一、不レ離二昼夜一守二護大臣一、槻曲家者、大臣家也、」となっている。この傾向は崇峻紀においてもほぼひきつがれている。ただし完全にそうであるわけではなく、とくに即位前七月に「蘇我馬子宿禰大臣勧二諸皇子与二群臣一、謀レ滅二物部守屋大連一、泊瀬部皇子、竹田皇子、厩戸皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子宿禰大臣、紀男麻呂宿禰、巨勢臣比良夫、膳臣賀拖夫、葛城臣烏那羅、倶率二軍旅一進討二大連一」

とあるのは著しい例外となるようである。しかしそれでも「宿禰大臣」という表現に、「大臣」という称呼との連関がみとめられ、以下の文章には「宿禰」の称呼はあらわれてこない。したがって物部守屋の討伐の記事の主流は「大臣」系統に属するとみられることもあながち否定しきれないであろう。かように物部氏との対立の記事が主として「大臣」の称呼を中心としているのは、大臣と大連との対立という相称観念がつよく作用していることによるものではなかろうか。蘇我・物部の対立は本来政治的要因にもとづくものであることは前章でもふれたが、それは事実上、大臣・大連連立政治の終末を意味したものでもあった。したがって蘇我・物部両氏を対称的に考えるのは当然で、その場合蘇我氏を特別に扱うべき理由はない。蘇我氏を優先させうるのは、結局天皇氏との政治的関係あるいは仏教を中心とした立場にたつときに可能となる性質のものである。ここに蘇我・物部両氏の抗争の記事が「大臣」の称呼を中心にしている理由があるのであろう。しかも結果的に蘇我氏の勝利におわったことは蘇我氏の側にたった資料を多く存在させたに相違なく、そこに「宿禰」の称呼がつよい影響を与えたことが推定される。崇峻紀即位前七月の記述のうち、諸皇子に勧めて討滅をはかったという部分の記述はこの記事の総括の役割をなしていると解されるが、そこに「蘇我馬子宿禰大臣」という荘重な表現をとっているのは諸皇子（そのなかには厩戸皇子も加わっている）とともに起したこの軍旅の正当性を暗示する意味がふくまれていることは見のがしえないところである。

つぎに戒法受学の記事については、これが仏教記事である点からみれば「宿禰」の称呼が用いられるはずであり、事実崇峻紀元年是歳に「蘇我馬子宿禰請二百済僧等一、問二受レ戒之法一、以二善信尼等一付二百済国使恩率首信等一、発二遣学問一」とあることによっても、そのことは知られるわけであるが、反面、これより前の即位前六月甲子に「善



Digitized by Google

信阿尼等謂二大臣一曰、出家之途以レ戒為レ本、願向二百済一学二受戒法一、是月、百済調使来朝、大臣謂二使人一曰、率二此尼等一将渡二汝国一令レ学二戒法一、了時発遣、使人答曰、臣等帰レ蕃先導二国王一、而後発遣、亦不レ遅也、」とあって、ここにはもっぱら「大臣」の称呼を用いている。このような称呼法の相違だけからは記事の性格を決定することはできないけれども、即位前の記事は内容的には善信尼等の発意を述べることに中心があり、百済調使の言は実質的にはさほどの意味はないものであろう。してみればこの記事は要するに元年の百済派遣のための伏線としてここにおかれたものであって、その年月も元年の記事に適合するように記載されたものと考えられる。かように考えるならば、「大臣」の称呼も元年の記事ほどの内容をもたない比重の軽さをおのずから反映していると解されることになる。

最後に、五年十月丙子からの崇峻天皇弑逆についての一連の記事がある。この記事において奇異に感じられることは、天皇弑逆という不敬な事績を記して、壬午「蘇我馬子宿禰聞二天皇所レ詔、怨レ嫌二於己一招二聚儲者一謀レ弑二天皇一」とし、十一月乙巳「馬子宿禰詐二於群臣一曰、今日進二東国之調一、乃使二東漢直駒一弑二于天皇一」としていることである。かような事実を記述するのに、とくに「宿禰」の称呼を用いる必要があろうか。このような疑問に対しては、逆にかような箇所にあえて「宿禰」の称呼を用いるところに、このあたりの執筆を担当した書紀編者の特色ある傾向があらわれているということができるであろう。また別の観点からすれば、かような傾向がこの部分の記述の依拠となった原資料の影響ともみられるであろう。それは乙巳の条に注記してある「或本云、大伴嬪小手子恨二寵之衰一、使二人於蘇我馬子宿禰一曰、頃者有レ献二山猪一、天皇指レ猪而詔曰、如レ断二猪頸一何時断二朕思人一、且於二内裏一、大作二兵仗一、於レ是馬子宿禰聴而驚之、」という「或本」の存在したことからも推察される。この文辞がたとえ「或

本」の文章のままではないとしてもかような文献史料の存在することは十分ありうることと考えられるからである。それで天皇弑逆の記事における「宿禰」の表現の理由としては、この部分の原資料の性格によると考えられるが、またさきに一言した馬子と推古天皇との結合による、馬子の事績の正当化という編者の意識の作用していることを考慮すべきであろう。たとえばこの或本の記述には書紀の本文とほとんど違わない内容を伝えているが、天皇が馬子を討つため兵仗を作したことが馬子を刺激したというように、先に事を構えたのはむしろ天皇であるといいたげな表現をとっている。これらは書紀の編者の意識より以前の馬子に対する評価を示しているものと解すべきであろう。したがって弑逆の記事が「宿禰」の称呼をもって主調としていることは原資料からの影響とみるべきところがあることになる。

ただこれに付随して起った馬子の駒を殺した事件は「馬子宿禰忽不レ知二河上娘為レ駒所レ偸、而謂二死去一、駒奸レ嬪事顕、為二大臣一所レ殺、」と記され、「大臣」の語も一回だけ用いられているので、この部分も同一の資料によると解すれば、上記のような考え方も完全にはいえないわけであるが、これだけは駒を対象とした行為の記述であり別の資料によったことも考えられる。また天皇を対象とした行為と区別する表現をとったとも解される。なお付言するならば、天皇弑逆の行為と「大臣」の語との用語として調和しないことが、書紀の編者において考慮されたであろうということである。「大臣」は本来天皇の政治を輔弼するものであって、大権の行使について進言し、大政を扶翼する臣下の筆頭に位する人物である。後世発達した「大臣」の観念からしても、かような地位にあるものの弑逆について、官府の修史の任にあるものが、とくに敏感な文辞の用意のあるのは当然であろう。弑逆の記事に「大臣」の語をあえて用いず、さりとて推古朝における馬子の地位をも配慮すれば、これを無下に貶することもさける



Digitized by Google

べきであるという観点から書紀の編者はむしろ「宿禰」という、古来の敬称によって弑逆の記事を述べたとみることができるであろう。

さて、以上のように敏達・用明・崇峻の三紀における人名称呼法の問題を馬子を対象として考察した結果、つぎの事実を知ることができた。

第一には、「宿禰」を人名に付する例は稲目までのほとんどすべてと考えてよく、これは書紀の編者の手で統一的に用いられたこともあろうが、多分に原資料の影響と考えられる。

第二には、馬子については称呼が不統一になっているが、大体の傾向として「宿禰」の称呼の系統と、「大臣」の称呼の系統とに分かれ、敏達・用明・崇峻紀に並存するが、推古紀にいたって「大臣」の系統に統一されている。このような敏達以下三紀と推古紀との相違はおそらく、すでに指摘されている書紀編纂に際しての分担執筆者の相違によるのであろうが、そのなかの若干のものについては原資料の性格が多分に反映していると思われる。

第三には、このように記事を分類すれば、「宿禰」の称呼を用いるものは、㈠執政・納嬪の記事、㈡仏教崇敬の記事、㈢屯倉設置復命の記事、㈣穴穂部皇子討伐の記事、㈤崇峻天皇弑逆の記事などであり、「大臣」の称呼を用いるものは、㈠船史の祖王辰爾の記事、㈡任那復興督励の記事、㈢物部守屋討伐の記事などである。

これらは上述のように、判然とした区別が認められるものと、そうでないものとがあるので一律にはいえないが、推古紀において「大臣」の称呼に統一されているところからすれば、敏達・用明・崇峻紀の編纂担当者に称呼を統一しようとする意思がつよくはたらいていなかったことを示している。とすれば、この三紀においてはそれだけ編者の自由な表現がなされたことになるが、この場合、原資料における人名称呼の様式がそのままうけつがれて使

Digitized by Google

用されることがあるのは当然であろう。かように考えると、人名称呼法というごく限られた視点からではあるが、称呼法の特色と記事内容との関連を系統づけて分類することによって、記事の性格を知るための、一つの方途が残されているということができるであろう。ここに試みたのは、その一部にすぎないが、より多くの調査を重ねることによって、展望のひらかれることを期したいと思う。

## 四　人名称呼法の特色

上来の考察に関連して問題となるのは、かような人名称呼法においては書紀のような官府の修史の立場として当然のことながら皇族中心の発想がなされていると考えられることである。それで蘇我氏と天皇氏との系譜関係・血縁関係を考慮する必要がある。欽明紀二年三月によれば、欽明天皇は蘇我稲目の女堅塩媛を納れて、七男六女を生み、そのなかに後の用明天皇（橘豊日尊）と推古天皇（豊御食炊屋姫尊）がある。さらに天皇は堅塩媛の同母妹の小姉君を納れ、四男一女を生したが、そのなかに穴穂部皇子と崇峻天皇（泊瀬部皇子）がある。また用明天皇は稲目の女石寸名を嬪として一男を生している。堅塩媛、小姉君と石寸名はともに稲目の女であり、馬子とはおそらく兄妹の間柄である。[14] したがって稲目はもとより馬子もまた天皇氏との親縁関係をもつものであり、天皇の外甥として遇される位置にある。しかも敏達以後の四朝に大臣として朝堂に臨んだかれの立場を思えば敬称をもって遇するのは無理もないので、帝紀などの記録にかような称呼を用いたものがあったことは確かであろう。また「宿禰」と「大臣」とはともに敬称としてのはたらきをもつ語であって、「宿禰」がより尊く、「大臣」がより卑いという価値観念



Digitized by Google

にはむすびつかない。むしろ「宿禰」が古い姓の観念をともなうと考えられるのに対して、「大臣」は大臣・大連の制の発達につれて敬称としてのはたらきをもってきたので、それだけ現実的であり、「宿禰」よりも一層強い役割をはたす語ということができる。しかしこれらの敬称が書紀編纂にあたって採用された資料のなかにあらわれた場合には「宿禰」には古い時代のおもかげがつきまとっており、さきの人名称呼法分布表（第一二表）によっても大化前代の例が多かったと思われる。それだけ「遠祖」的なひびきをもって用いられたと思われる。

「宿禰」の語義についての従来の考説のうち有力なのは大兄（オホエ）に対する少兄（スクナエ）であろうとするものであって、ほかに高句麗の十二等の官名のなかに大兄・少兄のあることも指摘されている。[15]すなわちスクネはスクナエであって、オホエに対する語とするもので、履中天皇を大兄去来穂別[16]と称し、その弟の允恭天皇を雄朝津間稚子宿禰[17]と称するように、大兄と宿禰とが兄弟相称の関係になっている例がある。しかも大兄は一般の臣下に用例がなく、天皇または皇族にかぎって用いられているに対して、宿禰は允恭天皇のほかには神功皇后の父息長宿禰王の例[18]など重臣に用いられている、という傾向がみとめられる。したがって、「宿禰」という称呼には「大臣」という称呼にない、古風な語感があるのであり、「大臣」が大化前代の「オホオミ」から、大化以降の中国的な律令制の発達の影響をうけて太政官制の左右大臣へと移行してゆくことによって、[19]政治的公用語として活用されているのに対して、尚古的な敬称として用いられることが多かったと考えられる。この語が政治的に活用されるのは天武八姓の制定によってであることはいうまでもない。

書紀の編纂にあたっては、天皇や皇族を中心とする観念によって終始意識的な用字の統一がおこなわれていた。たとえば天皇についても、古事記において「命」とか「天皇」とか「王」とか「御子」とかとかなり不統一な表現

Digitized by Google

をしているのに対して、書紀は厳格に「天皇」に統一しており、またひとしく「ミコト」と訓むものを従来慣習的に「命」の字によって表現してきたのを、書紀はとくに天皇・皇太子・摂政など至貴の位にあるものに「尊」の字を用いて区別し[20]、またひとしく「ヒメ」と訓むものを、皇胤の女は「姫」、他姓の女は「媛」とに区別し、さらに貴人の死去について「カクル」と訓むものも、天皇・摂政は「崩」、皇太子・皇后・皇子・皇女その他重臣には「薨」というように区別しているのである[21]。かような厳格な用字法が臣下・他姓の場合にも一貫しておこなわれたとは断定できないが、また全く不用意に無頓着になされたとは考えられない。もとより多数の、しかもかなり性質の異なる資料を取捨し、多くの編者たちが分担して事業をすすめたのであるから、いろいろな例外や齟齬もあったであろうが、基本的な傾向なり方針なりはみとめることができるはずである。

書紀の編纂されたころ、人名称呼法がいかに考えられていたかを知る手がかりとして、公式令義解の授位任官条が参考となるであろう[22]。

凡授レ位任レ官之日、喚辞、謂、在二御所一而授任之辞、其在二官省一、亦准二此例一也、三位以上、先レ名後レ姓、謂、仮令、喚云二某四位以下、謂、五位以上也、万呂宿禰一之類、先レ姓後レ名、以外、三位以上直称レ姓、謂、直称二某宿禰一之類也、若右大臣以上称二官名一、四位先レ名後レ姓、五位先レ姓後レ名、謂、喚云二某宿禰一之類也、六位以下、去レ姓称レ名、謂、直言二某万呂一、不レ称二宿禰一也、即授任之日及以外、並皆通称也、唯於二太政官一、三位以上称二大夫一、四位称レ姓、五位先レ名後レ姓、其於二寮以上一、謂、弁官以下也、四位称二大夫一、五位称レ姓、六位以下称二姓名一、司及中国以下、五位称二大夫一、謂、一位以下、通用二此称一、

これによれば、令の制では位を授い、官に任ぜられる日の喚辞は、三位以上は「先名後姓」であり、四位以下は「先姓後名」であるという。また授任の日以外でも四位は「先名後姓」、五位は「先姓後名」であるというのであ



Digitized by Google

るから、「先名後姓」が「先姓後名」よりも上位に対する称呼と考えられたことが知られる。また三位以上は直に姓を称し、もし右大臣以上ならば官名を称するという。姓を去て名のみを称するのは六位以下の場合である。要するに上位に対しては官名や姓のみを称呼するのが例で、あえて名をいう場合は名の下に姓を付けるのがこれに次ぎ、姓の下に名を付けるのはその下に当り、名のみ称するのは六位以下で最も下位のものに対する称呼法ということができるわけである。(23)

かような令制の位階による称呼法の相違をただちに書紀の大化前代の記載にまでさかのぼって相当させることは早計ともいえようが、これが書紀の編纂された時代の宮廷の常態であったとすれば、それ以前の時代においてもこれほど厳格にではなくても、このような考えは社会通念としても存在したとみるべきであろう。もちろん宮廷での叙辞と書物の上の記載とは完全には一致はしないが、かなり密接な関係のあることもみとめるべきであろう。少なくとも書紀の編者の脳裏にかような観念が知識としてもはたらいていたことは否めないところである。そこで、かような観点から当面の蘇我氏の人名称呼法の分類の結果をふりかえってみることにしたい。とくに稲目以後の四代を問題として、概括的に種種の称呼を、先名後姓型と先姓後名型とに分けてその使用頻度を調査してみよう。いうまでもなく先名後姓型は宿禰または大臣・臣の称を名につけて表現しているもので、このなかには便宜上「直称レ姓」するものをふくめておく。また先姓後名型は前者と逆に姓の後に名をつけて表現しているもので、いわゆる「去レ姓称レ名」するものも一往このなかにふくめて考えることができよう。算出の結果はつぎのようである（第一三表）。

これによって蘇我氏の人物に対する書紀の史筆の大勢はうかがわれる。すなわち稲目については、稲目以前の称

Digitized by Google

第一三表

| 人名 | | 稲目 | 馬子 | 蝦夷 | 入鹿 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 先名後姓型 | 頻度 | 21（宿禰系15 大臣系5 その他1） | 89（宿禰系33 大臣系56） | 49 | 11 | 170 |
| | 比率 | 100% | 98.8% | 86.0% | 24.5% | 79.8% |
| 先姓後名型 | 頻度 | 0 | 1 | 8 | 34 | 43 |
| | 比率 | 0% | 1.2% | 14.0% | 75.5% | 20.2% |

呼法をうけて全く先名後姓型の称呼をしており、その表現も「宿禰」の称呼を主としている。つぎの馬子においても先名後姓型が九八・八パーセントをしめているが、「宿禰」にかわって「大臣」の称呼が多くなってきている。[24] 敏達紀十三年九月の崇仏記事のなかに「馬子」と名だけを称呼するのは全くの異例といわなければならない。しかしつぎの蝦夷にいたりこの大勢がかなり変化し、先姓後名型が一四・〇パーセントあらわれてくる。ただかれが大臣であったことが、その専横にもかかわらず、先名後姓型の称呼を八六・〇パーセント記載させたというべきで、この大臣の地位への顧慮なしにはかような表現は理解されないであろう。そして入鹿にいたって逆に先姓後名型の称呼が七五・五パーセントをしめ、しかもその三十四例のうち二十七例は去姓称名型の称呼になっており、かれに対する評価の低劣なことを示している。このような傾向は大体は書紀を通読して看取されるところであるが、人名称呼法の数値のうえでも明らかに裏づけられるわけである。

書紀の研究のうち、近時とくに注目すべきは書紀の各巻の文章や用字・用語を通じて記事の成立事情を考察する方法が着実な成果をあげていることである。[25] かような研究はすでに第二次世界大戦以前から、学界



Digitized by Google

の一部においておこなわれていたが、近来その方法は再認識されつつあるといえよう。この論考は、かねて関心をもってきた蘇我氏に関する記載において、かような方法を学ぼうとしたものであるが、全くの試論にすぎない。特定の氏を対象にしたかような考察がどのような可能性をもつものであるかは未知数の問題である。私としても、さらに改めて論究をくわえたいと思っている。

注（1）本書第二部第六章。
（2）太田善麿、古代日本文学思潮論、三、昭和三七年。とくに一四―一六、二三頁などに従来の研究の成果が要約されている。
（3）本書第二部第二章、および第三部第六章。
（4）傍点は引用者が付した。以下のものも同じである。
（5）本書第二部第五章。
（6）本書一九八頁。
（7）もっとも「仏神」の語は、津田左右吉博士の指摘のように、（日本古典の研究、下、九三頁、昭和二五年）梁高僧伝の康僧会の条に出ている。
（8）なお、これについては仏教関係記事の全体的構成のなかでの位置づけが必要であるが、当面の問題からそれるので別の機会にゆずる。
（9）本書第二部第四章。
（10）船史王平は船首王後の墓誌との対比によって王後と同一人物と考えられる。すなわち、王後は音の相似によって「王乎（ヲヲ）」と書かれたが、それを書紀が「王平」と誤ったものであろう（藤貞幹、船史王後首墓誌考証、狩谷棭斎、古京遺文）。これに対して飯田武郷は王平は王後とは別人であるとしている（日本書紀通釈、巻四、二八一九―二八二〇頁、明治四二年）。なお、藪田嘉一郎氏は王平が王乎の誤りとは断定できないが、王平と王後とが同一人物であることは認めてよいとされる（日本上代金石叢考、二〇〇―二〇二頁、昭和二四年）。私は藪田氏の説に従いたい。王辰爾が墓誌に見える

Digitized by Google

「王智仁」であることは異論のないところである。

(11) 太田善麿、古代日本文学思潮論、三、一四―一五頁。さきの八区分によれば、欽明紀は(3)に、敏達紀は(4)に分類されている。

(12) 穴穂部皇子の皇位覬覦の記事については、本書第二部第七章を参照されたい。

(13) 坂本太郎、纂紀と日本書紀、史学雑誌、五六の七、昭和二一年。のち、日本古代史の基礎的研究、上、文献篇、一二八―一二九頁、昭和三九年、所収。

(14) 後世の蘇我石川両氏系図では、ともに馬子の妹と解している。なおこの系図については、星野良作、蘇我石川両氏系図成立の時期について、法政史学、一七、昭和四〇年、および蘇我石川両氏系図の一考察、法政史学、一八、昭和四一年、などがある。

(15) 太田　亮、日本上代に於ける社会組織の研究、六九五―六九九頁、昭和四年。同書には諸説を紹介しているが、宿禰の代表的人物ともいえる武内宿禰は神功皇后に関連して伝承され、皇后が神主となって神託を伝えるとき、武内宿禰に琴をひかせ、中臣烏賊津使主(イカツノオミ)がサニハ（審神者）となったという。かように神主に対してネグ（ネガフ）ものとしてのスクネの宗教的役割を考える必要があろう。スクネが単に政治的役割をはたしただけのものとは解されない。このことについては私もさらに後考を期したい。

(16) 仁徳紀二年三月戊寅、同紀七年八月丁丑。

(17) 允恭紀即位前。

(18) 神功紀摂政前。

(19) オホオミから太政官制の左右大臣への移行について考察したものに、竹内理三、太政官政治（律令制と貴族政権、昭和三二年、所収）、岩橋小弥太、孝徳天皇紀の大臣及び内臣について（上代官職制度の研究、昭和三七年、所収）などがある。

(20) 書紀は、神代紀上の国常立尊の分注に「至貴曰尊、自余曰命、並訓美挙等也、下皆倣此、」というように皇親にかぎり「尊」の字を用いることに一定しているが、これは書紀の編纂にあたって統一的に使用されたもので、一般には後世まで混用されている。たとえば常陸国風土記や上宮聖徳法王帝説においても倭武命・上宮厩戸豊聡耳命などの例



Digitized by Google

がある。

(21) これらの用語の検討については、木村俊夫、書紀編纂者の思想に就いて、日本諸学研究、一・三、昭和一四・一五年、を参照されたい。

(22) 新訂増補国史大系本、二六一頁。

(23) 続日本紀、養老五年十月癸未に、「太政官処分、唱ㇾ考之日、三位称ㇾ卿、四位称ㇾ姓、五位先ㇾ名後ㇾ姓、自ㇾ今以去、永為ㇾ恒例」とあるものも書紀撰進の翌年の事実として参考すべきである。たとえば「蘇我卿」などの表現が書紀編纂の時代の意識でも三位相当の意味をもつことが知られる。

(24) 宿禰系と大臣系との区別については、第一三表では、たとえば「蘇我大臣稲目宿禰」は宿禰系、「蘇我稲目宿禰大臣」は大臣系にふくめることとした。

(25) 坂本太郎、記紀研究の現段階、日本古代史の基礎的研究、上、文献篇、および山田英雄、日本書紀の文体論について、史学雑誌六三の六、昭和二九年、に概観している。なお成書としては、大野晋、上代仮名遣の研究、昭和二八年、小島憲之、上代日本文学と中国文学、上・昭和三七年、太田善麿、古代日本文学思潮論、梅沢伊勢三、記紀批判、昭和三七年、などが、代表的なものであろう。

Digitized by Google

# 第六章　日本書紀の執政に関する記載

## 一　神武紀から安康紀まで

日本書紀における執政に関する記載がどのような性格をもつものであるかを知るために、まず記載の形態を巻別に、また天皇紀別に、順次にしらべ、さらにそれらを通じての特性について考察したいと思う。この場合、神代紀は別として、神武紀以降を順次に検討すればよいわけである。

### (一)　神武紀（巻三）

この巻はいろいろの意味で独特の立場をしめているが、神武天皇の即位以前の記事が大部分をしめ、即位以後七十六年の記事は簡単なものである。そのなかには大伴氏の遠祖道臣命が大来目部をひきて密策を承け、諷歌倒語をもって妖気をはらったことや、道臣命以下の数臣に論功行賞したことなどが記されているが、後世のいわゆる執政に相当する記事は見られない。ただ即位前紀に中臣氏の遠祖天種子命[1]を「侍臣」とする、つぎの記載がある。

行至二筑紫国菟狭一、菟狭者地名也、此云二宇佐一、時有二菟狭国造祖号曰二菟狭津彦、菟狭津媛一、乃於二菟狭川上一、造二一柱騰宮一、而奉」饗焉、一柱騰宮、此云二阿斯毗苔徒夜餓離能瀰椰一、是時、勅以二菟狭津媛一、賜二妻之於侍臣天種子命一、天種子命、是中臣氏之遠祖也、



Digitized by Google

この「侍臣」には、「オホマチキミ」・「オホマヘツキミ」・「オモトマヘツキミ」などの訓がある。[2]「オホマチキミ」の「マチキミ」という訓によって表現されるのは通常「大夫」であるから、[3]「オホマチキミ」は「マチキミ」の首位にあるもの、または有勢なものとして、後世の大臣・大連に相当するものとも解される。かくて「侍臣」には執政の意味が全くないとはいえないことになるであろう。しかし天種子命は右の引用によって知られるように、天皇から菟狭津媛を賜わった記事のなかに「侍臣」として記されているだけで、侍臣に任命された記事ではなく、また侍臣としての積極的な活動を伝えることを主旨とするものでもない。神武紀においては、大伴氏の遠祖日臣命の功績や物部氏の遠祖饒速日命の忠効が述べられているのに対して、中臣氏に関する記述がないから、菟狭国造との縁故を述べるに当って、「侍臣」であることを特筆する必要があったと考えられ、中臣氏系統のものによる加筆を考定させるものである。これを後の天皇紀に見える執政の記事と同一に扱うことはできないと考えられる。

なお、綏靖紀即位前によれば、神武天皇の第一子手研耳命について、「其庶兄手研耳命、行年已長、久歴二朝機一、故亦委レ事而親之、」と述べている。これは文章の上では皇子が執政となったとも解される表現であるが、記事の性格からみて、いわゆる執政の記事と同一に見ることはできない。おそらく後世の皇太子摂政などの事実を反映した文飾のあらわれとみるべきであろう。

(二)　綏靖紀から開化紀まで（巻四）

この巻におさめられている八天皇紀は、書紀のなかで最も簡単な記述であり、その点では古事記の記述とほぼ共通している。古事記では綏靖天皇から開化天皇までの八代と、成務・反正および仁賢天皇から推古天皇までの十代の、すべて二十代の天皇の記述が説話的記述をふくまない、いわゆる帝紀の原形に近いと考えられる記述である。

Digitized by Google

書紀では綏靖紀即位前の記述が詳細であるが、即位後の記述は安寧天皇から開化天皇までの七代と同じように簡単なものであって、やはり帝紀の原形に近い記述ということができる。

ところが、この帝紀の原形に近いと推定される部分に執政の記事が全く存在しないのであるから、いわゆる帝紀には執政の記事は存在しなかったことになる。かりに存在したとしても、それはごく一部の天皇の場合であって、すべての天皇について執政の記事があったとは考えられないことになる。これは帝紀というものの性格から考えても当然なことであろう。帝紀はその名称からいっても天皇の事績の記述が中心となるものであるから、代代の天皇にこれを扶翼する重臣がいたとしても、その名を一一記す必要はないわけで、むしろ重臣のことを記す必要があるのは、とくに重大な功績があったとか、天皇の事績に重大な関係をもつとかという場合に限られるべきであり、いわば特例としてみとめられるにすぎないと考えられるからである。

(三) 崇神紀（巻五）・垂仁紀（巻六）

崇神紀にも明確に執政の記事といえるものはない。ただ「群卿百僚」とか「群卿」とかいう語がさかんに用いられ、また八年十二月乙卯に天皇が大田田根子をして大物主大神を祭らしめた記事のなかに「諸大夫等」の歌を記している。この「諸大夫等」は「マウチキミタチ」・「モロノマチキムタチ」あるいは「マヘツキミタチ」などと訓じられている。[4] 崇神紀では神祇崇敬の記事を中心として、三輪君の始祖大田田根子や倭直の祖長尾市の事績が顕著であるから、書紀の編者の脳裡にも大田田根子などをこの朝の功臣とする意識があったと思われるが、明確に執政の地位についたという記述にはなっていない。

垂仁紀は崇神紀をうけ、やはり執政の記事はないが、崇神紀の「諸大夫等」のような漠然たる表現から、より明



Digitized by Google

確な表現への移行が看取される。廿五年二月甲子に、「詔二阿倍臣遠祖武渟川別、和珥臣遠祖彦国葺、中臣連遠祖大鹿島、物部連遠祖十千根、大伴連遠祖武日、五大夫一曰、……」とあるのがそれで、かように五大夫を明確にまとめることは古事記には見られない。この五人の名を古事記にもとめると、武渟川別は建沼河別と記され、孝元段の大毘古命の系譜にあらわれ、崇神段では東方十二道に派遣されている。[5] また彦国葺は日子国夫玖命と記され、崇神段で山代の建波邇安王を征討している。しかし大鹿島・十千根・武日の三人は古事記にあらわれていない。古事記の記事の出拠はいわゆる旧辞と推定されるから、三人の名は旧辞に載せられていなかったと考えられる。したがって五大夫という概念は旧辞以後に成立した資料によるか、または書紀の編者の構想としたものであろうが、書紀の編者の構想としても、それはなにかよるべき資料があったからであろう。そうしたものとしては、阿倍臣・和珥臣以外の、中臣・物部・大伴の三氏の伝承である可能性がつよく、これら連姓の諸氏の間に阿倍・和珥の両臣姓氏族の古伝承を載せる旧辞との関連において一種の付会がなされたと考えられるが、いずれにしても「五大夫」の概念が後世に成立したものであることはたしかであろう。[6]

また垂仁紀廿六年八月庚辰には「大連」の語を初見する。

天皇勅二物部十千根大連一曰、屢遣二使者於出雲国一、雖レ検二校其国之神宝一、無二分明申言者一、汝親二行于出雲一、宜二検校定一、則十千根大連校二定神宝一、而分明奏言之、仍令レ掌二神宝一也、

とあるのがそれで、この後の八十七年二月辛卯の石上神宮の神宝掌治の記事にも、物部十千根大連に治めさせたのが物部連が神宝を治める縁由であるとしている。かように物部十千根が大連であることがくりかえし記されているが、かれが大連になった記事はなく、また十千根大連の記事は出雲・石上の神宝という特定の記事に限られてい

Digitized by Google

る。さらに景行紀から仁徳紀までには、履中紀に物部伊莒弗大連があらわれるまで「大連」の語があらわれず、結局、十千根の記事はかなり孤立した記事があることが知られる。(7)

(四) 景行紀（巻七）から仁徳紀（巻一一）まで

景行紀五十一年八月壬子に、「立二稚足彦尊一（○後の成務天皇）為二皇太子一、是日命二武内宿禰一為二棟梁之臣一」とある。これは書紀において執政の記事の初見というべきものであろう。少なくとも執政の職に任命したことを明記する最初の例ということができる。「棟梁之臣」が「大臣」を意味することは、つぎの成務紀三年正月己卯に「以二武内宿禰一為二大臣一也、初天皇与二武内宿禰一同日生之、故有二異寵一焉、」とあることからも察せられるが、「大臣」と明記しないで「棟梁之臣」と記しているところに、まだ後の執政の記事に定形化する前の段階の素朴な表現形式があらわれているというべきであろう。

「棟梁之臣」は「ムネマチキミ」、「ムネトルマチキミ」または「ヲホマツリコトヤツコ」(8)、「ムネハリノマエツキミ」(9)などと訓じられ、「マチキミ」・「マヘツキミ」の首位にある重職を意味すると考えられる。景行朝は記紀ともに日本武尊の西征・東征を記して、その功績を特筆しているが、書紀においては景行紀に武内宿禰の出生、東国の巡察、復命のことを記し、さらに五十一年正月戊子には宮廷の宴楽の日に皇子稚足彦尊とともに宴庭に参列せず、隙をうかがうものに備えたという事績を述べて、稚足彦尊と並称し、ついで立太子と棟梁之臣任命の記事におよんでいる。これらは古事記には全く見えず、わずかに成務段に「かれ建内の宿禰を大臣として、大国小国の国造を定めたまひ、また国々の堺、また大県小県の県主を定めたまひき、」という簡単な記述があるだけである。この古事記成務段の記事はきわめて簡単であって、武田祐吉博士も「大体そのまゝ帝紀の形態を窺ふべき御記」(10)とされて



Digitized by Google

いる。この点は注目すべきであって、武内宿禰の伝承は帝紀においては成務段に初見し、そこに武内宿禰が大臣として奉仕したことを記していたことになる。これより前の孝元段には武内宿禰の系譜を載せているが、これはもちろん武内宿禰自身の事績を伝えるものではないからである。

いわゆる帝紀に、成務朝にはじめて大臣がおかれ、武内宿禰がこれに任命されたことと、また国造・県主を定めて地方の行政制度が成立したという伝承が記されていたと考えられることは注意すべきであろう。成務朝が前の景行朝をうけ、これにつぐ仲哀・(神功)・応神朝の朝鮮半島への進出の伝承や、密接な交渉などから考えあわせて、宋書倭国伝の倭王武の上表文にいう「東征二毛人一五十五国、西服二衆夷一六十六国、渡二平海北一九十五国、」の時代を想定させるもののあることは否定できない。このいわば国家統一の過程は、単に外征と膨張のそれであったばかりなく、なんらかの形で内政の整備の並行したことを考えさせるのであって、この意味では国造・県主の体制の起源が、帝紀の筆者によって想定されていることは理由のあることと思われる。これをただちに史実とすることはできないが、そうした内政の充実の推進者として、帝紀は大臣武内宿禰の名を伝えていたのであって、これをうけた書紀はさらに宿禰の業績を拡大描写し、理想的な執政としての人間像を表現しようとしているのである。成務紀にいうように宿禰は天皇と同日に生まれ、ともに宮寝をさけて国家の非常に備えたという。一心同体性と政治的教訓をまじえた記述に書紀の編者の意図がうかがわれるであろう。

かくて仲哀・神功・応神・仁徳紀においては、大臣武内宿禰の忠誠をしめす説話がくりかえしあらわれるのであって、その詳細はすでに前章[11]に論究したからくりかえさないが、たとえば、仲哀紀においては皇后とともに天皇の喪をかくしてひそかに殯したことを[12]伝え、神功紀では皇后が神主となり、宿禰が琴をひき、中臣烏賊津使主が審神

Digitized by Google

者として神の名を問うたこと、忍熊王の反乱を平定したこと、気比大神の命をうけたこと、宮中の寿宴の歌などを記し、応神紀には諸蕃人を率いて池を作ったこと、弟の甘美内宿禰と争って探湯したことを述べ、さらに仁徳紀には応神天皇の皇子（のちの仁徳天皇）と武内宿禰の子木菟宿禰（平群臣の始祖）とが同日に生まれた祥瑞をあげている。この同日誕生譚はさきの成務紀に成務天皇と武内宿禰とが同日に生まれたことをいうのと同趣の説話であって、平群臣が後に大臣となっていることからすれば、天皇と大臣とが親密な一心同体的関係にあることを強調することに主旨があり、ここではさらに易名という要素がくわわることによって両者の関係が神秘的な連帯関係にまで高められているといえよう。木菟と鷦鷯とを祥禽瑞鳥とする祥瑞思想が陰陽道とも関連して受容された時代の所産と考えられる。武内宿禰の事績は仁徳紀五十年三月の鴈の卵を生むを寿ぐ歌で実質的には終るが、この記事は古事記にもあり、歌詞に若干の異同はあるが、「寿歌の片歌」とされているように宮廷寿歌として旧辞が伝えたものであろう。

以上のように景行紀から仁徳紀までには、武内宿禰が大臣に任命されたことと、大臣としての事績が述べられ、仁徳紀のはじめで武内宿禰の子の木菟宿禰があらわれるという構成になっている。この間、もっぱら「大臣」が執政し、大連のことが全く記されていないところにこの部分の特徴がある。神功紀に中臣烏賊津使主が審神者となったことを記すが、これは神祇に関することであり、またかれが大連となったとは記していないものである。

さらに執政の記事に多少とも関係があると考えられるのは、仲哀紀九年二月丁未の天皇崩御の直後の記事である。

……則皇后詔三大臣及中臣烏賊津連、大三輪大友主君、物部胆咋連、大伴武以連一曰、今天下未レ知二天皇之崩一、



Digitized by Google

若百姓知之有二懈怠者一乎、則命二四大夫一、領二百寮一令レ守二宮中一、竊収二天皇之屍一、付二武内宿禰一、以従二海路一遷二穴門一、而殯二于豊浦宮一、為二無火殯斂一、……

ここには「四大夫」として中臣・大三輪・物部・大伴の四氏の人名が出ているが、これらはいずれも古事記に見えず、さきの垂仁紀廿五年二月甲子にあった「五大夫」と同じように旧辞以後の資料によるか、または諸氏の伝承にもとづく書紀の編者の構想と考えて大過ないものであろう。[13] 神功紀卅九年と四十三年には魏志の文を引用した割注があり、「明帝景初三年六月、倭女王遣二大夫一、難斗米等一、詣レ郡求下詣二天子一朝献上（下略）」とか「正始四年、倭王復遣二使大夫伊声者掖耶約等八人一上献、」とかと記しており、かような引文が神功紀に係けてなされていることからも、そのころの朝廷に「大夫」の存在するはずであることが書紀の編者によって意識されていたことはみとめられるであろう。かくて「四大夫」や「五大夫」の概念は有力氏族のなんらかの伝承なり、主張なりにもとづいて書紀の編者が構想したものと考えられる。

(四)　履中紀（巻一二）から安康紀（巻一三）まで

履中紀二年十月に、「都二於磐余一、当二是時一、平群木菟宿禰、蘇我満智宿禰、物部伊莒弗（イナフツ）大連、円、此云二圓夫羅一大使主共執二国事一、」とある。この記事は仁徳紀までの大臣武内宿禰の執政から、つぎの新しい段階への執政記事の進展を示すものと考えられる。後述のように執政の記事は雄略紀にいたって定形化されるが、それにいたる前の段階として、ここには四氏の人人による「共執二国事一」という執政形態が示されているものである。これより前の天皇紀の例からいえば、「五大夫」とか「四大夫」とかいう表現でもさしつかえないと考えられるにもかかわらず、ここであえて「共二執国事一」としたのは、書紀の編者の意識において大臣執政の例がひらかれてのちの時代であるだけ

に、もはや大夫より強力な執政が存在すべきであるという意識がはたらいていたことが考えられるであろう。

ここにあらわれる四氏の人名をみると、仁徳紀に天皇との同日誕生や易名の説話によって伏線となっていた平群木菟宿禰が登場し、また垂仁紀の十千根から中絶していた物部氏に伊莒弗大連があらわれ、さらに新しく蘇我満智宿禰と葛城の円大使主が出現している。これらの人名がここにあらわれる理由は、古事記の記載と対比することによって推測をすすめることができる。すなわち、古事記に記事のない、蘇我満智と物部伊莒弗を除いた平群・葛城両氏関係の記事を検討することによって、いわゆる旧辞の記載をうけてこれを集約化し、「共執二国事一」という共国執政の形態に定形化して表現したものであることが明らかとなるであろう。

古事記履中段には「この天皇、葛城の曾都毘古の子、葦田宿禰が女、名は黒比売の命と娶ひて、生みませる御子、市の辺の忍歯の王、次に御馬の王、次に妹青海の郎女、またの名は飯豊の郎女三柱、」という記述がある。これは履中天皇の皇子皇女を述べたもので、当然帝紀の記載をうけたものと考えられるが、ここに葛城氏の葦田宿禰の女が皇子皇女を生んだことを記し、葛城氏と天皇氏との親縁関係が示されている。葛城氏はすでに仁徳天皇の皇后に襲津彦の女の石日売命（磐之媛命）が立ち、その所生の四人の男子のうち三人が即位して、履中・反正・允恭三天皇となっているというから、天皇氏の姻族としてきわめて有力な地位をしめるにいたったとみられるが[11]、そのことが帝紀によって伝承され、書紀の編者によって履中朝の共同執政の一人として円大使主を登場させることになったと考えられる。

ここに付言すべきは「円大使主」という表現である。これは伊莒弗が大連と称されていることからすれば、「大臣」と書かれていてもふしぎではなく、また後の雄略紀即位前には「円大臣」として出ているが、ここでは「大使



Digitized by Google

主」と記されている。かような用語例はさきに中臣烏賊津使主があるが、とくに「大使主」とする例はめずらしく、あるいは円のことを伝える原資料の筆勢をうけたものではないかと思われる。(15)

つぎに平群氏については、古事記履中段に伊耶本和気（履中天皇）王が難波宮にあった時、弟の墨江中王が皇位を奪うため大殿に放火したので、倭漢直の祖阿知直がイザホワケ王を倭へ逃れさせ、石上神宮に入り、王の弟の水歯別命にスミノエノナカツ王を殺させたという記事がある。ところが履中紀ではこの話の内容が著しく増加し、古事記に見えない要素がかなり付加されている。その新たに付加されたと推定される部分には、この事件に天皇を助けたものとして、平群木菟宿禰や物部大前宿禰などの名があらわれているし、そのほか羽田・阿曇・倭氏の人名も出ているから、書紀の記述が古事記になかった豊富な要素を加えることによって著しく重厚な体裁をもつようになったことは明らかである。(16)

さらに古事記履中・允恭段の記載において注意すべきは「大臣」の語の用法である。天皇が同母弟ミヅハワケの命にスミノエノナカツ王を殺すよう命じたとき、ミヅハワケは難波に下り、ナカツ王に近侍する隼人のソバカリをあざむき、「若汝従二吾言一者、吾為二天皇一、汝作二大臣一、治二天下一那何、」といっている。このことばを信じたソバカリはナカツ王を殺したので、倭へゆく途中、大坂の山口で仮宮をつくり豊楽をして隼人に「大臣」の位を賜い、百官をして拝せしめたが、隼人は大いによろこび、志をとげたと思った。ときに隼人に対して「今日与二大臣一飲二同盞酒一」といって酒をのむため大鋺で顔面がかくれたとき、隼人の首を斬った、という。

この説話では、大臣は臣姓氏族の有勢者に対する執政の称呼という意味ではなく、隼人に対しても与えられるものであったので、単に重臣という有力な地位を意味しているにすぎないことになる。

Digitized by Google

同様のことは允恭段の木梨之軽太子の説話においてもうかがわれる。そこには「大前小前宿禰大臣」という文辞がみられるが、この人物は書紀には「物部大前宿禰」[17]がみえ、おなじく歌謡に「大前・小前宿禰」[18]ともみえているから物部氏の人であることになるが、それを大臣と呼ぶのは連姓の物部氏としてはふさわしくない表現である。

これらの表現が古事記にみられることは、このような記載の出拠を旧辞と解すると、旧辞の成立期にはまだ「大臣」を臣姓氏族の有力なものに対する称呼に限定するという慣習が確立するに至っていなかったことを示すものであろう。とすれば、それは大臣と大連とがそれぞれ臣姓・連姓の氏族の代表的勢家として並び立つ時代の前には、「大臣」の称呼がもっと広い意味で重臣一般を指すことのあったことを思わせるものがある。旧辞のなかにはそういう意味で「大臣」の称呼を用いた例があったことになるであろう。

なお、反正・允恭・安康紀にはいわゆる執政に関する記載は見出されない。このことはつぎの雄略紀以降において執政の記事が定形化してゆくことと著しく対照的であって、この相違にくらべると神武紀から安康紀までの、上述の区分もさほど明確なものとはいえなくなるから、以上をまとめて一グループと考えることができるであろう。

## 二　雄略紀から持統紀まで

雄略紀から持統紀までは、大きく五区分して考えることができる。

(ハ)　雄略紀（巻一四）から崇峻紀（巻二一）まで

雄略紀からは執政の記事が著しく定形化しているから、まず各天皇紀の執政に関する記載を摘出し、列挙して比



Digitized by Google

較の便に供してみよう。

雄略紀即位前十一月甲子

天皇命二有司一設二壇於泊瀬朝倉一即二天皇位一、遂定レ宮焉、以二平群臣真鳥一為二大臣一、以二大伴連室屋、物部連目一為二大連一、

清寧紀元年正月壬子

命二有司一、設二壇場於磐余甕栗一陟二天皇位一、遂定レ宮焉、尊二葛城韓媛一為二皇太夫人一、以二大伴室屋大連一為二大連一、平群真鳥大臣為二大臣一、並如レ故、臣連、伴造等各依二職位一焉、

顯宗紀・仁賢紀（該当記事なし）

武烈紀即位前十二月

大伴金村連平二定賊一訖、反二政太子一、請レ上二尊号一曰、……（中略）……於レ是太子命二有司一設二壇場於泊瀬列城一、陟二天皇位一、遂定レ都焉、是日、以二大伴金村連一為二大連一、

継体紀元年二月甲午

大伴金村大連乃跪上二天子鏡剣璽符一再拝、……是日即二天皇位一、以二大伴金村大連一、為二大連一、許勢男人大臣為二大臣一、物部麁鹿火大連為二大連一、並如レ故、是以大臣、大連等各依二職位一焉、

安閑紀即位前二月

是月、以二大伴金村大連一為二大連一、物部麁鹿火大連為二大連一並如レ故、

宣化紀元年二月壬申

Digitized by Google

以二大伴金村大連一為二大連一、物部麁鹿火大連為二大連一、並如レ故、又以二蘇我稲目宿禰一為二大臣一、阿倍火麻呂臣為二大夫一、

欽明紀即位前十二月甲申

天国排開広庭皇子、即二天皇位一、時年若干、尊二皇后一曰二皇太后一、大伴金村大連、物部尾輿大連為二大連一、及蘇我稲目宿禰大臣為二大臣一、並如レ故、

敏達紀元年四月

是月、宮二于百済大井一、以二物部弓削守屋大連一為二大連一、如レ故、以二蘇我馬子宿禰一為二大臣一、

用明紀即位前九月戊午

天皇即二天皇位一、宮二於磐余一、名曰二池辺雙槻宮一、以二蘇我馬子宿禰一為二大臣一、物部弓削守屋連為二大連一、並如レ故、

崇峻紀即位前八月甲辰

炊屋姫尊与二群臣一勧二進天皇一、即二天皇之位一、以二蘇我馬子宿禰一為二大臣一如レ故、卿大夫之位亦如レ故、是月、宮二於倉梯一、

この十天皇紀の執政の記事の記述形式がきわめて類似性の高いことは一見して明らかである。いまかりに「以二――一、為二大――一」をA、「――為二大――一」をA′、「如レ故」をB、「並如レ故」をB′と、それぞれ記号をもって示すと、上の文の傍線を施した部分はつぎのようになる。

| | |
|---|---|
| 雄略紀 | A・A |
| 清寧紀 | A・A′・B′ |

二　雄略紀から持統紀まで



Digitized by Google

顕宗・仁賢紀（該当記事なし）

武烈紀　A

継体紀　A・A′・A′・B′

安閑紀　A・A′・B′

宣化紀　A・A′・B′・「又」・A・A′（大夫）

欽明紀　A′（二名列記）・「及」・A′・B′

敏達紀　A・B・A

用明紀　A・A′・B′

崇峻紀　A・B・「卿大夫之位亦」・B

これによって、執政の記事がこの部分で明確に定形化していることがみとめられる。[19] 執政の記事という概念もこのような明確な記述形式を基礎に成立するといってよいであろう。

(七)　推古紀（巻二二）・舒明紀（巻二三）

推古紀には蘇我大臣の記事は少なくないが、右のような定形化した執政の記事は見られない。これは推古紀の特色としても注意すべき事実であるが、上にみた雄略紀以降の大臣・大連執政の記事が推古紀においてにわかに中絶する事実はみのがしえないことといわなくてはならない。また執政の記事との関連において、推古紀元年四月己卯の「立二既戸豊聡耳皇子一為二皇太子一、仍録二摂政一、以二万機一悉委焉、」という皇太子摂政の記載は注目される。だいたい推古紀の記載では、大臣は皇太子とともに皇政を扶翼する立場をとっており、二年の三宝興隆の詔、十三年の元

Digitized by Google

興寺仏像造顕の詔、さらに十五年の神祇祭祀の詔などがそれを示し、二十年の馬子の寿歌にいたっては歌謡による表現によって生生と記述されている。[20] しかし皇太子の摂政という事績は、それによっていわゆる執政の記事のあらわれない理由を説明するものではないから、このような事実関係から記述の形式を考えることはできないわけである。このことはつぎの舒明紀にも執政の記事らしいものが見られないことからも明らかであって、同紀元年正月丙午の「大臣及群卿共以二天皇之璽印一、献二於田村皇子一、則辞之曰、……群臣伏固請曰、大王先朝鐘愛、幽顕属レ心、宜下纂二皇綜一光中臨億兆上、即日、即二天皇位一」は、事実上馬子の大臣であることを示すものであるが、定形化した執政の記事はついにこれを見出すことができない。

このことは、要するに執政の記事というものの性格をもっともよく示しているであろう。すなわち雄略紀から崇峻紀にみられるような典型的な執政の記事は、書紀の編纂担当者のなかに、きわめて律義にかような記事を書くものと、そうでないものとがあったことを示している。前者は歴代の天皇政治に必ず臣下の扶翼のあるべきことを強く意識し、これを形式的にもつねに書きそろえようとしているものであり、後者はそういう意識が前者ほど強くはないものである。したがって、記載の傾向の相違はかような分担作業の方式をとったことの結果によるものであり、それが推古・舒明紀に定形化した執政の記事のあらわれない最も大きな理由と考えられるわけである。そしてこのことから、さらに執政の記事の必要性を強く意識している執筆者の場合には、たとえ原資料に執政の事実の明確な表現がなくても、なんらかの手がかりがあればそれをもとに執政の記述とするであろうことも当然考えられることである。少なくともそのような可能性を予想することによって、記述形式の相違を解明することができると考えられるであろう。



Digitized by Google

(六)　皇極紀（巻二四）から天智紀（巻二七）まで

皇極紀元年正月辛未

皇后即二天皇位一、以二蘇我臣蝦夷一為二大臣一如レ故、大臣児入鹿（更名鞍作）、自執二国政一、威勝二於父一、由レ是盗賊恐懼、路不レ拾レ遺、

孝徳紀即位前

……由レ是、軽皇子不レ得二固辞一升レ壇即祚、于レ時、大伴長徳連（字馬飼）帯二金靫一立二於壇右一、犬上建部君帯二金靫一立於壇左一、百官臣連、国造、伴造百八十部羅列匝拝、是日、奉二号於豊財天皇一曰二皇祖母尊一、以二中大兄一為二皇太子一、以二阿倍内麻呂臣一為二左大臣一、蘇我倉山田石川麻呂臣為二右大臣一、以二大錦冠一授二中臣鎌子連一為二内臣一、(21)増レ封若干戸云云、……

孝徳紀大化五年四月甲午

於二小紫巨勢徳陀古臣一授二大紫一為二左大臣一、於二小紫大伴長徳連一、（字馬飼）授二大紫一為二右大臣一、

斉明紀　（該当記事なし）

天智紀十年正月癸卯

……是日、以二大友皇子一拝二太政大臣一、以二蘇我赤兄臣一為二左大臣一、以二中臣金連一為二右大臣一、以二蘇我果安臣一、巨勢人臣、紀大人臣一為二御史大夫一、（御史、蓋今之大納言乎、）

この部分の各天皇紀を通覧すると、斉明紀を除いて執政の記事がそろっている。斉明朝には四年四月正月丙申に左大臣巨勢徳陀古が薨じたこと以外に執政の変動はないから、特記する必要がなかったもいえるが、雄略――崇峻紀

Digitized by Google

の例からすれば、前の天皇の治世と同じことを記すべきである。この点は例外であるが、他の三紀の記述形式は雄略―崇峻紀のそれと相通ずるものがある。さきの例によって傍線の部分を記号によって示すとつぎのようになる。

皇極紀　A・B

孝徳紀（即位前）A・A′・「以二大錦冠一授二中臣鎌子連一為二内臣一」

孝徳紀（大化五年四月甲午）「於二――一授二――一為二左大臣一、於二――一授二――一、為二右大臣一」

斉明紀　（該当記事なし）

天智紀　A″（太政大臣）[22]・A・A・A（御史大夫）

孝徳紀以降は従来の大臣・大連の制にかわって左大臣・右大臣の制となり、また冠位の記入があって、必ずしも定形化された記述形式のみによって律することのできない点がある。とくに大化五年四月甲午の記載にその傾向がつよいが、それでも全体を通じて執政の記事としての形式が復活していることは否定しえないところであろう。かくてこの部分がさきの雄略―崇峻紀と共通する性格を示していることは否定できないと考えられる。

(九)　天武紀（巻二八・二九）

「天武紀上下二巻には全く執政の記事がみられない。天武紀十年二月甲子には「立二草壁皇子一為二皇太子一、因以令レ摂二万機一」とあり、十二年二月己未には「大津皇子始聴二朝政一」とあるが、これらはいずれも皇親による執政を示すものである。かような書紀の記載の実態はどのような理由によるのであろうか。

天武天皇は近江朝の天智天皇が大化改新から中臣鎌足を重用し、阿倍・蘇我・巨勢・大伴の諸氏から左右大臣を



Digitized by Google

出し、とくにその晩年には蘇我・中臣・巨勢・紀の五臣による有力氏族の扶翼体制をとったのに対して、大臣をおかない方針をとったと考えられる。[23] これは大化以来の政治にかわって皇族中心の皇親政治による天皇権力の強化をはかったものとして注目される。それは天武天皇が壬申の乱というにがい経験をのりこえて即位したという事情によるところが大きいであろう。これは主として書紀の記載を通じて天武朝の政治的情況を考え、それから記載の傾向を推察したことになるが、現在の私としては一往かように推察しておきたいと思う。

(ロ)　持統紀（巻三〇）

天武朝における大臣不任命の方針は持統朝にはいかに推移していったであろうか。持統紀四年七月庚辰に「以二皇子高市一為二太政大臣一、以二正広参一授二丹比嶋真人一為二右大臣一、并八省百寮皆悉任焉、」とあるのは、新しい執政の記事である。ただこれも高市皇子[24]はもちろん、丹比真人嶋が宣化天皇の曾孫多治比古王の子であるという所伝[25]からすれば、天武朝の方針の完全な改変とはいえない。しかし右大臣がおかれたことは、やがてつぎの文武朝になって大宝元年（七〇一）に左右大臣がおかれ、阿倍朝臣御主人が有力氏族から執政の地位につくにいたる気運をつくりつつあったことはみとめられるであろう。この記事に「并八省百寮皆悉任焉、」とあるのも、そうした律令体制への本格的移行を示す筆勢である。

## 三　むすび

上来の考察によって、およそつぎの事実をたしかめることができたと考えられる。

Digitized by Google

日本書紀の執政に関する記載は、その記述形式からみてつぎのように六区分することができ、さらに巻三から巻十三までの部分については記事の内容から五つに細分することが可能である。(36)

巻　三（神武天皇紀）―巻十三（安康天皇紀）
　(一)神武紀
　(二)綏靖紀―開化紀
　(三)崇神紀―垂仁紀
　(四)景行紀―仁徳紀
　(五)履中紀―安康紀
巻十四（雄略天皇紀）―巻廿一（崇峻天皇紀）
巻廿二（推古天皇紀）―巻廿三（舒明天皇紀）
巻廿四（皇極天皇紀）―巻廿七（天智天皇紀）
巻廿八（天武天皇紀上）―巻廿九（天武天皇紀下）
巻三十（持統天皇紀）

この六区分のうち、雄略――崇峻紀は皇極――天智紀と明らかに類似し、執政の記事の定形化の顕著な部分である。それは雄略――崇峻紀においてもっとも典型的にあらわれ、皇極――天智紀には冠位制などの時代の影響をうけているが、それと共通した記述形式を示している。また神武――安康紀は執政の記事の定形化以前ともいうべき記述形式をとっている点では推古――舒明紀と相通ずるものがある。

つぎに記事の内容から考えると、垂仁紀に「五大夫」、仲哀紀に「四大夫」の名がみえるが、これらに中臣・物



Digitized by Google

部・大伴の連姓三氏があらわれ、さらに中臣氏は神武紀にもあらわれるが、これらは景行――仁徳紀にみえる大臣武内宿禰および履中紀の「四臣」に平群・蘇我・葛城の臣姓三氏があらわれるのときわめて対照的である。これらを単純に史実の反映とすることは困難であるから、その間にひそむ事情はさらにくわしい究明を要する問題である。

さきに述べたように執政に関する記載は古事記には、武内宿禰が大臣として仕えたこと以外に独立した記事としてはみえず、ただ個々の人名にともなって大臣や大連の語が記されているだけである。したがって古事記の所依とする帝紀や旧辞にも執政の記事としてまとまったものはなかったと思われる。書紀が歴代の執政の記事を載せているのは、多分に編者の執筆上の要請にもとづいていることが察せられる。もちろん執政の職の起源がかなり古い時期にあることは推定されるが、歴代の天皇が厳格にこの制を踏襲したことを証するほどのものではなく、むしろ書紀の記載には百官の制の整った、また整うべきであると考えられた後世の意識をもととして、歴代の天皇の政治は必ず臣下の輔弼にまつべきものであるという政治通念がつよくはたらいていたと考えられる。このような思想を書紀みずからが端的に表明しているのは、孝徳紀大化二年三月甲子の東国の国司等に詔して、「夫君ニ於天地之間一、而宰ニ万民一者、不レ可ニ独制一、要須ニ臣翼一、由レ是、代々之我皇祖等、共ニ卿(等)祖考一俱治、朕復思下欲蒙ニ神護力一共ニ卿等一治上」とあるもので、かような思想が書紀の編者の一の政治通念としてはたらいていたことは否定すべくもないところである。また同紀白雉元年二月甲申の詔のなかにも、「夫明聖之君獲ニ斯祥瑞一、適其宜也、朕惟虚薄、何以享レ斯、蓋此専由下扶翼公卿、臣連、伴造、国造等、各尽ニ丹誠一奉ニ遵制度一之所レ致也、」とあるが、こうした思想は儒教的理念と律令体制の成立によって確立したと考えられる。

このような思想が体制的に定着したのは大化改新以後のことで、書紀の編者たちにこの傾向がつよくあらわれたのは当然なことであった。ただ編者のなかでも分担者の相違によって、実際の記述形式は各巻においてかなりの相違を示すにいたったことが明らかであるが、書紀の記載の基本的な方向が右の点にあったことはみとめなければならないところである。

注(1) 釈日本紀巻九によれば、天種子命は天児屋根命の孫で、天押雲命の子である（新訂増補国史大系本、一二五頁）という。

(2) 新訂増補国史大系本日本書紀は寛文九年の刊本を底本としているが、「オホマチキミ」の訓をつたえ、日本古典文学大系本日本書紀は「オモトマヘツキミ」という訓を採っている。

(3) たとえば、孝徳紀大化二年三月甲子の「大夫」を「マチキミ」と訓ずるなど、その例が多い。ただ白雉四年七月の「公卿大夫」は「マチキミマスラヲ」、天智紀九年正月辛巳の「士大夫等」は「ヒトトモ」の訓がある。「士大夫」は「大夫」と区別されることが知られる。

(4) 前の二者は新訂増補国史大系本、後の一者は日本古典文学大系本による。

(5) 東方の十二国の意で、書紀の東海道にあたる。

(6) 大夫の概念は朝廷の上級の官人をしめすが、この語は推古朝ごろから使われはじめたと推定されている。関晃、大化前後の大夫について、山梨大学学芸学部研究報告、一〇、昭和三四年。原島礼二、大夫小論覚書、歴史評論、一一三、昭和三五年、などがある。

(7) もし十千根が大連になったことが古い伝承であるならば、古事記にも十千根のことがなにか記されているはずではなかろうか。

(8) 新訂増補国史大系本による。

(9) 日本古典文学大系本による。

(10) 武田祐吉、古事記研究、帝紀攷、三三二頁、昭和一七年。



Digitized by Google

(11) 本書第一部第一・二章。
(12) これは国家非常の時の適切な処置として、その功績にかぞえることができる。
(13) 神武紀の大伴・物部氏、崇神紀の大三輪氏のように、すぐれた勲功をつたえる有力氏族に先んじて中臣氏が記されているところからすれば、中臣氏系統の筆者の手になることが推定される。
(14) 井上光貞、帝紀からみた葛城氏、日本古代国家の研究、所収、昭和四〇年。
(15) 字音からいえば臣は「於彌」・「於瀰」・「妖瀰」と記され、使主が「於瀰」と記されるから同音とみてよい。大野　晋、上代仮名遣の研究、二三七頁、昭和二八年。
(16) 本書第二部第二章。
(17) 履中紀即位前、安康紀即位前十月。
(18) 安康紀即位前十月。
(19) 藤井信男、日本書紀各巻成立の一考察、大倉山論集、一、昭和二七年、における即位、定都の記事の検討と比較参照すると、この部分は雄略――武烈紀と、継体――欽明紀とに三分できるが、執政の記事だけに限定していえば、三分するほどの特色はあらわれていない。
(20) 推古紀二十年正月丁亥の寿歌については、その成立の背景について本書第三部第一章において論究した。
(21) 内臣の任命も執政の記事であるが、ここに鎌子のみに「大錦冠」の冠位を記すのは、当時の制度としてこの冠位が存在しなかったことと考えあわせて、この記事の出所を中臣氏系統に比定することを可能にするものではなかろうか。
(22) 「拝二太政大臣一」という用字法なので、使宜上A″とした。
(23) 本書第三部第四章。
(24) 高市皇子は天武天皇の第一皇子、壬申の乱に活動し、皇太子草壁皇子の死後太政大臣となった。
(25) 丹比公の先祖が宣化天皇の皇子であることは、宣化紀元年三月己酉にみえ、古事記宣化段にもみえる。三代実録貞観八年二月二十一日参照。
(26) 太田善麿、古代日本文学思潮論、三、昭和三七年、を参照されたい。

Digitized by Google

# 成稿順序

この書に収めた論文を、最初に発表した順序に、その題目と発表誌名・号数・年次を掲げ、本書の構成との関係を示しておく。この書に収めるにあたり、増補訂正を加えたけれども、なお意に満たないところが少なくない。後日の考究を期したいと思っている。

日本書紀の仏教に関する記載について
『仏教史学』第四巻第一号（昭和二九年八月刊）……
日本書紀の仏教に関する記載について（承前）
『仏教史学』第四巻第二号（昭和三〇年三月刊）……
第二部第五章

日本書紀における蘇我氏
――系譜と執政の記載について――
『龍谷史壇』第三九号（昭和三〇年六月刊）……第二部第一・二章

蘇我氏の朝鮮との交渉について
――日本書紀の記載の検討――
『龍谷史壇』第四一号（昭和三一年一二月刊）……第二部第三章



Digitized by Google

蘇我氏と物部氏との抗争について
——日本書紀の記載の検討——
『龍谷大学論集』第三五七号（昭和三二年一二月刊）……第二部第七章
蘇我氏の屯倉経営について
——日本書紀の記載の検討——
『龍谷史壇』第四四号（昭和三三年一二月刊）……第二部第四章
武内宿禰とその後裔
——古代氏族伝承の研究——
『平安学園研究論集』第三号（昭和三四年三月刊）……第一部第一・二章
天皇氏と蘇我氏との関係について
——日本書紀の記載の検討——
『龍谷大学論集』第三六九号（昭和三七年三月刊）……第二部第八章
蘇我氏と神祇について
——日本書紀の記載の検討——
『南都仏教』第一三号（昭和三八年六月刊）……第二部第六章
蘇我氏同族系譜の形成について
『龍谷大学論集』第三七五号（昭和三九年一月刊）……第一部第三章

Digitized by Google

蘇我氏の部民支配

三品彰英編『日本書紀研究』第一冊（昭和三九年九月刊）……第三部第二章

天智朝の蘇我氏

『龍谷史壇』第五四号（昭和四〇年三月刊）……第三部第四章

山田寺と蘇我氏の動向

『龍谷大学仏教文化研究所紀要』第四集（昭和四〇年五月刊）……第三部第三章

蘇我の子らの歌

——日本書紀の記載の背景——

『小笠原宮崎両博士華甲記念史学論集』・『龍谷史壇』第五六・五七合刊号（昭和四一年一二月刊）第三部第一章

日本書紀の人名称呼法についての一考察

『龍谷大学論集』第三八六号（昭和四三年八月刊）……第三部第五章

日本書紀の執政に関する記載について

『龍谷大学論集』第三八九・三九〇合併号（昭和四四年五月刊）……第三部第六章

以上



Digitized by Google

も

本居宣長　39, 40, 77, 103, 114, 118, 119, 120, 122, 167, 184, 298, 306, 338, 339, 408
森田康之助　306

や

矢吹慶輝　273
藪田嘉一郎　273, 304, 450
山田英雄　122, 341, 387, 452
山田文昭　303

よ

横田健一　329, 341, 404
吉田東伍　40, 118, 122, 184, 384, 385, 386, 387
吉永　登　40, 80
米沢　康　122

わ

和歌森太郎　39
和島芳男　239
渡辺　茂　275
度会延経　366, 384, 386
度会延佳　114
和田英松　41, 167
和田　清　169


Digitized by Google

津田左右吉 3, 5, 17, 39, 40, 41, 45, 55, 77, 78, 79, 81, 86, 102, 118, 120, 121, 127, 134, 137, 167, 168, 176, 183, 185, 204, 211, 236, 237, 238, 244, 245, 247, 256, 271, 272, 274, 277, 278, 286, 297, 303, 304, 305, 306, 338, 339, 340, 347, 358, 375, 377, 386, 387, 450
辻善之助 303
土橋 寛 275, 358

と

藤 貞幹 450
藤間生大 272, 388

な

直木孝次郎 5, 89, 112, 118, 121, 380, 386, 387, 401, 404, 424
中山太郎 272
長野 正 186

に

西田長男 202, 237, 303
西宮一民 128

は

橋川 正 303
羽原又吉 186
浜田耕作 277
林屋辰三郎 54, 77, 183
原島礼二 473
原田敏明 127～128, 237, 304
伴 信友 117, 122, 384, 386, 424

ひ

肥後和男 272, 276, 340
平子鐸嶺 236, 303
平野邦雄 122, 384, 387

ふ

福山敏男 190, 236, 237, 238, 240, 303, 304
藤井顕孝 303
藤井信男 128, 474
藤沢一夫 119
藤原猶雪 303
二葉憲香 237, 240, 273, 277, 403

ほ

北条文彦 403
星野良作 122, 451

ま

前川明久 272, 274, 341
松村武雄 304
丸山二郎 79, 166

み

三品彰英 304

Digitized by Google

喜田貞吉　239
北山茂夫　385, 395, 404, 423, 424
木村俊夫　452

く

久米邦武　302, 303, 304, 307, 339
倉野憲司　137
栗田　寛　118, 119, 184, 306, 384
黒板勝美　41

こ

鴻巣隼雄　128
小島憲之　169, 183, 359, 452

さ

西郷信綱　136
斎藤　忠　271
斎藤　励　275
境野黄洋　303, 307
坂本太郎　5, 41, 78, 79, 103, 120, 122, 149, 155, 167, 168, 170, 237, 277, 296, 306, 325, 332, 340, 342, 359, 404, 423, 424, 451, 452
佐伯有清　272

し

志田諄一　341
下出積与　34, 259, 261, 272, 274, 275, 276
白鳥庫吉　42

す

末松保和　78, 170, 171, 185, 237
鈴木重胤　184, 403

せ

関　晃　168, 238, 239, 384, 423, 473

そ

薗田香融　136, 137
薗田宗恵　340

た

平　秀道　275
高木市之助　275, 359
高橋善太郎　169
高橋富雄　425
高群逸枝　42, 306, 404
滝川政次郎　236
竹内理三　119, 120, 122, 384, 386, 387, 425, 451
武田祐吉　5, 41, 67, 79, 136, 147, 293, 305, 457, 473
橘　守部　39, 340, 358
田中　巽　79, 185
田辺幸雄　275, 340
谷川士清　40, 183, 276, 355
田村円澄　276

つ

次田　潤　41, 136

Digitized by Google

# II 著　者


## あ

相磯貞三　274
青木和夫　404
青木茂作　240
蘆田伊人　384
阿部武彦　186, 341

## い

飯田武郷　39～41, 78, 174, 184, 185, 238, 272, 274, 275, 303, 340, 403, 411, 423, 450
家永三郎　304, 342, 395, 397, 403, 404
池内　宏　40, 55, 78, 121, 167, 168, 237, 272
池田源太　80, 306
石田茂作　238, 404
石原道博　169
井上　薫　122, 237, 303, 304, 341
井上光貞　5, 42, 46, 77, 78, 168, 183, 185, 186, 294, 305, 306, 342, 384, 385, 387, 474
岩井大慧　169
岩橋小弥太　5, 40, 350, 359, 424, 451

## う

上田正昭　120, 276
上野直昭　240
梅沢伊勢三　452
梅原隆章　273
卜部兼方　355

## お

太田　亮　77, 118, 119, 184, 185, 304, 306, 386, 388, 401, 404, 406, 423, 451
太田善麿　128, 238, 239, 427, 450, 451, 452, 474
大塚徳郎　423
大野　晋　452, 474
大屋徳城　239
岡田正之　238
折口信夫　80

## か

加藤玄智　128
門脇禎二　186
加納諸平　239
賀茂真淵　41, 358
狩谷棭斎　284, 303, 304, 450
川上多助　166, 386
川崎庸之　423, 425
河村秀根　35, 40, 41, 122, 169, 184, 238, 272
神田秀夫　339

## き

岸　俊男　102, 120, 121, 186, 359, 385, 404


Digitized by Google

湯坐日理連　363, 370
悠紀　391
弓月君(秦氏の祖)　56, 57

よ

陽貴文　222
陽原王　62, 168
用明・崇峻・持統天皇陵　404
用明天皇　48, 70, 130, 135, 136, 229, 230, 291, 298, 313, 445
依羅連　139
吉野寺(→比蘇寺)　201, 303
吉野宮　410, 417
余昌　154, 243

ら

礼塞敦　216

り

陸前国　363, 370, 377
六朝時代　204
履中天皇　45, 47, 49, 143, 146, 446, 461
律逸文　272
律師　303
律令制的官人機構　353
律令制度　267
律令体制　470, 472
梁高僧伝(→高僧伝)　204～206, 218, 235, 286, 302, 450
楞厳経　302
霊鷲山像　407
令照　222

る

類聚三代格　41, 272
類聚符宣抄　41

れ

霊験説話　204
歴史的危機感　259
列伝体的記述　233

ろ

鑪盤師　222
論語　264, 277

わ

倭王武　458
稚犬養連網田　257
若狭国　117, 251, 354
稚足彦尊(のちの成務天皇)　457
若子宿禰　9, 43, 73, 81, 89, 113, 114, 117
謡歌　256～258
童謡　243, 255～258, 322, 323
王仁　238
和珥臣(丸邇臣)　17, 18, 110, 111, 121, 385, 456
和爾神人(――部)　366
ワニ部　385
倭女王　460
和名抄(→倭名類聚抄)
和名抄(高山寺本)　363, 375
倭名類聚抄(→和名抄)　16, 83, 100, 102, 118, 121, 147, 179, 182, 363, 364, 369, 371, 374, 375

Digitized by Google

物部守屋討伐 67, 71, 440, 441, 444
諸県君 22, 40
文賈古子 222
文武天皇 403, 418

## や

家部 352, 413, 414
宅部皇子 110, 184, 293, 305, 439
八色の姓 353, 399
筑口朝臣岑業 401
易博士 216, 275
陽古博士 223
八十氏人 383
矢田部橘基 373
八千矛神 255
八佾の儛 254, 262, 264, 277, 316, 321, 340, 359
屋主忍男武雄心命 134
八腹臣 358
山代内臣 9
山背大兄王 73, 79, 91, 96, 97, 157, 256, 257, 265, 317～326, 330, 335, 336, 340, 388, 389
山背国(山城国) 40, 61, 109, 112, 118, 354, 362, 366, 387
山背国愛宕郡計帳 362, 366
山城国分寺址出土文字瓦 362
山代主水雀部連 387
山田 397, 402
山田寺(→浄土寺) 167, 351, 389, 395～399, 401～403
山田寺縁起 397
倭国魂神 148
大和志料 253
大和高田市 365
日本武尊(倭武命) 11, 12, 29, 451, 457
倭直 46, 144, 148, 455, 462
——吾子籠 143, 148
——麻呂 148
倭直部 148
倭漢直(東漢直) 57, 145, 146, 203, 224, 226, 238, 239, 335, 379, 380, 462
——阿知直 143, 144
——阿知使主(漢直の祖) 57, 143, 223
——都加使主(阿知使主の子) 57, 223
——駒 312～314, 333, 439, 442, 443
——掬 223
——比羅夫 390
山東漢大費直 222, 223
大和国(大倭国・倭国) 82～85, 88, 90, 91, 98～100, 109, 113, 136, 177, 180, 182, 224, 225, 238, 354, 355, 362, 365, 378, 384, 388, 400, 406, 408, 423
倭国造 148
——手彦 148
倭国六県 316
大倭大神 148
倭屯田 148
倭京 407, 408
倭儛 355
山辺皇女 411
山守部 147
山吉直 364, 386

## ゆ

有徳作王の思想 269
雄略天皇 47, 77

Digitized by Google

弥勒石像　192
神直　366
——老　367
三輪君(→大三輪君)　93, 148, 214, 295～301, 306, 334, 440, 455
——大口　119
——子首　93
——逆　195, 214, 291, 292, 294, 296, 297, 300
——文屋　322～325
神人　366
神人部　366, 367
民族宗教　241, 245, 246, 251, 252, 255, 263, 264, 301, 302
民謡　257

## む

武蔵国　236, 251
六鳥命　117
宗岳朝臣　401
宗岡有女　386
連姓氏族　4, 463
牟婁の温湯　410

## め

明帝　460
喪葬　447, 448
馬丁安　216, 275
鵜鳥皇女　276

## も

物部連　4, 8, 26, 46, 49, 51, 52, 54, 76, 126, 127, 139, 142, 144, 145, 174, 175, 177, 201, 211～214, 234, 第2部第7章(278～302)306, 311, 313, 380, 381, 383, 387, 400, 421, 454, 456, 460, 461, 463, 471, 472, 474
——倉鹿火　26, 50, 52, 53, 173, 181
——胆咋　15, 39, 183, 459, 464, 465
——伊莒弗　48, 49, 139, 145, 457, 460, 461
——尾輿　53, 141, 246, 281, 282, 284, 465
——大前(宿禰)　49, 143, 145, 462, 463
——大前小前(宿禰)　139, 463
——十千根　139, 294, 456, 457, 461, 473
——目　50, 464
——(弓削)守屋　54, 69, 116, 122, 141, 168, 193～197, 199, 200, 202, 208～210, 213, 214, 228, 280～284, 287～290, 292, 293, 296～298, 306, 307, 432, 433, 438, 439, 465
——竺志　175
物部　287, 366, 387
——烏　216
——贄子　408
——八坂　440
——八十手　295
物部朴井連　411
物部依網連　94, 160
——乙等　86, 91
物部二田造塩　395
物部大臣　429
物部神社　174, 175

Digitized by Google

卜占 286
朴堤上 55, 78
北陸道 370, 376, 388
枠削寺 219, 327, 369
星川臣 9, 85, 88
——麻呂 86
穂積臣 421
——磐弓 178, 435
——譽 395
穂積皇子 394, 418
法華経 372
法華験記 225
誉田天皇(応神天皇) 26
胎中之帝(応神天皇) 173
誉屋別命 378

## ま

間敷屯倉 174
真蘇我 345, 347～349, 359
末子相続 307
麻那文奴 222
眉輪王 68, 77, 139, 339
茨田堤 25, 32, 251
茨田皇子 184
茨田屯倉 174, 184
茨田連衫子 252

## み

宮門 327
三河国 109
命・尊 447, 451
ミサキ 340
微叱許智 55, 78
肅慎 408
水銃 77
水歯別命 143, 462
溝辺 203
——浄土 236
——広津 236
溝辺直 201, 202, 236
屯田司 148
道臣命 453
道君安麻呂 115
三使部 366
南淵請安 326
南淵先生 330
南加羅 176
南平壌 216
源朝臣 386
美濃国 251, 254, 363, 369, 377, 390, 391
御野国加毛郡半布里戸籍 363, 369
乳部 254, 321, 322
美作国 100, 179, 185, 387
味摩之 358
任那 26, 65, 105, 110, 152, 157, 159, 161, 162, 164, 165, 176, 195, 200, 236, 277, 408, 437
任那征討 197
任那日本府 21, 156, 163, 170
任那人 22
任那復興 158, 431, 444
御馬の王 461
屯倉 68, 第2部第4章(172～186) 375, 381, 388, 431, 435, 444
弥移居国 248
三宅朝臣藤麻呂 64
三宅連石床 93

Digitized by Google

——不比等　394, 413
——武智麻呂　413
扶桑略記　77, 225, 424
仏教　127, 第2部第5章(187～240)　266, 271
仏教興隆詔　427
仏教崇敬　432, 444
仏教伝来　279, 280, 307, 434
仏舎利(→舎利)　281
仏神　191, 206, 208, 280, 281, 301, 432, 434, 450
仏説大雲輪請雨経　252
仏敵　288, 289
仏頭　403
仏法之初　193
風土記　256
仏図澄　286, 302
船首王後　450
船史(船連)　60, 62, 155, 156, 165, 166, 179, 185, 431, 435～437, 444
——恵尺　330, 436
——王平　436, 450
——龍　436
史　380
部民　224, 361, 376～383
部民制　361, 383
布施貴　222
古人大兄皇子　132, 203, 256, 322, 327
武烈天皇　47
武烈王(金春秋)　331

へ

平安時代　364
平氏伝雑勘文　340
平群坐紀氏神社　102
平群臣　4, 8, 9, 25, 29, 43, 44, 46, 49～52, 66～71, 74, 76, 82, 84, 94, 100, 101, 107, 120, 133, 134, 142～146, 160, 261, 420, 459, 462, 472
——宇志　87, 91
——神手　69, 213
——子首　68, 149
——鮪(志毘)　50, 51, 67, 74
——木菟(都久)(宿禰)　9, 13, 25, 48, 49, 56, 58, 74, 81, 101, 109, 111, 139, 143～145, 152, 261, 420, 459～462
——真鳥　50, 51, 67, 74, 464
平群部赤麻呂　120

ほ

崩　447
法王帝説(→上宮聖徳法王帝説)
法興寺(→飛鳥寺)　213, 214, 218, 222, 226, 227, 233, 239, 260, 287～289, 301, 307, 326, 328, 329, 331, 332, 341
房戸　367
法頭　233
方等大雲無想経　273
法隆寺(→斑鳩寺)　240
法隆寺薬師像光背銘　230
法朗　273
墓記　64, 68, 89, 145, 148
寿歌　346～348, 350, 351, 353, 358, 359, 459, 467, 474

Digitized by Google

泊瀬王 318
泊瀬部天皇(→崇峻天皇) 427
泊瀬部皇子(→崇峻天皇) 69, 122, 184, 213, 291, 298, 306, 338, 440
八姓制定 418, 419, 446
祝部 249, 250, 252, 268
波美臣 9, 85, 86, 88, 118
林臣(→蘇我臣入鹿) 429
林臣 9, 81, 82, 85, 88
林宿禰 85
隼人 291, 462
播磨直 408
播磨国 148, 191, 197, 354, 363, 372, 377, 379
播磨国風土記 98, 119
播磨国司 98
婆理僧 355
葉稚屯倉 180
反正天皇 26, 45, 47, 454, 461
反乱説話 66～68
潘量豊 216

## ひ

肥 176
日影皇女 131
侏儒伎人(ひきひとわざひと) 354
比古伊那許士別命(比古伊那許志別命) 9, 116, 420
彦国葺 456
彦太忍信命(比古布都押之信命) 8～10, 133, 134, 137, 420
肥後国 364, 376, 377
肥前国風土記 168
備前国 177, 179, 180, 185, 363, 372, 377, 379, 386
比蘇寺(→吉野寺) 202, 203, 236
比蘇寺縁起 201～236
日高見国 11
常陸国 118
常陸国風土記 451
敏達天皇 61, 211, 212, 285, 290, 291, 294, 300, 392, 424
備中国 118, 179
日臣命 454
檜隈大陵 358
卑弥呼 35～38
媛・姫 447
日女島 25
百加博士 223
百官 472
日向国 22
日向の駒 346, 347
広庭天皇(→欽明天皇) 229
備後国 179

## ふ

諷諫 256
不空 252, 253, 273
負嚢者(ふくろかつぎ) 105
巫覡 243, 249, 255, 259, 266, 274
葛井連 179, 182, 185, 435
葛井秋益 372
藤原家伝 240
藤原氏 214, 331, 333, 334, 396, 400, 402, 420
——鎌足(→中臣鎌子) 414
——房前 413

Digitized by Google

——阿久　174
綺速日命(還芸速日命)　294, 387, 420, 421, 454
錦織首　167
——壺　191
錦部定安那錦　223
日羅　158, 408
日本紀略　273
日本後紀　179
日本霊国風土記　384
日本霊異記　201～203, 251, 307, 386
仁賢天皇　47, 134, 294, 454
仁徳天皇　13, 33, 45, 47, 49, 144, 358, 459, 461

## ぬ

額田大中彦皇子　148
額田部皇女　184
額田部連比羅夫　169
沼河比売　255
怒能伊呂比売　9, 82
布敷臣衣女　386
漆部造兄　440

## ね

ネグ(ネガフ)　451

## の

農耕生活　252
野島の海人　143
後飛鳥岡本宮　410
能登国　371, 384
野中川原史満　395
野見宿禰　148

## は

裴世清(裴清)　157, 169, 408
白雀　259, 260
白村江の戦　352, 353
羽栗臣　385
谷宮門　327, 368
土師連猪手　157
——磐村　110, 157, 293, 439
——八島　157, 440
土師娑婆連　157
蜂部穴穂部皇子(→穴穂部皇子)　291
間人皇后　406, 410
間人皇女　390
長谷部(之)君　9, 85, 87
——真子　88
波多臣(羽田臣)　8, 9, 43～47, 66～70, 73, 82～86, 88, 92, 94, 118, 133, 134, 144, 145, 147, 160, 420, 462
——八代(矢代)(宿禰)　9, 46, 58, 81, 143, 147, 152, 420
——広庭　79, 86, 91, 147
波多神社　147
秦寺　162
秦春貞　386
秦宿称万呂　447
秦人　63, 78, 184
秦造　57, 379
——河勝　157
泊瀬朝倉(宮)　464
泊瀬列城(宮)　464

Digitized by Google

鳥美物部 287
伴林氏神社 85
豊 176
豊浦寺(→桜井寺) 230
豊浦寺縁起 190, 232
豊浦寺原縁起 202, 234, 235
豊浦宮 355, 460
豊木入日子命 420
豊国法師 282, 292
豊楽 462
度羅儛 355
遁甲方術 276
曇恵 216, 276

## な

易名(なかえ) 459, 461
長尾市(倭直の祖) 148, 455
長尾直真墨 106
中筒之男命 421
仲皇子(→墨江中王) 46, 49, 66, 67, 70, 143, 148, 462
長門国 16
中臣連(→藤原氏) 15, 94, 126, 160, 197, 201, 211, 212, 289, 302, 307, 328, 332, 400, 416, 453, 454, 456, 460, 470, 471, 474
——烏賊津(使主) 15, 39, 451, 458, 459, 462
——磐余 195, 296
——勝海(大夫) 193, 199, 208, 228, 280～282, 287, 293, 432
——鎌子(鎌足) 246, 281, 282, 326～331, 351, 382, 389, 390, 407, 412～415, 468, 469, 474
——国 86, 91, 93, 159
——金 415, 419, 468
中臣宮地連烏摩呂 436
中大兄皇子 37, 96, 227, 254, 257, 326～328, 332, 333, 336, 342, 351, 382, 389, 395, 406～411, 424, 436, 468
那葉女儛 355
那津之口官家 173～176, 181, 375
難波京 395, 406～409
難波吉士(——吉師) 18, 106, 163, 170
——赤目子 170
——日香蚊 170
難波堀江 194, 197, 199, 209, 220, 282, 284, 285, 433
難波皇子 69, 122, 213, 440
難波祝津宮 53
難波宮 406, 407, 462
難波連 60, 87, 106, 165, 166, 170
——大形 170
奈末智 162, 169
奈末遅 161, 162, 169, 170
両槻宮 410
奈良時代 115, 364, 368, 370, 379, 387, 419
那連提耶舎 253
南海道 373, 376, 388
難斗米 460

## に

新嘗 262, 276
新家屯倉 174, 175
新家連 173, 175

Digitized by Google

津史　179, 435
海石榴市　292
海石榴市亭　194, 199, 236, 433
爪工部　366
津守連　16
——大海　164
津守部　366
鄭池　23, 233

## て

帝紀の原形　27
帝王思想　213
帝王本紀　130, 135, 294, 307
帝皇日継　134
鉄の盾的　109
寺師　222
天書　236
天神地祇　267, 388, 403, 415
天神本紀　287
天孫本紀　145, 366, 387
天智天皇　86, 203, 351, 356,
394, 398, 399, 400, 402, 412,
413, 416, 417, 423, 425, 469
天人感応説　268, 269
天皇記・国記　315, 357
天皇氏　126, 127, 129, 130, 133, 134
第2部第8章(308～338)
天武天皇　41, 63, 94,
169, 356, 394, 398, 399,
402, 418, 422, 470, 474
天文五行　258
天文地理　276

## と

唐　437
東海道　366, 376, 388, 473
東西諸史　436
東山使者　419
東山道　369, 376, 388
東城子言　216
東城子莫古　216
道深　276
同族氏族　361
同族的擬制　377, 387
同族的結合　401
東大寺　371, 385
東大寺領　370
多武峰略記　385
唐六典　260
棟梁之臣　7, 12, 13, 457
遠江国　362, 368, 377
遠江国浜名郡輸租帳　362, 366
喙部大舎首智賢　158
常世神　256, 327
土佐国　364, 374, 377
訥祇王　78
鳥取部(捕鳥部)　287, 304
——万　287
蚕神　245, 301
隣国客神像　301
舎人　383
舎人部　368, 385
苫編部犬猪　119
迹見首　287
——赤檮　214, 287, 293
登美連　287

Digitized by Google

田令 180
達率奈智 161
楯臥儛 355
田中朝臣足麿 94
——法麻呂 94
田中臣 9, 65, 90, 93, 95, 97, 133, 159, 160
——鍛師 94, 95
——足麻呂 93, 94
田辺小隅 94
多禰屯倉 180
田儛 355
田部 179, 180, 388, 435
玉勝山代根古命 387
玉手臣 9, 82, 109, 113, 114, 122
田村皇子 95, 96, 97, 317, 318, 319, 320, 335, 340, 467
田目皇子(多米王) 132
田裳見宿禰(津守連の祖) 164
短歌 257
丹後国 85, 118
丹波国 118, 354, 363, 371, 377
段揚爾 269, 275

## ち

地縁 377
健人 383
筑後国 121, 376
筑後国風土記 121
筑前国 100, 120, 364, 375, 376, 377
筑前国嶋郡川辺里戸籍 364, 375
千熊長彦 20, 21
智識優婆塞等貢進文 236, 363, 372
智洗爾 161
智洗爾 161
知多臣 385
茅渟県 287
茅渟県主 105, 121
丁有陀 216
仲哀天皇 14, 15, 17, 378
中国仏教文献 286
長子相続 307
朝鮮(→百済・新羅・高句麗) 55〜66, 第2部第3章(150〜171), 176, 357, 375, 376, 458
長宗我部氏 374

## つ

舂米部 184
木菟 24
筑紫将軍 312
筑紫率 414
筑紫帥 414, 424
筑紫国 23, 24, 58, 65, 92, 156, 158, 173, 174, 176, 312, 354, 375, 376, 408, 419, 453
筑紫国造 52, 137, 154
筑紫国造磐井(竺紫君石井) 52, 67, 305
筑紫大宰帥 395
筑紫儛 355
筑紫肥豊三国屯倉 376
都奴臣(角臣) 9, 81, 82, 102〜104, 108, 373, 400
——牛甘 96, 104
——小鹿火(宿禰)(→紀小鹿火) 103, 120, 153, 167
都怒国造 120
都怒足尼 120

Digitized by Google

孫権　205, 206, 210
孫皓　206, 208～210

## た

大雲経　250, 252, 273
大雲寺　273
大雲輪請雨経　273
大雲輪請雨経法　273
大化改新　227, 235, 245, 254, 264, 269, 331, 335, 350, 352, 361, 399, 469, 473
大興王　220, 228
大極殿　227, 257, 327, 330
大氏　352, 413
太史　206, 208
太子伝　336
太子伝補闕記　220, 325
太子伝暦　314
太政官　447, 452
太政官制　446, 451
大乗経　252
大乗経典　249, 252
大織冠伝　5, 276, 328, 329, 331, 341, 396
大臣不任命　470
大唐神　225
大日本古文書　387
大日本史料　386
大夫　447, 454, 460, 461, 473
大法興寺　259
大方等無想経　273
膳甘部　58, 71
田形皇女　418
高橋氏文　5, 116～117
高橋連　139
高向漢人　95
高向臣　9, 90, 93, 95, 97, 133, 328, 334, 341
——宇摩　95
——国押　96, 326
——麻呂　94, 96, 104
高向史玄理　91
高安城　106
財造　122
手研耳命　454
多紀臣　385
当麻蹶速　148
竹田皇子　69, 122, 213, 440
高市皇子　418, 470, 474
武渟川別命(建沼河別命)　9, 421, 456
武内宿禰(建内宿禰)　第1部(1～118) 146, 151, 152, 175, 177, 277, 326, 358, 370, 373, 384～386, 388, 401, 420, 422, 425, 451, 457, 458, 459, 460, 472
建波邇夜須毘古命(武埴安彦)　9, 257
建波邇安王　456
建御雷神　37
建部秋雄　386
大宰府　176, 181, 376
丹比公　474
多治比(丹比)真人嶋　418, 425, 470
多治比古王　425, 470
但馬国　354, 363, 372, 377, 379
但馬国司解　363, 371
田嶋足尼　120
橘豊日天皇(用明天皇)　225
多知波奈土与比天皇(用明天皇)　229
橘豊日皇子　194, 291

Digitized by Google

404, 406, 409, 412～414, 418～419, 423, 425, 468
——興志 351, 394, 395, 399, 402, 405
——高麗 140
——善徳 218, 394, 429
——乳娘(乳媛) 390, 394
——刀自古郎女 320, 394
——果安 415, 416, 424, 468
——常陸娘(常陸媛) 394, 411
——日向(身刺) 167, 350, 351, 389, 402, 394, 395
——法師 394, 395
——法提郎媛 132, 394
——満智(宿禰) 48, 49, 139, 140, 146, 428, 460, 461
——造媛 395, 396
——連子(牟羅志) 350, 351, 394, 399, 402, 412～414, 416, 423, 424
——姪娘 394, 399, 403, 425
——安麻呂 416, 417, 419, 424
宗我神 362, 365, 374
蘇我倉 401
蘇我の子ら 345, 346, 350, 351, 356
宗我宿禰 401
蘇我田口臣筑紫 395
蘇我天皇 341
蘇我豊浦蝦夷臣 157
蘇我の田家(なりところ) 318
蘇我卿 244～246, 249, 426, 452
宗我嬪 403
ソガ部 第3部第2章(361～388)
蘇宜部首 362, 366, 378, 387
蘇我部薬売 362
蘇宜部五百公 363, 370
——小津売 363, 369
——宿奈麻呂 363, 370
——年成 363, 370
——百枝売 369
宗我部赤羽 363, 372
——綾女 364, 374
——口女 364, 374
——牛売 364, 375
——老人 363, 372
——乙丸 363, 372
——吉刀自女 363, 373
——昨女 363, 373
——小数 363, 372
——佐美 363, 373
——秀直 364, 374, 386
——人足 363, 372
——虫麻呂 363, 368
——吉池 363, 373
——吉女 363, 364, 373, 374
宗宜部赤男 362, 366, 367
——乎爾倍 362, 367
——子首 363, 367
——古麻呂 362, 367
——得背 363, 367
——爾倍 367
——爾倍佐 362, 367
宗何部池守 363, 370
——神女 363, 370
宗賀部乳主 363, 371, 372
則天武后 273
底筒之男命 421
ソバカリ 462
祖廟 262, 263, 316, 321, 340, 384
祖霊崇拝 263

Digitized by Google

僧正　232, 233
僧都　232, 233
僧尼　225, 228, 232, 233, 392
僧旻　269, 276, 403
造仏工　231, 240
讃歌倒語(そえうたさかしまごと)　453
蘇何　362, 366, 387
宗我石川　384, 401
蘇我石川氏　370
蘇我石川両氏系図　137, 140, 405, 424, 451
蘇我氏人名称呼法分布表　428
蘇我氏略系図　393, 394, 424
宗我都比古神社(宗我坐宗我比古神社)　362, 365, 366, 384
蘇我比咩神社　363, 368
蘇賀比咩神社　371
宗我大家　401
蘇我臣　9, 43, 44, 48, 49, 53, 54, 58, 60, 61, 64, 65, 69～77, 82, 84, 89, 94, 99, 104, 108, 112, 116, 117, 119, 第2部・第3部(123～473)
——赤兄　350, 351, 394, 399, 402, 409～419, 423, 424, 468
——赤狛　3 94, 395
——石河(宿禰)　9, 81, 140, 366, 400, 401, 420
——石寸名　132, 394, 438, 445
——稲目　23, 53, 60, 79, 107, 130～132, 139, 140, 141, 155, 173, 174, 177, 178, 181, 183, 185, 191, 200, 224, 263, 280～284, 291, 298, 299, 305, 313, 338, 355, 375, 381, 384, 388, 392～394, 426, 428, 434～438, 444, 445, 452, 465
——入鹿　73, 96, 146, 157, 184, 227, 239, 256, 257, 259, 265, 314, 316, 321～323, 326～330, 332～339, 342, 369, 382, 383, 388, 389, 392～396, 399, 429, 467
——馬子　54, 69, 105, 110, 122, 141, 142, 156, 168, 177, 185, 191～199, 207～210, 213～218, 221, 224, 226, 228, 233, 263, 280～284, 288, 290, 292, 298, 305, 311～316, 322, 332, 333, 336～338, 346, 355, 357, 365, 392～394, 426～435, 438～445, 449～451, 465, 467
——蝦夷　91, 92, 95, 146, 157, 159, 185, 219, 254, 257, 262, 275, 315～323, 327, 335～337, 340, 368, 382～384, 389, 392～396, 399, 428, 429, 436, 449, 467
——小姉君　130, 131, 291, 298, 299, 305, 313, 338, 394, 445
——嫡子　394, 413
——遠智媛　356, 394, 399, 419
——韓子(宿禰)　58, 103, 140, 153, 428
——河上娘　312, 313, 394, 443
——堅塩媛　130, 131, 136, 239, 291, 298, 315, 325, 338, 358, 394, 445
——倭作(→入鹿)　239, 265, 330, 429, 467
——倉麻呂　393, 394, 399
——倉山田石川麻呂　167, 264, 327, 328, 330, 350, 351, 356, 382, 389～401,

Digitized by Google

## す


推古天皇 37, 48, 70, 95, 130, 134, 135, 214, 226, 227, 248, 263, 291, 298, 313, 315～320, 341, 346, 350, 355, 358, 389, 392, 393, 439, 440, 443, 445, 454
隋 437
隋書 158
隋書東夷伝 157, 168, 169, 171, 267
綏靖天皇 134, 294, 296, 454
水霊 251
崇仏 438, 440, 449
周防国 16, 102, 363, 372, 373, 377, 400
周防国玖珂郡玖珂郷戸籍 372
菅忍比咩神社 371, 384
菅野朝臣真道 179
素賀国造 368
主基 391
少兄 446
少名日子建猪心命 9
朱雀門 407
崇峻天皇 48, 70, 130, 135, 291, 298, 305, 311～314, 315, 332, 333, 334, 336, 337, 401, 440, 442, 444, 445
崇神天皇 420, 422
須勢理毘売命 255
墨江の三柱の神 15
墨江中王(→仲皇子) 462
墨江三前大神 421
住吉大神 26, 147
住吉三神 16, 17
住迹皇子(→穴穂部皇子) 291
駿河説 423
駿河国 384, 408
駿河国正税帳 119


## せ


聖王 168
正史 212
清寧天皇 47, 50
成務天皇 12, 13, 454, 459
聖明王 61, 154, 155, 243, 279, 281, 426
世界宗教 245
世間等流の教 245
摂政 315, 357, 466, 467
摂津国 16, 39, 41, 88, 100, 107, 109, 113, 214, 354, 366, 387, 408
摂津国風土記逸文 41, 341
瀬戸内海 374
宣化天皇 175, 305, 375, 425, 470, 474
善信尼 191, 215, 219, 439, 441, 442
善信等尼 194
先姓後名型 448, 449
浅草寺 236
禅蔵尼 191
前兆 256～259, 264, 274
先名後姓型 448, 449
善無畏 273


## そ


僧綱制度 233
造寺工 229
宋史日本伝 41
宋書倭国伝 458


Digitized by Google

正倉院文書　374
聖徳王　220, 238
聖徳太子　37, 230, 315, 316, 318, 320, 323, 324, 325, 342, 357, 389, 393
聖徳太子伝　331, 333, 337
浄土寺(→山田寺)　398, 403
勝鬘経義疏　324
聖武天皇　251
丈羅未大　222
書紀資料論　125
続日本紀　185, 238, 255, 297, 363, 368, 370, 403, 424
諸大夫等　455
女巫と男覡　37, 38
舒明天皇　70, 317, 318, 321, 322, 323, 333, 334, 389, 398, 406
白猪史　178, 179, 182, 185
——胆津　178, 180, 182, 435
白猪屯倉　99, 177～180, 182, 431, 435
新羅　26, 62, 65, 105, 110, 152, 157, 158, 160～165, 168, 169, 215, 236, 243, 277, 331, 341, 386, 408, 437
新羅王　96
新羅征討　14, 22, 60, 63, 65, 69, 86, 87, 91, 92, 93, 104, 153, 159～165, 168, 169, 244, 408
新羅人　22, 56, 184
調吉士伊企儺　92, 107
——大葉子　92
白茅鴎　261
白鷺鷥　262
讖緯思想　258, 266, 269, 270, 271, 336
晉起居注　35
神祇　127, 233, 第2部第6章 (241～271) 328, 391, 459
神祇官　244, 267
神祇伯　244, 267, 326, 328, 329, 341
神祇祭祀　467
神祇信仰　241, 243, 245, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 260, 265, 266, 271
神祇崇敬　390, 391, 455
神祇令　267, 276
神功皇后　14, 19, 26, 28, 29, 31, 35, 36, 37, 38, 40, 151, 244, 446, 451
辰斯王　152
新抄格勅符抄　362, 365
新庄町　365
壬申の乱　86, 97, 106, 310, 351, 352, 415, 416, 417, 418, 424, 470, 474
新撰姓氏録(→姓氏録)　83, 88, 90, 100, 102, 137, 304, 362
新蘇我氏　402
進陀　216
神道　304
神道思想　246
進奴　216
神仏関係　249
神仏交渉史　249
神宝掌治　456
神名帳(→延喜式神名帳)　85, 100, 174, 252, 368, 371
神武天皇　348, 453, 454
人名称呼法　342, 426, 434, 444～449
甚目寺　236

Digitized by Google

氏姓制 361, 414
氏姓の錯乱 24
氏族 3, 5, 353
氏族意識 353
氏族制的国家観 353
氏族的紐帯 352
氏族伝承 3, 4, 5, 44, 60, 70, 72, 83, 378
氏族連合 308
始祖伝承 75
四大夫 14, 15, 39, 157～159, 460, 471
七枝刀 20
後城屯倉 180
執政 32, 44, 48～54, 70, 75, 100, 138, 358, 381, 391, 422, 431, 432, 438, 439, 444 第3部第6章（453～473）
疾風怒濤 402
四天王 415
四天王寺 162, 213, 214, 287～289, 301, 403, 407
四天王寺縁起 289, 304
四天王寺式伽藍配置 399
四天王像 213
至徳天皇 250, 254, 265, 268, 336
持統天皇 273, 356, 394, 400, 402, 403
信濃国 363, 369
科野次酒 216
誄詞 296, 297
自昧淳 222
嶋大臣 132, 341, 428, 430
斯摩宿禰 20
下総国 363, 368, 371, 377
釈日本紀 236, 359, 473
昔麻帝弥 222
闍那崛多 253
闍那耶舎 253
シャーマニズム 37
沙門 207
舎利 192, 193, 198, 197, 199, 201, 202, 204, 205, 207, 210, 226, 227, 231, 285, 432, 434
舎利伝説 204～211, 222
舎利霊験説話 198, 204
宗教戦争 302
宗教倫理 324
十七条憲法 230, 238, 324, 340, 360
十七余(条)法 220
十二通門 328
儒教 266, 271
儒教思想 269
儒教的理念 472
出三蔵記集 237
巡察使 419, 425
詩妖 256
肖古王 21
上位氏族 82, 83, 116
浄行僧 251
上宮王家 254, 308, 311, 317～326, 333, 334, 393
上宮記 340
上宮聖徳太子伝補闕記 220, 325
上宮聖徳法王帝説 136, 220, 221, 238, 279～280, 284, 342, 398, 451
小氏 352, 413
姓氏録 57, 86, 98, 101, 113, 139, 203, 223, 287, 366, 377, 387
祥瑞 243, 258～262, 269, 270, 274, 275, 354, 368, 459, 472
祥瑞災異 258

Digitized by Google

——財　106
——纏手　105, 107, 157, 213
——根(使主)　104, 105, 158
坂本吉士長兄　164
相楽館　61, 115, 435
辟田首　358
烈田溝　16
桜井市　398, 401
桜井田部連　99, 119
桜井寺(→豊浦寺)　196, 200
桜井道場　192, 194, 196
桜井臣　9, 90, 98, 99, 119, 133
——和慈古　97
桜井皇子　184
桜井屯倉　98, 99, 119
酒君　57, 58
鷺鷺(ささぎ)　24
佐佐宜王　305
雀部朝臣　90
雀部朝臣真人　89
雀部臣　9, 81, 82, 88, 118, 420
——男人　89
三枝部穴太部王　305
狭狭城山君　137
沙至比跪　56, 62, 78
左伝　256
沙喙部奈末竹世士　158
蚕神者　15, 31, 35, 37, 75, 458～459
讃岐国　118, 364, 374, 377, 386
讃岐国大内郡入野郷戸籍　364
狭臣　65, 79, 122
佐伯直阿俄能胡　276
佐伯造御室　194, 236, 433
佐伯連　192, 349, 408, 421
——歌　421
——子麻呂　257, 328
——丹経手　110, 293, 439
——広足　97
沙慶県主　16
佐和良義神社　100
佐波良神社　100
佐和良臣(早良臣)　9, 81, 82, 100, 101, 120, 386, 387
——静女　101
山陰道　371, 376, 377, 388
三韓　332, 333, 342
三韓人　332
三韓征討　19, 26, 35, 36, 37, 152
三貴　216
三国遺事　331
三国史記　168, 331
三斤　216
卅三天　416
三代実録　273, 362, 364, 374, 384, 401, 425, 474
三宝興隆　219～222, 228, 230, 234, 235, 247, 315, 466
山陽道　372, 376, 388


## し


椎根津彦　148
鹿垣池　23
紫冠　322
職員令　239, 425
職員令集解　355
四県の割譲　26
宍人臣鴈　86
四臣　183, 472
侍臣　453, 454


Digitized by Google

——小柄(宿禰) 9, 81, 89, 420
——男人 47, 52, 68, 89, 464
——猿 61
——徳太(徳陀古) 53, 73, 89, 96, 120, 157, 322, 328, 388, 406, 409, 412, 468
——人(比等) 74, 89, 409, 415, 417, 468
——比良夫 65, 69, 122, 213, 440
既酒臣 61
許勢奈率歌麻 60, 61
五臣 351, 416〜419, 422
五節儛 355
古代歌謡 346
国家之神 245
国記 330
事代主神 17
言霊 255
五経博士 216, 269, 275, 276
五大夫 456, 460, 471
高麗 26, 61, 105, 109, 110, 115, 152, 164, 165, 179, 220, 228, 431, 436, 437
高麗・百済・新羅三国楽 354
己麻次 216
高麗使 116
高麗使人 435
高麗征討 154, 155
高麗人 22, 23, 179, 180, 182, 388
高麗人小身狭屯倉 23
高槻館 61, 115
小身狭屯倉 23, 99, 172, 182
蔣代屯倉 143
固有信仰 245
暦本 276
暦博士 216, 275
古老 256
強禦 252
金光明最勝王経 302
金剛寺(→坂田寺) 226
金剛智 373
権者観 337

## さ

西海道 375, 376, 377, 388
最勝王経 372
采女 206, 207, 209, 210, 218
在地土豪勢力 382
斉明天皇 37, 409, 412
斉明天皇陵 94
境部臣 65, 79, 92, 94, 156, 160, 169, 224
——阿椰 394
——雄摩呂 86, 91, 159
——麻理勢(摩理勢) 79, 317 318, 320, 323, 324, 325, 358, 389, 394
——毛津 394
賢遣臣 109
坂田寺(→金剛寺) 225, 230, 231, 240
坂田寺縁起 225, 226, 227, 232, 233, 234, 235
坂田尼寺(→坂田寺) 226
坂田耳子王(坂田耳子郎君) 194, 200, 236
坂上大宿禰 201
坂上系図 223, 225
相模国 368
坂本朝臣鹿田 107
坂本臣 9, 93, 102, 104, 108, 121, 158, 213
——甘美媛 91, 105
——小根使主 105

Digitized by Google

倉麻呂系　350, 351
倉稚綾姫皇女　131
栗前王　414, 424

## け

継嗣令　425
継体天皇　47, 175, 225
系図　136
血縁　377
気比神宮　19, 28, 41
気比大神(笥飯大神)　7, 19, 459
打毬(けまり)　227
建康　205
建初寺　205, 208
建初寺伝説　234, 237
遣隋使　169
顕宗天皇　47, 50
憲法十七条　267
憲法の撰作　357
建邦之神　244, 245, 248
原鎌足伝　328, 331, 334, 396
元明天皇　41, 394, 400, 402, 403, 424, 425

## こ

呉　205, 207, 346
莵　447
高安茂　275
広開土王碑　58, 63
甲賀臣(鹿深臣)　192, 280
皇極天皇　250, 253, 254, 265, 268, 323, 336, 389, 398, 406
高句麗　62, 168, 215, 437, 446
孝元天皇　8, 9, 11, 81, 84, 116, 133, 177, 387, 420～422, 425
郷戸　367
後周　253
孝昭天皇　420, 422
皇親　422, 425, 451, 469
皇親政治　470
高祖(隋)　267
康僧会　204～206, 286, 302
高僧伝　210, 211, 234, 236, 237
皇太子摂政　454, 466
皇太神宮儀式帳　174
公地公民制　361
孝徳天皇　265, 350, 389, 390, 394, 398, 399, 402, 406～409
公民制　383
興福寺官務帳　238
古冠　393
後漢書　250
五行志　256
国老　258, 274
国造本紀　120
古語拾遺　5, 57, 77, 140, 147, 166, 272
故殺馬牛罪　251
越　61, 219, 321
越説　423
越国造　137
児島屯倉　99, 177, 180
巨勢朝臣奈弖麻呂　90
巨勢臣(許勢臣)　4, 8, 9, 43, 44, 52, 53, 60, 61, 64, 65, 69, 70, 71, 73, 75, 82, 84, 88～90, 116, 133, 134, 154, 243, 382, 416, 420, 469, 470
——稲持　53

Digitized by Google

公卿補任 79, 325, 405, 412
来履屯倉 180
草香部吉志大形 170
草壁吉士真跡 164
草壁皇子 418, 469, 474
公式令義解 447
医博士 216, 275
採薬師 216
久太僧 355
百済 20, 23, 26, 62, 105, 110, 152, 155, 156, 158, 159, 163～165, 167, 168, 215, 216, 243, 248, 249, 269, 275, 276, 280, 281, 303, 329, 437, 442
百済池 23
百済記 21, 55, 56, 57, 58, 62, 152, 153, 166
百済手部 224, 239
百済大井 465
百済王子恵 243, 408
百済大寺 219, 321
百済国使 441
百済王善光 354
百済王良虞 354
百済調使 442
百済明王(→聖明王) 392
百済人 22, 179, 180, 358
百済本記 59, 60, 61, 64, 110, 112, 154, 164, 168, 190, 246, 248, 249
口持臣 110, 111
国勝吉士水鶏 164
国社 295
国常立尊 451
国造 385, 457, 458
来目歌 348, 349, 355
来目の子ら 348, 349, 359
久米能摩伊刀比売 9, 82
来目皇子 156, 158, 168, 184
久米部 349, 359
久米僧 355
公羊伝 237
クラ 402
倉 401
鞍橋君 154
鞍作氏(村主・首) 202, 203, 217, 222, 233, 234, 235, 240
鞍部 224
鞍部首 223, 380
鞍部村主 196, 223, 224
——堅貴 223
——司馬達等 191～193, 198, 203, 208, 215, 225～227
——嶋 225, 226
——多須奈(多須那) 225, 226, 228～230, 282
——得志 265, 327
——徳積 233
——鳥 225, 226, 228, 231, 240, 247
蔵大臣 402, 412
倉臣 379
倉首 379
蔵職 144
倉連 379
倉梯(宮) 465
倉梯岡陵 312, 314, 401～402
倉橋天皇(崇峻天皇) 342
倉人 380
蔵部 144

Digitized by Google

伎楽儛　358
吉士赤鳩　61
——木蓮子　65
——磐金　159, 160, 161, 163
——金　65
——倉下　159～161, 163
紀氏系図　167
紀氏神社　84
魏志　35, 36, 460
魏志倭人伝　36
岸田朝臣　98
——葦手　119
岸田臣　9, 90, 97, 98, 133
——麿　98
奇瑞　270
儀制令　261
堅塩　395
北野神社　273
畿内　365, 376, 377, 388
木梨之軽太子　463
紀直　11, 23, 76, 134
紀(木)国造　11, 134
紀朝臣清人　64
紀(木・紀伊)臣　8, 9, 43, 44, 58～60, 63, 65, 69, 71, 75, 82, 84, 101～104, 108, 116, 133, 134, 165, 166, 373, 400, 416, 420, 470
——阿閇麻呂　63
——大人　63, 415, 417, 468
——大磐(生磐)(宿禰)　58, 59, 103, 153
——大音　106
——小鹿火(宿禰)　103, 120, 153, 167
——男麻呂(宿禰)　59, 63, 65, 69, 91, 121, 122, 158, 213, 440
——堅麻呂　63
——小弓(宿禰)　58, 63, 74, 103, 153
——角(宿禰)　9, 57, 58, 63, 74, 81, 102, 103, 120, 152, 153, 167, 400, 420
——真人　63
——麻利善拖　63, 119
——麻呂　395
——弓張　64
紀臣奈率　60
紀臣奈率弥麻沙　63
紀国(→紀伊国)　177, 180
紀皇女　418
吉備国　99, 180, 182, 305, 431, 435
吉備後国(→備後国)　180
吉備臣　110
吉備上道臣田狭　180
吉備下道臣前津屋　180
厩庫律　251, 272
宮城十二門　113
旧蘇我氏　402
宮廷寿歌　347, 459
牛馬　249, 250
経師　380
甕岐　164
去姓称名型　449
浄御原天皇(天武天皇)　401
錦冠　329
金官国　176, 386
欽明天皇　216, 279, 291, 329, 445
金庾信　331

く

探湯　23, 76, 459

Digitized by Google

加羅 56, 109
烏羽 60, 61, 155, 179, 436
韓人(百済人) 182, 388
韓人池 23
韓人大身狭屯倉 23
鴈の卵 7, 25, 28, 31～34, 459
軽池 23
軽皇子 326, 407, 468
軽部臣 9, 88, 90
——足瀬 90
軽部連 387
河音屯倉 180
川瀬舎人 261
河内直 110
西漢首 223
山西首 223, 380
河内守 236
河内国 32, 41, 85, 86, 90, 95, 98, 100, 101, 102, 109, 112, 113, 136, 173, 174, 179, 201, 224, 236, 238, 354, 362, 366, 378, 384, 401, 423
川神社 252
川造安麻呂 362
川辺臣(河辺臣) 9, 65, 81, 82, 90, 93, 94, 97, 106, 107, 118, 133, 160
——磐管 91, 93
——子首 92
——磯泊 91
——足人 119
——瓊缶 91, 105, 121
——諧受 86, 91
——麻呂 91
——百枝 92
——百依 91, 119
——湯麻呂 91, 93
河辺屯倉 98, 99
瓦師 222
川原寺 354, 405
冠位 352, 357, 413, 469, 474
冠位制 414, 471
元興寺 218, 226, 229, 239, 240, 466, 467
元興寺縁起 190～201, 211, 215, 220, 222, 226, 229, 234, 279, 284, 285, 307, 434
元興寺伽藍縁起并流記資財帳(→元興寺縁起) 171, 190, 387
神語 255, 256, 258, 274
官司制機構 383
漢書 183, 250, 251
観常 96
漢城 62, 216
漢神 253
巫部連 139
観勒 233, 276

## き

紀伊国(→紀国) 10, 40, 84, 90, 98, 99, 102, 182, 183, 251, 400, 410, 411
祈雨 250, 251, 253, 254
祈雨説話 258, 265, 268, 270
祈雨伝説 249～254
鵄鵲 259, 260, 261, 275
帰化氏族 361
伎楽 354

Digitized by Google

尾張浄足　355
音韻　346
音楽の流行　354
陰陽道　260, 266, 269, 271, 275, 276, 459

か

開化天皇　9, 134, 294, 296, 454, 455
下位氏族　82, 85, 91, 99, 101, 113, 117
甲斐国　118
懐風藻　424
戒法受学　439, 441
加賀国　114, 118, 370, 385
民部　114, 352, 413
歌曲保護政策　355
鹿坂王　17, 170
橿原市　365, 400
蚊島穏覚君　110, 111
炊屋姫皇后(→炊尾姫尊)　292, 298
炊屋姫尊(推古天皇)　439, 465
膳臣　7, 79, 122, 137, 470
——斑鳩　170
——大伴　116
——傾子　61, 115
——賀拖夫　69, 116, 122, 213, 440
——葉積　116
膳長屋　115
春日臣　213, 420
——藤子　131
——日抱　131
春日皇子　69, 122, 213, 440
上総国　363, 368, 377
父神　191, 281, 432, 434
語部　366, 367
葛城県　263, 315, 316, 333, 365
葛城臣　4, 8, 43～49, 58, 62～65, 67～74, 82, 84, 108, 116, 133, 142, 146, 380, 461, 472
——草田(宿禰)　45, 46, 77, 461
——烏奈良(烏那羅)　58, 65, 69, 122, 213, 440
——蝉蜩　68, 464
——黒比売　45, 46, 461
——襲津彦　26, 45, 49, 55, 56, 57, 58, 62, 63, 73, 75, 77, 78, 111, 146, 167, 175
——長江曾都毘古(→襲津彦)　9, 43, 81, 82, 107, 109, 112, 113, 118, 461
——玉田(宿禰)　8, 26, 66, 68, 175
——円(大使主)　48, 67, 68, 71, 73, 77, 139, 145, 460, 461
葛城山田直瑞子　178, 180, 182
葛城国造　178～179
葛城皇子　184
家伝　424
葛野首　17
河伯　249, 250, 251, 252
家父長的性格　379
鎌足伝　336, 341
神麻続部　366
上毛野君　420, 422
——八綱田　420
上筒之男命　421
上宮王　322
上宮大娘姫王　263, 264, 274, 321
髪長姫(髪長比売)　7, 22, 27
鴨君　306

Digitized by Google

——長徳(字馬飼) 120, 406, 409, 412, 416, 468
——糠手子 408
——毗羅夫 168, 440
——吹負 106, 416
——馬来田 416
——室屋 50, 103, 153, 223, 421, 464
大伴嬪小手子 312, 313, 442
大友皇子 415, 416, 417, 468
王度 286
王道良 216, 275
大中臣氏(→中臣連) 28
大嘗祭 391
大泊瀬(天皇) 244
大泊瀬皇子 104
大浜宿禰(阿曇連の祖) 147, 182
大毘古命 9, 116, 456
大彦命 133, 137, 175, 420～422
大生直 371
大生部多 256
王保孫 216, 275
大派王 321, 335
近江令 415
大三輪君 420, 460, 474
——大友主 15, 39, 148, 459
——逆 195, 296
大三輪神 420
大神部荒人 364, 375
大身狭(屯倉) 23, 99, 177, 182
大蕤媛 394, 418
大物主神(大物主大神) 148, 294, 295, 420, 455
大宅臣 87, 91, 94, 160
大宅諸姉 372
王柳貴 216, 275
大別王 217, 303
大別王寺 217
岡本天皇(舒明天皇) 329
息長宿禰王 446
息長足日広額天皇(舒明天皇) 390
訳語卯安那等 223
他田天皇(敏達天皇) 139, 195, 196, 199, 285
訳語田天皇(敏達天皇) 292
忍熊王 7, 17, 19, 29, 121, 170, 459
意等加斯費直 222, 223
弟猾 148
弟彦命 387
忍海首 223, 380
意奴弥首 223
小治田臣(小墾田臣) 9, 90, 97～99, 133, 356, 359
——麻呂 97
——猪手 97
小治田天皇(推古天皇) 220, 221
小墾田儛 354～356
小墾田宮 354, 355
小墾田屯倉 98, 99, 356
小治田連 99
小泊瀬造 109, 111
小長谷部 305
臣姓氏族 4, 177, 462, 463
麻続部 366, 367
祖子孺者 327, 369
尾張国 109, 113, 118, 173, 174, 181, 184, 236, 251, 354, 391
尾張国屯倉 375
尾張連 26, 76, 173, 174, 175, 181, 375
——吾襲 68, 175
——草香 175

Digitized by Google

江沼臣(江沼臣)　95, 113, 116, 133, 370, 385
——入鹿　114
——大海　114, 115
——裙代　115
江沼臣族乎加非　363, 370
江野財臣　8〜9, 43, 82, 114
蝦夷　321, 408
蝦夷・入鹿系　350, 402
蝦夷征討　11, 12, 29
延喜式　121, 183, 260, 272, 340
延喜式神名帳(→神名帳)　83, 87, 362, 363, 365
延暦僧録　341

## お

老人　256, 258, 259, 274
大海人皇子　93, 97, 203, 407, 413, 415
王有陵陀　216, 275
大兄　446
淡海朝臣　86
近江臣(淡海臣)　9, 85, 88, 118
——毛野　86
——満　86
近江脚身臣　87, 92, 94, 160
——飯蓋　86〜87, 91
近江国　85〜87, 118, 219, 225, 231, 251, 354
大鹿島(中臣連の遠祖)　456
意富芸多志比売　132, 136
大草香皇子　104, 105, 170
大草香部吉士　170
大国主神　295, 420
大来目部　453
大蔵　379, 401
大坂臣　385
王子　327, 368〜369
大河内直糠手　169, 436
王辰爾(船氏の祖)　60, 61, 155, 178, 179, 185, 431, 435〜437, 444, 450
応神天皇　459
大田皇女　394
意富多多泥古(——命・大田田根子)　148, 295, 306, 420, 455
王智仁　451
大市首　358
大市連　97
大市造小坂　440
大槻樹下の誓盟　391
大津宅倉　259
大津皇子　97, 418, 469
大伴連　4, 49, 52, 54, 58, 60, 68, 85, 87, 91, 94, 103, 104, 108, 126, 142, 160, 165, 166, 173, 183, 349, 380, 381, 409, 416, 420, 421, 453〜456, 460, 469, 472, 474
——磐　177
——馬飼　321
——談　58, 103, 153, 421, 423
——金村　50, 53, 141, 183, 423, 464, 465
——鯨　95
——醫　65, 105, 107, 122, 213
——咋　157, 158
——狭手彦　60, 154, 155, 177, 423
——武日　456
——武以　15, 39, 459

Digitized by Google

伊勢神宮 305, 327
伊声者・掖耶約 460
石上氏 400, 420
石上神宮 143, 456, 462
市の辺の忍歯の王 45, 77, 461
威徳王 243
因幡国 182, 371, 377
犬上君 170
犬上建部君 468
伊福部(廬城郡・五百木部) 366
新漢陶部高貴 223
忌部首子麻呂 390
伊予国 118
伊予国司 94
入鹿誅滅説話 329, 330
入鹿屯倉 174, 184
斎主 37
石日売命(磐之媛命) 45, 461
石姫(欽明天皇皇后) 131
磐余 465
磐余甕栗(宮) 464
允恭天皇 45, 47, 446, 461
陰陽五行思想(→陰陽道) 336

## う

上宮門 327, 368
上宮厩戸豊聡耳命(→聖徳太子) 451
蒐狭国造 453, 454
蒐狭津彦 453
蒐狭津媛 453, 454
氏長 359
氏上 352, 359, 389, 413
氏人 401
氏寺 331
氏の政治的結合 389
宇豆毘古 148
蒐田首 50, 51
楽人 216
内蔵 379, 401
内の朝臣 18, 32, 34
ウチノスクネ 24
采女 415, 421
采女直 371
鸕野讃良皇女(持統天皇) 356, 399, 418
優婆塞 372, 379
甘美内宿禰 8, 23, 29, 459
宇摩志麻遅命 420, 421
馬工連(馬御機連) 9, 100, 101
厩坂池 23
厩戸皇子 69, 122, 213, 288, 306, 315, 440, 441
厩戸豊聡耳皇子(——命) 221, 466
雲観 96

## え

慧遠 236
画部因斯羅我 223
恵慈 218
兄磯城・弟磯城 148, 295
恵善尼 191
恵聡 218, 222
慧達 236
越前国 90, 95, 109, 113, 114, 122, 251, 363, 370, 377
越前国司解 363, 370
越前国江沼郡山背郷計帳 114, 363, 370
越前国正税帳 113～115
越中国 118, 370

Digitized by Google

天押雲命　473
天押帯日子命　420～422
天忍日命　420, 421
天香子皇子(→穴穂部皇子)　291
天児屋命(天児屋根命)　37, 420, 473
天稚子命　453, 454, 473
天火明命　387
漢直　57, 96, 143, 326～328, 369, 379
漢人　55, 63, 224
漢人夜菩　191
漢部　224
有間皇子(有間皇子)　390, 409～411, 415
有間温湯　393
淡路島　374
淡路国　109, 112, 182, 354
阿波国　39, 118, 182, 363, 373, 374, 377
阿波国板野郡田上郷戸籍　363
安閑天皇　53, 70, 175
安康天皇　77, 339
安寧天皇　455

い

休留　259, 261
茅渟　261, 275
飯豊の郎女　77, 461
雷神　91, 92
伊賀臣　137, 175
伊賀説　423
伊賀国　93, 174, 175, 415
伊賀国山田郡司の女(宅子)　415
伊香色雄(物部連の祖)　295, 306
斑鳩寺(→法隆寺)　322, 330
斑鳩宮　73, 317, 322, 355, 388
壱岐直真根子　23
壱岐史韓国　106
生江臣　9, 95, 109, 113, 385
——東人　385
——智麻呂　113
的臣　9, 109, 110, 112, 114, 121, 122
——戸田(宿禰)　56, 109～111, 121
——盾人(宿禰)　109～111, 121
——真囓　110, 293, 439
伊久波神社　112
池辺直　196, 201～204, 234
——氷田　191, 193, 198, 201, 202, 208
池辺雙槻宮　465
伊邪那岐大神　421
五十狭茅宿禰(難波吉士の祖)　18, 170
伊耶本和気命(履中天皇)　143, 145, 462
石河　400, 401
石川朝臣木村　384, 401
——年足　366, 394, 412
——豊成　370, 394
——虫名　419
石川臣　396, 398～400, 403, 413, 419, 420, 421
石川石足　394, 417, 424
——名足　394
——宮麻呂　394
——安丸　394
石川宿禰　58, 146, 152, 428
石川・箭口　401
石工　380
石舞台古墳　238
壱須何神社　362, 366
和泉国　102, 107～108, 121, 203
出雲国　118, 148, 295, 456
伊勢国　90, 174, 175, 251, 261, 354
伊勢大神　264

Digitized by Google

# I 事　項

## あ


阿育王伝説 236
敢石部 366, 367
——小竹 367
青海の郎女 461
県主 457, 458
——族比都自 363, 369
阿芸那臣(阿岐奈臣) 9, 109, 113
——安継 114
浅妻首(阿沙都麻首) 223, 380
葦北国造 408
阿志都弥神社 87
一柱騰宮(あしひとつあがりのみや) 453
飛鳥 407
飛鳥板蓋宮 264, 410
飛鳥川原宮 410
飛鳥衣縫造 218, 238
飛鳥京 409
飛鳥寺(→法興寺) 222, 223, 227, 316, 331, 341, 342, 380, 392, 402
阿曇連 46, 94, 144～147, 160, 169, 182, 185, 233, 421, 462
——稲敷 148
——浜子 143
——比邏夫 92
東方儐従者 327, 369, 385
阿蘇君 174
阿蘇国造 174
阿蘇仍君 173, 174
他国神 212, 301
阿智王 201
阿斗桑市 158, 408, 423
阿斗河辺館 116
穴戸直践立 16
穴戸国司 73
阿那臣 385
穴穂部皇子 110, 112, 184, 282, 290～294, 296～299, 301, 305, 307, 313, 338, 438, 439, 440, 444, 445, 451
阿倍朝臣御主人 418, 470
阿倍臣 9, 54, 86, 137, 158, 173, 175, 177, 175, 181, 319, 328, 407, 408, 416, 421, 423, 456, 469
——内麻呂(→倉梯麻呂) 389, 391, 394, 406～410, 468
——小足媛 390, 407, 410
——倉梯麻呂(→内麻呂) 390, 407, 410
——鳥子(鳥) 157, 408
——人 213
——火麻呂 53, 141, 183, 465
——麻呂(摩呂) 185, 317
——目 408
阿倍皇女(のちの元明天皇) 399
阿閇臣 137
海部(海人) 148, 182
海部屯倉 99, 177～178, 180, 182
天語歌 255
甘樫岡 327
天社 295
天照大神 17, 37, 39


Digitized by Google

# 索　　引

## Ⅰ．事　　項

## Ⅱ．著　　者

### 凡　　例

1. 本書の理解の便をはかるため，Ⅰ事項・Ⅱ著者の二種の索引を作成した。Ⅰには氏姓名・人名・書名等を含めた。
2. 配列は原則として新仮名遣の五十音順によった。
3. ある章の全体に関係するような事項については，たとえば「第1部第1章（6—38)」のように示した。
4. 括弧内に矢印（⟶）によって指示した語彙は，当該事項に関連して参照すべき事項の意である。
5. 書名のうち，古事記・日本書紀については，数量が著しく多いので割愛した。

Digitized by Google

著者紹介
日野　昭（ひの　あきら）
1928年　岐阜県に生まれる
1951年　龍谷大学文学部卒業
（国史学専攻）
1954年　同　研究科卒業（同）
龍谷大学教授（文学部）文学博士

1971年9月5日　初版発行
1982年3月20日　2刷発行

著　者　日野　昭
発行者　永田文雄
印刷所　同朋舎
発行所　永田文昌堂
京都市下京区花屋町通西洞院西入
振替京都936番
電話371－6651番

Digitized by Google

Digitized by Google

Digitized by Google

**RETURN TO** **EAST ASIATIC LIBRARY**
208 Durant Hall 642-2556

| LOAN PERIOD 1<br>**1 MONTH** | 2 | 3 |
|---|---|---|
| 4 | 5 | 6 |

ALL BOOKS MAY BE RECALLED AFTER 7 DAYS

**DUE AS STAMPED BELOW**

MAY 2 1 1986
REC'D
APR 2 3 1986
E.A.L.

UNIVERSITY OF CALIFORNIA, BERKELEY
FORM NO. DD9, 38m, 4'77 BERKELEY, CA 94720

Digitized by Google

U.C. BERKELEY LIBRARIES
C078624949

Digitized by Google

B 4 403 105

Digitized by Google